

事 務 連 絡
令和8年7月30日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添6までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

また、令和8年3月5日付官報（号外第46号）に掲載された令和8年度診療報酬改定に伴う関係告示については、「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」（令和8年4月2日事務連絡）の別添7のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定である旨をお知らせしたところですが、当該事務連絡の別添7の一部について、本事務連絡の別添7のとおり改めます。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和8年3月5日保医発 0305 第7号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和8年3月5日保医発 0305 第8号）（別添3）
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和8年3月5日保医発 0305 第9号）（別添4）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
（令和8年3月27日保医発 0327 第2号）（別添5）
- ・「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」
（令和8年3月27日保医発 0327 第6号）（別添6）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第 1 章 基本診療料

第 2 部 入院料等

第 1 節 入院基本料

A 1 0 9 有床診療所療養病床入院基本料

(7) 「注 6」に規定する有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算は、急性期医療の後方病床を確保し、有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算は在宅患者や介護保険施設入所者等の状態が軽度悪化した際に入院医療を提供できる病床を確保することにより、急性期医療及び在宅での療養を支えることを目的として、有床診療所療養病床が有する以下のような機能を評価したものであり、転院、入院又は転棟した日から起算して 21 日を限度に算定できる。

ア 有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算については、急性期医療を担う病院の一般病棟に入院し、急性期治療を終えて一定程度状態が安定した患者を、速やかに有床診療所の一般療養病床が受け入れることにより、急性期医療を担う病院の後方支援を評価するものである。急性期医療を担う病院の一般病棟とは、具体的には、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料若しくは 10 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、地域一般入院基本料又は 13 対 1 入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）を算定する病棟であること。ただし、地域一般入院基本料又は 13 対 1 入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、「A 2 0 5」救急医療管理加算の届出を行っている場合に限るものとする。

イ 有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算については、介護保険施設、居住系施設等又は自宅で療養を継続している患者が、軽微な発熱や下痢等の症状をきたしたために入院医療を要する状態になった際に、有床診療所の療養病床が速やかに当該患者を受け入れる体制を有していること及び厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、入院時に治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行うことにより、自宅や介護保険施設等における療養の継続に係る後方支援を評価するものである。なお、当該加算を算定する療養病床を有する有床診療所に介護保険施設等が併設されている場合は、当該併設介護保険施設等から受け入れた患者については算定できないものとする。

① 算定不可（特定入院料は、包括されおとり別途算定不可という意味。）
● 50対1補助体制加算、75対1補助体制加算及び100対1補助体制加算に限る。
■ 精神科病棟を除く。
□ 母体・胎児室と治療室管理料に限る。

注2 急性期和年代別入院料加算5に限り、注3 200床未満で急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料を算定する病棟を有しない病院に限る。
注3 令和9年5月31日までの経過措置期間内限り算定可。
注4 短期滞在手術等基本料又はDPC付病院を除く。

● 重症感染症患者入院診療加算に限る。
★ 看護配置等による制限あり
△ A300の「注2」加算を算定しない場合に限る。
注 短期滞在手術等基本料又はDPC付病院を除く。

[illegible]

(別添 2)

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号)

別添 2

入院基本料等の施設基準等

第 1 入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）及び特定入院基本料を含む。）及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、次のとおりとする。

9 医科点数表第 1 章第 2 部通則第 11 号及び歯科点数表第 1 章第 2 部入院料等通則第 9 号に規定する基準

次のいずれかに該当する医療機関

(1) 令和 8 年 3 月 31 日時点で入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関

(2) 次のいずれかに該当する医療機関

① 令和 8 年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、5 分 5 厘（看護補助者、事務職員については、8 分）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関又は令和 9 年度の対象職員（医師・歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、8 分 7 厘（看護補助者、事務職員については、1 割 3 分 7 厘）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関

② 令和 8 年 3 月 31 日時点で外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ている有床診療所である保険医療機関

③ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出ている保険医療機関であって、令和 8 年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、2 分 3 厘に相当する水準以上のベア等を行った有床診療所である保険医療機関

(3) 令和 8 年 6 月 1 日以降に、新規開設した保険医療機関

(4) 令和 8 年 6 月 1 日以降に、無床診療所から有床診療所となった保険医療機関

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

病院である保険医療機関の入院基本料等に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。

4の2 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料、10対1入院基本料及び地域一般入院基本料（地域一般入院料1に限る。）に係る重症度、医療・看護必要度については、次の点に留意する。

- （7） 第2の1にある小規模な結核病棟を有し、一般病棟と併せて1看護単位としている病棟において、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定している場合、一般病棟と結核病棟とで重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれか同一の評価票を用いて別々に評価を行い、それぞれの病棟において(~~3~~2)及び(~~4~~5)の割合を満たすものとする。ただし、7対1入院基本料の結核病棟のみで重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準を満たせない場合に限り、両病棟全体で重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの評価を行い、一般病棟における重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準を満たすことで差し支えないものとする。

入院基本料等加算の施設基準等

第 26 の 5 入退院支援加算

1 入退院支援加算 1 に関する施設基準

- (5) 転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）の数が 25 以上であること。なお、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）又は専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料を除く。）を算定する病棟を有する場合は当該連携機関の数のうち 1 以上は保険医療機関（特定機能病院、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号）に定める第 3 「救命救急センター」又は第 4 「高度救命救急センター」を設置している保険医療機関及び「A 2 0 0」急性期総合体制加算に関する届出を行っている保険医療機関は除く）であること。また、地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室を有する場合は当該連携機関の数のうち 5 以上は介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者であること。

加えて、~~(2.3)~~又は~~(3.4)~~の職員と、それぞれの連携機関の職員が年 3 回以上の頻度で対面又はビデオ通話が可能な機器を用いて面会し、情報の共有等を行っていること。なお、面会には、個別の退院調整に係る面会等を含めて差し支えないが、年 3 回以上の面会の日付、担当者名、目的及び連携機関の名称等を一覧できるよう記録すること。

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

保険医療機関名 _____

1. 入院基本料・特定入院料の届出

届出入院基本料・特定入院料（届出区分） _____

☐ 病棟ごとの届出 ※（医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関の場合に限る）
（□には、該当する場合「✓」を記入のこと）

本届出の病棟数 _____ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

本届出の病床数 _____ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

☐ 入院基本料・特定入院料の届出区分の変更なし （□には、該当する場合「✓」を記入のこと）

2. 看護要員の配置に係る加算の届出

（新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。）

新規 届出	既 届出	項目名	新規 届出	既 届出	項目名
A101 療養病棟入院基本料			A103 精神病棟入院基本料		
☐	☐	注 12 夜間看護加算	☐	☐	注 7 イ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 13 看護補助・患者ケア体制充実加算 1	☐	☐	注 7 ロ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 13 看護補助・患者ケア体制充実加算 2	☐	☐	注 7 ハ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 13 看護補助・患者ケア体制充実加算 3	☐	☐	注 7 ニ 精神病棟看護・多職種協働加算
A104 特定機能病院入院基本料			☐	☐	注 7 ホ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 11 イ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 7 ヘ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 11 ロ 精神病棟看護・多職種協働加算	A106 障害者施設等入院基本料		
☐	☐	注 11 ハ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 9 看護補助加算
☐	☐	注 11 ニ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 10 看護補助・患者ケア体制充実加算 1
☐	☐	注 11 ホ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 10 看護補助・患者ケア体制充実加算 2
☐	☐	注 11 ヘ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 10 看護補助・患者ケア体制充実加算 3
A207-3 急性期看護補助体制加算			A207-4 看護職員夜間配置加算		
☐	☐	25 対 1（看護補助者 5 割以上）	☐	☐	12 対 1 配置加算 1
☐	☐	25 対 1（看護補助者 5 割未満）	☐	☐	12 対 1 配置加算 2
☐	☐	50 対 1	☐	☐	16 対 1 配置加算 1
☐	☐	75 対 1	☐	☐	16 対 1 配置加算 2
☐	☐	注 2 夜間 30 対 1	A213 看護配置加算		
☐	☐	注 2 夜間 50 対 1	☐	☐	看護配置加算
☐	☐	注 2 夜間 100 対 1	A214 看護補助加算		
A215 看護・多職種協働加算			☐	☐	看護補助加算 1
☐	☐	看護・多職種協働加算	☐	☐	看護補助加算 2
A304 地域包括医療病棟入院料			☐	☐	看護補助加算 3
☐	☐	注 6 25 対 1 看護補助体制加算（5 割以上）	☐	☐	注 2 夜間 75 対 1 看護補助加算
☐	☐	注 6 25 対 1 看護補助体制加算（5 割未満）	A307 小児入院医療管理料		
☐	☐	注 6 50 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 9 看護補助加算
☐	☐	注 6 75 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 10 看護補助体制充実加算
☐	☐	注 7 夜間 30 対 1 看護補助体制加算	A308-3 地域包括ケア病棟入院料		
☐	☐	注 7 夜間 50 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 3 看護職員配置加算
☐	☐	注 7 夜間 100 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 4 看護補助者配置加算
☐	☐	注 10 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1	☐	☐	注 5 看護補助・患者ケア体制充実加算 1
☐	☐	注 10 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 2	☐	☐	注 5 看護補助・患者ケア体制充実加算 2
☐	☐	注 10 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1	☐	☐	注 5 看護補助・患者ケア体制充実加算 3
☐	☐	注 10 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 2	☐	☐	注 8 看護職員夜間配置加算
A311 精神科救急急性期医療入院料			A311-2 精神科急性期治療病棟入院料		
☐	☐	注 4 看護職員夜間配置加算	☐	☐	注 4 精神病棟看護・多職種協働加算
A311-3 精神科救急・合併症入院料			A314 認知症治療病棟入院料		
☐	☐	注 4 看護職員夜間配置加算	☐	☐	注 2 認知症夜間対応加算

3. 入院患者の数及び看護要員の数

本様式の作成にあたっては、「入院基本料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い」別紙5を参照すること。

- ① 1日平均入院患者数〔A〕 _____人（算出期間 _____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日）
- ② 月平均1日当たり看護職員配置数 _____人 〔C／（日数×8）〕
（参考）1日看護職員配置数（必要数）： = 〔（A／配置区分の数）×3〕
- ③ 看護職員中の看護師の比率 _____%
- ④ 平均在院日数 _____日（算出期間 _____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日）
- ⑤ 夜勤時間帯（16時間） _____時 _____分 ～ _____時 _____分
- ⑥ 月平均夜勤時間数 _____時間 〔（D－E）／B〕
- ⑦ 月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数 _____人
（参考）最小必要数以上の看護職員配置数（必要数）： = 〔（A／50）×3〕
- ⑧ 月平均1日当たり看護補助者配置数 _____人
（参考）1日看護補助者配置数（必要数）： = 〔（A／配置区分の数）×3〕
- ⑨ 月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 _____人
（参考）夜間看護補助者配置数（必要数）： = 〔A／配置区分の数〕
- ⑩ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数 _____人 〔F／（日数×8）〕
（参考）主として事務的業務を行う看護補助者配置数（上限）： = 〔（A／200）×3〕
- ⑪ 月平均1日当たり看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 _____人
（参考）1日看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数（必要数）：
 = 〔（A／配置区分の数）×3〕
- ⑫ 月平均1日当たり看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数 _____人
（参考）1日看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数（必要数）：
 = 〔 {（A／10）＋（A／25）} ×3〕
- ⑬ 看護職員中の看護師の比率（看護・多職種協働加算等） _____%

4. 勤務実績表

種別※1	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態※2	看護補助者の業務※3	夜勤の有無		日付別の勤務時間数※6					月延べ勤務時間数	(再掲) 月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数 ※7
						(該当する「夜勤従事者」に○) ※4	数※5	1日 曜	2日 曜	3日 曜	…	日 曜		
看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
准看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
看護補助者				常勤・短時間・非常勤・兼務	事務的業務	有・無・夜専								
				常勤・短時間・非常勤・兼務	事務的業務	有・無・夜専								
その他				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
夜勤従事職員数の計						[B]	月延べ勤務時間数 (上段と中段の計)					[C]		
月延べ夜勤時間数						[D-E]	月延べ夜勤時間数 (中段の計)					[D]	[E]	
(再掲) 主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数の計											[F]			
1日看護職員配置数 (必要数)		[(A/配置区分の数) × 3]				月平均1日当たり看護職員配置数		[C / (日数 × 8)]						
主として事務的業務を行う看護補助者配置数 (上限)		[(A/200) × 3]				月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数		[F / (日数 × 8)]						

〔記載上の注意〕

- 「種別」(※1)は、看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び助産師は、看護師の欄に記載すること。精神病棟看護・多職種協働加算又は看護・多職種協働加算を届け出る場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床検査技師、精神保健福祉士及び公認心理師は、勤務実績表において「その他」欄に記載すること。
- 「雇用・勤務形態」(※2)は、短時間正職員の場合は「短時間」に、病棟と病棟以外(外来等)に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は「兼務」に○を記入すること。
- 「看護補助者の業務」(※3)は、看護補助者について、延べ勤務時間のうち院内規定で定めた事務的業務を行った時間が占める割合が5割以上の者は「事務的業務」に○を記入すること。
- 「夜勤の有無」(※4)は、夜勤専従者は「夜専」に○を記入すること。月当たりの夜勤時間が、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては16時間未満の者(短時間正職員においては12時間未満の者)、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外においては8時間未満の者は無に○を記入すること。夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者(夜勤専従者は含まない)は、「夜勤従事者数」(※5)に1を記入すること。ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月間の延べ夜勤時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む)で除して得た数を記入すること。看護職員と看護補助者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。

- ・ 「日付別の勤務時間数」(※6)は、上段は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。
- ・ 「月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数」(※7)は、次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。
 - ①夜勤専従者
 - ②急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては月当たりの夜勤時間が16時間未満の者（短時間正職員においては12時間未満の者）
 - ③急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては月当たりの夜勤時間が8時間未満の者
- ・ 地域移行機能強化病棟入院料を届け出る場合には、作業療法士及び精神保健福祉士を看護職員配置数に含めることができること。この場合、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士は、勤務実績表において准看護師として記入すること。
- ・ 特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は精神療養病棟入院料を届け出る場合には、「月平均1日当たり看護職員配置数」は「月平均1日当たり看護職員及び看護補助者配置数」、「1日看護職員配置数(必要数)」は「1日看護職員及び看護補助者配置数(必要数)」と読み替えること。この場合、看護職員数及び看護補助者数の合計が基準を満たすこと。

〔届出上の注意〕

- 1 届出前1か月の各病棟の勤務実績表を添付すること。
- 2 勤務体制及び申し送り時間を添付すること。
- 3 月平均夜勤時間超過減算を算定する場合には、看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。
- 4 夜勤時間特別入院基本料を算定する場合には、医療勤務環境改善支援センターに相談し、相談状況に関する書類及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。
- 5 夜間看護加算 (A101 療養病棟入院基本料の注12)→、看護補助・患者ケア体制充実加算看護補助体制充実加算 (A101 療養病棟入院基本料の注12→注13)、A207-4 看護職員夜間配置加算、看護補助・患者ケア体制充実加算看護職員夜間配置加算 (A304 地域包括医療病棟入院料の注10、A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注8、A311 精神科救急急性期医療入院料の注4、A311-3 精神科救急・合併症入院料の注4)は、常時16対1 (A207-4 看護職員夜間配置加算及びA304 地域包括医療病棟入院料の注10は、12対1の場合も含む。)を満たす必要があるため、日々の入院患者数によって夜間の看護配置数が異なるものである。そのため、届出の際には、届出前1か月の日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類（様式9の2を参照）を添付すること。

様式13

急性期総合体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 通則に関する事項

1 届出加算 (該当するいずれか 1つに✓を記載)	☐ 急性期総合体制加算 1 ☐ 急性期総合体制加算 2 ☐ 急性期総合体制加算 3 ☐ 急性期総合体制加算 4 ☐ 急性期総合体制加算 5																			
2 外来縮小体制 (ア又はイのいずれ か該当するものに○ を記載)	ア (1)を満たし、かつ、(2)又は(3)のいずれかを満たす <table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 685 539 730">☐</td><td data-bbox="539 685 1434 730">(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 730 539 775">☐</td><td data-bbox="539 730 1434 775">(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 775 539 1496" rowspan="7"> 記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を </td><td data-bbox="539 775 1434 819">① 初診の患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 819 1434 864">② 再診の患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 864 1434 909">③ 紹介患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 909 1434 954">④ 逆紹介患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 954 1434 999">⑤ 救急患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 999 1434 1043">⑥ 紹介割合 $(③+⑤) \div ① \times 100$ () %</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1043 1434 1088">⑦ 逆紹介割合 $④ \div (①+②) \times 1,000$ () %</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1111 539 1155">☐</td><td data-bbox="539 1111 1434 1155">(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1155 539 1496" rowspan="4"> 記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を </td><td data-bbox="539 1155 1434 1200">① 総退院患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1200 1434 1290">② 診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1290 1434 1402">③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1402 1434 1496">④ 診療情報提供料等を算定する割合 $(②+③) \div ① \times 10$ () 割</td></tr> </table> イ 紹介受診重点医療機関である。	☐	(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している	☐	(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上	記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を	① 初診の患者数 () 名	② 再診の患者数 () 名	③ 紹介患者数 () 名	④ 逆紹介患者数 () 名	⑤ 救急患者数 () 名	⑥ 紹介割合 $(③+⑤) \div ① \times 100$ () %	⑦ 逆紹介割合 $④ \div (①+②) \times 1,000$ () %	☐	(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上	記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を	① 総退院患者数 () 件	② 診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件	③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数 () 件	④ 診療情報提供料等を算定する割合 $(②+③) \div ① \times 10$ () 割
☐	(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している																			
☐	(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上																			
記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を	① 初診の患者数 () 名																			
	② 再診の患者数 () 名																			
	③ 紹介患者数 () 名																			
	④ 逆紹介患者数 () 名																			
	⑤ 救急患者数 () 名																			
	⑥ 紹介割合 $(③+⑤) \div ① \times 100$ () %																			
	⑦ 逆紹介割合 $④ \div (①+②) \times 1,000$ () %																			
☐	(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上																			
記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を	① 総退院患者数 () 件																			
	② 診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件																			
	③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数 () 件																			
	④ 診療情報提供料等を算定する割合 $(②+③) \div ① \times 10$ () 割																			
3 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (以下の場合を除き様式13の2に記載)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 1585 1131 1630">直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合</td><td data-bbox="1131 1585 1434 1630">☐ 届出を省略</td></tr> </table>	直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合	☐ 届出を省略																	
直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合	☐ 届出を省略																			
4 入退院支援 (該当する□に ✓を記載)	☐ 入退院支援加算1の届出を行っている ☐ 入退院支援加算2の届出を行っている																			
5 画像診断・検査体制	☐ 24時間の画像診断及び検査体制を有する																			
6 調剤体制	☐ 薬剤師が当直を行うことによる24時間の調剤体制を有する																			

7 禁煙の取扱い (該当する全ての□に✓を記載)	☐ 敷地内禁煙 ☐ 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示している ☐ 敷地内に喫煙所を設けている。 (該当する全ての□に✓を記載) <table border="1" data-bbox="470 414 1433 645"> <tr> <td data-bbox="470 414 582 645">算定病棟</td> <td data-bbox="582 414 1433 645"> ☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料 </td> </tr> </table> ☐ 喫煙場所から非喫煙場所に煙が流れないような措置をしている ☐ 喫煙・禁煙区域を明確に表示し、周知・理解・協力を求める ☐ 喫煙可能区域に未成年者・妊婦が立ち入らないよう、措置を講ずる 具体的な措置 ()	算定病棟	☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料
算定病棟	☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料		
8 他の入院料等の届出状況等	以下のいずれかに該当すること ☐ 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない ☐ 平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている（急性期総合体制加算5を算定する場合に限る） ☐ 人口20万人未満の地域に所在する地域最多救急病院 ☐ 地域包括医療病棟入院料の届出を行っていない ☐ 同一建物内における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又介護医療院を設置していない。（平成30年3月31日時点で総合入院体制加算に係る届出を行っており、当該施設（介護医療院を除く。）を設置している場合は、当該施設を維持することができる。） ☐ 特定の保険薬局との間で不動産の賃貸借取引等の特別な関係がない。（令和6年3月31日以前から賃貸借取引関係にある場合の関係を除く。）		

2. 各加算区分に係る事項

9 総合性 (該当する全ての空欄、□に✓を記載し、該当する記号に○を記載)	☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 小児科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 産科又は産婦人科 ☐ 地域医療構想調整会議で合意を得た上で、小児科、産科又は産婦人科に係る入院医療提供がない (該当する場合は、合意を得た会議の概要を提出すること) 当該医療機関の担当精神科医氏名 ()
---	--

(加算 1、2 の届出はア、加算 3、4 の届出はア又はイ、加算 5 の届出はアからウのいずれかを満たすこと)	連携保険医療機関の名称 ()	
	連携保険医療機関の担当精神科医師名 ()	
	ア 以下のいずれかの入院料を届出しており、現に精神疾患患者の入院を受けれている (該当する入院料の□に✓を記載)	
	☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 児童・思春期精神科入院医療管理料 ☐ 精神科地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料	
	上記入院料の届出時合計入院患者数	() 人
(加算 1 はア、加算 2 はイ、加算 3 はウ、加算 4 はエ、加算 5 はオを満たすこと)	イ 以下の①、②のいずれも満たす	
	ウ 以下の①、②のいずれかを満たす	
	① 以下のいずれかを届け出ていること	
	☐ 精神科リエゾンチーム加算 ☐ 認知症ケア加算 1	
	② 以下の加算の算定件数が、合計20件／年以上	
	☐ 精神疾患診療体制加算 2 年間算定件数 () 件	
	☐ 入院精神療法 (救急患者に対し入院 3 日以内に実施されたものに限る) 年間算定件数 () 件	
	☐ 救急救命入院料の「注 2」に規定する精神疾患診断治療初回加算 (救急患者に対し入院 3 日以内に実施されたものに限る) 年間算定件数 () 件	
	全身麻酔手術件数 () 件	
	オ ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち 6 つ以上 ・⑧及び⑨をいずれも満たすこと	
イ ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち 4 つ以上 ・⑧及び又は⑨をいずれも満たすこと		
ウ ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち 5 つ以上をいずれも満たすこと		
エ ・以下の①～⑦のうち 3 つ以上 ・⑧又は⑨をいずれも満たすこと		
オ ・全身麻酔手術件数800件以上 (地域最多救急病院を除く) ・以下の①～⑧及び⑩のうち 2 つ以上をいずれも満たすこと		

	① 悪性腫瘍手術 400件以上 ② 腹腔鏡下又は胸腔鏡下手術 400件以上 ③ 心臓カテーテル法手術 200件以上 ④ 心臓胸部大血管手術 60件以上 (ア又はウを満たす場合は100件以上) ⑤ 消化管内視鏡手術 600件以上 ⑥ 脳神経外科手術 50件以上 (オを満たす場合、地域最多救急病院では経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は超急性期脳卒中加算の合計10件以上を満たすことで差支えない) ⑦ 放射線治療(対外照射法) 200例以上 ⑧ 分娩件数 100件以上 ⑨ 6歳未満乳幼児手術 40件以上 ⑩ 医療提供機能連携確保加算の届出 (地域最多救急病院であって、外来・在宅診療体制の確保に係る診療実績を当該保険医療機関が所在する二次医療圏で満たす場合に限る)
11 救急体制 (加算1, 2はア及びイ、加算3, 4, 5はア及びウを満たすこと)	ア 救急時医療情報閲覧機能を有していること イ 以下のいずれかを満たしていること ☐ 救命救急センター ☐ 高度救命救急センター ウ 以下のいずれかを満たしていること ☐ 第2次救急医療機関 ☐ 救命救急センター ☐ 高度救命救急センター ☐ 総合周産期母子医療センター ☐ その他上記と同様に24時間の救急患者を受け入れている
12 入院患者の病状の急変の兆候を捉えて対応する体制 (加算1～4において満たすこと)	ア 院内迅速対応チームの構成員(救急又は集中治療の経験を有し、所定の研修を修了した者の名前を記載すること。) ・医師： ・専任の看護師： イ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応状況に関する改善の必要性等について提言するための責任者名： ウ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者に対する対応方法に係るマニュアルを整備し、職員に遵守させている。 ☐

	エ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応の改善に関する委員会又は会議の開催日： うち、イの責任者の出席日： オ 院内講習の開催日（開催予定日）： 1 回目 月 日 2 回目 月 日
13 退院に係る状況等 (加算 1～4 において満たすこと)	以下のいずれも満たすこと。 ☐ 一般病棟における平均在院日数が14日以内であること。 () 日 (小数点第一位まで) ☐ 一般病棟の退棟患者（退院患者を含む）に占める、同一の保険医療機関の一般病棟以外の病棟に転棟したものの割合が 1 割未満であること。 () 割
14 感染対策 (加算 1～4 において満たすこと)	☐ 感染対策向上加算 1 の届出を行っている。
15 高度急性期医療の提供 (加算 1～4 において満たすこと)	以下のうち届け出ている入院料に✓を記載すること ☐ 救命救急入院料 ☐ 特定集中治療室管理料 ☐ ハイケアユニット入院医療管理料 ☐ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ☐ 小児特定集中治療室管理料 ☐ 新生児特定集中治療室管理料 ☐ 総合周産期特定集中治療室管理料 ☐ 新生児治療回復室入院医療管理料
16 他の入院料の届出状況 (加算 1～4 において満たすこと)	☐ 以下の③の割合が 9 割以上であること。 ① 一般病棟の病床数の合計 () 床 ② 許可病床数の総数から結核病棟入院基本料、精神科病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料（7 対 1 入院基本料及び10対 1 入院基本料に限る）、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料及び地域移行機能強化病棟入院料を除いた病床数 () 床 ③ $(① \div ②) \times 10$ () 割
17 外部評価 (加算 1～4 において満たすこと)	以下の該当する□に✓を記載すること ☐ 日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている ☐ 上記に準ずる評価を受けている 具体的に受けている評価内容 ()

2 「2」の「ア」の(2)において、「初診の患者数」「再診の患者数」「紹介患者数」「逆紹介患者数」「救急患者数」「紹介割合」「逆紹介割合」については区分番号「A000」初診料の「注2」及び「注3」並びに区分番号「A002」外来診療料の「注2」及び「注3」に規定する算出方法を用いること。

3 各実績において「年間」とは、前年度4月1日～3月31日の期間を指す。

4 様式6及び様式13の2を添付すること。

(別添 3)

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)

別添 1

特掲診療料の施設基準等

第 57 の 10 の 1 の 1 の 2 人工関節置換術（人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）に限る。）

1 人工関節置換術（人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）に限る。）に関する施設基準

(1) 整形外科を標榜している~~病院~~保険医療機関であること。

第 106 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

2 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注 5 及び注 6 に関する施設基準

以下のいずれかに該当する保険医療機関であること。

(1) 令和 8 年 3 月 31 日時点において外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 又は入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関

機能強化型在宅療養支援診療所・病院及び在宅医療充実体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 届出区分 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)		1. 「第9」の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所 (単独型機能強化型) 2. 「第9」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所 (連携型機能強化型ア) 3. 「第9」の1の(2)のイに規定する在宅療養支援診療所 (連携型機能強化型イ) 4. 「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院 (単独型機能強化型) 5. 「第14の2」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援病院 (連携型機能強化型)	
2. 直近1年間の緊急の往診の実績等			
(実績の期間)		年 月 日 ~ 年 月 日	
① 緊急の往診の実績		件	
(1. で「2」、「3」又は「5」を選択した場合)連携保険医療機関の緊急の往診の実績の合計		件	
② (1. で「4」又は「5」を選択した場合)在宅療養支援診療所等からの要請により患者の緊急の受入れを行った実績		件	
③ (1. で「4」又は「5」を選択した場合)在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入れを行う病床を常に確保しているか。		該当 ・ 非該当	
④ (1. で「4」又は「5」を選択した場合)地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ているか。		該当 ・ 非該当	
3. 直近1年間の看取り等の実績			
(実績の期間)		年 月 日 ~ 年 月 日	
① 看取りの実績		件	
(1. で「2」、「3」又は「5」を選択した場合)連携保険医療機関の看取りの実績の合計		件	
② 15歳未満の超重症児及び準超重症児に対する在宅診療実績		件	
4. 直近の5月から7月に実施した訪問診療の実績		回	

[記載上の留意事項]

- 1 「2」の①の緊急の往診とは、「C000」の注1に規定する緊急又は夜間、深夜若しくは休日に行う往診のことをいう。
- 2 「3」の②の実績には、3回以上の定期的な訪問診療を実施し、「C002」在宅時医学総合管理料又は「C002-2」施設入居時等医学総合管理料を算定している場合に限り、含むことができる。なお、あらかじめ聴取した患者・家族の意向に基づき、緊急時の入院受入機関で7日以内の入院を経て死亡した患者に対し、当該診療所が、当該入院日を含む直近6月間において訪問診療を実施していた場合も、在宅における看取りの実績に含めることができる。
- 3 「4」の実績が2,100回を超える届出医療機関にあっては、次年の1月までに在宅データ提出加算に係る届出を行うこと。

1. 人員等の体制について	
① 在宅医療を担当する医師の常勤換算数	名
② 届出医療機関が単独で、24時間の直接連絡を受ける体制及び24時間往診が可能な体制を確保しているか。(該当するいずれか1つを○で囲むこと)	該当 ・ 非該当
2. 緩和ケアの提供体制について	
① 緩和ケアに係る研修を受けた医師の氏名	
② 緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が10件以上の保険医療機関において、3か月以上の勤務歴がある医師について	
氏名	
勤務を行った保険医療機関名	
勤務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
③ 過去に、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を5件以上実施した経験のある常勤の医師の氏名	
④ 実績に係る要件	
(実績の期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
(a) 直近1年間に、自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した患者数	名
(b) 直近1年間にオピオイド系鎮痛薬を投与した患者数	名
3. 直近1年間における、重症患者の診療状況について	
(算出に係る期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
① 在宅時医学総合管理料を算定した患者の延べ診療月数	月
② 施設入居時等医学総合管理料を算定した患者の延べ診療月数	月
③ ①又は②のうち、「別に厚生労働大臣が定める状態の患者」の延べ診療月数	月
④ ①又は②のうち、ターミナルケア加算、看取り加算又は死亡診断加算を算定した患者の延べ診療月数	月
⑤ 在宅がん医療総合診療料を算定した患者の延べ診療月数	月
⑥ 重症患者の割合 $[(③+④+⑤)/(①+②+⑤)] \times 100$	%
⑦ 適切なケアを行う重度の認知症患者(認知症自立度Ⅳ又はMで関係機関等と適切な連携等を行った患者)の延べ診療月数	月
⑧ ⑦のうち、在宅時医学総合管理料を算定する患者の延べ診療月数	月
⑨ 重度の認知症患者の割合(全体) $[(⑦)/(①+②+⑤)]$	%
⑩ 重度の認知症患者の割合(在医総管を算定する患者) $[(⑧)/(①+②+⑤)]$	%
⑪ ~~⑤~~ ~~⑥~~ が20%以上かつ(⑨が8%以上かつ⑩が4%以上の場合は、15%以上か)	該当 ・ 非該当

4. 重症患者の診療体制について	
① 訪問診療を実施する患者の実人数 ※ 以下のいずれかに該当する患者については、それぞれ70人を上限として、1人を0.5人とみなして計算することができる。 ○ 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の単一建物診療患者が2人以上の場合の点数を算定する患者 ○ 月1回訪問診療を行っている患者	名
② 訪問診療を担当する時間について常勤換算した、在宅医療を担当する医師数	名
③ 医師1人当たりの診療患者数【①／②】	
④ ③が100以下か。	該当 ・ 非該当
5. 医師等の教育体制について	
過去2年度以内に受け入れた実績があるものについて、その期間を記載すること。	
① 大学の医学部医学科の単位認定を目的とした地域医療実習生	年 月 日 ～ 年 月 日
② 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設として、地域医療の研修を目的とした研修医	年 月 日 ～ 年 月 日
③ 内科領域、総合診療領域又は小児科領域の専門研修基幹施設又は専門研修連携施設として、専門研修を目的とした専攻医	年 月 日 ～ 年 月 日
④ 卒業後に都道府県内で一定期間医師として就業する契約を当該都道府県と締結している医師又はこれに準ずる医師(研修医を含む。)	年 月 日 ～ 年 月 日

〔記載上の留意事項〕

- 「2. 在宅医療充実体制加算の届出について」については、届出の有無について選択し、届出にあたって必要な事項を記載すること。
- 「3」の③の別に厚生労働大臣が定める状態の患者とは、別表第8の2に該当する患者を指す。
- 「4」の②の訪問診療を担当する時間とは、訪問診療を実施することを予定していた時間とし、外来診療を行う時間や臨時の往診に向かう時間を含めないこと。また、在宅医療充実体制加算の届出に当たっては、在宅医療を担当する医師ごとの訪問診療を実施する時間帯がわかる勤務表等を添付すること。
- 「5」について、実際に医師等を受け入れた期間のわかる書類を添付すること。

人工関節置換術（人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）に限る。）に関する施設基準に係る届出書添付書類

1	標榜診療科	
	整形外科 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)	1 : 有 2 : 無
2	整形外科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師の氏名等 (1名以上)	
	常勤医師 1	
	氏名	
	勤務時間	時間
	整形外科の経験年数	年
	常勤医師 2	
	氏名	
	勤務時間	時間
	整形外科の経験年数	年
3	人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）を術者として10例以上実施した経験を有する医師の氏名等（1名以上）	
	医師 1	
	氏名	
	勤務形態	1 : 常勤 2 : 非常勤
	当該手術の経験症例数	例
	医師 2	
	氏名	
	勤務形態	1 : 常勤 2 : 非常勤
	当該手術の経験症例数	例

〔記載上の注意〕

1 「2」の常勤医師の勤務時間は、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記載すること。

2 「3」の当該手術の経験症例数は、術者として実施した症例数を記載すること。また、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を別添2の様式52により添付すること。

~~3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。~~

様式87の3の1

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

〔届出区分について〕

1 当該保険薬局における調剤基本料の区分 (いずれかに○)	調剤基本料の区分		
	()	調剤基本料 1	
	()	調剤基本料 2	
	()	調剤基本料 3－イ	
	()	調剤基本料 3－ロ	
	()	調剤基本料 3－ハ	
	()	特別調剤基本料 A	
2 当該保険薬局における地域支援・医薬品供給対応体制加算の区分等 (いずれかに○)	地域支援・医薬品供給対応体制加算の区分		提出が必要な様式
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	本様式のみ
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 2	様式87の3の1（本様式）及び様式87の3の2
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 4	
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 5	

〔地域支援・医薬品供給対応体制加算1への該当性について（加算1～5共通）〕

3 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制	
ア 医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行っている	☐ 該当
イ 他の保険薬局に医薬品を分譲した実績がある	☐ 該当
ウ 供給不安等により調剤できない場合には適切に対応している	☐ 該当
エ 原則として単品単価交渉している（様式85「妥結率等に係る報告書」を提出している）	☐ 該当
オ 適正な在庫を確保し、頻回配送や緊急配送を控える	☐ 該当
カ 在庫調整等を目的とした返品を控える	☐ 該当
キ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を掲示している	☐ 該当
ク 後発医薬品の調剤割合が85%以上である	☐ 該当
4 全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合	
期間	年 月 ～ 年 月
後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量（①）	
後発医薬品の規格単位数量（②）	
後発医薬品の調剤割合（②／①）（％）	％

〔地域支援・医薬品供給対応体制加算2から5までへの該当性について〕

5 地域における医薬品等の供給拠点としての体制		
ア 備蓄品目数 (年 月現在)		品目
イ 地域の保険医療機関又は保険薬局（同一グループの保険薬局を除く。）に対して在庫状況の共有、医薬品の融通の実施	☐ あり	
ウ 医療材料及び衛生材料を供給できる体制	☐ あり	
エ 麻薬小売業者免許の取得	(免許証の番号を記載：)	
オ 当該保険薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供ができる体制	☐ あり	
カ 調剤室面積が16m ² 以上である (令和8年6月以降に開設、改築又は増築した保険薬局のみ記載)	☐ あり	開設日： 改築日： 増築日：

[illegible]

8 医療安全に関する取組の実施	
ア 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）への登録 （薬局が登録した登録番号を記載すること）	登録証明書番号 （ ）
イ 常に最新の医薬品緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全情報等の医薬品情報の収集、自局の保険薬剤師への周知	☐ あり
ウ プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の実施	☐ あり
エ 副作用報告に係る手順書の作成と報告実施体制	☐ あり
9 服薬管理指導料の注1に係る届出（かかりつけ薬剤師）	☐ あり
10 管理薬剤師	
①氏名	
②保険薬局勤務経験年数	年
③週あたりの勤務時間	時間
④当該薬局在籍年数	年
11 薬局における薬学的管理指導に必要な体制及び機能の整備	☐ 薬学的管理指導等に係る職員研修の計画の作成と実施 ☐ 定期的な外部の学術研修の受講 ☐ 職員の薬学等に関する団体等による研修認定の取得の奨励 ☐ 職員の医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表の奨励 ☐ その他（ ）
12 薬局における薬学的管理指導に必要な体制及び機能の整備状況	☐ あり
13 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 （パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有する等）	☐ あり
14 地域医療に関連する取組の実施	
ア 要指導医薬品及び一般用医薬品の備蓄・販売（基本的な48薬効群）	☐ あり
イ 健康相談、生活習慣等に係る相談の実施	☐ あり
ウ 緊急避妊薬を備蓄し、調剤又は販売する体制	☐ あり
エ 当該保険薬局が敷地内禁煙であること	☐ あり
オ 薬局等においてたばこ又は喫煙器具を販売していないこと	☐ していない
カ セルフメディケーション関連機器を設置している	☐ あり
キ 薬事未承認の研究用試薬又は検査サービスの販売等をしていない	☐ していない

【記載上の注意】

- 「1」については、当該保険薬局における調剤基本料の区分に該当するもの1つに○をすること。
- 「2」については、当該保険薬局における届出に係る地域支援・医薬品供給対応体制加算の区分に該当するもの1つに○をすること。
- 「3」のクについては、当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量を合算した数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合をいう。
- 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、~~「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」~~
~~（令和8年3月5日保医発0305第2号）~~~~「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」~~（令和8年3月5日保医発0305第12号）を参照すること。
- 「5」の力について、令和8年6月以降に開設、改築又は増築した保険薬局においては、調剤室面積がわかる文書（見取り図等）を添付すること。
- 「6」のイの他の保険薬局との連携については、地域薬剤師会等の当番・輪番に参加している場合は、その旨を記載すること。
- 「6」のエについては、地域の行政機関又は地域の薬剤師会から公表されていることが確認できる資料を添付すること。
- 「8」のウの「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」について、薬局機能情報提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として都道府県に報告している場合に「あり」とすること。
- 「8」のエについては、当該手順書の写しを添付すること。
- 「10」の②の「保険薬局勤務経験年数」については、当該保険薬剤師の保険薬局勤務年数を記載すること。③の「週あたりの勤務時間」については、当該保険薬剤師の1週間あたりの平均勤務時間を記載すること。④「在籍年数」については、当該保険薬局に勤務しはじめてから、届出時までの当該保険薬剤師の在籍期間を記載すること。
- 「11」については、当該保険薬局における職員等に対する研修実施計画及び実施実績等を示す文書を添付すること
- 「14」のエについては、保険薬局が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険薬局の保有又は借用している部分が禁煙であること。
- 「14」の力の「セルフメディケーション関連機器」とは、次に掲げるものの中から3つ以上設置している場合に「あり」とすること。

- ① 体重計
- ② 体温計
- ③ 血圧測定器
- ④ 体組成計（体脂肪率、BMI等を含むもの）
- ⑤ 血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）
- ⑥ 握力計
- ⑦ 骨密度測定器
- ⑧ 心電計

外科医療確保特別加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 算定を行う診療科名 (対象となる診療科名を全て記載)	() 科
2 届出状況 (該当するいずれか1つに✓を記載)	☐ 「A104」特定機能病院入院基本料 ☐ 「A200」急性期総合体制加算
3 長時間・高難度手術の年間手術件数 (届出前年1月～12月の1年間の実績 又は 新規届出の場合は届出前12月の実績)	() 件
4 勤務環境の整備状況 (対象となる全ての診療科の状況を記載)	
診療科名	() 科
常勤医師数	() 名
うち、当該診療科の経験が5年以上の常勤医師数	() 名
勤務体制 (いずれか1つに✓を記載)	☐ チーム制 ☐ 交代勤務制
勤務間インターバルの確保	☐
診療科名	() 科
常勤医師数	() 名
うち、当該診療科の経験が5年以上の常勤医師数	() 名
勤務体制 (いずれか1つに✓を記載)	☐ チーム制 ☐ 交代勤務制
勤務間インターバルの確保	☐
5 他の医療機関との連携 (該当する全ての□に✓を記載)	☐ 地域の他の保険医療機関と、対象手術の実施体制・術後フォローアップ体制等について、事前に協議を行っている ☐ 届出医療機関及び当該他の保険医療機関において、協議内容を公表し、対象となる患者に説明を行っている
6 研修体制の整備	☐ 対象診療科の専門研修体制が整備されている
7 対象診療科における処遇に係る配慮	
地域医療体制確保加算2において、対象診療科の処遇への配慮を実施	☐ 実施している ☐ 実施していない
加算総額に占める手当額の割合	() %以上
うち常勤医師への支給割合	() %以上

〔記載上の注意〕

- 1 外科医療確保特別加算の対象手術を主として実施する診療科名を全て記載すること。
- 2 「3」については、届出を行う年度の前年1年間（令和8年度に届け出る場合は、令和7年1月～令和7年12月の1年間、**又は新規届出の場合は届出前12月**）の対象手術の実施件数を記載すること。

3 「4」の常勤医師数については、対象となる全ての診療科において、当該診療科の経験を5年以上有する常勤医師数の合計が6名以上であること。

4 「7」の加算総額の手当の割合については、届出時には予定の割合を記載し、加算算定後は、現に記載の割合以上の手当を支給すること。

看護職員処遇改善評価料

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）

入院ベースアップ評価料

「賃金改善実績報告書 ・賃金改善中間報告書」

1. 「看護職員処遇改善評価料」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」（「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を含む）、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」（「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」を含む）及び「入院ベースアップ評価料」を算定する医療機関については、別添1の「実績報告書・中間報告書」を提出すること。
2. 法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関において、保険医療機関の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添2「実績報告書・中間報告書（法人）」を用いること。

(令和 年度分)

保険医療機関コード

保険医療機関名

I. 提出書類の種類 ※どちらか1つを選択してください。

- ☐ 賃金改善中間報告書
- ☐ 賃金改善実績報告書

II. 報告する医療機関種別 ※どちらか1つを選択してください。

- ☐ 病院及び診療所
- ☐ 歯科診療所

III. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 月

- ※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。
- ※ (中間報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間(2)と同じ期間を記載すること。
- ※ (実績報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合には、遡及して賃金改善を実施した期間を算定した期間(2)ではなく、充当した期間(4月~翌年3月)を記載すること。

- (1) - 2 (中間報告書のみ) 令和8年度又は令和9年度の6月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック

※ 令和8年度又は令和9年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 月

III-2. (中間報告書のみ) 条例改正等が必要なため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

- (i) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック
- (ii) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要なため ☐ その他の事由 ※どちらか1つを選択してください。
- (理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください)

IV-1. ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(※) 賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関	
(3) 看護職員処遇改善評価料による収入の実績額	円
※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)	
※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。	
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による収入の実績額	円
(5) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による収入の実績額	円
(6) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額	円
(7) ベースアップ評価料等による収入の実績額【(4)+(5)+(6)】	円

- ※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)
- ※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。

Ⅳ－１－１．ベースアップ評価料等による収入の繰越状況

(８) 前年度からの繰越額（令和８年度分報告時のみ記載）		円
------------------------------	--	---

Ⅳ－２．ベースアップ評価料等による収入の実績額（総計）

(９) ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（７）＋（８）】		円
--	--	---

- 以下、基本給等総額については **１か月当たりの額** を記載してください。（該当ない場合は０と記載）
- ※ 「基本給等総額」とは、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等の特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
 - ※ 「ペア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。
 - ※ （15）のペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の**増加分の総額**を記載すること。
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。
 - ※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は０と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅴ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(12) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ペア実績額）（１ヶ月分）【（11）－（12）】		円
(14) ペア等による賃金増率【（13）÷（12）】		%
(15) 上記（13）以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（１）の全期間】（該当ない場合は０と記載）		円

Ⅴ－２．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(18) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ペア実績額）（１ヶ月分）【（17）－（18）】		円
(20) ペア等による賃金増率【（19）÷（18）】		%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(22) 前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅴ－３．40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(23) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(24) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(25) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(26) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ペア実績額）（１ヶ月分）【（24）－（25）】		円
(27) ペア等による賃金増率【（26）÷（25）】		%
(28) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(29) 前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅴ－４．事務職員の基本給等に係る事項

(30) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(31) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(32) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(33) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ペア実績額）（１ヶ月分）【（31）－（32）】		円
(34) ペア等による賃金増率【（33）÷（32）】		%
(35) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(36) 前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅴ－５．看護補助者の基本給等総額に係る事項

(37) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(38) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(39) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(40) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ペア実績額）（１ヶ月分）【（38）－（39）】		円
(41) ペア等による賃金増率【（40）÷（39）】		%
(42) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(43) 前年度の賞与の支給月数		か月

V-6. 薬剤師の基本給等総額に係る事項

(44) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(45) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(46) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(47) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（45）－（46）】		円
(48) ベア等による賃金増率【（47）÷（46）】		%
(49) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(50) 前年度の賞与の支給月数		か月

V-7. 歯科衛生士の基本給等総額に係る事項（歯科診療を主とする病院及び診療所の場合に記入）

(51) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(52) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(53) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(54) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（52）－（53）】		円
(55) ベア等による賃金増率【（54）÷（53）】		%
(56) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(57) 前年度の賞与の支給月数		か月

V-8. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(58) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(59) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(60) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(61) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（59）－（60）】		円
(62) ベア等による賃金増率【（61）÷（60）】		%
(63) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(64) 前年度の賞与の支給月数		か月

VI. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(65) ベースアップ評価料による収入の実績額【（９）】		円
(66) 対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【（13）×（賃金改善実施期間）】		円
(67) ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額【（15）】		円
(68) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（66）＋（67））－（65）】		円
(69) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか		賃金改善額充当済み

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名：

【記載上の注意】

- 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
- 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
- 本報告書において、「令和８年３月又は５月時点の給与体系（令和８年５月までにベースアップ評価料等を届け出ている保険医療機関にあっては、令和８年度診療報酬改定前のベースアップ評価料等による賃金改善後であって令和８年度診療報酬改定によるベースアップ評価料等による賃金改善前の体系に限る。）を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、「令和７年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。
- Vの「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）
- Vの「ベア等」は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのことをいう。
- Vについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。
- Vについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。

- 9 VIについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。

(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
集約医療機関数	

I. 提出書類の種類 ※どちらか1つを選択してください。

- ☐ 賃金改善中間報告書
- ☐ 賃金改善実績報告書

II. 報告する医療機関種別 ※どちらか1つを選択してください。

- ☐ 病院及び診療所
- ☐ 歯科診療所

III. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和	年	月	～	令和	年	月		ヶ月
----	---	---	---	----	---	---	--	----

- ※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。
- ※ (中間報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間(2)と同じ期間を記載すること。
- ※ (実績報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合には、遡及して賃金改善を実施した期間を算定した期間(2)ではなく、充当した期間(4月～翌年3月)を記載すること。

- (1) - 2 (中間報告書のみ) 令和8年度又は令和9年度の6月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック ☐
- ※ 令和8年度又は令和9年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和	年	月	～	令和	年	月		ヶ月
----	---	---	---	----	---	---	--	----

III-2. (中間報告書のみ) 条例改正等が必要なため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

(i) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック ☐
(ii) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要なため ☐ その他の事由 ※どちらか1つを選択してください。
(理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください)

IV-1. ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(※) 賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関 ☐
(3) 看護職員処遇改善評価料による収入の実績額 円
※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)
※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による収入の実績額 円
(5) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による収入の実績額 円
(6) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額 円
(7) ベースアップ評価料等による収入の実績額【(4)+(5)+(6)】 円

- ※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)
- ※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。

Ⅳ－１－１．ベースアップ評価料等による収入の繰越状況

(８) 前年度からの繰越額（令和８年度分報告時のみ記載）	円
------------------------------	---

Ⅳ－２．ベースアップ評価料等による収入の実績額（総計）

(９) ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（７）＋（８）】	円
--	---

- 以下、基本給等総額については **１か月当たりの額** を記載してください。（該当ない場合は０と記載）
- ※ 「基本給等総額」とは、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等の特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
 - ※ 「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。
 - ※ （15）のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の**増加分の総額**を記載すること。
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。
 - ※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は０と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅴ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	円
(12) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（11）－（12）】	円
(14) ベア等による賃金増率【（13）÷（12）】	%
(15) 上記（13）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（１）の全期間】（該当ない場合は０と記載）	円

Ⅴ－２．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	円
(18) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（17）－（18）】	円
(20) ベア等による賃金増率【（19）÷（18）】	%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(22) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅴ－３．40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(23) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	人
(24) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	円
(25) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(26) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（24）－（25）】	円
(27) ベア等による賃金増率【（26）÷（25）】	%
(28) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(29) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅴ－４．事務職員の基本給等に係る事項

(30) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	人
(31) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	円
(32) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(33) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（31）－（32）】	円
(34) ベア等による賃金増率【（33）÷（32）】	%
(35) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(36) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅴ－５．看護補助者の基本給等総額に係る事項

(37) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	人
(38) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	円
(39) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(40) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（38）－（39）】	円
(41) ベア等による賃金増率【（40）÷（39）】	%
(42) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(43) 前年度の賞与の支給月数	か月

V－6．薬剤師の基本給等総額に係る事項

(44) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	人
(45) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	円
(46) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(47) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（45）－（46）】	円
(48) ベア等による賃金増率【（47）÷（46）】	%
(49) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(50) 前年度の賞与の支給月数	か月

V－7．歯科衛生士の基本給等総額に係る事項（歯科診療を主とする病院及び診療所の場合に記入）

(51) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	人
(52) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	円
(53) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(54) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（52）－（53）】	円
(55) ベア等による賃金増率【（54）÷（53）】	%
(56) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(57) 前年度の賞与の支給月数	か月

V－8．その他の対象職種の基本給等に係る事項

(58) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	人
(59) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	円
(60) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(61) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（59）－（60）】	円
(62) ベア等による賃金増率【（61）÷（60）】	%
(63) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(64) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅵ．ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(65) ベースアップ評価料による収入の実績額【（９）】	円
(66) 対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【（13）×（賃金改善実施期間）】	円
(67) ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額【（15）】	円
(68) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（66）＋（67））－（65）】	円
(69) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和

年

月

日

開設者名：

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 3 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
- 4 本報告書において、「令和８年３月又は５月時点の給与体系（令和８年５月までにベースアップ評価料を届け出た医療機関にあっては、令和８年度診療報酬改定前のベースアップ評価料による賃金改善後であって令和８年度診療報酬改定によるベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、「令和７年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。
- 5 Vの「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）
- 6 Vの「ベア等」は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのことをいう。
- 7 Vについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。
- 8 Vについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。

- 9 VIについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号)

別紙様式11別添 4

訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) (Ⅱ)

「賃金改善実績報告書」

1. 「訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)」及び「訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ)」を算定する訪問看護ステーションについては、別添 4 の 1 の「実績報告書・中間報告書」を提出すること。
2. 法人内の同一の給与体系に基づく複数の複数の訪問看護ステーションにおいて、訪問看護ステーションの「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添 4 の 2 「実績報告書・中間報告書 (法人)」を用いること。

- 以下、基本給等総額については **1月当たりの額** を記載してください。（該当ない場合は **0** と記載）
- ※ 「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
 - ※ 「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。
 - ※ (13) のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の **増加分の総額** を記載すること。
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。
 - ※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は **0** と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した額を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(8) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(9) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(10) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(11) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（9）－（10）】	円
(12) ベア等による賃金増率【（11）÷（10）】	%
(13) 上記（11）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（1）の全期間】（該当ない場合は0と記載）	円

Ⅳ－2. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

(14) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(15) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(16) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(17) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（15）－（16）】	円
(18) ベア等による賃金増率【（17）÷（16）】	%
(19) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(20) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅳ－3. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

(21) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(22) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(23) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(24) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（22）－（23）】	円
(25) ベア等による賃金増率【（24）÷（23）】	%
(26) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(27) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅳ－4. 事務職員の基本給等に係る事項

(28) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(29) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(30) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(31) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（29）－（30）】	円
(32) ベア等による賃金増率【（31）÷（30）】	%
(33) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(34) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅳ－5. 看護補助者の基本給等総額に係る事項

(35) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(36) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(37) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(38) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（36）－（37）】	円
(39) ベア等による賃金増率【（38）÷（37）】	%
(40) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(41) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅳ－6. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(42) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(43) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(44) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(45) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（43）－（44）】	円
(46) ベア等による賃金増率【（45）÷（44）】	%
(47) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(48) 前年度の賞与の支給月数	か月

V. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(49) ベースアップ評価料による収入の実績額【(7)】		円
(50) 対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【(11) ×（賃金改善実施期間）】		円
(51) ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額【(13)】		円
(52) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（(50) + (51)）－ (49)】		円
(53) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み	

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和年月日

開設者名：

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「令和8年3月又は5月時点の給与体系（令和8年5月までにベースアップ評価料を届け出ている訪問看護ステーションにあっては、令和8年度診療報酬改定前のベースアップ評価料による賃金改善後であって令和8年度診療報酬改定によるベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該年度に勤務している職員の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、賃金に当てはめた場合の「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。
- 3 Ⅳの「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）
- 4 Ⅳについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。
なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 5 Ⅳについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。
なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 6 Ⅴについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。

(訪問看護ステーション)

(令和 年度分)

訪問看護ステーションコード（7桁）
訪問看護ステーション名
集約訪問看護ステーション数

I. 提出書類の種類 ※どちらか1つを選択してください。

- ☐ 賃金改善中間報告書
☐ 賃金改善実績報告書

II. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和	年	月	～	令和	年	月		か月
----	---	---	---	----	---	---	--	----

- ※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。
※ (中間報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間(2)と同じ期間を記載すること。
※ (実績報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合には、遡及して賃金改善を実施した期間を算定した期間(2)ではなく、充当した期間(4月～翌年3月)を記載すること。

- (1) - 2 (中間報告書のみ) 令和8年度又は令和9年度の6月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック ☐
※ 令和8年度又は令和9年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和	年	月	～	令和	年	月		か月
----	---	---	---	----	---	---	--	----

II-2. (中間報告書のみ) 条例改正等が必要なため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

- (i) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック ☐
(ii) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要なため ☐ その他の事由 ※どちらか1つを選択してください。
(理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください)

III-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)による収入の実績額		円
(4) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)による収入の実績額		円
(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)】		円

- ※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)
※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。

III-1-1. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

(6) 前年度からの繰越額(令和8年度分報告時のみ記載)		円
------------------------------	--	---

III-2. ベースアップ評価料による収入の実績額(総計)

(7) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5)+(6)】		円
---	--	---

- 以下、基本給等総額については **1月当たりの額** を記載してください。（該当ない場合は0と記載）
- ※ 「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
 - ※ 「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。
 - ※ (13)のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の**増加分の総額**を記載すること。
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。
 - ※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は0と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した額を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(8) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(9) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(10) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(11) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（9）－（10）】	円
(12) ベア等による賃金増率【（11）÷（10）】	%
(13) 上記（11）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（1）の全期間】（該当ない場合は0と記載）	円

Ⅳ－2. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

(14) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(15) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(16) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(17) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（15）－（16）】	円
(18) ベア等による賃金増率【（17）÷（16）】	%
(19) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(20) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅳ－3. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

(21) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(22) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(23) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(24) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（22）－（23）】	円
(25) ベア等による賃金増率【（24）÷（23）】	%
(26) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(27) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅳ－4. 事務職員の基本給等に係る事項

(28) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(29) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(30) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(31) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（29）－（30）】	円
(32) ベア等による賃金増率【（31）÷（30）】	%
(33) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(34) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅳ－5. 看護補助者の基本給等総額に係る事項

(35) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(36) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(37) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(38) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（36）－（37）】	円
(39) ベア等による賃金増率【（38）÷（37）】	%
(40) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(41) 前年度の賞与の支給月数	か月

Ⅳ－6. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(42) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(43) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(44) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(45) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（43）－（44）】	円
(46) ベア等による賃金増率【（45）÷（44）】	%
(47) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(48) 前年度の賞与の支給月数	か月

V. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(49) ベースアップ評価料による収入の実績額【(7)】		円
(50) 対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【(11) ×（賃金改善実施期間）】		円
(51) ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額		円
(52) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【(49)－(50)】		円
(53) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み	

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和年月日

開設者名：

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「令和8年3月又は5月時点の給与体系（令和8年5月までにベースアップ評価料を届け出ている訪問看護ステーションにあっては、令和8年度診療報酬改定前のベースアップ評価料による賃金改善後であって令和8年度診療報酬改定によるベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該年度に勤務している職員の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、賃金に当てはめた場合の「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。
- 3 Ⅳの「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）
- 4 Ⅳについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。
なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 5 Ⅳについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。
なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 6 Ⅴについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(令和8年3月27日保医発0327第2号)

別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）

項番	区分	診療行為名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセのみ記載	令和8年6月1日適用
1	A000	初診料	(初診の後、当該初診に附随する一連の行為を後日行った場合であって当該初診日が前月である場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)別添1第1章第1節通則2のアカラウまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100001	ア 初診又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来院		
				820100002	イ 往診等の後に薬剤のみを取りに来院		
				820100003	ウ 一旦帰宅し、後刻又は後日検査、画像診断、手術等を受けに来院		
			(注5のただし書に規定する2つ目の診療科に係る初診料を算定した場合) 1つ目及び2つ目の診療科の診療科名を記載すること。	830100923	1つ目の診療科(初診料);*****		※
				830100002	2つ目の診療科(初診料);*****		
			(情報通信機器を用いた診療を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う場合) 当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であることを記載すること。	820100990	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な診療である(初診料)		
2	A001	再診料	(情報通信機器を用いた処方を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って処方を行う場合) 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方指針に沿った適切な処方であることを記載すること。	820100816	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な処方である(初診料)		
			(再診の後、当該再診に附随する一連の行為を後日行った場合であって当該再診日が前月である場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第1節通則2のアカラウまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100001	ア 初診又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来院		
				820100002	イ 往診等の後に薬剤のみを取りに来院		
				820100003	ウ 一旦帰宅し、後刻又は後日検査、画像診断、手術等を受けに来院		
			(同一日に2回以上の再診(電話等再診を含む。))がある場合) 同一日に2回以上の再診(電話等再診を含む。))がある旨を記載すること。	112008350	同日再診料	○	
				112024950	同日再診料(情報通信機器)	○	
				112016850	同日特定妥結率再診料	○	
				112025150	同日特定妥結率再診料(情報通信機器)	○	
				112008850	同日電話等再診料	○	
				112023450	同日電話等再診料(30年3月以前継続)	○	
				112016950	同日電話等特定妥結率再診料	○	
				112023750	同日電話等特定妥結率再診料(30年3月以前継続)	○	
			(健診等に関する疾病に対して、健診等を実施した保険医の属する保険医療機関において、保険診療を行う場合) 当該保険診療よりも前に、健診等を別の受診において実施したことを記載すること。	820101331	健診等の実施とは別の受診において保険診療を実施した(再診料)		※
			(注3に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合) 1つ目及び2つ目の診療科の診療科名を記載すること。	830100964	1つ目の診療科(再診料);*****		※
				830100003	2つ目の診療科(再診料);*****		
			(情報通信機器を用いた診療を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う場合) 当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であったことを記載すること。	820100817	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な診療である(再診料)		
			(情報通信機器を用いた処方を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って処方を行う場合) 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方指針に沿った適切な処方であったことを記載すること。	820100818	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な処方である(再診料)		
3	A001 注20	看護師等遠隔診療補助加算	(へき地診療所の医師又はへき地医療拠点病院の医師が、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を実施した場合) 前回の対面診療を実施した年月日(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190207	前回の対面診療を実施した年月日(再診料(看護師等遠隔診療補助加算)):(元号)yy年mm月dd日		
				820190492	初回(再診料(看護師等遠隔診療補助加算))		
4	A002	外来診療料	(当該病院において過去1年間に12回以上外来診療料(「注1」から「注4」までに限る。))を算定した患者であって、過去1年間に、紹介を行った医療機関との連携により、「B005-11」遠隔連携診療料又は「B011」連携強化診療情報提供料を算定していない場合) 「緊急その他やむを得ない事情がある患者」又は「専門性の高い医学管理を要する等の理由により、当該患者の他の医療機関への紹介が困難であり、自院において継続した通院が必要であると医師が認めた患者」のいずれか該当するものを選択して記載すること。	820101332	イ 緊急その他やむを得ない事情がある患者(外来診療料)		※
				820101333	ウ 専門性の高い医学管理を要する等の理由により、当該患者の他の医療機関への紹介が困難であり、自院において継続した通院が必要であると医師が認めた患者(外来診療料)		※
			(再診の後、当該再診に附随する一連の行為を後日行った場合であって当該再診日が前月である場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第1節通則2のアカラウまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100001	ア 初診又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来院		
				820100002	イ 往診等の後に薬剤のみを取りに来院		
				820100003	ウ 一旦帰宅し、後刻又は後日検査、画像診断、手術等を受けに来院		
			(健診等に関する疾病に対して、健診等を実施した保険医の属する保険医療機関において、保険診療を行う場合) 当該保険診療よりも前に、健診等を別の受診において実施したことを記載すること。	820101334	健診等の実施とは別の受診において保険診療を実施した(外来診療料)		※
			(注5に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合) 1つ目及び2つ目の診療科の診療科名を記載すること。	830100998	1つ目の診療科(外来診療料);*****		※
				830100004	2つ目の診療科(外来診療料);*****		
			(情報通信機器を用いた診療を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う場合) 当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であることを記載すること。	820100819	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な診療である(外来診療料)		
			(情報通信機器を用いた処方を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って処方を行う場合) 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方指針に沿った適切な処方であることを記載すること。	820100820	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な処方である(外来診療料)		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
5	A002 注11	看護師等遠隔診療補助加算	(へき地診療所の医師又はへき地医療拠点病院の医師が、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を実施した場合) 前回の対面診療を実施した年月日(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190208	前回の対面診療を実施した年月日(外来診療料(看護師等遠隔診療補助加算)):(元号)yy年mm月dd日		
				820190493	初回(外来診療料(看護師等遠隔診療補助加算))		
6	A100	一般病棟入院基本料の救急・在宅等支援病床初期加算	入院元を記載すること。	830100005	入院元(一般病棟入院基本料)(救急・在宅等支援病床初期加算);*****		
			(入院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数を記載すること。(記載例1参照) 入院元であるXXX病院は地域急性期一般入院料2を算定しており、かつ救急医療管理加算の届出を行っている。本患者がXXX病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。 (転院日:○年○月○日及び○年○月○日)。	830100006	算定対象である旨及び転院(転棟)回数(救急・在宅等支援病床初期加算);*****		
			(入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合) 直近の入院医療機関名及び退院日を記載すること。(記載例2参照) [記載例2] 入院元は自宅である。本患者はXXX病院から○年○月○日に退院後、自宅療養していた。	830100007	直近の入院医療機関名及び退院年月日(救急・在宅等支援病床初期加算);*****		
7	A101	療養病棟入院基本料	(必要があつて患者を他の病棟又は病床へ移動させた場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100008	他の病棟又は病床へ移動させた医療上の必要性(療養病棟入院基本料);*****		
			(患者の急性増悪により、療養病棟入院基本料を算定する病棟において、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合であつて、療養病棟入院基本料の入院料27を算定した場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100009	医療上の必要性(療養病棟入院基本料);*****		
			(回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料を算定する療養病棟において当該入院料に係る算定要件に該当しない患者について、療養病棟入院基本料の入院料27を算定する場合) 非該当患者である旨を記載すること。	820100392	非該当患者(療養病棟入院基本料)		
8	A101	療養病棟入院基本料の急性期患者支援療養病床初期加算又は在宅患者支援療養病床初期加算	入院元を記載すること。	830100010	入院元(急性期患者支援療養病床初期加算);*****		
			(入院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数を記載すること。(記載例1参照) [記載例1] 入院元であるXXX病院は地域一般入院料2を算定しており、かつ救急医療管理加算の届出を行っている。本患者がXXX病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。 (転院日:○年○月○日及び○年○月○日)。	830100011	入院元(在宅患者支援療養病床初期加算);*****		
			(入院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数を記載すること。(記載例1参照) [記載例1] 入院元であるXXX病院は地域一般入院料2を算定しており、かつ救急医療管理加算の届出を行っている。本患者がXXX病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。 (転院日:○年○月○日及び○年○月○日)。	830100012	算定対象である旨及び転院(転棟)回数(急性期患者支援療養病床初期加算);*****		
			(入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合) 直近の入院医療機関名及び退院日を記載すること。(記載例2参照) [記載例2] 入院元は自宅である。本患者はXXX病院から○年○月○日に退院後、自宅療養していた。	830100015	直近の入院医療機関名及び退院年月日(在宅患者支援療養病床初期加算);*****		
9	A103	精神病棟入院基本料の重度認知症加算	当該加算を当月に算定した根拠となる評価(当該加算の施設基準に基づくランク等)及び評価日を記載すること。 (月の途中で加算点数に変更がある場合には、その都度、評価及び評価日を記載すること。)	830100016	算定根拠となる評価(重度認知症加算(精神病棟入院基本料));*****		
				850100013	評価年月日(重度認知症加算(精神病棟入院基本料));(元号)yy年mm月dd日		
10	A104	特定機能病院入院基本料の重度認知症加算	当該加算を当月に算定した根拠となる評価(当該加算の施設基準に基づくランク等)及び評価日を記載すること。 (月の途中で加算点数に変更がある場合には、その都度、評価及び評価日を記載すること。)	830100455	算定根拠となる評価(重度認知症加算(特定機能病院精神病棟入院基本料));*****		
				850100386	評価年月日(重度認知症加算(特定機能病院精神病棟入院基本料));(元号)yy年mm月dd日		
11	A106	障害者施設等入院基本料	(一般病棟における入院期間が90日を超える患者のうち、いわゆる「特定患者」に該当する場合) 「特」と記載すること。	190161210	特定入院基本料(障害者施設等入院基本料)	○	
			(一般病棟における入院期間が90日を超える患者のうち、いわゆる「特定患者」に該当しない場合) 「特外」と記載し、その理由(悪性新生物に対する治療を行っている、など)を簡潔に記載すること。	190161310	特定入院基本料(障害者施設等入院基本料)(夜勤時間超過減算)	○	
			(一般病棟における入院期間が90日を超える患者のうち、いわゆる「特定患者」に該当しない場合) 「特外」と記載し、その理由(悪性新生物に対する治療を行っている、など)を簡潔に記載すること。	830100472	「特外」理由(障害者施設等入院基本料);*****		
12	A109	有床診療所療養病床入院基本料	(必要があつて患者を他の病棟又は病床へ移動させた場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100018	他の病棟又は病床へ移動した医療上の必要性(有床診療所療養病床入院基本料);*****		
			(患者の急性増悪により、有床診療所療養病床入院基本料を算定する病室において、同一の保険医療機関の療養病床以外へ転室又は別の保険医療機関の一般病棟若しくは有床診療所の療養病床以外の病室へ転院する場合であつて、有床診療所療養病床入院基本料の入院基本料Eを算定した場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100019	同一の保険医療機関の療養病床以外又は別の保険医療機関の一般病棟等以外へ転院する医療上の必要性(有床診療所療養病床入院基本料);*****		
13	A108	有床診療所入院基本料の有床診療所急性期患者支援病床初期加算	入院元を記載すること。	830100800	入院元(有床診療所急性期患者支援病床初期加算);*****		
			(入院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数を記載すること。(記載例1参照) [記載例1] 入院元であるXXX病院は地域一般入院料2を算定しており、かつ救急医療管理加算の届出を行っている。本患者がXXX病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。 (転院日:○年○月○日及び○年○月○日)。	830100801	算定対象である旨及び転院(転棟)回数(有床診療所急性期患者支援病床初期加算);*****		
14	A108	有床診療所入院基本料の有床診療所在宅患者支援病床初期加算	入院元を記載すること。	830100802	入院元(有床診療所在宅患者支援病床初期加算);*****		
			(入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合) 直近の入院医療機関名及び退院日を記載すること。(記載例2参照) [記載例2] 入院元は自宅である。本患者はXXX病院から○年○月○日に退院後、自宅療養していた。	830100803	直近の入院医療機関名及び退院年月日(有床診療所在宅患者支援病床初期加算);*****		
15	A109	有床診療所療養病床入院基本料の有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算	入院元を記載すること。	830100020	入院元(有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算);*****		
			(入院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数を記載すること。(記載例1参照) [記載例1] 入院元であるXXX病院は地域一般入院料2を算定しており、かつ救急医療管理加算の届出を行っている。本患者がXXX病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。 (転院日:○年○月○日及び○年○月○日)。	830100021	算定対象である旨及び転院(転棟)回数(有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算);*****		
16	A109	有床診療所療養病床入院基本料の有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算	入院元を記載すること。	830100779	入院元(有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算);*****		
			(入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合) 直近の入院医療機関名及び退院日を記載すること。(記載例2参照) [記載例2] 入院元は自宅である。本患者はXXX病院から○年○月○日に退院後、自宅療養していた。	830100022	直近の入院医療機関名及び退院年月日(有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算);*****		
17	A200	急性期総合体制加算	(当該加算の算定を開始した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合) 当該加算の算定を開始した入院年月日を記載すること。	850100487	加算の算定を開始した入院年月日(急性期総合体制加算):(元号)yy年mm月dd日		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
18	A205の1	救急医療管理加算1	(他の保険医療機関に入院中の患者が転院により入院する場合) 転院前の入院における主傷病名を記載すること。	830100804	転院前の入院における主傷病名(救急医療管理加算1):*****		
				820100393	一 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態(救急医療管理加算1):		
				820101043	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS0		
				820100395	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS1		
				820100396	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS2		
				820100397	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS3		
				820100398	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS10		
				820100399	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS20		
				820100400	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS30		
				820100401	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS100		
				820100402	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS200		
				820100403	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算1):JCS300		
				820101044	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):P/F比400以上(酸素投与前)		
				820100408	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):P/F比300以上400未満(酸素投与前)		
				820100409	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):P/F比200以上300未満(酸素投与前)		
				820100410	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):P/F比200未満(酸素投与前)		
				820101045	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):P/F比400以上(酸素投与後)		
				820101046	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):P/F比300以上400未満(酸素投与後)		
				820101047	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):P/F比200以上300未満(酸素投与後)		
				820101048	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):P/F比200未満(酸素投与後)		
				842100116	呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算1)であって、酸素投与後の場合におけるFIO2の値(%)		
			以下の内容について、記載すること。 ア「基本診療料の施設基準等」の別表七の三(以下この項において「別表」という。)別表の一から十二までのうち該当する状態 イ 別表の二、三、四、六、七又は八の状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標(P/F比は、酸素投与前の値とする。ただし、酸素投与前の測定が困難である場合は、酸素投与後の値である旨及び酸素投与後の値並びにFIO2を記載すること。また、酸素投与前の測定が困難であって、かつ、別表の三に掲げる状態であってP/F比400以上の場合は、呼吸不全と判断する根拠となった理学的所見について記載すること。) ウ 当該重症な状態に対して、入院後3日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なもの エ 重症患者の状態のうち、別表の二に掲げる状態であってJCS(Japan Coma Scale)0の状態、別表の三に掲げる状態であってP/F比400以上の状態、別表の四に掲げる状態であってNYHAⅠ度の状態、又は別表の八に掲げる状態(顔面熱傷若しくは気道熱傷を除く。)であってBurn Index0の状態について、緊急入院が必要であると判断した医学的根拠	830100805	P/F比400以上であって呼吸不全と判断する根拠となった理学的所見(救急医療管理加算1):*****		
				820100404	四 心不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):NYHA1		
				820100405	四 心不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):NYHA2		
				820100406	四 心不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):NYHA3		
				820100407	四 心不全で重篤な状態(救急医療管理加算1):NYHA4		
				820100411	五 急性薬物中毒(救急医療管理加算1)		
				820100412	六 ショック(救急医療管理加算1):平均血圧70mmHg以上		
				820100413	六 ショック(救急医療管理加算1):平均血圧70mmHg未満		
				820100414	六 ショック(救急医療管理加算1):昇剤利用なし		
				820100415	六 ショック(救急医療管理加算1):昇剤利用あり		
				842100001	七 重篤な代謝障害(肝不全)(救急医療管理加算1)AST値:*****		
				842100002	七 重篤な代謝障害(肝不全)(救急医療管理加算1)ALT値:*****		
				842100003	七 重篤な代謝障害(腎不全)(救急医療管理加算1)eGFR値:*****		
				842100004	七 重篤な代謝障害(重症糖尿病)(救急医療管理加算1)JDS値:*****		
				842100005	七 重篤な代謝障害(重症糖尿病)(救急医療管理加算1)NGSP値:*****		
				842100006	七 重篤な代謝障害(重症糖尿病)(救急医療管理加算1)随時血糖値:*****		
				830100023	七 重篤な代謝障害(その他)(救急医療管理加算1)具体的な状態:*****		
				820100416	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算1):Burn Index:9以上		
				820100417	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算1):Burn Index:4以上9未満		
				820100418	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算1):Burn Index:1以上4未満		
				820101049	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算1):Burn Index:0		
				820100419	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算1):気道熱傷あり		
				820100420	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算1):気道熱傷あり		
				820100421	九 外傷、破傷風等で重篤な状態(救急医療管理加算1)		
				10 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又は(一)PA療法を必要とする状態(救急医療管理加算1)			
				820100822	十一 消化器疾患で緊急処置を必要とする重篤な状態(救急医療管理加算1)		
				820100823	十二 蘇生術を必要とする重篤な状態(救急医療管理加算1)		
				830100473	緊急入院が必要であると判断した医学的根拠(救急医療管理加算1):*****		
			当該重症な状態に対して、入院後3日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なものについて、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成30年4月27日保発042第10号)(本通知が改正された場合は、改正後の通知によること。)(の別添5に掲げる医科診療行為コードを記載すること。	831110001	入院後3日以内に実施した主要な診療行為(救急医療管理加算1):***** (医科診療行為コード)		
			(当該加算を算定した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合) 当該加算を算定した入院年月日を記載すること。	850100017	救急医療管理加算1を算定した入院年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(他の保険医療機関に入院中の患者が転院により入院する場合) 転院前の入院における主傷病名を記載すること。	830100806	転院前の入院における主傷病名(救急医療管理加算2):*****		
				820100422	一 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態(救急医療管理加算2):		
				820101050	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS0		
				820100423	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS1		
				820100424	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS2		
				820100425	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS3		
				820100426	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS10		
				820100427	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS20		
				820100428	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS30		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
19	A205の2	救急医療管理加算2	以下の内容について、記載すること。 ア 別表の一から十二までに準ずる状態又は十三の状態として該当するもの イ 別表の二、三、四、六、七又は八に準ずる状態に該当する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標（P/F比は、酸素投与前の値とする。ただし、酸素投与前の測定が困難である場合は、酸素投与後の値である旨及び酸素投与後の値並びにFiO2を記載すること。また、酸素投与前の測定が困難であって、かつ、別表の三に掲げる状態に準ずる状態であってP/F比400以上の場合は、呼吸不全と判断する根拠となった理学的所見について記載すること。） ウ 当該重症な状態に対して、入院後3日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なもの エ 重症患者の状態のうち、別表の二に掲げる状態に準ずる状態であってJCS（Japan Coma Scale）0の状態、別表の三に掲げる状態に準ずる状態であってP/F比400以上の状態、別表の四に掲げる状態に準ずる状態であってNYHAⅠ度の状態、又は別表の八に掲げる状態に準ずる状態（顔面熱傷若しくは気道熱傷を除く。）であってBurn Index0の状態について、緊急入院が必要であると判断した医学的根拠	820100429	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS100		
				820100430	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS200		
				820100431	二 意識障害又は昏睡(救急医療管理加算2):JCS300		
				820100436	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):P/F比400以上(酸素投与前)		
				820100437	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):P/F比300以上400未満(酸素投与前)		
				820100438	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):P/F比200以上300未満(酸素投与前)		
				820100439	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):P/F比200未満(酸素投与前)		
				820101051	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):P/F比400以上(酸素投与後)		
				820101052	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):P/F比300以上400未満(酸素投与後)		
				820101053	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):P/F比200以上300未満(酸素投与後)		
				820101054	三 呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):P/F比200未満(酸素投与後)		
				842100117	呼吸不全で重篤な状態(救急医療管理加算2)であって、酸素投与後の場合におけるFIO2の値(%)		
				830100807	P/F比400以上であって呼吸不全と判断する根拠となった理学的所見(救急医療管理加算2):*****		
				820100432	四 心不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):NYHA1		
				820100433	四 心不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):NYHA2		
				820100434	四 心不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):NYHA3		
				820100435	四 心不全で重篤な状態(救急医療管理加算2):NYHA4		
				820100440	五 急性薬物中毒(救急医療管理加算2)		
				820100441	六 ショック(救急医療管理加算2):平均血圧70mmHg以上		
				820100442	六 ショック(救急医療管理加算2):平均血圧70mmHg未満		
				820100443	六 ショック(救急医療管理加算2):昇圧剤利用なし		
				820100444	六 ショック(救急医療管理加算2):昇圧剤利用あり		
				842100007	七 重篤な代謝障害(肝不全)(救急医療管理加算2)AST値:*****		
				842100008	七 重篤な代謝障害(肝不全)(救急医療管理加算2)ALT値:*****		
				842100009	七 重篤な代謝障害(腎不全)(救急医療管理加算2)eGFR値:*****		
				842100010	七 重篤な代謝障害(重症糖尿病)(救急医療管理加算2)JDS値:*****		
				842100011	七 重篤な代謝障害(重症糖尿病)(救急医療管理加算2)JDS値:*****		
				842100012	七 重篤な代謝障害(重症糖尿病)(救急医療管理加算2)随時血糖値:*****		
				830100025	七 重篤な代謝障害(その他)(救急医療管理加算2)具体的な状態:*****		
				820100445	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算2):Burn Index_9以上		
				820100446	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算2):Burn Index_4以上9未満		
				820100447	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算2):Burn Index_1以上4未満		
				820101055	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算2):Burn Index_0		
				820100448	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算2):気道熱傷なし		
				820100449	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算2):気道熱傷あり		
				830100642	八 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷(救急医療管理加算2)Burn Index_0:顔面熱傷又は気道熱傷なしの場合は、緊急入院が必要であると判断した医学的根拠:*****		
				820100450	九 外傷、破傷風等で重篤な状態(救急医療管理加算2)		
				820100451	十 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又は1-PA療法を必要とする状態(救急医療管理加算2)		
				820100824	十一 消化器疾患で緊急処置を必要とする重篤な状態(救急医療管理加算2)		
				820100825	十二 蘇生術を必要とする重篤な状態(救急医療管理加算2)		
				820101056	十三 その他の重症な状態(救急医療管理加算2)		
				830100808	緊急入院が必要であると判断した医学的根拠(救急医療管理加算2):*****		
			当該重症な状態に対して、入院後3日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なものについて、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成30年4月27日保発0428第10号)(本通知が改正された場合は、改正後の通知によること。)(の別添5に掲げる医科診療行為コードを記載すること。	831110002	入院後3日以内に実施した主要な診療行為(救急医療管理加算2):***** (医科診療行為コード)		
			(当該加算を算定した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合) 当該加算を算定した入院年月日を記載すること。	850100387	加算を算定した入院年月日(救急医療管理加算2):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820101057	ア 狂犬病(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101058	イ 鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101059	ウ エムボックス(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101060	エ 重症熱性血小板減少症候群(病原体がレトロウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101061	オ 腎症候性出血熱(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101062	カ ニパウイルス感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101063	キ ハンタウイルス肺症候群(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101064	ク ヘンドラウイルス感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101065	ケ インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101066	コ 後天性免疫不全症候群(ニューモシス肺炎に限る。)(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101067	サ 麻しん(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101068	シ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(特定感染症入院医療管理加算)		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
20	A209	特定感染症入院医療 管理加算	院内感染対策において感染管理の必要性が特に高い次に掲げる感染症の患者及び疑似症患者に係る感染症につ いて、記載すること。	820101069	ス RSウイルス感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101070	セ カルバペナム耐性腸内細菌目細菌感染症(特定感染症入院医療管理 加算)		
				820101071	ソ 感染性胃腸炎(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101072	タ 急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスに よるものに限る。)(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101073	チ 新型コロナウイルス感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101074	ツ 侵襲性髄膜炎菌感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101075	テ 水痘(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101076	ト 先天性風しん症候群(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101077	ナ バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症(特定感染症入院医療管理 加算)		
				820101078	ニ バンコマイシン耐性腸球菌感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101079	ヌ 百日咳(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101080	ネ 風しん(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101081	ノ ペニシリン耐性肺炎球菌感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101082	ハ 無菌性髄膜炎(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101083	ヒ 薬剤耐性アシネトバクター感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101084	フ 薬剤耐性緑膿菌感染症(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101085	ヘ 流行性耳下腺炎(特定感染症入院医療管理加算)		
				820101086	ホ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症(特定感染症入院医療 管理加算)		
				820101335	マ クロストリジオイデス・ディフィシル感染症(特定感染症入院医療管理 加算)		※
				820101336	ミ 基質特異性拉張型βラクタマーゼ産生腸内細菌目細菌感染症(特定 感染症入院医療管理加算)		※
			(7日を超えて算定する場合) 病原体検査の結果及び他の患者への感染の危険性が特に高いと判断する根拠を記載すること。	830100809	病原体検査の結果及び他の患者への感染の危険性が特に高いと判断す る根拠(特定感染症入院医療管理加算):*****		
21	A212	超重症児(者)入院診 療加算・準超重症児 (者)入院診療加算	当該加算の算定開始日を記載すること。	850100020	算定開始年月日(超重症児(者)入院診療加算):(元号)yy“年”mm“月”dd“ 日”		
				850100021	算定開始年月日(準超重症児(者)入院診療加算):(元号)yy“年”mm“月” “dd”日”		
22	A220-2	特定感染症患者療養 環境特別加算の個室 加算	個室管理を必要とする原因となった感染症について、記載すること。	820101087	ア 狂犬病(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101088	イ 鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)(個室加算(特定感染 症患者療養環境特別加算))		
				820101089	ウ エムボックス(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101090	エ 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイル スであるものに限る。)(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101091	オ 腎症候性出血熱(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101092	カ ニバウイルス感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101093	キ ハンタウイルス肺症候群(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加 算))		
				820101094	ク ヘンドラウイルス感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加 算))		
				820101095	ケ インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を 除く。)(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101096	コ 麻しん(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101097	サ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(個室加算(特定感染症患者療 養環境特別加算))		
				820101098	シ RSウイルス感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101099	ス カルバペナム耐性腸内細菌目細菌感染症(個室加算(特定感染症患 者療養環境特別加算))		
				820101100	セ 感染性胃腸炎(病原体がノロウイルスであるものに限る。)(個室加算 (特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101101	ソ 急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスに よるものに限る。)(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101102	タ 新型コロナウイルス感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別 加算))		
				820101103	チ 侵襲性髄膜炎菌感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加 算))		
				820101104	ツ 水痘(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101105	テ 先天性風しん症候群(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101106	ト バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症(個室加算(特定感染症患者 療養環境特別加算))		
				820101107	ナ バンコマイシン耐性腸球菌感染症(個室加算(特定感染症患者療養環 境特別加算))		
				820101108	ニ 百日咳(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101109	ヌ 風しん(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101110	ネ ペニシリン耐性肺炎球菌感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境 特別加算))		
				820101111	ノ 無菌性髄膜炎(病原体がバルボウイルスB19 によるものに限る。)(個 室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101112	ハ 薬剤耐性アシネトバクター感染症(個室加算(特定感染症患者療養環 境特別加算))		
				820101113	ヒ 薬剤耐性緑膿菌感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加 算))		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
				820101114	フ 流行性耳下腺炎(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101115	ヘ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(急性灰白髄炎)(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101116	ヘ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(結核)(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101117	ヘ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(ジフテリア)(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101118	ヘ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。))(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101119	ヘ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。))(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101120	ヘ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(特定鳥インフルエンザ)(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101121	ホ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101122	マ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101337	ミ クロストリジオイデス・ディフィシル感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		※
				820101338	ム 基質特異性拡張型βラクタマーゼ産生腸内細菌目細菌感染症(個室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		※
23	A220-2	特定感染症患者療養環境特別加算の除圧室加算	除圧室管理を必要とする原因となった感染症について、記載すること。	820101123	ア 鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101124	イ 麻しん(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101125	ウ 新型コロナウイルス感染症(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101126	エ 水痘(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101127	オ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(急性灰白髄炎)(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101128	オ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(結核)(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101129	オ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(ジフテリア)(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101130	オ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。))(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101131	オ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。))(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101132	オ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症(特定鳥インフルエンザ)(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101133	カ 感染症法同法第6同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
				820101134	キ 感染症法同法第6同条第8項に規定する指定感染症(除圧室加算(特定感染症患者療養環境特別加算))		
24	A220-3	特定薬剤治療環境特別加算	個室管理を必要とする薬剤について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	830100924	個室管理を必要とする薬剤(特定薬剤治療環境特別加算);*****		※
25	A221-2	小児療養環境特別加算	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2節A221-2小児療養環境特別加算の(1)のア又はイに規定するもののうち、対象患者として該当するものを選択して記載すること。	820100025	ア 麻疹等に感染しており、他の患者への感染の危険性が高い患者		
				820100026	イ 易感染性により、感染症罹患の危険性が高い患者		
26	A226	重症皮膚潰瘍管理加算	患者の皮膚潰瘍に係るSheaの分類を記載すること。	830100027	皮膚潰瘍に係るSheaの分類(重症皮膚潰瘍管理加算);*****		
27	A228	精神科応急入院施設管理加算	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。)第33条の7第1項に規定する応急入院患者及び同法第34条第1項から第3項までの規定により移送された患者(応急入院患者等)である旨を記載すること。	820100452	規定により移送された患者(応急入院患者等)(精神科応急入院施設管理加算)		
28	A229	精神科隔離室管理加算	算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
29	A230-3	精神科身体合併症管理加算	対象患者について基本診療料の施設基準等別表第七の二の各号に掲げるものの中からいずれか該当するものを選択して記載すること。	820100453	呼吸器系疾患の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100454	心疾患の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100455	手術又は直達・介達牽引を要する骨折の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100456	脊髄損傷の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100457	重篤な内分泌・代謝性疾患の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100458	重篤な栄養障害の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100459	意識障害の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100460	全身感染症の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100461	中枢神経系の感染症の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100462	急性腹症の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100463	劇症肝炎又は重症急性膵炎の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100464	悪性症候群又は横紋筋融解症の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100465	広範囲(半肢以上)熱傷の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100466	手術、化学療法若しくは放射線療法を要する状態又は末期の悪性腫瘍の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100467	透析導入時の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100468	重篤な血液疾患の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100469	急性かつ重篤な腎疾患の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100470	手術室での手術を必要とする状態の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100471	膠原病の患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100472	妊産婦である患者(精神科身体合併症管理加算)		
				820100473	指定難病の患者(精神科身体合併症管理加算)		
			算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
30	A230-4	精神科リエゾンチーム 加算	精神科リエゾンチームが介入する要因となった傷病名を記載すること。	820101339	認知症（精神科リエゾンチーム加算）		※
				820101340	せん妄（精神科リエゾンチーム加算）		※
				820101341	認知症及びせん妄以外の精神疾患（精神科リエゾンチーム加算）		※
				820101342	自殺企図（精神科リエゾンチーム加算）		※
31	A231-2	強度行動障害入院医 療管理加算	強度行動障害スコア及び医療度判定スコアの値を記載すること。	830100028	強度行動障害スコア（強度行動障害入院医療管理加算）：*****		
				830100029	医療度判定スコア（強度行動障害入院医療管理加算）：*****		
32	A231-4	摂食障害入院医療管 理加算	初回算定時のBMIの値を記載すること。	842100013	初回算定時のBMI値（摂食障害入院医療管理加算）：*****		
33	A233-2	栄養サポートチーム加 算	算定日を記載すること。	算定日情報	（算定日）	○	
34	A234-2	感染対策向上加算3	（初回算定後、90日を超えて再度算定した場合） 当該加算を算定した入院年月日を記載すること。	850100401	加算を算定した入院年月日（感染対策向上加算3）：（元号）yy“年”mm“月” “dd”日”		
35	A234-4	重症患者初期支援充 実加算	（当該加算を算定した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合） 当該加算を算定した入院年月日を記載すること。	850190197	加算を算定した入院年月日（重症患者初期支援充実加算）：（元号）yy“年” “mm”月“dd”日”		
36	A236	褥瘡ハイリスク患者ケ ア加算	（当該加算を算定した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合） 当該加算を算定した入院年月日を記載すること。 『診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について』別添1第1章第2部A236褥瘡ハイリスク患者 ケア加算の（3）のAからケまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	850100026	加算を算定した入院年月日（褥瘡ハイリスク患者ケア加算）：（元号）yy“年” “mm”月“dd”日”		
				820100826	ア ショック状態のもの		
				820100902	イ 重度の末梢循環不全のもの		
				820100827	ウ 麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要であるもの		
				820100903	エ 6時間以上の全身麻酔下による手術を受けたもの		
				820100828	オ 特殊体位による手術を受けたもの		
				820100904	カ 強度の下痢が続く状態であるもの		
				820100829	キ 極度の皮膚の脆弱（低出生体重児、GVHD、黄痘等）であるもの		
				820100830	ク 皮膚に密着させる医療関連機器の長期かつ持続的な使用が必要であるもの		
				820100831	ケ 褥瘡に関する危険因子（病的骨突出、皮膚湿潤、浮腫等）があって既に褥瘡を有するもの		
37	A242	呼吸ケアチーム加算	算定日を記載すること。	算定日情報	（算定日）	○	
38	A244	病棟薬剤業務実施加 算	算定日を記載すること。	算定日情報	（算定日）	○	
39	A246-3	医療的ケア児（者）入 院前支援加算	入院前支援を行った年月日を記載すること。	850190209	入院前支援を行った年月日（医療的ケア児（者）入院前支援加算）：（元 号）yy“年”mm“月”dd”日”		
40	A247-2	せん妄ハイリスク患者 ケア加算	せん妄のリスク因子の確認結果について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別 紙様式7の3に規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100832	せん妄のリスク因子：70 歳以上		
				820100905	せん妄のリスク因子：脳器質的障害		
				820100833	せん妄のリスク因子：認知症		
				820100906	せん妄のリスク因子：アルコール多飲		
				820100907	せん妄のリスク因子：せん妄の既往		
				820100834	せん妄のリスク因子：リスクとなる薬剤（特にベンゾジアゼピン系薬剤）の使用		
				820100835	せん妄のリスク因子：全身麻酔を要する手術後又はその予定があること		
				820100836	せん妄のリスク因子：その他		
			リスク因子に1項目以上該当する場合は、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別 紙様式7の3に規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100908	ハイリスク患者に対するせん妄対策：認知機能低下に対する介入（見当識 の維持等）		
				820100909	ハイリスク患者に対するせん妄対策：脱水の治療・予防（適切な補液と水 分摂取）		
				820100837	ハイリスク患者に対するせん妄対策：リスクとなる薬剤（特にベンゾジアゼ ピン系薬剤）の漸減・中止		
				820100838	ハイリスク患者に対するせん妄対策：早期離床の取組		
				820100839	ハイリスク患者に対するせん妄対策：疼痛管理の強化（痛みの客観的評 価の併用等）		
				820100840	ハイリスク患者に対するせん妄対策：適切な睡眠管理（非薬物的な入眠の 促進等）		
				820100841	ハイリスク患者に対するせん妄対策：本人及び家族へのせん妄に関する 情報提供		
				820100842	ハイリスク患者に対するせん妄対策：その他		
41	A250注2	薬剤調整加算	内服薬が減少する前後の内服薬の種類数（クロロプロマジン換算の評価による場合はクロロプロマジン換算した 量）を記載すること。	842100014	調整前の内服薬の種類数（薬剤調整加算）：*****		
				842100015	調整前の内服薬の種類数（クロロプロマジン換算量（mg））（薬剤調整加 算）：*****		
				842100016	調整後の内服薬の種類数（薬剤調整加算）：*****		
				842100017	調整後の内服薬の種類数（クロロプロマジン換算量（mg））（薬剤調整加 算）：*****		
			（当該保険医療機関及び他の保険医療機関で処方された内服薬を合計した種類数から2種類以上減少した場合） 当該他の保険医療機関名及び各保険医療機関における調整前後の薬剤の種類数を記載すること。	830100030	他の保険医療機関名（薬剤調整加算）：*****		
				842100018	当該保険医療機関における調整前の内服薬の種類数（薬剤調整加算）： *****		
				842100019	他の保険医療機関における調整前の内服薬の種類数（薬剤調整加算）： *****		
				842100020	当該保険医療機関における調整後の内服薬の種類数（薬剤調整加算）： *****		
42	A251	排尿自立支援加算	当該加算の初回算定日及び初回からの通算算定回数（当該月に実施されたものを含む。）を記載すること。	850100027	初回算定年月日（排尿自立支援加算）：（元号）yy“年”mm“月”dd”日”		
				842100022	通算算定回数（排尿自立支援加算）：*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
43	A253	協力対象施設入所者 入院加算	当該入院患者の入所していた介護保険施設等の名称	830100810	入所していた介護保険施設等:*****		
44	A300	救命救急入院料	(救命救急入院料の算定に係る入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合) 救命救急入院料の算定に係る入院年月日を記載すること。	850100028	救命救急入院料の算定に係る入院年月日(救命救急入院料):(元号)yy” 年”mm”月”dd”日”		
45	A300注5	急性薬物中毒加算 1	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物を記載すること。	820101135	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):バルビタール系薬物		
				820101136	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):プロムバレリル尿素		
				820101137	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):三環系・四環系抗うつ薬		
				820101138	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):アセトアミノフェン		
				820101139	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):サリチル酸		
				820101140	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):有機リン系農薬		
				820101141	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):カーバメート系農薬		
				820101142	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):グルホシネート		
				820101143	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):バロコート		
				820101144	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):メタンフェタミン		
				820101145	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):メタノール		
				820101146	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):青酸化合物		
				820101147	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):ヒ素化合物		
				830100811	急性薬物中毒の原因物質として同定した薬物(急性薬物中毒加算 1):その他:*****		
46	A302	新生児特定集中治療 室管理料	(総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料及び新生児治療回復室入院医療管理料と合計して22日以上算定した場合) 出生時体重について、「1,500g以上」、「1,000g以上1,500g未満」、「1,000g未満」、「500g以上750g未満」又は「500g未満」の中から該当するものを選択して記載すること。 慢性肺疾患の新生児の出生時体重について、「500g以上750g未満」、「500g未満」の中から該当するものを選択して記載すること。	820100027	出生時体重 1, 500g以上		
				820100028	出生時体重 1, 000g以上1, 500g未満		
				820100029	出生時体重 1, 000g未満		
				820101040	出生時体重 500g以上750g未満		
			820101041	出生時体重 500g未満			
			820100474	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):ア 高度の先天奇形			
			820100475	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):イ 低体温			
			820100476	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):ウ 重症黄疸			
			820100477	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):エ 未熟児			
			820100478	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):オ 意識障害又は昏睡			
			820100479	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):カ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪			
			820100480	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):キ 急性心不全(心筋梗塞を含む。)			
			820100481	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):ク 急性薬物中毒			
			820100482	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):ケ ショック			
			820100483	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):コ 重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)			
			820100484	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):サ 大手術後			
			820100485	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):シ 救急蘇生後			
			820100486	該当するもの(新生児特定集中治療室管理料):ス その他外傷、破傷風等で重篤な状態			
			820101148	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):ア 体外式膜型人工肺を実施している状態			
			820101149	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):イ 腎代替療法(血液透析、腹膜透析等)を実施している状態			
			820101150	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):ウ 交換輸血を実施している状態			
			820101151	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):エ 低体温療法を実施している状態			
			820101152	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):オ 人工呼吸器を使用している状態(出生時体重が七百五十グラム未満である場合に限る。)			
			820101153	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):カ 人工呼吸器を使用している状態であって、一酸化窒素吸入療法を実施している状態			
			820101154	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):キ 人工呼吸器を使用している状態であって、胸腔・腹腔ドレーン管理を実施している状態			
			820101155	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):ク 手術後に人工呼吸器を使用している状態			
			820101156	該当するもの(新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料):ケ 新興感染症や先天性感染症等の感染症患者であって、除菌個室管理など厳重な感染対策を行いつながら人工呼吸器を使用している状態(合併症として発生した感染症は除く。)			
			48	A303の1	総合周産期特定集中治療室管理料 1 母体・胎児集中治療室管理料	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2節A303総合周産期特定集中治療室管理料の(2)のAからキまでのいずれに該当するか選択して記載すること。	820100487
820100488	該当するもの(母体・胎児集中治療室管理料):イ 妊娠高血圧症候群						
820100489	該当するもの(母体・胎児集中治療室管理料):ウ 多胎妊娠						
820100490	該当するもの(母体・胎児集中治療室管理料):エ 胎位位置異常						
820100491	該当するもの(母体・胎児集中治療室管理料):オ 切迫流産						
820100492	該当するもの(母体・胎児集中治療室管理料):カ 胎児発育遅延や胎児奇形などの胎児異常を伴うもの						
820101976	該当するもの(母体・胎児集中治療室管理料):キ 産科異常出血						※

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
49	A303-2	総合周産期特定集中 治療室管理料 新生児集中治療室 管理料	(新生児特定集中治療室管理料及び新生児治療回復室入院医療管理料と合計して22日以上算定した場合) 出生時体重について、「1,500g以上」、「1,000g以上1,500g未満」、「1,000g未満」、「500g以上750g未満」又は「500g未満」の中から該当するものを選択して記載すること。 慢性肺疾患の新生児の出生時体重について、「500g以上750g未満」、「500g未満」の中から該当するものを選択して記載すること。	820100027	出生時体重 1, 500g以上		
				820100028	出生時体重 1, 000g以上1, 500g未満		
				820100029	出生時体重 1, 000g未満		
				820101040	出生時体重 500g以上750g未満		
				820101041	出生時体重 500g未満		
			「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2節A302新生児特定集中治療室管理料の(1)の7から5までのいずれに該当するか選択して記載すること。	820100493	該当するもの(新生児集中治療室管理料):ア 高度の先天奇形		
				820100494	該当するもの(新生児集中治療室管理料):イ 低体温		
				820100495	該当するもの(新生児集中治療室管理料):ウ 重症黄疸		
				820100496	該当するもの(新生児集中治療室管理料):エ 未熟児		
				820100497	該当するもの(新生児集中治療室管理料):オ 意識障害又は昏睡		
				820100498	該当するもの(新生児集中治療室管理料):カ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪		
				820100499	該当するもの(新生児集中治療室管理料):キ 急性心不全(心筋梗塞を含む。)		
				820100500	該当するもの(新生児集中治療室管理料):ク 急性薬物中毒		
				820100501	該当するもの(新生児集中治療室管理料):ケ ショック		
				820100502	該当するもの(新生児集中治療室管理料):コ 重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)		
				820100503	該当するもの(新生児集中治療室管理料):サ 大手術後		
				820100504	該当するもの(新生児集中治療室管理料):シ 救急蘇生後		
				820100505	該当するもの(新生児集中治療室管理料):ス その他外傷、破傷風等で重篤な状態		
50	A303-2	新生児治療回復室入院医療管理料	(新生児特定集中治療室管理料及び総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料と合わせて31日以上算定した場合) 出生時体重について、「1,500g以上」、「1,000g以上1,500g未満」、「1,000g未満」、「500g以上750g未満」又は「500g未満」の中から該当するものを選択して記載すること。 慢性肺疾患の新生児の出生時体重について、「500g以上750g未満」、「500g未満」の中から該当するものを選択して記載すること。	820100027	出生時体重 1, 500g以上		
				820100028	出生時体重 1, 000g以上1, 500g未満		
				820100029	出生時体重 1, 000g未満		
				820101040	出生時体重 500g以上750g未満		
				820101041	出生時体重 500g未満		
			「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2節A303-2新生児治療回復室入院医療管理料の、(2)の7から5までのいずれに該当するか選択して記載すること。	820100506	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):ア 高度の先天奇形		
				820100507	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):イ 低体温		
				820100508	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):ウ 重症黄疸		
				820100509	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):エ 未熟児		
				820100510	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):オ 意識障害又は昏睡		
				820100511	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):カ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪		
				820100512	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):キ 急性心不全(心筋梗塞を含む。)		
				820100513	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):ク 急性薬物中毒		
				820100514	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):ケ ショック		
				820100515	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):コ 重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)		
				820100516	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):サ 大手術後		
				820100517	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):シ 救急蘇生後		
				820100518	該当するもの(新生児治療回復室入院医療管理料):ス その他外傷、破傷風等で重篤な状態		
51	A304	地域包括医療病棟入院料	(入院中に患者の状態が変化し、当初の治療予定が変更になった場合) 治療を変更する理由となった患者の状態の変化について記載すること。	830100925	患者の状態の変化(地域包括医療病棟入院料):*****		※
			(入院中に患者の状態が変化し、当初の治療予定が変更になった場合) 治療を変更した後の予定される治療内容について記載すること。	830100926	変更後の治療予定(地域包括医療病棟入院料):*****		※
52	A306	特殊疾患入院医療管理料	(必要があつて患者が他の病棟等へ移動した場合) その医療上の必要性を詳細に記載すること。	830100031	患者が他の病棟等へ移動した医療上の必要性(特殊疾患入院医療管理料):*****		
53	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料	対象となる疾患の発症年月日、手術年月日又は損傷年月日及び入院年月日並びに退院年月日を記載すること。	850100029	対象疾患の発症年月日(回復期リハビリテーション病棟入院料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日		
				850100030	対象疾患の手術年月日(回復期リハビリテーション病棟入院料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日		
				850100031	対象疾患の損傷年月日(回復期リハビリテーション病棟入院料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日		
				850100032	入院年月日(回復期リハビリテーション病棟入院料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日		
				850100033	退院年月日(回復期リハビリテーション病棟入院料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日		
			(入院までの間に算定開始日数控除対象入院料等において1日6単位以上の重点的なリハビリテーションが提供された場合) 当該日数を記載すること。	842100023	1日6単位以上のリハビリテーション提供日数(回復期リハビリテーション病棟入院料):*****		
			(回復期リハビリテーション病棟入院料等を算定する病棟から転院してきた患者であつて、転院後継続して回復期リハビリテーション病棟入院料等を算定する場合) 転院前の保険医療機関における当該入院料の算定日数を記載すること。	842100024	転院前の算定日数(回復期リハビリテーション病棟入院料):*****		
			(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1の第1章第2節第3節A308回復期リハビリテーション病棟入院料の(13)のウ及びエにおいて、当該患者をリハビリテーション実績指数の算出から除外する場合) 当該患者の入院月の診療報酬明細書に、実績指数の算出から除外する旨及びその理由を記載すること。	830100032	実績指数算出から除外する理由(回復期リハビリテーション病棟入院料):*****		
			(必要があつて患者が他の病棟等へ移動した場合) その医療上の必要性を詳細に記載すること。	830100033	患者が他の病棟等へ移動した医療上の必要性(回復期リハビリテーション病棟入院料):*****		
54	A308-3	地域包括ケア病棟入院料	(必要があつて患者が他の病棟等へ移動した場合) その医療上の必要性を詳細に記載すること。	830100034	患者が他の病棟等へ移動した医療上の必要性(地域包括ケア病棟入院料):*****		
			入院元を記載すること。	830100035	入院元(急性期患者支援病床初期加算):*****		
55	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の急性期患者支援病床初期加算又は在宅患者支援病床初期加算	入院元を記載すること。	830100036	入院元(在宅患者支援病床初期加算):*****		
			(入院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数を記載すること。(記載例1参照) [記載例1] 入院元であるXXX病院は「 地域急性期 」一般入院料2を算定しており、かつ救急医療管理加算の届出を行っている。本患者がXXX病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。 (転院日:○年○月○日及び○年○月○日)。	830100037	算定対象である旨及び転院(転棟)回数(急性期患者支援病床初期加算):*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
			(入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合) 直近の入院医療機関名及び退院日を記載すること。(記載例2参照) 〔記載例2〕 入院元は自宅である。本患者はXXX病院から○年○月○日に退院後、自宅療養していた。	830100040	直近の入院医療機関名及び退院年月日(在宅患者支援病床初期加算): *****		
56	A309	特殊疾患病棟入院料	(必要があつて患者が他の病棟等へ移動した場合) その医療上の必要性を詳細に記載すること。	830100041	患者が他の病棟等へ移動した医療上の必要性(特殊疾患病棟入院料): *****		
57	A311 A311-2 A311-3	精神科救急急性期医 療入院料 精神科急性期治療 病棟入院料 精神科救急・合併症 入院料	算定を開始した年月日を記載すること。	850100034	精神科救急急性期医療入院料の算定開始年月日:(元号)yy"年"mm"月" "dd"日		
				850100035	精神科急性期治療病棟入院料の算定開始年月日:(元号)yy"年"mm"月" "dd"日		
				850100036	精神科救急・合併症入院料の算定開始年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd" 日		
			(転棟患者等が精神科急性期治療病棟入院料を算定する場合) 転棟の必要性を記載すること。	830100042	転棟の必要性(精神科救急急性期医療入院料):*****		
				830100043	転棟の必要性(精神科急性期治療病棟入院料):*****		
				830100044	転棟の必要性(精神科救急・合併症入院料):*****		
			(医療観察法入院患者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15 年法律第110号)第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定による入院患者)であつた者が、引き続き精神 科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料又は精神科救急・合併症入院料を算定する場合) 医療観察法による入院の開始日及び終了日(年月日)を記載すること。	850100037	医療観察法による入院開始年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100038	医療観察法による入院終了年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
58	A311 A311-2 A311-3	精神科救急急性期医 療入院料 精神科急性期治療 病棟入院料 精神科救急・合併症 入院料 の非定型抗精神病薬 加算	非定型、定型を含めて投与している抗精神病薬をすべて記載すること。	830100045	抗精神病薬名(非定型抗精神病薬加算(精神科救急急性期医療入院料)): *****		
				830100046	抗精神病薬名(非定型抗精神病薬加算(精神科急性期治療病棟入院料)): *****		
				830100047	抗精神病薬名(非定型抗精神病薬加算(精神科救急・合併症入院料)): *****		
				830100922	抗精神病薬名(非定型抗精神病薬加算(精神科地域包括ケア病棟入院 料)):*****		
59	A311	精神科救急急性期医 療入院料	当該病棟におけるクロザピンの初回投与日(年月日)を記載すること。	850100039	当該病棟におけるクロザピンの初回投与年月日(精神科救急急性期医療 入院料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100040	当該病棟におけるクロザピンの投与中止年月日(精神科救急急性期医療 入院料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(当該病棟においてクロザピンの投与を中止した場合) 投与中止日及び投与中止の理由について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 別添1第1章第2部A311精神科救急急性期医療入院料の(5)のア又はイの理由のうち該当するものを記載すること	820100519	クロザピンの投与中止の理由(精神科救急急性期医療入院料):ア クロザ ピンの副作用等の事由により、投与を中止		
				820100520	クロザピンの投与中止の理由(精神科救急急性期医療入院料):イ 患者 事由により、投与を中止		
			(他の病棟又は他の保険医療機関においてクロザピンを中止したことがある場合) 他の病棟又は他の保険医療機関における直近のクロザピンの投与中止日及び当該保険医療機関におけるクロザ ピンの投与中止回数	850100041	他の病棟又は他の保険医療機関におけるクロザピンの投与中止年月日 (精神科救急急性期医療入院料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				842100025	クロザピンの投与中止回数(精神科救急急性期医療入院料):*****		
60	A311-2	精神科急性期治療 病棟入院料	当該病棟におけるクロザピンの初回投与日(年月日)を記載すること。	850100042	当該病棟におけるクロザピンの初回投与年月日(精神科急性期治療 病棟入院料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100043	当該病棟におけるクロザピンの投与中止日(精神科急性期治療病棟入院 料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(当該病棟においてクロザピンの投与を中止した場合) 投与中止日及び投与中止の理由について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 別添1第1章第2部A311-2精神科急性期治療病棟入院料の(4)のA又はイの理由のうち該当するものを記載する こと。	820100521	クロザピンの投与中止の理由(精神科急性期治療病棟入院料):ア クロザ ピンの副作用等の事由により、投与を中止		
				820100522	クロザピンの投与中止の理由(精神科急性期治療病棟入院料):イ 患者 事由により、投与を中止		
			(他の病棟又は他の保険医療機関においてクロザピンを中止したことがある場合) 他の病棟又は他の保険医療機関における直近のクロザピンの投与中止日及び当該保険医療機関におけるクロザ ピンの投与中止回数	850100044	他の病棟又は他の保険医療機関におけるクロザピンの投与中止年月日 (精神科急性期治療病棟入院料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				842100026	クロザピンの投与中止回数(精神科急性期治療病棟入院料):*****		
61	A311-3	精神科救急・合併症 入院料	当該病棟におけるクロザピンの初回投与日(年月日)を記載すること。	850100045	当該病棟におけるクロザピンの初回投与年月日(精神科救急・合併症入 院料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100046	当該病棟におけるクロザピンの投与中止年月日(精神科救急・合併症入 院料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(当該病棟においてクロザピンの投与を中止した場合) 投与中止日及び投与中止の理由について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 別添1第1章第2部A311-3精神科救急・合併症入院料の(3)のA又はイの理由のうち該当するものを記載する こと。	820100523	クロザピンの投与中止の理由(精神科救急・合併症入院料):ア クロザ ピンの副作用等の事由により、投与を中止		
				820100524	クロザピンの投与中止の理由(精神科救急・合併症入院料):イ 患者事由 により、投与を中止		
			(他の病棟又は他の保険医療機関においてクロザピンを中止したことがある場合) 他の病棟又は他の保険医療機関における直近のクロザピンの投与中止日及び当該保険医療機関におけるクロザ ピンの投与中止回数	850100047	他の病棟又は他の保険医療機関におけるクロザピンの投与中止年月日 (精神科救急・合併症入院料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				842100027	クロザピンの投与中止回数(精神科救急・合併症入院料):*****		
62	A312	精神療養病棟入院料	(必要があつて患者が他の病棟等へ移動した場合) その医療上の必要性を詳細に記載すること。	830100048	患者が他の病棟等へ移動した医療上の必要性(精神療養病棟入院料): *****		
63	A312	精神療養病棟入院料 の非定型抗精神病薬 加算	非定型、定型を含めて投与している抗精神病薬をすべて記載すること。	830100049	抗精神病薬名(非定型抗精神病薬加算(精神療養病棟入院料)):*****		
64	A312	精神療養病棟入院料 の重症者加算	算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
65	A314	認知症治療病棟入院 料	(必要があつて患者が他の病棟等へ移動した場合) その医療上の必要性を詳細に記載すること。	830100050	患者が他の病棟等へ移動した医療上の必要性(認知症治療病棟入院料): *****		
66	A317	特定一般病棟入院料 の救急・在宅等支援 病床初期加算	入院元を記載すること。	830100051	入院元(特定一般病棟入院料)(救急・在宅等支援病床初期加算):*****		
			(入院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数を記載すること。(記 載例1参照) 〔記載例1〕 入院元であるXXX病院は地域一般入院料2を算定しており、かつ救急医療管理加算の届出を行っている。本患者が XXX病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。 (転院日:○年○月○日及び○年○月○日)。	830100006	算定対象である旨及び転院(転棟)回数(救急・在宅等支援病床初期加 算):*****		
			(入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合) 直近の入院医療機関名及び退院日を記載すること。(記載例2参照) 〔記載例2〕 入院元は自宅である。本患者はXXX病院から○年○月○日に退院後、自宅療養していた。	830100007	直近の入院医療機関名及び退院年月日(救急・在宅等支援病床初期加 算):*****		
67	A317	特定一般病棟入院料 を算定している患者に ついて、地域包括ケア 入院医療管理が行わ れた場合	地域包括ケア入院医療管理を行う病室に入室した年月日を記載すること。	850100048	特定一般病棟入院料(地域包括ケアを行う病室への入室年月日:(元 号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(必要があつて患者を他の病棟等へ移動した場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100054	患者を他の病棟等へ移動した医療上の必要性(特定一般病棟入院料)(地 域包括ケア):*****		
68	A318	地域移行機能強化病 棟入院料の非定型抗 精神病薬加算	非定型、定型を含めて投与している抗精神病薬をすべて記載すること。	830100055	抗精神病薬名(地域移行機能強化病棟入院料)(非定型抗精神病薬加算): *****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
69	A318	地域移行機能強化病 棟入院料の重症者加 算	算定した日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
70	A319	特定機能病院リハビリ テーション病棟入院料	(医療上特に必要がある場合であって、特定機能病院リハビリテーション病棟から他の病棟へ患者が移動した場合)その医療上の必要性について詳細に記載する。	830100476	他の病棟へ患者が移動した医療上の必要性(特定機能病院リハビリテー ション病棟入院料):*****		
			転院前の保険医療機関における特定機能病院リハビリテーション病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入 院料の算定日数を記載すること。	830100477	転院前の保険医療機関における算定日数(特定機能病院リハビリテーショ ン病棟入院料):*****		
71	A400の1	短期滞在手術等基本 料1	短手1と表示し、算定日及び手術名を記載すること	算定日情報	(算定日)	○	
				820100992	対象手術(短手1):内分泌負荷試験 1 下垂体前葉負荷試験 イ 成長 ホルモン(GH)(一連として)		
				820100993	対象手術(短手1):小児食物アレルギー負荷検査		
				820100525	対象手術(短手1):皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部) 3 長径四センチメー トル以上(六歳未満に限る。)		
				820100526	対象手術(短手1):皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外) 3 長径六センチ メートル以上十二センチメートル未満(六歳未満に限る。)		
				820100527	対象手術(短手1):皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外) 4 長径十二セ ンチメートル以上(六歳未満に限る。)		
				820100528	対象手術(短手1):腋臭症手術		
				820100994	対象手術(短手1):四肢・軀幹軟部腫瘍摘出術 7 手軟部腫瘍摘出術		
				820100995	対象手術(短手1):骨内異物(挿入物を含む。)-除去術 10 手根骨骨内異 物除去術		
				820101343	対象手術(短手1):骨内異物(挿入物を含む。)-除去術 11 中手骨骨内異 物除去術		※
				820100529	対象手術(短手1):半月板切除術		
				820100530	対象手術(短手1):半月板切除術(関節鏡下)		
				820100996	対象手術(短手1):ガングリオン摘出術 1 手部ガングリオン摘出術		
				820100531	対象手術(短手1):手根管開放手術		
				820100532	対象手術(短手1):手根管開放手術(内視鏡下)		
				820100997	対象手術(短手1):涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの		
				820100998	対象手術(短手1):眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法		
				820100999	対象手術(短手1):眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法		
				820101000	対象手術(短手1):眼瞼下垂症手術 3 その他のもの		
				820101001	対象手術(短手1):翼状片手術(弁の移植を要するもの)		
				820101002	対象手術(短手1):治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの (角膜シクロファイア又は帯状角膜変性に係るものに限る。)		
				820101003	対象手術(短手1):緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入 術		
				820100533	対象手術(短手1):水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 イ 縫 着レンズを挿入するもの		
				820101157	対象手術(短手1):水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ そ の他のもの		
				820101158	対象手術(短手1):水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合		
				820101159	対象手術(短手1):水晶体再建術 3 計画的後囊切開を伴う場合		
				820100534	対象手術(短手1):乳腺腫瘍摘出術 1 長径五センチメートル未満		
				820101160	対象手術(短手1):乳腺腫瘍摘出術 2 長径五センチメートル以上		
				820100535	対象手術(短手1):気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)		
				820100536	対象手術(短手1):気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバース コープによるもの)		
				820101004	対象手術(短手1):経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回(透析シャ ント閉塞又は高度狭窄の場合)		
				820101344	対象手術(短手1):経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回(その他の 場合)		※
				820101005	対象手術(短手1):経皮的シャント拡張術・血栓除去術 2 1の実施後3 月以内に実施する場合		
				820101006	対象手術(短手1):下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術		
				820101007	対象手術(短手1):下肢静脈瘤手術 2 硬化療法(一連として)		
				820101008	対象手術(短手1):下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術		
				820101009	対象手術(短手1):下肢静脈瘤血管内焼灼術		
				820101010	対象手術(短手1):下肢静脈瘤血管内塞栓術		
				820100537	対象手術(短手1):内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 1 早期 悪性腫瘍粘膜切除術		
				820100538	対象手術(短手1):内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径二センチ メートル未満		
				820101011	対象手術(短手1):痔核手術(脱肛を含む。)-硬化療法(四段階注射法 によるもの)		
				820101012	対象手術(短手1):肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム 切除術(肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術に限る。)		
				820101013	対象手術(短手1):尿失禁手術(ボツリヌス毒素によるもの)		
				820101014	対象手術(短手1):顕微鏡下精索静脈瘤手術		
				820100539	対象手術(短手1):経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術 1 ホルミウム レーザー又は倍周波数レーザーを用いるもの		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				820101161	対象手術(短手1):経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術 2 ツリウムレーザーを用いるもの		
				820101162	対象手術(短手1):経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術 3 その他のもの		
			(短期滞在手術等基本料1の届出を行った保険医療機関が、短期滞在手術等基本料の対象となる手術を行った場合であって入院基本料を算定する場合) 短期滞在手術等基本料を算定しない理由を記載すること。	830100056	非算定理由(短手1):*****		
			(短期滞在手術等基本料1を算定する患者について、当該手術とは別の目的で実施した、検査及び当該検査項目等に係る判断料並びに画像診断項目の費用を算定する場合) その旨を記載すること。	820100540	対象手術とは別目的で実施した検査等(短手1)		
72	A400の3	短期滞在手術等基本料3	短手3と表示し、検査日又は手術日及び検査名又は手術名を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
73	A	180日を超える期間通算対象入院料を算定する場合	(「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣の定める医薬品等」(平成18年9月12日厚生労働省告示第498号)の九のいずれにも該当しない場合) 「選」と記載すること。	190880210	(選)急性期病院A一般入院料	○	
				190880310	(選)急性期病院B一般入院料	○	
				190117810	(選)急性期一般入院料1	○	
				190214510	(選)急性期一般入院料2	○	
				190214610	(選)急性期一般入院料3	○	
				190214710	(選)急性期一般入院料4	○	
				190214810	(選)急性期一般入院料5	○	
				190214910	(選)急性期一般入院料6	○	
				190215010	(選)地域一般入院料1	○	
				190111910	(選)地域一般入院料2	○	
				190112010	(選)地域一般入院料3	○	
				190113410	(選)一般病棟特別入院基本料	○	
				190887010	(選)特定機能病院A一般病棟7対1入院基本料	○	
				190887110	(選)特定機能病院A一般病棟10対1入院基本料	○	
				190886910	(選)特定機能病院B一般病棟7対1入院基本料	○	
				190886810	(選)特定機能病院B一般病棟10対1入院基本料	○	
				190886710	(選)特定機能病院C一般病棟7対1入院基本料	○	
				190886610	(選)特定機能病院C一般病棟10対1入院基本料	○	
				190119410	(選)専門病院7対1入院基本料	○	
				190115710	(選)専門病院10対1入院基本料	○	
				190115810	(選)専門病院13対1入院基本料	○	
				190122890	選定療養(入院180日超)減算(入院基本料)	○	
			(「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣の定める医薬品等」の九のいずれかに該当する場合) 「選外」と記載し、「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣の定める医薬品等」第九のイからフまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100030	イ 通算対象入院料算定患者以外の患者		
				820100031	ロ 難病患者等入院診療加算を算定する患者		
				820100032	ハ 重症者等療養環境特別加算を算定する患者		
				820100033	ニ 厚生労働省告示に規定する難病患者等		
				820100034	ホ 悪性新生物に対する腫瘍用薬を投与している状態にある患者		
				820100035	ヘ 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態にある患者		
				820100036	ト ドレーン法等を実施している状態にある患者		
				820100037	チ 人工呼吸器を使用している状態にある患者		
				820100038	リ 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態にある患者		
				820100039	ス 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術患者		
				820100040	ル 15歳未満の患者		
				820100041	ロ 小児慢性特定疾病児童等患者又は育成医療給付患者		
				820100042	ワ ロからヌまでに掲げる状態に準ずる状態にある患者		
74	A	救急患者として受け入れた患者が、処置室・手術室等において死亡した場合で、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床(救急医療管理加算又は救命救急入院料を算定する病床に限る。)に入院したものとみなす場合	死亡年月日及び死亡を確認した場所として、「処置室で死亡」、「手術室で死亡」、「処置室・手術室以外で死亡」の中から該当するものを選択して記載すること。 なお、「処置室・手術室以外で死亡」を選択した場合は、死亡を確認した場所を記載すること。	820100043	処置室で死亡		
				820100044	手術室で死亡		
				820100045	処置室・手術室以外で死亡		
				830100057	死亡を確認した場所:*****		
75	B001の2	特定薬剤治療管理料1	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1節第1節B001の2特定薬剤治療管理料の(1)のアの(イ)から(ナ)までに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。 また、初回の算定年月を記載すること。ただし、抗てんかん剤及び免疫抑制剤以外の薬剤を投与している患者について4月以降の特定薬剤治療管理料1を算定する場合又は抗てんかん剤若しくは免疫抑制剤を投与している患者について特定薬剤治療管理料1を算定する場合には、初回の算定年月の記載を省略して差し支えない。	820100046	(イ) 心疾患患者でジギタリス製剤を投与		
				820100047	(ロ) てんかん患者で抗てんかん剤を投与		
				820100558	(ハ) 臓器移植術を受けた患者で免疫抑制剤を投与		
				820100559	(ニ) 気管支喘息等の患者でテオフィリン製剤を投与		
				820100560	(ホ) 不整脈の患者に対して不整脈用剤を継続的に投与		
				820100561	(ヘ) 統合失調症の患者でハロペリドール製剤等を投与		
				820100562	(ト) 躁うつ病の患者でリチウム製剤を投与		
				820100563	(チ) 躁うつ病又は躁病の患者でバルプロ酸ナトリウム等を投与		
				820100054	(リ) 留意事項通知に規定する患者でシクロスポリンを投与		
				820100564	(ス) 留意事項通知に規定する患者でタクロリムス水和物を投与		
				820100565	(ル) 若年性関節リウマチ等の患者でサリチル酸系製剤を継続投与		
				820100566	(ヲ) 悪性腫瘍の患者でメトトレキサートを投与		
				820100567	(ワ) 留意事項通知に規定する患者でエベロリムスを投与		
				820100568	(カ) 入院中の患者であってアミノ配糖体抗生物質等を数日間以上投与		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				820100569	(三) 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与		
				820100570	(タ) イマチニブを投与		
				820100062	(レ) リンパ脈管腫瘍症の患者でシロリムス製剤を投与		
				820100063	(ハ) 腎細胞癌の患者で抗悪性腫瘍剤としてスニチニブを投与		
				820100572	(ソ) 片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与		
				820100843	(ネ) 統合失調症の患者であって治療抵抗性統合失調症治療薬を投与		
				820101163	(ナ) プスルファンを投与		
76	B001の2	特定薬剤治療管理料1の臓器移植加算	当該臓器移植を行った年月日を記載すること。	850100049	臓器移植年月日(臓器移植加算)(特定薬剤治療管理料1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
77	B001の2	特定薬剤治療管理料1の注9加算	ミコフェノール酸モフェチルの血中濃度測定の実施を記載すること。	830100058	ミコフェノール酸モフェチルの血中濃度測定の実施(特定薬剤治療管理料1):*****		
78	B001の2	特定薬剤治療管理料1の注10加算	(エベロリムスの初回投与から3月の間に算定する場合) エベロリムスの初回投与日 (エベロリムスの初回投与から3月の間に算定する場合) エベロリムスの血中濃度測定の実施を記載すること。	850100050	エベロリムスの初回投与年月日(特定薬剤治療管理料1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100059	エベロリムスの血中濃度測定の実施(特定薬剤治療管理料1):*****		
79	B001の2	特定薬剤治療管理料2のロ	カルタヘナ法に基づく管理を必要とする薬剤について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	830100927	カルタヘナ法に基づく管理を必要とする薬剤(特定薬剤治療管理料2):*****		※
80	B001の3	悪性腫瘍特異物質治療管理料	行った腫瘍マーカーの検査名を記載すること。	830100060	検査名(悪性腫瘍特異物質治療管理料):*****		
81	B001の4	小児特定疾患カウンセリング料	同一患者に対し初めてのカウンセリングを行った年月日を記載すること。	850100051	同一患者に対し初めてのカウンセリング実施年月日(小児特定疾患カウンセリング料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
82	B001の8	皮膚科特定疾患指導管理料	(結節性痒疹及びその他の痒疹(慢性型で経過が1年以上のものに限る。))に対して算定する場合) 痒疹の発症年月日を記載すること。	850100494	痒疹の発症年月日:(元号)yy"年"mm"月"月"		※
83	B001の9	外来栄養食事指導料の「注2」の場合	指導した年月日を記載すること。	850100052	指導した年月日(外来栄養食事指導料(注2)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
84	B001の12	心臓ペースメーカー指導管理料の導入期加算	ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー移植術、植込型除細動器移植術又は両室ペースメーカー機能付き植込型除細動器移植術を行った年月日を記載すること。	850100053	導入期加算(心臓ペースメーカー指導管理料)移植年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
85	B001の12	心臓ペースメーカー指導管理料の植込型除細動器移行期加算	直近の算定年月及び使用開始日を記載すること。また、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1節B001の12心臓ペースメーカー指導管理料の(5)のA又はBに規定するものうち該当するものを選択して記載すること。	850100054	直近の算定年月日(植込型除細動器移行期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100055	使用開始年月日(植込型除細動器移行期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820100064	ア 留意事項通知に規定する患者でICD適否確定までの間使用		
				820100065	イ 留意事項通知に規定する患者でICD植込みまでの間使用		
86	B001の12	心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算	当該指導管理料の直近の算定年月日を記載すること。	850190001	直近の算定年月(遠隔モニタリング加算(心臓ペースメーカー指導管理料)):(元号)yy"年"mm"月"月"		
87	B001の14	高度難聴指導管理料のイ	人工内耳植込術を行った年月日を記載すること。	850100056	人工内耳植込術実施年月日(高度難聴指導管理料(術後3月以内)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
88	B001の14	高度難聴指導管理料のロ	前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850100488	前回算定年月日(高度難聴指導管理料(その他の患者)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820190488	初回(高度難聴指導管理料(その他の患者))		
89	B001の14	高度難聴指導管理料の人工内耳機器調整加算	前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190043	前回算定年月日(人工内耳機器調整加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820190043	初回(人工内耳機器調整加算)		
90	B001の15	慢性維持透析患者外来医学管理料	(慢性維持透析患者外来医学管理料に含まれる検査以外の検査を別に算定した場合) その必要性を記載すること。 (慢性維持透析患者外来医学管理料に含まれる検査であって特例として算定を認められた検査を別に算定した場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1節B001の15慢性維持透析患者外来医学管理料の(10)のAからCまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。	830100061	管理料に含まれる検査以外の検査を別に算定した必要性(慢性維持透析患者外来医学管理料):*****		
				820100066	ア 出血性合併症患者の退院月翌月の月2回目以後の末梢血液一般検査		
				820100067	イ バルス療法施行時の月2回目以後のカルシウム等の検査		
				820100068	ウ 副甲状腺切除を行った患者の月2回目以後のカルシウム等の検査		
				820100069	エ シナカルセト塩酸塩投与患者の月2回目以後のカルシウム等の検査		
				820100070	オ 透析アミロイド症の月2回目以後のβ2-マイクログロブリン検査		
				820100071	カ デフェロキサミンシロリン酸塩投与患者のアルミニウムの検査		
91	B001の16	喘息治療管理料1の重症喘息患者治療管理加算	当該加算に係る第1回目の治療管理を行った年月日を記載すること。	850100058	第1回目の治療管理を行った年月日(重症喘息患者治療管理加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
92	B001の17	慢性疼痛疾患管理料	(当該患者に対し最初に当該管理料を算定した場合) 算定年月日を記載すること。	850100059	算定年月日(慢性疼痛疾患管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
93	B001の23	がん患者指導管理料のロ	当該患者に対して過去に当該指導管理料を算定した年月日を記載すること。	850100060	過去に算定した年月日(がん患者指導管理料ロ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
94	B001の23	がん患者指導管理料のハ	当該患者に対して過去に当該指導管理料を算定した年月日を記載すること。	850100061	過去に算定した年月日(がん患者指導管理料ハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
95	B001の26	植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料の導入期加算	植込術を行った年月日を記載すること。	850100062	植込術の実施年月日(導入期加算(植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
96	B001の27	糖尿病透析予防指導管理料	ヘモグロビンA1cの値又は内服薬やインスリン製剤を使用している旨を記載すること。	842100028	ヘモグロビンA1c値(糖尿病透析予防指導管理料):*****		
				820100574	内服薬やインスリン製剤使用(糖尿病透析予防指導管理料)		
97	B001の28	小児運動器疾患指導管理料	前回算定年月(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190002	前回算定年月(小児運動器疾患指導管理料):(元号)yy"年"mm"月"月"		
				820190002	初回(小児運動器疾患指導管理料)		
98	B001の29	乳腺炎重症化予防ケア・指導料	通算算定回数(当該月に実施されたものを含む。)を記載すること。	842100029	乳腺炎重症化予防ケア・指導料1の通算実施回数:*****		
				842100111	乳腺炎重症化予防ケア・指導料2の通算実施回数:*****		
99	B001の31	腎代替療法指導管理料	(腎代替療法指導管理料を2回算定する場合) その医療上の必要性を詳細に記載すること。 (「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1節B001の31腎代替療法指導管理料の(2)のAに該当する場合) 直近の血液検査におけるeGFRの検査値について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1節B001の31腎代替療法指導管理料の(6)のイからハのうちのいずれか該当するものを選択して記載すること。	830100065	2回算定する医療上の必要性(腎代替療法指導管理料):*****		
				820100575	eGFRの検査値(腎代替療法指導管理料):(イ) 25mL/min/1.73m2以上 30mL/min/1.73m2未満		
				820100576	eGFRの検査値(腎代替療法指導管理料):(ロ) 15mL/min/1.73m2以上 25mL/min/1.73m2未満		
				820100577	eGFRの検査値(腎代替療法指導管理料):(ハ) 15mL/min/1.73m2未満		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
			〔「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1部第1節B001の31腎代替療法治療指導管理料(2)のイに該当する場合〕 腎代替療法治療指導管理料の実施について適切な時期と判断とした理由を記載すること。	830100066	腎代替療法治療指導管理料の実施について適切な時期と判断とした理由： *****		
100	B001の32	一般不妊治療管理料	前回算定年月(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850100402 820190049	前回算定年月(一般不妊治療管理料);(元号)yy"年"mm"月" 初回(一般不妊治療管理料)		
101	B001の33	生殖補助医療管理料	生殖補助医療の開始日における年齢(初回である場合は初回である旨)を記載すること。 治療計画の作成時点における胚移植術の実施回数の合計について確認した上で、当該時点における実施回数の合計及び確認した年月日を記載すること。 治療計画を作成し、又は見直しの場合における当該患者及びそのパートナーに説明して同意を得た年月日を記載すること。 (2回目以降の胚移植術に向けた治療計画を作成した場合) 当該患者及びそのパートナーに説明して同意を得た年月日を記載すること。	830100478 820190061 830100479 850100403 850100404 850100405	生殖補助医療の開始日における年齢(生殖補助医療管理料);***** 初回(生殖補助医療管理料) 治療計画の作成時点における胚移植術の実施回数の合計(生殖補助医療管理料);***** 胚移植術の実施回数を確認した年月日(生殖補助医療管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 治療計画の同意を得た年月日(生殖補助医療管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 治療計画の同意を得た年月日(2回目以降)(生殖補助医療管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
102	B001の34のハ	二次性骨折予防継続管理料3	初回算定年月日を記載すること。	850100406	初回算定年月日(二次性骨折予防継続管理料3);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
103	B001の35	アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料	初回算定年月日を記載すること。	850100407	初回算定年月日(アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
104	B001の36	下肢創傷処置管理料	下肢創傷処置を実施した年月日を記載すること。	850190198	下肢創傷処置実施年月日(下肢創傷処置管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
105	B001の37	慢性腎臓病透析予防指導管理料	初回算定年月日を記載すること。	850190210	初回算定年月日(慢性腎臓病透析予防指導管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
106	B001-2	小児科外来診療料	(院外処方せんを交付している者に対し、夜間緊急の受診等やむを得ない場合において院内投薬を行った場合) その理由を記載すること。 (他の保険医療機関において在宅療養指導管理料を算定しているため小児科外来診療料を算定しない場合) 他の保険医療機関において在宅療養指導管理料を算定している旨記載すること。 (健診等に関する疾病に対して、健診等を実施した保険医の属する保険医療機関において、保険診療を行う場合) 当該保険診療よりも前に、健診等を別の受診において実施したことを記載すること。	830100067 820100578 820101347	夜間緊急の受診等やむを得ない院内投与理由(小児科外来診療料); ***** 小児科外来診療料非算定理由:他の保険医療機関で在宅療養指導管理料算定 健診等の実施とは別の受診において保険診療を実施した(小児科外来診療料)		※
107	B001-2-2	地域連携小児夜間・休日診療料	(病態の度重なる変化等による複数回の受診のため2回以上算定する場合) その理由を詳細に記載すること。	830100068	2回以上算定する理由(地域連携小児夜間・休日診療料);*****		
108	B001-2-4	地域連携夜間・休日診療料	(病態の度重なる変化等による複数回の受診のため2回以上算定する場合) その理由を詳細に記載すること。	830100069	2回以上算定する理由(地域連携夜間・休日診療料);*****		
109	B001-2-7	外来リハビリテーション診療料	算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
110	B001-2-8	外来放射線照射診療料	算定日を記載すること。 (所定点数の100分の50に相当する点数により算定する場合) 算定日を記載すること。 (100分の50に相当する点数を算定したにもかかわらず、その後も治療を継続する場合) 治療を継続する医学的理由を記載すること。 (外来放射線照射診療料を算定したにもかかわらず予定の期間よりも早期に外来放射線照射を終了する場合) 早期に治療終了となった医学的理由を記載すること。	算定日情報 算定日情報 算定日情報 830100070 830100071	(算定日) (算定日) (算定日) 治療を継続する医学的理由(外来放射線照射診療料);***** 早期に治療終了となった医学的理由(外来放射線照射診療料);*****	○ ○ ○	
111	B001-2-11	小児かかりつけ診療料	(院外処方せんを交付している者に対し、夜間緊急の受診等やむを得ない場合において院内投薬を行った場合) その理由を記載すること。	830100072	夜間緊急の受診等やむを得ない院内投与理由(小児かかりつけ診療料); *****		
112	B001-3-2	ニコチン依存症管理料	初回の当該管理料を算定した年月日を記載すること。	850100064	初回算定年月日(ニコチン依存症管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
113	B001-5	手術後医学管理料	当該手術に係る手術料を算定した日を記載すること。	850100495	当該手術に係る手術料の算定年月日(手術後医学管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
114	B001-7	リンパ浮腫指導管理料(入院)	手術日(手術前に当該指導を実施した場合であって、診療報酬明細書を作成する時点で手術を実施していない場合には、手術予定日)(年月日)を記載すること。	850100065 850100066	手術実施年月日(リンパ浮腫指導管理料(入院));(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 手術予定年月日(リンパ浮腫指導管理料(入院));(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
115	B001-7	リンパ浮腫指導管理料(入院外)	(退院後に再度算定する場合) 退院日(年月日)及び実施した手術名を記載すること。 (地域連携診療計画に基づいた治療を担う他の保険医療機関において算定する場合) 入院中に当該指導管理料を算定した保険医療機関名及び実施した手術名を記載すること。	850100067 830100073 830100074 830100075	退院年月日(リンパ浮腫指導管理料(入院外));(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 手術名(リンパ浮腫指導管理料(入院外));***** 入院中にリンパ浮腫指導管理料(入院外)を算定した保険医療機関名(リンパ浮腫指導管理料(入院外));***** 入院中に実施した手術名(リンパ浮腫指導管理料(入院外));*****		
116	B001-9	療養・就労両立支援指導料	前回算定年月(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190003 820190003	前回算定年月(療養・就労両立支援指導料);(元号)yy"年"mm"月" 初回(療養・就労両立支援指導料)		
117	B001-11	遺伝性疾患療養指導管理料の2のイ 遺伝性疾患療養指導管理料の2のロ 遺伝性疾患療養指導管理料(BRCA1/2遺伝子検査を行った保険医療機関と注1から注3までに掲げる行為を行った保険医療機関が異なる場合) 【BRCA1/2遺伝子検査を行った保険医療機関と注1から注3までに掲げる行為を行った保険医療機関名と当該医療機関を受診した日付を記載すること。】 注1から注3までに掲げる行為を行った保険医療機関名と当該医療機関を受診した日付を記載すること。	遺伝性疾患療養指導管理料の2のイ 検査又は病理診断を実施した年月日を記載すること。 前回遺伝性疾患に係る療養指導管理料を実施した年月日を記載すること。 【BRCA1/2遺伝子検査を行った保険医療機関と注1から注3までに掲げる行為を行った保険医療機関とが異なる場合】 注1から注3までに掲げる行為を行った保険医療機関名と当該医療機関を受診した日付を記載すること。	850100496 850100497 830100928 850100498	検査等実施年月日(遺伝性疾患療養指導管理料の2のイ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 前回実施年月日(遺伝性疾患療養指導管理料の2のロ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 注1から注3までに掲げる行為を行った保険医療機関名(遺伝性疾患療養指導管理料);***** 注1から注3までに掲げる行為を行った保険医療機関の受診日(遺伝性疾患療養指導管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※ ※ ※ ※
118	B004	退院時共同指導料1の特別管理指導加算	算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
			共同指導を行った年月日を記載すること。	850100071	共同指導を行った日(退院時共同指導料2);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
119	B005	退院時共同指導料2	(同一日に退院時共同指導料2と退院時リハビリテーション指導料又は退院時薬剤情報管理指導料を算定した場合) 共同指導を行った者の職種及び年月日を記載すること。	830100076	共同指導を行った者の職種:*****		
				850100072	指導年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
120	B005-1-2	介護支援等連携指導料	算定年月日(当該入院中に既に算定している場合は併せて初回算定日)を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
				850100073	初回算定年月日(介護支援等連携指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
121	B005-1-3	介護保険リハビリテーション移行支援料	介護保険によるリハビリテーションを開始した年月日及び維持期のリハビリテーションを終了した年月日を記載すること。	850100074	介護保険によるリハビリテーションの開始年月日(介護保険リハビリテーション移行支援料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100075	維持期リハビリテーションの終了年月日(介護保険リハビリテーション移行支援料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
122	B005-4	ハイリスク妊産婦共同管理料(1)	ハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理を行った年月日を記載すること。	850100076	医学管理を行った年月日(ハイリスク妊産婦共同管理料(1)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
123	B005-6の1	がん治療連携計画策定料1	退院年月日を記載すること。	850100077	退院年月日(がん治療連携計画策定料1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
124	B005-7の2	認知症専門診断管理料2	前回算定年月日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	850190004	前回算定年月日(認知症専門診断管理料2):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190004	初回(認知症専門診断管理料2)		
125	B005-7-2	認知症療養指導料1(入院)	認知症療養計画に基づく最初の治療を行った年月日を記載すること。	850100078	認知症療養計画に基づく初回治療年月日(認知症療養指導料1(入院)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
126	B005-7-2	認知症療養指導料1(入院外)	治療を行った年月日を記載すること。	850100079	治療年月日(認知症療養指導料1(入院外)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
127	B005-7-2	認知症療養指導料2	治療を行った年月日を記載すること。	850100080	治療開始年月日(認知症療養指導料2):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
128	B005-7-2	認知症療養指導料3	治療を行った年月日を記載すること。	850100081	治療開始年月日(認知症療養指導料3):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
129	B005-7-2	認知症療養指導料3	認知症の病状変化により認知症療養計画の再検討が必要な患者である旨を記載すること。	820101351	認知症の病状変化により認知症療養計画の再検討が必要な患者(認知症療養指導料3)		※
130	B005-7-3	認知症サポート指導料	前回算定年月(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190005	前回算定年月(認知症サポート指導料):(元号)yy"年"mm"月"		
				820190005	初回(認知症サポート指導料)		
131	B005-9	外来排尿自立指導料	A251排尿自立支援加算の初回算定日並びにA251排尿自立支援加算の初回算定日からのA251排尿自立支援加算及び当該指導料の通算算戻回数(当該月に実施されたものを含む。)を記載すること。	850100082	排尿自立支援加算の初回算定年月日(外来排尿自立指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				842100030	排尿自立支援加算及び外来排尿自立指導料の通算算戻回数(外来排尿自立指導料):*****		
132	B005-10	ハイリスク妊産婦連携指導料1	精神疾患が疑われるものとして精神科若しくは心療内科を標榜する保険医療機関に対して診療情報が文書により提供された妊婦又は出産日(年月日)を記載すること。	820100844	診療情報が文書により提供された妊婦(ハイリスク妊産婦連携指導料1)		
				850100409	出産日(ハイリスク妊産婦連携指導料1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
133	B005-10-2	ハイリスク妊産婦連携指導料2	当該保険医療機関で精神療法が実施されている又は精神疾患が疑われるものとして産科若しくは産婦人科を担当する医師から紹介された妊婦又は出産日(年月日)を記載すること。	820100845	産科若しくは産婦人科を担当する医師から紹介された妊婦(ハイリスク妊産婦連携指導料2)		
				850100410	出産日(ハイリスク妊産婦連携指導料2):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
134	B005-11の1	遠隔連携診療料 外来診療の場合	連携して診療を行う他の保険医療機関の名称を記載すること。	830100929	連携先保険医療機関名(遠隔連携診療料(外来)):*****		※
135	B005-11の2	遠隔連携診療料 訪問診療の場合	連携して診療を行う他の保険医療機関の名称を記載すること。	830100930	連携先保険医療機関名(遠隔連携診療料(在宅)):*****		※
136	B005-11の3	遠隔連携診療料 入院診療の場合	連携して診療を行う他の保険医療機関の名称を記載すること。	830100931	連携先保険医療機関名(遠隔連携診療料(入院)):*****		※
137	B005-12	こころの連携指導料(1)	初回算定年月日を記載すること。	850100413	初回算定年月日(こころの連携指導料(1)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
138	B005-13	こころの連携指導料(2)	初回算定年月日を記載すること。	850100414	初回算定年月日(こころの連携指導料(2)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
139	B005-14	プログラム医療機器等指導管理料	プログラム医療機器等指導管理料を算定する際に用いる特定保険医療材料について記載すること。	820101164	ニコチン依存症治療補助アプリ(プログラム医療機器等指導管理料)		※
				820101165	高血圧治療補助アプリ(プログラム医療機器等指導管理料)		
				820101352	アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ(プログラム医療機器等指導管理料)		※
			(地域の医療機関と連携する、関係学会が認定した高血圧症診療に係る専門施設である医療機関において高血圧治療補助アプリを用いる場合(例えば、地域のかかりつけ医機能を担う医療機関からの紹介で治療する場合や心筋梗塞等の救急治療で入院後に当該医療機関において一定期間外来でフォローする場合)) 当該医療機関でアプリを活用して治療を行う具体的な理由について記載するとともに、地域のかかりつけ医機能を担う医療機関での治療が可能かどうかを検討を行い、その検討結果について記載すること。	830100812	当該保険医療機関においてアプリを活用して治療を行う理由(プログラム医療機器等指導管理料):*****		
				830100813	地域のかかりつけ医機能を担う保険医療機関での治療が可能かどうかの検討結果(プログラム医療機器等指導管理料):*****		
140	B007	退院前訪問指導料	(2回算定した場合) 各々の訪問指導年月日を記載すること。	850100084	訪問指導年月日(退院前訪問指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
141	B007-2	退院後訪問指導料	退院日(年月日)を記載すること。	850100085	退院年月日(退院後訪問指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
142	B008の1	薬剤管理指導料1	算定日及び薬剤名を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
				830100078	薬剤名(薬剤管理指導料1):*****		
143	B008の2	薬剤管理指導料2	算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
144	B008-2	薬剤総合評価調整管理料	(当該保険医療機関及び他の保険医療機関で処方された内服薬を合計した種類数から2種類以上減少した場合) 当該他の保険医療機関名及び各保険医療機関における調整前後の薬剤の種類数を記載すること。	830100079	他の保険医療機関名(薬剤総合評価調整管理料):*****		
				842100031	当該保険医療機関における調整前の内服薬の種類数(薬剤総合評価調整管理料):*****		
				842100032	他の保険医療機関における調整前の内服薬の種類数(薬剤総合評価調整管理料):*****		
				842100033	当該保険医療機関における調整後の内服薬の種類数(薬剤総合評価調整管理料):*****		
				842100034	他の保険医療機関における調整後の内服薬の種類数(薬剤総合評価調整管理料):*****		
145	B009	診療情報提供料(1)	算定日を記載すること。 情報提供先を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
146	B009	診療情報提供料(1)の注8に規定する加算	退院年月日を記載すること。	850100087	退院年月日(注8加算(診療情報提供料(1))):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
147	B009	診療情報提供料(1)の検査・画像情報提供加算のイ	退院年月日を記載すること。	850100088	退院年月日(検査・画像情報提供加算イ(診療情報提供料(1))):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
148	B009	診療情報提供料(Ⅰ) の療養情報提供加算	療養に係る情報を得た訪問看護ステーション名を記載すること。	830100081	訪問看護ステーション名(療養情報提供加算(診療情報提供料(1))): *****		
149	B010	診療情報提供料(Ⅱ)	算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
150	B010-2	診療情報連携共有料	連携先の保険医療機関名を記載すること。	830100082	連携先保険医療機関名(診療情報連携共有料):*****		
151	B011	連携強化診療情報提供料	(妊婦である場合) 当該患者が妊娠している者である旨記載すること。	820100579	妊娠中(連携強化診療情報提供料)		
			(産科若しくは産婦人科を標榜する保険医療機関等と他の保険医療機関が連携した場合) 前回算定年月(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850100415	前回算定年月(連携強化診療情報提供料):(元号)yy“年”mm“月”		
				820190050	初回(連携強化診療情報提供料)		
152	B011注5	連携強化診療情報提供料	(注5に規定する注1から注4までのいずれにも該当しない場合) 前回算定年月(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190199	前回算定年月:(元号)yy“年”mm“月”		
				820190062	初回		
153	B012	傷病手当金意見書交付料	交付年月日を記載すること。	850100089	交付年月日(傷病手当金意見書交付料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			(当該月前に受療した傷病について傷病手当金意見書の交付のみの求めがあった場合) 当該意見書の対象となった傷病名及びその傷病についての診療を開始した日を「傷病名」欄及び「診療開始日」欄にそれぞれ記載すること。	傷病名コード	(傷病名を表示する。)	○	
				修飾語コード	(修飾語を表示する。)	○	
			(遺族等に対して意見書を交付した場合で遺族等が他に療養の給付を受けていない場合) 当該遺族等の診療報酬明細書に相続と表示し、意見書の対象となった傷病名を「傷病名」欄に記載すること。	傷病名コード	(傷病名を表示する。)	○	
				修飾語コード	(修飾語を表示する。)	○	
			(遺族等に対して意見書を交付した場合で遺族等が他に療養の給付を受けている場合) 当該遺族等の診療報酬明細書に相続と表示し、遺族等自身の傷病名と意見書の対象となった傷病名の両方を「傷病名」欄に記載すること。	傷病名コード	(傷病名を表示する。)	○	
154	B012	感染症法による公費負担申請に係る診断書料及び協力料	感染症法による公費負担申請に係る診断書料及び協力料を算定した旨を記載すること。	180000850	感染症法申請診断書交付料	○	
				180000950	感染症法申請手続代行料	○	
				180001030	感染症法申請診断書交付・申請手続代行料	○	
155	B013	療養費同意書交付料	交付年月日及び同意書又は診断書の病名欄に記載した病名を記載すること。	850100090	交付年月日(療養費同意書交付料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100083	同意書又は診断書に記載した病名(療養費同意書交付料):*****		
156	B014	退院時薬剤情報管理指導料	退院年月日を記載すること。	850100091	退院年月日(退院時薬剤情報管理指導料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
157	B015	精神科退院時共同指導料1のイ	対象となる患者の状態について記載すること。	820100581	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のイ):措置入院にかかる患者		
				820100582	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のイ):緊急措置入院にかかる患者		
				820100583	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のイ):医療観察法による入院又は通院をしたことがある患者		
				820100584	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のイ):入院の期間が1年以上の患者		
158	B015	精神科退院時共同指導料1のロ	対象となる患者の状態について記載すること。	820100585	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):6ヶ月間継続して社会的役割を遂行することに重大な問題がある。		
				820100586	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):自分1人で地域生活に必要な課題を遂行することに重大な問題がある		
				820100587	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):家族以外への暴力行為、器物破壊、迷惑行為、近隣とのトラブル等がある。		
				820100588	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):行方不明、住居を失う、立ち退きを迫られる、ホームレスになったことがある。		
				820100589	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):自傷や自殺を企てたことがある。		
				820100590	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):家族への暴力、暴言、拒絶がある。		
				820100591	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):警察・保健所介入歴がある。		
				820100592	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):定期的な服薬ができていなかったことが2か月以上あった。		
				820100593	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):外来受診をしないことが2か月以上あった。		
				820100594	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):自分の病気についての知識や理解に乏しい、治療の必要性を理解していない。		
				820100595	精神科退院時共同指導料1のロの対象患者:直近の入院は措置入院である。		
				820100596	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):日常生活用品の購入、光熱費/医療費等の支払いに関して、経済的な問題がある。		
				820100597	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):家賃の支払いに経済的な問題を抱えている。		
				820100598	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):支援をする家族がいない。		
				820100599	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料1のロ):同居家族が支援を要する困難な問題を抱えている。		
159	B015	精神科退院時共同指導料2	対象となる患者の状態について記載すること。	820100600	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):措置入院にかかる患者		
				820100601	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):緊急措置入院にかかる患者		
				820100602	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):医療観察法による入院又は通院をしたことがある患者		
				820100603	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):入院の期間が1年以上の患者		
				820100604	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):6ヶ月間継続して社会的役割を遂行することに重大な問題がある。		
				820100605	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):自分1人で地域生活に必要な課題を遂行することに重大な問題がある		
				820100606	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):家族以外への暴力行為、器物破壊、迷惑行為、近隣とのトラブル等がある。		
				820100607	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):行方不明、住居を失う、立ち退きを迫られる、ホームレスになったことがある。		
				820100608	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):自傷や自殺を企てたことがある。		
				820100609	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):家族への暴力、暴言、拒絶がある。		
				820100610	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):警察・保健所介入歴がある。		
				820100611	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2):定期的な服薬ができていなかったことが2か月以上あった。		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				820100612	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2): 外来受診をしないことが2か月以上あった。		
				820100613	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2): 自分の病気についての知識や理解に乏しい、治療の必要性を理解していない。		
				820100614	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2): 直近の入院は措置入院である。		
				820100615	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2): 日常必需品の購入、光熱費／医療費等の支払いに関して、経済的な問題がある。		
				820100616	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2): 家賃の支払いに経済的な問題を抱えている。		
				820100617	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2): 支援をする家族がいない。		
				820100618	対象患者の状態(精神科退院時共同指導料2): 同居家族が支援を要する困難な問題を抱えている。		
160	C	在宅患者診療・指導料	(在宅療養支援診療所と連携する保険医療機関が、在宅療養支援診療所の保険医の指示により往診又は訪問看護を行った場合) 「支援」と記載し、当該指示のあった在宅療養支援診療所の名称を記載すること。	830100085	指示のあった在宅療養支援診療所名:*****		
161	C	乳幼児呼吸管理材料加算	(1月に3回分又は2回分の算定を行う場合) 当月分に加え、翌々月分、翌月分、前月分、前々月分のいずれを算定したのか又は当月分に加え、翌月分、前月分のいずれを算定したのかを選択して記載すること。	820100619	当月以外の算定月(乳幼児呼吸管理材料加算): 当月分		
				820100620	当月以外の算定月(乳幼児呼吸管理材料加算): 翌月分		
				820100621	当月以外の算定月(乳幼児呼吸管理材料加算): 翌々月分		
				820100622	当月以外の算定月(乳幼児呼吸管理材料加算): 前月分		
				820100623	当月以外の算定月(乳幼児呼吸管理材料加算): 前々月分		
162	C000	往診料等	(往診を行う保険医療機関と連携体制を構築している他の保険医療機関において、過去60日以内に在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)又は在宅がん医療総合診療料を算定している患者に往診料を算定した場合) 当該他の保険医療機関の名称を記載すること。	830100814	訪問診療を行っている保険医療機関名:*****		
			(往診を行う保険医療機関と平時からの連携体制を構築している介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームに入所する患者に往診料を算定した場合) 当該介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームの名称を記載すること。	830100815	入所する介護保険施設等の名称:*****		
			(在宅患者訪問診療料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した日と同一日に往診料を算定した場合) 患者の病状の急変等往診が必要となった理由を記載すること。	830100086	患者の病状の急変等往診が必要となった理由:*****		
			(在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院であって、当該保険医療機関において普段から訪問診療を実施する患者に対し、患者に事前に氏名を提供していない往診医が往診をする場合) 往診日及び当該往診を実施した医師の氏名について記載すること。	850100499	患者に事前に氏名を提供していない往診医による往診日:(元号)yy”年”mm”月”dd”日		※
				830100932	患者に事前に氏名を提供していない往診医名:*****		※
163	C000	往診料 特別往診料	往診地域、海路距離、往、復、往復の波浪の別、滞在時間を記載すること。	830100087	往診地域、海路距離、往、復、往復の波浪の別及び滞在時間(特別往診料):*****		
164	C000	往診料の患者診療時間加算	診療時間を記載すること。	114000970	患者診療時間加算(往診料)	○	
				114002470	患者診療時間加算(特別往診)	○	
165	C000	往診料 在宅ターミナルケア加算	死亡年月日を記載すること。	850100098	死亡年月日(在宅ターミナルケア加算):(元号)yy”年”mm”月”dd”日		
166	C000	往診料 往診時医療情報連携加算	当該患者に定期的に訪問診療を行っている保険医療機関の名称を記載すること。	830100990	訪問診療を行っている保険医療機関の名称(往診時医療情報連携加算):*****		※
167	C001	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)	(「1」の在宅患者訪問診療料1を算定する場合で、患者の急性増悪等により一時的に週4回以上の頻回な在宅患者訪問診療を行った場合) その必要性、必要を認めた診療年月日及び当該訪問診療を行った年月日を記載すること。	830100088	頻回な在宅患者訪問診療を行った必要性(在宅患者訪問診療料(1)): *****		
				850100094	必要性を認めた診療年月日(在宅患者訪問診療料(1)):(元号)yy”年”mm”月”dd”日		
				850100095	訪問診療年月日(在宅患者訪問診療料(1)):(元号)yy”年”mm”月”dd”日		
			(「2」の在宅患者訪問診療料2を算定する場合) 他の保険医療機関からの求めがあった年月を記載すること。	850100096	他医療機関から依頼があった年月(在宅患者訪問診療料(1)):(元号)yy”年”mm”月		
			(「2」の在宅患者訪問診療料2について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2部C001在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の(7)のただし書きに該当する場合) 他の保険医療機関からの求めがあった診療内容について、(7)のA又はイのうち、該当するものを記載すること。また、6月を超えて訪問診療を行った場合は、継続的な訪問診療の必要性を記載すること。	820100072	A その診療料の医師でなければ困難な診療		
				820100073	イ 既に診療した傷病等とは明らかに異なる傷病に対する診療		
				830100089	継続的な訪問診療の必要性(在宅患者訪問診療料2):*****		
				820100074	末期の悪性腫瘍		
				820100075	多発性硬化症		
				820100076	重症筋無力症		
				820100077	スモン		
				820100078	筋萎縮性側索硬化症		
				820100079	脊髄小脳変性症		
				820100080	ハンチントン病		
				820100081	進行性筋ジストロフィー症		
			(「2」の在宅患者訪問診療料2について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2部C001在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の(8)の規定により、他の保険医療機関からの求めがあった月から6月を超えて算定する場合) 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))、多系統萎縮症(線索体黒質変性症、オリブ球小脳萎縮症、シャイドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群若しくは頭頸損傷の患者又は人工呼吸器を使用している状態の患者の中から、該当するものを選択して記載すること。	820100082	パーキンソン病関連疾患(留意事項通知に規定するもの)		
				820100083	多系統萎縮症(留意事項通知に規定するもの)		
				820100084	プリオン病		
				820100085	亜急性硬化性全脳炎		
				820100086	ライソゾーム病		
				820100087	副腎白質ジストロフィー		
				820100088	脊髄性筋萎縮症		
				820100089	球脊髄性筋萎縮症		
				820100090	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		
				820100091	後天性免疫不全症候群		
				820100092	頭頸損傷の患者		
				820100093	人工呼吸器を使用している状態の患者		
168	C001	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の患者診療時間加算	診療時間を記載すること。	114001470	患者診療時間加算(在宅患者訪問診療料(1)・(2))	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
169	C001	在宅患者訪問診療料 (Ⅰ)(「1」に限る。)の 在宅ターミナルケア加算	死亡年月日を記載すること。 (当該患者が在宅以外で死亡した場合) 死亡前24時間以内に行った訪問診療の年月日及び時刻を記載すること。	850100098	死亡年月日(在宅ターミナルケア加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100100	死亡前24時間以内に行った訪問診療年月日(在宅ターミナルケア加算): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100038	死亡前24時間以内に行った訪問診療時刻(在宅ターミナルケア加算)		
170	C001	在宅患者訪問診療料 (Ⅰ)(「1」に限る。)の 死亡診断加算	(「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン(平成29年9月厚生労働省)」に基づき、ICTを利用した看護師との連携による死亡診断を行い、死亡診断加算のみを算定する場合) ICTを利用した看護師との連携による死亡診断を行った旨を記載すること。	820100624	ICTを利用した看護師との連携による死亡診断		
171	C001	在宅患者訪問診療料 (Ⅰ) 注9の規定により算定 する場合(患者との距離 が16kmを超えた場合等)	訪問地域(距離)、海路距離、往、復、往復の波浪の別、滞在時間を記載すること。	830100090	訪問地域、海路距離、往、復、往復の波浪の別及び滞在時間(在宅患者 訪問診療料(1)):*****		
172	C001-2	在宅患者訪問診療料 (Ⅱ)	(注1のイの場合で、患者の急性増悪等により一時的に週4回以上の頻回な在宅患者訪問診療を行った場合) その必要性、必要を認めた診療年月日及び当該訪問診療を行った年月日を記載すること。	830100091	頻回な在宅患者訪問診療を行った必要性(在宅患者訪問診療料(2)): *****		
				850100102	必要を認めた診療年月日(在宅患者訪問診療料(2)):(元号)yy"年"mm"月 "dd"日"		
				850100103	訪問診療年月日(在宅患者訪問診療料(2)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
173	C001-2	在宅患者訪問診療料 (Ⅱ)の患者診療時間 加算	診療時間を記載すること。	114001470	患者診療時間加算(在宅患者訪問診療料(1)-(2))	○	
174	C001-2	在宅患者訪問診療料 (Ⅱ)(注1のイの場合 に限る。)の在宅ターミ ナルケア加算	死亡年月日を記載すること。 (当該患者が有料老人ホーム等以外で死亡した場合) 死亡前24時間以内に行った訪問診療の年月日及び時刻を記載すること。	850100098	死亡年月日(在宅ターミナルケア加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100100	死亡前24時間以内に行った訪問診療年月日(在宅ターミナルケア加算): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100038	死亡前24時間以内に行った訪問診療時刻(在宅ターミナルケア加算)		
175	C001-2	在宅患者訪問診療料 (Ⅱ)(注1のイの場合 に限る。)の死亡診断 加算	(「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン(平成29年9月厚生労働省)」に基づき、ICTを利用した看護師との連携による死亡診断を行い、死亡診断加算のみを算定する場合) ICTを利用した看護師との連携による死亡診断を行った旨を記載すること。	820100624	ICTを利用した看護師との連携による死亡診断		
176	C002 C002-2	在宅時医学総合管理 料 施設入居時等医学総 合管理料	当該月において往診又は訪問診療を行った年月日を記載すること。	850100106	往診又は訪問診療年月日(在医総管):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100107	往診又は訪問診療年月日(施設医総管):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			当該月において情報通信機器を用いた診療を行った年月日を記載すること。	850100492	情報通信機器を用いた診療年月日(在医総管):(元号)yy"年"mm"月"dd" "日"		
				850100493	情報通信機器を用いた診療年月日(施設医総管):(元号)yy"年"mm"月"dd" "日"		
			(単一建物診療患者が2人以上の場合) その人数を記載すること。	842100035	単一建物診療患者数(在医総管):*****		
				842100036	単一建物診療患者数(施設医総管):*****		
			(在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の「同一建物居住者以外の場合」を算定する場合であって、同居する同一世帯の複数の患者に対して診察を行った場合など、同一の患者において2人以上の患者を診療した場合に、2人目以降の患者について、A000初診料又はA001再診料又はA002外来診療料及び第2章特掲診療料のみを算定した場合において、2人目の患者の診療に要した時間が1時間を超えた場合) その旨を記載すること。	820100847	2人目患者診療時間が1時間超		
			(在宅時医学総合管理料について、当該建築物において当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者数が、当該建築物の戸数の0%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満で在宅医学管理を行う患者が2人以下の場合、また、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所のそれぞれのユニットにおいて施設入居時等医学総合管理料を算定する人数を単一建物診療患者の人数とみなす場合) 「ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所」、「在宅医学管理を行う患者数が当該建築物の戸数の10%以下」、「当該建築物の戸数が20戸未満で在宅医学管理を行う患者が2人以下」の中から、該当するものを選択して記載すること。	820100094	ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所		
				820100095	在宅医学管理を行う患者数が当該建築物の戸数の10%以下		
				820100096	当該建築物の戸数が20戸未満で在宅医学管理を行う患者が2人以下		
177	C002 C002-2	在宅時医学総合管理 料 施設入居時等医学総 合管理料の在宅移行 早期加算	初回の当該管理料を算定した年月日を記載すること。	850100108	初回算定年月日(在宅移行早期加算(在医総管)):(元号)yy"年"mm"月 "dd"日"		
				850100109	初回算定年月日(在宅移行早期加算(施設医総管)):(元号)yy"年"mm"月 "dd"日"		
178	C002 C002-2	在宅時医学総合管理 料 施設入居時等医学総 合管理料の包括的支 援加算	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2節C002在宅時医学総合管理料及びC002-2施設入居時等医学総合管理料の(23)に規定するもののうち、該当するものを選択して記載すること。なお、(23)に規定するものについては、以下のとおりであること。 【1 要介護3以上の状態又はこれに準ずる状態】 1-1 要介護3 1-2 要介護4 1-3 要介護5 1-4 障害支援区分2以上 【2 認知症高齢者の日常生活自立度におけるランクⅢ以上】 2-1 ランクⅢa 2-2 ランクⅢb 2-3 ランクⅣ 2-4 ランクⅤ 3 頻回の訪問看護を受けている状態 4 訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態 5 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設等看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態 6 麻薬投薬を受けている状態 【7 その他関係機関との調整等のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態】 7-1 脳性麻痺等、小児慢性特定疾病、障害児に該当する15歳未満の患者 7-2 出生時体重が1,500g未満であった1歳未満の患者 7-3 「超重症児(者)・半超重症児(者)」による判定スコアが10以上である患者 7-4 訪問診療を行う医師又は当該医師の指示を受けた看護職員の指導管理に基づき、家族等患者の看護に当たる者が注射又は喀痰吸引、経管栄養等の処置を行っている患者	820100626	該当する状態(包括的支援加算):1-1 要介護3		
				820100627	該当する状態(包括的支援加算):1-2 要介護4		
				820100628	該当する状態(包括的支援加算):1-3 要介護5		
				820100629	該当する状態(包括的支援加算):1-4 障害支援区分2以上		
				820100631	該当する状態(包括的支援加算):2-1 ランク3a		
				820100632	該当する状態(包括的支援加算):2-2 ランク3b		
				820100633	該当する状態(包括的支援加算):2-3 ランク4		
				820100634	該当する状態(包括的支援加算):2-4 ランクⅤ		
				820100635	該当する状態(包括的支援加算):3 頻回の訪問看護を受けている状態		
				820100636	該当する状態(包括的支援加算):4 訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態		
				820100637	該当する状態(包括的支援加算):5 施設に入居し、看護職員による処置を受けている状態		
				820101318	該当する状態(包括的支援加算):6 麻薬投薬を受けている状態		
				820100638	該当する状態(包括的支援加算):7-1 脳性麻痺等、小児慢性特定疾病、障害児に該当する15歳未満の患者		
				820100639	該当する状態(包括的支援加算):7-2 出生時体重が1,500g未満であった1歳未満の患者		
				820100640	該当する状態(包括的支援加算):7-3 「超重症児(者)・半超重症児(者)」の判定基準」による判定スコアが10以上である患者		
				820100641	該当する状態(包括的支援加算):7-4 家族等患者の看護に当たる者が注射又は喀痰吸引、経管栄養等の処置を行っている患者		
179	C003	在宅がん医療総合診療 料	在宅がん医療総合診療料を算定した週において、訪問診療、訪問看護を行った年月日を記載すること。 連携保険医療機関又は訪問看護ステーションが行った訪問看護についても同様であること。	850100111	訪問診療年月日(在宅がん医療総合診療料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100112	訪問看護年月日(在宅がん医療総合診療料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
180	C004	救急搬送診療料の長 時間加算	診療に要した時間を記載すること。	852100004	診療に要した時間(長時間加算(救急搬送診療料))		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
181	C004-2	救急患者連携搬送料	搬送先の保険医療機関名について記載すること。	830100816	搬送先の保険医療機関名(救急患者連携搬送料);*****		
182	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料	(在宅療養支援診療所と連携する保険医療機関等が、在宅療養支援診療所の保険医の指示により訪問看護を行った場合) 支援と記載し、当該指示のあった在宅療養支援診療所の名称を記載すること。	830100092	支援 訪問看護の指示を行った在宅療養支援診療所名(在宅患者訪問看護・指導料);*****		
			(月の初日が週の途中にある場合) 前月の最終の週における訪問回数を記載すること。	830100093	訪問看護の指示を行った在宅療養支援診療所名(同一建物居住者訪問看護・指導料);*****		
				842100037	前月最終週の訪問回数(在宅患者訪問看護・指導料);*****		
				842100038	前月最終週の訪問回数(同一建物居住者訪問看護・指導料);*****		
			(保健師、助産師、看護師又は准看護師のそれぞれが別に当該月に在宅患者訪問看護・指導を行った場合) それぞれの回数を記載すること。	842100039	指導回数(在宅患者訪問看護・指導料);*****		
183	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の難病等複数回訪問 加算	頻回な在宅患者訪問看護・指導を行う必要を認めた診療年月日、訪問看護・指導を行った年月日及びその必要を認めた理由を記載すること。	842100040	指導回数(同一建物居住者訪問看護・指導料);*****		
				850100113	頻回な在宅患者訪問看護・指導を行う必要を認めた診療年月日(難病等複数回訪問加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100114	訪問看護・指導を行った年月日(難病等複数回訪問加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100094	頻回な訪問看護・指導の必要を認めた理由(難病等複数回訪問加算);*****		
184	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の在宅患者連携指 導加算・同一建物居 住者連携指導加算	情報共有を行った年月日及び共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った年月日を記載すること。	850100117	情報共有年月日(在宅患者連携指導加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100118	指導年月日(在宅患者連携指導加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
185	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の在宅患者緊急時 等カンファレンス加算 ・同一建物居住者緊急 時等カンファレンス加 算	カンファレンスを実施した年月日及びカンファレンスの参加者と共同で療養上必要な指導を行った年月日を記載すること。	850100119	カンファレンス実施年月日(緊急時等カンファレンス加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100120	共同指導年月日(緊急時等カンファレンス加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
186	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の在宅ターミナルケ ア加算・同一建物居住 者ターミナルケア加算	訪問看護を実施した年月日及び時刻、患者が死亡した場所として在宅又は在宅以外のうち該当するもの及び日時(年月日及び時刻)を記載すること。	820100097	在宅で死亡		
				820100098	在宅以外で死亡		
				850100098	死亡年月日(在宅ターミナルケア加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				851100001	患者死亡時刻(在宅ターミナルケア加算)		
187	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の在宅移行管理加 算又は在宅移行管理 重症者加算	使用している医療機器等の名称(当該診療報酬明細書において医療機器の使用等が明らかである場合を除く。)を記載すること。	特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
188	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の夜間・早朝訪問 看護加算又は深夜訪 問看護加算	訪問看護を実施した日時(年月日及び時刻)を記載すること。	850100121	訪問看護年月日(夜間・早朝訪問看護加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100122	訪問看護年月日(深夜訪問看護加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				851100002	訪問看護実施時刻(夜間・早朝訪問看護加算)		
				851100003	訪問看護実施時刻(深夜訪問看護加算)		
189	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の看護・介護職員 連携強化加算	介護職員等と同行訪問した年月日を記載すること。	850100123	同行訪問年月日(看護・介護職員連携強化加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
190	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の特別地域訪問看 護加算	患者の住所並びに通常の経路及び方法で訪問に要する時間(片道)を記載すること。	830100095	患者住所(特別地域訪問看護加算);*****		
				852100005	訪問に要する時間(片道)(特別地域訪問看護加算)		
			(特別地域訪問看護加算口の場合) 訪問看護・指導を行った年月日を記載すること。	850100500	訪問年月日(特別地域訪問看護加算口の場合);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
			(特別地域訪問看護加算口の場合) 訪問看護・指導に要した時間を記載すること。	852100016	訪問看護時間(特別地域訪問看護加算口の場合)		※
191	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・ 指導料、同一建物居 住者訪問看護・指導 料の緊急訪問看護加 算	加算を算定する理由を詳細に記載すること。	830100817	緊急訪問看護の理由(緊急訪問看護加算);*****		
			緊急の訪問看護を行った年月日を記載すること。	850190211	緊急訪問年月日(緊急訪問看護加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
192	C005-1-3	訪問看護遠隔診療補助料	情報通信機器を用いた診療を行う医師が実施した診療前相談により判断された看護師等による患者への訪問の必要性について記載すること。	830100933	看護師等による患者への訪問の必要性(訪問看護遠隔診療補助料);*****		※
193	C005-1-3	訪問看護遠隔診療補助料	(訪問看護遠隔診療補助料を算定する場合であって、同居する同一世帯の複数の患者に対して診察をした場合など、同一の患者において2人以上の患者を診療した場合に、2人目以降の患者について、A000初診料又はA001再診料又はA002外来診療料及び第2章特掲診療料のみを算定した場合において、2人目の患者の診療に要した時間が1時間を超えた場合) その旨を記載すること。	820100847	2人目患者診療時間が1時間超		※
194	C005-2	在宅患者訪問点滴注 射管理指導料	点滴注射を行った年月日を記載すること。	850100124	点滴注射年月日(在宅患者訪問点滴注射管理指導料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(在宅患者訪問点滴注射管理指導料に用いる注射薬を支給した場合) 「注射」欄の例により記載し、在宅患者訪問点滴注射管理指導料に係る注射薬である旨の「訪点」を表示すること。 なお、在宅患者訪問点滴注射管理指導料に係る指示を行った後に算定要件を満たさず薬剤料のみを算定する場合についても同様に記載すること。	820100642	訪点		
				算定日情報	(算定日)	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
195	C006	在宅患者訪問リハビリ テーション指導管理料	訪問指導を行った日及び単位数を記載すること。	114006410	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(同一建物居住者以外)	○	
				114015010	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(同一建物居住者)	○	
			(急性増悪等により、一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理を必要とする患者に対して行った場合) 「急性」と表示すること。	820100643	急性		
196	C007	訪問看護指示料	算定日を記載すること。	算定日情報 (算定日)		○	
197	C007	訪問看護指示料の特別 訪問看護指示加算	算定日を記載すること。また、頻回の指定訪問看護を行う必要性を認めた理由として、「急性増悪」、「終末期」、「退 院直後」、「その他」の中から該当するものを選択して記載すること。なお、「その他」を選択した場合は、具体的な理 由を記載すること。	820100099	急性増悪		
				820100100	終末期		
				820100101	退院直後		
				830100469	その他具体的理由(特別訪問看護指示加算);*****		
198	C007 注3	訪問看護指示料の手 順書加算	前回の算定日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	850100418	前回算定年月日(手順書加算);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190052	初回(手順書加算)		
199	C007-2	介護職員等略称吸引 等指示料	前回の指示書を交付した年月日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	850190006	指示書の前回交付年月日(介護職員等略称吸引等指示料);(元号)yy“年” “mm”“月”“dd”“日”		
				820190006	初回(介護職員等略称吸引等指示料)		
200	C008	在宅患者訪問薬剤管 理指導料	(月2回以上算定した場合) 算定日を記載すること。	算定日情報 (算定日)		○	
			(単一建物診療患者が2人以上の場合) その人数を記載すること。	842100041	単一建物患者数(在宅患者訪問薬剤管理指導料);*****		
			(1つの患者に当該指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合、保険医療機関が在宅患者 訪問薬剤管理指導料を算定する患者数が当該建築物の戸数の10%以下の場合、当該建築物の戸数が20戸未満 で保険医療機関が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する患者が2人以下の場合又はユニット数が3以下の認知 症対応型共同生活介護事業所のそれぞれのユニットにおいて在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する人数を単 一建物診療患者の人数とみなす場合) 「同居する同一世帯の患者が2人以上」、「管理指導を行う患者数が当該建築物の戸数の10%以下」、「当該建築 物の戸数が20戸未満で管理指導を行う患者が2人以下」又は「ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事 業所」の中から、該当するものを選択して記載すること。	820100103	同居する同一世帯の患者が2人以上		
				820100104	管理指導を行う患者数が当該建築物の戸数の10%以下		
				820100105	当該建築物の戸数が20戸未満で管理指導を行う患者が2人以下		
				820100094	ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所		
201	C009	在宅患者訪問栄養食 事指導料	(単一建物診療患者が2人以上の場合) その人数を記載すること。	842100042	単一建物患者数(在宅患者訪問栄養食事指導料);*****		
			(1つの患者に当該指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合、保険医療機関が在宅患者 訪問栄養食事指導料を算定する者の数が当該建築物の戸数の10%以下の場合、当該建築物の戸数が20戸未満 で当該保険医療機関が在宅患者訪問栄養食事指導料を算定する者が2人以下の場合又はユニット数が3以下の認 知症対応型共同生活介護事業所のそれぞれのユニットにおいて在宅患者訪問栄養食事指導料を算定する人数を 単一建物診療患者の人数とみなす場合) 「同居する同一世帯の患者が2人以上」、「指導料を算定する者の数が当該建築物の戸数の10%以下」、「当該建築 物の戸数が20戸未満で指導料を算定する者が2人以下」又は「ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護 事業所」の中から、該当するものを選択して記載すること。	820100103	同居する同一世帯の患者が2人以上		
				820100106	指導料を算定する者の数が当該建築物の戸数の10%以下		
				820100107	当該建築物の戸数が20戸未満で指導料を算定する者が2人以下		
				820100094	ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所		
202	C010	在宅患者連携指導料	情報共有を行った年月日及び共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った年月日を記載すること。	850100125	情報共有年月日(在宅患者連携指導料);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100126	指導年月日(在宅患者連携指導料);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
203	C011	在宅患者緊急時等カン ファレンス料	カンファレンスを実施した年月日及びカンファレンスの参加者と共同で療養上必要な指導を行った年月日を記載する こと。	850100127	カンファレンス実施年月日(在宅患者緊急時等カンファレンス料);(元 号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100128	指導年月日(在宅患者緊急時等カンファレンス料);(元号)yy“年”mm“月” “dd”“日”		
204	C012	在宅患者共同診療料	初回算定年月日を記載すること。	850100129	初回算定年月日(在宅患者共同診療料);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			(15歳未満の人工呼吸器装着患者、15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20キログラム未満の患 者又は神経難病等の患者を対象とした場合) 当該診療の初回算定年月日及び初回からの通算算定回数(当該月に実施されたものを含む。)を記載すること。	842100043	通算算定回数(在宅患者共同診療料);*****		
205	C012-2	訪問診療薬剤師同時 指導料	同時に訪問した在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定する別の保険医療機関又は保険薬局の名称を記載するこ と。	830100934	同時訪問施設名(訪問診療薬剤師同時指導料);*****		※
206	C013	在宅患者訪問褥瘡管 理指導料	(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2部C013在宅患者訪問褥瘡 管理指導料の(8)又は(9)により当該指導管理料算定する場合) カンファレンスの実施年月日、DESIGN-R※2020による深さの評価及び本通知C013(2)のいずれに該当するのかを 記載すること。	850100130	初回カンファレンスの実施年月日(在宅患者訪問褥瘡管理指導料);(元 号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100131	2回目のカンファレンスの実施年月日(在宅患者訪問褥瘡管理指導料); (元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100132	3回目のカンファレンスの実施年月日(在宅患者訪問褥瘡管理指導料); (元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820100644	DESIGN-R2020による深さの評価(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):d 0(皮膚損傷・発赤なし)		
				820100645	DESIGN-R2020による深さの評価(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):d 1(持続する発赤)		
				820100646	DESIGN-R2020による深さの評価(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):d 2(真皮までの損傷)		
				820100647	DESIGN-R2020による深さの評価(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):D 3(皮下組織までの損傷)		
				820100648	DESIGN-R2020による深さの評価(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):D 4(皮下組織を越える損傷)		
				820100649	DESIGN-R2020による深さの評価(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):D 5(関節腔・体腔に至る損傷)		
				820100650	DESIGN-R2020による深さの評価(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):D U(深さ判定が不能の場合)		
				820100651	該当項目(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):ア 重度の末梢循環不全の もの		
				820100652	該当項目(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):イ 麻薬等の鎮痛・鎮静剤の 持続的な使用が必要であるもの		
				820100653	該当項目(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):ウ 強度の下痢が続く状態 であるもの		
				820100654	該当項目(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):エ 極度の皮膚脆弱である もの		
				820100655	該当項目(在宅患者訪問褥瘡管理指導料):オ 皮膚に密着させる医療 関連機器の長期かつ持続的な使用が必要であるもの		
207	C014	外来在宅共同指導料	共同指導を行った者の属する保険医療機関の名称及び年月日を記載すること。	830100643	共同指導を行った者の属する保険医療機関の名称(外来在宅共同指 導料);*****		
				850100490	共同指導を行った年月日(外来在宅共同指導料);(元号)yy“年”mm“月” “dd”“日”		
208	C015	在宅がん患者緊急時 医療情報連携指導料	ICTを用いて活用された当該患者の情報の記録された年月日を記載すること。	850190212	ICTを用いて活用された当該患者の情報の記録された年月日(在宅がん 患者緊急時医療情報連携指導料);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
209	C100	退院前在宅療養指導 管理料	(退院前在宅療養指導管理に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載すること。	医薬品コード 特定器材コード	(医薬品名を表示する。) (特定器材名を表示する。)	○ ○	
210	C101	在宅自己注射指導管 理料	(在宅自己注射に用いる薬剤を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名及び支給日数等を記載すること。 (緊急時に受診した場合の注射に係る費用を算定する場合) 緊急時の受診である旨及びその年月日を記載すること。	医薬品コード 830100480 820100656 850100133	(医薬品名を表示する。) 薬剤支給日数(在宅自己注射指導管理料):***** 算定理由(在宅自己注射指導管理料):緊急時 緊急受診した年月日(在宅自己注射指導管理料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”	○	
211	C101 注4	在宅自己注射指導管 理料 バイオ後続品導入初 期加算	初回処方年月日を記載すること。	850100408	初回使用年月日(バイオ後続品導入初期加算):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
212	C101-3	在宅妊婦糖尿病患者 指導管理料2	分娩日(年月日)を記載すること。	850100134	分娩日(在宅妊婦糖尿病患者指導管理料2):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
213	C102の1	在宅自己腹膜灌流指 導管理料1	(1月)に2回以上在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定した場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2節C102在宅自己腹膜灌流指導管理料の(1)のAからオまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。 (人工腎臓又は腹膜灌流(連続機行式腹膜灌流に限る。))を算定した場合(院外処方の場合を除く。)) 算定した日を記載すること。 (在宅自己連続機行式腹膜灌流に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載すること。 (他の保険医療機関において人工腎臓を行った場合) J038人工腎臓を算定している他の保険医療機関名 (他の保険医療機関において人工腎臓を行った場合) 他の保険医療機関での実施の必要性	820100110 820100111 820100112 820100113 820100114 算定日情報 算定日情報 医薬品コード 特定器材コード 830100096 830100097	ア 在宅自己連続機行式腹膜灌流の導入期にあるもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料1) イ 糖尿病で血糖コントロールが困難であるもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料1) ウ 腹膜炎の疑い、トンネル感染及び出口感染のあるもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料1) エ 腹膜の透析効率及び除水効率が著しく低下しているもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料1) オ その他医師が特に必要と認めるもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料1) (算定日) (算定日) (医薬品名を表示する。) (特定器材名を表示する。) 人工腎臓を算定している他の保険医療機関名(在宅自己腹膜灌流指導管理料1):***** 他の保険医療機関で人工腎臓を実施する必要性(在宅自己腹膜灌流指導管理料1):*****	○ ○ ○ ○	
214	C102の2	在宅自己腹膜灌流指 導管理料2	(診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について)別添1第2章第2節C102在宅自己腹膜灌流指導管理料の(1)のAからオまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820101354 820101355 820101356 820101357 820101358	ア 在宅自己連続機行式腹膜灌流の導入期にあるもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料2) イ 糖尿病で血糖コントロールが困難であるもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料2) ウ 腹膜炎の疑い、トンネル感染及び出口感染のあるもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料2) エ 腹膜の透析効率及び除水効率が著しく低下しているもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料2) オ その他医師が特に必要と認めるもの(在宅自己腹膜灌流指導管理料2)	※ ※ ※ ※ ※	
215	C102-2	在宅血液透析指導管 理料	(1月)に2回以上在宅血液透析指導管理料を算定した場合) 初回の指導管理を行った年月日を記載するとともに、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2節C102在宅血液透析指導管理料の(3)のAからウまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。 (人工腎臓を算定した場合) 算定した日を記載すること。 (在宅血液透析指導管理料に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載すること。	850100137 820100115 820100116 820100117 算定日情報 医薬品コード 特定器材コード	初回算定年月日(在宅血液透析指導管理料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日” ア 在宅血液透析の導入期にあるもの イ 合併症の管理が必要なもの ウ その他医師が特に必要と認めるもの (算定日情報) (医薬品名を表示する。) (特定器材名を表示する。)	○ ○ ○	
216	C103	在宅酸素療法指導管 理料	当該月の動脈血酸素分圧又は動脈血酸素飽和度を記載すること。 (慢性心不全で適用になっった患者の場合) 初回の指導管理を行った月において、終夜睡眠ポリグラフィの実施日及び無呼吸低呼吸指数を記載すること。	842100072 842100044 850100139 842100045	動脈血酸素分圧(在宅酸素療法指導管理料):***** 動脈血酸素飽和度(%) (在宅酸素療法指導管理料):***** 終夜睡眠ポリグラフィの実施年月日(在宅酸素療法指導管理料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日” 無呼吸低呼吸指数(在宅酸素療法指導管理料):*****		
217	C103	在宅酸素療法指導管 理料の遠隔モニタリ ング加算	当該指導管理料の直近の算定年月を記載すること。	850100140	在宅酸素療法指導管理料の前回算定年月(遠隔モニタリング加算):(元号)yy“年”mm“月”		
218	C103 C107 C107-2	在宅療養指導管理材 料加算の乳幼児呼吸 管理材料加算	(6歳未満の乳幼児に対する在宅呼吸管理を行い、専用の経皮的動脈血酸素飽和度測定器その他附属品を貸与又は支給した場合) 貸与又は支給した機器等の名称及びその数量を記載すること。	830100819	貸与又は支給した機器等の名称及びその数量(在宅療養指導管理材料加算(乳幼児呼吸管理材料加算)):*****		
219	C104	在宅中心静脈栄養法 指導管理料	(在宅中心静脈栄養法に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載すること。	医薬品コード 特定器材コード	(医薬品名を表示する。) (特定器材名を表示する。)	○ ○	
220	C105	在宅成分栄養経管栄 養法指導管理料	(在宅経管栄養法に用いる薬剤を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名及び支給量等を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
221	C105-2	在宅小児経管栄養法 指導管理料	(15歳以上の患者であって経口摂取が著しく困難である状態が15歳未満から継続しているもの(体重が20キログラム未満である場合に限る。))に算定した場合) (在宅小児経管栄養法に用いる薬剤を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名及び支給量等を記載すること。	842100046 医薬品コード	患者体重(kg)(在宅小児経管栄養法指導管理料):***** (医薬品名を表示する。)	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
222	C105-3	在宅半固形栄養経管 栄養法指導管理料	胃瘻造設年月日及び初回算定年月日を記載すること。	850100141	胃瘻造設年月日(在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料):(元号)yy"年 "mm"月"dd"日		
				850100142	初回算定年月日(在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料):(元号)yy"年 "mm"月"dd"日		
			(在宅半固形栄養経管栄養法に用いる薬剤を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名及び支給量等を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
			(半固形状の流動食(市販されているものに限る。))に係る指導管理を行った場合) 当該流動食の製品名を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
223	C106	在宅自己導尿指導管理料	(在宅自己導尿に用いる薬剤を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名及び支給量等を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
224	C107-2 C107-2 注3	在宅持続陽圧呼吸療 法指導管理料 情報通信機器を用い た在宅持続陽圧呼吸 療法指導管理料	一連の治療期間における初回の指導管理を行った年月日、直近の無呼吸低呼吸指数、 直近3月のCPAP1日平均 使用時間及び睡眠ポリグラフィー上の所見並びに、睡眠ポリグラフィーの実施年月日及び当該管理料を算定する日 の自覚症状等の所見を記載すること。ただし、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項につい て」別添1第2章第2節C107-2在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の(3)のイに該当する場合は、直近の無呼吸低 呼吸指数及び睡眠ポリグラフィー上の所見並びに実施年月日の記載は不要である。 また、当該管理料の(3)のウに該当する場合は、直近3月のうちCPAP1日平均使用時間が1時間以上であつたいず れか1月のCPAP1日平均使用時間を記載すること。ただし、当該保険医療機関においてCPAP療法を開始してから 3月以内の患者についての記載は不要である。 ※注3における「初診日」は一連の治療期間における初回の指導管理を行った年月日を指す。	850100143	一連の治療期間における初回の指導管理年月日(在宅持続陽圧呼吸療 法指導管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				842100047	直近の無呼吸低呼吸指数(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料):*****		
				852100017	前月のCPAP1日平均使用時間		※
				852100018	2月前のCPAP1日平均使用時間		※
				852100019	3月前のCPAP1日平均使用時間		※
				830100099	睡眠ポリグラフィー上の所見(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料): *****		
				850100144	睡眠ポリグラフィー実施年月日(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料):(元 号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100100	算定日の自覚症状(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料):*****		
				850190214	症状が改善していることを対面診療で確認した年月日(情報通信機器を用 いた在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				830100101	療法の継続が可能であると認める理由(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 料):*****		
225	C107-2	在宅持続陽圧呼吸療 法指導管理料の遠隔 モニタリング加算	当該指導管理料の直近の算定年月を記載すること。	850100145	遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)前回算定年 月:(元号)yy"年"mm"月"		
226	C108	在宅麻薬等注射指導 管理料	(在宅麻薬等注射に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載するこ と。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
227	C108-2	在宅腫瘍化学療法注 射指導管理料	(在宅腫瘍化学療法注射に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載するこ と。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
228	C108-3	在宅強心剤持続投与 指導管理料	(在宅強心剤持続投与に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載するこ と。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
229	C108-4	在宅悪性腫瘍患者共 同指導管理料	在宅麻薬等注射指導管理料(悪性腫瘍の場合)又は在宅腫瘍化学療法注射指導管理料を算定する保険医療機関と 連携して指導管理を行った年月日及び連携して指導管理を行った保険医療機関名を記載すること。	850100146	連携指導管理年月日(在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料):(元号)yy"年 "mm"月"dd"日		
				830100102	連携指導保険医療機関名(在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料):*****		
				医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
230	C109	在宅寝たきり患者処 置指導管理料	(在宅寝たきり患者処置に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載するこ と。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
231	C110-2 注2	在宅振戦等刺激装置 治療指導管理料の導 入期加算	植込術を行った年月日を記載すること。	850100147	植込術実施年月日(導入期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
	C110-2 注3	情報通信機器を用いた 在宅振戦等刺激装置 治療指導管理料	(情報通信機器を用いた指導管理を実施する場合) 一連の治療期間における初回の指導管理を行った年月日及び植込型脳・脊髄電気刺激装置の植込手術後の初回 の指導日を記載すること。	850100501	一連の治療期間における初回の指導管理年月日(情報通信機器を用いた 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100502	植込型脳・脊髄電気刺激装置の植込手術後の初回の指導管理年月日(情 報通信機器を用いた在宅振戦等刺激装置治療指導管理料):(元号)yy"年 "mm"月"dd"日		※
232	C110-3	在宅迷走神経電気刺 激治療指導管理料の 導入期加算	植込術を行った年月日を記載すること。	850100147	植込術実施年月日(導入期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
233	C114	在宅難治性皮膚疾患 処置指導管理料	(在宅難治性皮膚疾患処置に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載するこ と。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
234	C116	在宅植込型補助人工心 臓(非拍動流型)指導 管理料	(在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料に用いる特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場 合を除く。)) 特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載すること。	特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
235	C118	在宅腫瘍治療電場療 法指導管理料	(在宅腫瘍治療電場療法に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合(院外処方の場合を除く。)) 薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載するこ と。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
236	C150	血糖自己測定器加算	(「7日間連続スクラン式持続血糖測定器によるもの」以外を算定する場合) 1月の血糖自己測定の実回数を記載すること。	842100048	1月の血糖自己測定回数(血糖自己測定器加算):*****		
				114009910	血糖自己測定器加算(20回以上)(1型糖尿病・小児低血糖症等)	○	
				114046110	血糖自己測定器加算(30回以上)(1型糖尿病・小児低血糖症等)	○	
				114010010	血糖自己測定器加算(40回以上)(1型糖尿病・小児低血糖症等)	○	
				114010110	血糖自己測定器加算(60回以上)(1型糖尿病・小児低血糖症等)	○	
				114010210	血糖自己測定器加算(90回以上)(1型糖尿病・小児低血糖症等)	○	
				114015610	血糖自己測定器加算(120回以上)(1型糖尿病・小児低血糖症等)	○	
				820100122	当月分		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
237	第2款 在宅 療養指導管 理材料加算 通則	在宅療養指導管理 材料加算	(1月)に2回分又は3回分の算定を行う場合) 当月分に加え、翌々月分、翌月分、前月分、前々月分のいずれを算定したのか又は当月分に加え、翌月分、前月分のいずれかを算定したのかを選択して記載すること。	820100123	翌々月分		
				820100124	翌月分		
				820100125	前月分		
				820100126	前々月分		
238	C152-2	持続血糖測定器加算	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2節C152-2持続血糖測定器の(1)に規定するもののうち、該当するものを選択して記載すること。 (2型糖尿病患者に対して、間歇注入シリッジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合) 直近の空腹時血清Cペプチドの測定結果を記載すること。	820100657	該当する患者(持続血糖測定器):1型糖尿病患者の患者(間歇注入シリッジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)		
				820100658	該当する患者(持続血糖測定器): 断全摘後の患者(間歇注入シリッジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)		
				820100659	該当する患者(持続血糖測定器):2型糖尿病患者(間歇注入シリッジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)		
				820100660	該当する患者(持続血糖測定器):1型糖尿病患者の患者(間歇注入シリッジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)		
				820100661	該当する患者(持続血糖測定器): 断全摘後の患者(間歇注入シリッジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)		
				820100662	該当する患者(持続血糖測定器):2型糖尿病患者(間歇注入シリッジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)		
239	C153の1	注入器用注射針加算 の1	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2節C153注入器用注射針加算の(2)のア又はイに規定するもののうち、該当するものを選択して記載すること。	820100120	ア 糖尿病等で1日概ね4回以上自己注射が必要		
				820100121	イ 血友病で自己注射が必要		
240	C163	特殊カテーテル加算 (2)の「イ」親水性コー ティング	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2節C163の「特殊カテーテル加算」の(3)のアからエまでの中から該当するものを選択して記載するとともに、要件を満たす医学的根拠を記載すること。	830100104	ア 脊髄障害の要件を満たす医学的根拠:*****		
				830100105	イ 二分脊椎の要件を満たす医学的根拠:*****		
				830100106	ウ 他の中枢神経を原因とする神経因性膀胱の要件を満たす医学的根拠:*****		
				830100107	エ その他の要件を満たす医学的根拠:*****		
241	C165の1	在宅持続陽圧呼吸吸 法用治療器加算1	(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1の第2章第2節第2節C107-2在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の(3)のア又はイの要件に該当する患者に対し算定する場合) (3)のア又はイのうち該当するものを選択して記載すること。 また、イの要件を根拠に算定する場合は、当該患者に対するASV療法の実施開始日も併せて記載すること。	820100127	ア 留意事項通知アの慢性心不全患者にASV療法を実施した場合		
				820100128	イ 留意事項通知イの心不全患者にASV療法を実施した場合		
				850100148	留意事項通知イの心不全患者 ASV療法開始年月日(在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
242	C175	在宅抗菌薬吸入療法 用ネブライザ加算	初回算定日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	850100419	初回算定年月日(在宅抗菌薬吸入療法用ネブライザ加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820190053	初回(在宅抗菌薬吸入療法用ネブライザ加算)		
243	C200 C300	初診、再診又は在宅医 療において、患者の診 療を担う保険医の指示 に基づき、当該保険医 の診療日以外の日に訪 問看護ステーション等 の看護師等が、当該患 者に対し点滴又は処置 等を実施した場合	(初診、再診又は在宅医療において、患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が、当該患者に対し点滴又は処置等を実施した場合) これに用いた薬剤又は特定保険医療材料が使用された日を記載すること。	850190200	訪問看護ステーション等の看護師等が薬剤を使用した年月日(C200):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850190201	訪問看護ステーション等の看護師等が特定保険医療材料を使用した年月日(C300):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
244	C	在宅療養支援診療所、 在宅療養支援病院から 患者の紹介を受けて在 宅療養指導管理を行う 場合	(「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)第2章第2節第2節第1款の通則3の規定に基づき、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院から患者の紹介を受けて在宅療養指導管理を行う場合) 紹介元医療機関名及び当該在宅療養指導管理料を算定した理由を記載すること。	830100108	紹介元医療機関名:*****		
				830100109	在宅療養指導管理料の算定理由:*****		
245	C	退院した患者に対して、 当該退院月に、退院日 に在宅療養指導管理料 を算定した保険医療機 関以外の保険医療機関 において在宅療養指導 管理料を算定した場合	(退院した患者に対して、当該退院月に、退院日に在宅療養指導管理料を算定した保険医療機関以外の保険医療機関において在宅療養指導管理料を算定した場合) 当該在宅療養指導管理料を算定した理由を記載すること。	830100109	在宅療養指導管理料の算定理由:*****		
246	C	在宅療養指導管理料の いずれかの所定点数に 併せて特定保険医療材 料のうち「皮膚欠損創 傷被覆材」又は「非開 創性シリコンガーゼ」を 支給した場合	(在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数に併せて特定保険医療材料のうち「皮膚欠損創傷被覆材」又は「非開創性シリコンガーゼ」を支給した場合(在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を除く。)) 特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数を記載すること。	特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
247	D	時間外緊急院内検査 加算	検査開始日時を記載すること。 (引き続き入院した場合) 引き続き入院した場合である旨を記載すること。	853100001	検査開始日時(時間外緊急院内検査加算):dd"日"hh"時"mm"分		
				820100129	引き続き入院		
248	D	外来迅速検体検査加 算	(外来診療料を算定した場合であって、当該診療料に包括される検査のみに対して当該加算を算定した場合) 当該加算を算定した日に行った検体検査の項目名を記載すること。 (引き続き入院した場合) 引き続き入院した場合である旨を記載すること。	830100111	検体検査名(外来迅速検体検査加算):*****		
				820100129	引き続き入院		
249	D001の11	トリブスノゲン2(尿)	急性肺炎を疑う医学的根拠について記載すること。	830100481	急性肺炎を疑う医学的根拠(トリブスノゲン2(尿)):*****		
250	D001の18	プロスタグランジンE 主要代謝物(尿)	(医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合) その詳細な理由及び検査結果を記載すること。	830100820	1月に1回行う詳細な理由(プロスタグランジンE主要代謝物(尿)):*****		
				830100821	検査結果(プロスタグランジンE主要代謝物(尿)):*****		
251	D001の20	L型脂脂肪酸結合蛋白 (L-FABP)(尿)	(3月に2回以上算定する場合) その詳細な理由を記載すること。	830100112	3月に2回以上算定した詳細な理由(L型脂脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)):*****		
252	D001の20	好中球セラチナーゼ 結合性リボカリン(NG AL)(尿)	(医学的な必要性から4回以上算定する場合) その詳細な理由を記載すること。	830100113	医学的な必要性から4回以上算定した詳細な理由(好中球セラチナーゼ結合性リボカリン(NGAL)(尿)):*****		
253	D003の9	カルプロテクチン(糞 便)	(慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合) 要旨を記載すること。 (潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合で医学的な必要性から1月に1回行う場合) 詳細な理由及び検査結果を記載すること。	830100116	慢性的な炎症性腸疾患の診断補助を目的として測定した要旨(カルプロテクチン(糞便)要旨):*****		
				830100117	詳細理由(カルプロテクチン(糞便)):*****		
				830100118	検査結果(カルプロテクチン(糞便)):*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
254	D004の15	アミロイドβ42/40比 (髄液)	(効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合) 必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100822	必要と判断した医学的根拠(アミロイドβ42/40比(髄液)):*****		
			認知機能スコア MMSEスコアを記載すること。(他の保険医療機関からの紹介により検査を実施する場合は、紹介元医療機関において測定したスコアを記載すること。)	820101166	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:22点以上		
				820101167	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:21点以下		
			臨床認知症尺度 CDR全般尺度の評価を記載すること(他の保険医療機関からの紹介により検査を実施する場合は、紹介元医療機関において測定したスコアを記載すること。)	820101168	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0		
				820101169	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0.5又は1		
				820101170	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:2又は3		
				820101171	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:評価困難		
			検査の結果におけるAβ 病理を示唆する所見の有無について記載すること。	820101172	検査の結果、Aβ 病理を示唆する所見あり(アミロイドβ42/40比(髄液))		
				820101173	検査の結果、Aβ 病理を示唆する所見なし(アミロイドβ42/40比(髄液))		
255	D004の15	リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液)	(効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合) 必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100935	必要と判断した医学的根拠(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液)):*****		※
			認知機能スコア MMSEスコアを記載すること。(他の保険医療機関からの紹介により検査を実施する場合は、紹介元医療機関において測定したスコアを記載すること。)	820101359	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:22点以上(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液))		※
				820101360	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:21点以下(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液))		※
			臨床認知症尺度 CDR全般尺度の評価を記載すること(他の保険医療機関からの紹介により検査を実施する場合は、紹介元医療機関において測定したスコアを記載すること。)	820101361	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液))		※
				820101362	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0.5又は1(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液))		※
				820101863	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:2又は3(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液))		※
				820101864	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:評価困難(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液))		※
			検査の結果におけるAβ 病理を示唆する所見の有無について記載すること。	820101865	検査の結果、Aβ 病理を示唆する所見あり(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液))		※
				820101866	検査の結果、Aβ 病理を示唆する所見なし(リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液))		※
256	D004-2の1	悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D004-2悪性腫瘍組織検査の(2)から(4)までに掲げる遺伝子検査の中から該当するものを選択して記載すること。	820100663	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるALK融合遺伝子検査		
				820100664	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるKRAS遺伝子検査		
				820100665	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)		
				820100666	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるKRAS遺伝子検査		
				820100667	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):大腸癌におけるRAS遺伝子検査		
				820100668	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):大腸癌におけるBRAF遺伝子検査		
				820100669	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):大腸癌におけるEGFR遺伝子検査		
				820100670	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):大腸癌におけるKRAS遺伝子検査		
				820100671	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):リンパ症候群におけるマイクロナサテライト不安定性検査		
				820100672	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):乳癌におけるHER2遺伝子検査		
				820100673	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):固形癌におけるマイクロナサテライト不安定性検査		
				820100674	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査		
				820100675	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):悪性骨軟部組織腫瘍におけるTLS-CHOP遺伝子検査		
				820100676	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):悪性骨軟部組織腫瘍におけるSYT-SSX遺伝子検査		
				820100677	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査		
				820100678	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査		
				820100680	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査		
				820100803	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるEGFR遺伝子検査		
				820100804	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるROS1融合遺伝子検査		
				820100848	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)		
				820100849	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるMETex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)		
				820100850	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):濾胞性リンパ腫におけるEZ H2遺伝子検査		
				820100853	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるMETEX14遺伝子検査(次世代シーケンシング)		
				820100854	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるRET融合遺伝子検査		
				820100855	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法)		
				820100856	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):固形癌における腫瘍遺伝子変異量検査		
				820100857	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査		
				820101174	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるKRAS遺伝子変異(G12C)検査		
				820101175	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるHER2遺伝子検査(次世代シーケンシング)		
				820101176	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(PCR-rSSO法)		
				820101177	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):甲状腺癌におけるRET融合遺伝子検査		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				820101178	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 甲状腺髄様癌におけるRET遺伝子変異検査		
				820101179	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 固形腫瘍(肺癌及び大腸癌を除く。)におけるBRAF遺伝子検査(PCR－rSSO法)		
				820101180	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 悪性リンパ腫におけるBRAF遺伝子検査(PCR－rSSO法)		
				820101931	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 原路上皮癌におけるFGFR3遺伝子検査		
				820101932	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 固形癌におけるRET融合遺伝子検査		
				820101933	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 甲状腺癌におけるBRAF遺伝子検査		
				820101934	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査		
				820101935	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 乳癌におけるPIK3CA遺伝子変異検査		
				820101936	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 乳癌におけるPTEN遺伝子変異検査		
			(早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合) マイクロサテライト不安定性検査又は「N005－4」ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した年月日を記載すること。	850100150	マイクロサテライト不安定性検査の実施年月日(悪性腫瘍遺伝子検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850190215	ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の実施年月日(悪性腫瘍遺伝子検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
257	D006の35	ADAMTS13活性	(血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者又はその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内に算定する場合) 血栓性血小板減少性紫斑病と診断した年月日又はその再発を確認した年月日を記載すること。	850100151	血栓性血小板減少性紫斑病の診断年月日(ADAMTS13活性): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100152	血栓性血小板減少性紫斑病の再発年月日(ADAMTS13活性): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			(血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合) 30日間を超え1週間に1回に別に算定する。その医学的な必要性を記載すること。	830100823	医学的な必要性(ADAMTS13活性):*****		
258	D006の36	血小板凝集能	(先天性血小板機能低下症が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、3種類以上の試薬を用いて血小板凝集能を測定した場合) 2回以上算定する場合は、その医学的な必要性について記載すること。	830100824	2回以上算定する医学的な必要性(血小板凝集能 イ 鑑別診断の補助に用いるもの):*****		
259	D006の37	ADAMTS13インヒター	(後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者又はその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内に算定する場合) 後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断した年月日又はその再発を確認した年月日を記載すること。	850100153	後天性血栓性血小板減少性紫斑病の診断年月日(ADAMTS13インヒター): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100154	後天性血栓性血小板減少性紫斑病の再発年月日(ADAMTS13インヒター): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
260	D006-4	遺伝学的検査	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D006-4遺伝学的検査の(1)に掲げる遺伝子疾患の中から該当するものを選択して記載すること。 (2回以上実施する場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100825	遺伝子疾患の名称:*****		
				830100119	遺伝学的検査を2回以上実施する医療上の必要性(遺伝学的検査): *****		
			(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D006-4遺伝学的検査の(1)のオに掲げる遺伝子疾患に対する検査を実施する場合) 臨床症状や他の検査等では当該疾患の診断がつかないこと及びその医学的な必要性を記載すること。	830100120	臨床症状や他の検査等では当該疾患の診断がつかないこと及びその医学的な必要性(遺伝学的検査):*****		
261	D006-4注2	遺伝学的検査の注2加算	検査の対象となった全ての遺伝子疾患の名称及び検査の実施の必要性について、記載すること。	830100826	遺伝子疾患の名称(遺伝学的検査注2):*****		
				830100827	実施の必要性(遺伝学的検査注2):*****		
262	D006-5	染色体検査 1 FISH法を用いた場合	(びまん性大細胞型B細胞リンパ腫又は多発性骨髄腫の診断の目的で2回以上検査を行った場合) 「未確」と表示し、前回算定日を記載すること。	850100420	前回算定年月日(染色体検査1 FISH法を用いた場合): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820100858	未確(染色体検査1 FISH法を用いた場合)		
263	D006-10	CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)	(CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)及びCCR4タンパクを併せて算定した場合) その理由及び医学的根拠を記載すること。	830100121	併せて算定した理由及び医学的根拠(CCR4タンパクフローサイトメトリー法):*****		
264	D006-11	FIP1L1－PDGFRα融合遺伝子検査	本検査を必要と判断した理由を記載すること。 (本検査を再度実施した場合) その理由を記載すること。	830100122	必要理由(FIP1L1－PDGFRα融合遺伝子検査):*****		
				830100123	再実施理由(FIP1L1－PDGFRα融合遺伝子検査):*****		
265	D006-12	EGFR遺伝子検査(血漿)	肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を記載すること。	830100124	肺癌の組織検体検査が実施困難である医学的理由(EGFR遺伝子検査(血漿)):*****		
266	D006-14	FLT3遺伝子検査	(本検査を再度実施した場合) 本検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100936	医学的根拠(FLT3遺伝子検査):*****		※
267	D006-15	膀胱がん関連遺伝子検査	上皮内癌(CIS)と診断された病理所見を記載すること。 K803膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施年月日を記載すること。 (本検査を過去に算定している場合) 過去の算定日を記載すること。	830100125	上皮内癌(CIS)と診断された病理所見(膀胱がん関連遺伝子検査): *****		
				850100155	膀胱悪性腫瘍手術(経尿道的手術)の実施年月日(膀胱がん関連遺伝子検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100156	過去の算定年月日(膀胱がん関連遺伝子検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
268	D006-18	BRCA1／2遺伝子検査	その医療上の必要性を記載すること。	830100126	医療上の必要性(BRCA1／2遺伝子検査):*****		
			(血液を検体とする場合であって、医学的な理由により、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体としてがんゲノムプロファイリング検査を行うことが困難な場合) 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を記載すること。	830100761	固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とした検査が実施困難である医学的な理由 (血液を検体とする)(がんゲノムプロファイリング検査):*****		
			(血液を検体とする場合であって、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体として実施したがんゲノムプロファイリング検査において、包括的なゲノムプロファイルの結果を得られなかった場合) その旨を記載すること。	820100859	包括的なゲノムプロファイルの結果を得られない(血液を検体とする)(がんゲノムプロファイリング検査)		
				850100421	肺癌におけるEGFR遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100422	肺癌におけるROS1融合遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100423	肺癌におけるALK融合遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850190216	肺癌におけるRAS遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850190217	肺癌におけるHER2遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100424	大腸癌におけるRAS遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850190218	大腸癌におけるHER2遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850190219	大腸癌におけるBRAF遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100425	乳癌におけるHER2遺伝子検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100426	固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査の実施年月日(がんゲノムプロファイリング検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		

項番	区分	診療行為 名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
288	D008の21	脳性Na利尿薬ベプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)	(脳性Na利尿薬ベプチド(BNP)、脳性Na利尿薬ベプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)及び心房性Na利尿薬ベプチド(ANP)のうち2項目以上を実施した場合) 各々の検査の実施日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
289	D008の24	低カルポキシル化オステオカルシン(ucOC)	(2回目を算定した場合) 前回算定年月日を記載すること。	850100161	前回算定年月日(ucOC):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
290	D008の26	酒石酸塩抗ヒスタミン薬フラターゼ(TRACP-5b)	(診断補助として実施した後、6月以内の治療経過観察時の補助的指標として実施した場合) 診断補助として実施した日を記載すること。 (治療方針を変更した際に実施した場合) 治療方針の変更年月日を記載すること。	850100159	診断補助の実施年月日(TRACP-5b):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
291	D008の43	抗IA-2抗体	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)の結果、陰性を確認した年月日を記載すること。	850100163	抗GAD抗体陰性の確認年月日(抗IA-2抗体):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
292	D008の46	心房性Na利尿薬ベプチド(ANP)	(脳性Na利尿薬ベプチド(BNP)、脳性Na利尿薬ベプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)及び心房性Na利尿薬ベプチド(ANP)のうち2項目以上を実施した場合) 各々の検査の実施日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
293	D008の53	抗ミューラー管ホルモン(AMH)	前回の実施日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	850190050	前回実施年月日(抗ミューラー管ホルモン(AMH)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190055	初回(抗ミューラー管ホルモン(AMH))		
294	D008の54	レプチン	脂肪萎縮の発症時期及び全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由を記載すること。	830100492	脂肪萎縮の発症時期(レプチン):*****		
				830100493	全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由(レプチン):*****		
295	D009の9	前立腺特異抗原(PSA)	(前立腺癌の確定診断がつかず前立腺特異抗原(PSA)を2回以上算定する場合) 「未確」と表示し、当該検査の実施年月日及び検査値をすべて記載すること。	850100164	検査の実施年月日(前立腺特異抗原(PSA)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				842100049	未確 検査値(前立腺特異抗原(PSA)):*****		
296	D009の30	可溶性メソリニン関連ペプチド	(悪性中皮腫の診断の補助を目的として実施する場合) 本検査が必要である理由を記載すること。	820100809	(イ)石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留が認められる患者(可溶性メソリニン関連ペプチド)		
				820100810	(ロ)体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者(可溶性メソリニン関連ペプチド)		
				820100811	(ハ)画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者(可溶性メソリニン関連ペプチド)		
297	D009の31	S2, 3PSA%	(前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合) 前回の実施日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。 前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日及び測定結果を記載すること。 (2回以上算定する場合) 必要性を記載すること。	850190220	前回実施年月日(S2, 3PSA%):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190494	初回(S2, 3PSA%)		
				850190221	前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日(S2, 3PSA%):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100838	前立腺特異抗原(PSA)の測定結果(S2, 3PSA%):*****		
				830100839	2回以上算定する必要性(S2, 3PSA%):*****		
298	D009の32	プロステートヘルスインデックス(phi)	(前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合) 前回の実施日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。 前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日及び測定結果を記載すること。 (2回以上算定する場合) 必要性を記載すること。	850190051	前回実施年月日(プロステートヘルスインデックス(phi)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190056	初回(プロステートヘルスインデックス(phi))		
				850100436	前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日(プロステートヘルスインデックス(phi)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100494	前立腺特異抗原(PSA)の測定結果(プロステートヘルスインデックス(phi)):*****		
				830100495	2回以上算定する必要性(プロステートヘルスインデックス(phi)):*****		
299	D009の35	アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム	本検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。 (本検査を、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1部第1節D009腫瘍マーカーの(24)アの(イ)に実施する場合) CA19-9の測定年月日及び測定結果を、記載すること。 (本検査を、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第1部第1節D009腫瘍マーカーの(24)アの(ロ)及び(ハ)に実施する場合) 癌胎児性抗原(CEA)及びCA19-9の測定年月日並びに測定結果を、記載すること。	830100840	必要と判断した医学的根拠(アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム):*****		
				850190222	CA19-9の測定年月日(アの(イ)に実施)(アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100841	CA19-9の測定結果(アの(イ)に実施)(アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム):*****		
				850190223	癌胎児性抗原(CEA)の測定年月日(アの(ロ)(ハ)に実施)(アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850190224	CA19-9の測定年月日(アの(ロ)(ハ)に実施)(アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100842	癌胎児性抗原(CEA)の測定結果(アの(ロ)(ハ)に実施)(アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム):*****		
				830100843	CA19-9の測定結果(アの(ロ)(ハ)に実施)(アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム):*****		
300	D011の4	不規則抗体	輸血歴あり又は妊娠歴ありのうち該当するものを選択して記載すること。	820100137	輸血歴あり		
				820100138	妊娠歴あり		
301	D012の16	HIV-1, 2抗体定性 HIV-1, 2抗体半定量 HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性	(K920輸血料(「4」の自己血輸血を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者の場合) 当該輸血又は輸注が行われた最終年月日を記載すること。	850100165	輸血又は輸注最終年月日(HIV-1, 2抗体定性):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100166	輸血又は輸注最終年月日(HIV-1, 2抗体半定量):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100167	輸血又は輸注最終年月日(HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
302	D012の17	HIV-1抗体	(K920輸血料(「4」の自己血輸血を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者の場合) 当該輸血又は輸注が行われた最終年月日を記載すること。	850100168	輸血又は輸注最終年月日(HIV-1抗体):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
303	D012の21	HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量	(K920輸血料(「4」の自己血輸血を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者の場合) 当該輸血又は輸注が行われた最終年月日を記載すること。	850100169	輸血又は輸注最終年月日(HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
304	D012の19	HIV-1, 2抗体定量	(K920輸血料(「4」の自己血輸血を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者の場合) 当該輸血又は輸注が行われた最終年月日を記載すること。	850100510	輸血又は輸注最終年月日(HIV-1, 2抗体定量):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
305	D012の28	SARS-CoV-2抗原定性	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合であって、さらに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100500	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2抗原定性):*****		
306	D012の42	単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)	(医学的な必要性から、本検査を2回以上算定する場合) その理由を記載すること。	830100844	2回以上算定する理由(単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)):*****		
307	D012の53	SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19又はインフルエンザウイルス感染症以外の診断がつかない場合であって、さらに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100503	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性):*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
308	D012の56	白菌菌抗原定性	(KOH直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白菌が疑われる場合) 検査を実施した医学的な必要性を記載すること。 (KOH直接鏡検が実施できない場合) KOH直接鏡検を実施できない理由を記載すること。	830100496 830100497	医学的な必要性(白菌菌抗原定性);***** KOH直接鏡検を実施できない理由(白菌菌抗原定性);*****		
309	D012の60	サイトメガロウイルス pp65抗原定性	(高度細胞性免疫不全の患者に対して算定した場合) 当該検査が必要であった理由を記載すること。	830100456	高度細胞性免疫不全に対して算定した必要性理由(サイトメガロウイルス pp65抗原定性必要理由);*****		
310	D012の63	SARS－CoV－2・R Sウイルス抗原同時検 出定性	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19又はRSウイルス感染症以外の診断がつかない場合であって、さ らに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100845	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS－CoV－2・RSウイルス抗原 同時検出定性);*****		
311	D012の63	SARS－CoV－2・イン フルエンザウイルス 抗原同時検出定性	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19、インフルエンザウイルス感染症又はRSウイルス感染症以外の 診断がつかない場合であって、さらに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100846	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS－CoV－2・インフルエンザウ イルス・RSウイルス抗原同時検出定性);*****		
312	D012の65	SARS－CoV-2抗原定 量	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合であって、さらに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100501	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS－CoV－2抗原検出量); *****		
313	D012の64	トキソプラズマIgG抗 体ヒビディティー	(本検査を2回算定する場合又は妊娠週16週以降の妊婦に対して当該検査を算定する場合) 必要性を記載すること。	830100937	2回算定する必要性(トキソプラズマIgG抗体アビディティー);*****		※
314	D012の69	鳥特異的IgG抗体	検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100498	検査が必要と判断した医学的根拠(鳥特異的IgG抗体);*****		
315	D012の70	抗アデノ随伴ウイルス 9型(AAV9)抗体	(2回以上算定する場合) 必要性を記載すること。	830100499	2回以上算定する必要性(抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体); *****		
316	D012の70	抗アデノ随伴ウイルス 血清型rh74(AAVrh 74)抗体	(2回以上算定する場合) 必要性を記載すること。	830100938	2回以上算定する必要性(抗アデノ随伴ウイルス血清型rh74(AAVrh74) 抗体);*****		※
317	D014の24	抗シトルリン化ペプ チド抗体定性 抗シトルリン化ペプ チド抗体定量	(関節リウマチの確定診断がつかず抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は定量を2回以上算定する場合) 「未確」と表示し、当該検査の実施年月日及び検査値をすべて記載すること。 (再度治療薬を選択する必要がある抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は定量を2回以上算定する場合) その医学的な必要性を記載すること。	850100171 850100172 842100050 842100051 830100128 830100129	検査の実施年月日(抗シトルリン化ペプチド抗体定性);(元号)yy”年”mm” 月”dd”日” 検査の実施年月日(抗シトルリン化ペプチド抗体定量);(元号)yy”年”mm” 月”dd”日” 未確 検査値(抗シトルリン化ペプチド抗体定性);***** 未確 検査値(抗シトルリン化ペプチド抗体定量);***** 検査を2回以上算定する医学的な必要性(抗シトルリン化ペプチド抗体定 性);***** 検査を2回以上算定する医学的な必要性(抗シトルリン化ペプチド抗体定 量);*****		
318	D014の27	抗LKM－1抗体	抗核抗体陰性を確認した年月日を記載すること。	850100173	抗核抗体陰性確認年月日(抗LKM－1抗体);(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
319	D014の46	抗NF155抗体	(2回以上算定する場合) 医学的な必要性を記載すること。	830100939	2回以上実施する医学的な必要性(抗NF155抗体);*****		※
320	D014の46	抗CNTN1抗体	(2回以上算定する場合) 医学的な必要性を記載すること。	830100940	2回以上実施する医学的な必要性(抗CNTN1抗体);*****		※
321	D014の46	抗アクアポリン4抗体	(抗アクアポリン4抗体を再度実施した場合) 前回の検査実施日及び検査を再度実施する医学的な必要性を記載すること。	850100174 830100130	前回実施年月日(抗アクアポリン4抗体);(元号)yy”年”mm”月”dd”日” 再度実施する医学的な必要性(抗アクアポリン4抗体);*****		
322	D014の46	抗P/Q型電位依存 性カルシウムチャネル 抗体(抗P/Q型VGCC 抗体)	(反復刺激誘発筋電図検査において異常所見を認めない患者を対象として実施する場合) その詳細な理由を記載すること。	830100504	医学的な必要性(抗P/Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体(抗P/Q 型VGCC抗体));*****		
323	D014の47	抗HLA抗体(スクリー ニング検査)	(1年に2回以上実施する場合) その理由及び医学的な必要性を記載すること。	830100131	1年に2回以上実施する医学的な必要性(抗HLA抗体(スクリーニング検 査));*****		
324	D014の49	抗HLA抗体(抗体特異 性同定検査)	(1年に2回以上実施する場合) その理由及び医学的な必要性を記載すること。	830100132	1年に2回以上実施する医学的な必要性(抗HLA抗体(抗体特異性同定検 査));*****		
325	D015の16	インターロイキン－6(I L－6)	実施した年月日を記載すること。 (3回以上算定する場合) その詳細な理由を記載すること。	850100437 830100762	実施年月日(インターロイキン－6(IL－6));(元号)yy”年”mm”月”dd”日” 3回以上算定する詳細な理由(インターロイキン－6(IL－6));*****		
326	D015の27	sFlt－1／PIGF比	リスク因子のいずれに該当するかを記載すること。 (ⅳ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見に該当する場合) 医学的根拠を記載すること。 (ⅳ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見に該当する場合) 医学的根拠を記載すること。 (リスク因子を2つ以上有する妊婦において算定する場合) 詳細な理由を記載すること。 (一連の妊娠につき2回以上算定する場合) 詳細な理由を記載すること。	820100860 820100861 820100862 820100863 820100864 830100506 830100507 830100508 830100509	(イ) 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧80mmHg以上(sFl t－1／PIGF比) (ロ) 蛋白尿(sFlt－1／PIGF比) (ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見(sFlt－1／PIGF比) (ニ) 子宮内胎児発育遅延(sFlt－1／PIGF比) (ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見(sFlt－1／PIGF比) (ⅳ)に該当する医学的根拠(sFlt－1／PIGF比);***** (ⅳ)に該当する医学的根拠(sFlt－1／PIGF比);***** 医学的必要性(リスク因子を2つ以上有する妊婦)(sFlt－1／PIGF比); ***** 医学的必要性(一連の妊娠につき2回以上算定)(sFlt－1／PIGF比); *****		
327	D015の31	コンシズマブ	(2回以上算定する場合) その理由を記載すること。	830100941	2回以上算定する理由(コンシズマブ);*****		※
328	D016の8	顆粒表面抗原検査	本検査を実施した場合には、「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成26年11月12日付け健発 1112第1号厚生労働省健康局長通知)において示されている診断基準に基づいて、当該疾患を疑う根拠を記載する こと。	830100847	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症を疑う根拠(顆 粒表面抗原検査);*****		
329	D017	排泄物、滲出物又は 分泌物の細菌顕微鏡 検査	(排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査、尿沈渣(鏡検法)又は尿沈渣(フローサイトメトリー法)を同一日に 併せて算定する場合) 当該検査に用いた検体の種類を記載すること。	830100133 830100134 830100135	検体の種類(S－蛍光M、位相差M、暗視野M);***** 検体の種類(S－M);***** 検体の種類(S－保温装置使用アプレーM);*****		
330	D023の4	HBV核酸定量	(B型肝炎ウイルス既感染者であって、免疫抑制剤の投与や化学療法を行っている悪性リンパ腫等の患者に対し て、B型肝炎の再活性化を考慮し、「4」のHBV核酸定量を行った場合) 治療中又は治療終了年月日を記載すること。	850100438 820100865	治療終了年月日(HBV核酸定量);(元号)yy”年”mm”月”dd”日” B型肝炎ウイルス既感染者であって、免疫抑制剤の投与や化学療法を 行っている悪性リンパ腫等の患者の治療中(HBV核酸定量)		
331	D023の6	インフルエンザ核酸検 出	当該検査が必要である理由を記載すること。	820101181 820101182 820101183	ア 5歳未満の幼児(インフルエンザ核酸検出) イ 65歳以上の高齢者(インフルエンザ核酸検出) ウ 妊婦(インフルエンザ核酸検出)		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				820101184	エ その他重症化リスクのある患者(インフルエンザ核酸検出)		
332	D023の8	EBウイルス核酸定量	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D023微生物核酸測定・定量検査の(8)のaからクまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載し、併せて、該当するものに応じ、以下の事項を記載すること。 ・アに該当する場合、臓器移植の実施年月日 ・イに該当する場合、造血幹細胞移植の実施年月日 ・ウに該当する場合、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日 ・エのうち移植後リンパ増殖性疾患の経過経過観察を目的として実施する場合、移植後リンパ増殖性疾患と診断された年月日及び医学的根拠 ・オのうちEBウイルス陽性が確認された後の経過観察を目的として実施する場合、EBウイルス陽性を確認した年月日及び医学的根拠 ・カに該当する場合、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日 ・キに該当する場合、医学的根拠	820100139	ア 臓器移植後の患者		
				820100140	イ 造血幹細胞移植後の患者で留意事項通知に規定するもの		
				820100141	ウ 留意事項通知に規定する抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者		
				820100142	エ 移植後リンパ増殖性疾患患者(経過観察目的)		
				820100143	オ 悪性リンパ腫又は白血病の患者(経過観察目的)		
				820100144	カ 再生不良性貧血の患者で抗胸腺細胞グロブリンが投与されたもの		
				820100145	キ 慢性活動性EBウイルス感染症等の患者		
				820101185	ク 上咽頭癌の患者		
				850100175	臓器移植実施年月日(EBウイルス核酸定量):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100176	造血幹細胞移植実施年月日(EBウイルス核酸定量):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100177	移植後リンパ増殖性疾患と診断された年月日(EBウイルス核酸定量):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100178	EBウイルス陽性を確認した年月日(EBウイルス核酸定量):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100179	抗胸腺細胞グロブリンの投与開始年月日(EBウイルス核酸定量):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100136	移植後リンパ増殖性疾患と診断した医学的根拠(EBウイルス核酸定量);*****		
				830100137	EBウイルス陽性を確認した医学的根拠(EBウイルス核酸定量);*****		
				830100848	留意事項通知キに該当する医学的根拠(EBウイルス核酸定量);*****		
333	D023の17	HTLV-1核酸検出	HTLV-1抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の判定保留を確認した年月日を記載すること。	850100180	HTLV-1抗体判定保留確認年月日(HTLV-1核酸検出):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
334	D023の17	サイトメガロウイルス核酸定量	(高度細胞性免疫不全の患者に算定する場合) 検査が必要であった理由について記載すること。	830100513	検査が必要な理由(サイトメガロウイルス核酸定量);*****		
335	D023の19	SARS-CoV-2核酸検出	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合であって、さらに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100511	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2核酸検出);*****		
336	D023の20	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合であって、さらに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100518	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出);*****		
337	D023の20	SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合であって、さらに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100849	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出);*****		
338	D023の20	SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出	(本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合であって、さらに1回算定した場合) 検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100850	検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出);*****		
339	D023の24	ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出	検査を実施した年月日を記載すること。	850100511	検査実施年月日(ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
			(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D023の24ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出の(36)のaの(ロ)に該当する場合) 治療内容を記載すること。	830100942	治療内容(ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出);*****		※
340	D023の25	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	検査を実施した年月日を記載すること。	850100181	検査実施年月日(ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D023の25ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の(37)のイの(ロ)に該当する場合) 治療内容を記載すること。	830100140	治療内容(ウイルス・細菌核酸多項目同時検出);*****		
			(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D023の25ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の(37)のイの(ハ)に該当する場合) COVID-19又はインフルエンザウイルス感染症を対象とする抗原検査又は本検査以外の核酸検出検査ではなく、本検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100943	検査が必要と判断した医学的根拠(ウイルス・細菌核酸多項目同時検出);*****		※
341	D023の26	細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出	関連学会が定める敗血症診断基準に基づいて、敗血症を疑う根拠を記載すること。	830100141	敗血症を疑う根拠(細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出);*****		
342	D023の26	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)	髄膜炎又は脳炎を疑う臨床症状又は検査所見及び医学的な必要性を詳細に記載すること。	830100851	髄膜炎又は脳炎を疑う臨床症状又は検査所見及び医学的な必要性(ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液));*****		
343	D023の27	HPVジェノタイプ判定	あらかじめ行われた組織診断の実施日及び組織診断の結果、CIN1又はCIN2のいずれに該当するかを記載すること。	850190225	あらかじめ行われた組織診断の実施日(HPVジェノタイプ判定):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820100146	CIN1		
			(当該検査の2回目以降を算定した場合) 前回実施年月日を記載すること。	820100147	CIN2		
				850100182	前回実施年月日(HPVジェノタイプ判定):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
344	D210-3	植込型心電図検査	心電図が記録されていた時間を記載すること。	852100006	心電図が記録されていた時間(植込型心電図検査)		
345	D211-3	時間内歩行試験	過去の実施年月日を記載すること。	850100184	過去実施年月日(時間内歩行試験):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
346	D211-4	シャトルウォーキングテスト	過去の実施年月日、在宅酸素療法の実施の有無又は流量の変更を含む患者の治療方針を記載すること。	850100185	過去実施年月日(シャトルウォーキングテスト):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100143	在宅酸素療法の実施の有無又は流量の変更を含む患者の治療方針(シャトルウォーキングテスト);*****		
347	D215	超音波検査(記録に要する費用を含む。)2断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)ロ その他の場合(1) 胸腹部	検査を行った領域を記載すること。	820100681	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):ア 消化器領域		
				820100682	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):イ 腎・泌尿器領域		
				820100683	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):ウ 女性生殖器領域		
				820100684	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):エ 血管領域(大動脈・大静脈等)		
				820100685	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):オ 腹腔内・胸腔内の貯留物等		
				820100686	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):カ その他		
			(カに該当する場合) 具体的な臓器又は領域を記載すること。	830100144	具体的な臓器又は領域:*****		
348	D215-2	肝硬度測定	(3月に2回以上算定する場合) その理由及び詳細な医学的根拠を算定すること。 (肝硬度測定、超音波エラストグラフィ及び超音波減衰法検査について、同一の患者につき、当該検査実施日より3月以内において、医学的な必要性から別に算定する必要がある場合) その理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。	830100145	3月に2回以上算定する理由・医学的根拠(肝硬度測定);*****		
				830100147	別に算定する理由及び医学的根拠(肝硬度測定);*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レポート電算処理 システム用コード	左記コードによるレポート表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
349	D215-3	超音波エラストグラフィ	(3月に2回以上算定する場合) その理由及び詳細な医学的根拠を算定すること。	830100146	3月に2回以上算定する理由(医学的根拠(超音波エラストグラフィ)):*****		
			(肝硬度測定、超音波エラストグラフィ及び超音波減衰法検査について、同一の患者につき、当該検査実施日より3月以内において、医学的な必要性から別に算定する必要がある場合) その理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。	830100148	別に算定する理由及び医学的根拠(超音波エラストグラフィ):*****		
350	D215-4	超音波減衰法検査	(肝硬度測定、超音波エラストグラフィ及び超音波減衰法検査について、同一の患者につき、当該検査実施日より3月以内において、医学的な必要性から別に算定する必要がある場合) その理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。	830100619	別に算定する理由及び医学的根拠(超音波減衰法検査):*****		
			(脂防性肝疾患の患者であって慢性肝炎又は肝硬変の疑いがある者に対し、肝臓の脂肪量を評価した場合) 前回の実施年月日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	850190052	前回実施年月日(超音波減衰法検査):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190057	初回(超音波減衰法検査)		
351	D220	呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタスコープ	算定開始年月日を記載すること。	850100186	算定開始年月日(呼吸心拍監視等):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
352	D231-2	皮下連続式グルコース測定	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D231-2皮下連続式グルコース測定の(2)のA又はBに規定するもののうち、該当するものを選択して記載すること。	820100151	A 留意事項通知に規定する1型糖尿病患者(検査)		
				820100152	I 留意事項通知に規定する2型糖尿病患者(検査)		
353	D236-2の1	光トポグラフィ 1 脳外科手術の術前検査に使用するもの	手術実施年月日又は手術実施予定年月日を記載すること。	850100187	手術実施年月日(光トポグラフィ(脳外科手術前検査)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100188	手術予定年月日(光トポグラフィ(脳外科手術前検査)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			(手術が行われなかった場合) その理由を記載すること。	830100149	手術が行われなかった理由(光トポグラフィ(脳外科手術前検査)):*****		
354	D236-2の2	光トポグラフィ 2 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの	当該検査が必要な理由及び前回の実施年月日(該当する患者に限る。)を記載すること。	830100150	検査の必要理由(光トポグラフィ(抑うつ症状の鑑別診断)):*****		
				850100189	前回実施年月日(光トポグラフィ(抑うつ症状の鑑別診断)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
355	D236-3の1	脳磁図 1 自発活動を測定するもの	手術実施年月日又は手術実施予定年月日を記載すること。	850100190	手術実施日(脳磁図(自発活動を測定するもの)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100191	手術実施予定日(脳磁図(自発活動を測定するもの)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			(手術が行われなかった場合) その理由を記載すること。	830100151	手術が行われなかった理由(脳磁図(その他のもの)):*****		
356	D236-3の2	脳磁図 2 その他のもの	検査の医学的な必要性及び結果の概要を記載すること。	830100152	検査の医学的な必要性(脳磁図(その他のもの)):*****		
				830100153	結果の概要(脳磁図(その他のもの)):*****		
357	D237の3のイ	終夜睡眠ポリグラフィ 3 1及び2以外の場合 イ 安全精度管理下で行うもの	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D237終夜睡眠ポリグラフィの(3)の(イ)から(ホ)までのいずれかの要件を満たす医学的根拠を記載すること。	830100154	(イ)の要件を満たす医学的根拠(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
				830100155	(ロ)の要件を満たす医学的根拠(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
				830100156	(ハ)の要件を満たす医学的根拠(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
				830100157	(ニ)の要件を満たす医学的根拠(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
				830100778	(ホ)の要件を満たす医学的根拠(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
			次の事項を記載すること。	830100521	安全精度管理を要した患者の診断名(疑い病名を含む。)(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
				830100522	検査中の安全精度管理に係る検査結果の要点(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
				830100523	継続的な治療の内容(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
				830100524	BMI(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
				830100525	医学的な必要性(終夜睡眠ポリグラフィ(1及び2以外)(安全精度管理下)):*****		
358	D239の2	筋電図検査 2 誘発筋電図	検査を行った神経名を記載すること。 (感覚・運動の別、左・右の別を記載すること。)	830100158	正中神経(誘発筋電図):*****		
				830100159	尺骨神経(誘発筋電図):*****		
				830100160	腓腹神経(誘発筋電図):*****		
				830100161	脛骨神経(誘発筋電図):*****		
				830100162	腓骨神経(誘発筋電図):*****		
				830100163	顔面神経(誘発筋電図):*****		
				830100164	橈骨神経(誘発筋電図):*****		
				830100165	三叉神経(誘発筋電図):*****		
				830100166	腋窩神経(誘発筋電図):*****		
				830100167	その他(誘発筋電図):*****		
359	D239の4	筋電図検査 4 単線維筋電図(一連につき)	検査実施年月日、実施医療機関の名称、診断名(疑いを含む。)及び当該検査を行う医学的必要性の症状詳細を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	850190226	検査実施年月日(単線維筋電図):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100852	実施医療機関の名称(単線維筋電図):*****		
				830100853	診断名(疑いを含む。)(単線維筋電図):*****		
				830100854	検査を行う医学的必要性(単線維筋電図):*****		
360	D245	鼻腔通気度検査	当該検査に関連する手術名及び手術実施年月日(手術前に当該検査を実施した場合においては手術実施予定年月日)を記載すること。	830100168	鼻腔通気度検査に関連する手術名(鼻腔通気度検査):*****		
				850100192	手術実施年月日(鼻腔通気度検査):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100193	手術予定年月日(鼻腔通気度検査):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
361	D255からD282-2まで	眼科学的検査	(近視進行抑制薬を投与している患者に対して眼科学的検査を算定する場合) 近視進行抑制薬の投与を開始した年月日を記載すること。	850100512	近視進行抑制薬の投与開始年月日(眼科学的検査):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
362	D258-2	網膜機能精密電気生理検査	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D258-2網膜機能精密電気生理検査の(1)から(3)までに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。 (1)又は(2)を記載した場合は、直近の算定月日(初回であればその旨)を、(3)を記載した場合は手術施行(予定を含む。)年月日を記載すること。	820100153	(1) 留意事項通知に規定する患者に対する黄斑疾患の診断目的		
				820100154	(2) 黄斑ジストロフィーの診断目的		
				820100155	(3) 網膜手術の前後		
				850190007	前回算定年月日(網膜機能精密電気生理検査):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190007	初回(網膜機能精密電気生理検査)		
				850100194	手術実施年月日(網膜機能精密電気生理検査):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
				850100195	手術予定年月日(網膜機能精密電気生理検査): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
363	D258-3	黄斑局所網膜電図、 全視野精密網膜電図	(黄斑局所網膜電図又は全視野精密網膜電図を年2回以上算定する場合) その医学的必要性を記載すること。	830100169	年2回以上算定する医学的必要性(黄斑局所網膜電図):*****		
				830100170	年2回以上算定する医学的必要性(全視野精密網膜電図):*****		
364	D282-4	ダーモスコピー	(新たに他の病変で検査を行う場合) 医学的必要性から4月に2回以上算定するときはその理由を記載すること。	830100763	新たな他の病変で4月に2回以上算定する理由(ダーモスコピー): *****		
365	D285	認知機能検査その他の 心理検査 1 操作が 容易なもの イ 簡易な もの	(3月以内に2回以上算定する場合) その理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。	830100171	その理由及び医学的根拠(認知機能検査 1 簡易なもの):*****		
				850190053	前回実施年月日(認知機能検査その他の心理検査 1 操作が容易なものイ 簡易なもの): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			前回の実施年月日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	820190058	初回(認知機能検査その他の心理検査 1 操作が容易なものイ簡易なもの)		
366	D310の3	小腸内視鏡検査 3 カプセル型内視鏡 によるもの	当該患者の症状詳細を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100172	小腸内視鏡検査(カプセル型内視鏡)症状詳細:*****		
367	D310 注2	小腸内視鏡検査 内視鏡的留置術加算	当該患者の症状詳細を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100527	小腸内視鏡検査(内視鏡的留置術加算)症状詳細:*****		
368	D313の2	大腸内視鏡検査 2 カプセル型内視鏡 によるもの	当該患者の症状詳細を記載すること。さらに、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第3部D313大腸内視鏡検査の(2)のアからウまでに規定するもののうち、該当するものを選択して記載するとともに、アの場合は実施日を、イ又はウの場合は実施困難な理由を記載すること。 症状詳細については、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	820100156	ア 大腸ファイバースコープでは回盲部まで到達できなかった患者		
				820100157	イ 器器的異常により大腸ファイバースコープが困難と判断された患者		
				820100805	ウ 身体的負担により大腸ファイバースコープが実施困難であると判断された患者		
				850100196	大腸内視鏡検査の実施年月日(大腸内視鏡検査(カプセル型内視鏡)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100173	大腸内視鏡検査が困難な理由(大腸内視鏡検査(カプセル型内視鏡)): *****		
369	D313 注3	大腸内視鏡検査 バルーン内視鏡加算	当該患者の症状詳細を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100528	大腸内視鏡検査(バルーン内視鏡加算)症状詳細:*****		
370	D313 注4	大腸内視鏡検査 内視鏡的留置術加算	当該患者の症状詳細を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100529	大腸内視鏡検査(内視鏡的留置術加算)症状詳細:*****		
371	D414	内視鏡下生検法	「1臓器」の取扱いについては、「N000」病理組織標本作製(1臓器につき)に準ずる。 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13部N000病理組織標本作製の(1)の(ア)から(ケ)までのいずれかを選択し記載する。 なお、選択する臓器又は部位がない場合は(コ)その他を選択し、具体的部位等を記載すること。	820100866	ア 気管支及び肺臓		
				820100867	イ 食道		
				820100868	ウ 胃及び十二指腸		
				820100869	エ 小腸		
				820100870	オ 盲腸		
				820100871	カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸		
				820100872	キ S状結腸		
				820100873	ク 直腸		
				820100874	ケ 子宮体部及び子宮頸部		
				830100612	コ その他:*****		
				850190008	前回実施年月日(アルブミン定量(尿)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190008	初回(アルブミン定量(尿))		
				850190009	前回実施年月日(ミオイノシトール(尿)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190009	初回(ミオイノシトール(尿))		
				850190227	前回実施年月日(プロスタグランジンE主要代謝物(尿)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190495	初回(プロスタグランジンE主要代謝物(尿))		
				850190010	前回実施年月日(4型コラーゲン(尿)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190010	初回(4型コラーゲン(尿))		
				850190011	前回実施年月日(シュウ酸(尿)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190011	初回(シュウ酸(尿))		
				850190012	前回実施年月日(L型脂肪酸結合蛋白(LーFABP(尿)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190012	初回(LーFABP(尿))		
				850190013	前回実施年月日(カルプロテクチン(糞便)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190013	初回(カルプロテクチン(糞便))		
				850190014	前回実施年月日(免疫関連遺伝子再構成): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190014	初回(免疫関連遺伝子再構成)		
				850190015	前回実施年月日(Mn): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190015	初回(Mn)		
				850190016	前回実施年月日(遊離カルニチン): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190016	初回(遊離カルニチン)		
				850190017	前回実施年月日(総カルニチン): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190017	初回(総カルニチン)		
				850190018	前回実施年月日(リボ蛋白(a)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190018	初回(リボ蛋白(a))		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
372	D	算定回数が複数月に 1回のみとされている 検査	(算定回数が複数月に1回又は年1回のみとされている検査を実施した場合) 前回の実施年月日(初回の場合は初回である旨)を記載すること	850190019	前回実施年月日(ベントシジン):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190019	初回(ベントシジン)		
				850190020	前回実施年月日(イヌリン):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190020	初回(イヌリン)		
				850190021	前回実施年月日(シスタチンC):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190021	初回(シスタチンC)		
				850190022	前回実施年月日(RLPーC):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190022	初回(RLPーC)		
				850190228	前回実施年月日(ELFSコア):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190496	初回(ELFSコア)		
				850190023	前回実施年月日(MDAーLDL):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190023	初回(MDAーLDL)		
				850190054	前回実施年月日(β ーCTX(原)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190059	初回(β ーCTX(原))		
				850190024	前回実施年月日(β ーCTX):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190024	初回(β ーCTX)		
				850190025	前回実施年月日(抗RNAポリメラーゼ3抗体):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190025	初回(抗RNAポリメラーゼ3抗体)		
				850190026	前回実施年月日(抗HLA抗体(スクリーニング検査)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190026	初回(抗HLA抗体(スクリーニング検査))		
				850190027	前回実施年月日(抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190027	初回(抗HLA抗体(抗体特異性同定検査))		
				850190028	前回実施年月日(トランスフェリン(尿)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190028	初回(トランスフェリン(尿))		
				850190029	前回実施年月日(HIVジェノタイプ薬剤耐性):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190029	初回(HIVジェノタイプ薬剤耐性)		
				850190030	前回実施年月日(肝硬度測定):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190030	初回(肝硬度測定)		
				850190031	前回実施年月日(超音波エラストグラフィー):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190031	初回(超音波エラストグラフィー)		
				850190032	前回実施年月日(骨塩定量検査(DEXA法による腰椎撮影)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190032	初回(骨塩定量検査(DEXA法による腰椎撮影))		
				850190229	前回実施年月日(骨塩定量検査(REMS法(腰椎)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190497	初回(骨塩定量検査(REMS法(腰椎))		
				850190033	前回実施年月日(骨塩定量検査(MD法、SEXA法等)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190033	初回(骨塩定量検査(MD法、SEXA法等))		
				850190034	前回実施年月日(骨塩定量検査(超音波法)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190034	初回(骨塩定量検査(超音波法))		
				850190035	前回実施年月日(経皮的酸素ガス分圧測定):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190035	初回(経皮的酸素ガス分圧測定)		
				850190036	前回実施年月日(皮下連続式グルコース測定(診療所)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190036	初回(皮下連続式グルコース測定(診療所))		
				850190037	前回実施年月日(網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190037	初回(網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図))		
				850190038	前回実施年月日(ダーモスコピー):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190038	初回(ダーモスコピー)		
				850190039	前回実施年月日(イヌリンクリアランス測定):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190039	初回(イヌリンクリアランス測定)		
				850190041	前回実施年月日(内服・点滴誘発試験):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190041	初回(内服・点滴誘発試験)		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
373	D	初診、再診又は在宅医療において、患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が、当該患者に対し検査のための検体採取等を実施した場合	(初診、再診又は在宅医療において、患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が、当該患者に対し検査のための検体採取等を実施した場合) 当該検体採取が実施された年月日を記載すること。	850100197	訪問看護ステーション等の看護師等による検体採取実施年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
374	D 通則7	看護師等遠隔診療検査実施料	当該検査の区分番号を記載すること。	830100944	看護師等により実施した検査の区分番号:		※
375	D	「制限回数を超えて行う診療」に係る検査を実施した場合	(「制限回数を超えて行う診療」に係る検査を実施した場合) 次の例により「検選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他の検査と区別して記載すること。 〔記載例〕 末梢血液一般検査 21×1 末梢血液像(鏡検法) 25×1 (検選) AFP 1,070円×1	830100457	検選:*****		
376	E	画像診断	撮影部位を記載すること。 ※E001写真診断、E200コンピューター断層撮影、E202磁気共鳴コンピューター断層撮影は項番344、349、353のとおり、選択して記載すること。	830189300	撮影部位(写真診断、コンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影以外):その他:*****		
	E	時間外緊急院内画像診断加算	撮影開始日時を記載すること。	853100003	撮影開始日時(時間外緊急院内画像診断加算):dd“日”hh“時”mm“分”		
377	E001	写真診断 1 単純撮影	撮影部位を選択して記載すること。 選択する撮影部位がない場合はその他を選択し、具体的部位を記載すること。 なお、四肢については、左・右・両側の別を記載すること。	820181000	撮影部位(単純撮影):頭部(副鼻腔を除く。)		
				820183620	撮影部位(単純撮影):頭部(副鼻腔に限る。)		
				820181100	撮影部位(単純撮影):頸部(頸椎を除く。)		
				820181220	撮影部位(単純撮影):胸部(膈を除く。)		
				820181300	撮影部位(単純撮影):腹部		
				820181340	撮影部位(単純撮影):骨盤(仙骨部・股関節を除く。)		
				820181120	撮影部位(単純撮影):頸椎		
				820181240	撮影部位(単純撮影):胸椎		
				820181310	撮影部位(単純撮影):腰椎		
				820181320	撮影部位(単純撮影):仙骨部		
				830181200	撮影部位(単純撮影):肩__:*****		
				830181400	撮影部位(単純撮影):上腕__:*****		
				830181410	撮影部位(単純撮影):肘関節__:*****		
				830181420	撮影部位(単純撮影):前腕__:*****		
				830181430	撮影部位(単純撮影):手関節__:*****		
				830181440	撮影部位(単純撮影):手__:*****		
				830181370	撮影部位(単純撮影):股関節__:*****		
				830181500	撮影部位(単純撮影):膝__:*****		
				830181510	撮影部位(単純撮影):大腿__:*****		
				830181520	撮影部位(単純撮影):下腿__:*****		
378	E	コンピューター断層撮影診断科 通則4 新生児頭部外傷撮影加算	医学的な理由について診療報酬明細書の摘要欄に該当項目を記載すること。また、かに該当する場合は、その詳細な理由及び医学的な必要性を記載すること。	820100696	該当する項目(新生児頭部外傷撮影加算):ア GCS≤14		
				820100697	該当する項目(新生児頭部外傷撮影加算):イ 頭蓋骨骨折の触知又は徴候		
				820100698	該当する項目(新生児頭部外傷撮影加算):ウ 意識変容(興奮、傾眠、会話の反応が鈍い等)		
				820100699	該当する項目(新生児頭部外傷撮影加算):エ 受診後の症状所見の悪化		
				820100700	該当する項目(新生児頭部外傷撮影加算):オ 家族等の希望		
				820100701	該当する項目(新生児頭部外傷撮影加算):カ その他		
				830100187	詳細な理由及び医学的な必要性(新生児頭部外傷撮影加算(カ その他)):*****		
379	E	コンピューター断層撮影診断科 通則4 乳幼児頭部外傷撮影加算	医学的な理由について診療報酬明細書の摘要欄に該当項目を記載すること。また、かに該当する場合は、その詳細な理由及び医学的な必要性を記載すること。	820100702	該当する項目(乳幼児頭部外傷撮影加算):ア GCS≤14		
				820100703	該当する項目(乳幼児頭部外傷撮影加算):イ 頭蓋骨骨折の触知又は徴候		
				820100704	該当する項目(乳幼児頭部外傷撮影加算):ウ 意識変容(興奮、傾眠、会話の反応が鈍い等)		
				820100705	該当する項目(乳幼児頭部外傷撮影加算):エ 受診後の症状所見の悪化		
				820100706	該当する項目(乳幼児頭部外傷撮影加算):オ 家族等の希望		
				820100707	該当する項目(乳幼児頭部外傷撮影加算):カ その他		
				830100188	詳細な理由及び医学的な必要性(乳幼児頭部外傷撮影加算(カ その他)):*****		
				820100708	該当する項目(幼児頭部外傷撮影加算):ア GCS≤14		
				820100709	該当する項目(幼児頭部外傷撮影加算):イ 頭蓋骨骨折の触知又は徴候		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
380	E	コンピューター断層撮影診断科 通則4 幼児頭部外傷撮影加算	医学的な理由について診療報酬明細書の摘要欄に該当項目を記載すること。また、かに該当する場合は、その詳細な理由及び医学的な必要性を記載すること。	820100710	該当する項目(幼児頭部外傷撮影加算):ウ 意識変容(興奮、睡眠、会話の反応が鈍い等)		
				820100711	該当する項目(幼児頭部外傷撮影加算):エ 受診後の症状所見の悪化		
				820100712	該当する項目(幼児頭部外傷撮影加算):オ 家族等の希望		
				820100806	該当する項目(幼児頭部外傷撮影加算):カ その他		
				830100189	詳細な理由及び医学的な必要性(幼児頭部外傷撮影加算(カ その他)):*****		
381	E101-2の5	ボジトロン断層撮影5 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合	(効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合において、さらに1回に限り算定する場合) 本撮影が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100855	本撮影が必要と判断した医学的根拠(ボジトロン断層撮影5 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合):*****		
			認知機能スコア MMSEスコアを記載すること。(他の保険医療機関からの紹介により画像診断を実施する場合は、紹介元医療機関において測定したスコアを記載すること。)	820101166	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:22点以上		
				820101167	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:21点以下		
				820101168	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0		
				820101169	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0.5又は1		
				820101170	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:2又は3		
				820101171	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:評価困難		
				820101186	画像診断の結果、Aβ 病理を示唆する所見あり		
				820101187	画像診断の結果、Aβ 病理を示唆する所見なし		
			臨床認知症尺度 CDR全般尺度の評価を記載すること(他の保険医療機関からの紹介により画像診断を実施する場合は、紹介元医療機関において測定したスコアを記載すること。)				
				画像診断の結果におけるAβ 病理を示唆する所見の有無について記載すること。			
382	E101-2の6	ボジトロン断層撮影6 PSMAイメージング剤を用いた場合	(2回以上算定する場合) 医学的必要性を記載すること。	830100945	2回以上算定する医学的必要性(ボジトロン断層撮影 6 PSMAイメージング剤を用いた場合):*****		※
383	E101-3の4	ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 4 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合	(効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合において、さらに1回に限り算定する場合) 本撮影が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100856	本撮影が必要と判断した医学的根拠(ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影4 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合):*****		
			認知機能スコア MMSEスコアを記載すること。(他の保険医療機関からの紹介により画像診断を実施する場合は、紹介元医療機関において測定したスコアを記載すること。)	820101166	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:22点以上		
				820101167	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:21点以下		
				820101168	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0		
				820101169	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0.5又は1		
				820101170	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:2又は3		
				820101171	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:評価困難		
				820101186	画像診断の結果、Aβ 病理を示唆する所見あり		
				820101187	画像診断の結果、Aβ 病理を示唆する所見なし		
			画像診断の結果におけるAβ 病理を示唆する所見の有無について記載すること。				
384	E101-3の5	ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 5 PSMAイメージング剤を用いた場合	(2回以上算定する場合) 医学的必要性を記載すること。	830100946	2回以上算定する医学的必要性(ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 5 PSMAイメージング剤を用いた場合):*****		※
385	E101-4の3	ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 3 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合	(効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合において、さらに1回に限り算定する場合) 本撮影が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100857	本撮影が必要と判断した医学的根拠(ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影3 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合):*****		
			認知機能スコア MMSEスコアを記載すること。(他の保険医療機関からの紹介により画像診断を実施する場合は、紹介元医療機関において測定したスコアを記載すること。)	820101166	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:22点以上		
				820101167	画像診断を実施する時点におけるMMSEスコア:21点以下		
				820101168	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0		
				820101169	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:0.5又は1		
				820101170	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:2又は3		
				820101171	画像診断を実施する時点におけるCDR全般尺度:評価困難		
				820101186	画像診断の結果、Aβ 病理を示唆する所見あり		
				820101187	画像診断の結果、Aβ 病理を示唆する所見なし		
			画像診断の結果におけるAβ 病理を示唆する所見の有無について記載すること。				
386	E101-2の4	ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 4 PSMAイメージング剤を用いた場合	(2回以上算定する場合) 医学的必要性を記載すること。	830100947	2回以上算定する医学的必要性(ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 4 PSMAイメージング剤を用いた場合):*****		※
			(コンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影を同一月に行った場合) それぞれ初回の算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日情報)	○	
			(別の保険医療機関と共同でCT又はMRIを利用している保険医療機関が、当該機器を利用してコンピューター断層撮影を算定した場合 面診共同と表示すること。	170901510	CT撮影(128列以上)共同利用施設(面診共同)	○	
				170901610	CT撮影(128列以上)共同利用施設・頭部外傷(面診共同)	○	
				170901910	CT撮影(128列以上)(その他)(面診共同)	○	
				170902010	CT撮影(128列以上)(その他)頭部外傷(面診共同)	○	
				170040210	CT撮影(64列以上128列未満)共同利用施設(面診共同)	○	
				170040310	CT撮影(64列以上128列未満)共同利用施設・頭部外傷(面診共同)	○	
				170040410	CT撮影(64列以上128列未満Xその他)(面診共同)	○	
				170040510	CT撮影(64列以上128列未満)(その他)頭部外傷(面診共同)	○	
				170040610	CT撮影(16列以上64列未満)(面診共同)	○	
				170040710	CT撮影(16列以上64列未満)頭部外傷(面診共同)	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
387	E200	コンピューター断層撮影		170040810	CT撮影(4列以上16列未満(面診共同))	○	
				170040910	CT撮影(4列以上16列未満)頭部外傷(面診共同)	○	
				170041010	CT撮影(イ、ロ又はハ以外)(面診共同)	○	
				170041110	CT撮影(イ、ロ又はハ以外)頭部外傷(面診共同)	○	
				170041210	脳槽CT撮影(造影含む)(面診共同)	○	
				170041310	脳槽CT撮影(造影含む)頭部外傷(面診共同)	○	
			撮影部位を選択して記載すること。 選択する撮影部位がない場合はその他を選択し、具体的部位を記載すること。	820182000	撮影部位(CT撮影):頭部(副鼻腔を除く)		
				820182800	撮影部位(CT撮影):頭部(副鼻腔)		
				820182110	撮影部位(CT撮影):頸部		
				820182210	撮影部位(CT撮影):胸部・肩		
				820182300	撮影部位(CT撮影):腹部		
				820182350	撮影部位(CT撮影):骨盤・股関節		
				820182600	撮影部位(CT撮影):四肢		
				820182700	撮影部位(CT撮影):全身		
				820182250	撮影部位(CT撮影):心臓		
				820182230	撮影部位(CT撮影):脊椎		
				830189100	撮影部位(CT撮影)(その他):*****		
388	E200 注4	冠動脈CT撮影加算	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第4節E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)の(8)のAからオまでの該当するものを選択して記載すること。なお、オに該当する場合はその詳細な理由を記載すること。	820100723	該当する医学的根拠(冠動脈CT撮影加算):ア 諸種の原因による冠動脈の構造的・解剖学的異常		
				820100724	該当する医学的根拠(冠動脈CT撮影加算):イ 急性冠症候群		
				820100725	該当する医学的根拠(冠動脈CT撮影加算):ウ 狭心症		
				820100726	該当する医学的根拠(冠動脈CT撮影加算):エ 狭心症等が疑われ、冠動脈疾患のリスク因子が認められる場合		
				820100727	該当する医学的根拠(冠動脈CT撮影加算):オ その他、冠動脈CT撮影が医学的に必要と認められる場合		
				830100191	その詳細な理由(冠動脈CT撮影加算):*****		
389	E200-2	血流予備量比コンピューター断層撮影解析	血流予備量比コンピューター断層撮影解析による血流予備量比の値を記載すること。	842100052	血流予備量比の値(血流予備量比コンピューター断層撮影解析):*****		
390	E202	磁気共鳴コンピューター断層撮影	(コンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影を同一月に行った場合) それぞれ初回の算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日情報)	○	
			(別の保険医療機関と共同でCT又はMRIを利用している保険医療機関が、当該機器を利用してコンピューター断層撮影を算定した場合) 面診共同と表示すること。	170041410	MRI撮影(3テスラ以上)共同利用施設(面診共同)	○	
				170041510	MRI撮影(3テスラ以上)(その他)(面診共同)	○	
				170041610	MRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満)(面診共同)	○	
				170041710	MRI撮影(1又は2以外)(面診共同)	○	
391	E202	磁気共鳴コンピューター断層撮影	撮影部位を選択して記載すること。 選択する撮影部位がない場合はその他を選択し、具体的部位を記載すること。	820183020	撮影部位(MRI撮影):頭部(脳)		
				820183630	撮影部位(MRI撮影):頭部(副鼻腔)		
				820183010	撮影部位(MRI撮影):頭部(脳・副鼻腔を除く)		
				820183110	撮影部位(MRI撮影):頸部		
				820183200	撮影部位(MRI撮影):肩		
				820183220	撮影部位(MRI撮影):胸部(肩を除く)		
				820183300	撮影部位(MRI撮影):腹部		
				820183360	撮影部位(MRI撮影):骨盤・股関節		
				820183610	撮影部位(MRI撮影):四肢(膝を除く)		
				820183500	撮影部位(MRI撮影):膝		
				820183120	撮影部位(MRI撮影):頸椎		
				820183240	撮影部位(MRI撮影):胸椎		
				820183330	撮影部位(MRI撮影):腰椎・仙骨部		
				830189200	撮影部位(MRI撮影)(その他):*****		
392	E202 注10	肝エラストグラフィー加算	前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190055	前回実施年月日(肝エラストグラフィー加算):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190060	初回(肝エラストグラフィー加算)		
393	F100 F400	処方料 処方箋料	(診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について)別添1の第2章第5部第2節F100処方料の(3)のアの(イ)から(ニ)に定める内容に該当し、処方料又は処方箋料について「1」の点数を算定しない場合) その理由を記載すること。	830100193	1を算定しない理由(処方料):*****		
				830100194	1を算定しない理由(処方箋料):*****		
			(精神疾患を有する患者が、当該疾患の治療のため、当該保険医療機関を初めて受診した日において、他の保険医療機関で既に向精神薬多剤投与されている場合の連続した6か月間の場合) 当該保険医療機関の初診年月日を記載すること。	850100200	初診年月日(処方料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100201	初診年月日(処方箋料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			(向精神薬多剤投与に該当しない期間が1か月以上継続しており、向精神薬が投与されている患者について、当該患者の症状の改善が不十分又はみられず、薬剤の切り替えが必要であり、既に投与されている薬剤と新しく導入する薬剤を一時的に併用する場合の連続した3か月間の場合) 薬剤の切り替えの開始年月日、切り替え対象となる薬剤名及び新しく導入する薬剤名を記載すること。	850100202	薬剤切替開始年月日(処方料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100203	薬剤切替開始年月日(処方箋料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100195	切替対象薬剤名(処方料):*****		
				830100196	切替対象薬剤名(処方箋料):*****		
				830100197	新しく導入する薬剤名(処方料):*****		
				830100198	新しく導入する薬剤名(処方箋料):*****		
			(向精神薬多剤投与に関する臨時に投与した場合) 臨時の投与の開始年月日を記載すること。	850100204	臨時投与開始年月日(処方料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100205	臨時投与開始年月日(処方箋料):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			(複数の診療科を標榜する保険医療機関において、2以上の診療科で、異なる医師が処方した場合) その旨を記載すること。	820100741	複数診療科で処方		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
			(緊急やむを得ない事態が生じ、同一の患者に対して、同一診療日に、一部の薬剤を院内において投薬し、他の薬剤を院外処方箋により投薬した場合) その日付及び理由を記載すること。	850100513	処方箋料を算定する年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
				830100948	その理由:*****		※
			(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第16号に基づき、近視の進行抑制を効果又は効果とした医薬品を選定療養として支給した場合) 薬剤名を記載すること。	830101000	薬剤名(近視の進行抑制を効果又は効果とする医薬品):*****		※
394	F100 F400	処方料及び処方箋料 の特定疾患処方管理 加算	(隔日、漸増・減等で投与する場合) その旨を記載すること。	820100742	隔日投与		
				820100743	漸増投与		
				820100744	漸減投与		
				820100875	週1回投与		
395	F200	薬剤(入院分)	(入院患者に対し退院時に投薬(内服薬)を行った場合) 「退院時 日分投薬」と記載すること。 (入院患者に対し退院時に投薬(屯服薬)を行った場合) 「退院時 回分投薬」と記載すること。 (入院患者に対し退院時に投薬(外用薬)を行った場合) 「退院時投薬」と記載すること。	840000006	退院時 日分投薬		
				840000634	退院時 回分投薬(屯服薬)		
				820101042	退院時投薬(外用薬)		
396	F200 F400	薬剤等(入院外分) 処方箋料	(入院時食事療養費に係る食事療養又は入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている入院患者に対してビタミン剤を投与した場合) 当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を記載すること。ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断できる場合はこの限りではない。	830100201	ビタミン剤の投与趣旨(薬剤):*****		
			(ビタミン剤を投与した場合) 当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を記載すること。ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断できる場合はこの限りではない。	830100202	ビタミン剤の投与趣旨(薬剤料・処方箋料):*****		
			(臨時薬を追加投与し、その結果投与する内服薬が7種類以上となる場合) 臨時薬の投与の必要性を記載すること。ただし、病名によりその必要性が判断できる場合は、この限りでない。	830100203	臨時薬の投与の必要性(薬剤料・処方箋料):*****		
			(鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤を投与した場合) 所定単位当たりの薬剤名、貼付剤の枚数としての投与量を記載した上で、貼付剤の枚数としての1日用量又は投与日数を記載すること。	830100204	鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤の1日用量又は投与日数(薬剤料):*****		
			(1回の処方において、63枚を超えて鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤を投与した場合) 当該貼付剤の投与が必要であると判断した趣旨を記載すること。	830000052	63枚を超えて鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤を投与した理由:*****		
			(緊急やむを得ず、同一の患者に対して、同一診療日に一部の薬剤を院内において投薬し、他の薬剤を処方せんにより投薬した場合) その年月日及び理由を記載すること。	850100206	同日に院内処方及び処方箋による投薬を行った年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100205	同日に院内処方及び処方箋による投薬を行った理由(処方箋料):*****		
			(長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬を14日を超えて投与した場合) 当該長期投与の理由を記載すること。	830100206	長期投与理由(薬剤料・処方箋料):*****		
			(手術後の患者に栄養保持を目的とした医薬品を投与した場合) 手術年月日を記載すること。	850100514	手術年月日(薬剤料・処方箋料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
			(経管により栄養補給を行っている患者に栄養保持を目的とした医薬品を投与した場合) 直近の食道瘻の造設若しくはカテーテル交換、胃瘻の造設若しくはカテーテル交換又は経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術の実施年月日を記載すること。	850100515	直近の食道瘻の造設若しくはカテーテル交換、胃瘻の造設若しくはカテーテル交換又は経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術の実施年月日(薬剤料・処方箋料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
			(手術後の患者又は経管により栄養補給を行っている患者以外に栄養保持を目的とした医薬品を投与した場合) 栄養保持を目的とした医薬品の投与が必要であると判断した趣旨を記載すること。	830100949	栄養保持を目的とした医薬品を投与した理由(薬剤料・処方箋料):*****		※
397	G 通則7	バイオ後続品導入初期加算	初回使用年月日を記載すること。	850100408	初回使用年月日(バイオ後続品導入初期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
398	G 通則10	看護師等遠隔診療注射実施料	当該注射の区分番号を記載すること。	830100950	看護師等により実施した注射の区分番号:		※
399	G004	点滴注射の血漿成分 製剤加算	1回目の注射の実施年月日を記載すること。	850100207	血漿成分製剤加算(点滴注射)1回目注射年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
400	G005	中心静脈注射の血漿 成分製剤加算	1回目の注射の実施年月日を記載すること。	850100208	血漿成分製剤加算(中心静脈注射)1回目注射年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
401	G100	薬剤	(入院時食事療養費に係る食事療養又は入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている入院患者又は入院中の患者以外の患者に対してビタミン剤を投与した場合) 当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を記載すること。ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断できる場合はこの限りではない。	830100201	ビタミン剤の投与趣旨(薬剤):*****		
			算定単位数及び実施日数を記載すること。 〔記載例〕 (離床減) 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)(理学) 6単位 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)(作業) 6単位 実施日数3日	180744210	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)(理学療法士による場合)	○	
				}	}		
				180763730	心大血管疾患リハビリテーション料(離床減)	○	※
				830100208	疾患名(心大血管疾患リハビリテーション料):*****		
				850100209	治療開始年月日(心大血管疾患リハビリテーション料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
402	H000	心大血管疾患リハビリ テーション料	(標準的算定日数を超えて月13単位を超えて疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより 状態の改善が期待できると医学的に判断される場合(特掲診療料の施設基準等(平成20年3月5日厚生労働省告 示第63号)別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九の九第一号に掲げる場合)) ①これまでのリハビリテーションの実施状況(期間及び内容)、②前月の状態との比較をした当月の患者の状態、③ 将来的な状態の到達目標を示した今後のリハビリテーション計画と改善に要する見込み期間、④機能的自立度評価 法(Functional Independence MeasureFIM)、基本的日常生活活動度(Barthel IndexBI)、関節の可動域、歩行速度 及び運動耐用力などの指標を用いた具体的な改善の状態等を示した。継続の理由を記載すること。ただし、リハビリ テーション実施計画書を作成した月には、改善に要する見込み期間とリハビリテーション継続の理由を記載し た上で、当該計画書の写しを添付することでも差し支えない。なお、継続の理由については、具体的には 次の例を 参考にして記載すること。 〔記載例〕 本患者は、2023年9月21日に脳出血を発症し、同日開頭血腫除去術を施行した。右片麻痺を認めたが、術後に水頭 症及び敗血症を合併したため、積極的なリハビリテーションが実施できるようになったのは術後40日目からであっ た。2024年2月中旬まで1日5単位週4日程度のリハビリテーションを実施し、BIは45点から65点に改善を認めた。3 月末に標準的算定日数を超えるが、BIの改善を引き続き認めており、リハビリ開始が合併症のために遅れたことを 考えると、1か月程度のリハビリテーション継続により、更なる改善が見込めると判断される。	830100209	継続理由(心大血管疾患リハビリテーション料);*****		
			(新たな疾患が発症し、新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態となった場合) 新たな疾患名及び治療開始日又は発症年月日等を記載すること。	830100210	新たな疾患名(心大血管疾患リハビリテーション料);*****		
				850100210	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 治療開始年月日(心 大血管疾患リハビリテーション料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100211	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 発症年月日(心大血 管疾患リハビリテーション料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
403	H000 注2	心大血管疾患リハビリ テーション料の早期リ ハビリテーション加算	入院年月日を記載すること。 ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を記載するこ と。	850100516	入院年月日(早期リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100517	転院前の保険医療機関の入院年月日(早期リハビリテーション加算)(心大 血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
404	H000 注3	心大血管疾患リハビリ テーション料の初期加 算	発症、手術若しくは急性増悪又は治療開始の年月日を記載すること。	850100518	発症年月日(初期加算)(心大血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100519	手術年月日(初期加算)(心大血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100520	急性増悪年月日(初期加算)(心大血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月 "dd"日		
				850100521	治療開始年月日(初期加算)(心大血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月 "dd"日		※
405	H000 注4	心大血管疾患リハビリ テーション料の急性期 リハビリテーション加 算	算定の根拠となった要件(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第7 部H000(10)に掲げるアからエまでのいずれか)を日毎に記載すること。	850190230	算定の根拠となった要件アの年月日(急性期リハビリテーション加算)(心大 血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850190231	算定の根拠となった要件イの年月日(急性期リハビリテーション加算)(心大 血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850190232	算定の根拠となった要件ウの年月日(急性期リハビリテーション加算)(心 大血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850190233	算定の根拠となった要件エの年月日(急性期リハビリテーション加算)(心大 血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			発症、手術若しくは急性増悪又は治療開始の年月日を記載すること。	850100522	発症年月日(急性期リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元 号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100523	手術年月日(急性期リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元 号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100524	急性増悪年月日(急性期リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元 号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100525	治療開始年月日(急性期リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元 号)yy"年"mm"月"dd"日		※
406	H000 注5	心大血管疾患リハビリ テーション料の休日リ ハビリテーション加算	発症、手術若しくは急性増悪又は治療開始の年月日を記載すること。	850100526	発症年月日(休日リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100527	手術年月日(休日リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100528	急性増悪年月日(休日リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元 号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100529	治療開始年月日(休日リハビリテーション加算)(心大血管疾患リハ);(元 号)yy"年"mm"月"dd"日		※
407	H001	脳血管疾患等リハビリ テーション料	算定単位数及び実施日数を記載すること。 〔記載例〕 (離床減) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(理学) 6単位 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(作業) 6単位 実施日数3日	180745310	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(理学療法士による場合)	○	
				180766930	脳血管疾患等リハビリテーション料(離床減)	○	※
			疾患名及び発症年月日、手術年月日、急性増悪した年月日又は最初に診断された年月日を記載すること。	830100211	疾患名(脳血管疾患等リハビリテーション料);*****		
				850100218	発症年月日(脳血管疾患等リハビリテーション料);(元号)yy"年"mm"月 "dd"日		
				850100389	手術年月日(脳血管疾患等リハビリテーション料);(元号)yy"年"mm"月 "dd"日		
				850100390	急性増悪年月日(脳血管疾患等リハビリテーション料);(元号)yy"年"mm" 月"dd"日		
				850100439	最初に診断された年月日(脳血管疾患等リハビリテーション料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(標準的算定日数を超えて月13単位を超えて疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより 状態の改善が期待できると医学的に判断される場合(特掲診療料の施設基準等別表第九の八第一号に掲げる患者 であって、別表第九の九第一号に掲げる場合)) 心大血管疾患リハビリテーション料(項番375)と同様。	830100212	継続理由(脳血管疾患等リハビリテーション料);*****		
			(新たな疾患が発症し、新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態となった場合) 新たな疾患名及び治療開始年月日又は発症年月日等を記載すること。	830100213	新たな疾患名(脳血管疾患等リハビリテーション料);*****		
				850100219	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 治療開始年月日(脳 血管疾患等リハビリテーション料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100220	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 発症年月日(脳血管 疾患等リハビリテーション料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
408	H001 注2	脳血管疾患等リハビリ テーション料の早期リ ハビリテーション加算	入院年月日を記載すること。 ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を記載すること。	850100530	入院年月日(早期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100531	転院前の保険医療機関の入院年月日(早期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
			(入院中の患者以外の患者が当該加算を算定する場合) 地域連携診療計画加算の算定患者である旨を記載すること。	820100158	地域連携診療計画加算の算定患者		
409	H001 注3	脳血管疾患等リハビリ テーション料の初期加 算	発症、手術又は急性増悪の年月日を記載すること。	850100532	発症年月日(初期加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100533	手術年月日(初期加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100534	急性増悪年月日(初期加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
			(入院中の患者以外の患者が当該加算を算定する場合) 地域連携診療計画加算の算定患者である旨を記載すること。	820100158	地域連携診療計画加算の算定患者		
410	H001 注4	脳血管疾患等リハビリ テーション料の急性期 リハビリテーション加 算	算定の根拠となった要件(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第7部H000(10)に掲げるアからエまでのいずれか)を日毎に記載すること。	850100535	算定の根拠となった要件アの年月日(急性期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100536	算定の根拠となった要件イの年月日(急性期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100537	算定の根拠となった要件ウの年月日(急性期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100538	算定の根拠となった要件エの年月日(急性期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
			発症、手術又は急性増悪の年月日を記載すること。	850100539	発症年月日(急性期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100540	手術年月日(急性期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100541	急性増悪年月日(急性期リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
411	H001 注5	脳血管疾患等リハビリ テーション料の休日リ ハビリテーション加算	発症、手術又は急性増悪の年月日を記載すること。	850100542	発症年月日(休日リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100543	手術年月日(休日リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100544	急性増悪年月日(休日リハビリテーション加算)(脳リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
412	H001-2	廃用症候群リハビリ テーション料	算定単位数及び実施日数を記載すること。 〔記載例〕 (離床減) 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(理学) 6単位 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(作業) 6単位 実施日数3日	180750510	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(理学療法士による場合)	○	
				5	5		
				180770130	廃用症候群リハビリテーション料(離床減)	○	※
			廃用症候群の診断又は急性増悪した年月日を記載すること。廃用症候群に係る評価表を添付すること又は同様の情報を「摘要」欄に記載すること。	830100214	疾患名(廃用症候群リハビリテーション料):*****		
				850100545	診断年月日(廃用症候群リハビリテーション料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100546	急性増悪年月日(廃用症候群リハビリテーション料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
			(標準的算定日数を超えて月13単位を超えて疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合(特掲診療料の施設基準等別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九の九第一号に掲げる場合)) 心大血管疾患リハビリテーション料(項番375)と同様。	830100215	継続理由(廃用症候群リハビリテーション料):*****		
			(新たな疾患が発症し、新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態となった場合) 新たな疾患名及び治療開始日又は発症月日等を記載すること。	830100216	新たな疾患名(廃用症候群リハビリテーション料):*****		
				850100222	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 治療開始年月日(廃用症候群リハビリテーション料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100223	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 発症年月日(廃用症候群リハビリテーション料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
413	H001-2 注2	廃用症候群リハビリ テーション料の早期リ ハビリテーション加算	入院年月日を記載すること。 ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を記載すること。	850100547	入院年月日(早期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100548	転院前の保険医療機関の入院年月日(早期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
414	H001-2 注3	廃用症候群リハビリ テーション料の初期加 算	当該患者の廃用症候群にかかる急性疾患等の疾患名とその発症、手術若しくは急性増悪の月日、又は廃用症候群の急性増悪の月日を記載すること。	850100612	発症年月日(初期加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100613	手術年月日(初期加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100614	急性増悪年月日(初期加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100799	疾患名(初期加算)(廃用症候群リハ):*****		
415	H001-2 注4	廃用症候群リハビリ テーション料の急性期 リハビリテーション加 算	算定の根拠となった要件(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第7部H000(10)に掲げるアからエまでのいずれか)を日毎に記載すること。	850100549	算定の根拠となった要件アの年月日(急性期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100550	算定の根拠となった要件イの年月日(急性期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100551	算定の根拠となった要件ウの年月日(急性期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100552	算定の根拠となった要件エの年月日(急性期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100553	発症年月日(急性期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
			当該患者の廃用症候群にかかる急性疾患等の疾患名とその発症、手術若しくは急性増悪の月日、又は廃用症候群の急性増悪の月日を記載すること。	850100554	手術年月日(急性期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100555	急性増悪年月日(急性期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				830100992	疾患名(急性期リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):*****		※
416	H001-2 注5	廃用症候群リハビリテーション料の休日リハビリテーション加算	当該患者の廃用症候群にかかる急性疾患等の疾患名とその発症、手術若しくは急性増悪の月日、又は廃用症候群の急性増悪の月日を記載すること。	850100557	発症年月日(休日リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100558	手術年月日(休日リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100559	急性増悪年月日(休日リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				830100993	疾患名(休日リハビリテーション加算)(廃用症候群リハ):*****		※
417	H002	運動器リハビリテーション料	算定単位数及び実施日数を記載すること。 〔記載例〕 （離床減） 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（理学） 6単位 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（作業） 6単位 実施日数3日	180755710	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(理学療法士による場合)	○	
				｛	｝		
			疾患名及び発症年月日、手術年月日、急性増悪した年月日又は最初に診断された年月日を記載すること。	180772730	運動器リハビリテーション料(離床減)	○	※
				830100217	疾患名(運動器リハビリテーション料):*****		
				850100224	発症年月日(運動器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100391	手術年月日(運動器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100392	急性増悪年月日(運動器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100440	最初に診断された年月日(運動器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
			(標準的算定日数を超えて月13単位を超えて疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合（特掲診療料の施設基準等別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九の九第一号に掲げる場合） 心大血管疾患リハビリテーション料(項番375)と同様。	830100218	継続理由(運動器リハビリテーション料):*****		
				830100219	新たな疾患名(運動器リハビリテーション料):*****		
			(新たな疾患が発症し、新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態となった場合) 新たな疾患名及び治療開始年月日又は発症年月日等を記載すること。	850100225	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 治療開始年月日(運動器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100226	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 発症年月日(運動器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
418	H002 注2	運動器リハビリテーション料の早期リハビリテーション加算	入院年月日を記載すること。 ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を記載すること。	850100561	入院年月日(早期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100562	転院前の保険医療機関の入院年月日(早期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
			(入院中の患者以外の患者が当該加算を算定する場合) 地域連携診療計画加算の算定患者である旨を記載すること。	820100158	地域連携診療計画加算の算定患者		
419	H002 注3	運動器リハビリテーション料の初期加算	発症、手術又は急性増悪の年月日を記載すること。	850100563	発症年月日(初期加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100564	手術年月日(初期加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100565	急性増悪年月日(初期加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
			(入院中の患者以外の患者が当該加算を算定する場合) 地域連携診療計画加算の算定患者である旨を記載すること。	820100158	地域連携診療計画加算の算定患者		
420	H002 注4	運動器リハビリテーション料の急性期リハビリテーション加算	算定の根拠となった要件（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第7節H000(10)に掲げるアからエまでのいずれか）を日毎に記載すること。	850100566	算定の根拠となった要件アの年月日(急性期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100567	算定の根拠となった要件イの年月日(急性期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100568	算定の根拠となった要件ウの年月日(急性期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100569	算定の根拠となった要件エの年月日(急性期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
			発症、手術又は急性増悪の年月日を記載すること。	850100570	発症年月日(急性期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100571	手術年月日(急性期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100572	急性増悪年月日(急性期リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
421	H002 注5	運動器リハビリテーション料の休日リハビリテーション加算	発症、手術又は急性増悪の年月日を記載すること。	850100573	発症年月日(休日リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100574	手術年月日(休日リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100575	急性増悪年月日(休日リハビリテーション加算)(運動器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
			算定単位数及び実施日数を記載すること。 〔記載例〕 （離床減） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（理学） 6単位 呼吸器患リハビリテーション料（Ⅰ）（作業） 6単位 実施日数3日	180759710	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)(理学療法士による場合)	○	
				｛	｝		
				180774130	呼吸器リハビリテーション料(離床減)	○	※

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
422	H003	呼吸器リハビリテ- ーション料	疾患名及び治療開始年月日を記載すること。	830100220	疾患名(呼吸器リハビリテーション料):*****		
				850100227	治療開始年月日(呼吸器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
			(標準的算定日数を超えて月13単位を超えて疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合(特掲診療料の施設基準等別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九の九第一号に掲げる場合)) 心大血管疾患リハビリテーション料(項番375)と同様。	830100221	継続理由(呼吸器リハビリテーション料):*****		
			(新たな疾患が発症し、新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態となった場合) 新たな疾患名及び治療開始年月日又は発症年月日等を記載すること。	830100222	新たな疾患名(呼吸器リハビリテーション料):*****		
				850100228	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 治療開始年月日(呼吸器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100229	新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態 発症年月日(呼吸器リハビリテーション料):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
423	H003 注2	呼吸器リハビリテ- ーション料の早期リハ ビリテーション加算	入院年月日を記載すること。 ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を記載すること。	850100576	入院年月日(早期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100577	転院前の保険医療機関の入院年月日(早期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
424	H003 注3	呼吸器リハビリテ- ーション料の初期加算	発症、手術又は急性増悪又は治療開始の年月日を記載すること。	850100215	発症年月日(初期加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100216	手術年月日(初期加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100217	急性増悪年月日(初期加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100578	治療開始年月日(初期加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
425	H003 注4	呼吸器リハビリテ- ーション料の急性期リハ ビリテーション加算	算定の根拠となった要件(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第7節H000(10)に掲げるアからエまでのいずれか)を日毎に記載すること。	850100579	算定の根拠となった要件アの年月日(急性期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100580	算定の根拠となった要件イの年月日(急性期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100581	算定の根拠となった要件ウの年月日(急性期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100582	算定の根拠となった要件エの年月日(急性期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
			発症、手術若しくは急性増悪又は治療開始の年月日を記載すること。	850100583	発症年月日(急性期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100584	手術年月日(急性期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100585	急性増悪年月日(急性期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100586	治療開始年月日(急性期リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
426	H003 注5	呼吸器リハビリテ- ーション料の休日リハ ビリテーション加算	発症、手術若しくは急性増悪又は治療開始の年月日を記載すること。	850100587	発症年月日(休日リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100589	手術年月日(休日リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100590	急性増悪年月日(休日リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
				850100591	治療開始年月日(休日リハビリテーション加算)(呼吸器リハ):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		※
427	H003-2 注4	リハビリテーション総 合計画評価料の運動 量増加機器加算	(機器の使用に有効性が認められ、継続すべき医学的必要性が認められ、運動量増加機器加算を更に算定する場合) 医学的な必要性を記載すること。	830100223	医学的な必要性(運動量増加機器加算):*****		
428	H004	摂食機能療法	疾患名及び摂食機能療法の治療開始年月日を記載すること。	830100224	疾患名(摂食機能療法):*****		
				850100230	治療開始年月日(摂食機能療法):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
429	H004	摂食機能療法の摂食 嚥下機能回復体制加 算	内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影の実施年月日及びカンファレンスを実施した年月日を記載すること。内視鏡下嚥下機能検査及び嚥下造影について、摂食嚥下機能回復体制加算を算定する保険医療機関とは別の保険医療機関において検査を実施した場合には、検査を行った保険医療機関名を記載すること。	850100231	内視鏡下嚥下機能検査を実施した年月日(摂食嚥下機能回復体制加算):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				850100232	嚥下造影を実施した年月日(摂食嚥下機能回復体制加算):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
				830100458	内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施した別の保険医療機関名:*****		
				850100233	カンファレンスを実施した年月日(摂食嚥下機能回復体制加算):(元号)yy”年”mm”月”dd”日”		
430	H006	難病患者リハビリテ- ーション料	対象疾患について、特掲診療料の施設基準等別表第十の各号に掲げるものの中から該当するものを選択して記載すること。	820100159	パーキンソン病		
				820100075	多発性硬化症		
				820100076	重症筋無力症		
				820100160	全身性エリテマトーデス		
				820100077	スモン		
				820100078	筋萎縮性側索硬化症		
				820100161	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎		
				820100162	結節性動脈周囲炎		
				820100163	ピュルガー病		
				820100079	脊髄小脳変性症		
				820100164	悪性関節リウマチ		
				820100165	パーキンソン病関連疾患		
				820100166	アミロイドーシス		
				820100167	後縦靭帯骨化症		
				820100080	ハンチントン病		
				820100168	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)		
				820100169	ウェグナー肉芽腫症		
				820100299	多系統萎縮症		
				820100170	広範脊柱管狭窄症		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				820100171	特発性大脳骨頭壊死症		
				820100172	混合性結合組織病		
				820100084	プリオン病		
				820100173	ギラン・バレー症候群		
				820100174	黄色靱帯骨化症		
				820100175	シューグレン症候群		
				820100176	成人発症スチル病		
				820100177	関節リウマチ		
				820100085	亜急性硬化性全脳炎		
				820100086	ライソゾーム病		
				820100087	副腎白質ジストロフィー		
				820100088	脊髄性筋萎縮症		
				820100089	球脊髄性筋萎縮症		
				820100090	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		
431	H006	難病患者リハビリテーション料の短期集中リハビリテーション実施加算	退院年月日を記載すること。	850100234	退院年月日(短期集中リハビリテーション実施加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820100178	脳性麻痺の患者	○	
				820100179	胎生期若しくは乳幼児期に生じた脳又は脊髄の奇形及び障害の患者		
				820100180	顎・口腔の先天異常の患者		
				820100181	先天性の体幹四肢の奇形又は変形の患者		
				820100182	先天性神経代謝異常症、大脳白質変性症の患者		
				820100183	先天性又は進行性の神経筋疾患の患者		
				820100184	神経障害による麻痺及び後遺症の患者		
				820100185	言語障害、聴覚障害又は認知障害を伴う自閉症等の発達障害の患者		
				820100812	1 がんの治療のための手術が行われる予定又は行われたもの		
				820100813	2 がんの治療のための骨髄抑制を来たしうる化学療法が行われる予定又は行われたもの		
				820100814	3 がんの治療のための放射線治療が行われる予定又は行われたもの		
				820100815	4 がんの治療のための造血幹細胞移植が行われる予定又は行われたもの		
				820100193	5 進行がん等の患者で、在宅復帰を目的としたリハビリが必要なもの		
				820100194	認知症高齢者の日常生活自立度 1		
				820100195	認知症高齢者の日常生活自立度 2		
				820100196	認知症高齢者の日常生活自立度 2a		
				820100197	認知症高齢者の日常生活自立度 2b		
				820100198	認知症高齢者の日常生活自立度 3		
				820100199	認知症高齢者の日常生活自立度 3a		
				820100200	認知症高齢者の日常生活自立度 3b		
				820100201	認知症高齢者の日常生活自立度 4		
				820100202	認知症高齢者の日常生活自立度 M		
435	H	「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを実施した場合	次の例により「リハ選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーションと区別して記載すること。 〔記載例〕 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 185×18 実施日数3日 (リハ選) 運動器リハビリテーション料 1,850円×1	830100372	リハ選:*****		
				850100235	治療開始年月日(経頭蓋磁気刺激療法):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
436	I000-2	経頭蓋磁気刺激療法	治療開始日と終了日の年月日を記載すること。	850100236	治療終了年月日(経頭蓋磁気刺激療法):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			(通院・在宅精神療法を退院後4週間以内の患者について算定した場合) 退院年月日を記載すること。	850100237	退院年月日(通院・在宅精神療法):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820101309	5分を超え10分未満(通院・在宅精神療法)		
				820101310	10分以上20分未満(通院・在宅精神療法)		
				820101311	20分以上30分未満(通院・在宅精神療法)		
			診療に要した時間に応じて、選択して記載すること。 ただし、30分又は60分を超える診療を行った場合であって、当該診療に要した時間が明確でない場合には、当該診療に要した時間が30分又は60分を超えたことが明らかであると判断される精神療法を行った場合に限り、「30分超」又は「60分超」と記載しても差し支えない。	820101312	30分以上40分未満(通院・在宅精神療法)		
				820101313	40分以上50分未満(通院・在宅精神療法)		
				820101314	50分以上60分未満(通院・在宅精神療法)		
				820101315	30分超60分未満(通院・在宅精神療法)		
				820101316	60分超(通院・在宅精神療法)		
			(1回の処方において2種類以上の抗うつ薬又は2種類以上の抗精神病薬を投与した場合) 投与した抗うつ薬又は抗精神病薬の種類数及びその医療上の必要性並びに副作用等について患者に説明し、説明した内容を診療録に記載するとともに、説明を行った旨を記載すること。	820101188	投与した抗うつ薬又は抗精神病薬の種類数及びその医療上の必要性並びに副作用等について説明を行った		
				850100238	精神科初回受診年月日(通院・在宅精神療法(20歳未満)加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
438	I002	通院・在宅精神療法の注3及び注4の加算(20歳未満、16歳未満の患者)	当該保険医療機関の精神科を初めて受診した年月日を記載すること。	850100239	精神科初回受診年月日(児童思春期精神科専門管理加算(16歳未満)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100240	精神科初回受診年月日(児童思春期精神科専門管理加算(20歳未満)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
439	I002 注7	通院・在宅精神療法の措置入院後継続支援加算	(指導等を行った月と算定する月が異なる場合) 指導等を行った年月日を記載すること。	850100241	指導等年月日(措置入院後継続支援加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
440	I002 注8	通院・在宅精神療法の療養生活継続支援加算	初回の当該加算を算定した年月日を記載すること。	850100441	初回算定年月日(療養生活継続支援加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			(対象となる状態の急性増悪又は著しい環境の変化により新たに重点的な支援を要する場合) 急性増悪等における具体的な状態について記載すること。	830100533	急性増悪等における具体的な状態(療養生活継続支援加算):*****		
441	I002 注11	通院・在宅精神療法の早期診療体制充実加算	(病状等により、患者本人から同意を得ることが困難である場合や、やむを得ず家族等から同意を得る場合) その理由を記載する。	830100858	患者本人から同意を得ることが困難又はやむを得ず家族等から同意を得た理由(早期診療体制充実加算):*****		
442	I002 注12	通院・在宅精神療法の注12の規定	(情報通信機器を用いた精神療法を行う際に、厚生労働省「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」(「オンライン精神療法指針」という。)に沿って診療を行う場合) オンライン精神療法指針に沿った適切な診療であることを記載すること。	820101189	オンライン精神療法指針に沿った適切な診療である(通院・在宅精神療法の注12の規定)		
			(処方を行った場合) オンライン精神療法指針に沿って処方を行い、当該処方方がオンライン精神療法指針に沿った適切な処方であることを記載すること。	820101190	オンライン精神療法指針に沿って処方を行い、オンライン精神療法指針に沿った適切な処方である(通院・在宅精神療法の注12の規定)		
443	I002-2	精神科継続外来支援・指導料	(1)回の処方において、抗不安薬を3種類以上、睡眠薬を3種類以上、抗うつ薬を3種類以上又は抗精神病薬を3種類以上投与した場合であっても、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項」について「別添1の第2章第5節第2節F100処方料の(3)のAの(イ)から(ニ)のいずれかに該当し、算定する場合」 (3)のAの(イ)から(ニ)までに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。	820100203	(イ) 精神疾患患者が他医療機関で既に向精神薬多剤投与の場合		
				820100204	(ロ) 向精神薬投与と患者の既投与薬と新導入薬の一時的併用の場合		
				820100205	(ハ) 臨時に投与した場合		
				820100206	(ニ) やむを得ず投与を行う場合(抗うつ薬又は抗精神病薬に限る)		
444	I002-3の2	救急患者精神科継続支援料 2 入院中の患者以外の患者	(電話等で指導等を行った月と算定する月が異なる場合) 当該指導等を行った年月日を記載すること。	850100243	指導等年月日(救急患者精神科継続支援料(入院外)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
445	I003	標準型精神分析療法	当該診療に要した時間を記載すること。	852100009	標準型精神分析療法に要した時間(標準型精神分析療法)		
446	I003-2	認知療法・認知行動療法	初回の算定年月日及び一連の治療における算定回数の合計を記載すること。	850100244	初回算定年月日(認知療法・認知行動療法):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			当該診療に要した時間を記載すること。	842100053	一連の治療の算定回数の合計(認知療法・認知行動療法):*****		
				852100015	認知療法・認知行動療法に要した時間(認知療法・認知行動療法)		
447	I004	心身医学療法	傷病名欄において、心身症による当該身体的傷病の傷病名の次に「(心身症)」と記載すること。 例「胃潰瘍(心身症)」		傷病名コード (傷病名を表示する。)	○	
			(初診の日に心身医学療法を算定した場合) 診療に要した時間を記載すること。	852100010	修飾語コード (修飾語を表示する。)	○	
448	I006-2	依存症集団療法	治療開始年月日を記載すること。	850100245	治療開始年月日(依存症集団療法):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
449	I008-2 I009 I010 I010-2	精神科ショート・ケア 精神科デイ・ケア 精神科ナイト・ケア 精神科デイ・ナイト・ケア	精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのうち最初に算定した年月日を記載すること。なお、最初に算定した日から3年を経過している場合は省略して差し支えないが、精神疾患により、通算して1年以上の入院歴を有する患者であって、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアを週4日以上算定する場合は、通算の入院期間を記載すること。	850100246	初回算定年月日(精神科デイ・ケア等):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820100745	初回(精神科デイ・ケア等)		
				830100226	通算入院期間(精神科デイ・ケア):*****		
				830100227	通算入院期間(精神科ナイト・ケア):*****		
			(入院中の患者に精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアを算定した場合) 算定日を記載すること。	830100228	通算入院期間(精神科デイ・ナイト・ケア):*****		
450	I008-2 I009 I010 I010-2	精神科ショート・ケア 精神科デイ・ケア 精神科ナイト・ケア 精神科デイ・ナイト・ケア の早期加算	最初に当該療法を算定した年月日又は精神科病床を退院した年月日を記載すること。	850100247	初回精神科デイ・ケア等算定年月日(早期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100248	精神科病床の退院年月日(早期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
451	I008-2	精神科ショート・ケアの疾患別等専門プログラム加算	治療開始年月日を記載すること。	850100249	治療開始年月日(疾患別等専門プログラム加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
452	I011-2	精神科退院前訪問指導料	(2回以上算定した場合) 各々の訪問指導年月日を記載すること。	850100250	訪問指導年月日(精神科退院前訪問指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
453	I012	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ) 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ) 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)	(患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示し、当該急性増悪した日から7日以内の期間に算定した場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100229	急性増悪した日から7日以内の期間に算定した医療上の必要性(精神科訪問看護・指導料):*****		
			(急性増悪した患者について、さらに継続した訪問看護が必要と医師が判断し、急性増悪した日から1月以内の連続した7日間に算定した場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100230	急性増悪した日から1月以内の連続した7日間に算定した医療上の必要性(精神科訪問看護・指導料):*****		
			(退院後3月以内の期間において行われる場合で、週5回算定する場合) 退院年月日を記載すること。	850100251	退院年月日(精神科訪問看護・指導料(1)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100252	退院年月日(精神科訪問看護・指導料(3)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			月の初日の訪問看護・指導時におけるGAF尺度により測定した値及び測定日を記載すること。GAFの値については該当する範囲を選択して記載すること。	850190202	GAF測定年月日(精神科訪問看護・指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820101019	GAF尺度100—91(精神科訪問看護・指導料)		
				820101020	GAF尺度90—81(精神科訪問看護・指導料)		
				820101021	GAF尺度80—71(精神科訪問看護・指導料)		
				820101022	GAF尺度70—61(精神科訪問看護・指導料)		
				820101023	GAF尺度60—51(精神科訪問看護・指導料)		
				820101024	GAF尺度50—41(精神科訪問看護・指導料)		
				820101025	GAF尺度40—31(精神科訪問看護・指導料)		
				820101026	GAF尺度30—21(精神科訪問看護・指導料)		
				820101027	GAF尺度20—11(精神科訪問看護・指導料)		
				820101028	GAF尺度10—1(精神科訪問看護・指導料)		
				820101029	GAF尺度0(精神科訪問看護・指導料)		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
454	I012	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)、精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算	精神科訪問看護を実施した年月日及び時刻を記載すること。	850100253	精神科訪問看護の実施年月日(夜間・早朝訪問看護加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100254	精神科訪問看護の実施年月日(深夜訪問看護加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100006	精神科訪問看護の実施時刻(夜間・早朝訪問看護加算)		
				851100007	精神科訪問看護の実施時刻(深夜訪問看護加算)		
455	I012	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)、精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の看護・介護職員連携強化加算	介護職員等同行訪問した年月日を記載すること。	850100255	介護職員等同行訪問年月日(看護・介護職員連携強化加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
456	I012	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)、精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の特別地域訪問看護加算	患者の住所並びに通常の経路及び方法で訪問に要する時間(片道)を記載すること。 (特別地域訪問看護加算口の場合) 精神科訪問看護・指導を行った年月日を記載すること。 (特別地域訪問看護加算口の場合) 精神科訪問看護・指導に要した時間を記載すること。	830100952	患者住所(精神科訪問看護・指導料・特別地域訪問看護加算):*****		※
				852100020	訪問に要する時間(片道)(精神科訪問看護・指導料・特別地域訪問看護加算)		※
				850100592	訪問年月日(精神科訪問看護・指導料・特別地域訪問看護加算口の場合):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
				852100021	訪問看護時間(精神科訪問看護・指導料・特別地域訪問看護加算口の場合)		※
457	I012 注7	精神科訪問看護・指導料の精神科緊急訪問看護加算	加算を算定する理由を詳細に記載すること。 緊急の訪問看護を行った年月日を記載すること。	830100859	緊急訪問看護の理由(精神科緊急訪問看護加算):*****		
				850190234	緊急訪問年月日(精神科緊急訪問看護加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
458	I012-2	精神科訪問看護指示料の精神科特別訪問看護指示加算	頻回の指定訪問看護を行う必要性を認めた理由を記載すること。	830100232	頻回の指定訪問看護を行う必要性(精神科特別訪問看護指示加算):*****		
459	I012-2	精神科訪問看護指示料の手順書加算	前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載すること。	850190056	前回実施年月日(手順書加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820190052	初回(手順書加算)		
460	I014	医療保護入院等診療料	患者の該当する入院形態として、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院の中から該当するものを選択して記載すること。	820100207	措置入院		
				820100208	緊急措置入院		
				820100209	医療保護入院		
				820100210	応急入院		
461	I014	医療保護入院等診療料2	多職種による退院支援に係るカンファレンスを行った日を記載すること。	850100593	カンファレンス実施年月日(医療保護入院等診療料2):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
462	I015	重度認知症患者デイ・ケア料の早期加算	最初に当該療法を算定した年月日又は精神病床を退院した年月日を記載すること。	850100256	重度認知症患者デイ・ケア料の初回算定年月日(早期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100248	精神病床の退院年月日(早期加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
463	I015	重度認知症患者デイ・ケア料の夜間ケア加算	初回算定年月日及び夜間ケアに要した時間を記載すること。	850100258	重度認知症患者デイ・ケア料の初回算定年月日(夜間ケア加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				852100012	夜間ケアに要した時間(夜間ケア加算)		
464	I016	精神科在宅患者支援管理料	(精神科在宅患者支援管理料の「1」又は「2」を算定した場合) 直近の入院についての入院年月日、入院形態、退院年月日(入退院を繰り返す者の場合は、直近の入院に加え、前々回の入院日、入院形態並びに退院日)、直近の退院時におけるGAF、当該月の最初の訪問診療時におけるGAF、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のランク、平成31～令和3年度厚生労働行政調査推進補助金障害者対策総合研究事業において「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」の研究班が作成した、別紙様式41の2に掲げる「在宅医療における包括的支援マネジメント導入基準」(以下この項において「在宅医療における包括的支援マネジメント導入基準」という。))において、当該患者に該当するコア項目並びに当該導入基準の点数、初回の算定日、カンファレンス実施日、算定する月に行った訪問の日時、診療時間及び訪問した者の職種を記載すること。 なお、入院形態については、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院の中から該当するものを選択して、また、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のランクについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添6の別紙12におけるランクの中から該当するものを選択して記載すること。	850100259	直近の入院の入院日(精神科在宅患者支援管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				820100746	入院形態(精神科在宅患者支援管理料):措置入院		
				820100747	入院形態(精神科在宅患者支援管理料):緊急措置入院		
				820100748	入院形態(精神科在宅患者支援管理料):医療保護入院		
				850100260	直近の入院の退院日(精神科在宅患者支援管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100233	前々回の入院日、入院形態並びに退院日(精神科在宅患者支援管理料):*****		
				842100054	直近の退院時におけるGAF(精神科在宅患者支援管理料):*****		
				842100055	当該月の最初の訪問診療時におけるGAF(精神科在宅患者支援管理料):*****		
				820100194	認知症高齢者の日常生活自立度 1		
				820100195	認知症高齢者の日常生活自立度 2		
				820100196	認知症高齢者の日常生活自立度 2a		
				820100197	認知症高齢者の日常生活自立度 2b		
				820100198	認知症高齢者の日常生活自立度 3		
				820100199	認知症高齢者の日常生活自立度 3a		
				820100200	認知症高齢者の日常生活自立度 3b		
				820100201	認知症高齢者の日常生活自立度 4		
				820100202	認知症高齢者の日常生活自立度 M		
				820101191	在宅医療における包括的支援マネジメント導入基準において該当するコア項目:1		
				820101192	在宅医療における包括的支援マネジメント導入基準において該当するコア項目:2		
				820101193	在宅医療における包括的支援マネジメント導入基準において該当するコア項目:3		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
				842100113	在宅医療における包括的支援マネジメント導入基準の点数:*****		
				850100261	初回算定日(精神科在宅患者支援管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100262	カンファレンス実施日(精神科在宅患者支援管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100263	算定する月に行った訪問日(精神科在宅患者支援管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100008	算定する月に行った訪問の時刻(精神科在宅患者支援管理料)		
				852100013	診療時間(精神科在宅患者支援管理料)		
				830100234	訪問した者の職種(精神科在宅患者支援管理料):*****		
			(精神科在宅患者支援管理料3を算定する場合) 精神科在宅患者支援管理料1又は精神科在宅患者支援管理料2の初回の算定日、精神科在宅患者支援管理料3の初回の算定年月日及び算定する月に行った訪問の日時、診療時間並びに訪問した者の職種を記載すること。	850100264	初回の算定日(精神科在宅患者支援管理料1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100265	初回の算定日(精神科在宅患者支援管理料2):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100266	初回の算定日(精神科在宅患者支援管理料3):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100235	訪問の日時、診療時間、訪問した者の職種(精神科在宅患者支援管理料3):*****		
			(精神科在宅患者支援管理料の「3」を前月に算定した患者であって、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第8節016精神科在宅患者支援管理料(2)のイを満たし、対象となる状態の著しい急性増悪を認めるものについて、精神科在宅患者支援管理料の「1」のロ及び「2」のロを算定する場合) 急性増悪における状態像について記載すること。	830100236	急性増悪における状態像(精神科在宅患者支援管理料1の「ロ」):*****		
				830100237	急性増悪における状態像(精神科在宅患者支援管理料2の「ロ」):*****		
465	I	「制限回数を超えて行う診療」に係る精神科専門療法を実施した場合	次の例により「精選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他の精神科専門療法と区別して記載すること 〔記載例〕 精神科デイ・ケア(小規模) 590×5 (精選) 精神科デイ・ケア 5,900円×1	830100534	精選:*****		
466	J 通則9	看護師等遠隔診療処置実施料	当該処置の区分番号を記載すること。	830100953	看護師等により実施した処置の区分番号:*****		※
467	J000-2	下肢創傷処置	下肢創傷の部位及び潰瘍の深さを記載すること。	830100535	下肢創傷の部位及び潰瘍の深さ(下肢創傷処置):*****		
468	J001	熱傷処置	初回の処置を行った年月日を記載すること。	850100268	初回年月日(熱傷処置):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
469	J001-5	長期療養患者褥瘡等処置	(1年を超える入院の場合)にあって創傷処置又は皮膚科軟膏処置の費用を算定する場合) 対象傷病名を記載すること。	830100239	対象傷病名(長期療養患者褥瘡等処置):*****		
470	J001-10	静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)	難治性潰瘍の所見(潰瘍の持続期間、部位、深さ度及び面積を含む。)、これまでの治療経過(初回の場合はその旨を記載)、慢性静脈不全と診断した根拠(下肢静脈超音波検査等の所見)、静脈圧迫処置を必要とする医学的理由及び指導内容について記載すること。	830100240	難治性潰瘍の所見(静脈圧迫処置):*****		
				830100241	治療経過(静脈圧迫処置):*****		
				830100242	慢性静脈不全等と診断した根拠(下肢静脈超音波検査等の所見)(静脈圧迫処置):*****		
				830100243	静脈圧迫処置を必要とする医学的理由(静脈圧迫処置):*****		
				830100244	指導内容(静脈圧迫処置):*****		
471	J003	局所陰圧閉鎖処置(入院)	(J040局所灌流の「2」骨髄・骨髄炎に対するものを併せて算定する場合) その理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。	830100245	理由及び医学的根拠(局所陰圧閉鎖処置と洗浄を行った場合):*****		
				850100442	初回加算算定年月日(局所陰圧閉鎖処置(入院)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100246	陰圧維持管理装置として使用した機器(局所陰圧閉鎖処置(入院)):*****		
			(創傷処置、下肢創傷処置又は熱傷処置を併せて算定した場合) 併算定した処置と局所陰圧閉鎖処置のそれぞれの対象部位を記載すること。	830100247	医学的必要性(局所陰圧閉鎖処置(入院)):*****		
				830100459	併算定した処置の部位(局所陰圧閉鎖処置):*****		
				830100460	対象部位(局所陰圧閉鎖処置):*****		
472	J003 注2	局所陰圧閉鎖処置(入院)の持続洗浄加算	持続洗浄加算を算定した理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。	830100248	持続洗浄加算を算定した理由及び医学的根拠(持続洗浄加算):*****		
473	J003-2	局所陰圧閉鎖処置(入院外)	(局所陰圧閉鎖処置(入院外)を算定した場合) 初回加算を算定した年月日を記載すること。	850100270	初回加算算定年月日(局所陰圧閉鎖処置(入院外)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100459	併算定した処置の部位(局所陰圧閉鎖処置):*****		
			(創傷処置、下肢創傷処置又は熱傷処置を併せて算定した場合) 併算定した処置と局所陰圧閉鎖処置のそれぞれの対象部位を記載すること。	830100460	対象部位(局所陰圧閉鎖処置):*****		
474	J003-3	局所陰圧閉鎖処置(腹部開放創)	(局所陰圧閉鎖処置(腹部開放創)を算定した場合) 処置開始年月日を記載すること	850100393	処置開始日(局所陰圧閉鎖処置(腹部開放創)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			当該処置を行う医学的必要性を記載すること。	830100249	多血小板血漿処置を行う医学的必要性(多血小板血漿処置):*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
475	J003-4	多血小板血漿処置	(創傷処置、下肢創傷処置又は熱傷処置を併せて算定した場合) 併算定した処置と多血小板血漿処置のそれぞれの対象部位を記載すること。	830100860	併算定した処置の部位(多血小板血漿処置);*****		
				830100861	対象部位(多血小板血漿処置);*****		
476	J007-2	硬膜外自家血注入	当該診断基準を満たすことを示す画像所見、撮影日及び撮影医療機関の名称等の症状詳細を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100250	症状詳細(硬膜外自家血注入);*****		
477	J026-4	ハイフローセラピー	動脈血酸素分圧又は経皮的酸素飽和度の測定結果を記載すること。	830100251	動脈血酸素分圧又は経皮的酸素飽和度測定結果(ハイフローセラピー);*****		
478	J027	高気圧酸素治療	一連の治療における初回実施年月日及び初回からの通算実施回数(当該月に実施されたものを含む。)を記載すること。	850100272	初回実施年月日(高気圧酸素治療);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				842100056	通算実施回数(高気圧酸素治療);*****		
				850100273	減圧症又は空気塞栓が発症した年月日(高気圧酸素治療);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				852100022	実施時間(高気圧酸素療法)		※
479	J032 注	肛門拡張法の周術期乳幼児加算	初回の算定年月日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	850190046	初回の算定年月日(周術期乳幼児加算(肛門拡張法));(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190046	初回(周術期乳幼児加算(肛門拡張法))		
480	J034-2	経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術	(経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によりチューブの先端が胃内にあることを確認する場合) 医学的必要性について記載すること。	830100862	医学的必要性(経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術);*****		
481	J038	人工腎臓	人工腎臓を算定した日を記載すること。	算定日情報 (算定日)		○	
				820100211	ア 急性腎不全の患者		
				820100212	イ 透析導入期(1月に限る。)の患者		
				820100213	ウ 血液濾過又は血液透析濾過を実施		
				820100214	エ 特別な管理が必要(イ 進行性眼底出血)		
				820100215	エ 特別な管理が必要(ロ 重篤な急性出血性合併症)		
				820100216	エ 特別な管理が必要(ハ ヘパリン起因性血小板減少症)		
				820100217	エ 特別な管理が必要(ニ 播種性血管内凝固症候群)		
				820100218	エ 特別な管理が必要(ホ 敗血症)		
				820100219	エ 特別な管理が必要(ヘ 急性肺炎)		
				820100220	エ 特別な管理が必要(ト 重篤な急性肝不全)		
				820100221	エ 特別な管理が必要(チ 注射による化学療法中の悪性腫瘍)		
				820100222	エ 特別な管理が必要(リ 自己免疫疾患の活動性が高い状態)		
				820100223	エ 特別な管理が必要(ス 麻酔による手術を実施した状態)		
483	J038 注3 J038-2 注2	人工腎臓の障害者等加算 持続緩徐式血液濾過の障害者等加算	(慢性維持透析以外の患者に対して「その他の場合」として算定した場合) その理由として「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J038人工腎臓の(8)の「ア」から「エ」まで(「エ」については「イ」から「ヌ」まで)に規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。	C102在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している保険医療機関名を記載すること。			
				830100252	在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している他の保険医療機関名(人工腎臓);*****		
482	J038	人工腎臓の導入期加算	導入の年月日を記載すること。	850100275	導入年月日(導入期加算(人工腎臓));(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
484	J038注14	人工腎臓 透析時運動指導等加算	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J038人工腎臓の(18)の「ア」から「ツ」までに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。	820100224	ア 障害者基本法にいう障害者で留意事項通知に規定する者		
				820100225	イ 精神保健福祉法の規定によって医療を受ける者		
				820100226	ウ 指定難病等に罹患している者で留意事項通知に規定するもの		
				820100227	エ 留意事項通知に規定する糖尿病の患者		
				820100228	オ 運動麻痺を伴う脳血管疾患患者		
				820100229	カ 認知症患者		
				820100230	キ 常時低血圧症(収縮期血圧が90mmHg以下)の者		
				820100231	ク 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈する者		
				820100232	ケ 出血性消化器病変を有する者		
				820100233	コ 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症の患者		
				820100234	サ 重症感染症に合併しているために入院中の患者		
				820100235	シ 末期癌に合併しているために入院中の患者		
				820100236	ス 入院中の患者であって腹水・胸水が貯留しているもの		
				820100237	セ 妊婦(妊娠中期以降)		
				820100238	ソ うっ血性心不全(NYHA3度以上)		
				820100239	タ 12歳未満の小児		
				820100240	チ 人工呼吸を実施中の患者		
				820100241	ツ 結核菌を排菌中の患者		
				850190235	指導を開始した年月日(透析時運動指導等加算(人工腎臓));(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			一連の当該療法の初回実施日、初回からの通算実施回数(当該月に実施されたものを含む。)、当該月の算定日及び1回毎の開始時間と終了時間(当該月に実施されたものに限る。)を記載すること。	850100443	初回実施年月日(持続緩徐式血液濾過);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				842100057	通算実施回数(持続緩徐式血液濾過);*****		
				851100009	開始時刻(持続緩徐式血液濾過)		
				851100010	終了時刻(持続緩徐式血液濾過)		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
485	J038-2	持続緩徐式血液濾過	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J038-2持続緩徐式血液濾過の(2)のアから力までのいずれかに該当する場合は、該当項目を記載すること。	820100750	該当する項目(持続緩徐式血液濾過):ア 末期腎不全の患者		
				820100751	該当する項目(持続緩徐式血液濾過):イ 急性腎障害と診断された、高度代謝性アシドーシスの患者		
				820100752	該当する項目(持続緩徐式血液濾過):ウ 薬物中毒の患者		
				820100753	該当する項目(持続緩徐式血液濾過):エ 急性腎障害と診断された、尿毒症の患者		
				820100754	該当する項目(持続緩徐式血液濾過):オ 急性腎障害と診断された、電解質異常の患者		
				820100755	該当する項目(持続緩徐式血液濾過):カ 急性腎障害と診断された、体液過剰状態の患者		
			「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J038-2持続緩徐式血液濾過の(2)のキからケまでのそれぞれについて、要件を満たす医学的根拠について記載すること。	830100253	キの要件を満たす医学的根拠(重症急性肺炎の患者)(持続緩徐式血液濾過):*****		
				830100254	クの要件を満たす医学的根拠(重症敗血症の患者)(持続緩徐式血液濾過):*****		
				830100255	ケの要件を満たす医学的根拠(劇症肝炎又は術後肝不全)(持続緩徐式血液濾過):*****		
486	J039	血漿交換療法	一連の当該療法の初回実施年月日、初回からの通算実施回数(当該月に実施されたものも含む。)、当該月の算定日及び1回毎の開始時間と終了時間(当該月に実施されたものに限る。))を記載すること。	850100277	初回実施年月日(血漿交換療法):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				842100058	通算実施回数(血漿交換療法):*****		
				算定日情報 (算定日)		○	
				851100011	開始時刻(血漿交換療法)		
				851100012	終了時刻(血漿交換療法)		
			(血栓性血小板減少性紫斑病の患者に対して実施した場合) 直近の測定結果に基づく血小板数を記載すること。	842100059	血小板数(血漿交換療法):*****		
			(血栓性血小板減少性紫斑病の患者に対し、血小板数が15万/ μ L以上となった日の2日後以降に実施した場合) その理由及び医学的根拠を記載すること。	830100256	理由及び医学的根拠(血漿交換療法):*****		
487	J039 注3	移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法	(臓器移植後に抗体関連型拒絶反応を呈する患者を対象として、抗ドナー抗体を除去することを目的として実施する場合) 医学的な必要性から一連につき6回以上算定する場合には、その理由を記載すること。	830100536	6回以上算定する理由(移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法):*****		
488	J040	局所灌流	当該月の算定日及び1回毎の開始時間と終了時間(当該月に実施されたものに限る。))を記載すること。	算定日情報 (算定日)		○	
				851100013	開始時刻(局所灌流)		
				851100014	終了時刻(局所灌流)		
489	J041	吸着式血液浄化法	当該月の算定日及び1回毎の開始時間と終了時間(当該月に実施されたものに限る。))を記載すること。	算定日情報 (算定日)		○	
				851100015	開始時刻(吸着式血液浄化法)		
				851100016	終了時刻(吸着式血液浄化法)		
			(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J41吸着式血液浄化法の(2)のアに該当する場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J41吸着式血液浄化法の(2)のアの①から③までのいずれかの要件を満たす医学的根拠について記載すること。	830100257	アの1の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法):*****		
				830100258	アの2の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法):*****		
				830100259	アの3の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法):*****		
			(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J41吸着式血液浄化法の(2)のイに該当する場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J41吸着式血液浄化法の(2)のイの①及び②の要件を満たす医学的根拠について記載すること。	830100260	イの1の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法):*****		
				830100261	イの2の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法):*****		
490	J041-2	血球成分除去療法	(寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対しては、寛解維持を目的として行った場合であって、医学的な必要性から一連につき2週間に2回以上算定する場合又は48週間を超えて算定する場合) その理由を記載すること。	830100764	2週間に2回以上算定する理由(血球成分除去療法):*****		
				830100765	48週間を超えて算定する理由(血球成分除去療法):*****		
			(ステロイド抵抗性又は不耐容の慢性移植片対宿主病(GVHD)患者に対しては、臨床症状の改善又はステロイドの減量を目的として行った場合であって、医学的な必要性から一連につき24週間に31回を超えて算定する場合) その理由を記載すること。	830100863	24週間に31回を超えて算定する理由(血球成分除去療法):*****		
			初回実施に当たっては、医学的な必要性を記載すること。	830100766	医学的な必要性(初回)(血球成分除去療法):*****		
				850100444	初回実施年月日(血球成分除去療法):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			一連の当該療法の初回実施日、初回からの通算実施回数(当該月に実施されたものも含む。)、当該月の算定日及び1回毎の開始時間と終了時間(当該月に実施されたものに限る。))を記載すること。	842100060	通算実施回数(血球成分除去療法):*****		
				851100017	開始時刻(血球成分除去療法)		
				851100018	終了時刻(血球成分除去療法)		
491	J042の1	連続機行式腹膜灌流の導入期加算	導入の年月日を記載すること。	850100279	導入年月日(導入期加算(腹膜灌流)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
492	J043-3 注4	ストーマ処置のストーマ合併症加算	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第9部J043-3ストーマ処置の(4)のアからキまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。	820101242	ア 傍ストーマヘルニア(ストーマ合併症加算(ストーマ処置))		
				820101243	イ ストーマ脱出(ストーマ合併症加算(ストーマ処置))		
				820101244	ウ ストーマ腫瘍(ストーマ合併症加算(ストーマ処置))		
				820101245	エ ストーマ部瘻孔(ストーマ合併症加算(ストーマ処置))		
				820101246	オ ストーマ静脈瘤(ストーマ合併症加算(ストーマ処置))		
				820101247	カ ストーマ周囲肉芽腫(ストーマ合併症加算(ストーマ処置))		
				820101248	キ ストーマ周囲難治性潰瘍等(ストーマ合併症加算(ストーマ処置))		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
493	J045の3	人工呼吸 5時間を超えた場合	開始年月日を記載すること。なお、長期入院により人工呼吸開始日の特定日が困難な場合については、その旨記載すること。	850100445	開始年月日(人工呼吸 5時間を超えた場合):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100864	人工呼吸開始日の特定が困難な理由(人工呼吸 5時間を超えた場合): *****		
494	J045 注3	覚醒試験加算	開始年月日を記載すること。	850100446	開始年月日(覚醒試験加算):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
495	J045 注5	人工呼吸 腹臥位療法加算	当該月の算定日及び1回毎の開始年月日、開始時間、終了年月日及び終了時間(当該月に実施されたものに限る。)を記載すること。	算定日情報 (算定日)		○	
				850190236	開始年月日(腹臥位療法加算):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				851100079	開始時刻(腹臥位療法加算)		
				850190238	終了年月日(腹臥位療法加算):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				851100080	終了時刻(腹臥位療法加算)		
496	J045-2	一酸化窒素吸入療法	開始日時、終了日時及び通算時間を記載すること。 (96時間又は168時間を超えて算定する場合) その理由及び医学的根拠を記載すること。	算定日情報 (算定日)		○	
				851100019	開始時刻(一酸化窒素吸入療法)		
				850100281	終了年月日(一酸化窒素吸入療法):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				851100020	終了時刻(一酸化窒素吸入療法)		
				852100014	通算時間(一酸化窒素吸入療法)		
497	J047-3	心不全に対する遠赤外線温熱療法	当該療法を開始した年月日及び医学的必要性を記載する。	850100282	初回の算定年月日(心不全に対する遠赤外線温熱療法):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100263	医学的必要性(心不全に対する遠赤外線温熱療法):*****		
498	J052-2	熱傷温浴療法	受傷年月日を記載すること。	850100283	受傷年月日(熱傷温浴療法):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
499	J054-2	皮膚レーザー照射療法	前回の治療開始年月日を記載すること。	850100284	前回治療開始年月日(皮膚レーザー照射療法):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
500	J070-2	干渉低周波による膀胱等刺激法	治療開始年月日を記載すること。	850100285	治療開始年月日(干渉低周波による膀胱等刺激法):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
501	J070-3	冷却褥処置	内痔核の重症度について、Ⅰ度又はⅡ度のうち該当するものを選択して記載すること。	820100242	重症度 1度		
				820100243	重症度 2度		
502	J070-4	磁気による膀胱等刺激法	当該療法の初回実施年月日及び初回からの通算実施日を記載すること。	850100286	初回実施年月日(磁気による膀胱等刺激法):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				842100061	通算実施日(磁気による膀胱等刺激法):*****		
503	J118-4	歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)	(歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)を継続して算定する場合) カンファレンスにおける歩行機能の改善効果等の検討結果について、その重点(5週間以内に実施される9回の処置の前後の結果を含む。)を症状詳記として記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100264	症状詳記(歩行運動処置(ロボットスーツ)):*****		
504	J008等	180日を超える期間通算対象入院料を算定している患者	(厚生労働大臣が定める状態にあるもの(「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」(平成16年厚生労働省告示第498号)第九のトに該当する患者)について胸腔穿刺又は腹腔穿刺を算定した場合) 処置名を記載すること。 (重度の肢体不自由者及び人工腎臓を実施している状態にある患者(同告示第九のニ又はりに該当する患者)) 「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日老健第102-2号)におけるランクについて、ランクB又はランクCのうち該当するものを選択して記載すること。	140003210	胸腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む)	○	
				140003610	腹腔穿刺(人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む)	○	
				820100244	障害老人の日常生活自立度(寝たきり度) ランクB		
				820100245	障害老人の日常生活自立度(寝たきり度) ランクC		
505	J129-3	治療器具採寸法	(医学的な必要性から、既製品の治療用器具を処方するに当たって、既製品の治療用器具を加工するために当該採寸を実施した場合) 医学的な必要性及び加工の内容を記載すること。	830100537	医学的な必要性(治療用器具採寸法):*****		
				830100538	加工の内容(治療用器具採寸法):*****		
506	K	手術	算定日を記載すること。 なお、対称器官の両側に対し、手術(片側の点数が告示されているものに限る。)を行った場合は、左右別にそれぞれ算定日を記載すること。	算定日情報 (算定日)		○	
507	K 通則7	通則7 1,500グラム未満の児加算、新生児加算	手術時体重を記載すること。	830100265	手術時体重(極低出生体重児加算(手術)):*****		
				830100266	手術時体重(新生児加算(手術)):*****		
508	K 通則12	通則12 時間外等加算1	手術を実施した診療科、初診又は再診の日時(入院中の患者以外の患者に手術を実施した場合に限る。)及び手術を開始した日時を記載すること。	830100539	手術実施診療科(休日加算1(手術)):*****		
				830100540	手術実施診療科(時間外加算1(手術)):*****		
				830100541	手術実施診療科(深夜加算1(手術)):*****		
				830100542	手術実施診療科(時間外特例医療機関加算1(手術)):*****		
				853100021	休日加算1(手術)初診又は再診の日時:dd“日”hh“時”mm“分”		
				853100022	時間外加算1(手術)初診又は再診の日時:dd“日”hh“時”mm“分”		
				853100023	深夜加算1(手術)初診又は再診の日時:dd“日”hh“時”mm“分”		
				853100024	時間外特例医療機関加算1(手術)初診又は再診の日時:dd“日”hh“時”mm“分”		
				853100025	休日加算1(手術)手術開始日時:dd“日”hh“時”mm“分”		
				853100026	時間外加算1(手術)手術開始日時:dd“日”hh“時”mm“分”		
				853100027	深夜加算1(手術)手術開始日時:dd“日”hh“時”mm“分”		
				853100028	時間外特例医療機関加算1(手術)手術開始日時:dd“日”hh“時”mm“分”		
509	K通則23	外科医療確保特別加算	手術を実施した診療科を記載すること。	830100954	手術実施診療科(外科医療確保特別加算):*****		※
			(デブリードマンを繰り返し算定する場合) 植皮の範囲(全身に占める割合)を記載すること。	830100267	植皮の範囲(デブリードマン):*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
510	K002	デブリードマン	(A群溶連菌感染症に伴う壊死性筋膜炎に対して行う場合) 病歴、細菌培養検査及び画像所見を記載すること。	830100268	病歴(デブリードマン);*****		
				830100269	細菌培養検査結果(デブリードマン);*****		
				830100270	画像所見(デブリードマン);*****		
511	K019-2	自家脂肪注入	注入した脂肪量を記載すること。	830100543	注入した脂肪量(自家脂肪注入);*****		
512	K022の1	組織拡張器による再 建手術 1 乳房(再建手術)の 場合	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第10部K022の組織拡張器による再建手術の(2)のA又はイのうち該当するものを選択して記載すること。 (一連の治療につき2回以上算定する場合) その詳細な理由を記載すること。	820100246	ア 留意事項通知に規定する一次再建		
				820100247	イ 留意事項通知に規定する二次再建		
				830100271	詳細理由(組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)));*****		
513	K022の2	組織拡張器による再 建手術 2 その他の場合	(一連の治療につき2回以上算定する場合) その詳細な理由を記載すること。	830100272	詳細理由(組織拡張器による再建手術(その他));*****		
514	K046注	骨折靦血的手術の緊急 整復固定加算	骨折した日時及び手術を開始した日時を記載すること。	853100006	骨折した日時(緊急整復固定加算);dd"日"h"時"mm"分"		
				853100007	手術を開始した日時(緊急整復固定加算);dd"日"h"時"mm"分"		
515	K047	難治性骨折電磁波電 気治療法	(靦血的手術又は超音波骨折治療法等他の療養を行わず難治性骨折電磁波電気治療法を行った場合) その詳細な理由を記載すること。 当該治療の実施予定期間及び頻度について患者に対して指導した内容を記載すること。	830100273	詳細理由(難治性骨折電磁波電気治療法);*****		
				830100274	指導内容(難治性骨折電磁波電気治療法);*****		
516	K047-2	難治性骨折超音波治 療法	(靦血的手術又は超音波骨折治療法等他の療養を行わず難治性骨折超音波治療法を行った場合) その詳細な理由を記載すること。 当該治療の実施予定期間及び頻度について患者に対して指導した内容を記載すること。	830100780	詳細理由(難治性骨折超音波治療法);*****		
				830100781	指導内容(難治性骨折超音波治療法);*****		
517	K047-3	超音波骨折治療法	(四肢(手足を含む。))の骨折靦血的手術等を実施した後、当該骨折から3週間を超えて超音波骨折治療法を行った場合) その理由を記載すること。 当該治療の実施予定期間及び頻度について患者に対して指導した内容を記載すること。	830100275	実施理由(超音波骨折治療法);*****		
				830100276	指導内容(超音波骨折治療法);*****		
518	K059	骨移植術(軟骨移植術を含む。)	(自家骨又は非生体同種骨(凍結保存された死体骨を含む。))移植に加え、人工骨移植を併せて行った場合) 人工骨の移植部位について記載すること。	830100544	人工骨の移植部位(骨移植術);*****		
519	K079-2注	靦帯断裂形成手術 (関節鏡下)の一次的 靦帯形成加算	靦帯損傷と診断する根拠となった検査所見等及び一次的な靦帯形成術の医学的必要性を記載すること。	830100277	靦帯損傷と診断する根拠となった検査所見(一次的靦帯形成加算);*****		
				830100278	一次的な靦帯形成術の医学的必要性(一次的靦帯形成加算);*****		
520	K081注	人工骨挿入術の緊急 挿入加算	骨折した日時及び手術を開始した日時を記載すること。	853100008	骨折した日時(緊急挿入加算);dd"日"h"時"mm"分"		
				853100009	手術を開始した日時(緊急挿入加算);dd"日"h"時"mm"分"		
521	K082の1の口	人工関節置換術 人工肩関節置換術 腱移行を伴うもの	本治療を選択した医学的必要性について記載すること。	830100955	治療を選択した医学的理由(人工肩関節置換術(腱移行を伴うもの));*****		※
522	K096-2	体外衝撃波疼痛治療 術	保存療法を開始年月日及び本治療を選択した医学的理由を記載すること。 (2回目以降算定する場合) 前回算定年月日及びその理由を記載すること。	850100287	保存療法開始年月日(体外衝撃波疼痛治療術);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100279	治療を選択した医学的理由(体外衝撃波疼痛治療術);*****		
				850100288	前回算定年月日(体外衝撃波疼痛治療術);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100280	2回目以降算定する理由(体外衝撃波疼痛治療術);*****		
523	K172 の2	脳動静脈奇形摘出術	SM－Grade3から5と診断した画像所見及び手術の概要を摘要欄に記載する。	830100281	SM－Grade3から5と診断した画像所見;*****		
				830100282	手術の概要(脳動静脈奇形摘出術);*****		
524	K268	緑内障手術 6 水晶体再建術併用 眼内ドレーン挿入術	症状詳記を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100283	症状詳記(緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術));*****		
525	K280-2	網膜付着組織を含む 硝子体切除術	当該術式を選択した理由を詳細に記載すること。	830100284	選択理由(網膜付着組織を含む硝子体切除術);*****		
526	K282	水晶体再建術の注の 加算	症状詳記を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100285	症状詳記(水晶体裏拡張リング使用加算(水晶体再建術));*****		
527	K311	鼓膜穿孔閉鎖術	症状詳記を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100545	症状詳記(鼓膜穿孔閉鎖術);*****		
528	K474-3	乳腺腫瘍画像ガイド 下吸引術 2 MRIによるもの	実施した医学的必要性を記載すること。	830100286	医学的必要性(乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRI));*****		
529	K476-4	ゲル充填人工乳房を 用いた乳房再建術(乳 房切除後)(内視鏡下 によるものを含む。)	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第10部K476-4ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(内視鏡下によるものを含む。))の(2)のAからウまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。	820100248	ア 留意事項通知に規定する一次一次的再建		
				820100249	イ 留意事項通知に規定する一次二期的再建		
				820100250	ウ 留意事項通知に規定する二次再建		
530	K508-4	気管支バルブ留置術	「K511」肺切除術若しくは「K513」胸腔鏡下肺切除術が適応とならない又は実施困難な理由を記載すること。	830100865	「K511」肺切除術若しくは「K513」胸腔鏡下肺切除術が適応とならない又は実施困難な理由(気管支バルブ留置術);*****		
				830100546	理由・医学的根拠(留意事項通知K546(1));*****		
				830100547	医学的根拠(留意事項通知K546(2)のア);*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
531	K546 K547 K548 K549	経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切 除術 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによ るもの) 経皮的冠動脈ステント 留置術	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第10部K546経皮的冠動脈形成術の(1)から(3)、(6)、(7)、K547経皮的冠動脈粥腫切除術の(1)及び(2)、K548経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)の(1)又はK549経皮的冠動脈ステント留置術の(1)から(3)、(6)、(7)に該当する場合は、所定の事項を記載すること。	830100548	測定項目(留意事項通知K546(2)のア):*****		
				830100549	医学的根拠(留意事項通知K546(2)のイ):*****		
				830100550	医学的根拠(留意事項通知K546(2)のウ):*****		
				830100551	医学的根拠(留意事項通知K546(3)のア):*****		
				830100552	重症度及びその医学的根拠(留意事項通知K546(3)のア):*****		
				830100553	医学的根拠(留意事項通知K546(3)のイ):*****		
				830100554	短期リスク評価及びその医学的根拠(留意事項通知K546(3)のイ): *****		
				830100555	医学的根拠(留意事項通知K546(3)のウ):*****		
				830100556	詳細な理由・医学的根拠(留意事項通知K546(6)):*****		
				830100557	過去に実施した手術(留意事項通知K546(7)のイ):*****		
				830100558	使用したカテーテル等の使用本数(留意事項通知K546(7)のイ):*****		
				830100559	今回の実施理由・医学的根拠(留意事項通知K546(7)のウ):*****		
				830100560	理由・医学的根拠(留意事項通知K547(1)):*****		
				830100561	過去に実施した手術(留意事項通知K547(2)のイ):*****		
				830100562	使用したカテーテル等の使用本数(留意事項通知K547(2)のイ):*****		
				830100563	今回の実施理由・医学的根拠(留意事項通知K547(2)のウ):*****		
				830100564	過去に実施した手術(留意事項通知K548(1)のイ):*****		
				830100565	使用したカテーテル等の使用本数(留意事項通知K548(1)のイ):*****		
				830100566	今回の実施理由・医学的根拠(留意事項通知K548(1)のウ):*****		
				830100567	理由・医学的根拠(留意事項通知K549(1)):*****		
				830100568	医学的根拠(留意事項通知K549(2)のア):*****		
				830100569	測定項目数(留意事項通知K549(2)のア):*****		
				830100570	医学的根拠(留意事項通知K549(2)のイ):*****		
				830100571	医学的根拠(留意事項通知K549(2)のウ):*****		
				830100572	医学的根拠(留意事項通知K549(3)のア):*****		
				830100573	重症度及びその医学的根拠(留意事項通知K549(3)のア):*****		
				830100574	医学的根拠(留意事項通知K549(3)のイ):*****		
				830100575	短期リスク評価及びその医学的根拠(留意事項通知K549(3)のイ): *****		
				830100576	医学的根拠(留意事項通知K549(3)のウ):*****		
				830100577	詳細な理由・医学的根拠(留意事項通知K549(6)):*****		
				830100578	過去に実施した手術(留意事項通知K549(7)のイ):*****		
				830100579	使用したカテーテル等の使用本数(留意事項通知K549(7)のイ):*****		
				830100580	今回の実施理由・医学的根拠(留意事項通知K549(7)のウ):*****		
				842100075	留意事項通知K546(2)のA測定値:		
				842100076	留意事項通知K549(2)のA測定値:		
				850100453	留意事項通知K546(7)のA過去の実施年月日:(元号)yy"年"mm"月 "dd"日		
				850100454	留意事項通知K547(2)のA過去の実施年月日:(元号)yy"年"mm"月 "dd"日		
				850100455	留意事項通知K548(1)のA過去の実施年月日:(元号)yy"年"mm"月 "dd"日		
				850100456	留意事項通知K549(7)のA過去の実施年月日:(元号)yy"年"mm"月 "dd"日		
				851100039	留意事項通知K546(2)のイの(イ) 所見の得られた時刻		
				851100040	留意事項通知K546(2)のイの(ニ) 所見の得られた時刻		
				851100041	留意事項通知K546(2)のイの(ハ) 所見の得られた時刻		
				851100042	留意事項通知K546(2)のイの(ホ) 所見の得られた時刻		
				851100043	留意事項通知K546(2)のイの(ロ) 所見の得られた時刻		
				851100044	留意事項通知K546(2)のウの(イ) 再開通時刻		
				851100045	留意事項通知K546(2)のウの(イ) 発症時刻		
				851100046	留意事項通知K546(2)のウの(イ) 来院時刻		
				851100047	留意事項通知K546(2)のウの(ロ) 再開通時刻		
				851100048	留意事項通知K546(2)のウの(ロ) 発症時刻		
				851100049	留意事項通知K546(2)のウの(ロ) 来院時刻		
				851100050	留意事項通知K546(3)のウ手術開始時刻		
				851100051	留意事項通知K546(3)のウ来院時刻		
				851100052	留意事項通知K549(2)のイの(イ) 所見の得られた時刻		
				851100053	留意事項通知K549(2)のイの(ニ) 所見の得られた時刻		
				851100054	留意事項通知K549(2)のイの(ハ) 所見の得られた時刻		
				851100055	留意事項通知K549(2)のイの(ホ) 所見の得られた時刻		
				851100056	留意事項通知K549(2)のイの(ロ) 所見の得られた時刻		
				851100057	留意事項通知K549(2)のウの(イ) 再開通時刻		
				851100058	留意事項通知K549(2)のウの(イ) 発症時刻		
				851100059	留意事項通知K549(2)のウの(イ) 来院時刻		
				851100060	留意事項通知K549(2)のウの(ロ) 再開通時刻		
				851100061	留意事項通知K549(2)のウの(ロ) 発症時刻		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
				851100062	留意事項通知K549(2)のウの(ロ) 来院時刻		
				851100063	留意事項通知K549(3)のウ手術開始時刻		
				851100064	留意事項通知K549(3)のウ来院時刻		
				830100581	医学的根拠(留意事項通知K546(4)のア):*****		
				830100582	医学的根拠(留意事項通知K546(4)のイ):*****		
				830100583	医学的根拠(留意事項通知K546(4)のウ):*****		
				830100584	医学的必要性及び検討結果(留意事項通知K546(4)のウ):*****		
				830100585	医学的根拠(留意事項通知K549(4)のア):*****		
				830100586	医学的根拠(留意事項通知K549(4)のイ):*****		
				830100587	医学的根拠(留意事項通知K549(4)のウ):*****		
				830100588	医学的必要性及び検討結果(留意事項通知K549(4)のウ):*****		
				820100756	該当する病変(経皮的冠動脈形成術):ア 機能的虚血の原因である狭窄病変		
				820100757	該当する病変(経皮的冠動脈形成術):イ 心臓カテーテル法における90%以上の狭窄病変		
				820100758	該当する病変(経皮的冠動脈形成術):ウ その他医学的必要性が認められる病変		
				830100287	実施の医学的必要性及びカンファレンス等の検討結果(経皮的冠動脈形成術):*****		
				820100759	該当する病変(経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)):ア 機能的虚血の原因である狭窄病変		
				820100760	該当する病変(経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)):イ 心臓カテーテル法における90%以上の狭窄病変		
				820100761	該当する病変(経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)):ウ その他医学的必要性が認められる病変		
				830100288	実施の医学的必要性及びカンファレンス等の検討結果(経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)):*****		
532	K555-3注 K557-3注 K560注	弁置換術の心臓弁再置換術加算 胸腔鏡下弁置換術の心臓弁再置換術加算 弁輪拉大術を伴う大動脈弁置換術の心臓弁再置換術加算 大動脈瘤切除術の心臓弁再置換術加算	前回手術年月日、術式及び保険医療機関名を記載すること。	850100289	前回手術年月日(心臓弁再置換術加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100289	前回手術の術式(心臓弁再置換術加算):*****		
				830100290	前回手術実施保険医療機関名(心臓弁再置換術加算):*****		
533	K555-4	経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術	弁置換術が適応とならない理由を記載すること。	830100956	弁置換術が適応とならない理由(経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術):*****		※
534	K581注 K583注 K584注 K586注	肺動脈閉鎖症手術の人工血管等再置換術加算 大血管転位症手術の人工血管等再置換術加算 修正大血管転位症手術の人工血管等再置換術加算 単心室症又は三尖弁閉鎖症手術の人工血管等再置換術加算	前回手術年月日、術式及び保険医療機関名を記載すること。	850100290	前回手術年月日(人工血管等再置換術加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100297	前回手術の術式(人工血管等再置換術加算):*****		
				830100298	前回手術実施保険医療機関名(人工血管等再置換術加算):*****		
535	K594の4のイ及びロ	不整脈手術 4 左心耳閉鎖術 イ 開胸手術によるもの ロ 胸腔鏡下によるもの	手術前に心房細動又は心房細動と診断した根拠となる12誘導心電図検査又は長時間記録心電図検査(ホルター心電図検査を含む。)の結果及び当該手術を行う医学的理由を記載すること。	830100305	12誘導心電図検査又は長時間記録心電図検査の結果(不整脈手術(左心耳閉鎖術(開胸手術))):*****		
				830100306	当該手術を行う医学的理由(不整脈手術(左心耳閉鎖術(開胸手術))):*****		
				830100589	12誘導心電図検査又は長時間記録心電図検査の結果(不整脈手術(左心耳閉鎖術(胸腔鏡下))):*****		
				830100590	当該手術を行う医学的理由(不整脈手術(左心耳閉鎖術(胸腔鏡下))):*****		
536	K598 K599 K599-3	両心室ベースメーカー移植術 橋込型除細動器移植術 両室ベースキング機能付き橋込型除細動器移植術	症状詳記を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100307	症状詳記(両心室ベースメーカー移植術):*****		
				830100308	症状詳記(橋込型除細動器移植術):*****		
				830100309	症状詳記(両室ベースキング機能付き橋込型除細動器移植術):*****		
537	K613-2	腎神経焼灼術	当該手術を行う医学的必要性について記載すること。	830100957	当該手術を行う医学的理由(腎神経焼灼術):*****		※
538	K615の1	血管塞栓術 1 止血術	(慢性硬膜下血腫を再発した患者に対して実施する場合) 初回又は前回の治療として実施した「K164」頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)の「2」硬膜下のもの又は「K164-2」慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術の算定日を記載すること。	850100594	初回算定年月日(血管塞栓術(止血術)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				850100595	前回算定年月日(血管塞栓術(止血術)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
539	K616-4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	(経皮的シャント拡張術・血栓除去術を2回以上算定した場合) 前回算定日を記載すること。	850100291	前回算定年月日(経皮的シャント拡張術・血栓除去術):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
540	K616-4の1	経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第10部K616-4経皮的シャント拡張術・血栓除去術の(1)の要件を満たす画像所見等の医学的根拠を記載すること。	830100958	アの要件を満たす医学的根拠(経皮的シャント拡張術・血栓除去術(1初回)):*****		※
				830100959	イの要件を満たす医学的根拠(経皮的シャント拡張術・血栓除去術(1初回)):*****		※
541	K616-4の2	経皮的シャント拡張術・血栓除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場合	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第10部K616-4経皮的シャント拡張術・血栓除去術の(2)の要件を満たす画像所見等の医学的根拠を記載すること。	830100310	アの要件を満たす医学的根拠(経皮的シャント拡張術・血栓除去術(2 1の実施後3月以内に実施する場合)):*****		
				830100311	イの要件を満たす医学的根拠(経皮的シャント拡張術・血栓除去術(2 1の実施後3月以内に実施する場合)):*****		
			前回算定年月日(他の保険医療機関での算定を含む。)を記載すること。	850100615	前回算定年月日(経皮的シャント拡張術・血栓除去術(2 1の実施後3月以内に実施する場合)):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
542	K616-8	吸着式潰瘍治療法	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第10部K616-8吸着式潰瘍治療法の(2)のア及びイの要件を満たす医学的根拠を記載すること。	830100591	医学的根拠(吸着式潰瘍治療法);*****		
543	K656-2	腹腔鏡下胃縮小術	手術前のBMI、手術前に行われた内科的管理の内容及び期間、手術の必要性等を記載すること。	830100312	手術前のBMI等(腹腔鏡下胃縮小術);*****		
544	K664	胃瘻造設術	実施した胃瘻造設術の術式について、開腹による胃瘻造設術、経皮的内視鏡下胃瘻造設術又は腹腔鏡下胃瘻造設術の中から該当するものを選択して記載すること。	820100254	開腹による胃瘻造設術		
				820100255	経皮的内視鏡下胃瘻造設術		
				820100256	腹腔鏡下胃瘻造設術		
545	K664-2	経皮経食道胃管挿入術 (PTEG)	医学的な理由を記載すること。	830100313	医学的理由(経皮経食道胃管挿入術(PTEG));*****		
546	K664-3	薬剤投与用胃瘻造設術	経胃瘻空腸投与が必要な理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。	830100314	必要理由・医学的根拠(薬剤投与用胃瘻造設術);*****		
547	K695	肝切除術	複数回の切除を要した根拠となる画像所見及び医学的な理由を記載すること。	830100921	複数回の切除を要した根拠となる画像所見及び医学的な理由(肝切除術);*****		
548	K695-2	腹腔鏡下肝切除術	複数回の切除を要した根拠となる画像所見及び医学的な理由を記載すること。	830100315	複数回の切除を要した根拠となる画像所見及び医学的な理由(腹腔鏡下肝切除術);*****		
549	K721 注2 K721-3 注 K721-4 注	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 内視鏡的結腸異物摘出術 バルーン内視鏡加算 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 バルーン内視鏡加算	症状詳細を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100592	症状詳記(バルーン内視鏡加算);*****		
550	K721-4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術を算定した場合は、病変が以下のいずれに該当するかを選択して記載すること。 ア 最大径が2cm以上の早期癌 イ 最大径が5mmから1cmまでの神経内分泌腫瘍 ウ 最大径が2cm未満の線維化を伴う早期癌	820100257	ア 最大径が2cm以上の早期癌		
				820100258	イ 最大径が5mmから1cmまでの神経内分泌腫瘍		
				820100259	ウ 最大径が2cm未満の線維化を伴う早期癌		
551	K735-2	小腸・結腸狭窄部拡張術	(短期間又は同一入院期間中に2回目を算定する場合) その理由及び医学的な必要性を記載すること。	830100317	短期間又は同一入院期間中に2回目を算定する理由及び医学的な必要性(小腸・結腸狭窄部拡張術);*****		
552	K740	直腸切除・切断術の人工肛門造設加算	一時的人工肛門造設実施の医学的な必要性について記載すること。	830100318	医学的必要性(人工肛門造設加算(直腸切除・切断術));*****		
553	K740の4	直腸切除・切断術 4 経肛門吻合を伴う切除術	手術内容を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100866	手術内容(経肛門吻合を伴う切除術(直腸切除・切断術));*****		
554	K740-2の4	腹腔鏡下直腸切除・切断術 4 経肛門吻合を伴う切除術	手術内容を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100867	手術内容(経肛門吻合を伴う切除術(腹腔鏡下直腸切除・切断術));*****		
555	K740-2	腹腔鏡下直腸切除・切断術の人工肛門造設加算	一時的人工肛門造設実施の医学的な必要性について記載すること。	830100319	医学的必要性(人工肛門造設加算(腹腔鏡下直腸切除・切断術));*****		
556	K740-3の4	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) 4 経肛門吻合を伴う切除術	手術内容を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100960	手術内容(経肛門吻合を伴う切除術(腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)));*****		※
557	K740-3 注1	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)の人工肛門造設加算	一時的人工肛門造設実施の医学的な必要性について記載すること。	830100961	医学的必要性(人工肛門造設加算(腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)));*****		※
558	K755-3	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法	副腎摘出術が適応とならない理由を記載すること。	830100593	副腎摘出術が適応とならない理由(副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法);*****		
559	K823-6	尿失禁手術	(効果の減弱等により再手術が必要となった場合) 前回実施年月日(初回の場合は初回である旨)を記載すること。	850100491	前回実施年月日(尿失禁手術);(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820190491	初回(尿失禁手術)		
560	K838-2の1	精巣内精子採取術1 単純なもの	いずれの状態に該当するかを記載すること。 ア 閉塞性無精子症 イ 非閉塞性無精子症 ウ 射精障害等の患者であって、他の方法により体外受精又は顕微授精に用いる精子が採取できないと医師が判断したもの	820100876	ア 閉塞性無精子症(精巣内精子採取術1 単純なもの)		
				820100877	イ 非閉塞性無精子症(精巣内精子採取術1 単純なもの)		
				820100878	ウ 射精障害等の患者であって、他の方法により体外受精又は顕微授精に用いる精子が採取できないと医師が判断したもの(精巣内精子採取術1 単純なもの)		
561	K838-2の2	精巣内精子採取術2 顕微鏡を用いたもの	いずれの状態に該当するかを記載すること。 ア 非閉塞性無精子症 イ 他の方法により体外受精又は顕微授精に用いる精子が採取できないと医師が判断した患者	820100879	ア 非閉塞性無精子症(精巣内精子採取術2 顕微鏡を用いたもの)		
				820100880	イ 他の方法により体外受精又は顕微授精に用いる精子が採取できないと医師が判断した患者(精巣内精子採取術2 顕微鏡を用いたもの)		
562	K838-2	精巣内精子採取術	(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第10部K838-2精巣内精子採取術の(2)のウ又は(3)のイに該当する患者に算定する場合) 実施する必要があると判断した理由について記載すること。	830100594	実施する必要があると判断した理由(精巣内精子採取術);*****		
563	K884-2	人工授精	いずれの状態に該当するかを記載すること。 ア 精子・精液の量的・質的異常 イ 射精障害・性交障害 ウ 精子一頭管粘液不適合 エ 機能性不妊	820100881	ア 精子・精液の量的・質的異常(人工授精)		
				820100882	イ 射精障害・性交障害(人工授精)		
				820100883	ウ 精子一頭管粘液不適合(人工授精)		
				820100884	エ 機能性不妊(人工授精)		
564	K884-3	胚移植術	治療開始日の年齢を記載すること。	830100595	治療開始日の年齢(胚移植術);*****		
			胚移植術の実施回数の合計を記載すること。	830100596	胚移植術の実施回数(胚移植術);*****		
565	K884-3注2	アシステッドハッチング	実施した医学的な理由を記載すること。	830100597	実施した医学的な理由(アシステッドハッチング);*****		
566	K884-3注3	高濃度ヒアルロン酸含有培養液を用いた前処置	実施した医学的な理由を記載すること。	830100598	実施した医学的な理由(高濃度ヒアルロン酸含有培養液を用いた前処置);*****		
			採取した卵子の数を記載すること。	830100599	採取した卵子の数(採卵術);*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
567	K890-4	採卵術	いずれの状態に該当するかを記載すること。 ア 卵管性不妊 イ 男性不妊(閉塞性無精子症等) ウ 機能性不妊 エ 人工授精等の一般不妊治療が無効であった場合	820100885	ア 卵管性不妊(採卵術)		
				820100886	イ 男性不妊(閉塞性無精子症等)(採卵術)		
				820100887	ウ 機能性不妊(採卵術)		
				820100888	エ 人工授精等の一般不妊治療が無効であった場合(採卵術)		
568	K917	体外受精・顕微授精 管理料	いずれの状態に該当するかを記載すること。 ア 卵管性不妊 イ 男性不妊(閉塞性無精子症等) ウ 機能性不妊 エ 人工授精等の一般不妊治療が無効であった場合	820100889	ア 卵管性不妊(体外受精・顕微授精管理料)		
				820100890	イ 男性不妊(閉塞性無精子症等)(体外受精・顕微授精管理料)		
				820100891	ウ 機能性不妊(体外受精・顕微授精管理料)		
				820100892	エ 人工授精等の一般不妊治療が無効であった場合(体外受精・顕微授精管理料)		
			(顕微授精及び必要な医学管理を行った場合) 管理を開始した年月日及び顕微授精を実施した卵子の個数を記載すること。	850100457	管理を開始した年月日(体外受精・顕微授精管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100600	顕微授精を実施した卵子の数(体外受精・顕微授精管理料):*****		
569	K917注1	体外受精・顕微授精管理料 体外受精及び顕微授精を同時に実施した場合	体外受精及び顕微授精を同時に実施する医学的な理由について記載すること。	830100601	体外受精及び顕微授精を同時に実施する医学的な理由(体外受精・顕微授精管理料):*****		
570	K917注2	体外受精・顕微授精管理料 卵子調整加算	実施した医学的な理由を記載すること。	830100603	実施した医学的な理由(卵子調整加算):*****		
571	K917-2	受精卵・胚培養管理料	管理を実施した受精卵及び胚の数並びに当該管理を開始した年月日を記載すること。	830100604	管理を実施した受精卵及び胚の数(受精卵・胚培養管理料):*****		
				850100460	管理を開始した年月日(受精卵・胚培養管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
572	K917-2注	受精卵・胚培養管理料 注:胚盤胞の作成目的	管理の具体的な内容、当該管理を実施した初期胚の数及び当該管理を開始した年月日を記載すること。	830100798	管理の具体的な内容(注:胚盤胞の作成目的):*****		
				842100107	管理を実施した初期胚の数(注:胚盤胞の作成目的):*****		
				850190203	管理を開始した年月日(注:胚盤胞の作成目的):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
573	K917-3の1	胚凍結保存管理料 胚凍結保存管理料(導入時)	凍結する初期胚又は胚盤胞の数及び凍結を開始した年月日を記載すること。	830100607	凍結する初期胚又は胚盤胞の数(胚凍結保存管理料(導入時)):*****		
				850100462	凍結を開始した年月日(胚凍結保存管理料(導入時):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
574	K917-3の2	胚凍結保存管理料 胚凍結保存維持管理料	維持管理を行う初期胚又は胚盤胞の数を記載すること。 また、凍結を開始した年月日を維持管理を行う初期胚又は胚盤胞ごとに記載すること。	830100608	維持管理を行う初期胚又は胚盤胞の数(胚凍結保存維持管理料):*****		
				850190204	維持管理を行う初期胚又は胚盤胞ごとの凍結を開始した年月日(胚凍結保存維持管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
575	K917-5の1	精子凍結保存管理料 1 精子凍結保存管理料(導入時)	凍結する精子の量及び凍結を開始した年月日を記載すること。	830100868	凍結する精子の量(精子凍結保存管理料(導入時)):*****		
				850190240	凍結を開始した年月日(精子凍結保存管理料(導入時):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
576	K917-5の2	精子凍結保存管理料 2 精子凍結保存維持管理料	維持管理を行う精子の量及び当該精子ごとの凍結を開始した年月日を記載すること。	830100869	維持管理を行う精子の量(精子凍結保存維持管理料):*****		
				850190241	精子ごとの凍結を開始した年月日(精子凍結保存維持管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
577	K920の3	自己血貯血	貯血量、手術予定年月日(当該自己血貯血を入院外で行った場合又は当該自己血貯血を行った日が属する月と手術予定日が属する月とが異なる場合に限り。)を記載すること。	150327510	自己血貯血(6歳以上)(液状保存)	○	
				150327610	自己血貯血(6歳以上)(凍結保存)	○	
				150327710	自己血貯血(6歳未満)(液状保存)	○	
				150327810	自己血貯血(6歳未満)(凍結保存)	○	
				850100464	自己血貯血手術予定年月日		
578	K920の4	自己血輸血	(6歳未満の患者に対して自己血輸血を行った場合) 患者の体重を記載すること。	840000082	患者体重 g		
				840000082	患者体重 g		
				150286410	自己血輸血(6歳未満)(液状保存)	○	
579	K920の5	希釈式自己血輸血	(6歳未満の患者に対して希釈式自己血輸血を行った場合) 患者の体重及び輸血量を記載すること。	150286510	自己血輸血(6歳未満)(凍結保存)	○	
				840000082	患者体重 g		
580	K923	術中術後自己血回収術	(12歳未満の患者に対して術中術後自己血回収術を行った場合) 患者の体重及び出血量を記載すること。	150390610	希釈式自己血輸血(6歳未満)	○	
				840000082	患者体重 g		
581	K939の2のイ	画像等手術支援加算 2実物大臓器立体モデルによるもの イ複雑先天性心疾患の患者に行う場合	医学的な必要性を記載すること。	842100114	出血量(術中術後自己血回収術):*****		
				830100962	医学的必要性(画像等手術支援加算(実物大臓器立体モデルによるもの)(複雑先天性心疾患の患者に行う場合)):*****		※
582	K939-5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施年月日を記載すること。	850100293	嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査実施年月日(胃瘻造設時嚥下機能評価加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
583	K939-9	切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算	患者のいずれに該当するかを詳細に記載すること。	820100893	ア BMIが30以上の肥満症の患者(切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算)		
				820100894	イ 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1C(HbA1C)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者(切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算)		
				820100895	ウ ステロイド療法を受けている患者(切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算)		
				820100896	エ 慢性維持透析患者(切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算)		
				820100897	オ 免疫不全状態にある患者(切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算)		
				820100898	カ 低栄養状態にある患者(切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算)		
				820100899	キ 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者(切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算)		
				820100900	ク 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う(切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算)		
584	L	麻酔	算定日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
585	L008	声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔	各区分ごとの麻酔時間を記載すること。	150332610 150332510 等	閉鎖循環式全身麻酔1 閉鎖循環式全身麻酔1(麻酔困難な患者) 等	○	
			〔各区分のイの「別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合」を算定する場合〕 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第11部L008声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔の(4)のAからHまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。	820100260	A 心不全(NYHA3度以上のものに限る。)の患者		
				820100261	I 狭心症(CCS分類3度以上のものに限る。)の患者		
				820100262	ウ 心筋梗塞(発症後3月以内のものに限る。)の患者		
				820100263	E 大動脈閉鎖不全等(いずれも中等度以上のものに限る。)の患者		
				820100264	O 留意事項通知に規定する大動脈弁狭窄又は僧帽弁狭窄の患者		
				820100265	カ 橋込型ペースメーカー又は橋込型除細動器を使用している患者		
				820100266	キ 留意事項通知に規定する先天性心疾患の患者		
				820100267	ク 留意事項通知に規定する肺動脈性肺高血圧症の患者		
				820100268	ケ 留意事項通知に規定する呼吸不全の患者		
				820100269	コ 留意事項通知に規定する換気障害の患者		
				820100270	サ 留意事項通知に規定する気管支喘息の患者		
				820100271	シ 留意事項通知に規定する糖尿病の患者		
				820100272	ス 留意事項通知に規定する腎不全の患者		
				820100273	セ 肝不全(Child－Pugh分類B以上のものに限る。)の患者		
				820100274	ソ 貧血(Hb6.0g/dL未満のものに限る。)の患者		
				820100275	タ 血液凝固能低下(PT－INR2.0以上のものに限る。)の患者		
				820100276	チ DICの患者		
				820100277	ツ 血小板減少(血小板5万／μL未満のものに限る。)の患者		
				820100278	テ 敗血症(SIRSを伴うものに限る。)の患者		
				820100279	ト 留意事項通知に規定するショック状態の患者		
				820100280	ナ 完全脊髄損傷(第5胸椎より高位のものに限る。)の患者		
				820100281	ニ 心肺補助を行っている患者		
				820100282	ヌ 人工呼吸を行っている患者		
				820100283	ネ 透析を行っている患者		
				820100284	ノ 大動脈内バルーンポンピングを行っている患者		
				820100285	ハ BMI35以上の患者		
			(15歳未満の小児であって、声門上器具又は気管挿管を使用せずに閉鎖式・半閉鎖式の全身麻酔を20分以上実施した場合) 医学的必要性を記載すること。	830100963	医学的必要性(15歳未満の小児における声門上器具又は気管挿管未使用の場合);*****		※
586	L008 注9	神経ブロック併施加算	硬膜外麻酔の代替として神経ブロックを行う医学的必要性を記載すること。	830100320	医学的必要性(神経ブロック併施加算);*****		
587	L008 注11	術中脳灌流モニタリング加算	(K561に掲げるステントグラフト内挿術(血管損傷以外の場合において、胸部大動脈に限る。))については、弓部大動脈においてステント留置を行う若しくは弓部3分枝の血管吻合を行う際に術中に非侵襲的に脳灌流のモニタリングを実施した場合) その医学的必要性を記載すること。	830100870	医学的必要性(術中脳灌流モニタリング加算);*****		
588	L008-2	体温維持療法	(頭部外傷患者(脳浮腫又は頭蓋内血腫を伴うGCS8点以下の状態にある患者に限る。))に対し体温維持療法を算定した場合) 脳脊髄圧モニタリングの内容等を詳細に記載すること。	830100871	脳脊髄圧モニタリングの詳細な内容等(体温維持療法);*****		
589	L008-2 注2	体温維持療法の体温維持迅速導入加算	算定の可否の判断に必要な発症等に係る時刻等を症状詳記を記載すること。ただし、記載可能であれば、「摘要」欄への記載でも差し支えない。	830100321	症状詳記(体温維持迅速導入加算);*****		
590	L100	神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用)	(局所麻酔剤又は神経破壊剤とそれ以外の薬剤を混合注射した場合) その医学的必要性を記載すること。	830100322	医学的必要性(神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用));*****		
591	L101	神経ブロック(神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用)	(局所麻酔剤又は神経破壊剤とそれ以外の薬剤を混合注射した場合) その医学的必要性を記載すること。	830100323	医学的必要性(神経ブロック(神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用));*****		
592	M	放射線治療	照射部位を記載すること。 (放射性粒子、高線量率イリジウム又は低線量率イリジウムを使用した場合) 放射性粒子、高線量率イリジウム又は低線量率イリジウムの中から該当するものを選択して記載するとともに、使用量を記載すること。	830100324	照射部位(放射線治療);*****		
				770070000	放射性粒子	○	
				770050000	高線量率イリジウム	○	
				770060000	低線量率イリジウム	○	
593	M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	管理を開始した年月日を記載すること。	850100294	管理開始年月日(放射性同位元素内用療法管理料);(元号)yy“mm”月“dd”日		
594	M001	体外照射	((「1」エックス線表在治療及び「2」高エネルギー放射線治療の「ロ」その他の場合において、同一部位に対する1日2回目の照射を算定する場合又は、「3」強度変調放射線治療の「ロ」その他の場合において、小細胞肺癌に対して1日2回目の照射を算定する場合) 1回目及び2回目の照射の開始時刻及び終了時刻を記載すること。	851100067	照射の開始時刻(1回目)(体外照射)		
				851100068	照射の終了時刻(1回目)(体外照射)		
				851100069	照射の開始時刻(2回目)(体外照射)		
				851100070	照射の終了時刻(2回目)(体外照射)		
595	N000	病理組織標本作製「1」の「組織切片によるもの」	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13部N000病理組織標本作製の(1)の(ア)から(ケ)までのいずれかを選択し記載する。 なお、選択する臓器又は部位がない場合は(コ)その他を選択し、具体的部位等を記載すること。	820100866	A 気管支及び肺臓		
				820100867	I 食道		
				820100868	ウ 胃及び十二指腸		
				820100869	E 小腸		
				820100870	O 盲腸		
				820100871	カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸		
				820100872	キ S状結腸		
				820100873	ク 直腸		
				820100874	ケ 子宮体部及び子宮頸部		
				830100612	コ その他;*****		
				820100762	対象患者(T－M(セルブロック法));悪性中皮腫を疑う患者		
				820100763	対象患者(T－M(セルブロック法));肺悪性腫瘍を疑う患者		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
596	N000	病理組織標本作製 「2」の「セルブロック法 によるもの」	対象疾患名について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13節 N000病理組織標本作製(6)に規定するもののうち、該当するものを選択して記載すること。	820100764	対象患者(TーM(セルブロック法)): 胃癌を疑う患者		
				820100765	対象患者(TーM(セルブロック法)): 大腸癌を疑う患者		
				820100766	対象患者(TーM(セルブロック法)): 卵巣癌を疑う患者		
				820100767	対象患者(TーM(セルブロック法)): 悪性リンパ腫を疑う患者		
				820101194	対象患者(TーM(セルブロック法)): 乳癌を疑う患者		
			(肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌、悪性リンパ腫又は乳癌を疑う患者に対して実施した場合) 組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を記載すること。	830100326	実施困難理由(TーM(セルブロック法)):*****		
597	N002	免疫染色(免疫抗体 法)病理組織標本作製	(セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色を実施した場合) 対象疾患名について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13節 N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(10)に規定するもののうち、該当するものを選択して記載すること。	820100797	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 悪性中皮腫を疑う患者		
				820100798	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 肺悪性腫瘍を疑う患者		
				820100799	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 胃癌を疑う患者		
				820100800	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 大腸癌を疑う患者		
				820100801	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 卵巣癌を疑う患者		
				820100802	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 悪性リンパ腫を疑う患者		
				820101305	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 乳癌を疑う患者		
			(セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色を肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌、悪性リンパ腫又は乳癌を疑う患者に対して実施した場合) 組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を記載すること。	830100328	実施困難理由(免疫染色病理組織標本作製):*****		
598	N002	免疫染色(免疫抗体 法)病理組織標本作製 の注2に規定する、 確定診断のために4 種類以上の抗体を用 いた免疫染色が必要 な患者に対して標本 作製を実施した場合 の加算	対象疾患名について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13節N 002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の(9)の中から該当するものを選択して記載すること。	820100768	原発不明癌が疑われる患者		
				820100769	原発性脳腫瘍が疑われる患者		
				820100286	悪性リンパ腫が疑われる患者		
				820100287	悪性中皮腫が疑われる患者		
				820100288	肺悪性腫瘍(腺癌、扁平上皮癌)が疑われる患者		
				820100289	消化管間質腫瘍(GIST)が疑われる患者		
				820100290	慢性腎炎が疑われる患者		
				820100291	内分泌腫瘍が疑われる患者		
				820100292	軟部腫瘍が疑われる患者		
				820100293	皮膚の血管炎が疑われる患者		
				820100294	水疱症(天疱瘡、類天疱瘡等)が疑われる患者		
				820100295	悪性黒色腫が疑われる患者		
				820100296	筋ジストロフィーが疑われる患者		
				820100297	筋炎が疑われる患者		
			(肺悪性腫瘍(腺癌、扁平上皮癌)が疑われる患者に対して算定する場合) その医学的根拠を詳細に記載すること。	830100329	医学的根拠(4種類以上抗体使用加算):*****		
599	N002の3	免疫染色(免疫抗体 法)病理組織標本作製 3 HER2タンパク	(化学療法のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、 抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認 又は承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判 断することを目的として、本標本作製を再度行う場合) 再度免疫染色が必要である医学的な理由を記載すること。また、初回の標本作製の実施日を選択すること。	830100872	再度免疫染色が必要である医学的な理由(HER2タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製):*****		
				820190498	初回の標本作製の実施日「令和6年3月30日以前」		
				820190499	初回の標本作製の実施日「令和6年3月31日以降」		
600	N002の5	免疫染色(免疫抗体 法)病理組織標本作製 5 CCR4タンパク	(CCR4タンパク及びCCR4タンパク(フローサイトメトリー法)を併せて算定した場合) その理由及び医学的根拠を記載すること。	830100121	併せて算定した理由及び医学的根拠(CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)):*****		
601	N005-4	ミスマッチ修復タンパ ク免疫染色(免疫抗体 法)病理組織標本作製	(いずれか1つの目的で当該標本作製を実施した後に、別の目的で当該標本作製を実施した場合にあって、別に1回 算定する場合) 医学的な必要性を記載すること。	830100873	医学的な必要性(ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製):*****		
602	N005-5	BRAF V600E変異タン パク免疫染色(免疫 抗体法)病理組織標 本作製	(早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、実施した場合) 「D004ー2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又は「N005-4」ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗 体法)病理組織標本作製を実施した年月日を、記載すること。	850190242	マイクロサテライト不安定性検査実施年月日(BRAF V600E変異タンパ ク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850190243	ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製実施年 月日(BRAF V600E変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
603	N006	病理診断科の悪性腫 瘍病理組織標本加算	検体を抽出した手術の名称を記載すること。	830100331	検体を抽出した手術名(悪性腫瘍病理組織標本加算):*****		
604		ヘリコバクター・ピロ リ感染の診断及び治療 に関する取扱い	(核酸増幅法の検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者について、胃粘膜に同感染症特有の所見が認 められているなど、同感染症を強く疑う特有の所見がある場合に、異なる検査法により再度検査を実施した場合に 限り、さらに1項目に限り算定した場合) 医療上の必要性について記載すること。	830100874	医療上の必要性(核酸増幅法):*****		
				830100613	内視鏡検査等で確定診断した際の所見・結果:*****		
			(内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者及び内視鏡検査におい て胃炎の確定診断がなされた患者に対して実施した場合) 内視鏡検査等で確定診断した際の所見・結果を記載すること。また、健康診断として内視鏡を行った場合はその旨 記載すること。	820100901	健康診断として内視鏡検査を実施		
			除菌前感染診断及び除菌後感染診断において、検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対し再度検 査を実施した場合は、各々の検査法及び検査結果について記載すること。	830100614	検査方法:*****		
				830100615	検査結果:*****		
			除菌後感染診断を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記載すること。	850100465	除菌終了年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			静置作用を有する薬剤を投与していた患者に対し、除菌前感染診断及び除菌後感染診断を実施する場合は、当該 静置作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載すること。	850100466	薬剤投与中止年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100467	終了年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施する場合については、除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月 日及び測定結果を記載すること。	850100468	抗体測定実施年月日(除菌前):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100469	抗体測定実施年月日(除菌後):(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100616	測定結果:*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
605		長期収載品の選定療養に関する取扱い	(長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合(長期収載品について、後発医薬品への変更不可の処方箋を交付する場合を含む。)) 医療上必要があると認められる場合及び後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合の理由のうち該当するものを記載すること。 なお、医療上の必要性については以下のとおりとする。 ① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異がある場合であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると医師が判断する場合。 ② 当該患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと医師が判断する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。 ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されており、それを踏まえ、医師が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。 ④ 後発品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違いにより、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない。	820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため		
				820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため		
				820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため		
				820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため		
				820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため		
606		プログラム医療機器の評價療養に関する取扱い	「器評」と記載し、当該プログラム医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。	820000095	(器評)		
				820101251	第1段階承認後のプログラム医療機器		
				820101252	チャレンジ申請による再評価を目指すプログラム医療機器		
607		プログラム医療機器の選定療養に関する取扱い	「器選」と記載し、当該プログラム医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。	820101253	(器選)		
				820101254	保険適用期間を超えたプログラム医療機器		
608	入所者診療	施設入所者自己腹膜灌流薬剤料	薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、投与量、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示する。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示する。)	○	
609	入所者診療	緊急時施設治療管理料(併設保険医療機関の保険医が往診を行った場合)	対象患者が介護療養型老健施設の入居者である旨を記載すること。 (緊急時施設治療管理料を算定する往診を行った月に介護保険の緊急時施設療養費を算定した場合) その年月日及び時刻を記載すること。	820100298	介護療養型老健施設入居者		
				850100295	介護保険の緊急時施設療養の算定年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100021	介護保険の緊急時施設療養の算定時刻		
610	入所者診療	配置医師による診療	「摘要」欄に「配」と表示して「診療日」を記載すること。	842100121	配置医師による診療日:*****		※
611	入所者診療	在宅患者訪問診療料又は施設入居時等医学総合管理料	(特別養護老人ホームの入所者のうち、在宅患者訪問診療料又は施設入居時等医学総合管理料を算定することができる場合) 以下のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 当該患者が末期の悪性腫瘍である場合 イ 当該患者を当該特別養護老人ホーム(着取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る。))において看取った場合(在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院又は当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により、死亡日から遡って30日間に行われたものに限る。)	820101926	ア 当該患者が末期の悪性腫瘍である場合		※
				820101927	イ 当該患者を当該特別養護老人ホームにおいて看取った場合		※
612	A000	初診料	(当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関で、過去3年間にコンタクトレンズを処方したことがある場合) 直近の処方年月日と処方期間を摘要欄に記載すること。	850100618	直近のコンタクトレンズの処方年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
				830101001	コンタクトレンズを処方した期間:*****		※

※「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。

※「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

※「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」に基づき請求する場合、「紙レセのみ記載」列の○の記載事項については、請求上、該当する「レセプト電算処理システム用コード」の記録により必然的に記載される内容になるので、別途コメントとしての記載は不要であること。

別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
1	-	-	請求に際して、特に説明が必要と判断される内容は、簡潔に記載すること。		—		
2	-	-	医科点数表の例により算定することと告示された項目については、医科の記載要領の別表Ⅰに準じて記載すること。		—		
3	A000	初診料	（健康診断の結果に基づき治療を開始する場合において、初診料を算定しない場合） 健康診断の結果に基づき治療を開始した旨を記載すること。	820100300	健康診断の結果に基づき治療開始		
			（歯科疾患管理料を算定した患者について、再度初診料を算定する場合） 当該患者の前回治療年月日を記載すること。 なお、治療終了後2月以内に、予想しなかった外傷等により当初の管理計画の対象となっていた疾患とは異なる疾病が生じたことにより初診料を算定する場合は、その理由を記載すること。	850100296	前回治療年月日：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100332	初診理由：*****		
4	A000	初診料 注9 地域歯科医療加算	歯科巡回診療車による巡回診療の内容を記載すること。	820101872	イ 都道府県等が設置している保険医療機関が歯科巡回診療車を所有している。		※
				820101873	ロ 都道府県の定める医療計画等に基づく巡回診療である。		※
				820101874	ハ その他イ又はロに準ずるものである。		※
5	A000	初診料 注12 歯科診療特別対応連携加算	当該患者の紹介元保険医療機関名を記載すること。	830100333	特達紹介元保険医療機関名：*****		
6	A000	初診料 注13 歯科診療特別対応地域支援加算	当該患者の紹介元保険医療機関名を記載すること。	830100334	特地紹介元保険医療機関名：*****		
7	A000	初診料 注6 歯科診療特別対応加算1、2	（感染症患者に対して歯科診療特別対応加算1又は2を算定した場合） 患者の病名を選択して記載すること。	820101196	（ア）狂犬病		
				820101197	（イ）鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）		
				820101198	（ウ）エムボックス		
				820101199	（エ）重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）		
				820101200	（オ）腎症候性出血熱		
				820101201	（カ）ニパウイルス感染症		
				820101202	（キ）ハンタウイルス肺症候群		
				820101203	（ク）ヘンドラウイルス感染症		
				820101204	（ケ）インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）		
				820101205	（コ）後天性免疫不全症候群（ニューモシス肺炎に限る。）		
				820101206	（サ）麻しん		
				820101207	（シ）メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
				820101208	（ス）RSウイルス感染症		
				820101209	（セ）カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症		
				820101210	（ソ）感染性胃腸炎（病原体がノロウイルスであるものに限る。）		
				820101211	（タ）急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスによるものに限る。）		
				820101212	（チ）新型コロナウイルス感染症		
				820101213	（ツ）侵襲性髄膜炎菌感染症		
				820101214	（テ）水痘		
				820101215	（ト）先天性風しん症候群		
				820101216	（ナ）バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
				820101217	（ニ）バンコマイシン耐性腸球菌感染症		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				820101218	(ヌ)百日咳		
				820101219	(ネ)風しん		
				820101220	(ノ)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
				820101221	(ハ)無菌性髄膜炎(病原体がバクテリオウイルスB19によるものに限る。)		
				820101222	(ヒ)薬剤耐性アシネトバクター感染症		
				820101223	(フ)薬剤耐性緑膿菌感染症		
				820101224	(ヘ)流行性耳下腺炎		
				820101225	(ホ)感染症法第6条第3項に規定する二類感染症		
				820101875	(マ)クロストリジオイデス・ディフィシル感染症		※
				820101876	(ミ)基質特異性拡張型βラクタマーゼ産生腸内細菌目細菌感染症		※
8	A000	歯科診療特別対応 加算1、2及び3	診療時間を記載すること。	CA002 (301000470)	歯科診療特別対応加算1(初診)****分	○	
				CA003 (301000570)	歯科診療特別対応加算2(初診)****分	○	
				CA261 (301122870)	歯科診療特別対応加算3(初診)****分	○	
9	A002	再診料(同日再診) (同日電話再診)	(同日に2回以上の再診(電話等再診を含む。))がある場合) 同日再診、同日電話再診のうち該当するものを記載すること。	301003050	同日再診	○	
				301003250	同日病再診	○	
				301073250	同日再診(未届出)	○	
				301003150	同日電話等再診	○	
				301003350	同日電話等病再診	○	
				301073350	同日電話等再診(未届出)	○	
				301182510	同日再診料(診療所)(情報通信機器を用いた場合)	○	
				301182810	同日再診料(病院)(情報通信機器を用いた場合)	○	
10	A002	再診料(電話再診)	電話再診に係る再診料の回数を記載すること(再掲)。	301002810	電話等再診	○	
				301002910	電話等病再診	○	
				301073110	電話等再診(未届出)	○	
				301003150	同日電話等再診	○	
				301003350	同日電話等病再診	○	
				301073350	同日電話等再診(未届出)	○	
				820101196	(ア)狂犬病		
				820101197	(イ)鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)		
				820101198	(ウ)エムボックス		
				820101199	(エ)重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)		
				820101200	(オ)腎症候性出血熱		
				820101201	(カ)ニパウイルス感染症		
				820101202	(キ)ハンタウイルス肺症候群		
				820101203	(ク)ヘンドラウイルス感染症		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
11	A002	歯科診療特別対応 加算1、2	(感染症患者に対して歯科診療特別対応加算を算定した場合) 患者の病名を記載すること。	820101204	(ケ)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
				820101205	(コ)後天性免疫不全症候群(ニューモシス肺炎に限る。)		
				820101206	(サ)麻しん		
				820101207	(シ)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
				820101208	(ス)RSウイルス感染症		
				820101209	(セ)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症		
				820101210	(ソ)感染性胃腸炎(病原体がノロウイルスであるものに限る。)		
				820101211	(タ)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスによるものに限る。)		
				820101212	(チ)新型コロナウイルス感染症		
				820101213	(ツ)侵襲性髄膜炎菌感染症		
				820101214	(テ)水痘		
				820101215	(ト)先天性風しん症候群		
				820101216	(ナ)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
				820101217	(ニ)バンコマイシン耐性腸球菌感染症		
				820101218	(ヌ)百日咳		
				820101219	(ネ)風しん		
				820101220	(ノ)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
				820101221	(ハ)無菌性髄膜炎(病原体がバールボウイルスB19によるものに限る。)		
				820101222	(ヒ)薬剤耐性アシネトバクター感染症		
				820101223	(フ)薬剤耐性緑膿菌感染症		
				820101224	(ヘ)流行性耳下腺炎		
				820101225	(ホ)感染症法第6条第3項に規定する二類感染症		
				820101875	(マ)クロストリジオイデス・ディフィシル感染症		※
				820101876	(ミ)基質特異性拡張型βラクタマーゼ産生腸内細菌目細菌感染症		※
12	A002	歯科診療特別対応 加算1、2及び3	診療時間を記載すること。	CA015 (301001970)	歯科診療特別対応加算1(再診)****分	○	
				CA271 (301123970)	歯科診療特別対応加算2(再診)****分	○	
				CA272 (301124070)	歯科診療特別対応加算3(再診)****分	○	
13	A002	再診料 注13 情報通信機器を用 いた診療	特に情報通信機器を用いた歯科診療が必要な患者の状態を選択して記載すること。 なお、複数の状態に該当する場合は、該当する状態を全て記載すること。	820101226	イ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時であって、保険医療機関での対面での診療が困難な状況において、歯科診療を必要とする患者		
				820101227	ロ B000～4～2に掲げる小児口腔機能管理料の「注7」又はB000～4～3に掲げる口腔機能管理料の「注7」に規定する患者		
				820101228	ハ B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料の(2)のロ及びトに規定する患者		
				302006410	がん性疼痛緩和指導管理料	○	
				302007810	がん患者指導管理料(歯科医師等の共同診療方針等を文書等で提供)	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
14	B	医学管理等	がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料、入院栄養食事指導料、外来緩和ケア管理料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、外来腫瘍化学療法診療料、遺伝性疾患療養指導管理料、介護支援等連携指導料、がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料、がん治療連携管理料、こころの連携指導料(1)、退院時共同指導料1、退院時共同指導料2、退院時薬剤情報管理指導料、がんゲノムプロファイリング評価提供料、傷病手当金意見書交付料及び医療機器安全管理料は、全体の「その他」欄に当該項目を記載すること。	302007910	がん患者指導管理料(歯科医師・看護師が心理的不安軽減のため面接)	○	
				302008010	がん患者指導管理料(歯科医師等が抗悪性腫瘍剤の必要性等文書説明)	○	
				302008610	入院栄養食事指導料1(初回)	○	
				302008710	入院栄養食事指導料1(2回目)	○	
				302008810	入院栄養食事指導料2(初回)	○	
				302008910	入院栄養食事指導料2(2回目)	○	
				302006710	外来緩和ケア管理料	○	
				302006910	外来リハビリテーション診療料1	○	
				302007010	外来リハビリテーション診療料2	○	
				302007110	外来放射線照射診療料	○	
				302012210	外来腫瘍化学療法診療料1(イ)	○	
				302012310	外来腫瘍化学療法診療料1(ロ)	○	
				302012410	外来腫瘍化学療法診療料2(イ)	○	
				302012510	外来腫瘍化学療法診療料2(ロ)	○	
				302018510	外来腫瘍化学療法診療料3(イ)	○	
				302018710	外来腫瘍化学療法診療料3(ロ)	○	
				302022810	遺伝性疾患療養指導管理料(イ)	○	
				302022910	遺伝性疾患療養指導管理料(ロ)	○	
				302005210	介護支援等連携指導料1	○	
				302022710	介護支援等連携指導料2	○	
				302007310	がん治療連携計画策定料1	○	
				302007410	がん治療連携計画策定料2	○	
				302005410	がん治療連携指導料	○	
				302007510	がん治療連携管理料(がん診療連携拠点病院)	○	
				302009110	がん治療連携管理料(地域がん診療病院)	○	
				302009210	がん治療連携管理料(小児がん拠点病院)	○	
				302012910	こころの連携指導料(1)	○	
				302004110	退院時共同指導料1(歯援診1又は歯援診2)	○	
				302004210	退院時共同指導料1(1以外)	○	
				302004310	退院時共同指導料2	○	
				302003510	退院時薬剤情報管理指導料	○	
				302013010	がんゲノムプロファイリング評価提供料	○	
				302003610	傷病手当金意見書交付料	○	
				302004810	医療機器安全管理料	○	
15	B000-4	歯科疾患管理料	有床義歯に係る口腔管理のみを行った場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその旨を記載する。	820101879	有床義歯に係る口腔管理のみ		※

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
16	B000-4	歯科疾患管理料 注10 総合医療管理加算	主病に係る治療を行っている紹介元保険医療機関名を記載すること。	830100335	総合医療管理加算紹介元保険医療機関名:*****		
17	B000-5	周術期等口腔機能 管理計画策定料1	(手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づく場合) 依頼元保険医療機関名を記載すること。	830100336	周計依頼元保険医療機関名:*****		
18	B000-5	周術期等口腔機能 管理計画策定料2	(他の保険医療機関で策定した管理計画を修正した場合) 変更前の管理計画書を策定した保険医療機関名を記載すること。	830100994	周計管理計画策定保険医療機関名:*****		※
19	B000-6 B000-7	周術期等口腔機能 管理料(Ⅰ) 周術期等口腔機能 管理料(Ⅱ)	手術の実施年月日又は予定年月日を記載すること。 (「1 手術前」の算定がなく、「2 手術後」の算定がある場合) 脳卒中等による緊急手術を実施した患者に対して術後早期に口腔機能管理の依頼を受けた旨を記載すること。	850100298	周1(手術後)手術等実施年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100300	周2(手術後)手術等実施年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100302	周1(手術前)手術等予定年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100304	周2(手術前)手術等予定年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820100379	脳卒中等の術後早期に口腔機能管理の依頼		
20	B000-8	周術期等口腔機能 管理料(Ⅲ)	がん等に係る放射線治療又は化学療法の実施年月日又は予定年月日を記載すること。	850100470	放射線治療等実施年月日(周3):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100306	放射線治療等予定年月日(周3):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			緩和ケアの場合はその旨を記載すること。	820101015	緩和ケア(周3)		
			集中治療室での治療後の一連の治療を実施している患者の場合はその旨を記載すること。	820101327	集中治療室(周3)		
			(長期管理加算を算定する場合) B000-5に掲げる周術期等口腔機能管理計画策定料の算定年月日を記載すること。	850190244	周術期等口腔機能管理計画策定料算定年月日(周3(長期管理加算)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日		
21	B000-9	周術期等口腔機能 管理料(Ⅳ)	がん等に係る放射線治療又は化学療法の実施年月日又は予定年月日を記載すること。	850190277	放射線治療等実施年月日(周4):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850190278	放射線治療等予定年月日(周4):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			緩和ケアの場合はその旨を記載すること。	820101328	緩和ケア(周4)		
			集中治療室での治療又はその後の一連の治療を実施している患者の場合はその旨を記載すること。	820101329	集中治療室(周4)		
			(長期管理加算を算定する場合) B000-5に掲げる周術期等口腔機能管理計画策定料の算定年月日を記載すること。	850190246	周術期等口腔機能管理計画策定料算定年月日(周4(長期管理加算)): (元号)yy"年"mm"月"dd"日		
22	B000-10	回復期等口腔機能 管理計画策定料1	(リハビリテーション等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づく場合) 依頼元保険医療機関名を記載すること。	830100875	回計依頼元保険医療機関名:*****		
23	B000-10	回復期等口腔機能 管理計画策定料2	(他の保険医療機関で策定した管理計画を修正した場合) 変更前の管理計画書を策定した保険医療機関名を記載すること。	830100995	回計管理計画策定保険医療機関名:*****		※
24	B002	歯科特定疾患療養 管理料 注2 共同療養指導計画加算	共同療養指導計画の策定に関わった患者の主治医(区分番号B002 歯科特定疾患療養管理料の「注1」に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患に係るものに限る。)の保険医療機関名を記載すること。	830100337	共計主治医の保険医療機関名:*****		
25	B003	特定薬剤治療管理 料	全体の「その他」欄に初回の算定年月を記載すること。なお、4月日以降の特定薬剤治療管理料は、初回の算定年月の記載を省略して差し支えない。	850100307	薬初回算定年月:(元号)yy"年"mm"月"		
26	B004	悪性腫瘍特異物質 治療管理料	実施した腫瘍マーカーの検査名を記載すること。	830100338	悪性腫瘍特異物質治療管理料検査名:*****		
27	B004-6- 2	歯科治療時医療管 理料	当該管理の対象となる医科の主病名を記載すること。	830100339	医管医科の主病名:*****		
			(在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、歯周病継続支援治療を算定している場合(歯周病継続支援治療を算定した日を除く。)) 当該管理料の要件に該当する患者であって、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、歯周病継続支援治療の包括範囲に含まれ個別の算定ができない項目に該当する処置を行った日に当該管理料を算定する場合は、実際に行った処置の項目を記載すること。	830100876	実際に行った処置の項目(歯科治療時医療管理料):*****		
			(区分番号B004-6-2の「注1」に掲げる処置等を開始し、必要な医学管理を行っている際に、患者の容体の急変等によりやむを得ず治療を中止し処置等の算定を行わなかった場合) 患者の容体の急変等によりやむを得ず治療を中止し処置等の算定を行わなかった旨を記載すること。	820101229	患者の容体の急変等によりやむを得ず処置等を中止(歯科治療時医療管理料)		
28	B005	開放型病院共同指 導料(Ⅰ)	入院日を記載すること。	850100308	開1入院年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
29	B006-4	歯科遠隔連携診療 料	連携先の保険医療機関名を記載すること。	830100877	歯科遠隔連携診療連携先保険医療機関名:*****		
30	B007	退院前訪問指導料	(退院前訪問指導料を2回算定する場合) それぞれの訪問指導日を記載すること。	850100309	退院前訪問指導年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日		

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセのみ記載	令和8年6月1日適用
31	B008	薬剤管理指導料1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合	指導日及び薬剤名を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
				830100340	薬管1(安全管理を要する医薬品投与患者)薬剤名:*****		
32	B008	薬剤管理指導料2 1の患者以外の患者に対して行う場合	指導日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
33	B008	薬剤管理指導料 注2 麻薬管理指導加算	指導日を記載すること。	850100310	麻加指導年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
34	B008-2	薬剤総合評価調整管理料	(当該保険医療機関及び他の保険医療機関で処方された内服薬を合計した種類数から2種類以上減少した場合) 当該他の保険医療機関名及び各保険医療機関における調整前後の薬剤の種類数を記載すること。	842100062	薬剤総合評価調整管理料調整前後の種類数:*****		
				830100461	薬剤総合評価調整管理料他の保険医療機関名:*****		
35	B009	診療情報提供料(1)	(保険医療機関以外の機関へ情報提供した場合) 情報提供先を記載すること。	830100341	情1情報提供先:*****		
36	B009	診療情報提供料(1) 注5 退院患者の紹介加算	退院日を記載すること。	850100311	情1加1退院年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
37	B009	診療情報提供料(1) 注8 検査・画像情報提供加算 イ	退院日を記載すること。	850100312	検査・画像情報提供加算(退院患者の必要な情報を提供)退院年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
38	B011	診療情報等連携共有料	(診療情報等連携共有料1を算定する場合) 連携先の保険医療機関名又は保険薬局名を記載すること。	830100342	診療情報等連携共有料連携先保険医療機関名:*****		
				830100878	診療情報等連携共有料連携先保険薬局名:*****		
			(診療情報等連携共有料2を算定する場合) 依頼元保険医療機関名を記載すること。	830100879	診療情報等連携共有料依頼元保険医療機関名:*****		
39	B011-2	連携強化診療情報提供料	(妊娠中の場合) 妊娠中である旨を記載すること。	820100579	妊娠中(連携強化診療情報提供料)		
40	B011-4	退院時薬剤情報管理指導料	退院日を記載すること。	850100313	退院時薬剤情報管理指導料退院年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
41	B012	傷病手当金意見書交付料	全体の「その他」欄に交付年月日を記載すること。	850100089	交付年月日(傷病手当金意見書交付料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
			(当該月前に受療した傷病について傷病手当金意見書の交付のみの求めがあった場合) 当該意見書の対象となった傷病名及びその傷病の診察開始年月日を「傷病名部位」欄及び「診療開始日」欄にそれぞれ記載すること。	傷病名コード	(傷病名を表示する。)	○	
				修飾語コード	(修飾語を表示する。)	○	
42	B013	新製有床義歯管理料	(「傷病名部位」欄に記載した欠損部位と装着部位が異なる場合) 装着部位を記載すること。	830100343	義管装着部位:*****		
43	B014	退院時共同指導料1	全体の「その他」欄に患者が入院している保険医療機関名を記載。なお、2回目の当該退院時共同指導料は、全体の「その他」欄に別に厚生労働大臣が定める疾病のうち、該当する病名を記載すること。なお、1回目の場合は1回目と記載すること。	830100344	退院時共同指導料1保険医療機関名:*****		
				830100345	退院時共同指導料1病名:*****		
				820100303	1回目(退院時共同指導料1)		
44	B015	退院時共同指導料2	全体の「その他」欄に当該指導を共同して行った保険医療機関名、共同指導に参画した者の職種及び指導年月日を記載すること。	830100346	退院時共同指導料2保険医療機関名:*****		
				830100347	退院時共同指導料2指導参画者の職種:*****		
				850100314	退院時共同指導料2指導年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
45	C000	歯科訪問診療料	訪問診療を行った日付、実施時刻(開始時刻と終了時刻)、訪問先名(記載例:自宅、○○マンション、介護老人保健施設××苑)及び患者の状態を記載すること。 なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第2部C000歯科訪問診療料の(10)に該当し、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3を所定点数により算定した場合はその理由を記載すること。	853100010	歯科訪問診療日及び開始時刻:dd"日"hh"時"mm"分"		
				853100011	歯科訪問診療日及び終了時刻:dd"日"hh"時"mm"分"		
				830100348	訪問診療訪問先名:*****		
				830100349	訪問診療患者の状態:*****		
				820100382	(10)容体が急変し、やむを得ず治療中断		
				CC001 (303000370)	患者診療時間加算(歯科訪問診療)	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
46	C000	歯科訪問診療料 注8 患者診療時間加算 注9 歯科診療特別対応加算 注10 緊急歯科訪問診療加算、夜間 歯科訪問診療加算又は深夜歯科訪問 診療加算	(患者診療時間加算、歯科診療特別対応加算、緊急歯科訪問診療加算、夜間歯科訪問診療加算又は深夜 歯科訪問診療加算がある場合) 全体の「その他」欄に患者診療時間加算、歯科診療特別対応加算、緊急歯科訪問診療加算、夜間歯科訪 問診療加算又は深夜歯科訪問診療加算である旨を記載すること。	CC002 (303000470)	歯科診療特別対応加算1(歯科訪問診療料)	○	
				CC003 (303000570)	歯科診療特別対応加算2(歯科訪問診療料)	○	
				CC084 (303013870)	歯科診療特別対応加算3(歯科訪問診療料)	○	
				CC004 (303000670)	緊急歯科訪問診療加算(歯科訪問診療1)	○	
				CC005 (303000770)	緊急歯科訪問診療加算(歯科訪問診療2)	○	
				CC028 (303004770)	緊急歯科訪問診療加算(歯科訪問診療3)	○	
				CC086 (303014070)	緊急歯科訪問診療加算(歯科訪問診療4)	○	
				CC087 (303014170)	緊急歯科訪問診療加算(歯科訪問診療5)	○	
				CC006 (303000870)	夜間歯科訪問診療加算(歯科訪問診療1)	○	
				CC007 (303000970)	夜間歯科訪問診療加算(歯科訪問診療2)	○	
				CC029 (303004870)	夜間歯科訪問診療加算(歯科訪問診療3)	○	
				CC088 (303014270)	夜間歯科訪問診療加算(歯科訪問診療4)	○	
				CC089 (303014370)	夜間歯科訪問診療加算(歯科訪問診療5)	○	
				CC008 (303001070)	深夜歯科訪問診療加算(歯科訪問診療1)	○	
				CC009 (303001170)	深夜歯科訪問診療加算(歯科訪問診療2)	○	
				CC030 (303004970)	深夜歯科訪問診療加算(歯科訪問診療3)	○	
47	C000	歯科訪問診療料 注11 地域医療連携体制加算	地域医療連携体制加算である旨及び連携保険医療機関名を記載すること。	830100350	地域医療連携体制加算(歯科訪問診療料)連携保険医療機関名:*****		
48	C000	歯科訪問診療料 注12 特別歯科訪問診療料	滞在時間(島に上陸したときから離島するまでの時間)を記載すること。	CC013 (303001570)	滞在時間加算(1号地域)****分	○	
49	C000	歯科訪問診療料 注18 歯科訪問診療移行加算	当該保険医療機関の外来を最後に受診した年月日を記載すること。	850100315	歯科訪問診療移行加算外来最後受診年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
50	C000	歯科訪問診療料 注19 通信画像情報活用加算	歯科医師が口腔内を観察した際の訪問歯科衛生指導料(歯科衛生士等が行う場合)・、居宅療養管理指導費(歯科衛生士等が行う場合)又は介護予防居宅療養管理指導費(歯科衛生士等が行う場合)を算定した年月日を記載すること。	850100398	訪問歯科衛生指導料(歯科衛生士等が行う場合)算定年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100485	居宅療養管理指導費(歯科衛生士等が行う場合)算定年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100484	介護予防居宅療養管理指導費(歯科衛生士等が行う場合)算定年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
51	C001	訪問歯科衛生指導料	訪問歯科衛生指導を行った日付及び指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)を記載すること。	853100012	訪問歯科衛生指導日及び開始時刻:dd"日"hh"時"mm"分"		
				853100013	訪問歯科衛生指導日及び終了時刻:dd"日"hh"時"mm"分"		
			単一建物診療患者が2人以上の場合には「摘要」欄にその人数を記載すること。 1つの患者に当該指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合、保険医療機関が訪問歯科衛生指導料を算定する者の数が当該建築物の戸数の10%以下の場合、当該建築物の戸数が20戸未満で当該保険医療機関が訪問歯科衛生指導料を算定する者が2人以下の場合又はユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所のそれぞれのユニットにおいて訪問歯科衛生指導料を算定する人数を単一建物診療患者の人数とみなす場合は、「摘要」欄に、「同居する同一世帯の患者が2人以上」、「訪問歯科衛生指導料を算定する者の数が当該建築物の戸数の10%以下」、「当該建築物の戸数が20戸未満で訪問歯科衛生指導料を算定する者が2人以下」又は「ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所」の中から、該当するものを選択して記載すること。	842100063	訪衛指単一建物診療患者数:*****		
				820100094	ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所		
				820100103	同居する同一世帯の患者が2人以上		
				820100304	訪問歯科衛生指導を行う患者数が当該建築物の戸数の10%以下		
				820100305	当該建築物戸数が20戸未満で訪衛指を算定するものが2人以下		
				850100316	歯科訪問診療料前回算定年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		

項番	区分	診療行為名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセのみ記載	令和8年6月1日適用
			緩和ケアの場合はその旨を記載すること。	820101330	緩和ケア（訪衛指）		
52	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料	(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示19号）別表「5 居宅療養管理指導費」の「ロ 歯科医師が行う場合」又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示127号）別表「5 介護予防居宅療養管理指導費」の「ロ 歯科医師が行う場合」を算定した場合） 該当するものを選択し、算定年月日を記載すること。	820100306	居宅療養管理指導費		
				820100307	介護予防居宅療養管理指導費		
				850100317	居宅療養管理指導費算定年月日：(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100318	介護予防居宅療養管理指導費算定年月日：(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合に、歯科疾患在宅療養管理料を算定したものとみなす場合) 居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定していない月に、歯科疾患在宅療養管理料の算定が必要な区分を算定する場合は、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を選択し直近の算定年月日を記載すること。	850100319	居宅療養管理指導費前回算定年月日：(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100320	介護予防居宅療養管理指導費前回算定年月日：(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
53	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料 注4 在宅総合医療管理加算 注5 在宅歯科医療連携加算1 注6 在宅歯科医療連携加算2	(在宅総合医療管理加算を算定した場合) 在宅総合医療管理加算については、主病に係る治療を行っている紹介元保険医療機関名を記載すること。 (在宅歯科医療連携加算1又は2を算定した場合) 提供元の保険医療機関又は介護保険施設等の名称を記載すること。	830100351	在歯総医紹介元保険医療機関名；*****		
				830100880	在宅歯科医療連携加算1提供元保険医療機関名；*****		
				830100881	在宅歯科医療連携加算2提供元介護保険施設等名；*****		
54	C001-4-2	在宅患者歯科治療時医療管理料	当該管理の対象となる医科の主病名を記載すること。	830100354	在歯管医科主病名；*****		
			(在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、歯周病継続支援治療を算定している場合（歯周病継続支援治療を算定した日を除く。） 当該管理料の要件に該当する患者であって、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、歯周病継続支援治療の包括範囲に含まれ個別の算定ができない項目に該当する処置を行った日に当該管理料を算定する場合は、実際に行った処置の項目を記載すること。	830100882	実際に行った処置の項目（在宅患者歯科治療時医療管理料）；*****		
			(区分番号B004-6-2の「注1」に掲げる処置等を開始し、必要な医学管理を行っている際に、患者の容体の急変等によりやむを得ず治療を中止し処置等の算定を行わなかった場合） 患者の容体の急変等によりやむを得ず治療を中止し処置等の算定を行わなかった旨を記載すること。	820101230	患者の容体の急変等によりやむを得ず処置等を中止（在宅患者歯科治療時医療管理料）		
55	C001-5	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 注6 在宅歯科医療連携加算1 注7 在宅歯科医療連携加算2	当該管理の実施日及び実施時刻(開始時刻と終了時刻)を記載すること。 (在宅歯科医療連携加算1又は2を算定した場合) 提供元の保険医療機関又は介護保険施設等の名称を記載すること。	853100014	訪問口腔リハ実施日及び開始時刻(在宅患者訪問口腔リハ)；dd"日"hh"時"mm"分		
				853100015	訪問口腔リハ実施日及び終了時刻(在宅患者訪問口腔リハ)；dd"日"hh"時"mm"分		
				830100880	在宅歯科医療連携加算1提供元保険医療機関名；*****		
				830100881	在宅歯科医療連携加算2提供元介護保険施設等名；*****		
56	C001-6	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	当該管理の実施日及び実施時刻(開始時刻と終了時刻)を記載すること。 (小児在宅歯科医療連携加算1又は2を算定した場合) 提供元の保険医療機関又は障害児入所施設等の名称を記載すること。	853100016	小訪問口腔リハ開始日時；dd"日"hh"時"mm"分		
				853100017	小訪問口腔リハ終了日時；dd"日"hh"時"mm"分		
				830100883	小児在宅歯科医療連携加算1提供元保険医療機関名；*****		
				830100884	小児在宅歯科医療連携加算2提供元障害児入所施設等名；*****		
57	C001-7	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料	(在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料1を算定する場合) 連携先の保険医療機関の名称及びカンファレンス等に参加した年月日を記載すること。	830100885	連携先保険医療機関名（在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料1）；*****		
				850190247	カンファレンス等の参加年月日（在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料1）；(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料2を算定する場合) 介護保険施設等の名称及びカンファレンス等に参加した年月日を記載すること。	830100886	連携先介護保険施設等名（在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料2）；*****		
				850190248	カンファレンス等の参加年月日（在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料2）；(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
			(在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料3を算定する場合) 障害児入所施設等の名称及びカンファレンス等に参加した年月日を記載すること。	830100887	連携先障害児入所施設等名（在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料3）；*****		
				850190249	カンファレンス等の参加年月日（在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料3）；(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
58	C007	在宅患者連携指導料	全体の「その他」欄に当該指導に係る情報共有先の保険医療機関名又は保険薬局名、訪問看護ステーション名及び当該指導を行った年月日を記載すること。	830100357	在宅患者連携指導料情報共有先保険医療機関名等；*****		
				850100325	在宅患者連携指導料指導年月日；(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
59	C008	在宅患者緊急時等カンファレンス料	全体の「その他」欄に訪問先、当該カンファレンスに参加した保険医療機関名又は保険薬局名、訪問看護ステーション名、当該カンファレンスを行った日及び当該指導日を記載すること。	830100358	在宅患者緊急時等カンファレンス料訪問先；*****		
				830100359	在宅患者緊急時等カンファレンス料参加保険医療機関名等；*****		
				850100326	在宅患者緊急時等カンファレンス料実施年月日；(元号)yy"年"mm"月"dd"日		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				850100327	在宅患者緊急時等カンファレンス料指導年月日；(元号)yy"年"mm"月" "dd"日"		
60	D	検査	(記載欄が示されていない各種の検査を行った場合) X線・検査の「その他」欄に検査の名称を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
61	D 002	歯周病検査	(歯周病継続支援治療に規定する状態に該当しなくなったことにより、別の治療を行う必要がある場合) SPT中断年月日を記載すること。	850100596	SPT中断年月日；(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
62	D002-5	歯周病部分的再評価検査	X線・検査の「その他」欄に部位を記載すること。	830100360	P部検査部位；*****		
			歯科インプラント摘出術のために歯周病部分検査を行った場合は、その旨を記載すること。	820101880	歯科インプラント摘出術前の検査		※
63	D002-6	口腔細菌定量検査2	前回の算定年月を記載すること。(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。	850190250	前回の算定年月(口腔細菌定量検査2)；(元号)yy"年"mm"月"		
				820190500	初回(口腔細菌定量検査2)		
64	D009	顎運動関連検査	実施した検査名として、X線・検査の「その他」欄にMMG、ChB、GoA、Ptgのうち該当するものを記載すること。	820100308	MMG		
				820100309	ChB		
				820100310	GoA		
				820100311	Ptg		
			(少数歯欠損症例において、顎運動関連検査を実施し、当該検査に係る費用を算定する場合) 患者の咬合状態等当該検査の必要性を記載すること。	830100361	顎運動関連検査必要性；*****		
65	D010	歯冠補綴時色調採得検査	それぞれの検査ごとに検査対象となった歯冠補綴物の部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該検査を行った部位が明らかに特定できる場合は、記載を省略して差し支えない。	830100362	歯冠補綴時色調採得検査部位；*****		
66	D011	有床義歯咀嚼機能検査	有床義歯咀嚼機能検査を開始する時に、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第1部D011有床義歯咀嚼機能検査の(9)のイからホまでのうち該当するものを選択して記載すること。	820100770	イ 総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着する場合		
				820100314	ロ PAPを装着する場合		
				820100315	ハ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の(5)に準じる場合		
				820100316	ニ 左右第二大臼歯を含む臼歯が4歯以上欠損している場合		
				820100317	ホ 口蓋補綴、顎補綴を装着する場合		
			(新製有床義歯装着日より後に算定する場合) 新製有床義歯装着日より前に行った有床義歯咀嚼機能検査を算定した年月及び新製有床義歯等を装着した年月を記載すること。	850100328	有床義歯咀嚼機能検査1(下顎運動測定と咀嚼能力測定を併施)年月；(元号)yy"年"mm"月"		
				850100388	有床義歯咀嚼機能検査2(下顎運動測定と咬合圧測定を併施)年月；(元号)yy"年"mm"月"		
				850100329	新製有床義歯等装着年月；(元号)yy"年"mm"月"		
				850100471	有床義歯咀嚼機能検査1(咀嚼能力測定のみ実施)年月；(元号)yy"年"mm"月"		
				850100472	有床義歯咀嚼機能検査2(咬合圧測定のみ実施)年月；(元号)yy"年"mm"月"		
67	D011-2	咀嚼能力検査1	前回の算定年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。	850190251	前回の算定年月(咀嚼能力検査1)；(元号)yy"年"mm"月"		
				820190501	初回(咀嚼能力検査1)		
68	D011-2	咀嚼能力検査2	手術前である旨又は手術後の直近の算定年月を記載すること。	850190252	手術後の直近の算定年月(咀嚼能力検査2)；(元号)yy"年"mm"月"		
				820190502	手術後初回(咀嚼能力検査2)		
				820101231	手術前(咀嚼能力検査2)		
69	D011-3	咬合圧検査1	前回の算定年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。	850190253	前回の算定年月(咬合圧検査1)；(元号)yy"年"mm"月"		
				820190503	初回(咬合圧検査1)		
70	D011-3	咬合圧検査2	手術前である旨又は手術後の直近の算定年月を記載すること。	850190254	手術後の直近の算定年月(咬合圧検査2)；(元号)yy"年"mm"月"		
				820190504	手術後初回(咬合圧検査2)		
				820101232	手術前(咬合圧検査2)		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
71	D011-5	口腔粘膜湿度検査	前回の算定年月（初回である場合は初診月を除き初回である旨）を記載すること。	850100597	前回の算定年月（口腔粘膜湿度検査）：（元号）yy“年”mm“月”		※
				820101881	初回（口腔粘膜湿度検査）		※
72	D012	舌圧検査	舌圧検査に当たって、該当する患者の状態を選択して記載すること。	820100318	口腔機能の低下が疑われる場合		
				820100319	PAPを装着する場合または予定している場合		
				820100320	広範囲顎骨支持型装置埋入手術の対象となる場合		
				820100321	口蓋補綴、顎補綴を装着する場合		
				820101317	口腔機能の発達不全が疑われる場合		
73	D100	薬剤（検査）	（検査に当たって薬剤を使用した場合） 薬剤名及び使用量を記載すること。	医薬品コード	（医薬品名を表示。）	○	
74	E	画像診断	（標準型以外のフィルムを使用して撮影（アナログ撮影）を行った場合） X線・検査の「その他」欄に使用フィルムの種類を記載すること。 （新生児、3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対する加算を算定した場合） 「X線・検査」欄のそれぞれの項の記載要領にかかわらずX線・検査の「その他」欄に画像診断の種類を記載すること。 （標準型以外のフィルムを使用して撮影（アナログ撮影）を行った場合、全顎撮影（デジタル撮影）、歯科エックス線撮影の全顎撮影以外（デジタル撮影）、歯科パノラマ断層撮影（デジタル撮影）、歯科用3次元エックス線断層撮影及び歯科部分パノラマ断層撮影以外の画像診断を行った場合） X線・検査の「その他」欄に画像診断の種類を記載すること。	診療行為コード	（診療行為名を表示。）	○	
				特定器材コード	（特定器材名を表示。）	○	
75	E（通則）	時間外緊急院内画像診断加算	撮影開始日時を記載すること。 （引き続き入院した場合） 上記に加え、引き続き入院した旨を記載すること。	853100018	時間外緊急院内画像診断加算撮影開始日時（時間外緊急院内画像診断加算）：dd“日”hh“時”mm“分”		
				820100322	画像診断後、引き続き入院		
76	E200	基本的エックス線診断料	X線・検査の「その他」欄に入院日数及び点数を次の例により記載すること。 【記載例】「基工」（15日） 825	830100363	基工（4週以内）：*****		
				830100364	基工（4週超）：*****		
77	E301	造影剤	（画像診断に当たって薬剤を使用した場合） 薬剤名及び使用量を記載すること。	医薬品コード	（医薬品名を表示。）	○	
78	F	投薬	使用薬剤の医薬品名、規格・単位（％、mL又はmg等）及び使用量を記載。 ただし、届出保険医療機関は、薬剤料に掲げる所定単位の薬価が175円以下の場合は、使用薬剤の医薬品名・使用量等の記載は不要とする。なお、複数の規格単位のある薬剤について最も小さい規格単位を使用する場合は、規格単位は省略して差し支えない。 （常態として内服薬7種類以上を処方し、薬剤料を点数の合計の100分の90に相当する点数で算定した場合） 当該処方に係る薬剤名を区分して記載するとともに、薬剤名の下に算定点数を記載し又は算定点数から点数の合計を控除して得た点数を△書きにより記載すること。 （厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第1条第4号又は第1条第6号に係る医薬品を投与した場合） 当該医薬品名を他の医薬品と区別して記載すること。 （入院患者に対し退院時に投薬を行った場合） 「投薬・注射」欄の余白に「退院時 日分投薬」と記載すること。 （入院時食事療養費に係る食事療養又は入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている入院患者又は入院中の患者以外の患者に対してビタミン剤を投与した場合） 「摘要」欄の余白に当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を記載すること。（ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断できる場合はこの限りではない。） （長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与した場合） 当該長期投与の理由を記載すること。	医薬品コード	（医薬品名を表示。）	○	
				630010002	薬剤料減減（90／100）（内服薬）	○	
				医薬品コード	（医薬品名を表示。）	○	
				840000006	退院時 日分投薬		
				830100365	ビタミン剤の投与趣旨：*****		
				830100366	長期投与理由：*****		
79	F400	処方箋料	（万一緊急やむを得ない事態が生じ、同一の患者に対して、同一診療日に一部の薬剤を院内において投薬し他の薬剤を院外処方箋により投薬した場合） 日付及び理由を記載すること。	850100331	同日に院内処方及び処方箋による投薬を行った診療年月日：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100369	同日に院内処方及び処方箋による投薬を行った理由：*****		
80	G	注射	（皮下、皮下及び筋肉内注射又は静脈内注射のその他の注射を行った場合） 全体の「その他」欄に注射の種類、その内訳は、「摘要」欄に注射の種類、所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。 （その他の注射を行った場合） 全体の「その他」欄に注射の種類、その内訳は、「摘要」欄に注射の種類、所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。	診療行為コード	（診療行為名を表示。）	○	
				医薬品コード	（医薬品名を表示。）	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
81	G004	点滴注射 注3 血漿成分製 剤加算	1回目の注射の実施日を記載すること。	850100332	血漿(点滴)1回目実施年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
82	G005	中心静脈注射 注1 血漿成分製 剤加算	1回目の注射の実施日を記載すること。	850100333	血漿(中心静脈注射)1回目実施年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
83	G100	薬剤(注射)	使用薬剤の医薬品名、規格・単位(%, mL又はmg等)及び使用量を記載すること。 ただし、届出保険医療機関は、注射のうち皮下、皮下及び筋肉内注射又は静脈注射であって入院中の患者以外の患者に対するものにあつては1回当たりの、それ以外の注射にあつては1日当たりの薬価がそれぞれ175円以下の場合には、使用薬剤の医薬品名、使用量等の記載は不要とする。なお、複数の規格単位のある薬剤について最も小さい規格単位を使用する場合は、規格単位は省略して差し支えない。 (注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合) 「投薬・注射」欄及び「摘要」欄に同様に記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
84	H	リハビリテーション	(「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを行った場合) 次の例により、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーションと区別して記載すること。 〔記載例〕 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)イ 200×18 実施日数3日 (リハ選) 脳血管疾患等リハビリテーション料 2,000円×1	830100372	リハ選:*****		
85	H001	摂食機能療法	摂食機能療法の実施日、実施時刻(開始時刻と終了時刻)等を記載すること。	853100019	摂食機能療法開始日時(摂食機能療法):dd"日"hh"時"mm"分"		
				853100020	摂食機能療法終了日時(摂食機能療法):dd"日"hh"時"mm"分"		
86	H001	摂食機能療法 注3 摂食嚥下機能 回復体制加算	連携している医師名を記載すること。	830100373	摂食嚥下機能回復体制加算(摂食機能療法)連携医師名:*****		
87	I	処置	(該当する記載欄を設けていない場合及び該当欄に記載しきれない場合) 処置・手術の「その他」欄に当該処置の名称を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
88	I(通則)	時間外加算 休日加算 深夜加算	(第8部処置の通則「6」の規定により時間外加算(時間外加算の特例を含む。)、休日加算又は深夜加算を算定した場合) 処置・手術の「その他」欄に処置名及び加算の種類を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
89	I(通則)	乳幼児加算	(当月中に6歳を迎え、加算した点数と加算しない点数が混在する場合) 記載欄に加算した点数及び回数に記載し、処置・手術の「その他」欄に加算しない点数及び回数を名称を付して記載して差し支えない。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
90	I000-2	咬合調整	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第8部I000-2咬合調整の(1)のイからハまでのいずれに該当するかを記載すること。	820100910	イ 一次性咬合性外傷の場合		
				820100911	ロ 二次性咬合性外傷の場合		
				820100912	ハ 歯冠形態修正の場合		
91	I006	感染根管処置	(拔牙を前提として急性症状の消退を図ることを目的として根管拡大を行った場合) 処置・手術の「その他」欄に部位を記載すること。なお、「傷病名部位」の記載から当該処置を行った部位が明らかに特定できる場合は、処置・手術の「その他」欄への部位の記載を省略して差し支えない。	830100376	拔牙前提の消炎目的の根管拡大部位:*****		
			(同一初診期間内に再度の感染根管処置が必要になった場合) 前回の感染根管処置に係る歯冠修復が完了した年月日を記載すること。	850100334	感染処前回歯冠修復完了年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
92	I007	根管貼薬処置	(同一歯に対して初回の根管貼薬処置を実施した日の属する月から起算して6月を超えて治療を継続して処置を行う場合) 当該歯の状態及び初回の根管貼薬処置を行った年月を記載すること。	830100377	根貼実施部位の状態:*****		
				850100335	根貼初回年月:(元号)yy"年"mm"月"		
			(拔牙を前提とした消炎のための根管貼薬処置を行った場合) 処置・手術の「その他」欄に部位を記載すること。なお、「傷病名部位」の記載から当該処置を行った部位が明らかに特定できる場合は、処置・手術の「その他」欄への部位の記載を省略して差し支えない。	830100378	拔牙前提の消炎目的の根管拡大後の根管貼薬部位:*****		
93	I008	根管充填	(暫間根管充填又は暫間根管充填後に根管充填を行う場合) 暫間根管充填又は暫間根管充填後に根管充填を行う旨を記載すること。	820100329	暫間根充		
				820100330	暫間根充後の根充		
94	I008-2	加圧根管充填処置	(加圧根管充填後の歯科エックス線撮影において、妊娠中であり、エックス線撮影に同意が得られない場合) 妊娠中であり、エックス線撮影に同意が得られない旨を記載すること。	820100390	妊娠中(加圧根管充填処置)		
			(加圧根管充填処置と異日にエックス線撮影を行い根管充填の状態を確認した場合) 特別な理由を記載すること。	830100888	加圧根管充填処置と異日にエックス線撮影を行う特別な理由(加圧根管充填処置):*****		
95	I008-2	加圧根管充填処置 注3 手術用顕微鏡加算	(手術用顕微鏡加算において、連携する保険医療機関にて歯科用3次元エックス線断層撮影を撮影した場合) 撮影した保険医療機関名を記載すること。	830100379	手術用顕微鏡加算(加圧根管充填処置)撮影保険医療機関名:*****		
96	I009-7	ハイフローセラピー	動脈血酸素分圧又は経皮的酸素飽和度の測定結果を記載する。	830100251	動脈血酸素分圧又は経皮的酸素飽和度測定結果(ハイフローセラピー):		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
97	1010	歯周病処置	処置・手術の「その他」欄に部位及び使用した薬剤の名称を記載すること。なお、特定薬剤を算定した場合は、部位のみを記載すること。	830100380	P処部位 ;*****		
				医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
			(糖尿病を有する患者に対して、スケーリング・ルートプレーニングと並行して歯周病処置を行う場合) 初回の年月日及び紹介元保険医療機関名を記載。	850100336	P処初回年月日 ; (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100381	P処紹介元保険医療機関名 ;*****		
98	1011-2	歯周病継続支援治療	前回の歯周病継続支援治療の実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。	850100337	SPT前回実施年月 ; (元号)yy"年"mm"月"		
				820190337	初回(SPT)		
			(歯周病継続支援治療の治療間隔が3月以内の場合) 治療間隔が3月以内になった理由の要点として、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第8部1011-2歯周病継続支援治療の(3)のイからトまでに規定するものの中から該当するものを記載すること。	820100331	イ 歯周外科手術を実施した場合		
				820100332	ロ 全身的な疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合		
				820101233	ハ 糖尿病の状態により、歯周病が重症化するおそれのある場合		
				820100333	ニ 全身的な疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合		
				820100334	ホ 侵襲性歯周炎の場合		
				820101882	ヘ 特別管理加算を算定した場合		※
				820101883	ト 地域歯科診療支援病院歯科再診料を算定した患者であって、遺伝疾患の状態により、歯周病が重症化するおそれのある場合		※
99	1011-2	重症化予防連携強化加算	(糖尿病の病態によって歯周病の重症化を引き起こすおそれのある患者に対して、歯周病継続支援安定期治療を実施し、他の保険医療機関の主治の医師に治療した内容、今後の治療方針等について情報提供を行った場合) 初回の年月日及び紹介元保険医療機関名を記載。	850190272	SPT初回年月日 ; (元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100917	SPT紹介元保険医療機関名 ;*****		
100	1014	暫間固定	固定を行った部位(固定源となる歯を含めない。)及びその方法を記載し、暫間固定の前回実施年月日(1回目の場合は1回目と記載する。)及び歯周外科手術の予定の有無を記載すること。なお、歯周外科手術後の暫間固定を行う場合については、歯周外科手術の予定に関する記載は不要であり、手術後1回目の場合は術後1回目と記載し、2回目以降は前回実施年月日を記載する。	830100383	暫間固定部位 ;*****		
				830100384	暫間固定方法 ;*****		
				850190047	暫間固定前回実施年月日 ; (元号)yy"年"mm"月"dd"日"	○	
				820190047	1回目(暫間固定)		
				820100335	歯周外科手術の予定あり		
				820100336	歯周外科手術の予定なし		
				820100337	歯周外科手術未定		
				820100776	術後1回目(暫間固定)		
101	1017	口腔内装置	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第8部1017口腔内装置の(1)のイからルまでに規定するものの中から該当するものを記載すること。 なお、トを選択した場合は手術の予定日及び手術を行う保険医療機関名を記載すること。	820100339	イ 顎関節治療用装置		
				820100340	ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置		
				820100341	ハ 顎間固定用に歯科用ベースプレートを用いた床		
				820100342	ニ 出血創の保護と圧迫止血を目的としてレジン等で製作した床		
				820100343	ホ 手術に当たり製作したサージカルガイドプレート		
				820100344	ヘ 腫瘍等による顎骨切除後、手術創(開放創)の保護等を目的として製作するオプチュレーター		
				820100345	ト 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置		
				820100346	チ 不随意運動等による咬傷を繰り返す患者に対して、口腔粘膜等の保護を目的として製作する口腔内装置		
				820100347	リ 放射線治療に用いる口腔内装置		
				820101234	ヌ 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置(日常生活時の外傷歯の保護を目的とするもの)		
				820101235	ヌ 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置(運動時の外傷歯の保護を目的とするもの)		
				820101884	ル 歯周治療用装置(床義歯形態)		※

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				850100394	口腔内装置手術予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100462	口腔内装置手術を行う保険医療機関名:*****		
			(ヌ 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置を算定する場合) 当該外傷の受傷年月日を記載すること。	850190274	外傷受傷年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			(口腔内装置の装着予定日から起算して1月以上患者が来院しない場合) 「令和 年 月分」欄に製作月を、「診療実日数」欄に0を、「転帰」欄に中止を、「摘要」欄に装着物の種類、装着予定年月日及び装着できなくなった理由を記載すること。	830100404	未来院請求 装着物の種類:*****		
				850100348	未来院請求 装着予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100405	未来院請求 装着できなくなった理由:*****		
102	1017-1-2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置	紹介元保険医療機関名を記載すること。(医科歯科併設の病院であって院内紹介を受けた場合は、院内紹介元の担当科名を記載。)	830100385	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置紹介元保険医療機関名:*****		
				830100468	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置院内紹介元担当科名:*****		
			(睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の装着予定日から起算して1月以上患者が来院しない場合) 「令和 年 月分」欄に製作月を、「診療実日数」欄に0を、「転帰」欄に中止を、「摘要」欄に装着物の種類、装着予定年月日及び装着できなくなった理由を記載すること。	830100404	未来院請求 装着物の種類:*****		
				850100348	未来院請求 装着予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100405	未来院請求 装着できなくなった理由:*****		
103	1017-1-3	舌接触補助床	(舌接触補助床の装着予定日から起算して1月以上患者が来院しない場合) 「令和 年 月分」欄に製作月を、「診療実日数」欄に0を、「転帰」欄に中止を、「摘要」欄に装着物の種類、装着予定年月日及び装着できなくなった理由を記載すること。	830100404	未来院請求 装着物の種類:*****		
				850100348	未来院請求 装着予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100405	未来院請求 装着できなくなった理由:*****		
104	1017-1-4	術後即時顎補綴装置	(術後即時顎補綴装置の装着予定日から起算して1月以上患者が来院しない場合) 「令和 年 月分」欄に製作月を、「診療実日数」欄に0を、「転帰」欄に中止を、「摘要」欄に装着物の種類、装着予定年月日及び装着できなくなった理由を記載すること。	830100404	未来院請求 装着物の種類:*****		
				850100348	未来院請求 装着予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100405	未来院請求 装着できなくなった理由:*****		
105	1019	歯冠修復物又は補綴物の除去	除去した歯冠修復物並びに補綴物等の部位及び種類を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から除去した部位及び種類が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への部位の記載を省略して差し支えない。	830100386	除去部位:*****		
				830100387	除去した歯冠修復・補綴物等の種類:*****		
106	1021	根管内異物除去注・手術用顕微鏡加算	(手術用顕微鏡加算において、連携する保険医療機関にて歯科用3次元エックス線断層撮影を撮影した撮影した保険医療機関名を記載すること。	830100388	歯科用3次元エックス線断層撮影を撮影した保険医療機関名等:*****		
107	1023	心身医学療法	確定診断を行った医科保険医療機関名(医科歯科併設の病院であって心因性疾患を有する歯科領域の患者について、確定診断が可能な医科診療科が設置されている場合は、確定診断を行った診療科名)、紹介年月日、治療の内容の要点、実施日、実施時刻(開始時刻と終了時刻)を記載すること。	830100389	心身医学療法医科保険医療機関名等:*****		
				850100341	心身医学療法紹介年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100390	心身医学療法治療内容の要点:*****		
				850100342	心身医学療法実施年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				851100033	心身医学療法開始時刻		
				851100034	心身医学療法終了時刻		
108	1029	周術期等専門的口腔衛生処置	(周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した患者に対して当該処置を行った場合) 当該患者の手術を行った年月日又は予定年月日、手術名を記載すること。	850100343	術口術手術年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100344	術口術手術予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100391	術口術手術名:*****		
			(患者の状況により周術期等専門的口腔衛生処置2を算定せずに特定保険医療材料料を算定する場合) 前回の周術期等専門的口腔衛生処置2の算定年月日を記載すること。	850100345	術口術2前回算定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
			(I030機械的歯面清掃処置の留意事項通知(3)に規定している患者以外の場合) 前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。	850100346	歯清前回実施年月:(元号)yy“年”mm“月”		
				820190346	初回(歯清)		
			(歯科診療特別対応加算を算定した場合) 歯科診療特別対応加算を算定した旨を記載すること。	820100779	歯科診療特別対応加算算定後		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
109	1030	機械的歯面清掃処置	(根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合) 根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨、特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由を記載すること。	820101304	口管強(歯清)		
				830100918	特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由:*****		
			(エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合) エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨を記載すること。	820101304	口管強(歯清)		
			(妊娠中の場合) 妊娠中である旨を記載すること。	820100348	妊娠中(歯清)		
			(糖尿病の場合) 糖尿病である旨を記載すること。	820100789	糖尿病(歯清)		
110	1031	フッ化物歯面塗布処置	(フッ化物歯面塗布処置の「1 う蝕多発傾向者の場合」又は「2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合」を算定した場合) 前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。	850100347	F局前回実施年月:(元号)yy"年"mm"月"		
			(フッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」(エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した患者を除く)を算定した場合) 前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。	820190347	初回(F局)		
			(レジン充填又はインレー修復による治療を行った歯について、充填等による治療を行った月の翌月以降に、充填等を行った歯面と異なる歯面にエナメル質初期う蝕が認められた場合) 充填等が行われた歯面とエナメル質初期う蝕の管理を行う歯面をそれぞれ記載すること。	830100889	充填等が行われた歯面(フッ化物歯面塗布処置):*****		
				830100890	エナメル質初期う蝕の管理を行う歯面(フッ化物歯面塗布処置):*****		
			(エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した患者に対して、フッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定した場合) エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨を記載すること。	820101319	口管強(F局)		
111	1090	薬剤(処置)	(生活歯髄切断又は抜髄を行い、区分番号1090により薬剤を算定する場合) 処置・手術の「その他」欄にその医薬品名、使用量を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
112	1100	特定薬剤(処置)	(区分番号1100により特定薬剤を算定する場合) 処置・手術の「その他」欄にその医薬品名、使用量を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
113	J	手術	(該当する記載欄を設けていない場合及び該当欄に記載しきれない場合) 処置・手術の「その他」欄に当該手術の名称を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
114	J(通則)	時間外加算 休日加算 深夜加算	(第9部手術の通則「9」の規定により時間外加算(時間外加算の特例を含む。)、休日加算又は深夜加算を算定した場合) 処置・手術の「その他」欄に手術名及び加算の種類を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
115	J(通則)	乳幼児加算	(当月中に6歳を迎え、加算した点数と加算しない点数が混在する場合) 記載欄に加算した点数及び回数を記載し、加算しない点数については、処置・手術の「その他」欄に名称、加算しない点数及び回数を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
116	J(通則)	観血的手術加算	(入院を必要とするHIV抗体陽性の患者に対して行った場合) 処置・手術の「その他」欄に手術の名称を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
117	J000	抜歯手術	(難抜歯加算の対象となる歯又は埋伏歯において完全抜歯が困難となりやむを得ず抜歯を中止した場合で抜歯料を算定した場合) 完全抜歯が困難となりやむを得ず抜歯を中止した旨を記載すること。	820100349	完全抜歯が困難となりやむを得ず抜歯を中止		
			(抜歯のための術前処置として手術野の消毒・麻酔等を行い、抜歯の態勢に入ったが、脳貧血等の患者の急変によりやむを得ず抜歯を中止した場合) 抜歯を中止と記載すること。	820100350	患者の急変によりやむを得ず抜歯を中止		
			(上記以外の理由により抜歯を中止した場合) その他を選択し、その理由を記載すること。	830100392	抜歯手術中止理由:*****		
118	J004	歯根端切除手術 2 歯科用3次元 エックス線断層 撮影装置及び手術用 顕微鏡を用いた場 合	処置・手術の「その他」欄に手術を行った部位を記載すること。	830100393	根切部位:*****		
			(連携する保険医療機関にて歯科用3次元エックス線断層撮影を撮影した場合) 撮影した保険医療機関名を記載すること。	830100394	根切(歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡)歯科CT装置撮影保険医療機関名:*****		
119	J004-2	歯の再植術	手術部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該手術を行った部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への部位の記載を省略して差し支えない。	830100395	歯の再植術部位:*****		
120	J004-2	歯の再植術	(歯内治療が困難な根尖病巣を有する保存が可能な小臼歯又は大臼歯であって、解剖学的な理由から歯根端切除手術が困難な症例に対して、歯の再植による根尖病巣の治療を行った場合) 部位及び算定理由を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該治療を行った部位が明らかに特定できる場合は、部位の記載を省略して差し支えない。	830100396	歯の再植による根尖病巣の治療部位:*****		
				830100397	歯の再植による根尖病巣の治療算定理由:*****		
121	J004-3	歯の移植手術	手術部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該手術を行った部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への部位の記載を省略して差し支えない。	830100398	歯の移植手術部位:*****		
122	J013	口腔内消炎手術	(顎炎又は顎骨骨髓炎等の手術として骨の開さく等を行い口腔内消炎手術を行う場合) 処置・手術の「その他」欄に顎炎又は顎骨骨髓炎等の手術として骨の開さく等を行い口腔内消炎手術を行う旨及び抜歯した歯の部位を記載すること。	820100351	顎炎又は顎骨骨髓炎等の手術としての骨の開さく等		
				830100399	口腔内消炎手術に係る抜歯部位:*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
123	J063	歯周外科手術	処置・手術の「その他」欄に算定する区分の名称及び歯周外科手術を行った部位を記載すること。	310011610	掻爬術	○	
				310011710	新付着手術	○	
				310011810	GEct	○	
				310011910	FOp	○	
				310012010	GTR(一次手術)	○	
				310012110	GTR(二次手術)	○	
				310013010	歯肉歯槽粘膜形成手術(歯肉弁根尖側移動術)	○	
				310013110	歯肉歯槽粘膜形成手術(歯肉弁歯冠側移動術)	○	
				310013210	歯肉歯槽粘膜形成手術(歯肉弁側方移動術)	○	
				310013310	歯肉歯槽粘膜形成手術(遊離歯肉移植術)	○	
				310013410	歯肉歯槽粘膜形成手術(口腔前庭拡張術)	○	
				310037510	歯肉歯槽粘膜形成手術(結合組織移植術)	○	
				830100400	歯周外科手術部位:*****		
			(歯周病の治療を目的としない歯周外科手術を行う場合) 当該手術の目的を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該手術を行った目的が明らかにて特定できる場合は、目的の記載を省略して差し支えない。	830100919	歯周外科手術を行う目的:*****		
124	J063	歯周外科手術 注5 手術時歯根 面レーザー応用加 算	処置・手術の「その他」欄に当該加算の名称を記載すること。	CJ027 (310030670)	手術歯根(FOp又はGTR)	○	
125	J090	皮膚移植術(生体 培養)	皮膚移植者の診療報酬明細書の「摘要」欄に療養上の費用に係る合計点数を併せて記載するとともに、 皮膚提供者の療養に係る点数を記載した診療報酬明細書を添付する。	310021070	提供者の療養上の費用(皮膚移植術)	○	
126	J109	広範囲顎骨支持型 装置埋入手術	処置・手術の「その他」欄に手術を行った部位を記載すること。	830100401	特イ術部位:*****		
			(当該手術の実施範囲が4歯相当未満である場合) 顎堤欠損の原因となった疾患名を記載すること。	830100402	特イ術疾患名:*****		
127	J110	広範囲顎骨支持型 装置掻爬術	処置・手術の「その他」欄に手術を行った部位を記載すること。	830100403	特イ掻部位:*****		
128	J111	頭頸部悪性腫瘍光 線力学療法	処置・手術の「その他」欄に手術を行った部位を記載すること。	830100920	歯頭頸悪光部位:*****		
129	J200-4- 2	レーザー機器加算	処置・手術の「その他」欄に当該加算の名称を記載すること	BJ005 (310036210)	レーザー機器加算1	○	
				BJ006 (310036310)	レーザー機器加算2	○	
				BJ007 (310036410)	レーザー機器加算3	○	
130	J300	特定薬剤(手術)	(区分番号J300により特定薬剤を算定する場合) 処置・手術の「その他」欄にその医薬品名、使用量を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
131	J400	特定保険医療材料 (手術)	(手術等において特定保険医療材料等を使用した場合) 以下、処置・手術の「その他」欄に記載すること。 a 手術、処置、検査等の名称は、告示名又は通知名を使用。 b 手術、処置、検査等の手技料は、必ず点数を記載すること。 c 材料は、①商品名、②告示の名称又は通知の名称、③規格又はサイズ、④材料価格、⑤使用本数又は 個数の順に手術ごとに記載。なお、告示の名称又は通知の名称は、()書きとする。 d 保険医療機関における購入価格によるものは、定価ではなく保険医療機関が実際に購入した価格を 記載すること。 e 手術等の名称、手技の加算、薬剤、特定保険医療材料等の順に記載すること。 【記載例】 ③特定保険医療材料 [商品名] × × × × (鼻孔プロテーゼ) 387 × 1	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示。)	○	

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセのみ記載	令和8年6月1日適用
132	K	麻酔	(伝達麻酔、浸潤麻酔等以外の医科点数表の取扱いによる麻酔を行った場合) 麻酔の「その他」欄に麻酔名を記載。なお、使用麻酔薬は、麻酔薬名及び使用量を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
				医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
133	K(通則)	時間外加算 休日加算 深夜加算	(第10部麻酔の通則「4」の規定により時間外加算(時間外加算の特例を含む。)、休日加算又は深夜加算を算定した場合) 麻酔名及び加算の種類を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
134	K(通知通則)	麻酔薬剤	使用した酸素又は窒素、地方厚生(支)局長に届け出た購入単価(単位 銭)(酸素のみ)、当該請求に係る使用量(単位 リットル)を麻酔の「その他」欄に記載すること。なお、酸素の請求は、Ⅱの第3の2(20)のクのイ)のと同様とする。	特定器材コード	(特定器材名を表示。)	○	※
135	K002	吸入鎮静法	使用麻酔薬は、麻酔の「その他」欄に麻酔薬名及び使用量を記載すること。 また、使用した窒素請求は当該請求に係る使用量(単位 リットル)を記載。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
				特定器材コード	(特定器材名を表示。)	○	
136	K003	静脈内鎮静法	使用薬剤は、麻酔の「その他」欄に薬剤名及び使用量を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
			静脈内鎮静法が必要な理由を記載すること。	830100891	静脈内鎮静法が必要な理由(静脈内鎮静法):*****		
137	K005	歯科吸入麻酔又は 歯科静脈麻酔(Ⅰ)	使用薬剤は、麻酔の「その他」欄に薬剤名及び使用量を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	※
			吸入麻酔又は静脈麻酔が必要な理由を記載すること。	830100966	吸入麻酔又は静脈麻酔が必要な理由(歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅰ)):*****		※
138	K006	歯科吸入麻酔又は 歯科静脈麻酔(Ⅱ)	使用薬剤は、麻酔の「その他」欄に薬剤名及び使用量を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	※
			吸入麻酔又は静脈麻酔が必要な理由を記載すること。	830100967	吸入麻酔又は静脈麻酔が必要な理由(歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅱ)):*****		※
139	K100	薬剤(麻酔)	麻酔の「その他」欄に医薬品名を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)	○	
140	M	歯冠修復及び欠損補綴	(歯冠修復物又は欠損補綴物の装着予定日から起算して1月以上患者が来院しない場合) 「令和 年 月分」欄に製作月を、「診療実日数」欄に0を、「転帰」欄に中止を、「摘要」欄に未、装着物の種類、装着予定日及び装着できなくなった理由を記載すること。なお、「歯冠修復及び欠損補綴」欄の記載から当該装着物の種類が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への装着物の種類の記載を省略して差し支えない。 (未来院請求後に患者が再び来院し、すでに未来院請求を行った歯冠修復物又は欠損補綴物を装着する場合の装着料及び装着材料料を算定する場合) 未来院請求後及び装着物の種類を記載すること。なお、「歯冠修復及び欠損補綴」欄の記載から当該装着物の種類が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への装着物の種類の記載を省略して差し支えない。 (有床義歯製作中であって、咬合採得後における試適前又はクラスプ等有する咬合床を用いて咬合採得を行う前に、患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意志により治療を中止した場合は患者が死亡した場合) 装着物の種類及び装着(又は試適)予定日及び装着できなくなった理由を記載すること。なお、「歯冠修復及び欠損補綴」欄の記載から当該装着物の種類が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への装着物の種類の記載を省略して差し支えない。 (歯冠修復及び欠損補綴に係る歯冠形成及び印象採得後において、偶発的な事故等を原因とする外傷による歯冠形成歯の喪失等やむを得ない場合) 装着物の種類及び装着(又は試適)予定日及び装着できなくなった理由を記載すること。 (欠損歯数と補綴歯数が一致しないため、算定点数が異なる場合) 欠損歯数と補綴歯数の不一致を記載すること。 (レジンインレー、高強度硬質レジンブリッジ又は熱可塑性樹脂有床義歯等、記載欄がない歯冠修復及び欠損補綴を算定する場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に装着物の種類及び部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から対象部位が明らかに特定できる場合は、部位の記載は省略して差し支えない。 (クラウン・ブリッジ維持管理料について地方厚生(支)局長へ届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを製作し当該補綴物を装着した場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に診療行為名を記載すること。 (歯根分割を行った歯に歯冠修復物又は欠損補綴物を装着する場合) 分割抜歯を行った部位を記載すること。	未来院請求コード「01」	(「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(歯科用)」の別表12に収載するコード) 未来院請求	○	
				830100404	未来院請求 装着物の種類:*****		
				850100348	未来院請求 装着予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100405	未来院請求 装着できなくなった理由:*****		
				830100406	未来院請求後 装着物の種類:*****		
				850100349	未来院請求 装着(又は試適)予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100409	やむを得ない場合 装着物の種類:*****		
				850100350	やむを得ない場合 装着(又は試適)予定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100410	やむを得ない場合 装着できなくなった理由:*****		
				820100358	欠損歯数と補綴歯数の不一致		
				830100411	歯冠修復及び欠損補綴部位:*****		
				診療行為コード	(診療行為名を表示。)	○	
				830100892	分割抜歯を行った部位:*****		
141	M000	補綴時診断料	(補綴時診断料(有床義歯修理を実施した場合に限る。)を算定する場合) 当該装置に係る当該診断料の前回実施年月日(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。	850190048	補診前回実施年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820101016	初回(補診)		
142	M000	補綴時診断料 注3 歯科技工士運携加算1 注4 歯科技工士運携加算2	部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から補綴時診断の部位が明らかに特定できる場合は、記載を省略して差し支えない。	830100968	補綴時診断の部位:*****		※
143	M000-2	クラウン・ブリッジ維持管理料	装着日から2年を経過するまでの間に、やむを得ず再製作する場合は、算定の理由を記載すること。	830100996	再製作による算定の理由:*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
144	M001	歯冠形成 3 高洞 形成 注1 う蝕歯無痛 の高洞形成加算	部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該治療部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への記載は省略して差し支えない。	830100412	う蝕無痛(KP)部位:*****		
145	M001-2	即時充填形成 注1 う蝕歯無痛 の高洞形成加算	部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該治療部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への記載は省略して差し支えない。	830100413	う蝕無痛(充填)部位:*****		
146	M001-4	補綴前処置	実施した前処置の内容を記載すること。	820101885	レストシート		※
				820101886	ガイドブレース		※
				820101887	リカントゥアリング		※
				830100969	その他前処置:*****		※
			修理を行った有床義歯に対して、再度の義歯修理を行う場合は、前回算定年月日を記載すること。	850100598	補綴前処置前回算定年月日:(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
147	M002	支台築造	(ファイバーポストを用いた場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に部位、ファイバーポストの使用本数を部位毎にそれぞれ記載すること。	830100617	ファイバーポスト部位:*****		
				DM110 (313029520)	ファイバーポスト*****本	○	
			(後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対して支台築造を算定する場合) 永久歯代行と記載すること。	820100353	永久歯代行		
148	M003	印象採得	(「印象」の項に書ききれない場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に印象採得の名称を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名称を表示)	○	
149	M003	印象採得 注1 歯科技工士 連携加算1 注2 歯科技工士 連携加算2	部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から印象採得の部位が明らかに特定できる場合は、記載を省略して差し支えない。	830100893	印象採得部位:*****		
150	M003-2	暫間歯冠補綴装置	いずれに該当するかを記載すること。	820101888	イ テンボラリークラウン又はリテーナー		※
				820101889	ロ 歯周治療用装置(冠形態)		※
				820101890	ハ 暫間固定(レジン連続冠固定法による連結固定)		※
				820101891	ニ 歯科用暫間被覆冠成形品による暫間的な連結固定		※
			ロの再製作を行った場合、前回の算定年月を記載すること。	850100599	前回の算定年月(ロ):(元号)yy"年"mm"月"	○	※
151	M003-4	光学印象 注3 歯科技工士 連携加算1 注4 歯科技工士 連携加算2	部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から印象採得の部位が明らかに特定できる場合は、記載を省略して差し支えない。	830100894	光学印象部位:*****		
152	M005	装着	(脱離した歯冠修復物又は、脱離又は修理したブリッジを再装着した場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に部位を記載すること。なお、再装着する歯冠修復物が1つ又は再装着する装置が1つであって、「傷病名部位」欄の記載から再装着した部位が明らかに特定できる場合は、記載を省略して差し支えない。	830100414	再装着部位:*****		
153	M006	咬合採得	(「咬合」の項に書ききれない場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に咬合採得の名称を記載すること。	診療行為コード	(診療行為名称を表示)	○	
154	M006	咬合採得 注1 歯科技工士 連携加算1 注2 歯科技工士 連携加算2	部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から咬合採得の部位が明らかに特定できる場合は、記載を省略して差し支えない。	830100895	咬合採得部位:*****		
155	M007	仮床試適 注1 歯科技工士 連携加算1 注2 歯科技工士 連携加算2	部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から仮床試適の部位が明らかに特定できる場合は、記載を省略して差し支えない。	830100896	仮床試適部位:*****		
156	M009	充填	(2歯以上の充填に際し1歯に複数高洞の充填を行った場合) 当該歯の部位を記載すること。	830100415	同一歯の複数高洞に対する充填部位:*****		
157	M010	金属歯冠修復	(後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対して鑄造用金銀パラジウム合金を用いた金属歯冠修復を行った場合) 永久歯代行と記載すること。	820100353	永久歯代行		
			(同一歯の複数の高洞に対して、充填及びインレー又はレジンインレーにより歯冠修復を行った場合) 同一歯の複数高洞に対する歯冠修復であること及び部位を記載すること。なお、当該治療部位が単独であって「傷病名部位」欄の記載から当該治療部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への部位の記載は省略して差し支えない。	830100416	同一歯の複数高洞に対する歯冠修復部位:*****		
				820100354	同一歯の複数高洞に対する歯冠修復		
			(歯科鑄造用I4カラット金合金を用いた金属歯冠修復を算定する場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に修復物の名称及び部位を記載すること。なお、当該治療部位が単独であって「傷病名部位」欄の記載から当該治療部位が明らかに特定できる場合は、「その他」欄への部位の記載は省略して差し支えない。	830100417	14Kを用いた金属歯冠修復部位:*****		
				DM019 (313010920)	14K(インレー(複))	○	
				DM020 (313011020)	14K(3/4冠)	○	

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
158	M010-3	接着冠	歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に当該支台歯の部位及び接着冠を記載すること。なお、当該ブリッジが1つであって、「傷病名部位」欄の記載から接着冠の部位が明らかに特定できる場合は、記載を省略して差し支えない。	830100422	接着冠部位;*****		
159	M011	レジン前装金属冠	(後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対してレジン前装金属冠を用いた歯冠修復を行った場合) 永久歯代行と記載すること。	820100353	永久歯代行		
160	M015	非金属歯冠修復 2 硬質レジンジャ ケット冠	(歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の大臼歯に用いた場合) 紹介元保険医療機関名を記載すること。	830100418	硬ジ紹介元保険医療機関名;*****		
			(後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対して硬質レジンジャケット冠を用いた歯冠修復を行った場合) 永久歯代行と記載すること。	820100353	永久歯代行		
161	M015-2	CAD/CAM冠	(後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対してCAD/CAM冠を用いた歯冠修復を行った場合) 永久歯代行と記載すること。	820100353	永久歯代行		※
162	M015-3	CAD/CAMイン レー	(後継永久歯が先天的に欠如している乳臼歯に対してCAD/CAMインレーを用いた歯冠修復を行った場合) 永久歯代行と記載すること。	820100353	永久歯代行		※
163	M016-2	小児保険装置 1 固定式保険装 置	装置の種類を選択して記載すること。	820100782	クラウンループ		
				820100783	バンドループ		
164	M016-2	小児保険装置 2 可撤式保険装 置	いずれに該当するかを記載すること。	820101893	イ 両側性の乳臼歯を早期喪失した場合		※
				820101894	ロ 片側性の2歯以上の乳臼歯を早期喪失した場合		※
				820101895	ハ 片側性の乳臼歯1歯欠損であっても、支台歯に加重負担をきたす可能性がある場合		※
				820101896	ニ 乳前歯を早期喪失した場合		※
				820101897	ホ 永久歯を早期喪失し、将来の補綴処置に備えて保険を行う必要がある場合		※
165	M017	ボンティック	(地方厚生(支)局長に事前に模型等を提出した上でブリッジを製作した場合) 事前承認と記載すること。	820100355	事前承認		
			(地方厚生(支)局長に対して、保険適用の有無を判定するために提出するエックス線フィルム又はその複製の費用を算定する場合) 算定の理由を記載すること。	830100420	Brに係るフィルム料等の算定理由;*****		
			(犬歯のボンティックが必要な場合で、中切歯がすでにブリッジの支台として使用されている等の理由で新たに支台として使用できない場合に限って、ブリッジの設計を変更する場合) 中切歯の状態等を記載すること。	830100421	Brに係る中切歯の状態等;*****		
			(側切歯及び犬歯、或いは犬歯及び第一小臼歯の2歯欠損であって、犬歯が低位唇側転位していたため間隙が1歯分しかない場合であってボンティック1歯のブリッジの設計とした場合) 低位唇側転位の犬歯を含む欠損歯数と補綴歯数の不一致の旨を記載すること。	820100784	低位唇側転位の犬歯を含む欠損歯数と補綴歯数の不一致		
166	M017-2	高強度硬質レジン ブリッジ	(歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の臼歯部1歯中間欠損に使用する場合) 紹介元保険医療機関名を記載すること。	830100618	HRBr紹介元保険医療機関名;*****		
167	M018	有床義歯	(残根上に義歯を装着した場合) 残根上の義歯と記載すること。	820100356	残根上義歯		
			(小児義歯に係る費用を算定する場合) 装着部位及び小児義歯が必要となった疾患名又は必要となった理由を記載すること。	830100423	小児義歯装着部位;*****		
				830100424	小児義歯が必要な疾患名;*****		
				830100425	小児義歯が必要な理由;*****		
			(有床義歯を1～2日で製作し装着する場合) 当該有床義歯の製作方法及び1～2日で製作し装着することが必要となった理由及び製作方法を記載すること。	830100906	有床義歯の製作方法;*****		
				830100907	有床義歯を1～2日で製作し装着することが必要理由;*****		
			(前回有床義歯を製作した際の印象採得を算定した日から6月が経過していない場合であって新たに有床義歯の印象採得を行った場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項」について「別添2第2章第12部M018有床義歯の(13)のニ又はホに該当する場合は、該当するものを記載すること。なお、ホの場合は、具体的な理由を記載すること。	820100359	ニ 認知症を有する患者等であって、有床義歯が使用できない場合		
				830100426	ホ その他特別な場合;*****		
			(1顎に2床以上の局部義歯を装着した場合) 1顎の床数を記載すること。	842100115	1顎の床数(有床義歯);*****		
			(残根上に義歯を装着した場合) 残根上の義歯と記載すること。	820100356	残根上義歯		※

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
168	M018-2	3次元プリント有床 義歯	(有床義歯を1～2日で製作し装着する場合) 1～2日で製作し装着することが必要となった理由を記載すること。	830100907	有床義歯を1～2日で製作し装着することが必要な理由:*****		※
			(前回有床義歯を算定した日から6月が経過していない場合であって新たに有床義歯の算定を行った場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第12部M018有床義歯の(13)の二又はホに該当する場合は、該当するものを記載すること。なお、ホの場合は、具体的な理由を記載すること。	820100359	ニ 認知症を有する患者等であって、有床義歯が使用できない場合		※
				830100426	ホ その他特別な場合:*****		※
169	M019	熱可塑性樹脂有床 義歯等	(残根上に義歯を装着した場合) 残根上義歯と記載すること。	820100356	残根上義歯		
			(有床義歯を1～2日で製作し装着する場合) 1～2日で製作し装着することが必要となった理由を記載すること。	830100906	有床義歯の製作方法:*****		※
				830100907	有床義歯を1～2日で製作し装着することが必要な理由:*****		※
				830100423	小児義歯装着部位:*****		
			(小児義歯に係る費用を算定する場合) 装着部位及び小児義歯が必要となった疾患名又は必要となった理由を記載すること。	830100424	小児義歯が必要な疾患名:*****		
				830100425	小児義歯が必要な理由:*****		
			(前回有床義歯を製作した際の印象採得を算定した日から6月が経過していない場合であって新たに有床義歯の印象採得を行った場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第12部M018有床義歯の(13)の二又はホに該当する場合は、該当するものを記載すること。なお、ホの場合は、具体的な理由を記載すること。	820100359	ニ 認知症を有する患者等であって、有床義歯が使用できない場合		※
				830100426	ホ その他特別な場合:*****		※
			(1顎に2床以上の局部義歯を装着した場合) 1顎の床数を記載すること。	842100115	1顎の床数(有床義歯):*****		※
170	M025	口蓋補綴、顎補綴	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第12部M025口蓋補綴、顎補綴の(1)のイからホまでに規定するものの中から該当するものを記載すること。	820100384	イ 腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除に対する口蓋補綴装置又は顎補綴装置		
				820100385	ロ オクルーザランプを付与した口腔内装置		
				820100386	ハ 発音補整装置		
				820100387	ニ 発音補助装置		
				820100388	ホ ホツツ床		
171	M029	有床義歯修理	(新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の修理を行った場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に有床義歯の装着年月日を記載すること。	850100351	有床義歯装着年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
172	M029	有床義歯修理 注4 歯科技工加算2	(有床義歯修理において、歯科技工加算2を算定した場合) 預かり日及び修理を行った当該有床義歯の装着日を記載すること。	850100353	歯技工2(床修理)預かり年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100354	歯技工2(床修理)装着年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
173	M030	有床義歯内面適合法	(新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に有床義歯の装着年月日を記載すること。	850100351	有床義歯装着年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
174	M030	有床義歯内面適合法 注5 歯科技工加算2	(有床義歯内面適合法において、歯科技工加算2を算定した場合) 預かり日及び修理を行った当該有床義歯の装着日を記載すること。	850100355	歯技工2(床裏装)預かり年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100356	歯技工2(床裏装)装着年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
175	M041	広範囲顎骨支持型 補綴物修理	(別の保険医療機関で装着された当該補綴物の修理を行った場合) 装着を実施した保険医療機関名及び装着日(不明であれば装着時期)を記載すること。	830100430	特イ補装着保険医療機関名:*****		
				850100357	特イ補装着年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100431	特イ補装着時期:*****		
176	M100	薬剤(歯冠修復及び欠損補綴)	(生活歯歯冠形成を行い、区分番号M100により薬剤を算定する場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄にその医薬品名、使用量を記載すること。	医薬品コード	(医薬品名を表示。)		※
177	M200	特定保険医療材料(歯冠修復及び欠損補綴)	(区分番号M200により特定薬剤を算定する場合) 歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄にその特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載すること。	特定器材コード	(特定器材名を表示。)		※
			歯科矯正相談料を前回算定した年月日を相談料の名称に併せて記載すること。	850190275	歯科矯正相談料1前回算定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850190276	歯科矯正相談料2前回算定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100358	歯科矯正診断料初回算定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100359	顎口腔機能診断料初回算定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				820100361	簡単		
			歯科矯正診断料又は顎口腔機能診断料を最初に算定した年月日を診断料の名称に併せて記載すること。				

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
			(歯科矯正における印象採得、咬合採得、床装置、リンガルアーチ及び鉤を算定した場合) 全体の「その他」欄に「簡単」、「困難」、「著しく困難」、「複雑」等の区別を記載すること。	820100362	困難		
				820100363	著しく困難		
				820100364	複雑		
				820100929	唇顎口蓋裂		
				820100930	ゴールデンハー症候群(顴弓異常症を含む。)		
				820100931	鎖骨頭蓋骨異形成		
				820100932	トリーチャ・コリンズ症候群		
				820100933	ピエール・ロバン症候群		
				820100934	ダウン症候群		
				820100935	ラッセル・シルバー症候群		
				820100936	ターナー症候群		
				820100937	ベックウィズ・ウィーデマン症候群		
				820100938	顔面半側萎縮症		
				820100939	先天性ミオパチー		
				820100940	筋ジストロフィー		
				820100088	脊髄性筋萎縮症		
				820100942	顔面半側肥大症		
				820100943	エリス・ヴァンクレベルド症候群		
				820100944	軟骨形成不全症		
				820100945	外胚葉異形成症		
				820100946	神経線維腫症		
				820100947	基底細胞母斑症候群		
				820100948	ヌーナン症候群		
				820100949	マルファン症候群		
				820100950	ブラダー・ウィリー症候群		
				820100951	顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)		
				820100952	大理石骨病		
				820100953	色素失調症		
				820100954	口腔・顔面・指趾症候群		
				820100955	メビウス症候群		
				820100956	歌舞伎症候群		
				820100957	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群		
				820100958	ウイリアムズ症候群		
				820100959	ピンダー症候群		
				820100960	スティックラー症候群		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
178	N	歯科矯正	咬合異常の起因となった疾患名(別に厚生労働大臣が定める疾患、3歯以上の永久歯萌出不全又は顎変形症)を記載すること。	820100961	小舌症		
				820100962	頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。)		
				820100963	骨形成不全症		
				820100964	フリーマン・シェルドン症候群		
				820100965	ルビンスタイン・ティビ症候群		
				820100966	染色体欠失症候群		
				820100967	ラーセン症候群		
				820100968	濃化異骨症		
				820100969	6歯以上の先天性部分無歯症		
				820100970	CHARGE症候群		
				820100971	マーシャル症候群		
				820100972	成長ホルモン分泌不全性低身長症		
				820100973	ポリエクス症候群(XXX症候群、XXX症候群及びXXXXX症候群を含む。)		
				820100974	リング18症候群		
				820100975	リンパ管腫		
				820100976	全前脳胞症		
				820100977	クラインフェルター症候群		
				820100978	偽性低アルドステロン症		
				820100979	ソトス症候群		
				820100980	グリコサミノグリカン代謝障害(ムコ多糖症)		
				820100981	線維性骨異形成症		
				820100982	スタージ・ウェーバ症候群		
				820100983	ケルビズム		
				820100984	偽性副甲状腺機能低下症		
				820100985	Ekman－Westborg－Julin症候群		
				820100986	常染色体重複症候群		
				820100987	巨大静脈奇形(頭部口腔咽頭びまん性病変)		
				820100988	毛髪・鼻・指節症候群(Tricho－Rhino－Phalangeal症候群)		
				820101236	クリッペル・ファイル症候群(先天性頭椎癒合症)		
				820101237	アラジール症候群		
				820101238	高IgE症候群		
				820101239	エーラス・ダンドロス症候群		
				820101240	ガードナー症候群(家族性大腸ポリポージス)		
				820101902	原発性低リン血症性くる病		※
				820101903	ロイス・ディーツ症候群		※

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
				820100989	その他顎・口腔の先天異常		
				820100918	3歯以上の永久歯萌出不全		
				820101904	連続した3歯以上の先天性欠如歯		※
				820100919	顎変形症		
			(6歯以上の先天性部分無歯症、3歯以上の永久歯萌出不全又は連続した3歯以上の先天性欠如歯による咬合異常により歯科矯正を行う場合) 先天性欠如部位又は埋伏歯の部位を記載すること。	830100641	先天性欠如又は埋伏歯部位:*****		※
179	N000	歯科矯正診断料	全体の「その他」欄に歯科矯正、動的処置、マルチブラケット法、保定の開始及び顎切除等の手術実施の区別を記載し、それぞれ最初の診断に係る記載とは別に前回歯科矯正診断料の算定年月日を記載すること。	820100785	歯科矯正開始		
				820100786	動的処置開始		
				820100787	マルチブラケット法開始		
				820100788	保定開始		
				820101306	顎切除等の手術実施		
				850100360	歯科矯正診断料前回算定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
180	N001	顎口腔機能診断料	全体の「その他」欄に歯科矯正、動的処置、マルチブラケット法、保定の開始及び顎離断等の手術実施の区別(顎口腔機能診断料は顎離断等の手術を担当する連携保険医療機関名)を記載し、それぞれ最初の診断に係る記載とは別に前回顎口腔機能診断料の算定年月日を記載すること。	820100785	歯科矯正開始		
				820100786	動的処置開始		
				820100787	マルチブラケット法開始		
				820100788	保定開始		
				820101241	顎離断等の手術実施		
				850100361	顎口腔機能診断料前回算定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				830100466	顎離断等の手術を担当する連携保険医療機関名:*****		
181	N002	歯科矯正管理料	全体の「その他」欄に算定年月日及び動的処置又はマルチブラケット法の開始の年月日を記載すること。	算定日情報	(算定日)	○	
				850100362	動的処置開始年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100363	マルチブラケット法開始年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
182	N004	模型調整製 2 予測模型	全体の「その他」欄に予測歯数を記載すること。	842100064	模型調整(予測模型)予測歯数:*****		
183	N005	動的処置	全体の「その他」欄に算定年月日及び動的処置又はマルチブラケット法の開始年月日を記載すること。	850100396	動的処置算定年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100362	動的処置開始年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
				850100363	マルチブラケット法開始年月日:(元号)yy“年”mm“月”dd“日”		
184	N008-2	植立	(歯科矯正診断料又は顎口腔機能診断料を算定した保険医療機関からの依頼による場合) 当該診断料を算定した保険医療機関名を記載すること。	830100433	歯科矯正診断料算定保険医療機関名:*****		
				830100434	顎口腔機能診断料算定保険医療機関名:*****		
			(アンカースクリュー脱落後の再埋入において特定保険医療材料を算定する場合又は治療途中で新たにアンカースクリューを追加で植立する場合) アンカースクリュー脱落後の再埋入において特定保険医療材料を算定する場合又は治療途中で新たにアンカースクリューを追加で植立する旨を記載すること。	820100365	アンカースクリュー脱落後の再埋入の場合		
				820100366	治療途中で新たにアンカースクリューを追加で植立する場合		
185	N009	撤去	(装置を撤去した場合) 撤去の費用が算定できない場合であっても、全体の「その他」欄に撤去した装置の名称を記載すること。	830100435	撤去した装置の名称:*****		
			(歯科矯正用アンカースクリューの撤去について、歯科矯正診断料又は顎口腔機能診断料を算定した保険医療機関からの依頼による場合) 当該診断料を算定した保険医療機関名を記載すること。	830100433	歯科矯正診断料算定保険医療機関名:*****		
				830100434	顎口腔機能診断料算定保険医療機関名:*****		
				830100767	マルチブラケット装置ステップ1(上顎)・装置数:*****		
				830100768	マルチブラケット装置ステップ1(下顎)・装置数:*****		

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセ のみ記載	令和8年 6月1日 適用
186	N018	マルチブラケット装 置	(マルチブラケット装置(セクショナルアーチを行う場合を除く)を行う場合) 全体の「その他」欄にステップ名及びそのステップにおける装置回数を上下顎別に記載すること。	830100769	マルチブラケット装置ステップ2(上顎)・装置数:*****		
				830100770	マルチブラケット装置ステップ2(下顎)・装置数:*****		
				830100771	マルチブラケット装置ステップ3(上顎)・装置数:*****		
				830100772	マルチブラケット装置ステップ3(下顎)・装置数:*****		
				830100773	マルチブラケット装置ステップ4(上顎)・装置数:*****		
				830100774	マルチブラケット装置ステップ4(下顎)・装置数:*****		
			(セクショナルアーチを行う場合) その旨を記載すること。	820101017	セクショナルアーチを実施		
187	N028	床装置修理	(リンガルアーチにおいて、主線の前歯部分のみを再製作し、ろう着した場合) その旨を記載すること。	820101018	リンガルアーチ前歯部分の再製作		
188	N100	特定保険医療材料 (矯正)	(特定保険医療材料において、装着材料、スクリュー、バンド、ブラケット、チューブ、矯正用線、不銹鋼、特殊鋼等を使用した場合) 全体の「その他」欄に特定保険医療材料に掲げる名称を記載すること。	特定器材コード	(特定器材名を表示。)	○	
189		長期収載品の選定 療養に関する取扱い	(長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合(長期収載品について、後発医薬品への変更不可の処方箋を交付する場合を含む。)) 医療上必要があると認められる場合及び後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合の理由のうち該当するものを記載すること。 なお、医療上の必要性については以下のとおりとする。 ① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された機能・効果に差異がある場合であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると歯科医師が判断する場合。 ② 当該患者が後発医薬品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと歯科医師が判断する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。 ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されており、それを踏まえ、歯科医師が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。 ④ 後発品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一化ができないなど、剤形上の違いにより、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない。	820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された機能・効果に差異があるため		
				820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため		
				820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため		
				820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため		
				820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため		
190		プログラム医療機器 の評価療養に関する取扱い	「器評」と記載し、当該プログラム医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。	820000095	(器評)		
				820101251	第1段階承認後のプログラム医療機器		
				820101252	チャレンジ申請による再評価を目指すプログラム医療機器		
191		プログラム医療機器 の選定療養に関する取扱い	「器選」と記載し、当該プログラム医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。	820101253	(器選)		
				820101254	保険適用期間を超えたプログラム医療機器		

※「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。

※「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」に基づき請求する場合、「紙レセのみ記載」列の○の記載事項については、請求上、該当する「レセプト電算処理システム用コード」の記録により必然的に記載される内容になるので、別途コメントとしての記載は不要であること。

別表Ⅰ 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧

項番	区分	調剤行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
1	00	同日に複数の保険医療機関が交付した同一患者の処方箋を受け付けた際に、2回目以降の受付に対して調剤基本料の減算規定を適用しない場合（注3に該当しない場合）	同日の異なる時刻に処方箋を複数受け付けた場合は、処方箋を受け付けた年月日及び時刻をそれぞれ記載すること。	850100486	処方箋受付年月日(調剤基本料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100065	処方箋受付時刻(同日1回目受付):hh"時"mm"分"		
				851100066	処方箋受付時刻(同日2回目以降受付):hh"時"mm"分"		
2	00	在宅薬学総合体制加算2のイ	〔「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添3の9(7)に該当する場合〕別添3の9(7)ア及びビに規定するもののうち、該当するものを選択して記載すること。	842100124	在宅薬学総合体制加算1を届け出ており、所定の算定項目の算定回数の統計が直近一年間で480回以上の保険薬局、算定回数****回		※
				820101939	在宅薬学総合体制加算2を届け出ている保険薬局		※
			〔「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添3の9(7)に該当する場合〕別添3の9(7)エの対象の患者を選択して記載すること。なお、9(7)ウに規定するものについては、以下のとおりであること。	820101940	該当する疾患(在宅薬学総合体制加算2のイ):末期の悪性腫瘍		※
				820101941	該当する疾患(在宅薬学総合体制加算2のイ):スモン		※
				820101942	該当する疾患(在宅薬学総合体制加算2のイ):難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病		※
			(イ) 次に掲げる疾患に罹患している患者 ・末期の悪性腫瘍 ・スモン ・難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病 ・後天性免疫不全症候群 ・脊髄損傷 ・真皮を越える褥瘡	820101943	該当する疾患(在宅薬学総合体制加算2のイ):後天性免疫不全症候群		※
				820101944	該当する疾患(在宅薬学総合体制加算2のイ):脊髄損傷		※
				820101945	該当する疾患(在宅薬学総合体制加算2のイ):真皮を越える褥瘡		※
			(ロ) 次に掲げる状態の患者 ・在宅自己連続携帯式腹膜灌流を行っている状態 ・在宅血液透析を行っている状態 ・在宅酸素療法を行っている状態 ・在宅中心静脈栄養法を行っている状態 ・在宅成分栄養経管栄養法を行っている状態 ・在宅自己導尿を行っている状態 ・在宅人工呼吸を行っている状態	820101946	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):在宅自己連続携帯式腹膜灌流を行っている状態		※
				820101947	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):在宅血液透析を行っている状態		※
				820101948	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):在宅酸素療法を行っている状態		※
			・補込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態 ・肺高血圧症であって、プロスタグランジン ₁₂ 製剤を投与されている状態 ・気管切開を行っている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態	820101949	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):在宅中心静脈栄養法を行っている状態		※
				820101950	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):在宅成分栄養経管栄養法を行っている状態		※
				820101951	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):在宅自己導尿を行っている状態		※
			〔「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添3の9(7)に該当する場合〕別添3の9(7)エの対象の患者を選択して記載すること。なお、9(7)エに規定するものについては、以下のとおりであること。	820101952	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):在宅人工呼吸を行っている状態		※
				820101953	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):補込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態		※
				820101954	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):肺高血圧症であって、プロスタグランジン ₁₂ 製剤を投与されている状態		※
			〔1 要介護3以上の状態又はこれに準ずる状態〕 1-1 要介護3 1-2 要介護4 1-3 要介護5 1-4 障害支援区分2以上	820101955	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):気管切開を行っている状態		※
				820101956	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):気管カニューレを使用している状態		※
				820101957	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態		※
			〔2 認知症高齢者の日常生活自立度におけるランクⅢ以上〕 2-1 ランクⅢa 2-2 ランクⅢb 2-3 ランクⅣ 2-4 ランクM	820101958	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):人工肛門又は人工膀胱を設置している状態		※
				820101959	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):1-1 要介護3		※
				820101960	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):1-2 要介護4		※
			〔3 認知症高齢者の日常生活自立度におけるランクⅢ以上〕 2-1 ランクⅢa 2-2 ランクⅢb 2-3 ランクⅣ 2-4 ランクM	820101961	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):1-3 要介護5		※
				820101962	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):1-4 障害支援区分2以上		※
				820101963	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):2-1 ランク3a		※
			〔4 認知症高齢者の日常生活自立度におけるランクⅢ以上〕 2-1 ランクⅢa 2-2 ランクⅢb 2-3 ランクⅣ 2-4 ランクM	820101964	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):2-2 ランク3b		※
				820101965	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):2-3 ランク4		※
				820101966	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):2-4 ランクM		※
			〔5 認知症高齢者の日常生活自立度におけるランクⅢ以上〕 2-1 ランクⅢa 2-2 ランクⅢb 2-3 ランクⅣ 2-4 ランクM	820101967	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):3 頻回の訪問看護を受けている状態		※
				820101968	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):4 訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態		※
				820101969	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):5 施設に入居し、看護職員による処置を受けている状態		※
			〔6 認知症高齢者の日常生活自立度におけるランクⅢ以上〕 2-1 ランクⅢa 2-2 ランクⅢb 2-3 ランクⅣ 2-4 ランクM	820101970	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):6 麻薬投薬を受けている状態		※
				820101971	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):7-1 脳性麻痺等、小児慢性特定疾病、障害児に該当する15歳未満の患者		※
				820101972	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):7-2 出生時体重が1、500g未満であった1歳未満の患者		※
			〔7 その他関係機関との調整等のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態〕 7-1 脳性麻痺等、小児慢性特定疾病、障害児に該当する15歳未満の患者 7-2 出生時体重が1、500g未満であった1歳未満の患者 7-3 「超重症児(者)・準超重症児(者)の判定基準」による判定スコアが10以上である患者 7-4 訪問診療を行う医師又は当該医師の指示を受けた看護職員の指導管理に基づき、家族等患者の看護に当たる者が注射又は喀痰吸引、経管栄養等の処置を行っている患者	820101973	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):7-3 「超重症児(者)・準超重症児(者)の判定基準」による判定スコアが10以上である患者		※
				820101974	該当する状態(在宅薬学総合体制加算2のイ):7-4 家族等患者の看護に当たる者が注射又は喀痰吸引、経管栄養等の処置を行っている患者		※
3	01	薬剤調製料(内服薬)	(配合禁忌等の理由により内服薬を別剤とした場合) 〔配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合〕、「内服用固形剤(錠剤、カプセル剤、散剤等)」と内服用液剤の場合〕、「内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合」又は「その他」から最も当てはまる理由をひとつ記載すること。「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記載すること。	820100367	薬剤調製料(内服薬):配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合		
				820100368	薬剤調製料(内服薬):内服用固形剤(錠剤、カプセル剤、散剤等)と内服用液剤の場合		
				820100369	薬剤調製料(内服薬):内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合		
				830100001	薬剤調製料(内服薬):その他理由:*****		
4	01	自家製剤加算	(自家製剤加算を算定した場合であって「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明のとき)算定理由が明確となるように記載すること。	830100438	算定理由(自家製剤加算):*****		
				830100908	調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名(自家製剤加算):*****		
			(医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合)調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。	820101255	調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情(自家製剤加算):医薬品の供給上の問題		
				830100909	調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情(自家製剤加算):その他:*****		

項番	区分	調剤行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
5	01	自家製剤加算 計量混合調剤加 算	(同一の保険医療機関で一連の診療に基づいて同一の患者に対して交付され、受付回数1回とされた異なる保険医の発行する処方箋に係る調剤については、同一調剤であっても、それぞれ別の「処方」欄に記載することとされているが、このことにより、自家製剤加算及び計量混合調剤加算を算定した場合であって「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明のとき) 算定理由が明確となるように記載すること。	830100439	異なる保険医の発行する処方箋に係る算定理由(自家製剤加算); *****		
				830100441	異なる保険医の発行する処方箋に係る算定理由(計量混合調剤加算); *****		
6	01	時間外加算 休日加算 深夜加算 時間外加算の特 例	処方箋を受け付けた年月日及び時刻を記載すること。	850100366	処方箋受付年月日(時間外加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100035	処方箋受付時刻(時間外加算):hh"時"mm"分"		
				850100367	処方箋受付年月日(休日加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				850100368	処方箋受付年月日(深夜加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100036	処方箋受付時刻(深夜加算):hh"時"mm"分"		
				850100369	処方箋受付年月日(時間外加算の特例):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				851100037	処方箋受付時刻(時間外加算の特例):hh"時"mm"分"		
7	1002	調剤時残薬調整 加算	6日分以下相当の調剤日数の変更を行う場合には、残薬が7日分を超えないにもかかわらず調整する必要性を記載すること。 さらに、「変更のあった主な薬剤名」の記載をすること。	820101907	調整した残薬日数が6日以下の場合、残薬調整をする理由(調剤時残薬調整加算):高額医薬品のため		※
				820101908	調整した残薬日数が6日以下の場合、残薬調整をする理由(調剤時残薬調整加算):治療終了予定日との日数調整のため		※
				820101909	調整した残薬日数が6日以下の場合、残薬調整をする理由(調剤時残薬調整加算):投与間隔が長い薬剤のため		※
				830100982	調整した残薬日数が6日以下の場合、残薬調整をする理由(調剤時残薬調整加算):その他薬学的専門的観点:*****		※
				830100983	調整した残薬日数が6日分以下の場合、変更のあった主な薬剤名(調剤時残薬調整加算):****		※
8	1002	調剤時残薬調整 加算のイ	処方箋が交付される前に処方内容を処方医に相談した年月日を記載すること。	850100600	相談年月日(調剤時残薬調整加算のイ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		※
9	1002	薬学的有害事象 等防止加算	処方医に連絡・確認を行った内容の要点を記載すること。	820101910	内容の要点(薬学的有害事象等防止加算):同種・同効の併用薬との重複投薬		※
				820101911	内容の要点(薬学的有害事象等防止加算):併用薬・飲食物等との相互作用		※
				820101912	内容の要点(薬学的有害事象等防止加算):過去のアレルギー歴、副作用歴		※
				820101913	内容の要点(薬学的有害事象等防止加算):年齢や体重による影響		※
				820101914	内容の要点(薬学的有害事象等防止加算):肝機能、腎機能等による影響		※
				820101915	内容の要点(薬学的有害事象等防止加算):授乳・妊婦への影響		※
				830100984	内容の要点(薬学的有害事象等防止加算):その他薬学的観点から必要と認める事項:*****		※
10	1002	薬学的有害事象 等防止加算のイ	処方箋が交付される前に処方医に対する相談(残薬調整に係るものを除く。)を行った年月日を記載すること。	850100601	相談年月日(薬学的有害事象等防止加算のイ):(元号)yy"年"mm"月"d d"日"		※
				820101916	薬剤の変更内容(薬学的有害事象等防止加算のイ):同種同効薬への変更		※
			薬剤の変更内容について選択し記載すること。	820101917	薬剤の変更内容(薬学的有害事象等防止加算のイ):剤形の変更		※
				820101918	薬剤の変更内容(薬学的有害事象等防止加算のイ):用量の変更		※
				820101919	薬剤の変更内容(薬学的有害事象等防止加算のイ):用法の変更		※
				830100985	薬剤の変更内容(薬学的有害事象等防止加算のイ):その他:*****		※
11	1003	特定薬剤管理指 導加算2	当該患者に抗悪性腫瘍剤を注射している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行った年月日を記載すること。	850100372	情報提供を行った年月日(特定薬剤管理指導加算2):(元号)yy"年"mm "月"dd"日"		
				830100445	患者に抗悪性腫瘍剤を注射している保険医療機関名(特定薬剤管理指導加算2):*****		
12	1003	特定薬剤管理指 導加算3ロ	(医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合) 調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名を記載すること。	830100910	調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名(特定薬剤管理指導加算3):*****		
13	1003	吸入薬指導加算	対象となる吸入薬の調剤年月日及び吸入薬の名称を記載すること。	850100480	吸入薬の調剤年月日(吸入薬指導加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		
				830100446	吸入薬の名称(吸入薬指導加算):*****		
14	1003	かかりつけ薬剤師 フォローアップ加 算	電話等により、服薬状況、残薬状況等の継続的な確認及び必要な指導等を個別に実施した年月日を記載すること。	850100602	フォローアップ年月日(かかりつけ薬剤師フォローアップ加算):(元号)yy "年"mm"月"dd"日"		※
15	1003	かかりつけ薬剤 師訪問加算	患者で訪問指導を行った年月日を記載すること。	850100604	訪問指導年月日(かかりつけ薬剤師訪問加算):(元号)yy"年"mm"月"d d"日"		※

項番	区分	調剤行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
16	14の4	調剤後薬剤管理 指導料1	当該患者に糖尿病用剤を処方している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行った年月日を記載すること。	850190255	情報提供を行った年月日(調剤後薬剤管理指導料1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100911	糖尿病用剤を処方した保険医療機関名(調剤後薬剤管理指導料1): *****		
17	14の4	調剤後薬剤管理 指導料2	当該患者に循環器用薬等を処方している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行った年月日を記載すること。	850190256	情報提供を行った年月日(調剤後薬剤管理指導料2):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100912	循環器用薬等を処方した保険医療機関名(調剤後薬剤管理指導料2): *****		
18	10の3	服薬管理指導料	(在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者について、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われ、服薬管理指導料を算定する場合) 算定年月日を記載すること。	850100374	算定年月日(服薬管理指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
19	10の3	服薬管理指導料 3	服薬管理指導料3の対象患者の入所する施設類型について選択し記載すること。(介護医療院又は介護老人保健施設に入所中の患者については、医師が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第20条第4号ハに係る処方箋を交付した場合に限る。)	820101258	服薬管理指導料3:介護老人福祉施設(特養)に入所している患者		
				820101259	服薬管理指導料3:短期入所生活介護(ショートステイ)を受けている患者		
				820101260	服薬管理指導料3:介護医療院に入所している患者		
				820101261	服薬管理指導料3:介護老人保健施設(老健)に入所している患者		
20	14の2	外来服薬支援料 1	外来服薬支援料1の「注1」又は「注2」のどちらに該当するかを記載し、服薬管理を実施した年月日、保険医療機関の名称を記載すること。 なお、保険医療機関の名称については、注1の場合においては、服薬支援の必要性を確認した保険医療機関の名称を、注2の場合においては情報提供をした保険医療機関の名称をそれぞれ記載すること。	820100793	外来服薬支援料1:注1		
				820100794	外来服薬支援料1:注2		
				850100370	服薬管理を実施した年月日(外来服薬支援料1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100442	保険医療機関の名称(外来服薬支援料1):*****		
21	14の2	外来服薬支援料 2	(同一の保険医療機関で一連の診療に基づいて同一の患者に対して交付され、受付回数1回とされた異なる保険医の発行する処方箋に係る調剤については、同一調剤であっても、それぞれ別の「処方」欄に記載することとされているが、このことにより、外来服薬支援料2を算定した場合であって「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明のとき) 算定理由が明確となるように記載すること。	830100776	異なる保険医の発行する処方箋に係る算定理由(外来服薬支援料2): *****		
22	14の2	施設連携加算	特に重点的な服薬管理の支援を行うことが必要な理由を選択し記載すること。	820101262	算定理由(施設連携加算):施設入所時であって、服用している薬剤が多いため		
				820101263	算定理由(施設連携加算):新たな薬剤が処方された若しくは薬剤の用法又は用量が変更となったため		
				820101264	算定理由(施設連携加算):患者が服薬している薬剤に関する副作用・体調の変化等における当該施設職員からの相談があったため		
23	14の3	服用薬剤調整支 援料1	減薬の提案を行った年月日、保険医療機関の名称及び保険医療機関における調整前後の薬剤種類数を記載すること。	850100371	減薬の提案を行った年月日(服用薬剤調整支援料1):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100443	保険医療機関名(服用薬剤調整支援料1):*****		
				842100122	調整前の種類数(服用薬剤調整支援料1):*****		
				842100123	調整後の種類数(服用薬剤調整支援料1):*****		
24	14の3	服用薬剤調整支 援料2	処方医に文書を用いて提案した年月日を記載すること。	850100616	提案年月日(服用薬剤調整支援料2):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
25	10の3 15の2 15の3 15の5	服薬管理指導料 4の口及びハ 在宅患者訪問薬 剤管理指導料 在宅患者緊急訪 問薬剤管理指導 料 在宅患者緊急時 等共同指導料 服薬情報等提供 料(服薬情報等提 供料3を除く)	(調剤を行っていない月に服薬管理指導料4の口及びハ、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時等共同指導料又は服薬情報等提供料(服薬情報等提供料3を除く)を算定した場合) 情報提供又は訪問の対象となる調剤の年月日及び投薬日数を記載すること。	基本料・薬学管理 料レコード 「前回調剤年月日」	(元号)yy"年"mm"月"dd"日調剤	○	
				基本料・薬学管理 料レコード 「前回調剤数量」	ddd"日分投薬"	○	
26	15	在宅患者訪問薬 剤管理指導料	(単一建物診療患者が2人以上の場合) その人数を記載すること。 (1つの患者に当該指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合、保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する患者数が当該建築物の戸数の10%以下の場合、当該建築物の戸数が20戸未満で保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する患者が2人以下の場合又はユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所のそれぞれのユニットにおいて在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する人数を単一建物診療患者の人数とみなす場合) 「同居する同一世帯の患者が2人以上」、「訪問薬剤管理指導を行う患者数が当該建築物の戸数の10%以下」、「当該建築物の戸数が20戸未満で訪問薬剤管理指導を行う患者が2人以下」又は「ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所」の中から、該当するものを選択して記載すること。	842100071	単一建物診療患者人数(在宅患者訪問薬剤管理指導料):*****		
				820100103	同居する同一世帯の患者が2人以上		
				820100371	訪問薬剤管理指導を行う患者数が当該建築物の戸数の10%以下		
				820100372	当該建築物戸数が20戸未満で訪問薬剤管理指導を行う患者が2人以下		
				820100094	ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所		
27	15 15の2	在宅患者訪問薬 剤管理指導料 在宅患者緊急訪 問薬剤管理指導 料	(訪問薬剤管理指導を主に実施している保険薬局(以下「在宅基幹薬局」という。))に代わって連携する他の薬局(以下「在宅協力薬局」という。))が訪問薬剤管理指導を実施し、在宅患者訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定した場合) 在宅基幹薬局は当該訪問薬剤管理指導を実施した日付及び在宅協力薬局名を記載すること。	850100379	(在宅基幹薬局)実施年月日(在宅患者訪問薬剤管理指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100448	(在宅基幹薬局)在宅協力薬局名(在宅患者訪問薬剤管理指導料): *****		
				850100380	(在宅基幹薬局)実施年月日(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100449	(在宅基幹薬局)在宅協力薬局名(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料): *****		
28	15 15の2	在宅患者訪問薬 剤管理指導料 在宅患者緊急訪 問薬剤管理指導 料	(在宅基幹薬局に代わって在宅協力薬局が訪問薬剤管理指導(この場合においては、介護保険における居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導費を含む。))を実施した場合であって、処方箋が交付されていた場合) 在宅協力薬局は当該訪問薬剤管理指導を実施した日付を記載すること。	850100381	(在宅協力薬局)実施年月日(在宅患者訪問薬剤管理指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				850100382	(在宅協力薬局)実施年月日(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
29	15 15の2 15の3	在宅患者訪問薬 剤管理指導料 在宅患者緊急訪 問薬剤管理指導 料 在宅患者緊急時 等共同指導料	(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム))の入所者であって末期の悪性腫瘍の患者に対して実施した場合) 訪問薬剤管理指導等を実施した日付を記載すること。	850190257	(特養のがん末期の患者)訪問指導年月日(在宅患者訪問薬剤管理指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日	※	
				850190259	(特養のがん末期の患者)訪問指導年月日(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日	※	
				850190261	(特養のがん末期の患者)訪問指導年月日(在宅患者緊急時共同指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日	※	
30	15の2	在宅患者緊急訪 問薬剤管理指導 料1 在宅患者緊急訪 問薬剤管理指導 料2	(末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者に対して実施する場合であって、1と2及び服薬管理指導料4のハ)を合わせて月8回を超えて算定する場合) 当該訪問が必要であった理由を選択し記載すること。	820101265	訪問が必要であった理由(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1):悪性腫瘍患者に対する麻薬の処方	※	
				820101266	訪問が必要であった理由(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1):悪性腫瘍患者に対する麻薬以外の処方	※	
				820101267	訪問が必要であった理由(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1):悪性腫瘍以外の患者に対する麻薬の処方	※	
				830100913	訪問が必要であった理由(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1):その他:*****	※	
				820101268	訪問が必要であった理由(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2):悪性腫瘍患者に対する麻薬の処方	※	
				820101269	訪問が必要であった理由(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2):悪性腫瘍患者に対する麻薬以外の処方	※	
				820101270	訪問が必要であった理由(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2):悪性腫瘍以外の患者に対する麻薬の処方	※	

項番	区分	調剤行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセのみ記載	令和8年6月1日適用
				830100914	訪問が必要であった理由(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2):その他:*****		※
31	15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2	(在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導費を算定していない月に在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2を算定する場合) 直近の在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導費を算定した年月日を記載すること。	850100383	直近算定年月日(訪問薬剤管理指導):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
32	15の2	夜間訪問加算 休日訪問加算 深夜訪問加算	処方箋を受け付けた年月日及び時刻、訪問指導した年月日及び時刻を記載すること。	850190262	保険医から訪問指示があった年月日(夜間訪問加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				851100071	保険医から訪問指示があった時刻(夜間訪問加算):hh"時"mm"分"		
				850190263	訪問指導年月日(夜間訪問加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				851100072	訪問指導時刻(夜間訪問加算):hh"時"mm"分"		
				850190264	保険医から訪問指示があった年月日(休日訪問加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				851100073	保険医から訪問指示があった時刻(休日訪問加算):hh"時"mm"分"		
				850190265	訪問指導年月日(休日訪問加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				851100074	訪問指導時刻(休日訪問加算):hh"時"mm"分"		
				850190266	保険医から訪問指示があった年月日(深夜訪問加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				851100075	保険医から訪問指示があった時刻(深夜訪問加算):hh"時"mm"分"		
				850190267	訪問指導年月日(深夜訪問加算):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				851100076	訪問指導時刻(深夜訪問加算):hh"時"mm"分"		
			当該訪問が必要であった理由を選択し記載すること。	820101271	訪問が必要であった理由(夜間・休日・深夜訪問加算):末期の悪性腫瘍患者であるため		
				820101272	訪問が必要であった理由(夜間・休日・深夜訪問加算):注射による麻薬の投与が必要な患者であるため		
33	15の4	退院時共同指導料	指導年月日、共同して指導を行った患者が入院する保険医療機関の保険医等の氏名及び保険医療機関の名称並びに退院後の在宅医療を担う保険医療機関の名称を記載すること。	850100385	指導年月日(退院時共同指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				830100450	患者が入院している保険医療機関の保険医等の氏名(退院時共同指導料):****		
				830100451	患者が入院している保険医療機関名(退院時共同指導料):*****		
				830100452	退院後の在宅医療を担う保険医療機関名(退院時共同指導料):*****		
34	15の5	服薬情報等提供料3	情報提供先の保険医療機関の名称及び診療科名を記載すること。 なお、情報提供先の保険医療機関の名称について、複数の保険医療機関に対して服薬情報等の提供を行った場合は各保険医療機関の名称を記載すること。診療科名については、同一保険医療機関の複数の診療科に対して服薬情報等の提供を行った場合に各診療科名を記載すること。	830100638	情報提供先の保険医療機関名(服薬情報等提供料3):*****		
				830100639	情報提供先の診療科名(服薬情報等提供料3):*****		
35	15の8	在宅移行初期管理料	(計画的な訪問薬剤管理指導を実施する前であって別の日に患者を訪問して実施した場合)訪問を実施した日付について、記載すること。 特に重点的な服薬支援を行う必要性があると判断した対象患者を選択し記載すること。	850190270	訪問を実施した年月日(在宅移行初期管理料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820101289	対象患者(在宅移行初期管理料):認知症患者、精神障害者である患者など自己による服薬管理が困難な患者		
				820101290	対象患者(在宅移行初期管理料):障害児である18歳未満の患者		
				820101291	対象患者(在宅移行初期管理料):6歳未満の乳幼児		
				820101292	対象患者(在宅移行初期管理料):末期のがん患者		
				820101293	対象患者(在宅移行初期管理料):注射による麻薬の投与が必要な患者		
36	15の9	訪問薬剤管理医師同時指導料	算定の対象となる訪問指導を行った年月日を記載すること。また、同時訪問した保険医の保険医療機関の名称を記載すること。	850100608	訪問指導年月日(訪問薬剤管理医師同時指導料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				830100987	同時訪問した保険医の保険医療機関の名称(訪問薬剤管理医師同時指導料):*****		※
37	15の10	複数名薬剤管理指導訪問料	算定の対象となる訪問指導を行った年月日を記載すること。 また、処方医が複数名訪問が必要であると判断した建目について、処方箋の記載により確認した旨又は疑義照会により確認した旨を記載すること。	850100610	訪問指導年月日(複数名薬剤管理指導訪問料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				820101937	処方箋記載により確認(複数名薬剤管理指導訪問料)		※
				820101938	疑義照会により確認(複数名薬剤管理指導訪問料)		※
38	—	一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品又はバイオ後続品を調剤しなかった場合	(一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品又はバイオ後続品を調剤しなかった場合) その理由について、「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品又はバイオ後続品なし」又は「その他」から最も当てはまる理由をひとつ記載すること。	820100373	後発医薬品又はバイオ後続品を調剤しなかった理由:患者の意向		
				820100374	後発医薬品又はバイオ後続品を調剤しなかった理由:保険薬局の備蓄		
				820100375	後発医薬品又はバイオ後続品を調剤しなかった理由:後発医薬品又はバイオ後続品なし		
				820100376	後発医薬品又はバイオ後続品を調剤しなかった理由:その他		
39		長期収載品の選定療養に関する取扱い	(長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合) 理由のうち、該当するものを記載すること。 ①医療上の必要があると医師又は歯科医師が判断したため ・ 長期収載品と後発医薬品で事実上承認された効能・効果に差異がある場合であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると医師又は歯科医師が判断する場合。 ・ 当該患者が後発医薬品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと医師又は歯科医師が判断する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。 ・ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されており、それを踏まえ、医師又は歯科医師が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。 ・ 後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違いにより、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。 ②後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違いにより、長期収載品を調剤する必要があると薬剤師が判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない。 ③後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合。	820101325	医療上の必要があると医師又は歯科医師が判断したため(処方箋の「変更不可(医療上必要)」欄に「レ」又は「×」の記載があった場合等)		
				820101326	剤形上の違いにより、長期収載品を調剤する必要があると薬剤師が判断したため		
				820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため		

項番	区分	調剤行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和8年 6月1日 適用
40	—	長期の旅行等特殊の事情がある場合に、必要があると認められ、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与された場合は、処方箋の備考欄に記載されている長期投与の理由について、「海外への渡航」、「年末・年始又は連休」又は「その他」からもっとも当てはまるものをひとつ記載すること。「その他」を選択した場合は具体的な理由を記載すること。		820100795	長期投与の理由:海外への渡航(年末・年始又は連休に該当するものは除く。)		
				820100796	長期投与の理由:年末・年始又は連休		
				830100453	長期投与の理由:その他理由:*****		
41	—	63枚を超えて鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤(ただし、麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除く。)が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合	63枚を超えて鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤(ただし、麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除く。以下同じ。)が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合は、処方医が当該貼付剤の投与が必要であると判断した趣旨について、処方箋の記載により確認した旨又は疑義照会により確認した旨を記載すること。	820100377	処方箋記載により確認(63枚を超えて鎮痛・消炎に係る貼付剤が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合)		
				820100378	疑義照会により確認(63枚を超えて鎮痛・消炎に係る貼付剤が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合)		
42	—	栄養保持を目的とした医薬品が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合	栄養保持を目的とした医薬品が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合は、手術後の患者に栄養保持を目的とした医薬品を投与した旨又は経管により栄養補給を行っている患者に栄養保持を目的とした医薬品を投与した旨、処方医が当該栄養保持を目的とした医薬品の投与が必要であると判断した理由について処方箋の記載により確認した患者はその旨又は疑義照会により確認した旨を記載すること。	820101929	処方箋記載により確認(栄養保持を目的とした医薬品が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合)		※
				820101930	疑義照会により確認(栄養保持を目的とした医薬品が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合)		※
43	—	介護保険に相当するサービスを行った場合に、当該患者が要介護者又は要支援者である場合	居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費により訪問指導を行った日を記載すること。 要支援度及び要介護度(月末時点)を選択し、記載すること。	850190271	訪問指導年月日(居宅療養管理指導費等):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		
				820101294	要支援1		
				820101295	要支援2		
				820101296	要介護1		
				820101297	要介護2		
				820101298	要介護3		
				820101299	要介護4		
				820101300	要介護5		
44	-	プログラム医療機器の評価療養に関する取扱い	「器評」と記載し、当該プログラム医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。	820000095	(器評)		
				820101251	第1段階承認後のプログラム医療機器		
				820101252	チャレンジ申請による再評価を目指すプログラム医療機器		
45	—	プログラム医療機器の選定療養に関する取扱い	「器選」と記載し、当該プログラム医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。	820101253	(器選)		
				820101254	保険適用期間を超えたプログラム医療機器		
46	10の2	調剤管理料	(内服薬が長期処方(28日以上)とされている患者であって、減数調剤を行うことにより、実際の調剤する内服薬の投与日数が1日分以上かつ27日分以下となり、調剤管理料1のイを算定する場合)減数調剤を実施した年月日、減数調剤を実施した薬剤名及び調整前の日数を記載すること。	850100617	減数調剤を実施した年月日(調剤管理料1のイ):(元号)yy"年"mm"月"dd"日		※
				830100999	減数調剤を実施した薬剤名(調剤管理料1のイ):****		※
				842100125	調整前の日数(調剤管理料1のイ):****"日分"		※
47	-	近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品を調剤する場合	(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第16号に基づき、近視の進行抑制を効能又は効果とした医薬品を選定療養として支給した場合)薬剤名を記載すること。	830101000	薬剤名(近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品):*****		※

※「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。

※「記載事項」欄の記載事項は、「摘要」欄へ記載するものであること。

※「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」に基づき請求する場合、「紙レセのみ記載」列の○の記載事項については、請求上、該当する「レセプト電算処理システム用コード」の記録により必然的に記載される内容になるので、別途コメントとしての記載は不要であること。

別表Ⅱ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(薬価基準)

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
1	アイザベイ硝子体内注射液20mg/mL		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「眼底自発蛍光検査や眼底三次元画像解析を用いて、投与開始時に加え投与中には定期的に地図状萎縮の中心窩への拡大の有無を評価した上で、治療上の有益性と危険性を十分に勘案し、本剤の投与の適否を慎重に判断すること。」とされており、その他の注意において、「地図状萎縮の中心窩への拡大が認められた試験者では、持続性視力喪失のハザード比の信頼性において、本剤群と sham 群の間に差は認められなかった。」とされているので、地図状萎縮の中心窩への拡大に関する評価を実施した際の診療報酬明細書の摘要欄に、当該評価の結果を記載すること。	830600196	地図状萎縮の中心窩への拡大に関する評価の結果(アイザベイ硝子体内注射液20mg/mL) :*****	○
2	アイモビーグ皮下注70mgペン		本製剤に関する治療の責任者として配置されている医師について、以下のアに該当し、イ～オのいずれかの学会の専門医の認定を有していることとされているため、投与開始に当たっては、以下のア～オのうち該当するものを記載すること(「医師要件ア」から「医師要件オ」までのうち該当するものを全て記載)。 ア 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に、頭痛を呈する疾患の診療に 5 年以上の臨床経験を有している。 イ 日本神経学会 ウ 日本頭痛学会 エ 日本内科学会(総合内科専門医) オ 日本脳神経外科学会 投与開始前3ヶ月以上における1ヶ月あたりの片頭痛日数(片頭痛又は片頭痛の疑いが起こった日数)の平均を記載すること。 投与の要否の判断にあたっては、本剤投与前の片頭痛発作の発症抑制薬による治療の状況を記載すること。 (「前治療要件ア」から「前治療要件エ」のうち該当するものを全て記載)。 ア 非薬物療法及び片頭痛発作の急性期治療等を既に実施している患者であり、それらの治療を適切に行っても日常生活に支障をきたしている。 イ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、効果が十分に得られず使用又は継続ができない。 ウ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、忍容性が低く使用又は継続ができない。 エ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、禁忌、又は副作用等の観点から安全性への強い懸念があり使用又は継続ができない。 投与開始後3ヶ月(3回投与後)を目安に治療上の有益性を評価して症状の改善が認められない場合には、本剤の投与中止を考慮することとされているため、当該評価を実施した際に、症状の改善が認められた旨を記載すること。	820600001 820600002 820600003 820600004 820600005 842600001 820600006 820600007 820600008 820600009 820600010	医師要件ア(アイモビーグ皮下注70mgペン) 医師要件イ(アイモビーグ皮下注70mgペン) 医師要件ウ(アイモビーグ皮下注70mgペン) 医師要件エ(アイモビーグ皮下注70mgペン) 医師要件オ(アイモビーグ皮下注70mgペン) 投与開始前3ヶ月以上における1ヶ月あたりの片頭痛日数(片頭痛又は片頭痛の疑いが起こった日数)の平均(アイモビーグ皮下注70mgペン) :***** 前治療要件ア(アイモビーグ皮下注70mgペン) 前治療要件イ(アイモビーグ皮下注70mgペン) 前治療要件ウ(アイモビーグ皮下注70mgペン) 前治療要件エ(アイモビーグ皮下注70mgペン) 投与開始後3ヶ月(3回投与後)症状の改善が認められた(アイモビーグ皮下注70mgペン)	
3	アキラルックス点滴静注250mg		投与が必要と判断した理由を記載すること。	830600115	投与が必要と判断した理由(アキラルックス点滴静注250mg) :*****	
4	アクトヒブ		ベグセタコブラン又はイブタコバン塩酸塩水和物の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること(同一の診療報酬明細書においてベグセタコブラン又はイブタコバン塩酸塩水和物の投与が確認できる場合を除く)。	850600157 850600158	ベグセタコブラン又はイブタコバン塩酸塩水和物の投与を行った年月日(アクトヒブ) : (元号)yy'年'mm'月'dd'日 ベグセタコブラン又はイブタコバン塩酸塩水和物の投与を行う予定の年月日(アクトヒブ) : (元号)yy'年'mm'月'dd'日	
5	アコファイド錠100mg	機能的ディスペシアにおける食後膨満感、上腹部膨満感、早期満腹感	「機能的ディスペシアにおける食後膨満感、上腹部膨満感、早期満腹感」と診断された場合に限り算定できること。また、その場合には、診療報酬明細書の傷病名に「機能的ディスペシア」を用いること。 診療報酬明細書の記載に当たっては、上部消化管内視鏡検査等の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600001 850600002	上部消化管内視鏡検査等の実施年月日(アコファイド錠100mg) : (元号)yy'年'mm'月'dd'日 上部消化管内視鏡検査等の実施年月日(初回投与)(アコファイド錠100mg) : (元号)yy'年'mm'月'dd'日	
6	アジョビ皮下注225mgシリンジ アジョビ皮下注225mgオートインジェクター		本製剤に関する治療の責任者として配置されている医師について、以下のアに該当し、イ～エのいずれかの学会の専門医の認定を有していることとされているため、投与開始に当たっては、以下のア～エのうち該当するものを記載すること(「医師要件ア」から「医師要件オ」までのうち該当するものを全て記載)。 ア 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に、頭痛を呈する疾患の診療に 5 年以上の臨床経験を有している。 イ 日本神経学会 ウ 日本頭痛学会 エ 日本内科学会(総合内科専門医) オ 日本脳神経外科学会 投与開始前3ヶ月以上における1ヶ月あたりの片頭痛日数(片頭痛又は片頭痛の疑いが起こった日数)の平均を記載すること。 投与の要否の判断にあたっては、以下のアに該当し、イ～エのいずれかを満たす患者であることを確認することとされているため、投与前の片頭痛発作の発症抑制薬による治療の状況を記載すること(「前治療要件ア」から「前治療要件エ」のうち該当するものを全て記載)。 ア 非薬物療法及び片頭痛発作の急性期治療等を既に実施している患者であり、それらの治療を適切に行っても日常生活に支障をきたしている。 イ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、効果が十分に得られず使用又は継続ができない。 ウ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、忍容性が低く使用又は継続ができない。 エ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、禁忌、又は副作用等の観点から安全性への強い懸念があり使用又は継続ができない。 4週間に1回投与の場合は本剤投与開始後3ヶ月(3回投与後)、12週間に1回投与の場合は本剤投与開始後3ヶ月(1回投与後)又は6ヶ月(2回投与後)を目安に治療上の有益性を評価して症状の改善が認められない場合には、本剤の投与中止を考慮することとされているため、当該評価を実施した際に、症状の改善が認められた旨を記載すること。	820600011 820600012 820600013 820600014 820600015 842600002 820600016 820600017 820600018 820600019 820600226 820600227 820600228	医師要件ア(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 医師要件イ(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 医師要件ウ(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 医師要件エ(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 医師要件オ(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 投与開始前3ヶ月以上における1ヶ月あたりの片頭痛日数(片頭痛又は片頭痛の疑いが起こった日数)の平均(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) :***** 前治療要件ア(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 前治療要件イ(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 前治療要件ウ(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 前治療要件オ(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 4週間に1回投与の場合であって、投与開始後3ヶ月(3回投与後)症状の改善が認められた(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 12週間に1回投与の場合であって、投与開始後3ヶ月(1回投与後)症状の改善が認められた(アジョビ皮下注225mgシリンジ等) 12週間に1回投与の場合であって、投与開始後6ヶ月(2回投与後)症状の改善が認められた(アジョビ皮下注225mgシリンジ等)	
7	アドセトリス点滴静注用50mg		CD30抗原が陽性であることを確認した検査の実施年月日について記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。 (平成 30 年 9 月 20 日以前に既に本製剤の投与を受けている患者に対しては、本通知前からの投与継続患者である旨(「投与継続患者」と記載)及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月日を記載すること。)	850600003 850600004 820600002 850600005 820600255	CD30抗原が陽性であることを確認した検査の実施年月日(アドセトリス点滴静注用50mg) : (元号)yy'年'mm'月'dd'日 CD30抗原が陽性であることを確認した検査の実施年月日(初回投与)(アドセトリス点滴静注用50mg) : (元号)yy'年'mm'月'dd'日 投与継続患者(アドセトリス点滴静注用50mg) 初めて投与した年月日(アドセトリス点滴静注用50mg) : (元号)yy'年'mm'月'dd'日 医師要件ア(アドトラザーグ皮下注150mgシリンジ等)	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
8	アドララーザ皮下注150mgシリンジ アドララーザ皮下注300mgペン	アトピー性皮膚炎	本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。なお、本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件I」と記載) イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、5年以上の皮膚科診療の臨床研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、6年以上の臨床経験を有し、そのうち3年以上はアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 2) 次に掲げる本剤投与前の抗炎症外用薬による治療の状況のうち該当するもの(「前治療要件A」又は「前治療要件I」と記載) ア 成人アトピー性皮膚炎患者であって、アトピー性皮膚炎診療ガイドラインで重症度に応じた推奨されるステロイド外用薬(ストロングクラス以上)やカルシニューリン阻害外用薬による適切な治療を直近の6カ月以上行っている。 イ 成人アトピー性皮膚炎患者であって、ステロイド外用薬やカルシニューリン阻害外用薬に対する過敏症、顕著な局所性副作用又は全身性副作用により、これらの抗炎症外用薬のみによる治療の継続が困難である。 3) 疾患活動性の状況として、次に掲げるすべての項目の数値 ア IGAスコア イ 全身又は顔頸部のEASIスコア ウ 体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%)	820600256	医師要件I(アドララーザ皮下注150mgシリンジ等)	
				820600257	前治療要件A(アドララーザ皮下注150mgシリンジ等)	
				820600258	前治療要件I(アドララーザ皮下注150mgシリンジ等)	
				830600138	IGAスコア(アドララーザ皮下注150mgシリンジ等):*****	
				830600139	全身のEASIスコア(アドララーザ皮下注150mgシリンジ等):*****	
				830600140	顔頸部のEASIスコア(アドララーザ皮下注150mgシリンジ等):*****	
9	アベクマ点滴静注		本製剤の投与開始に当たっては、次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること。〔施設要件A〕から〔施設要件E〕までのうち該当するものを記載 ア 日本造血・免疫細胞療法学会が定める移植施設認定基準の全ての項目を満たす診療科(認定カテゴリー1)を有する施設 イ 日本造血・免疫細胞療法学会が定める移植施設認定基準のうち、看護部(基準3.3.1及び3.3.2)、移植認定医(基準3.2.1)及び移植コーディネーター(基準3.4.3)以外の全ての項目を満たす診療科(認定カテゴリー2)を有する施設 ウ 日本造血・免疫細胞療法学会が定める移植施設認定基準のうち、看護部(基準3.3.1及び3.3.2)、移植認定医(基準3.2.1)、移植コーディネーター(基準3.4.3)及び移植実績(基準4.1及び4.2)以外の全ての項目を満たす診療科(認定カテゴリー3)を有する施設 エ 本に依る治療の実施設	820600259	施設要件A(アベクマ点滴静注)	
				820600260	施設要件I(アベクマ点滴静注)	
				820600261	施設要件ウ(アベクマ点滴静注)	
				820600262	施設要件E(アベクマ点滴静注)	
10	アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	トランスサイレチニン心アミロイドーシス(野生型及び変異型)	1) 本製剤の投与開始に当たっては、次の要件にすべて該当する旨及びTTR遺伝子検査での病的変異の有無を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 心不全による入院歴又は利尿薬の投与を含む治療を必要とする心不全症状を有すること イ 心不全による臨床試験の心室中隔厚が12mmを超えらること ウ 病理検査所見又はシナグラフィに関する日本循環器学会の最新のガイドライン等の要件を満たすこと	820600373	患者要件A(アムヴトラ皮下注25mgシリンジ)	○
				820600374	患者要件I(アムヴトラ皮下注25mgシリンジ)	○
				820600375	患者要件ウ(アムヴトラ皮下注25mgシリンジ)	○
				830600197	TTR遺伝子検査で病的変異の有無(アムヴトラ皮下注25mgシリンジ):*****	○
				830600141	本製剤の使用が適切と判断した理由(アリセプト錠3mg等):	
				850600159	投与継続の検討を行った年月日(アリセプト錠3mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
11	アリセプト錠3mg アリセプト錠5mg アリセプト錠10mg アリセプトD錠3mg アリセプトD錠5mg アリセプトD錠10mg アリセプト錠0.5% アリセプト内服ゼリー3mg アリセプト内服ゼリー5mg アリセプト内服ゼリー10mg アリセプトドライシロップ1% 後発品のドネペジル塩酸塩製剤		(本製剤をレビー小体型認知症における認知症状の進行抑制に用いる場合) 次の事項を記載すること。 ① 効能又は効果に関連する使用上の注意において「本剤は、認知症治療に精通し、〔17. 臨床成績〕の項の内容について十分に理解した医師又はその指導の下で、レビー小体型認知症の臨床診断基準に基づき、適切な症状観察や検査等によりレビー小体型認知症と診断され、本剤の使用が適切と判断された患者にのみ使用すること。」とされていることから、適切な症状観察や検査等によりレビー小体型認知症と診断され、本製剤の臨床試験成績も踏まえた上で、本製剤の使用が適切と判断された患者に対して使用した場合に限り算定できる。レビー小体型認知症と診断され、本製剤の使用が適切と判断した理由(最新のガイドラインに基づいた診断内容及び臨床試験成績を理解した上で本剤投与が適切と判断した旨)を記載すること。 ② 用法及び用量において「投与開始12週間後までを目安に、認知機能検査、患者及び家族・介護者から自他覚症状の聴取等による有効性評価を行い、認知機能、精神症状・行動障害、日常生活動作等を総合的に評価してベネフィットがリスクを上回ると判断できない場合は、投与を中止すること。」とされていることから、投与開始12週間後までに有効性評価を行い、投与継続の検討を行った年月日、本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由(認知機能検査、患者及び家族・介護者から自他覚症状の聴取等による有効性評価を行い、認知機能、精神症状・行動障害、日常生活動作等を総合的に評価し、ベネフィットがリスクを上回ると判断した内容)を記載すること。 ③ 用法及び用量において「投与開始12週間後までの有効性評価の結果に基づき投与継続を判断した場合であっても、定期的に有効性評価を行い、投与継続の可否を判断すること。」とされていることから、投与開始12週間後までの有効性評価後に投与を継続する場合は、投与継続の検討を行った直近の年月日、本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由(認知機能検査、患者及び家族・介護者から自他覚症状の聴取等による有効性評価を行い、認知機能、精神症状・行動障害、日常生活動作等を総合的に評価し、ベネフィットがリスクを上回ると判断した内容)を記載すること。	830600142	本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由(アリセプト錠3mg等):*****	
				850600160	投与継続の検討を行った直近の年月日(投与開始12週間後までの有効性評価後に投与を継続する場合)(アリセプト錠3mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				830600143	本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由(投与開始12週間後までの有効性評価後に投与を継続する場合)(アリセプト錠3mg等):*****	
				850600006	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(アルンブリグ錠30mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600007	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(アルンブリグ錠30mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
12	アルンブリグ錠30mg アルンブリグ錠90mg		ALK 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600008	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(アレセンサカプセル150mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
13	アレセンサカプセル150mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK 融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600009	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(アレセンサカプセル150mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				830600002	投与が適切と判断した理由(アロフィセル注):*****	
				830600003	既存治療薬による治療として使用していた薬剤の品名(アロフィセル注):*****	
				830600004	既存治療薬による治療として使用していた薬剤の使用期間(アロフィセル注):*****	
14	アロフィセル注		本製剤の効能・効果又は性能において、「非活動期又は軽症の活動期クローン病患者における複発再発の治療。ただし、少なくとも1つの既存治療薬による治療を行っても効果が不十分な場合に限る。」及び用法及び用量又は使用方法に関連する使用上の注意において、「本品を再投与した臨床成績は得られておらず、疼痛の状態を十分に確認した上で、再投与の要否を慎重に判断すること。」とされていることから、このような場合に限り算定できるものであり、次の事項を記載すること。 ア 本製剤の投与が適切と判断した理由 イ 既存治療薬による治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間 ウ 本製剤の投与回数(1回目又は2回目と記載する)	820600022	投与回数1回目(アロフィセル注)	
				820600023	投与回数2回目(アロフィセル注)	
				820600024	施設要件A(イェスカルタ点滴静注)	
				820600025	施設要件I(イェスカルタ点滴静注)	
15	イェスカルタ点滴静注		投与開始に当たっては、次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること。〔施設要件A〕又は〔施設要件I〕と記載 ア 日本造血・免疫細胞療法学会が定める移植施設認定基準の全ての項目を満たす診療科(認定カテゴリー1)を有する施設 イ 認定カテゴリー1に準ずる診療科(認定基準のうち、移植コーディネーターの配置に係る基準以外を満たす診療科)を有する施設	830600005	手術時に使用した理由(イデルビオン静注用250等):*****	
				820600376	施設要件A(イブグルース皮下注)	○
16	イデルビオン静注用250 イデルビオン静注用500 イデルビオン静注用1000 イデルビオン静注用2000 イデルビオン静注用3500		手術時における血液凝固第Ⅲ因子製剤の使用に当たっては、術前に予想される投与回数を考慮した上で適切な製剤を選択することとし、本剤を手術時に使用した場合には、その理由を記載すること。	830600005	手術時に使用した理由(イデルビオン静注用250等):*****	
				820600376	施設要件A(イブグルース皮下注)	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
17	イブグリース皮下注250mgオートインジェクター イブグリース皮下注 250mg シリンジ	アトピー性皮膚炎	本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当する施設(「施設要件ア」から「施設要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 成人アトピー性皮膚炎患者又は小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に、5年以上の皮膚科診療の臨床研修を行っていること。 イ 成人アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に6年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、アトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 ウ 小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修及び3年以上のアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を含む6年以上の臨床経験を有していること。 2) 本剤投与前の抗炎症外用薬による治療の状況(「前治療要件ア」又は「前治療要件イ」と記載) ア 12歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、アトピー性皮膚炎診療ガイドラインで重症度に応じて推奨されるステロイド外用薬(ス-strongクラス以上)やカルシニューリン阻害外用薬による適切な治療を直近の6か月以上行っていること。 イ 12歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、ステロイド外用薬やカルシニューリン阻害外用薬に対する過敏症、顕著な局所性副作用若しくは全身性副作用により、これらの抗炎症外用薬のみによる治療の継続が困難。 3) 疾患活動性の状況として、次に掲げるすべての項目の数値 ア IGAスコア イ 全身又は顔頸部のEASIスコア ウ 体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%) 4) 小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合、次に掲げる数値 ア 体重(kg)	820600377	施設要件イ(イブグリース皮下注)	○
				820600378	施設要件ウ(イブグリース皮下注)	○
				820600379	前治療要件ア(イブグリース皮下注)	○
				820600380	前治療要件イ(イブグリース皮下注)	○
				830600198	IGAスコア(イブグリース皮下注):*****	○
				830600199	全身のEASIスコア(イブグリース皮下注):*****	○
				830600200	顔頸部のEASIスコア(イブグリース皮下注):*****	○
				842600072	体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%) (イブグリース皮下注):*****	○
				842600044	体重(小児アトピー性皮膚炎患者に投与の場合)(kg) (イブグリース皮下注):*****	○
				18	イブトロジカプセル200mg	
850600226	ROS1融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(イブトロジカプセル200mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○				
850600011	ホルモン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(イブランス錠25mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日					
850600012	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(イブランスカプセル25mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日					
19	イブランス錠25mg イブランス錠125mg		ホルモン受容体陽性、HER2陰性であることを確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600013	ホルモン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(イブランス錠25mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600014	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(イブランスカプセル25mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
20	イベニティ皮下注105mgシリンジ		(12ヵ月投与した後に本製剤を再投与する場合) 再投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。 ア 骨折の危険性が高いと判断した理由 イ 本製剤を再投与するまでに投与した骨粗鬆症治療薬の品名	830600006	骨折の危険性が高いと判断した理由(イベニティ皮下注105mgシリンジ):*****	
				830600007	再投与するまでに投与した骨粗鬆症治療薬の品名(イベニティ皮下注105mgシリンジ):*****	
	切除不能な局所進行の非小細胞肺癌における根治的化学放射線療法後の維持療法	切除不能な局所進行の非小細胞肺癌における根治的化学放射線療法後の維持療法	次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること(「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載)。 ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など) イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など) エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するものを記載すること(「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載)。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。	820600381	切除不能な局所進行の非小細胞肺癌における根治的化学放射線療法後の維持療法(イミフィンジ点滴静注120mg等)	○
				820600026	施設要件ア(イミフィンジ点滴静注120mg等)	
				820600027	施設要件イ(イミフィンジ点滴静注120mg等)	
				820600028	施設要件ウ(イミフィンジ点滴静注120mg等)	
				820600029	施設要件エ(イミフィンジ点滴静注120mg等)	
				820600030	施設要件オ(イミフィンジ点滴静注120mg等)	
				820600229	医師要件ア(イミフィンジ点滴静注120mg等)	
				820600230	医師要件イ(イミフィンジ点滴静注120mg等)	
					進展型小細胞肺癌 限局型小細胞肺癌における根治的化学放射線療法後の維持療法	進展型小細胞肺癌 限局型小細胞肺癌における根治的化学放射線療法後の維持療法
820600026	施設要件ア(イミフィンジ点滴静注120mg等)					
820600027	施設要件イ(イミフィンジ点滴静注120mg等)					
820600028	施設要件ウ(イミフィンジ点滴静注120mg等)					
820600029	施設要件エ(イミフィンジ点滴静注120mg等)					
820600030	施設要件オ(イミフィンジ点滴静注120mg等)					
820600229	医師要件ア(イミフィンジ点滴静注120mg等)					
820600230	医師要件イ(イミフィンジ点滴静注120mg等)					

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
21	イミフィンジ点静注120mg イミフィンジ点静注500mg	切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）。 ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	820600027	施設要件イ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600028	施設要件ウ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600029	施設要件エ（イミフィンジ点静注120mg等）	
			次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するものを記載すること（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。	820600030	施設要件オ（イミフィンジ点静注120mg等）	
			本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与を行った旨を記載すること（「併用投与ア」と記載）。 ア トレメリウムマブ（遺伝子組換え）及び白金製剤（シスプラチン又はカルボプラチン）との併用投与	820600229	医師要件ア（イミフィンジ点静注120mg等）	
			本製剤を「併用投与ア」により併用する場合は、EGFR遺伝子変異陰性及びALK融合遺伝子陰性の患者において有効性が示されているので、EGFR遺伝子変異陰性及びALK融合遺伝子陰性を確認した検査の実施年月日を記載すること。	820600230	医師要件イ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600263	併用投与ア（イミフィンジ点静注120mg等）	
				850600162	EGFR遺伝子変異陰性を確認した検査の実施年月日（イミフィンジ点静注120mg等）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600163	ALK融合遺伝子陰性を確認した検査の実施年月日（イミフィンジ点静注120mg等）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
		切除不能な肝細胞癌	次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）。 ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	820600384	切除不能な肝細胞癌（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600026	施設要件ア（イミフィンジ点静注120mg等）	
			次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するものを記載すること（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肝細胞癌のがん薬物療法を含む肝臓病学の臨床研修を行っていること。	820600027	施設要件イ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600028	施設要件ウ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600029	施設要件エ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600030	施設要件オ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600229	医師要件ア（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600230	医師要件イ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600263	併用投与ア（イミフィンジ点静注120mg等）	
		治療切除不能な胆道癌	次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）。 ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	820600385	治療切除不能な胆道癌（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600026	施設要件ア（イミフィンジ点静注120mg等）	
			次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するものを記載すること（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、胆道癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600027	施設要件イ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600028	施設要件ウ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600029	施設要件エ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600030	施設要件オ（イミフィンジ点静注120mg等）	
			本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与を行った旨を記載すること（「併用投与ア」と記載）。 ア ゲムシタン塩酸塩及びシスプラチンとの併用投与	820600229	医師要件ア（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600230	医師要件イ（イミフィンジ点静注120mg等）	
				820600263	併用投与ア（イミフィンジ点静注120mg等）	
		進行・再発の子宮体癌	次に掲げる施設のうち、該当するものを（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	820600386	進行・再発の子宮体癌（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600026	施設要件ア（イミフィンジ点静注120mg等）	○
			次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、婦人科腫瘍のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600027	施設要件イ（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600028	施設要件ウ（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600029	施設要件エ（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600030	施設要件オ（イミフィンジ点静注120mg等）	○
			本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与のうち、該当するもの（「併用投与ア」又は「併用投与イ」と記載及び「併用投与イ」に該当する場合は、その理由） ア カルボプラチン及びパクリタキセルとの併用投与 イ カルボプラチン及びドセタキセル水和物との併用投与	820600229	医師要件ア（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600230	医師要件イ（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600263	併用投与ア（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600404	併用投与イ（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600396	非小細胞肺癌における術前・術後補助療法（イミフィンジ点静注120mg等）	○
				820600026	施設要件ア（イミフィンジ点静注120mg等）	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
		非小細胞肺癌における術前・術後補助療法	次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。 本製剤を術前補助療法において他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与のうち、該当するもの（「併用投与ア」から「併用投与ウ」までのうち該当するものを記載） ア カルボプラチン及びビクリクシケルとの併用投与 イ 白金製剤（シスプラチン又はカルボプラチン）及びゲムシタビン塩酸塩との併用投与 ウ 白金製剤（シスプラチン又はカルボプラチン）及びベメトレキセドナトリウムとの併用投与	820600027	施設要件イ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600028	施設要件ウ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600029	施設要件エ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600030	施設要件オ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600229	医師要件ア（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600230	医師要件イ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600263	併用投与ア（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600404	併用投与イ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600406	併用投与ウ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
		膀胱癌における術前・術後補助療法	次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に泌尿器科学の4年以上の臨床経験を有していること。うち、2年以上は、膀胱癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。 製剤を術前補助療法において他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与を行った旨（「併用投与ア」と記載） ア ゲムシタビン塩酸塩及びシスプラチンとの併用投与	820600407	膀胱癌における術前・術後補助療法（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600026	施設要件ア（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600027	施設要件イ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600028	施設要件ウ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600029	施設要件エ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600030	施設要件オ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600229	医師要件ア（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600230	医師要件イ（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
				820600263	併用投与ア（イミフィンジ点滴静注120mg等）	○
22	イラリス皮下注射液150mg	全身型若年性特発性関節炎 成人発症スチル病	本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 他の生物製剤として使用していた薬剤の品名及び使用期間 ② 本製剤の投与が必要と判断した理由	830600202	他の生物製剤として使用していた薬剤の品名（イラリス皮下注射液150mg）：*****	○
				830600203	他の生物製剤として使用していた薬剤の使用期間（イラリス皮下注射液150mg）：*****	○
				830600204	投与が必要と判断した理由（イラリス皮下注射液150mg）：*****	○
				820600264	施設要件ア（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600265	施設要件イ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600266	施設要件ウ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600267	施設要件エ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600268	施設要件オ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600269	施設要件カ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600270	施設要件キ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600271	施設要件ク（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600272	施設要件ケ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600273	施設要件コ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				820600274	施設要件サ（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）	
				830600145	連携施設名（施設要件キ、ケ又はサに該当）（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）：*****	
				830600146	連携施設の所在地（施設要件キ、ケ又はサに該当）（ウゴビー皮下注0. 25mg SD等）：*****	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
23	ウゴビー皮下注0.25mg SD ウゴビー皮下注0.5mg SD ウゴビー皮下注1.0mg SD ウゴビー皮下注1.7mg SD ウゴビー皮下注2.4mg SD ウゴビー皮下注0.25mgペン 1.0MD ウゴビー皮下注0.5mgペン 2.0MD ウゴビー皮下注1.0mgペン 4.0MD ウゴビー皮下注1.7mgペン 6.8MD ウゴビー皮下注2.4mgペン 9.6MD		(本製剤の投与開始の場合) 次の事項を記載すること ① 次に掲げる標榜診療科名のうち該当するもの(「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものをすべて記載) ア 内科 イ 循環器内科 ウ 内分泌内科 エ 代謝内科 オ 糖尿病内科 ② 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件力」から「施設要件サ」までのうち該当するものを記載)及び「施設要件キ」、「施設要件ケ」又は「施設要件サ」に該当する場合は、連携施設名及び所在地 カ 日本循環器学会の専門医を有する自施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる キ 日本循環器学会の専門医を有する連携施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる ク 日本糖尿病学会の専門医を有する自施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる ケ 日本糖尿病学会の専門医を有する連携施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる コ 日本内分泌学会の専門医を有する自施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる サ 日本内分泌学会の専門医を有する連携施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる ③ 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件シ」から「施設要件セ」までのうち該当するものを記載) シ 日本循環器学会の教育研修施設 ス 日本糖尿病学会の教育研修施設 セ 日本内分泌学会の教育研修施設 ④ 常勤の管理栄養士の免許証番号 ⑤ 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件ア」又は「医師要件イ」に記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病並びに肥満症の診療に5年以上の臨床研修を有していること。 イ 医師免許取得後、満7年以上の臨床経験を有し、そのうち5年以上は高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病並びに肥満症の臨床研修を行っていること。 ⑥ 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件ウ」から「医師要件オ」までのうち該当するものをすべて記載) ウ 日本循環器学会の専門医 エ 日本糖尿病学会の専門医 オ 日本内分泌学会の専門医 ⑦ 次に掲げる患者の要件のうち、該当するもの(「患者要件ア」～「患者要件ウ」までのうち該当するものをすべて記載) ア 高血圧 イ 脂質異常症 ウ 2型糖尿病 ⑧ 次に掲げる患者の要件のうち、該当するもの(「患者要件エ」又は「患者要件オ」に記載) エ BMIが27kg/m2以上であり、2つ以上の肥満に関連する健康障害を有する オ BMIが35kg/m2以上 ⑨ ⑧の「患者要件エ」に該当する場合は、次に掲げる肥満に関連する健康障害のうち、該当するもの(「患者要件力」～「患者要件タ」までのうち該当するものをすべて記載) 力 耐糖能障害(2型糖尿病・耐糖能異常など) キ 脂質異常症 ク 高血圧 ケ 高度脂血症・痛風 コ 冠動脈疾患 サ 脳梗塞 シ 非アルコール性脂肪性肝疾患 ス 月経異常・不妊 セ 閉塞性睡眠時無呼吸症候群・肥満低換気症候群 ソ 運動器疾患 タ 肥満関連臓器病 ⑩ 食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日 ⑪ ⑩の治療計画に基づく食事療法において、管理栄養士による栄養指導を少なくとも6か月以上受けたことがわかるすべての年月日 ⑫ 合併している高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病に対して投与中のすべての医薬品名 ⑬ 本製剤による治療計画(68週以内に投与を中止する計画であることを作成した年月日	820600275 施設要件シ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600276 施設要件ス(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600277 施設要件セ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				830600147 常勤の管理栄養士の免許証番号(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);*****		
				820600278 医師要件ア(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600279 医師要件イ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600280 医師要件ウ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600281 医師要件エ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600282 医師要件オ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600283 患者要件ア(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600284 患者要件イ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600285 患者要件ウ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600286 患者要件エ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600287 患者要件オ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600288 患者要件カ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600289 患者要件キ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600290 患者要件ク(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600291 患者要件ケ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600292 患者要件コ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600293 患者要件サ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600294 患者要件シ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600295 患者要件ス(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600296 患者要件セ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600297 患者要件ソ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				820600298 患者要件タ(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等)		
				850600164 食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		
				850600165 管理栄養士による栄養指導を少なくとも6か月以上受けたことがわかる年月日(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		
				830600148 合併している高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病に対して投与中の医薬品名(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);*****		
				850600166 治療計画(68週以内に投与を中止する計画であることを作成した年月日(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		
				850600167 投与中、管理栄養士による栄養指導を受けた直近の年月日(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		
				842600023 初回投与から起算して、何週目の投与(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);*****		
				842600024 直近の測定値(ア 体重)(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);*****		
				842600025 直近の測定値(イ 血糖)(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);*****		
				842600026 直近の測定値(ウ 血圧)(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);*****		
				842600027 直近の測定値(エ 脂質)(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);*****		
				850600168 測定年月日(ア 体重)(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		
				850600169 測定年月日(イ 血糖)(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		
				850600170 測定年月日(ウ 血圧)(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		
				850600171 測定年月日(エ 脂質)(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		
				830600149 改善傾向が認められた旨(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);*****		
				850600172 投与を中止した年月日(ウゴビー皮下注0. 25mg SD等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日		

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
			〔本製剤の中止後に肥満度の悪化が認められ、本製剤の初回投与開始時と同様に、本剤を投与する施設において適切な治療計画に基づく食事療法・運動療法を実施しても、本製剤の再投与が必要と判断された場合〕 再投与の開始日に次の事項を記載すること。 ① 本製剤の投与を中止した年月日 ② 本製剤の中止後に改めて食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日 ③ ②の治療計画に基づく食事療法において、管理栄養士による栄養指導を少なくとも6か月以上受けたことがわかるすべての年月日 ④ ②の治療計画に基づく食事療法・運動療法を6か月間行いう前に、やむを得ず本製剤の投与を再開する場合はその理由 ⑤ 改めて本製剤による治療計画(68週以内に投与を中止する計画であること)を作成した年月日	850600173	改めて食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日(「ウゴービ皮下注0.25mg SD等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
				850600165	管理栄養士による栄養指導を少なくとも6か月以上受けたことがわかる年月日(「ウゴービ皮下注0.25mg SD等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
				830600150	やむを得ず本製剤の投与を再開するその理由(「ウゴービ皮下注0.25mg SD等」;*****	
				850600174	改めて本製剤による治療計画(68週以内に投与を中止する計画であることを作成した年月日(「ウゴービ皮下注0.25mg SD等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
24	ファイトラックピカプセル25mg ファイトラックピカプセル100mg ファイトラックピカ用液20mg/mL		NTRK 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600015	NTRK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(「ファイトラックピカプセル25mg等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
				850600016	NTRK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(「ファイトラックピカプセル25mg等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
25	ヴァンフリタ錠17.7mg ヴァンフリタ錠26.5mg		FLT3-ITD 変異陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600017	FLT3-ITD変異陽性を確認した検査の実施年月日(ヴァンフリタ錠17.7mg等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
				850600018	FLT3-ITD変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ヴァンフリタ錠17.7mg等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
28	エクロックゲル5%		投与開始に当たっては、多汗症疾患重症度評価尺度(HDSS)を記載すること。	830600011	多汗症疾患重症度評価尺度(HDSS)(エクロックゲル5%);*****	
27	エスボー皮下用24000シリンジ		(貯血量が800mL以上で1週間以上の貯血期間を予定する手術施行患者の自己血貯血の場合) 貯血量、本剤を投与する前の患者の体重及びHb濃度を記載すること。	830600012	貯血量(エスボー皮下用24000シリンジ);*****	
				830600013	投与する前の患者の体重(エスボー皮下用24000シリンジ);*****	
				830600014	Hb濃度(エスボー皮下用24000シリンジ);*****	
28	エスワンタイホウ配合OD錠T20 エスワンタイホウ配合OD錠T25		本製剤の用法及び用量において、「胃癌」にはA法、B法又はC法、結腸・直腸癌にはA法、C法又はD法、頭頸部癌にはA法、非小細胞肺癌にはA法、B法又はC法、手術不能又は再発肺癌にはA法、肺癌にはA法又はC法、胆道癌にはA法、E法又はF法を使用する。」とされていることから、用法・用量を記載すること(「A法」から「F法」までのうち該当するものを記載)。	820600299	A法(エスワンタイホウ配合OD錠T20等)	
				820600300	B法(エスワンタイホウ配合OD錠T20等)	
				820600301	C法(エスワンタイホウ配合OD錠T20等)	
				820600302	D法(エスワンタイホウ配合OD錠T20等)	
				820600303	E法(エスワンタイホウ配合OD錠T20等)	
				820600304	F法(エスワンタイホウ配合OD錠T20等)	
29	エドルミズ錠50mg		以下のアに該当し、イ～エのうち2つ以上を認める患者に使用することとされているため、投与開始に当たっては、以下のア～エのうち該当するものをすべて記載すること。 ア 6ヵ月以内での5%以上の体重減少及び食欲不振 イ 疲労又は倦怠感 ウ 全身の筋力低下 エ CRP値0.5mg/dL超、ヘモグロビン値12g/dL未満又はアルブミン値3.2g/dL未満のいずれか1つ以上	820600031	ア 6ヵ月以内での5%以上の体重減少及び食欲不振(エドルミズ錠50mg)	
				820600032	イ 疲労又は倦怠感(エドルミズ錠50mg)	
				820600033	ウ 全身の筋力低下(エドルミズ錠50mg)	
				820600034	エ CRP値0.5mg/dL超、ヘモグロビン値12g/dL未満又はアルブミン値3.2g/dL未満のいずれか1つ以上(エドルミズ錠50mg)	
				850600019	投与継続の検討を行った直近の年月日(エドルミズ錠50mg」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
30	エフィエント錠2.5mg エフィエント錠3.75mg	虚血性脳血管障害 (大血管アテローム硬化又は小血管の閉塞に伴う)後の再発抑制	効能又は効果に関連する注意において、「[17] 臨床成績」の項の内容を熟知し、有効性についてクロビドグレルに対する非劣性が検証されていないことや臨床試験の対象患者等を十分に理解した上で、本剤投与の適否を判断すること。」とされているので、投与開始に当たっては、本製剤の投与が必要と判断した理由を記載すること。	830600134	投与が必要と判断した理由(エフィエント錠2.5mg等」;*****	
31	エプリスディライシロップ60mg エプリスディ錠5mg		効能・効果に関連する使用上の注意において「遺伝子検査により、SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることが確認された患者に投与すること。」とされているので、SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600020	SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日(エプリスディライシロップ60mg等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
				850600021	SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日(初回投与)(エプリスディライシロップ60mg等」;(元号)yy'年'mm'月'dd'日)	
				830600015	オナセム/ゲン アペル/ルボク(販売名:ジルゲンズ点滴静注)の投与後に本製剤を投与する場合に必要な理由(エプリスディライシロップ60mg等」;*****	
32	エボジン注シリンジ1500 エボジン注シリンジ3000		(貯血量が800mL以上で1週間以上の貯血期間を予定する手術施行患者の自己血貯血にエボジン注シリンジ1500、同3000及び同6000を使用する場合) 貯血量、本剤を投与する前の患者の体重及びHb濃度を記載すること。	830600016	貯血量(エボジン注シリンジ1500等」;*****	
				830600017	投与する前の患者の体重(エボジン注シリンジ1500等」;*****	
				830600018	Hb濃度(エボジン注シリンジ1500等」;*****	
33	エボジン皮下注シリンジ24000		(貯血量が800mL以上で1週間以上の貯血期間を予定する手術施行患者の自己血貯血に使用する場合) 貯血量、本製剤を投与する前の患者の体重及びHb濃度を記載すること。	830600019	貯血量(エボジン皮下注シリンジ24000」;*****	
				830600020	投与する前の患者の体重(エボジン皮下注シリンジ24000」;*****	
				830600021	Hb濃度(エボジン皮下注シリンジ24000」;*****	
			本製剤に関する治療の責任者として配置されている医師について、以下のアに該当し、イ～オのいずれかの学会の専門医の認定を有していることとされているため、投与開始に当たっては、以下のア～オのうち該当するものを記載すること(「医師要件A」から「医師要件オ」までのうち該当するものを全て記載)。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、頭痛を主とする疾患の診療に5年以上の臨床経験を有している。 イ 日本神経学会 ウ 日本頭痛学会 エ 日本内科学会(総合内科専門医) オ 日本脳神経外科学会	820600233	医師要件A(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	
				820600234	医師要件イ(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	
				820600235	医師要件ウ(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	
				820600236	医師要件エ(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	
				820600237	医師要件オ(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
34	エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター エムガルティ皮下注120mgシリンジ		投与開始前3ヶ月以上における1ヶ月あたりのMigraine Headache Days (MHD、片頭痛又は片頭痛の疑いが起こった日数)の平均。	842100110	投与開始前3ヶ月以上における1ヶ月あたりのMigraine Headache Days (MHD、片頭痛又は片頭痛の疑いが起こった日数)の平均(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)。*****	
			投与の要否の判断にあたっては、以下のAに該当し、イ～エのいずれかを満たす患者であることを確認することとされているため、本剤投与前の片頭痛発作の発症抑制薬による治療の状況を記載すること(「前治療要件A」から「前治療要件E」のうち該当するものを全て記載)。 ア 非薬物療法及び片頭痛発作の急性期治療等を既に実施している患者であり、それらの治療を適切に行っても日常生活に支障をきたしている。 イ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、効果が十分に得られず使用又は継続ができない。 ウ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、忍容性が低く使用又は継続ができない。 エ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、禁忌、又は副作用等の観点から安全性への強い懸念があり使用又は継続ができない。	820600238	前治療要件A(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	
				820600239	前治療要件イ(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	
				820600240	前治療要件ウ(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	
				820600241	前治療要件エ(エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター等)	
35	エムババリ皮下注1080mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「補体(C5)阻害剤による適切な治療を行っても、十分な効果が得られない場合に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間を記載すること。	830600151	治療として使用していた薬剤の品名(エムババリ皮下注1080mg)。*****	
				830600152	治療として使用していた使用期間(エムババリ皮下注1080mg)。*****	
36	エレピジス点滴静注		本製品の効能・効果又は性能において、「ただし、以下のいずれもを満たす場合に限り、抗AAVh74抗体が陰性の患者、歩行可能な患者、3歳以上8歳未満の患者」及び効能・効果又は性能に関連する注意において、「承認された体外診断用医薬品又は薬液(検査を用いた検査により抗AAVh74抗体が陰性であることが確認された患者に投与すること。）」とされているので、以下を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ・抗AAVh74抗体が陰性であることを確認した検査の実施年月日 ・歩行の可否 ・本製品の投与日における年齢	850600227	抗AAVh74抗体が陰性であることを確認した検査の実施年月日(エレピジス点滴静注)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				830600205	歩行の可否(エレピジス点滴静注)：*****	○
				842600045	本製品の投与日における年齢(エレピジス点滴静注)：*****	○
37	エンハーツ点滴静注100mg	化学療法歴のあるHER2陽性の手術不能又は再発乳癌	「トラスツズマブ(遺伝子組換え)及びタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療のない患者における本剤の有効性及び安全性は確立していない。」と記載されているので、トラスツズマブ(遺伝子組換え)及びタキサン系抗悪性腫瘍剤の治療歴を有する患者に投与することとし、その旨を記載すること。	820600045	トラスツズマブ(遺伝子組換え)の治療歴を有する患者(エンハーツ点滴静注100mg)	
				820600046	タキサン系抗悪性腫瘍剤の治療歴を有する患者(エンハーツ点滴静注100mg)	
		がん化学療法後に増悪したHER2陽性の治療不能な進行・再発の胃癌の場合	一次治療で実施した化学療法を記載すること。	830600022	一次治療で実施した化学療法(エンハーツ点滴静注100mg)：*****	
		化学療法歴のあるHER2低発現の手術不能又は再発乳癌	「HER2 低発現の定義について、「17 臨床成績」の項の内容を熟知し、十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、HER2 低発現が確認された患者に投与すること。」と記載されているので、HER2低発現を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600175	HER2低発現を確認した検査の実施年月日(エンハーツ点滴静注100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600176	HER2低発現を確認した検査の実施年月日(初回投与)(エンハーツ点滴静注100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
		がん化学療法後に増悪したHER2(ERBB2)遺伝子変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、HER2(ERBB2)遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」と記載されているので、HER2(ERBB2)遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600177	HER2(ERBB2)遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(エンハーツ点滴静注100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600178	HER2(ERBB2)遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(エンハーツ点滴静注100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
		ホルモン受容体陽性かつHER2低発現又は超低発現の手術不能又は再発乳癌	HER2低発現及び超低発現の定義について、「17 臨床成績」の項の内容を熟知し、十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、HER2低発現又は超低発現が確認された患者に投与すること。」と記載されているので、HER2低発現又は超低発現を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600228	HER2低発現又は超低発現を確認した検査の実施年月日(エンハーツ点滴静注100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600229	HER2低発現又は超低発現を確認した検査の実施年月日(初回投与)(エンハーツ点滴静注100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
		HER2陽性の進行・再発の固形癌(標準的な治療が困難な場合に限り)	本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「HER2陽性の定義について、「17 臨床成績」の項の内容を熟知し、十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、HER2陽性が確認された患者に投与すること。」と記載されているので、HER2陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600230	HER2陽性を確認した検査の実施年月日(エンハーツ点滴静注100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600231	HER2陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(エンハーツ点滴静注100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
38	エンレスト錠50mg エンレスト錠100mg エンレスト錠200mg	慢性心不全、高血圧症	(成人の慢性心不全の場合) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「慢性心不全の標準的な治療を受けている患者に限る」とされているので、投与開始に当たっては、本製剤の投与が必要と判断した理由を記載すること。 (高血圧症の場合) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「過度な血圧低下のおそれ等があり、原則として本剤を高血圧治療の第一選択薬としないこと。」とされているので、投与開始に当たっては、本製剤の投与が必要と判断した理由を記載すること。	830600024	投与が必要と判断した理由(エンレスト錠50mg等)。*****	
39	オータイロカプセル40mg オータイロカプセル160mg	ROS1融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ROS1融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ROS1融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600232	ROS1融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(オータイロカプセル40mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600233	ROS1融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(オータイロカプセル40mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
		NTRK融合遺伝子陽性の進行・再発の固形癌	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、NTRK融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、NTRK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600234	NTRK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(オータイロカプセル40mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600235	NTRK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(オータイロカプセル40mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
40	オブジーボ点滴静注20mg オブジーボ点滴静注100mg オブジーボ点滴静注120mg オブジーボ点滴静注240mg	共通	次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件A」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載)を記載すること。 (※は、古典的ホジキンリンパ腫に限る。) ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、小児がん拠点病院、小児がん連携病院など) イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など) エ 外米化学療法室を設置し、外米腫瘍化学療法診療科1、外米腫瘍化学療法診療科2又は外米腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	820600164	施設要件A(オブジーボ点滴静注)	
				820600166	施設要件イ(オブジーボ点滴静注)	
				820600190	施設要件ウ(オブジーボ点滴静注)	
				820600194	施設要件エ(オブジーボ点滴静注)	
				820600197	施設要件オ(オブジーボ点滴静注)	
41	オブジーボ点滴静注20mg オブジーボ点滴静注100mg オブジーボ点滴静注120mg オブジーボ点滴静注240mg	悪性黒色腫	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の皮膚悪性腫瘍診療の臨床経験を有していること。	820600416	悪性黒色腫(オブジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オブジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オブジーボ点滴静注)	
				820600169	投与中患者(オブジーボ点滴静注)	
				850600129	患者に初めて投与した年月日(オブジーボ点滴静注)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				820600168	使用実績有(オブジーボ点滴静注)	
				850600129	患者に初めて投与した年月日(オブジーボ点滴静注)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
42	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、肺癌のがん薬物療法を含む5年以上の呼吸器外科学の研修を行っていること。	820600417	切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌（オプジーボ点滴静注）	○
				820600141	医師要件A（オプジーボ点滴静注）	
				820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	
				820600184	医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	
			（平成29年2月13日以前に既に本製剤の投与を受けている患者の場合） 投与中である旨（「投与中患者」と記載）及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月日を記載すること。	820600169	投与中患者（オプジーボ点滴静注）	
				850600129	患者に初めて投与した年月日（オプジーボ点滴静注）：（元号）yy “年”mm”月”dd”日”	
43	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌	次に掲げる医師又は歯科医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」若しくは「医師要件イ」又は「医師・歯科医師要件ウ」のうち該当するものを記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の耳鼻咽喉科領域の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む頭頸部悪性腫瘍診療の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許又は歯科医師免許取得後の初期研修を修了した後に、5年以上の口腔外科の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む口腔外科のがん治療の臨床研修を行っていること。	820600418	再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌（オプジーボ点滴静注）	○
				820600141	医師要件A（オプジーボ点滴静注）	
				820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	
				820600140	医師・歯科医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	
				820600419	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌（オプジーボ点滴静注）	
				820600141	医師要件A（オプジーボ点滴静注）	
44	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、腎細胞癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600152	患者要件A（オプジーボ点滴静注）	○
			（本製剤とイビリマブ（遺伝子組換え）の併用を化学療法未治療の根治切除不能又は転移性の腎細胞癌の患者に投与する場合） 次のいずれに該当するかを記載すること。（「患者要件A」又は「患者要件イ」と記載） ア IMDC リスク分類：intermediate リスク イ IMDC リスク分類：poor リスク	820600154	患者要件イ（オプジーボ点滴静注）	
			（平成29年4月17日以前に既に本製剤の投与を受けている患者の場合であって、施設要件等を記載できない場合） 投与中である旨（「投与中患者」と記載）及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月日を記載すること。	820600169	投与中患者（オプジーボ点滴静注）	
				850600129	患者に初めて投与した年月日（オプジーボ点滴静注）：（元号）yy “年”mm”月”dd”日”	
			（平成29年4月17日以前に本製剤の使用実績がある保険医療機関において、本製剤を初めて投与する必要が生じた患者の場合：平成29年6月30日までの間） 当該保険医療機関での使用実績がある旨（「使用実績有」と記載）及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月日を記載すること。	820600168	使用実績有（オプジーボ点滴静注）	
				850600129	患者に初めて投与した年月日（オプジーボ点滴静注）：（元号）yy “年”mm”月”dd”日”	
				820600420	再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫（オプジーボ点滴静注）	
				820600141	医師要件A（オプジーボ点滴静注）	
				820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	
				820600184	医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	
45	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、造血器悪性腫瘍のがん薬物療法を含む臨床血液学の研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の小児血液 及び小児 がんを含む小児科臨床経験を有すること。	820600169	投与中患者（オプジーボ点滴静注）	○
			（平成29年4月17日以前に既に本製剤の投与を受けている患者の場合であって、施設要件等を記載できない場合） 投与中である旨（「投与中患者」と記載）及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月日を記載すること。	850600129	患者に初めて投与した年月日（オプジーボ点滴静注）：（元号）yy “年”mm”月”dd”日”	
			（平成29年4月17日以前に本製剤の使用実績がある保険医療機関において、本製剤を初めて投与する必要が生じた患者の場合：平成29年6月30日までの間） 当該保険医療機関での使用実績がある旨（「使用実績有」と記載）及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月日を記載すること。	820600168	使用実績有（オプジーボ点滴静注）	
				850600129	患者に初めて投与した年月日（オプジーボ点滴静注）：（元号）yy “年”mm”月”dd”日”	
				820600421	治療切除不能な進行・再発の胃癌（オプジーボ点滴静注）	
				820600141	医師要件A（オプジーボ点滴静注）	
46	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	治療切除不能な進行・再発の胃癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、消化器癌のがん薬物療法を含む5年以上の消化器外科学の研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器癌のがん薬物療法を含む消化器病学の臨床研修を行っていること。	820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	○
				820600184	医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	
			（本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合） HER2陰性を確認した検査の実施年月日を記載すること。	850600118	HER2陰性を確認した検査の実施年月日（オプジーボ点滴静注）：（元号）yy”年”mm”月”dd”日”	
				820600422	切除不能な進行・再発の悪性胸膜中皮腫（オプジーボ点滴静注）	
			次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、悪性胸膜中皮腫のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。	820600141	医師要件A（オプジーボ点滴静注）	
				820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	
47	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	切除不能な進行・再発の悪性胸膜中皮腫	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」から「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、消化器癌のがん薬物療法を含む5年以上の消化器外科学の研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、悪性胸膜中皮腫のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。	820600423	がん化学療法後に増悪した治療切除不能な進行・再発の悪性胸膜中皮腫（オプジーボ点滴静注）	○
				820600141	医師要件A（オプジーボ点滴静注）	
				820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	
				820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	
				820600184	医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	
				820600184	医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	
48	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	がん化学療法後に増悪した治療切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」から「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、消化器癌のがん薬物療法を含む5年以上の消化器外科学の研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器癌のがん薬物療法を含む消化器病学の臨床研修を行っていること。	820600141	医師要件A（オプジーボ点滴静注）	○
				820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	
				820600183	医師要件イ（オプジーボ点滴静注）	
				820600184	医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	
				820600184	医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	
				820600184	医師要件ウ（オプジーボ点滴静注）	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
			MSI-Highを確認した検査の実施年月日を記載すること。	806000120	MSI-Highを確認した検査の実施年月日(オプジーボ点滴静注): (元号)yy"年"mm"月"dd"日"	
49	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	根治切除不能な進行・再発の食道癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、消化器のがん薬物療法を含む5年以上の消化器外科学の修練を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器のがん薬物療法を含む消化器病の臨床研修を行っていること。	820600424	根治切除不能な進行・再発の食道癌(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	
				820600184	医師要件ウ(オプジーボ点滴静注)	
50	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	食道癌における術後補助療法	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器のがん薬物療法を含む消化器病の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器のがん薬物療法を含む消化器病の臨床研修を行っていること。	820600425	食道癌における術後補助療法(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	
				820600184	医師要件ウ(オプジーボ点滴静注)	
51	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	原発不明癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、原発不明癌に対するがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600426	原発不明癌(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	
			原発不明癌と診断するに当たり実施した原発巣検索の検査等として該当するもの(「検査等ア」から「検査等ク」までのうち該当するものを記載)を記載すること。 ア 胸部X線 イ 頭頸部・胸腹部・骨髄CT ウ FDG-PET、PET-CT エ 上部・下部消化管内視鏡 オ 腫瘍マーカー測定 カ 病理学的検査 キ 免疫組織化学的検査 ク 遺伝子・染色体検査	820600156	検査等ア(オプジーボ点滴静注)	
				820600157	検査等イ(オプジーボ点滴静注)	
				820600158	検査等ウ(オプジーボ点滴静注)	
				820600159	検査等エ(オプジーボ点滴静注)	
				820600160	検査等オ(オプジーボ点滴静注)	
				820600161	検査等カ(オプジーボ点滴静注)	
				820600162	検査等キ(オプジーボ点滴静注)	
				820600163	検査等ク(オプジーボ点滴静注)	
				820600427	原路上皮癌における術後補助療法又は根治切除不能な原路上皮癌(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	
				830600113	投与することとした理由(オプジーボ点滴静注):*****	
52	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	原路上皮癌における術後補助療法又は根治切除不能な原路上皮癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、原路上皮癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600427	原路上皮癌における術後補助療法又は根治切除不能な原路上皮癌(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	
				830600113	投与することとした理由(オプジーボ点滴静注):*****	
53	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	非小細胞肺癌における術前補助療法	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、肺癌のがん薬物療法を含む5年以上の呼吸器外科学の修練を行っていること。	820600428	非小細胞肺癌における術前補助療法(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	
				820600184	医師要件ウ(オプジーボ点滴静注)	
54	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	悪性中皮腫(悪性胸膜中皮腫を除く)	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、悪性中皮腫(悪性胸膜中皮腫を除く)のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600429	悪性中皮腫(悪性胸膜中皮腫を除く)(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	
55	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	根治切除不能な進行・再発の上皮系皮膚悪性腫瘍	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の皮膚悪性腫瘍診療の臨床経験を有していること。	820600430	根治切除不能な進行・再発の上皮系皮膚悪性腫瘍(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	
56	オプジーボ点滴静注20mg オプジーボ点滴静注100mg オプジーボ点滴静注120mg オプジーボ点滴静注240mg	切除不能な肝細胞癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肝細胞癌のがん薬物療法を含む肝臓病の臨床研修を行っていること。	820600431	切除不能な肝細胞癌(オプジーボ点滴静注)	○
				820600141	医師要件A(オプジーボ点滴静注)	○
				820600183	医師要件イ(オプジーボ点滴静注)	○
57	オルプロシク静注用500 オルプロシク静注用1000 オルプロシク静注用2000 オルプロシク静注用3000		手術時における血液凝固第Ⅳ因子製剤の使用に当たっては、術前に予想される投与回数を考慮した上で適切な製剤を選択することとし、本剤を手術時に使用した場合には、その理由を記載すること。	830600025	手術時に使用した理由(オルプロシク静注用500等):*****	
				830600026	手術時に使用した理由(オルプロシク静注用250):*****	
				830600027	手術時に使用した理由(オルプロシク静注用4000):*****	
	オルプロシク静注用250		手術時における血液凝固第Ⅳ因子製剤の使用に当たっては、術前に予想される投与回数を考慮した上で適切な製剤を選択することとし、本剤を手術時に使用した場合には、その理由を記載すること。			
	オルプロシク静注用4000		手術時における血液凝固第Ⅳ因子製剤の使用に当たっては、術前に予想される投与回数を考慮した上で適切な製剤を選択することとし、本剤を手術時に使用した場合には、その理由を記載すること。			

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
58	オルミエント錠2mg オルミエント錠4mg オルミエント錠1mg	アトピー性皮膚炎	投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。なお、継続投与に当たっては、投与開始時の情報を記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当する施設（「施設要件A」から「施設要件ウ」までのうち該当するものを記載） ア 成人アトピー性皮膚炎患者又は小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、5年以上の皮膚科診療の臨床研修を行っていること。 イ 成人アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に6年以上の臨床経歴を有していること。うち、3年以上は、アトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること ウ 小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修及び3年以上のアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を含む6年以上の臨床経歴を有していること。 2) 本剤投与前の抗炎症外用薬による治療の状況（「前治療要件A」又は「前治療要件イ」と記載） ア 2歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、アトピー性皮膚炎診療ガイドラインで重症度に応じた推奨されるステロイド外用薬（サリシル酸エステル）やカルシニューリン阻害外用薬による適切な治療を直近の6か月以上行っていること。 イ 2歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、ステロイド外用薬やカルシニューリン阻害外用薬に対する過敏症、顕著な局所副作用若しくは全身性副作用により、これらの抗炎症外用薬のみによる治療の継続が困難。 3) 疾患活動性の状況として、次に掲げるすべての項目の数値 ア IGAスコア イ 全身又は顔面部のEASIスコア ウ 体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合（％）	820600048	施設要件A（オルミエント錠2mg等）	
				820600049	施設要件イ（オルミエント錠2mg等）	
				8206000372	施設要件ウ（オルミエント錠2mg等）	
				820600050	前治療要件A（オルミエント錠2mg等）	
				820600051	前治療要件イ（オルミエント錠2mg等）	
				830600028	IGAスコア（オルミエント錠2mg等）：*****	
				830600029	全身のEASIスコア（オルミエント錠2mg等）：*****	
				830600030	顔面部のEASIスコア（オルミエント錠2mg等）：*****	
				842600008	体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合（％）（オルミエント錠2mg等）：*****	
				830600153	顔部全体に占める脱毛部位の割合（オルミエント錠2mg等）：*****	
59	オンデキサ静注200mg	円形脱毛症（ただし、脱毛部位が広範囲に及ぶ難治の場合に限る）	効能又は効果に関連する注意において、「本剤投与開始時に、顔部全体の概ね50％以上に脱毛が認められ、過去6か月程度毛髪に自然再生が認められない患者に投与すること。」とされているので、本剤の投与開始に当たっては、顔部全体に占める脱毛部位の割合及び毛髪の自然再生が認められていない期間を記載すること。	830600154	毛髪の自然再生が認められていない期間（オルミエント錠2mg等）：*****	
				830600155	直接作用型第Ⅹa因子阻害剤の種類（オンデキサ静注200mg）：*****	
				830600156	最終投与時の1回投与量（オンデキサ静注200mg）：*****	
				830600157	最終投与からの経過時間（オンデキサ静注200mg）：*****	
				830600158	投与が必要と判断した理由（オンデキサ静注200mg）：*****	
60	ガザイバ点滴静注1000mg	CD20陽性の慢性リンパ性白血病（小リンパ球性リンパ腫を含む）	本剤の効能又は効果に関連する注意において、「フローサイトメトリ法等により検査を行い、CD20抗原が陽性であることが確認された患者に使用すること」と記載されているため、CD20抗原が陽性であることを確認した検査の実施年月日について記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。 用法及び用量に関連する注意において、「アカラブルチニブを28日間投与した後に本剤の投与を開始すること。」とされているため、アカラブルチニブと併用する場合には、アカラブルチニブの単独投与開始日及び単独投与終了日を記載すること。	850600023	CD20抗原が陽性であることを確認した検査の実施年月日（ガザイバ点滴静注1000mg）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600024	CD20抗原が陽性であることを確認した検査の実施年月日（初回投与）（ガザイバ点滴静注1000mg）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600179	アカラブルチニブの単独投与開始年月日（ガザイバ点滴静注1000mg）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600180	アカラブルチニブの単独投与終了年月日（ガザイバ点滴静注1000mg）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
61	カムザイオスカプセル1mg カムザイオスカプセル2.5mg カムザイオスカプセル5mg		本剤の用法及び用量に関連する注意において、「投与開始前に心エコー検査により左室駆出率（LVEF）を評価し、LVEFが55％未満の患者には投与を開始しないこと。」とされているので、投与開始に当たっては、左室駆出率の計測年月日及び左室駆出率の値を診療報酬明細書の機密欄に記載すること。なお、他の医療機関で左室駆出率を測定した場合には、当該測定結果及び医療機関名を記載することと差し支えない。	850600236	左室駆出率の計測年月日（カムザイオスカプセル1mg等）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	○
				842600046	左室駆出率の値（カムザイオスカプセル1mg等）：*****	○
				830600206	左室駆出率を測定した医療機関名（他の医療機関で測定した場合）（カムザイオスカプセル1mg等）：*****	○
62	カナグル錠100mg カナグルOD錠100mg		（「2型糖尿病を合併する慢性腎臓病 ただし、末期腎不全又は透析施行中の患者を除く。」に用いる場合） 効能又は効果に関連する注意において、「eGFRが30mL/min/1.73m²未満の患者では、本剤の腎保護作用が十分に得られない可能性があること、本剤投与中eGFRが低下することがあり、腎機能障害が悪化するおそれがあることから、厳密に投与しないこと。」とされているので、本剤の投与開始に当たっては、投与開始時のeGFRの値及び検査の実施年月日を記載すること。	842600028	投与開始時のeGFRの値（カナグル錠100mg等）：*****	
				850600181	eGFR検査の実施年月日（カナグル錠100mg等）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
63	カルケンスカプセル100mg カルケンス錠10mg		（本剤を「未治療の慢性リンパ性白血病（小リンパ球性リンパ腫を含む）」に用いる場合は、用法及び用量に関連する注意において、「オビヌズマブ（遺伝子組換え）と併用する場合」には、本剤を28日間投与した後にオビヌズマブ（遺伝子組換え）の投与を開始すること。」とされているため、オビヌズマブ（遺伝子組換え）と併用する場合） 本剤の単独投与開始日及び単独投与終了日を記載すること。	850600182	単独投与開始年月日（カルケンスカプセル100mg等）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600183	単独投与終了年月日（初回投与）（カルケンスカプセル100mg等）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
64	キイトルード点滴静注100mg	共通	次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件A」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	820600165	施設要件A（キイトルード点滴静注）	
				820600187	施設要件イ（キイトルード点滴静注）	
				820600191	施設要件ウ（キイトルード点滴静注）	
				820600195	施設要件エ（キイトルード点滴静注）	
				820600198	施設要件オ（キイトルード点滴静注）	
65	キイトルード点滴静注100mg	悪性黒色腫	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の皮膚悪性腫瘍診療の臨床経歴を有していること。	820600432	悪性黒色腫（キイトルード点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルード点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルード点滴静注）	
66	キイトルード点滴静注100mg	切除不能進行・再発の非小細胞肺癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経歴を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。 （本剤を単独で投与する場合） PD-L1の発現を確認した検査の実施年月日及び検査結果（発現率）を記載すること。	820600433	切除不能進行・再発の非小細胞肺癌（キイトルード点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルード点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルード点滴静注）	
				850600133	PD-L1の発現を確認した検査の実施年月日（キイトルード点滴静注）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				830600118	PD-L1の発現を確認した検査結果（発現率）（キイトルード点滴静注）：*****	
67	キイトルード点滴静注100mg	再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経歴を有していること。うち、3年以上は、造血器悪性腫瘍のがん薬物療法を含む臨床血液学の研修を行っていること。	820600434	再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫（キイトルード点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルード点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルード点滴静注）	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
68	キイトルーダ点滴静注100mg	根治切除不能な原路上皮癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、原路上皮癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600435	根治切除不能な原路上皮癌(キイトルーダ点滴静注)	○
				820600146	医師要件A(キイトルーダ点滴静注)	
				820600148	医師要件イ(キイトルーダ点滴静注)	
69	キイトルーダ点滴静注100mg	がん化学療法後に増悪した進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する固形癌(標準的な治療が困難な場合に限る)	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、対象となる癌種領域でのがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600436	がん化学療法後に増悪した進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する固形癌(標準的な治療が困難な場合に限る)(キイトルーダ点滴静注)	○
				820600146	医師要件A(キイトルーダ点滴静注)	
				820600148	医師要件イ(キイトルーダ点滴静注)	
			MSI-Highを確認した検査の実施年月日	850600121	MSI-Highを確認した検査の実施年月日(キイトルーダ点滴静注):(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
70	キイトルーダ点滴静注100mg	再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌、局所進行頭頸部癌における術前・術後補助療法	次に掲げる医師又は歯科医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」又は「医師要件イ」又は「医師・歯科医師要件ウ」のうち該当するものを記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の耳鼻咽喉科領域の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む頭頸部癌性腫瘍診療の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許又は歯科医師免許取得後の初期研修を修了した後に、5年以上の口腔外科の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む口腔外科のがん治療の臨床研修を行っていること。 なお、本剤による治療においては副作用等の全身的管理を要するため、患者の治療に当たる歯科医師はあらかじめ十分な知識と経験を有する医師との緊密な連携のもとに診療すること。	820600437	再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌、局所進行頭頸部癌における術前・術後補助療法(キイトルーダ点滴静注)	○
				820600146	医師要件A(キイトルーダ点滴静注)	
				820600148	医師要件イ(キイトルーダ点滴静注)	
				820600139	医師・歯科医師要件ウ(キイトルーダ点滴静注)	
				820600438	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌(キイトルーダ点滴静注)	
71	キイトルーダ点滴静注100mg	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、腎細胞癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600146	医師要件A(キイトルーダ点滴静注)	○
				820600148	医師要件イ(キイトルーダ点滴静注)	
				820600439	根治切除不能な進行・再発の食道癌(キイトルーダ点滴静注)	○
72	キイトルーダ点滴静注100mg	根治切除不能な進行・再発の食道癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、消化器癌のがん薬物療法を含む5年以上の消化器外科学の修練を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器癌のがん薬物療法を含む消化器病学の臨床研修を行っていること。	820600146	医師要件A(キイトルーダ点滴静注)	
				820600148	医師要件イ(キイトルーダ点滴静注)	
				820600145	医師要件ウ(キイトルーダ点滴静注)	
				850600124	PD-L1陽性を確認した検査の実施年月日(キイトルーダ点滴静注):(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
				830600107	PD-L1陽性を確認した検査結果(発現率)(キイトルーダ点滴静注):*****	
			(本製剤を単独で投与する場合) 次に掲げる併用投与を行った旨(「併用投与A」と記載)を記載すること。 ア セルビキシブとプラチンとの併用投与	820600171	併用投与A(キイトルーダ点滴静注)	
73	キイトルーダ点滴静注100mg	治療切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する結腸・直腸癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、消化器癌のがん薬物療法を含む5年以上の消化器外科学の修練を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、対象となる癌種領域でのがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600440	治療切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する結腸・直腸癌(キイトルーダ点滴静注)	○
				820600146	医師要件A(キイトルーダ点滴静注)	
				820600148	医師要件イ(キイトルーダ点滴静注)	
				820600145	医師要件ウ(キイトルーダ点滴静注)	
				850600121	MSI-Highを確認した検査の実施年月日(キイトルーダ点滴静注):(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
74	キイトルーダ点滴静注100mg	PD-L1 陽性のホルモン受容体陰性かつHER2 陰性の手術不能又は再発乳癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の乳癌のがん薬物療法を含む乳腺腫瘍学の臨床研修を行っていること。	820600441	PD-L1 陽性のホルモン受容体陰性かつHER2 陰性の手術不能又は再発乳癌(キイトルーダ点滴静注)	○
				820600146	医師要件A(キイトルーダ点滴静注)	
				820600148	医師要件イ(キイトルーダ点滴静注)	
				850600124	PD-L1 陽性を確認した検査の実施年月日(キイトルーダ点滴静注):(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
				830600107	PD-L1 陽性を確認した検査結果(発現率)(キイトルーダ点滴静注):*****	
				850600134	ホルモン受容体陰性であることを確認した検査の実施年月日(キイトルーダ点滴静注):(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
75	キイトルーダ点滴静注100mg	進行・再発の子宮体癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、婦人科腫瘍のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600442	進行・再発の子宮体癌(キイトルーダ点滴静注)	○
				820600146	医師要件A(キイトルーダ点滴静注)	
				820600148	医師要件イ(キイトルーダ点滴静注)	
				820600171	併用投与A(キイトルーダ点滴静注)	
			(本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合) 次に掲げる併用投与のうち、該当するもの(「併用投与A」又は「併用投与イ」と記載) アレニン/チニブ/メソナレキとの併用投与(がん化学療法後に増悪した切除不能な進行・再発の子宮体癌の場合) イ バクリタキセル及びカルボプラチンとの併用投与(化学療法後のない進行・再発の子宮体癌の場合)	820600174	併用投与イ(キイトルーダ点滴静注)	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
76	キイトルーダ点滴静注100mg	がん化学療法後に増悪した高い腫瘍遺伝子変異量（TMB-High）を有する進行・再発の固形癌（標準的な治療が困難な場合に限る）	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、対象となるがん種領域でのがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600445	がん化学療法後に増悪した高い腫瘍遺伝子変異量（TMB-High）を有する進行・再発の固形癌（標準的な治療が困難な場合に限る）（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
			TMB-Highを確認した検査の実施年月日を記載すること。	850600128	TMB-Highを確認した検査の実施年月日（キイトルーダ点滴静注）：（元号）yy"年"mm"月"dd"日	
77	キイトルーダ点滴静注100mg	腎細胞癌における術後補助療法	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、腎細胞癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600446	腎細胞癌における術後補助療法（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
78	キイトルーダ点滴静注100mg	ホルモン受容体陰性かつHER2陰性で再発高リスクの乳癌における術前・術後薬物療法	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、腎細胞癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600447	ホルモン受容体陰性かつHER2陰性で再発高リスクの乳癌における術前・術後薬物療法（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
				850600134	ホルモン受容体陰性であることを確認した検査の実施年月日（キイトルーダ点滴静注）：（元号）yy"年"mm"月"dd"日	
			ホルモン受容体陰性、HER2陰性であることを確認した検査の実施年月日を記載すること。	850600135	HER2陰性であることを確認した検査の実施年月日（キイトルーダ点滴静注）：（元号）yy"年"mm"月"dd"日	
79	キイトルーダ点滴静注100mg	進行又は再発の子宮頸癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、婦人科腫瘍のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600448	進行又は再発の子宮頸癌（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
			本製剤を術前薬物療法として他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与のうち、該当するもの（「併用投与A」又は「併用投与イ」と記載）を記載すること。 ア バクリタキセル及びプラチナ製剤との併用投与 イ バクリタキセル、プラチナ製剤及びベパシズマブとの併用投与	820600171	併用投与A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600174	併用投与イ（キイトルーダ点滴静注）	
80	キイトルーダ点滴静注100mg	再発又は難治性の原発性縦隔大細胞型B細胞リンパ腫	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、造血器悪性腫瘍のがん薬物療法を含む臨床血液学の研修を行っていること。	820600449	再発又は難治性の原発性縦隔大細胞型B細胞リンパ腫（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
81	キイトルーダ点滴静注100mg	治癒切除不能な進行・再発の胃癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器癌のがん薬物療法を含む消化器病学の臨床研修を行っていること。	820600450	治癒切除不能な進行・再発の胃癌（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
				820600145	医師要件ウ（キイトルーダ点滴静注）	
			HER2陽性又はHER2陰性を確認した検査の実施年月日	850600237	HER2陽性又はHER2陰性を確認した検査の実施年月日（キイトルーダ点滴静注）：（元号）yy"年"mm"月"dd"日	
			HER2陽性の場合は、PD-L1陽性を確認した検査の実施年月日及び検査結果（発現率）	850600238	PD-L1陽性を確認した検査の実施年月日（キイトルーダ点滴静注）：（元号）yy"年"mm"月"dd"日	
				830600107	PD-L1陽性を確認した検査結果（発現率）（キイトルーダ点滴静注）：*****	
82	キイトルーダ点滴静注100mg	治癒切除不能な胆道癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、胆道癌のがん薬物療法を含むがん治療の研修を行っていること。	820600454	治癒切除不能な胆道癌（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
			本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与を行った旨（「併用投与A」と記載）を記載すること。 ア ゲムシタビン塩酸塩及びシスプラチンとの併用投与	820600171	併用投与A（キイトルーダ点滴静注）	
83	キイトルーダ点滴静注100mg	非小細胞肺癌における術前・術後補助療法	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。	820600458	非小細胞肺癌における術前・術後補助療法（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
84	キイトルーダ点滴静注100mg	局所進行子宮頸癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、婦人科腫瘍のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600461	局所進行子宮頸癌（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	
			本製剤を同時化学放射線療法と併用する場合、次に掲げる併用療法を行った旨（「併用投与A」と記載） ア シスプラチンを用いた同時化学放射線療法	820600171	併用投与A（キイトルーダ点滴静注）	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
85	キイトルーダ点滴静注100mg	切除不能進行・再発の悪性胸膜中皮腫	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、悪性胸膜中皮腫のがん薬物療法を含む呼吸器病の臨床研修を行っていること。	820600465	切除不能進行・再発の悪性胸膜中皮腫（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600146	医師要件A（キイトルーダ点滴静注）	○
				820600148	医師要件イ（キイトルーダ点滴静注）	○
86	キムリア点滴静注		投与開始に当たっては、次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること。（「施設要件A」又は「施設要件イ」と記載） ア 日本造血・免疫細胞療法学会が定める移植施設認定基準の全ての項目を満たす診療科（認定カテゴリー1）を有する施設 イ 認定カテゴリー1に準ずる診療科（認定基準のうち、移植コーディネーターの配置に係る基準以外を満たす診療科）を有する施設 再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性急性性リンパ芽球性白血病本製品の効能、効果又は性能に関連する使用上の注意においてCD19抗原が陽性であることが確認された患者に使用することと記載されているため、CD19抗原が陽性であることを確認した検査の実施年月日について記載すること。	820600052	施設要件A（キムリア点滴静注）	
				820600053	施設要件イ（キムリア点滴静注）	
				850600025	CD19抗原が陽性であることを確認した検査の実施年月日（キムリア点滴静注）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日'	
87	クリスビータ皮下注10mg クリスビータ皮下注20mg クリスビータ皮下注30mg クリスビータ皮下注10mgシリンジ クリスビータ皮下注20mgシリンジ クリスビータ皮下注30mgシリンジ		本剤の効能又は効果は「FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症」であり、FGF23の過剰産生により血清リン濃度が低下している患者が対象であることから、FGF23の過剰産生を抑制した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては必ず実施年月日を記載すること。	850600026	FGF23の過剰産生を確認した検査の実施年月日（クリスビータ皮下注10mg等）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日'	
				850600027	FGF23の過剰産生を確認した検査の実施年月日（初回投与）（クリスビータ皮下注10mg等）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日'	
88	ケサンラ点滴静注350mg		（本製剤を最初に投与した場合） 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 次に掲げる患者の要件のうち、該当するもの（「患者要件A」～「患者要件ウ」までのうち該当するものを記載） ア 患者本人及び家族・介護者の、安全性に関する内容も踏まえ本剤による治療意思が確認されている患者 イ 以下に示す本剤の副作用が該当しないことが確認された患者 ・ 本剤の成分に対し重篤な過敏症の既往歴がある患者 ・ 本剤投与開始前に血管原性脳浮腫、5割以上の脳微小出血、脳表へモジゲリン沈着症又は1cmを超える脳出血が認められる患者 ウ MRI検査（1.5 Tesla以上）が実施可能であることが確認された患者 ② 認知機能の低下及び臨床症状の重症度範囲について、次に掲げるすべての項目のスコア及び実施年月日 ア 認知機能評価 MMSEスコア イ 臨床認知症尺度 CDR全版スコア ③ 次に掲げる検査のうち、当該患者の診断に用いた検査に該当するもの（「患者要件エ」又は「患者要件オ」と記載）、実施年月日及び検査実施施設名 エ アミロイドPET オ 脳脊髄液（CSF）検査 ④ 次に掲げる医師の要件のうち、当該患者の本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」から「医師要件エ」までのうち該当するものを記載） ア 日本神経学会の専門医 イ 日本老年医学会の専門医 ウ 日本精神神経学会の専門医 エ 日本脳神経外科学会の専門医 ⑤ 次に掲げる医師の要件のうち、当該患者の本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件イ」から「医師要件ク」までのうち該当するものを記載） オ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、10年以上の経度認知障害の診断、認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした臨床経験を有していること カ 画像所見からARIAの有無を判断した上で、臨床症状の有無と併せて本剤の投与継続、中断又は中止を判断し、かつ必要に対応ができる医師であること キ 製造販売業者が提供するARIAに関するMRI読影の研修を受講していること ク 日本認知症学会及び日本老年精神医学会の実施するアルツハイマー病の病態、診断、本剤の投与対象患者及び治療に関する研修を受講していること ⑥ 次に掲げる項目のうち、該当するもの（「施設要件A」又は「施設要件イ」と記載） ア 以下の1から5番をすべて満たす施設である。 イ 以下の1から5番をすべて満たす施設でない。 （項目） I MRI検査（1.5 Tesla以上）が実施可能な医療機関であり、かつ、ARIAが認められた場合に、画像所見や症状の有無から、本剤の投与継続、中断又は中止を判断し、かつ、施設内で必要に対応ができる体制が整っていること II 認知機能のスコア評価（MMSEスコア）及び臨床認知症尺度（CDR全版スコア）が実施可能な者が配置されていること III 同一施設内又は連携がとれる施設においてPET検査又はCSF検査が実施可能であること IV 上記の4及び5に該当する、常設読影が確保されていること V CDR全版スコア評価に精通し、一定以上の評価経験を有する医療従事者がいること VI ARIAのリスク管理に必要な知識を有し、かつ、MRI読影に関する医療従事者向け研修を受講した、ARIAの鑑別を含むMRI読影が適切に行える常設読影が1名以上いること VII 認知症疾患医療センター又は認知症疾患医療センターと連携がとれる施設であること VIII 製造販売業者に課せられている全例調査を確実に実施できる施設であること	820600468	患者要件A（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600469	患者要件イ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600470	患者要件ウ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600471	患者要件エ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600472	患者要件オ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				842600048	認知機能評価MMSEスコア（ケサンラ点滴静注350mg）：*****	○
				850600239	認知機能評価MMSEスコアの実施年月日（ケサンラ点滴静注350mg）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日'	○
				842600049	臨床認知症尺度CDR全版スコア（ケサンラ点滴静注350mg）：*****	○
				850600240	臨床認知症尺度CDR全版スコアの実施年月日（ケサンラ点滴静注350mg）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日'	○
				850600241	アミロイドPETの実施年月日（ケサンラ点滴静注350mg）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日'	○
				830600207	アミロイドPET検査実施施設名（ケサンラ点滴静注350mg）：*****	○
				850600242	脳脊髄液（CSF）検査の実施年月日（ケサンラ点滴静注350mg）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日'	○
				830600208	脳脊髄液（CSF）検査検査実施施設名（ケサンラ点滴静注350mg）：*****	○
				820600473	医師要件A（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600474	医師要件イ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600475	医師要件ウ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600476	医師要件エ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600477	医師要件オ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600478	医師要件カ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600479	医師要件キ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600480	医師要件ク（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600481	施設要件A（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600482	施設要件イ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600483	施設要件ウ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600484	施設要件エ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				830600209	連携施設名（施設要件エに該当）（ケサンラ点滴静注350mg）：*****	○
				830600210	連携施設の所在地（施設要件エに該当）（ケサンラ点滴静注350mg）：*****	○
				820600485	施設要件オ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600486	医師要件ケ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600487	医師要件コ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600488	医師要件サ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600489	医師要件シ（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600490	医師要件ス（ケサンラ点滴静注350mg）	○
				820600491	医師要件セ（ケサンラ点滴静注350mg）	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
			(継続投与の場合) 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、本製剤は、初回投与後6か月までは、初回投与施設で投与すること。 ① 本製剤の初回投与から起算して、何週目の投与であるか。 ② 本製剤投与中、CDR全般スコア推移、MMSEスコア推移、患者及び家族・介護者から自他覚症状の聴取等による臨床症状の評価を実施した直近の年月日 ③ 本製剤投与中、MRI検査を受けた直近の年月日 (投与開始後12か月を目安に実施するPET検査) 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 本剤投与中、PET検査を受けた年月日(投与開始前のPET検査を除く) ② 本剤投与中、PET検査を実施した施設(「施設要件A」又は「施設要件キ」)と記載)及び「施設要件キ」に該当する場合は、連携施設名及び所在地 カ 初回投与施設と同一施設内 キ 初回投与施設と連携がとれる施設 (初回投与から起算して、18か月を超える投与の場合) 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 本剤投与の継続が必要と判断した理由(PET検査によるアミロイドβプラークの評価結果、CDR全般スコア推移、MMSEスコア推移、患者及び家族・介護者から自他覚症状の聴取等による臨床症状の評価を踏まえた有効性の観点、並びにARIAの有無や副作用発現状況等を踏まえた安全性の観点を含めて具体的に記載すること) ② 本剤の最速使用推進ガイドラインにおいて「中等度以降のアルツハイマー病による認知症と診断された場合、中等度以降に進行した患者に投与を継続したときの有効性が確立していないことから、本剤の投与を中止し、再評価を行うこと」とされていることから、中等度以降のアルツハイマー病による認知症と診断された患者に対して本剤の投与継続を行う場合には、再評価を行った結果として(2)の①～②及び投与継続を判断した理由(上記①と同様に具体的に記載すること)	820600492	医師要件ソ(ケサンラ点滴静注350mg)	○
				820600493	医師要件タ(ケサンラ点滴静注350mg)	○
				842600073	初回投与から起算しての週数(ケサンラ点滴静注350mg)； *****	○
				850600243	臨床症状の評価を実施した直近の年月日(ケサンラ点滴静注350mg)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600244	MRI検査を受けた直近の年月日(ケサンラ点滴静注350mg)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600245	アミロイドPETの実施年月日(投与中)(ケサンラ点滴静注350mg)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				820600494	施設要件カ(ケサンラ点滴静注350mg)	○
				820600495	施設要件キ(ケサンラ点滴静注350mg)	○
				830600212	連携施設名(施設要件キに該当)(ケサンラ点滴静注350mg)； *****	○
				830600213	連携施設名の所在地(施設要件キに該当)(ケサンラ点滴静注350mg)；*****	○
				830600214	投与の継続が必要と判断した理由(ケサンラ点滴静注350mg)； *****	○
				820600468	患者要件ア(ケサンラ点滴静注350mg)	○
				820600469	患者要件イ(ケサンラ点滴静注350mg)	○
				820600470	患者要件ウ(ケサンラ点滴静注350mg)	○
				842600048	認知機能評価MMSEスコア(ケサンラ点滴静注350mg)；*****	○
				850600239	認知機能評価MMSEスコアの実施年月日(ケサンラ点滴静注350mg)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				842600049	臨床認知症尺度CDR全般スコア(ケサンラ点滴静注350mg)； *****	○
				850600240	臨床認知症尺度CDR全般スコアの実施年月日(ケサンラ点滴静注350mg)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
89	ケンディア錠10mg ケンディア錠20mg	慢性心不全	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「左室駆出率の低下した慢性心不全における本剤の有効性及び安全性は確立していないため、左室駆出率の保たれた又は軽度低下した慢性心不全患者に投与すること。」及び「(17臨床成績)の項の内容を原稿とし、臨床試験に組み入れられた患者の背景(前治療、左室駆出率、腎機能等)を十分に理解した上で、適応患者を選択すること。」とされているので、投与開始に当たっては、左室駆出率の計測年月日及び左室駆出率の値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、他の医療機関で左室駆出率を測定した場合には、当該測定結果及び医療機関名を記載することで差し支えない。	850600248	左室駆出率の計測年月日(ケンディア錠10mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				842600052	左室駆出率の値(ケンディア錠10mg等)；*****	○
				830600215	左室駆出率を測定した医療機関名(他の医療機関で測定した場合)(ケンディア錠10mg等)；*****	○
90	ザーコリカプセル200mg ザーコリカプセル250mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK融合遺伝子陽性又はROS1融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK 融合遺伝子陽性又はROS1融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600028	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(ザーコリカプセル200mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600029	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ザーコリカプセル200mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600030	ROS1融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(ザーコリカプセル200mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600031	ROS1融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ザーコリカプセル200mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
91	サイバインコ錠50mg サイバインコ錠100mg サイバインコ錠200mg		本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。なお、本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を記載すること。 1 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件ア」から「医師要件ウ」)までのうち該当するものを記載 ア 成人アトピー性皮膚炎患者又は小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、5年以上の皮膚科診療の臨床研修を行っていること。 イ 成人アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、6年以上の臨床経験を有し、そのうち3年以上はアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 ウ 小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修及び3年以上のアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を含む6年以上の臨床経験を有していること。 2 本製剤投与前の抗炎症外用薬による治療の状況(「前治療要件ア」又は「前治療要件イ」と記載) ア 12歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、アトピー性皮膚炎診療ガイドラインで重症度に応じて推奨されるステロイド外用薬(ストロングクラス以上)やカルシニューリン阻害外用薬による適切な治療を直近の6か月以上行っている。 イ 12歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、ステロイド外用薬やカルシニューリン阻害外用薬に対する過敏症、顕著な局所性副作用若しくは全身性副作用により、これらの抗炎症外用薬のみによる治療の継続が困難。 3 疾患活動性の状況として、次に掲げるすべての項目の数値 ア IGAスコア イ 全身又は顔面部のEASISコア ウ 体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%)	820600054	医師要件ア(サイバインコ錠50mg等)	
				820600055	医師要件イ(サイバインコ錠50mg等)	
				820600056	医師要件ウ(サイバインコ錠50mg等)	
				820600057	前治療要件ア(サイバインコ錠50mg等)	
				820600058	前治療要件イ(サイバインコ錠50mg等)	
				842600075	IGAスコア(サイバインコ錠50mg等)；*****	
				842600076	全身のEASISコア(サイバインコ錠50mg等)；*****	
				842600077	顔面部のEASISコア(サイバインコ錠50mg等)；*****	
				842600010	体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%) (サイバインコ錠50mg等)；*****	
92	サイラムザ点滴静注100mg サイラムザ点滴静注500mg		本製剤をがん化学療法後に増悪した血清AFP値が400ng/mL以上の切除不能肝細胞癌に用いる場合は、効能・効果に関連する使用上の注意において、「本剤の使用に当たっては、初回投与時の血清AFP値に基づき、適応患者の選択を行うこと。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、AFPの検査値及び当該検査の実施年月日を記載すること。	830600033	AFPの検査値(サイラムザ点滴静注100mg等)；*****	
				850600032	AFP検査の実施年月日(サイラムザ点滴静注100mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
93	ザルティア錠2.5mg ザルティア錠5mg タダラフィル錠2.5mgZA「サワイ」 タダラフィル錠2.5mgZA「フソー」 タダラフィル錠2.5mgZA「日医工」 タダラフィル錠2.5mgZA「ニプロ」 タダラフィル錠2.5mgZA「あすか」 タダラフィル錠2.5mgZA「杏林」 タダラフィル錠2.5mgZA「JG」 タダラフィルOD錠2.5mgZA「トーワ」 タダラフィル錠5mgZA「サワイ」 タダラフィル錠5mgZA「フソー」 タダラフィル錠5mgZA「日医工」 タダラフィル錠5mgZA「ニプロ」 タダラフィル錠5mgZA「あすか」 タダラフィル錠5mgZA「杏林」 タダラフィル錠5mgZA「JG」 タダラフィルOD錠5mgZA「トーワ」 タダラフィル錠2.5mgZA「シオエ」 タダラフィル錠5mgZA「シオエ」		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「本剤の適用にあたっては、前立腺肥大症の診断・診療に関する国内外のガイドライン等の最新の情報を参考に、適切な検査により診断を確定すること」とされており、適切な検査により前立腺肥大症と診断された場合に限り算定できること。また、尿流測定検査、残尿検査、前立腺超音波検査等の診断に用いた主な検査について、実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600136	診断に用いた主な検査の実施年月日(ザルティア錠2.5mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600137	診断に用いた主な検査の実施年月日(初回投与)(ザルティア錠2.5mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600138	診断に用いた主な検査の実施年月日(タダラフィル錠2.5mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600139	診断に用いた主な検査の実施年月日(初回投与)(タダラフィル錠2.5mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
94	ジカディア錠150mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK 融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。	850600033	ALK 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(ジカディア錠150mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
95	ジャクスタビットカプセル5mg ジャクスタビットカプセル10mg ジャクスタビットカプセル20mg	ホモ接合体家族性高コレステロール血症	本製剤の効能・効果は「ホモ接合体家族性高コレステロール血症」であることから、次のいずれかを記載すること。 ① 本疾患に係る特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けていること。 ② 本疾患の診断根拠(遺伝子解析、コレステロール値、重度的高コレステロール血症の徴候等)	820600243	本疾患に係る特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている(ジャクスタビットカプセル5mg等)	
				830600035	診断根拠(遺伝子解析、コレステロール値、重度的高コレステロール血症の徴候等)(ジャクスタビットカプセル5mg等)：*****	
96	ジャディアンス錠10mg	慢性腎臓病	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「eGFRが20mL/min/1.73m2未満の患者では、本剤の腎保護作用が十分に得られない可能性があること、本剤投与中にeGFRが低下することがあり、腎機能障害が悪化するおそれがあることから、投与の必要性を慎重に判断すること。」及び「臨床成績」の項の内容を熟知し、臨床試験に組み入れられた患者の背景(原疾患、併用薬、腎機能等)を十分に理解した上で、慢性腎臓病に対するガイドラインにおける診断基準等を参考に、適応患者を選択すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。また、本製剤の投与開始に当たっては、直近の薬剤耐性検査の実施年月日及び薬剤耐性が認められた全ての抗HIV薬の品名を記載すること。	830600159	適応患者であると判断した理由(ジャディアンス錠10mg)：*****	
				830600160	判断に用いた指標の値等(eGFRの値を含む。)(ジャディアンス錠10mg)：*****	
97	シュレンカ錠300mg シュレンカ皮下注463.5mg		本製剤の効能又は効果は「多剤耐性HIV-1感染症」であり、効能又は効果に関連する注意において、「「過去の治療において、本剤を含まない既存の抗レトロウイルス療法による適切な治療を行ってもウイルス学的抑制が得られなかった患者」及び「薬剤耐性検査(遺伝子型解析あるいは表現型解析)を実施し、本剤を含まない複数の抗HIV薬に耐性を示す患者」のいずれも満たす患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。また、本製剤の投与開始に当たっては、直近の薬剤耐性検査の実施年月日及び薬剤耐性が認められた全ての抗HIV薬の品名を記載すること。	850600184	直近の薬剤耐性検査の実施年月日(シュレンカ錠300mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				830600161	薬剤耐性が認められた抗HIV薬の品名(シュレンカ錠300mg等)：*****	
98	シンボニー皮下注50mgシリンジ シンボニー皮下注50mgオートインジェクター	潰瘍性大腸炎	次の事項を記載すること。 ア 他の薬物療法として使用していた薬剤の品名及び使用期間 イ 本製剤の投与が必要と判断した理由	830600038	他の薬物療法として使用していた薬剤の品名(シンボニー皮下注50mgシリンジ)：*****	
				830600039	他の薬物療法として使用していた薬剤の使用期間(シンボニー皮下注50mgシリンジ)：*****	
				830600040	投与が必要と判断した理由(シンボニー皮下注50mgシリンジ)：*****	
				830600041	他の薬物療法として使用していた薬剤の品名(シンボニー皮下注50mgオートインジェクター)：*****	
				830600042	他の薬物療法として使用していた薬剤の使用期間(シンボニー皮下注50mgオートインジェクター)：*****	
				830600043	投与が必要と判断した理由(シンボニー皮下注50mgオートインジェクター)：*****	
99	ステボロニン点滴静注バッグ9000mg/300mL		本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「化学放射線療法等の標準的な治療が可能な場合にはこれらの治療を優先すること。」と記載されているので、本剤の投与が必要と判断した理由を記載すること。	830600044	投与が必要と判断した理由(ステボロニン点滴静注バッグ9000mg/300mL)：*****	
100	ステミラック注		本製品の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。 ① 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」を記載) ア 医師免許取得後、腎臓領域を含む整形外科に関する10年以上の修練を行い、腎臓損傷に関する十分な臨床経験(計30件以上)を有し、AIS評価が適切に行えること。 イ 医師免許取得後、腎臓領域を含む脳神経外科に関する10年以上の修練を行い、腎臓損傷に関する十分な臨床経験(計30件以上)を有し、AIS評価が適切に行えること。 ② 本製品の製造原料として最初に末梢血の採血を行う時点及び本製品を投与する直前の時点におけるAIS なお、供給当初においては、AISがAの患者を中心とした投与が適切であるとされていることから、供給可能量も踏まえAの患者を優先して対応すること。	820600064	医師要件A(ステミラック注)	
				820600065	医師要件イ(ステミラック注)	
				830600045	製造原料として最初に末梢血の採血を行う時点におけるAIS(ステミラック注)：*****	
				830600046	本製品を投与する直前の時点におけるAIS(ステミラック注)：*****	
101	スピリンザ錠12mg スピリンザ錠28mg スピリンザ錠50mg		効能又は効果に関連する注意において「遺伝子検査により、SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることが確認された患者に投与すること。」とされているので、SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600035	SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日(スピリンザ錠12mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600036	SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日(初回投与)(スピリンザ錠12mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				830600047	オナセム/ゲン アベバルボク(販売名：ゾルゲンスマ点滴静注)の投与後に本製剤を投与する場合)その必要性を適切に判断し、投与が必要な理由を記載すること。	
102	ゼジューラ錠100mg		本製剤を「白金系抗悪性腫瘍剤感受性の相同組織換修復欠損を有する再発卵巣癌」に用いる場合は、効能又は効果に関連する使用上の注意において、「3つ以上の化学療法歴のある患者を対象とすること。」及び「承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用いた検査により、相同組織換修復欠損を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、過去に実施した化学療法歴及び相同組織換修復欠損を有することを確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、検査実施年月日は、当該検査を実施した月のみ記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	830600048	過去に実施した化学療法歴(ゼジューラ錠100mg)：*****	
				850600037	相同組織換修復欠損を有することを確認した検査の実施年月日(ゼジューラ錠100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600038	相同組織換修復欠損を有することを確認した検査の実施年月日(初回投与)(ゼジューラ錠100mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				820600499	施設要件A(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600500	施設要件イ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600501	施設要件ウ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600502	施設要件エ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600503	施設要件オ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600504	施設要件カ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600505	施設要件キ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600506	施設要件ク(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600507	施設要件ケ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600508	施設要件コ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600509	施設要件サ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
103	ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス ゼップバウンド皮下注5mgアテオス ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス ゼップバウンド皮下注10mgアテオス ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス ゼップバウンド皮下注15mgアテオス		(本製剤の投与開始の場合) 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 次に掲げる診療科目のうちの該当するもの(「施設要件A」から「施設要件オ」までのうち該当するものをすべて記載) ア 内科 イ 循環器内科 ウ 内分泌内科 エ 代謝内科 オ 糖尿病内科 ② 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件力」から「施設要件サ」までのうち該当するものを記載)及び「施設要件チ」,「施設要件ク」又は「施設要件リ」に該当する場合は、連携施設名及び所在地 力 日本循環器学会の専門医を有する自施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる キ 日本循環器学会の専門医を有する連携施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる ク 日本糖尿病学会の専門医を有する自施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる ケ 日本糖尿病学会の専門医を有する連携施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる コ 日本内分泌学会の専門医を有する自施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる サ 日本内分泌学会の専門医を有する連携施設の常勤医師が本製剤による治療に携わる ③ 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件シ」から「施設要件セ」までのうち該当するものを記載) シ 日本循環器学会の教育研修施設 ス 日本糖尿病学会の教育研修施設 セ 日本内分泌学会の教育研修施設 ④ 常勤の管理栄養士の免許証番号 ⑤ 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」に記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病並びに肥満症の診療に6年以上の臨床研修を有していること イ 医師免許取得後、満7年以上の臨床経験を有し、そのうち5年以上は高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病並びに肥満症の臨床研修を行っていること ⑥ 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件ウ」から「医師要件オ」までのうち該当するものをすべて記載) ウ 日本循環器学会の専門医 エ 日本糖尿病学会の専門医 オ 日本内分泌学会の専門医 ⑦ 次に掲げる患者の要件のうち、該当するもの(「患者要件A」～「患者要件ウ」までのうち該当するものをすべて記載) ア 高血圧 イ 脂質異常症 ウ 2型糖尿病 ⑧ 次に掲げる患者の要件のうち、該当するもの(「患者要件エ」又は「患者要件オ」に記載) エ BMIが27kg/m2以上であり、2つ以上の肥満に関連する健康障害を有する オ BMIが35kg/m2以上 ⑨ (3)⑧の「患者要件エ」に該当する場合は、次に掲げる肥満に関連する健康障害のうち、該当するもの(「患者要件力」～「患者要件タ」までのうち該当するものをすべて記載) 力 前糖尿病(2型糖尿病・前糖尿病異常など) キ 脂質異常症 ク 高血圧 ケ 高尿酸血症・痛風 コ 冠動脈疾患 サ 脳梗塞、 シ 非アルコール性脂肪性肝疾患 ス 月経異常・不妊 セ 閉塞性睡眠時無呼吸症候群・肥満低換気症候群 ソ 運動器疾患 タ 肥満関連臓器病 ⑩ 食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日 ⑪ ⑩の治療計画に基づく食事療法において、管理栄養士による栄養指導を少なくとも6か月以上受けたことがわかるすべての年月日 ⑫ 合併している高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病に対して投与中のすべての医薬品名 ⑬ 本製剤による治療計画(72週以内に投与を中止する計画であることを)を作成した年月日	830600216	連携施設名(施設要件キ、ク又はサに該当)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				830600217	連携施設の所在地(施設要件キ、ク又はサに該当)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				820600510	施設要件シ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600511	施設要件ス(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600512	施設要件セ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				842600053	常勤の管理栄養士の免許証番号(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				820600513	医師要件A(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600514	医師要件イ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600515	医師要件ウ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600516	医師要件エ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600517	医師要件オ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600518	患者要件A(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600519	患者要件イ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600520	患者要件ウ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600521	患者要件エ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600522	患者要件オ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600523	患者要件力(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600524	患者要件キ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600525	患者要件ク(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600526	患者要件ケ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600527	患者要件コ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600528	患者要件サ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600529	患者要件シ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600530	患者要件ス(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600531	患者要件セ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600532	患者要件ソ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				820600533	患者要件タ(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等)	○
				850600249	食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600250	管理栄養士による栄養指導を少なくとも6か月以上受けたことがわかる年月日(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				830600218	合併している高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病に対して投与中のすべての医薬品名(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				850600251	治療計画(72週以内に投与を中止する計画であることを)を作成した年月日(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600252	管理栄養士による栄養指導を受けた直近の年月日(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				842600074	初回投与から起算しての週数(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				842600054	直近の測定値(ア 体重)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				842600055	直近の測定値(イ 血糖)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				842600056	直近の測定値(ウ 血圧)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				842600057	直近の測定値(エ 脂質)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
			(本製剤の継続投与の場合及び再投与後の継続投与の場合) 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 本製剤投与中、管理栄養士による栄養指導を受けた直近の年月日 ② 本製剤の初回投与から起算して、何週目の投与であるか ③ 次に掲げるすべての項目の直近の測定値及び測定年月日並びに改善傾向が認められた旨 ア 体重 イ 血糖 ウ 血圧 エ 脂質	850600253	測定年月日(ア 体重)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600254	測定年月日(イ 血糖)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600255	測定年月日(ウ 血圧)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600256	測定年月日(エ 脂質)(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				830600220	改善傾向が認められた旨(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				850600257	投与を中止した年月日(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
			(本製剤の中止後に肥満症の悪化が認められ、本製剤の初回投与開始時と同様に、本剤を投与する施設において適切な治療計画に基づく食事療法・運動療法を実施しても、本製剤の再投与が必要と判断された場合) 再投与の開始日に次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 本製剤の投与を中止した年月日 ② 本製剤の中止後に改めて食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日 ③ ②の治療計画に基づく食事療法において、管理栄養士による栄養指導を少なくとも6か月以上受けたことがわかるすべての年月日 ④ ②の治療計画に基づく食事療法・運動療法を6か月間行う前に、やむを得ず本製剤の投与を再開する場合はその理由 ⑤ 改めて本製剤による治療計画(72週以内に投与を中止する計画であることを)を作成した年月日	850600258	改めて食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600259	管理栄養士による栄養指導を少なくとも6か月以上受けたことがわかる年月日(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				830600221	やむを得ず本製剤の投与を再開するその理由(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);*****	○
				850600260	改めて本製剤による治療計画(72週以内に投与を中止する計画であることを)を作成した年月日(ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス等);(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				830600049	HBV－DNA検査結果(ゼフィックス錠100);*****	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
104	ゼフィックス錠100		本製剤の使用に当たっては、B型肝炎ウイルスの増殖を伴う肝機能の異常の確認が前提であり、HBV-DNA、DNAポリメラーゼ又はHBe抗原によりウイルスの増殖を確認した年月日（検査実施年月日）及びその結果を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	830600050 830600051 850600039 850600040	DNAポリメラーゼ検査結果（ゼフィックス錠100）：***** HBe抗原検査結果（ゼフィックス錠100）：***** ウイルスの増殖を確認した年月日（検査実施年月日）（ゼフィックス錠100）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日 ウイルスの増殖を確認した年月日（検査実施年月日）（初回投与）（ゼフィックス錠100）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
105	ゼルボラフ錠240mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600041 850600042	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日（ゼルボラフ錠240mg）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日 BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日（初回投与）（ゼルボラフ錠240mg）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
106	ソスバ錠40mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、FLT3 遺伝子変異陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、FLT3遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600043 850600044	FLT3 遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日（ソスバ錠40mg）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日 FLT3 遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日（初回投与）（ソスバ錠40mg）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
107	ソルゲンスマ点滴静注		本品の効能・効果又は性能に関連する使用上の注意に、「SMN1 遺伝子の両アレル性の欠失又は変異が確認された患者に投与すること。」「2歳未満の患者に投与すること。」「及び「承認された体外診断薬を用いた検査により抗AAV9抗体が陰性であることが確認された患者に投与すること。」とされているので、以下を記載すること。 ・SMN1 遺伝子の両アレル性の欠失又は変異を確認した遺伝子検査の実施年月日 ・本品の投与日数 ・抗AAV9抗体が陰性であることを確認した検査の実施年月日	850600045 842600011 850600046	SMN1 遺伝子の両アレル性の欠失又は変異を確認した遺伝子検査の実施年月日（ソルゲンスマ点滴静注）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日 本品の投与日数（ソルゲンスマ点滴静注）：***** 抗AAV9抗体が陰性であることを確認した検査の実施年月日（ソルゲンスマ点滴静注）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
108	ゾレア皮下注用150mg ゾレア皮下注75mgシリンジ ゾレア皮下注150mgペン ゾレア皮下注300mgペン		（スギ花粉による季節性アレルギー性鼻炎に投与する場合であって、当該スギ花粉シーズン中における本製剤の投与開始の場合） 次の事項を記載すること。 ① 次に掲げる医師が本製剤に関する治療の責任者として配置されている施設（「医師要件A」から「医師要件E」までのうち該当するもの） 【成人季節性アレルギー性鼻炎患者に投与する場合】 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の耳鼻咽喉科診療の臨床研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修かつ3年以上の季節性アレルギー性鼻炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 【小児季節性アレルギー性鼻炎患者に投与する場合】 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の耳鼻咽喉科診療の臨床研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修かつ3年以上の季節性アレルギー性鼻炎を含むアレルギー診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること。 ② 投与量の設定に用いた血清中総IgE濃度及び当該検査の実施年月日 ③ 患者がスギ花粉による季節性アレルギー性鼻炎であると判断した理由 ④ 前スギ花粉シーズンにおける鼻症状及び本製剤の投与時における鼻症状、なお、鼻症状としては、くしゃみ発作の1日回数、鼻漏の1日回数及び鼻閉の状態をそれぞれ記載すること。 ⑤ 前スギ花粉シーズンに治療に用いた鼻噴霧用ステロイド及びケミカルメディエーター受容体拮抗薬の成分名及び一日投与量 ⑥ 既存治療で効果不十分と判断した理由 ⑦ アレルゲン免疫療法（減感作療法）に関する説明	820600251 820600252 820600253 820600254 830600122 850600140 830600052 842600012 842600013 830600053 842600014 842600015 830600054 830600055 830600056 830600057 830600058 830600059 830600060 842600016 842600017 830600061 842600018 842600019 830600062 830600063 830600064 830600065	医師要件A（ゾレア皮下注用150mg等） 医師要件イ（ゾレア皮下注用150mg等） 医師要件ウ（ゾレア皮下注用150mg等） 医師要件エ（ゾレア皮下注用150mg等） 投与量の設定に用いた血清中総IgE濃度（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 投与量の設定に用いた血清中総IgE検査の実施年月日（ゾレア皮下注用150mg等）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日 スギ花粉による季節性アレルギー性鼻炎であると判断した理由（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前スギ花粉シーズンにおける鼻症状（くしゃみ発作の1日回数）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前スギ花粉シーズンにおける鼻症状（この鼻の1日回数）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前スギ花粉シーズンにおける鼻症状（鼻閉の状態）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 本製剤の投与時における鼻症状（くしゃみ発作の1日回数）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 本製剤の投与時における鼻症状（この鼻の1日回数）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 本製剤の投与時における鼻症状（鼻閉の状態）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前スギ花粉シーズンに治療に用いた鼻噴霧用ステロイドの成分名（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前スギ花粉シーズンに治療に用いた鼻噴霧用ステロイドの一日投与量（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前スギ花粉シーズンに治療に用いたケミカルメディエーター受容体拮抗薬の成分名（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前スギ花粉シーズンに治療に用いたケミカルメディエーター受容体拮抗薬の一日投与量（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 既存治療で効果不十分と判断した理由（ゾレア皮下注用150mg等）：***** アレルゲン免疫療法（減感作療法）に関する説明内容（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前回投与時における鼻症状（くしゃみ発作の1日回数）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前回投与時における鼻症状（この鼻の1日回数）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 前回投与時における鼻症状（鼻閉の状態）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 継続投与時における鼻症状（くしゃみ発作の1日回数）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 継続投与時における鼻症状（この鼻の1日回数）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 継続投与時における鼻症状（鼻閉の状態）（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 併用しているヒスタミンH1受容体拮抗薬の成分名（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 併用しているヒスタミンH1受容体拮抗薬の一日投与量（ゾレア皮下注用150mg等）：***** 12週を超えて継続して投与することが必要かつ適切と判断した理由（ゾレア皮下注用150mg等）：*****	

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
109	タグリッソ錠40mg タグリッソ錠80mg		(EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌に用いる場合) 効能又は効果に関連する注意において、「EGFR遺伝子変異検査を実施すること。EGFR遺伝子変異検査の実施には、十分な経験を有する病理医又は検査施設において、承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用い、EGFR遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」及び「他のEGFRチロシンキナーゼ阻害剤による治療を有し、病勢進行が確認されている患者では、EGFR790M変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600047	EGFR遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(タグリッソ錠40mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
			(EGFR遺伝子変異陽性の非小細胞肺癌における術後補助療法及びEGFR遺伝子変異陽性の切除不能な局所進行の非小細胞肺癌における根治的化学放射線療法後の維持療法に用いる場合) 効能又は効果に関連する注意において、「EGFR遺伝子変異検査を実施すること。EGFR遺伝子変異検査の実施には、十分な経験を有する病理医又は検査施設において、承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用い、EGFR遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600048	EGFR遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(タグリッソ錠40mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
110	タスフィゴ錠35mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、FGFR2融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、FGFR2融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600261	FGFR2融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(タスフィゴ錠35mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600262	FGFR2融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(タスフィゴ錠35mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
111	タズベリク錠200mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設により、EZH2遺伝子変異陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、EZH2遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600049	EZH2遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(タズベリク錠200mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600050	EZH2遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(タズベリク錠200mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
112	ダトロウェイ点滴静注用100mg		本製剤の効能・効果は「化学療法のあるホルモン受容体陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌」であることから、ホルモン受容体陽性及びHER2陰性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600263	ホルモン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(ダトロウェイ点滴静注用100mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600264	ホルモン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ダトロウェイ点滴静注用100mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600265	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(ダトロウェイ点滴静注用100mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600266	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ダトロウェイ点滴静注用100mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
			本剤の効能又は効果に関連する注意において、「アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤又はタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療のある患者を対象とする。」とされているので、過去に実施したアントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤又はタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	830600222	アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤又はタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療(トロパド点滴静注用200mg):*****	○
113	タフィンラーカプセル50mg タフィンラーカプセル75mg タフィンラーカプセル小児用分散錠10mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600051	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(タフィンラーカプセル50mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600052	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(タフィンラーカプセル50mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
114	タブレクタ錠150mg タブレクタ錠200mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、MET遺伝子エクソン14スキッピング変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、MET遺伝子エクソン14スキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600053	MET遺伝子エクソン14スキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日(タブレクタ錠150mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600054	MET遺伝子エクソン14スキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(タブレクタ錠150mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
115	ターゼナカプセル0.25mg ターゼナカプセル1mg		(がん化学療法剤のあるBRCA遺伝子変異陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌)効能又は効果に関連する注意において、「承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用いた検査により、生腫細胞系列のBRCA遺伝子変異(病的変異又は病的変異疑い)を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、BRCA遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600267	BRCA遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ターゼナカプセル0.25mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
116	チャンピックス錠0.5mg チャンピックス錠1mg		(ニコチン依存症管理料を算定する禁煙治療を行っている患者が、何らかの理由により入院治療を要することとなった場合、ニコチン依存症管理料の施設基準を履行している保険医療機関に入院し、患者本人の強い禁煙意志に基づき禁煙治療を継続した場合) 「外來にてニコチン依存症管理料の算定患者に対し処方」した旨を記載すること。	820600066	外來にてニコチン依存症管理料の算定患者に対し処方(チャンピックス錠0.5mg等)	
117	テラードンS静注液200μg		本製剤を甲狀腺機能低下症の患者に投与する際は、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適さない場合に限ること。 また、甲狀腺機能低下症の患者に対する本製剤の投与開始に当たっては、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適さないと判断した理由を記載すること。	830600066	レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適さないと判断した理由(テラードンS静注液200μg):*****	
118	ティエースワン配合顆粒T20 ティエースワン配合顆粒T25 ティエースワン配合OD錠T20 ティエースワン配合OD錠T25 ティエースワン配合カプセルT20 ティエースワン配合カプセルT25		本製剤の用法及び用量において、「胃腸にはA法、B法又はC法、結腸・直腸癌にはA法、C法又はD法、頭頸部癌にはA法、非小細胞肺癌にはA法、B法又はC法、手術不能又は再発乳癌にはA法、肺癌にはA法又はC法、前立腺癌にはA法、E法又はF法を使用する。」とされていることから、用法・用量を記載すること(A法からF法)までのうち該当するものを記載。	820600305	A法(ティエースワン配合顆粒T20等)	
				820600306	B法(ティエースワン配合顆粒T20等)	
				820600307	C法(ティエースワン配合顆粒T20等)	
				820600308	D法(ティエースワン配合顆粒T20等)	
				820600309	E法(ティエースワン配合顆粒T20等)	
				820600310	F法(ティエースワン配合顆粒T20等)	
119	ティゾノボ錠250mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、IDH1遺伝子変異陽性で確認された患者に投与すること。」とされているので、IDH1遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600268	IDH1遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(ティゾノボ錠250mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600269	IDH1遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ティゾノボ錠250mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
	気管支喘息		次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件F」までのうち該当するものを記載)を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の気管支喘息に関する呼吸器科診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の気管支喘息に関するアレルギー診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修かつ3年以上の気管支喘息に関するアレルギー診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること。 本製剤投与前の長期管理薬による治療の状況及び投与理由(「患者要件A」又は「患者要件イ」と記載)を記載すること。 ア 高用量吸入ステロイド薬(ICS)とその他の長期管理薬(長時間作用性β2刺激薬、長時間作用性ムスカリン受容体拮抗薬(成人のみ)、ロイコトリエン受容体拮抗薬、テオフィリン徐放製剤)を併用してもコントロール不良で、かつ全身性ステロイド薬の投与等が必要な増悪事態を年に2回以上きたしている。 イ 中用量ICSとその他の長期管理薬(長時間作用性β2刺激薬、長時間作用性ムスカリン受容体拮抗薬(成人のみ)、ロイコトリエン受容体拮抗薬、テオフィリン徐放製剤)を併用してもコントロール不良で、かつ全身性ステロイド薬の投与等が必要な増悪事態を年に2回以上きたしている。 (「患者要件イ」に該当する場合) 長時間作用性β2刺激薬を併用することが困難であると判断した理由(小児のみ)又はICSを当該用量以上に増量することが不適切であると判断した理由	820600534	気管支喘息(テゼスバイア皮下注210mg)	○
				820600311	医師要件A(テゼスバイア皮下注210mg)	
				820600312	医師要件イ(テゼスバイア皮下注210mg)	
				820600313	医師要件ウ(テゼスバイア皮下注210mg)	
				820600314	患者要件A(テゼスバイア皮下注210mg)	
				820600315	患者要件イ(テゼスバイア皮下注210mg)	
				830600257	長時間作用性β2刺激薬を併用することが困難であると判断した理由(テゼスバイア皮下注210mg):*****	○
				830600193	ICSを当該用量以上に増量することが不適切であると判断した理由(テゼスバイア皮下注210mg):*****	
				820600535	鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎(テゼスバイア皮下注210mg)	○
				820600536	施設要件A(テゼスバイア皮下注210mg)	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
120	テゼスバイア皮下注210mgシリンジ テゼスバイア皮下注210mgペン	鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎	① 本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 本製剤に関する治療の責任者として、次に掲げる要件を満たす医師が配置されている施設である旨（「施設要件A」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の耳鼻咽喉科診療の臨床研修を行っていること。 2) 次に掲げる患者の要件Aからウのすべてに該当する旨 ア 慢性副鼻腔炎の確定診断がなされている。 イ「鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎」に対して、手術による治療歴がある。」又は「既存の治療を行ってもコントロール不十分であって、鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎に対する手術が適応とならない。」 ウ 既存の治療によっても以下のすべての症状が認められる。 ・ 内視鏡検査による鼻茸スコアが各鼻腔とも5点以上かつ両側の合計が5点以上 ・ 鼻閉重症度スコアが2（中等症）以上（4週間を超えて持続していること） ・ 鼻漏や嗅覚減少又は消失といった鼻茸の症状が8週間を超えて持続していること 3) 2)でイのうへ「鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎」に対して、手術による治療歴がある。」に該当する場合は、慢性副鼻腔炎に対する手術を行った実施年月日。「既存の治療を行ってもコントロール不十分であって、鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎に対する手術が適応とならない。」に該当する場合は、手術が適応とならないと判断した理由 4) 本製剤投与前における各鼻腔の鼻茸スコア、鼻閉重症度スコア及び鼻漏や嗅覚減少又は消失といった鼻茸の症状が継続している期間 ② 本製剤の継続投与に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載） ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の耳鼻咽喉科診療の臨床研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の臨床経験とを有し、そのうち3年以上は鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 2) でイに該当する場合は、アの要件を満たす医師が配置されている施設と連携して本剤の効果判定を行った旨 3) 24週間を超えて本製剤を投与する場合は、継続して投与することが必要かつ適切と判断した理由	820600537	患者の要件Aに該当（テゼスバイア皮下注210mg）	○
				820600538	患者の要件イに該当（テゼスバイア皮下注210mg）	○
				820600539	患者の要件ウに該当（テゼスバイア皮下注210mg）	○
				850600270	慢性副鼻腔炎に対する手術を行った実施年月日（テゼスバイア皮下注210mg）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	○
				830600223	手術が適応とならないと判断した理由（テゼスバイア皮下注210mg）：*****	○
				842600058	本製剤投与前における鼻茸スコア（テゼスバイア皮下注210mg）：*****	○
				842600059	本製剤投与前における鼻閉重症度スコア（テゼスバイア皮下注210mg）：*****	○
				830600224	本製剤投与前における鼻漏や嗅覚減少又は消失といった鼻茸の症状が継続している期間（テゼスバイア皮下注210mg）：*****	○
				820600311	医師要件A（テゼスバイア皮下注210mg）	○
				820600312	医師要件イ（テゼスバイア皮下注210mg）	○
				820600542	医師要件Aの要件を満たす医師が配置されている施設と連携して本剤の効果判定を行った旨（テゼスバイア皮下注210mg）	○
				842600060	本製剤の継続投与前における鼻茸スコア（テゼスバイア皮下注210mg）：*****	○
				842600061	本製剤の継続投与前における鼻閉重症度スコア（テゼスバイア皮下注210mg）：*****	○
				830600225	24週間を超えて投与することが必要かつ適切と判断した理由（テゼスバイア皮下注210mg）：*****	○
121	テセントリク点滴静注840mg テセントリク点滴静注1200mg	共通	次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件A」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）を記載すること。 （※は、切除不能な腫瘍切除術又は再発又は難治性の非小細胞肺癌（7編訳リッパ腫瘍）に属する。） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、小児がん拠点病院※、小児がん連携病院※など） イ 特定機能病院 ウ 前道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	820600166	施設要件A（テセントリク点滴静注）	
				820600188	施設要件イ（テセントリク点滴静注）	
				820600192	施設要件ウ（テセントリク点滴静注）	
				820600196	施設要件エ（テセントリク点滴静注）	
				820600199	施設要件オ（テセントリク点滴静注）	
122	テセントリク点滴静注840mg テセントリク点滴静注1200mg	切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、肺癌のがん薬物療法を含む5年以上の呼吸器外科の研修を行っていること。	820600543	切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌（テセントリク点滴静注）	○
				820600147	医師要件A（テセントリク点滴静注）	
				820600149	医師要件イ（テセントリク点滴静注）	
				820600316	医師要件ウ（テセントリク点滴静注）	
			（本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合） 次に掲げる併用投与のうち、該当するもの（「併用投与A」から「併用投与ウ」までのうち該当するものを記載）を記載すること。 ア カルボプラチン、パクリタキセル及び（ベシズマブ（遺伝子組換え）との併用投与 イ 白金製剤（シスプラチン又はカルボプラチン）及び（メメキセル）との併用投与 ウ カルボプラチン及び（パクリタキセル（アルブミン希釈型）との併用投与	820600172	併用投与A（テセントリク点滴静注）	
				820600175	併用投与イ（テセントリク点滴静注）	
				820600178	併用投与ウ（テセントリク点滴静注）	
				850600117	EGFR遺伝子変異陰性を確認した検査の実施年月日（テセントリク点滴静注）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600115	ALK融合遺伝子陰性を確認した検査の実施年月日（テセントリク点滴静注）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600125	PD-L1陽性（TC3又はIC3）を確認した検査の実施年月日（テセントリク点滴静注）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
123	テセントリク点滴静注840mg テセントリク点滴静注1200mg	進展型小細胞肺癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病の臨床研修を行っていること。	820600544	進展型小細胞肺癌（テセントリク点滴静注）	○
				820600147	医師要件A（テセントリク点滴静注）	
				820600149	医師要件イ（テセントリク点滴静注）	
124	テセントリク点滴静注840mg テセントリク点滴静注1200mg	乳癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、乳癌のがん薬物療法を含む乳癌腫瘍学の臨床研修を行っていること。	820600545	乳癌（テセントリク点滴静注）	○
				820600147	医師要件A（テセントリク点滴静注）	
				820600149	医師要件イ（テセントリク点滴静注）	
			PD-L1陽性、ホルモン受容体陰性及びHER2陰性であることを確認した検査の実施年月日を記載すること。	850600141	PD-L1陽性であることを確認した検査の実施年月日（テセントリク点滴静注）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600142	ホルモン受容体陰性であることを確認した検査の実施年月日（テセントリク点滴静注）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
				850600143	HER2陰性であることを確認した検査の実施年月日（テセントリク点滴静注）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”	
125	テセントリク点滴静注1200mg	切除不能な肝細胞癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載）を記載すること。 ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肝細胞癌のがん薬物療法を含む肝臓病の臨床研修を行っていること。	820600546	切除不能な肝細胞癌（テセントリク点滴静注）	○
				820600147	医師要件A（テセントリク点滴静注）	
				820600149	医師要件イ（テセントリク点滴静注）	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
126	テセントリク点滴静注840mg テセントリク点滴静注1200mg	PD-L1陽性の非小細胞肺癌における術後補助療法	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、肺癌のがん薬物療法を含む5年以上の呼吸器外科学の修練を行っていること。	820600547 820600147 820600149 820600316	PD-L1陽性の非小細胞肺癌における術後補助療法(テセントリク点滴静注) 医師要件A(テセントリク点滴静注) 医師要件イ(テセントリク点滴静注) 医師要件ウ(テセントリク点滴静注)	○
			PD-L1陽性(PD-L1発現率が1%以上)を確認した検査の実施年月日及び検査結果(発現率)を記載すること。	850600141 830600162	PD-L1陽性であることを確認した検査の実施年月日(テセントリク点滴静注):(元号)yy"年"mm"月"dd"日 PD-L1発現率を確認した検査結果(発現率)(テセントリク点滴静注):*****	
127	テセントリク点滴静注840mg テセントリク点滴静注1200mg	切除不能な肺癌軟部肉腫	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の整形外科の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、悪性軟部肉腫のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の小児がんを含む小児科臨床経験を有すること。	820600548 820600147 820600149 820600316	切除不能な肺癌軟部肉腫(テセントリク点滴静注) 医師要件A(テセントリク点滴静注) 医師要件イ(テセントリク点滴静注) 医師要件ウ(テセントリク点滴静注)	○ ○ ○ ○
128	テセントリク点滴静注840mg テセントリク点滴静注1200mg	再発又は難治性の 節外性NK/T細胞リンパ腫・鼻型	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、造血器悪性腫瘍のがん薬物療法を含む臨床血液学の研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の小児血液及び小児がんを含む小児科臨床経験を有すること。	820600552 820600147 820600149 820600316	再発又は難治性の節外性NK/T細胞リンパ腫・鼻型(テセントリク点滴静注) 医師要件A(テセントリク点滴静注) 医師要件イ(テセントリク点滴静注) 医師要件ウ(テセントリク点滴静注)	○ ○ ○ ○
129	テセントリク点滴静注1200mg	切除不能な胸腺癌	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、胸部悪性腫瘍のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、胸部悪性腫瘍のがん薬物療法を含む5年以上の呼吸器外科学の修練を行っていること。	820600556 820600147 820600149 820600316	切除不能な胸腺癌(テセントリク点滴静注) 医師要件A(テセントリク点滴静注) 医師要件イ(テセントリク点滴静注) 医師要件ウ(テセントリク点滴静注)	○ ○ ○ ○
130	デビムブラ点滴静注100mg		1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「施設要件オ」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載) ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など) イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など) エ 外米化学療法室を設置し、外米腫瘍化学療法診療科1、外米腫瘍化学療法診療科2又は外米腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理算の施設基準に係る届出を行っている施設 2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、消化器癌のがん薬物療法を含む5年以上の消化器外科学の修練を行っていること。 ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器癌のがん薬物療法を含む消化器病学の臨床研修を行っていること。	820600560 820600561 820600562 820600563 820600564 820600565 820600566 820600567	施設要件A(デビムブラ点滴静注100mg) 施設要件イ(デビムブラ点滴静注100mg) 施設要件ウ(デビムブラ点滴静注100mg) 施設要件エ(デビムブラ点滴静注100mg) 施設要件オ(デビムブラ点滴静注100mg) 医師要件A(デビムブラ点滴静注100mg) 医師要件イ(デビムブラ点滴静注100mg) 医師要件ウ(デビムブラ点滴静注100mg)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
131	テブミトコ錠250mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、MET遺伝子エクソバスキッピング変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、MET遺伝子エクソバスキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600144 850600145	MET遺伝子エクソバスキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日(テブミトコ錠250mg):(元号)yy"年"mm"月"dd"日 MET遺伝子エクソバスキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(テブミトコ錠250mg):(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
132	テムセルHS注		本品の警告において、「緊急時に十分対応できる医療施設において、造血幹細胞移植に関する十分な知識・経験を持つ医師のもとで、臨床検査による管理等の適切な対応がなされる体制下で本品を使用すること。」また、効能・効果又は性能に関連する使用上の注意において、「ステロイド療法によっても十分な治療効果が得られない場合に使用すること」及び「本品の投与に際しては、急性のHIVの重症患者、臨床試験の項の内容を熟知し、本品の有効性及び安全性を十分に理解した上で、適応患者の選択を行うこと」とされていることから、このような場合に限り算定できるものであり、本品の使用が必要かつ有効と判断した理由を記載すること。	830600067	本品の使用が必要かつ有効と判断した理由(テムセルHS注): *****	
133	デュピクセント皮下注300mgシリンジ デュピクセント皮下注200mgペン デュピクセント皮下注200mgペン	アトピー性皮膚炎	投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。なお、本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当する施設(「施設要件A」から「施設要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 成人アトピー性皮膚炎患者又は小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、5年以上の皮膚科診療の臨床研修を行っていること。 イ 成人アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に6年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、アトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 ウ 小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修及び9年以上のアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を含む5年以上の臨床経験を有していること。 2) 本剤投与前の抗炎症外用薬による治療の状況(「前治療要件A」から「前治療要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 成人アトピー性皮膚炎患者であって、アトピー性皮膚炎診療ガイドラインで重症度に応じて推奨されるステロイド外用薬(ストロングクラス以上)やカルシニューリン阻害外用薬による適切な治療を直近の6か月以上行っている。 イ 小児アトピー性皮膚炎患者であって、アトピー性皮膚炎診療ガイドラインで重症度に応じて推奨されるステロイド外用薬(ステアムクラス以上)やカルシニューリン阻害外用薬による適切な治療を直近の6か月以上行っている。 なお、ミディウムクラスのステロイド外用薬で効果不十分な患者に対しては、本剤の投与を開始する前にストロングクラスのステロイド外用薬での治療も考慮すること。 ウ 成人アトピー性皮膚炎患者又は小児アトピー性皮膚炎患者であって、ステロイド外用薬やカルシニューリン阻害外用薬に対する過敏症、顕著な局所性副作用若しくは全身性副作用により、これらの抗炎症外用薬のみによる治療の継続が困難。 3) 疾患活動性の状況として、次に掲げるすべての項目の数値 ア IGA スコア イ 全身又は顔面部の EASI スコア ウ 体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%)	820600568 820600167 820600189 820600193 820600181 820600317 820600182 842600078 842600079 842600080 830600109	アトピー性皮膚炎(デュピクセント皮下注) 施設要件A(デュピクセント皮下注) 施設要件イ(デュピクセント皮下注) 施設要件ウ(デュピクセント皮下注) 前治療要件A(デュピクセント皮下注) 前治療要件イ(デュピクセント皮下注) 前治療要件ウ(デュピクセント皮下注) IGAスコア(デュピクセント皮下注):***** 全身のEASIスコア(デュピクセント皮下注):***** 顔面部のEASIスコア(デュピクセント皮下注):***** 体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%) (デュピクセント皮下注):*****	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
134	デュピクセント皮下注300mgシリンジ デュピクセント皮下注300mgペン デュピクセント皮下注200mgシリンジ デュピクセント皮下注200mgペン	気管支喘息	投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本薬剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当する施設(「施設要件A」)から「施設要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の気管支喘息に関する呼吸器科診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の気管支喘息に関するアレルギー診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修かつ3年以上の気管支喘息に関するアレルギー診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること 2) 本薬剤投与前の長期管理薬による治療の状況及び投与理由(「患者要件A」又は「患者要件イ」と記載) ア 高用量吸入ステロイド薬(ICS)その他の長投管理薬(長時間作用性β2刺激薬、長時間作用性ムスカリン受容体拮抗薬(成人のみ)、ロコトリエン受容体拮抗薬、テオフィリン徐放製剤)を併用してもコントロール不良で、かつ全身性ステロイド薬の投与等が必要で重症増悪を年1回以上きたしている。 イ 中用量ICSとその他の長期管理薬(長時間作用性β2刺激薬、長時間作用性ムスカリン受容体拮抗薬(成人のみ)、ロコトリエン受容体拮抗薬、テオフィリン徐放製剤)を併用してもコントロール不良で、かつ全身性ステロイド薬の投与等が必要で重症増悪を年1回以上きたしている。 3) 2)で「患者要件イ」に該当する場合は、長時間作用性β2刺激薬を併用することが困難であると判断した理由(小児のみ又はICSを当該用量以上に増量することが不適切であると判断した理由)	820600569	気管支喘息(デュピクセント皮下注)	○
				820600167	施設要件A(デュピクセント皮下注)	
				820600189	施設要件イ(デュピクセント皮下注)	
				820600193	施設要件ウ(デュピクセント皮下注)	
				820600153	患者要件A(デュピクセント皮下注)	
				820600155	患者要件イ(デュピクセント皮下注)	
				830600226	長時間作用性β2刺激薬を併用することが困難であると判断した理由(デュピクセント皮下注)：*****	○
				830600104	ICSを当該用量以上に増量することが不適切であると判断した理由(デュピクセント皮下注)：*****	
135	デュピクセント皮下注300mgシリンジ デュピクセント皮下注300mgペン	鼻を伴う慢性副鼻腔炎	① 本薬剤の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。 1) 本薬剤に関する治療の責任者として、次に掲げる要件を満たす医師が配置されている施設である旨(「施設要件A」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の耳鼻咽喉科診療の臨床研修を行っていること。 イ 慢性副鼻腔炎の施設診断がなされている旨 ウ 「鼻を伴う慢性副鼻腔炎」に対して、手術による治療歴がある。」又は「既存の治療を行ってもコントロール不十分であって、鼻を伴う慢性副鼻腔炎に対する手術が適応とならない。」 エ 既存の治療においても以下のすべての症状が認められる。 ・ 内視鏡検査による鼻スコープが各鼻腔とも2点以上かつ両側の合計が5点以上 ・ 鼻閉重症度スコアが2(中等症)以上(8週間以上持続していること) ・ 嗅覚障害、鼻汁(前鼻漏／後鼻漏)等(8週間以上持続していること) 2) 1)でイに該当する場合は、アの要件を満たす医師が配置されている施設と連携して本剤の効果判定を行った旨 3) 本薬剤の継続投与前における各鼻腔の鼻スコープ及び鼻閉重症度スコア 4) 24週間を超えて本薬剤を投与する場合は、継続して投与することが必要かつ適切と判断した理由 ② 本薬剤の継続投与前に当たっては、次の事項を記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本薬剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当する施設(「施設要件A」又は「施設要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の耳鼻咽喉科診療の臨床研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の臨床経験を有し、そのうち3年以上は鼻を伴う慢性副鼻腔炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること 2) 1)でイに該当する場合は、アの要件を満たす医師が配置されている施設と連携して本剤の効果判定を行った旨 3) 本薬剤の継続投与前における各鼻腔の鼻スコープ及び鼻閉重症度スコア 4) 24週間を超えて本薬剤を投与する場合は、継続して投与することが必要かつ適切と判断した理由	820600570	鼻を伴う慢性副鼻腔炎(デュピクセント皮下注)	○
				820600167	施設要件A(デュピクセント皮下注)	
				820600150	患者の要件Aに該当(デュピクセント皮下注)	
				820600185	患者の要件イに該当(デュピクセント皮下注)	
				820600151	患者の要件ウに該当(デュピクセント皮下注)	
				850600132	慢性副鼻腔炎に対する手術を行った実施年月日(デュピクセント皮下注)：(元号)yy年mm月dd日	
				830600108	手術が適応とならないと判断した理由(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600123	本薬剤投与前における鼻スコープ(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600124	本薬剤投与前における鼻閉重症度スコア(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600125	本薬剤投与前における鼻汁(前鼻漏／後鼻漏)等が継続している期間(デュピクセント皮下注)：*****	
				820600142	医師要件A(デュピクセント皮下注)	
				820600144	医師要件イ(デュピクセント皮下注)	
				820600143	医師要件Aの要件を満たす医師が配置されている施設と連携して本剤の効果判定を行った旨(デュピクセント皮下注)	
				830600126	本薬剤の継続投与前における鼻スコープ(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600127	本薬剤の継続投与前における鼻閉重症度スコア(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600103	24週間を超えて投与することが必要かつ適切と判断した理由(デュピクセント皮下注)：*****	
136	デュピクセント皮下注300mgシリンジ デュピクセント皮下注300mgペン	既存治療で効果不十分な結節性痒疹	効能又は効果に関連する注意において、「[17 臨床成績]」の項の内容を熟知し、臨床試験に組み入れられた患者の背景を十分に把握した上で、本剤はステロイド外用剤等による治療を行っても、痒疹結節を主体とする病変が多発し、複数の部位に及ぶ患者に用いること。」とされているので、本薬剤の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。 ア 既存治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間(既存治療として薬剤を使用していない場合はその理由) イ 投与開始時の痒疹結節数 ウ 投与開始時の病変部位 エ 投与開始時の痒疹スコア	820600571	既存治療で効果不十分な結節性痒疹(デュピクセント皮下注)	○
				830600163	既存治療として使用していた薬剤の品名(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600164	既存治療として使用していた薬剤の使用期間(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600165	既存治療として薬剤を使用していない理由(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600166	投与開始時の痒疹結節数(デュピクセント皮下注)：*****	
				830600167	投与開始時の病変部位(デュピクセント皮下注)：*****	
				842600029	投与開始時の痒疹スコア(デュピクセント皮下注)：*****	
137	デュピクセント皮下注300mgシリンジ デュピクセント皮下注300mgペン デュピクセント皮下注200mgシリンジ デュピクセント皮下注200mgペン	慢性閉塞性肺疾患	① 本薬剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本薬剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当する施設(「施設要件A」又は「施設要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に、3年以上の慢性閉塞性肺疾患に関する呼吸器科診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること イ 医師免許取得後2年の初期研修を終了した後に、3年以上の慢性閉塞性肺疾患に関するアレルギー診療の臨床研修を含む4年以上の臨床経験を有していること 2) 次に掲げるすべての項目の値 イ 気管支拡張薬投与後の予測1秒量に対する比率(「FEV1」) ウ 血中好酸球数 3) 長時間作用性β2刺激薬(以下、LAMA)、長時間作用性β2刺激薬(以下、LABA)及び吸入ステロイド薬(以下、ICS)の併用療法(ICSが禁煙の場合はLAMA及びLABAの併用療法)による治療期間 4) 本薬剤投与前の長期管理薬による治療の状況(「患者要件A」又は「患者要件イ」と記載) ア 中等症の増悪を2回以上(うち1回は全身性ステロイド薬の投与が必要であった)認め、このうち少なくとも1回の増悪はLAMA、LABA及びICS(ICSが禁煙の場合はLAMA及びLABA)の併用中に発現している。 イ LAMA、LABA及びICS(ICSが禁煙の場合はLAMA及びLABA)の併用中に重度の増悪を年1回以上認めている。 5) 酸素、呼吸リハビリテーション等の非薬物療法に関する管理計画を作成した年月日 6) 上記5)の管理計画に基づき非薬物療法の実施を確認した直近の年月日 ② 本薬剤の継続投与前に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 本薬剤の初回投与から起算して、何週目の投与であるか、「(投与期間A)から(投与期間ウ)までのうち該当するものを記載) ア 12週間未満 ウ 52週間以上 2) 本薬剤投与前、(5)①の5)の管理計画に基づき非薬物療法の実施を確認した直近の年月日 3) 12週間及び52週間を目安に実施する肺機能及び健康状態の改善、急性増悪の発現状況等の確認を踏まえ、本剤投与の継続が必要と判断した理由	820600572	慢性閉塞性肺疾患(デュピクセント皮下注)	○
				820600167	施設要件A(デュピクセント皮下注)	○
				820600189	施設要件イ(デュピクセント皮下注)	○
				842600062	気管支拡張薬投与後の予測1秒量に対する比率(「FEV1」)(デュピクセント皮下注)：*****	○
				842600063	血中好酸球数(デュピクセント皮下注)：*****	○
				830600227	長時間作用性β2刺激薬(以下、LAMA)、長時間作用性β2刺激薬(以下、LABA)及び吸入ステロイド薬(以下、ICS)の併用療法(ICSが禁煙の場合はLAMA及びLABAの併用療法)による治療期間(デュピクセント皮下注)：*****	○
				820600153	患者要件A(デュピクセント皮下注)	○
				820600155	患者要件イ(デュピクセント皮下注)	○
				850600271	結核、呼吸リハビリテーション等の非薬物療法に関する管理計画を作成した年月日(デュピクセント皮下注)：(元号)yy年mm月dd日	○
				850600272	管理計画に基づき非薬物療法の実施を確認した直近の年月日(初回投与)(デュピクセント皮下注)：(元号)yy年mm月dd日	○
				820600599	投与期間A(デュピクセント皮下注)	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
				820600600	投与期間イ(デュピセント皮下注)	○
				820600601	投与期間ウ(デュピセント皮下注)	○
				850600273	管理計画に基づく非薬物療法の実施を確認した直近の年月日(継続投与)(デュピセント皮下注)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				830600231	本剤投与の継続が必要と判断した理由(デュピセント皮下注)	○
138	デュピセント皮下注300mgシリンジ デュピセント皮下注300mgペン	中等症から重症の炎症性腸炎	効能又は効果に関連する注意において、「最新の国内診療ガイドラインを参考に、全身性ステロイド薬の投与が必要な中等症から重症の炎症性腸炎患者に対して本剤を投与すること。」及び「本剤の適用に先立ち、全身性ステロイド薬単独による治療の実施も考慮すること。患者の症状や状態に応じて、全身性ステロイド薬単独による治療を行わず、本剤と全身性ステロイド薬の併用による治療を開始する場合は、最新の国内診療ガイドライン等を参照の上で、本剤の投与の必要性を慎重に判断すること。」、用法及び用量に関連する注意において本剤は全身性ステロイド薬と併用で投与を開始すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア 疾患重症度 イ 本剤の適用に先立ち実施した全身性ステロイド薬の品名(全身性ステロイド薬単独による治療を行わず、本製剤と全身性ステロイド薬の併用による治療を開始する場合は、その理由) ウ 本製剤と併用する全身性ステロイド薬の品名	842600064	疾患重症度(デュピセント皮下注300mgシリンジ等)：*****	○
				830600232	適用に先立ち実施した全身性ステロイド薬の品名(デュピセント皮下注300mgシリンジ等)：*****	○
				830600233	全身性ステロイド薬単独による治療を行わず、全身性ステロイド薬の併用による治療を開始理由(デュピセント皮下注300mgシリンジ等)：*****	○
				830600234	併用する全身性ステロイド薬の品名(デュピセント皮下注300mgシリンジ等)：*****	○
139	デリタクト注		本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。 ① 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件ア」から「施設要件イ」までのうち該当するものを記載) ア 特定機能病院 イ 大学附属病院本院(脳神経外科に係る診療科を有する場合に限る。) ウ 慢性神経疼痛手術の年間症例数が30例以上ある施設 エ 本品に係る治療の実施施設、又はこれと同等の施設体制を有し本品に係る治療責任医師又は治療分担医師が常勤する施設(脳神経外科に係る診療科を有する場合に限る。) ② 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件ア」から「医師要件フ」までのうち該当するものを全て記載。最速使用推進ガイドラインにおいて、次に掲げる医師の要件のすべてに該当する医師を配置することとされている。) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の脳神経外科の臨床研修を行っており、うち、3年以上は、脳神経外科治療の臨床経験があること。 イ 脳腫瘍に関する十分な臨床経験(計30例以上)があること。 ウ ナビゲーション下生検術を含む定位脳手術の実績が5例以上あること。 ③ 放射線治療及びテモゾロミドの治療歴のある患者である旨	820600067	施設要件ア(デリタクト注)	
				820600068	施設要件イ(デリタクト注)	
				820600069	施設要件ウ(デリタクト注)	
				820600070	施設要件エ(デリタクト注)	
				820600071	医師要件ア(デリタクト注)	
				820600072	医師要件イ(デリタクト注)	
				820600073	医師要件ウ(デリタクト注)	
				820600074	放射線治療歴のある患者(デリタクト注)	
				820600075	テモゾロミド治療歴のある患者(デリタクト注)	
140	ドブレレット錠20mg	持続的な観血的手術を予定している慢性肝疾患患者における血小板減少症の改善	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「開腹、開胸、開心、開頭又は臓腑切除を伴う観血的手術の場合は、本剤の投与を避けること。」とされていることから、このような症例には使用しないこと。また、観血的手術の名称及び実施予定年月日を記載すること。	830600168	観血的手術の名称(ドブレレット錠20mg)：*****	
				850600185	観血的手術の実施予定年月日(ドブレレット錠20mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
141	トルカブ錠160mg トルカブ錠200mg		本製剤の効能又は効果は「内分泌療法に増強したPIK3CA、AKT1又はPTEN遺伝子変異を有するホルモン受容体陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌」であることから、ホルモン受容体陽性、HER2陰性及びPIK3CA、AKT1又はPTEN遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600274	ホルモン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600275	ホルモン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600276	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600277	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600278	PIK3CA遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600279	PIK3CA遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600280	AKT1遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600281	AKT1遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600282	PTEN遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600283	PTEN遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(トルカブ錠160mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
142	トルツ皮下注80mgオートインジェクター	尋常性乾癬、関節症性乾癬、関節性乾癬、乾癬性紅皮症	12週以降において、2週間隔で投与する場合、2週間隔で投与することが適切と判断した理由を記載すること。	830600068	12週以降、2週間隔で投与することが適切と判断した理由(トルツ皮下注80mgオートインジェクター等)：*****	
143	トロデルビ点滴静注用200mg		① 本製剤の効能又は効果は「化学療法歴のあるホルモン受容体陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌」及び「化学療法歴のあるホルモン受容体陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌」であることから、HER2陰性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600284	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(トロデルビ点滴静注用200mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600285	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(トロデルビ点滴静注用200mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
144	ナルティークOD錠75mg	片頭痛発作の発症抑制	本製剤の効能又は効果に関連する注意において「十分な診察を実施し、前兆のある又は前兆のない片頭痛の発作が月に複数回以上出現している、又は慢性片頭痛であることを確認した上で本剤の適用を考慮すること。」とされており、国内第Ⅲ相試験では、観察期間(28日間)中の片頭痛日数が4日以上かつ頭痛日数が18日以下の患者が対象とされていることから、使用に当たっては十分留意し、本製剤の投与開始前の4週間あたりの片頭痛日数の平均を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤投与中は症状の経過を十分に観察し、本剤投与開始後3ヵ月を目安に治療上の有益性を評価して症状の改善が認められない場合には、本剤の投与を中止を考慮すること。」とされているので、当該評価を実施した際の診療報酬明細書の摘要欄に、症状の改善が認められた旨を記載すること。	842600065	投与開始前の4週間あたりの片頭痛日数の平均(ナルティークOD錠75mg)：*****	○
				820600577	投与開始後3ヵ月において症状の改善が認められた旨(ナルティークOD錠75mg)	○
145	ニコチネルTTS10 ニコチネルTTS20 ニコチネルTTS30		(ニコチン依存症管理料を算定する禁煙治療を行っている患者が、何らかの理由により入院治療を要することとなった場合、ニコチン依存症管理料の施設基準を備えている医療医療機関に入院し、患者本人の強い禁煙意志に基づき禁煙治療を継続した場合) 「外來にてニコチン依存症管理料の算定患者に対し処方した旨」を記載すること。	820600076	外來にてニコチン依存症管理料の算定患者に対し処方(ニコチネルTTS10等)	
146	ニューモバックスNPシリンジ		(スチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコブラン又はイブタコバシ塩酸塩水和物を患者に使用する場合) スチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコブラン又はイブタコバシ塩酸塩水和物の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること(同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコブラン又はイブタコバシ塩酸塩水和物の投与が重複する場合を除く。)	850600186	スチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコブラン又はイブタコバシ塩酸塩水和物の投与を行った年月日(ニューモバックスNPシリンジ)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600187	スチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコブラン又はイブタコバシ塩酸塩水和物の投与を行う予定の年月日(ニューモバックスNPシリンジ)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
147	ニューベオ錠300mg	アンドロゲン受容体陽性の根治切除不能な進行・再発の増大腺癌	効能又は効果に関連する注意において「アンドロゲン受容体陽性の検査は、十分な経験を有する病理医又は検査施設において実施すること。」とされているので、アンドロゲン受容体陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600286	アンドロゲン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(ニューベオ錠300mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600287	アンドロゲン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ニューベオ錠300mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				820600578	施設要件A(ヌーカラ皮下注)	○
				820600579	患者の要件Aに該当(ヌーカラ皮下注)	○
				820600580	患者の要件イに該当(ヌーカラ皮下注)	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
148	ヌーカラ皮下注100mg ペン ヌーカラ皮下注100mg シリンジ	鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎	①本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 本製剤に関する治療の責任者として、次に掲げる要件を満たす医師が配置されている施設である旨(「施設要件A」と記載) 2) 次に掲げる患者の要件Aからウのすべてに該当する旨 ア 慢性副鼻腔炎の確定診断がなされている。 イ「鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎」に対して、手術による治療歴がある。」又は「既存の治療を行ってもコントロール不十分であって、鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎に対する手術が適応とならない。」 ウ 既存の治療によっても以下のすべての症状が認められる。 ・ 内視鏡検査による鼻茸スコアが各鼻腔とも2点以上かつ両側の合計が5点以上 ・ 鼻閉の VAS 重症度スコアが5を超える(4週間以上持続していること) ・ 「鼻づまり／鼻閉感／鼻閉」又は「鼻汁(前鼻漏／後鼻漏)」のいずれかを有し、さらに「顔面痛／顔面圧迫感」又は「嗅覚の減弱若しくは消失」のうちの2つ以上の症状を有する(12週間以上持続していること) ・ 血中好酸球数が5%超の場合は、コンピュータ断層(以下「CT」という。)撮影で篩骨洞至上顎洞の陰影が認められている又は気管支喘息、アスピリン不耐性若しくは非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs)不耐性を合併している ・ 血中好酸球数が2～5%の場合は、CTで篩骨洞至上顎洞の陰影が認められ、かつ気管支喘息、アスピリン不耐性若しくは非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs)不耐性を合併している 3) 2)のウのうち「鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎」に対して、手術による治療歴がある。」に該当する場合は、慢性副鼻腔炎に対する手術を行った実施年月日、「既存の治療を行ってもコントロール不十分であって、鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎に対する手術が適応とならない。」に該当する場合は、手術が適応とならないと判断した理由 4) 本製剤投与前における各鼻腔の鼻茸スコア、鼻閉の VAS 重症度スコア並びに「鼻づまり／鼻閉感／鼻閉」又は「鼻汁(前鼻漏／後鼻漏)」及び「顔面痛／顔面圧迫感」又は「嗅覚の減弱若しくは消失」が継続している期間 ②本製剤の継続投与に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の耳鼻咽喉科診療の臨床研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、4年以上の臨床経験を有し、そのうち3年以上は鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 2) 1)イに該当する場合は、アの要件を満たす医師が配置されている施設と連携して本剤の効果判定を行った旨 3) 24 週間を超えて本製剤を投与する場合は、継続して投与することが必要かつ適切と判断した理由	8206000581 患者の要件ウに該当(ヌーカラ皮下注)	○	
			8506000288 慢性副鼻腔炎に対する手術を行った実施年月日(ヌーカラ皮下注):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○		
			8306000235 慢性副鼻腔炎に対する手術が適応とならないと判断した理由(ヌーカラ皮下注):*****	○		
			8426000066 本製剤投与前における各鼻腔の鼻茸スコア(ヌーカラ皮下注):*****	○		
			8426000067 本製剤投与前における鼻閉のVAS 重症度スコア(ヌーカラ皮下注):*****	○		
			8306000236 本製剤投与前における「鼻づまり／鼻閉感／鼻閉」又は「鼻汁(前鼻漏／後鼻漏)」が継続している期間(ヌーカラ皮下注):*****	○		
			8306000237 本製剤投与前における「顔面痛／顔面圧迫感」又は「嗅覚の減弱若しくは消失」が継続している期間(ヌーカラ皮下注):*****	○		
			8206000582 医師要件A(ヌーカラ皮下注)	○		
			8206000583 医師要件イ(ヌーカラ皮下注)	○		
			8206000584 医師要件Aの要件を満たす医師が配置されている施設と連携して本剤の効果判定を行った旨(ヌーカラ皮下注)	○		
8426000068 本製剤の継続投与前における鼻茸スコア(ヌーカラ皮下注):*****	○					
8426000069 本製剤の継続投与前における鼻閉のVAS 重症度スコア(ヌーカラ皮下注):*****	○					
8306000238 24週間を超えて本製剤を継続して投与することが必要かつ適切と判断した理由(継続投与)(ヌーカラ皮下注):*****	○					
8206000077 発作時の使用(ノーマサン点滴静注250mg)						
149	ノーマサン点滴静注250mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「本剤による急性発作の予防効果は確認されていないことから、予防には使用しないこと。」とされているので、予防的に使用した場合には算定できないものであること。また、診療報酬明細書の記載に当たっては、発作時の使用であることを記載すること。	8206000077	発作時の使用(ノーマサン点滴静注250mg)	
150	ノボセプトH静注用1mg シリンジ ノボセプトH静注用2mg シリンジ ノボセプトH静注用5mg シリンジ		本製剤の使用に当たっては、血液凝固関連因子又はX因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を記載すること。	8306000128	インヒビター力価(ノボセプトH静注用1mgシリンジ等):*****	
150				8506000146	インヒビター力価測定年月日(ノボセプトH静注用1mgシリンジ等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
151	ハイイータン錠50mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、MET 遺伝子エクソン14スキッピング変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、MET 遺伝子エクソン14スキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	8506000289	MET遺伝子エクソン14スキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日(ハイイータン錠50mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
151				8506000290	MET遺伝子エクソン14スキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ハイイータン錠50mg):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
152	バージェタ点滴静注420mg/14mL	結腸・直腸癌	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、HER2 陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、HER2陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	8506000188	HER2陽性を確認した検査の実施年月日(バージェタ点滴静注420mg/14mL):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
152				8506000189	HER2陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(バージェタ点滴静注420mg/14mL):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
153	ハーセプチン注射用150 ハーセプチン注射用60 トラストズマブBS点滴静注用150mg「NK」 トラストズマブBS点滴静注用150mg「ファイザー」 トラストズマブBS点滴静注用60mg「NK」 トラストズマブBS点滴静注用60mg「ファイザー」		ハーセプチン注射用60、ハーセプチン注射用150 HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日について記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	8506000057	HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日(ハーセプチン注射用60等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
153				8506000058	HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日(ハーセプチン注射用60等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
153			トラストズマブ BS 点滴静注用 60mg「NK」、同 150mg「NK」	8506000059	HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日(トラストズマブBS点滴静注用60mg「NK」等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
153			本製剤の使用上の注意において、「HER2 過剰発現の検査は、十分な経験を有する病理医又は検査施設において実施すること。」と記載されているため、HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	8506000060	HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日(初回投与)(トラストズマブBS点滴静注用60mg「NK」等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
153			トラストズマブ BS 点滴静注用 60mg「ファイザー」及び同 150mg「ファイザー」	8506000065	HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日(トラストズマブBS点滴静注用60mg「ファイザー」等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
153			本製剤の使用上の注意において、「HER2 過剰発現の検査は、十分な経験を有する病理医又は検査施設において実施すること。」と記載されているため、HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	8506000066	HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日(初回投与)(トラストズマブBS点滴静注用60mg「ファイザー」等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
154	バイアグラ錠25mg バイアグラ錠50mg バイアグラODフィルム25mg バイアグラODフィルム50mg シアリス錠5mg シアリス錠10mg シアリス錠20mg	勃起不全による男性不妊の治療を目的として一般不妊治療におけるタイミング法において用いる場合	以下の事項を記載すること。 ① 投与を行う医師に係る要件として次に掲げるもののうち、該当するもの(「投与医薬品A」又は「投与医薬品イ」と記載) ア 必須資格について5年以上の経験を有する医師 イ ア以外で、投与の理由がある場合 ② 上記①イに該当する場合、当該理由 ③ 医科点数表区分番号「B001」の「32」一般不妊治療管理料又は医科点数表区分番号「B001」の「33」生殖補助医療管理料の管理料に係る医学的管理を受けているが、本製剤を投与する患者又はそのパートナーのいずれであるか ④ 医科点数表区分番号「B001」の「32」一般不妊治療管理料又は医科点数表区分番号「B001」の「33」生殖補助医療管理料の管理料に係る医学的管理を行っている保険医療機関(投与する保険医療機関と同一である場合には省略しても差し支えない。 ⑤ 医科点数表区分番号「B001」の「32」一般不妊治療管理料又は医科点数表区分番号「B001」の「33」生殖補助医療管理料の管理料の算定が行われた年月(投与日から遡って6か月以内に限る。)	8206000318 投与医薬品A(バイアグラ錠25mg等)		
154				8206000319 投与医薬品イ(バイアグラ錠25mg等)		
154				8306000169 投与医薬品イに該当する理由(バイアグラ錠25mg等):*****		
154				8206000320 一般不妊治療管理料又は生殖補助医療管理料の管理料に係る医学的管理を受けているのが、本製剤を投与する患者(バイアグラ錠25mg等)		
154				8206000321 一般不妊治療管理料又は生殖補助医療管理料の管理料に係る医学的管理を受けているのが、本製剤を投与する患者のパートナー(バイアグラ錠25mg等)		
154				8306000170 一般不妊治療管理料又は生殖補助医療管理料の管理料に係る医学的管理を行っている保険医療機関(バイアグラ錠25mg等):*****		
154				8506000190 一般不妊治療管理料又は生殖補助医療管理料の管理料の算定が行われた年月(バイアグラ錠25mg等):(元号)yy'年'mm'月'		
154			(6か月を超えて投与を継続する場合) 継続の必要性を改めて検討し、必要と判断した理由及び初回投与の年月を記載すること。	8306000171 6か月を超えて投与を継続する必要と判断した理由(バイアグラ錠25mg等):*****		
154				8506000191 初回投与の年月(バイアグラ錠25mg等):(元号)yy'年'mm'月'		
155	バイクロット配合静注用 バイクロット配合静注用2.5mL バイクロット配合静注用5mL バイクロット配合静注用10mL		本製剤の使用に当たっては、血液凝固関連因子又は第X因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を記載すること。	8306000129	インヒビター力価(バイクロット配合静注用2.5mL等):*****	
155				8506000147	インヒビター力価測定年月日(バイクロット配合静注用2.5mL等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
156	バイジュベックゲル		(本製剤の投与開始の場合) 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 本品を用いた治療の責任者として、次に掲げる要件をすべて満たす医師が配置されている施設である旨(「施設要件A-エ」と記載) ア 日本皮膚科学会専門医の資格を有すること イ 表皮膚病の診療に必要な手技・技術を習得していること ロ 製造販売業者による本品の適正使用に関する講習を受講していること エ「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下、「カルタヘナ法」という。))を十分に理解し、施設内における第一使用規定に従った取扱いが行えること ② 患者又は患者家族が在宅で投与を行う場合は、投与者がカルタヘナ法遵守に関する説明及び本品の投与に関するトレーニングを受け、在宅でも適切な手技を実施可能であることを確認した年月日	8206000585 施設要件A(バイジュベックゲル)	○	
156				8206000586 施設要件イ(バイジュベックゲル)	○	
156				8206000587 施設要件ウ(バイジュベックゲル)	○	
156				8206000588 施設要件エ(バイジュベックゲル)	○	
156				8506000291 在宅でも適切な手技を実施可能であることを確認した年月日(投与開始)(バイジュベックゲル):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
			(本製剤の継続投与の場合) 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 本製剤による治療効果を確認した直近の年月日 ② 患者又は患者家族が在宅で投与を行う場合は、投与者が在宅での投与を適切に実施できていることを確認した直近の年月日	850600292	本製剤による治療効果を確認した直近の年月日(継続投与)(バイジュベックゲル):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600293	在宅での投与を適切に実施できていることを確認した直近の年月日(継続投与)(バイジュベックゲル):(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
157	バクスミー点鼻粉末剤3mg		1回2瓶以上処方する場合は、複数必要と判断した理由を記載すること。	830600069	1回2瓶以上必要と判断した理由(バクスミー点鼻粉末剤3mg): *****	
158	バクトロン [®] 鼻腔用軟膏2%		易感染患者から隔離することが困難な入院患者に対する使用に当たっては、やむを得ず、二名以下の患者が収容されている病室にMRSA感染症発症の危険性の高い免疫機能の低下状態にある患者(易感染患者)とともに入院している者に対して使用した場合には限り算定できるものであること その場合、易感染患者から隔離することが困難な入院患者の使用に係る薬剤料はMRSA感染症発症の危険性の高い免疫機能の低下状態にある患者(易感染患者)の分として算定し、MRSA感染症発症の危険性の高い免疫機能の低下状態にある患者(易感染患者)の診療報酬明細書に易感染患者から隔離することが困難な入院患者に投与した旨を記載すること。	820600078	易感染患者から隔離することが困難な入院患者に投与(バクトロン [®] 鼻腔用軟膏2%)	
159	バベンチオ点滴静注200mg	メルケル細胞癌	次の事項を記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件A」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載) ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など) イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など) エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1又は外来腫瘍化学療法診療科2の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設 2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の皮膚悪性腫瘍診療の臨床研修を有していること。	820600244 820600245 820600246 820600247 820600248 820600249 820600250	施設要件A(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件イ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件ウ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件エ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件オ(バベンチオ点滴静注200mg) 医師要件A(バベンチオ点滴静注200mg) 医師要件イ(バベンチオ点滴静注200mg)	
160	バベンチオ点滴静注200mg	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌の治療	次の事項を記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件A」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載) ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など) イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など) エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1又は外来腫瘍化学療法診療科2の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設 2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、腎細胞癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600244 820600245 820600246 820600247 820600248 820600249 820600250	施設要件A(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件イ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件ウ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件エ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件オ(バベンチオ点滴静注200mg) 医師要件A(バベンチオ点滴静注200mg) 医師要件イ(バベンチオ点滴静注200mg)	
161	バベンチオ点滴静注200mg	根治切除不能な原路上皮癌における化学療法後の維持療法の治療	次の事項を記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件A」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載) ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など) イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など) エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1又は外来腫瘍化学療法診療科2の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設 2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、原路上皮癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600244 820600245 820600246 820600247 820600248 820600249 820600250	施設要件A(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件イ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件ウ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件エ(バベンチオ点滴静注200mg) 施設要件オ(バベンチオ点滴静注200mg) 医師要件A(バベンチオ点滴静注200mg) 医師要件イ(バベンチオ点滴静注200mg)	
162	バルバーサ錠3mg バルバーサ錠4mg バルバーサ錠5mg		① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、FGFR3遺伝子変異又は融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、FGFR3遺伝子変異又は融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。 ② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「PD-1/PD-L1阻害剤による治療が可能な場合にはこれらの治療を優先すること。」とされているので、本製剤をPD-1/PD-L1阻害剤による治療のない患者に投与する場合は、本製剤を投与することとした理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	850600294 850600295 830600239	FGFR3遺伝子変異又は融合遺伝子を確認した遺伝子検査の実施年月日(バルバーサ錠3mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日 FGFR3遺伝子変異又は融合遺伝子を確認した遺伝子検査の実施年月日(初回投与)(バルバーサ錠3mg等):(元号)yy'年'mm'月'dd'日 PD-1/PD-L1阻害剤による治療のない患者に投与する理由(バルバーサ錠3mg等):*****	○ ○ ○
163	ビゾントラ錠400mg		本製剤の投与開始に当たっては、次の要件にすべて該当する旨及びTTR 遺伝子検査で病的変異の有無を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア 心不全による入院歴又は利尿薬の投与を含む治療を必要とする心不全症状を有すること イ ウエによる尿量減少の心室中間隔が12mmを超え、かつ ウ 病理検査所見又はランゲグライに關する日本循環器学会の最新のガイドライン等の要件を満たすこと	820600589 820600590 820600591 830600240	患者要件A(ビゾントラ錠400mg) 患者要件イ(ビゾントラ錠400mg) 患者要件ウ(ビゾントラ錠400mg) TTR 遺伝子検査で病的変異の有無(ビゾントラ錠400mg):*****	○ ○ ○ ○

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
164	ビラフトピカブセル50mg ビラフトピカブセル75mg	共通	本製剤の効能・効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600067	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(ビラフトピカブセル50mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600068	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ビラフトピカブセル50mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
		BRAF遺伝子変異を有する治癒切除不能進行・再発の結腸直腸癌	(がん化学療法後に増悪した患者に対して本剤を投与する場合) 本製剤の用法・用量に関連する注意において、「併用する他の抗悪性腫瘍剤の選択に際しては、「17臨床成績」の項の内容を熟知し、関連学会の最新のガイドライン等を参照した上で、患者の状況に応じて、ビニチニブの併用の必要性を判断すること。」とされているので、本剤とビニチニブを併用する場合には、関連学会の最新のガイドライン等を踏まえ、併用する理由を記載すること。その場合は、併用が必要とした判断に用いた情報(EOGFP、転移臓器数、CRP 値等)を具体的に記載すること。	830600070	ビニチニブを併用する理由(ビラフトピカブセル50mg等)：*****	
165	ビルテプソ点滴静注250mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「遺伝子検査により、エクソン53スキッピングにより治療可能なジストロフィン遺伝子の欠失(エクソン43-52、45-52、47-52、48-52、49-52、50-52、52欠失等)が確認されている患者に投与すること。」と記載されているので、遺伝子欠失を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600148	遺伝子欠失を確認した検査の実施年月日(ビルテプソ点滴静注250mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600149	遺伝子欠失を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ビルテプソ点滴静注250mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
166	ピロイ点滴静注用100mg ピロイ点滴静注用300mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「CLDN18.2陽性の定義について「17臨床成績」の項の内容を熟知し、十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、CLDN18.2陽性が確認された患者に投与すること。」及び「HER2陽性の患者に投与すること。」とされているので、CLDN18.2陽性及びHER2陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の換要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600296	CLDN18.2陽性を確認した検査の実施年月日(ピロイ点滴静注用100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600297	CLDN18.2陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ピロイ点滴静注用100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600298	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(ピロイ点滴静注用100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600299	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ピロイ点滴静注用100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
167	ビンダケルカブセル20mg	トラスチグマリン塩酸塩(野生型及び変異型)	本製剤の投与開始に当たっては、次の要件にすべて該当する旨及びTTR遺伝子検査で病的変異の有無を診療報酬明細書の換要欄に記載すること。 ア 心不全による入院歴又は利尿薬の投与を含む治療を必要とする心不全症状を有すること イ 心エコーによる左心室の心室中間径が2mmを超えること ウ 病理検査所見又はシンチグラフィに関する日本循環器学会の最新のガイドライン等の要件を満たすこと	820600087	患者要件A(ビンダケルカブセル20mg)	
				820600088	患者要件I(ビンダケルカブセル20mg)	
				820600592	患者要件ウ(ビンダケルカブセル20mg)	○
				830600241	TTR遺伝子検査で病的変異の有無(ビンダケルカブセル20mg)：*****	○
168	ピンマックカブセル61mg		本製剤の投与開始に当たっては、次の要件にすべて該当する旨及びTTR遺伝子検査で病的変異の有無を診療報酬明細書の換要欄に記載すること。 ア 心不全による入院歴又は利尿薬の投与を含む治療を必要とする心不全症状を有すること イ 心エコーによる左心室の心室中間径が2mmを超えること ウ 病理検査所見又はシンチグラフィに関する日本循環器学会の最新のガイドライン等の要件を満たすこと	820600089	患者要件A(ピンマックカブセル61mg)	
				820600090	患者要件I(ピンマックカブセル61mg)	
				820600593	患者要件ウ(ピンマックカブセル61mg)	○
				830600242	TTR遺伝子検査で病的変異の有無(ピンマックカブセル61mg)：*****	○
169	ファイバ(静注用1000		本製剤の使用に当たっては、インヒビター力価が測定されていることが前提であり、その測定された年月日及びその力価を記載する。	830600130	インヒビター力価(ファイバ(静注用1000)：*****	
				850600150	インヒビター力価測定年月日(ファイバ(静注用1000)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
170	ファビハルタカブセル200mg	発作性夜間へモグロビン尿症	本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「補体(C5)阻害剤による適切な治療を行っても、十分な効果が得られない場合に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の換要欄に、治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間を記載すること。	830600243	治療として使用していた薬剤の品名(ファビハルタカブセル200mg)：*****	○
				830600244	治療として使用していた薬剤の使用期間(ファビハルタカブセル200mg)：*****	○
171	フェインジェクト静注500mg		本製剤投与前の血中Hb値及び血中Hb値が8.0g/dL以上の場合、本製剤の投与が必要と判断した理由を記載すること。	830600194	投与前の血中Hb値(フェインジェクト静注500mg)：*****	
				830600071	投与が必要と判断した理由(フェインジェクト静注500mg)：*****	
172	フェスゴ配合皮下注 MA フェスゴ配合皮下注 IN		(HER2陽性の乳癌に用いる場合) 効能又は効果に関連する注意において、「HER2陽性の検査は、十分な経験を有する病理医又は検査施設において実施すること。」とされているので、HER2陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。 (がん化学療法後に増悪したHER2陽性の治癒切除不能進行・再発の結腸・直腸癌に用いる場合) 効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、HER2陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、HER2陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600192	HER2陽性を確認した検査の実施年月日(フェスゴ配合皮下注MA等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600193	HER2陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(フェスゴ配合皮下注MA等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
173	フォシーガ錠5mg フォシーガ錠10mg	慢性腎臓病	効能又は効果に関連する注意において、「eGFRが25mL/min/1.73m2未満の患者では、本剤の腎保護作用が十分に得られない可能性があること、本剤投与中にeGFRが低下することがあり、腎機能障害が悪化するおそれがあることから、投与の必要性を慎重に判断すること。」及び「17臨床成績」の項の内容を熟知し、臨床試験に組み入れられた患者の背景(原疾患、併用薬、腎機能等)を十分に理解した上で、慢性腎臓病に対するガイドラインにおける診断基準等を参考に、適応患者を選択すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、本製剤の適応患者であると判断した理由及び判断に用いた指標の値等(eGFRの値を含む。)を記載すること。	830600074	適応患者であると判断した理由(フォシーガ錠5mg等)：*****	
				830600075	判断に用いた指標の値等(eGFRの値を含む。)(フォシーガ錠5mg等)：*****	
174	ブルヴィクト静注		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「承認された診断用医薬品を用いた検査により、PSMA 陽性病変を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、PSMA 陽性病変を有することを確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の換要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600300	PSMA 陽性病変を有することを確認した検査の実施年月日(ブルヴィクト静注)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				850600301	PSMA 陽性病変を有することを確認した検査の実施年月日(初回投与)(ブルヴィクト静注)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○
				830600245	投与が必要と判断した理由(ブルヴィクト静注)：*****	○
				830600246	前立腺癌に対する薬物治療歴(ブルヴィクト静注)：*****	○
175	プレランジ静注		本製剤の投与開始に当たっては、次に掲げる施設のうち、該当するものを記載すること。((「施設要件A」又は「施設要件I」)に記載) ア 日本造血・免疫細胞療法学会が定める移植施設認定基準の全ての項目を満たす診療科(認定カテゴリー1)を有する施設 イ 認定カテゴリー1 に準ずる診療科(認定基準のうち、移植コーディネーターの配置に係る基準以外を満たす診療科)を有する施設	820600105	施設要件A(プレランジ静注)	
				820600106	施設要件I(プレランジ静注)	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
176	ベイスン錠0.2 ベイスンOD錠0.2 ポグリボースODフィルム0.2「QG」 ポグリボースOD錠0.2mg「クマフ」 ポグリボースOD錠0.2mg「サワイ」 ポグリボースOD錠0.2mg「タカタ」 ポグリボースOD錠0.2mg「トーワ」 ポグリボースOD錠0.2mg「日医工」 ポグリボースOD錠0.2mg「武田テバ」 ポグリボース錠0.2mg「NPJ」 ポグリボース錠0.2mg「NS」 ポグリボース錠0.2mg「TCK」 ポグリボース錠0.2mg「YD」 ポグリボース錠0.2mg「サワイ」 ポグリボース錠0.2mg「トーワ」 ポグリボース錠0.2mg「杏林」 ポグリボース錠0.2mg「日医工」 ポグリボース錠0.2mg「武田テバ」	耐腫瘍異常における2段階原病の免疫抑制(ただし、食事療法及び運動療法を十分に行っても改善されない場合に限る。)	耐腫瘍異常と判断した根拠(判断した年月日とその結果)、食事療法及び運動療法を3～6ヶ月間行っても改善されなかった旨及び高血圧症又は脂質異常症の診断名を記載する。	830600081	耐腫瘍異常と判断した根拠(ベイスン錠0.2等)：*****	
				850600073	耐腫瘍異常と判断した年月日(ベイスン錠0.2等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				820600107	食事療法及び運動療法を3～6ヶ月間行っても改善されなかった(ベイスン錠0.2等)	
				830600082	高血圧症又は脂質異常症の診断名(ベイスン錠0.2等)：*****	
177	ページニオ錠50mg ページニオ錠100mg ページニオ錠150mg		本製剤の効能・効果は「ホルモン受容体陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌」及び「ホルモン受容体陽性かつHER2陰性で再発高リスクの乳癌における術後薬物療法」であることから、ホルモン受容体陽性、HER2陰性であることを確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600074	ホルモン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(ページニオ錠50mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600075	ホルモン受容体陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ページニオ錠50mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600076	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(ページニオ錠50mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600077	HER2陰性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ページニオ錠50mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
178	ペスボンサ点滴静注用1mg		本製剤の使用上の注意において「フローサイトメトリ法等の検査によって、CD22抗原が陽性であることが確認された患者に使用すること」とされているので、CD22陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては必ず実施年月日を記載すること。	850600078	CD22陽性を確認した検査の実施年月日(ペスボンサ点滴静注用1mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600079	CD22陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ペスボンサ点滴静注用1mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
179	ペマジュール錠4.5mg	がん化学療法後に増悪したFGFR2融合遺伝子陽性の骨髄性又はリンパ性腫瘍	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設により、FGFR2融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、FGFR2融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600080	FGFR2融合遺伝子を確認した検査の実施年月日(ペマジュール錠4.5mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600081	FGFR2融合遺伝子を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ペマジュール錠4.5mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
		FGFR1融合遺伝子陽性の骨髄性又はリンパ性腫瘍	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「染色体検査又は遺伝子検査により8p11染色体領域の転座が確認され、FGFR1融合遺伝子陽性の骨髄性又はリンパ性腫瘍と診断された患者に投与すること。」とされているので、染色体検査又は遺伝子検査により8p11染色体領域の転座を確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600194	8p11染色体領域の転座を確認した検査の実施年月日(ペマジュール錠4.5mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600195	8p11染色体領域の転座を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ペマジュール錠4.5mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
186	ヘムライブラ炭下注12mg ヘムライブラ炭下注30mg ヘムライブラ炭下注60mg ヘムライブラ炭下注100mg ヘムライブラ炭下注105mg ヘムライブラ炭下注150mg		本製剤の使用に当たっては、血液凝固薬使用時のインセプターを保有することの確認が前提であり、インセプター在庫の測定された年月日及び方を診療報酬明細書の請求欄に記入すること。	850600302	インセプター在庫測定年月日(ヘムライブラ炭下注12mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
180	ベリキューボ錠2.5mg ベリキューボ錠5mg ベリキューボ錠10mg		効能又は効果に関連する注意において、「左室駆出率の保たれた慢性心不全における本剤の有効性及び安全性は確立していないため、左室駆出率の低下した慢性心不全患者に投与すること。」とされているので、投与開始に当たっては、左室駆出率の計測年月日及び左室駆出率の値を記載すること。なお、他の医療機関で左室駆出率を測定した場合には、当該測定結果及び医療機関名を記載することで差し支えない。	850600082	左室駆出率の計測年月日(ベリキューボ錠2.5mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				830600083	左室駆出率の値(ベリキューボ錠2.5mg等)：*****	
				830600084	左室駆出率を測定した医療機関名(他の医療機関で測定した場合)(ベリキューボ錠2.5mg等)：*****	
181	ヘルネクシオス錠80mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、HER2(ERBB2)遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、HER2(ERBB2)遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の請求欄に記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600303	HER2(ERBB2)遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(ヘルネクシオス錠80mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600304	HER2(ERBB2)遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ヘルネクシオス錠80mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
182	ボイデヤ錠50mg		本製剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、「補体(C5)阻害剤による適切な治療を行っても十分な効果が得られない場合に、補体(C5)阻害剤と併用して投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の請求欄に、治療として使用している薬剤の品名及び使用期間を記載すること。	830600247	治療として使用していた薬剤の品名(ボイデヤ錠50mg)：*****	○
				830600248	治療として使用していた薬剤の使用期間(ボイデヤ錠50mg)：*****	○
183	ボテリジオ点滴静注20mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「CCR4陽性の成人T細胞白血病リンパ腫(ATL)、再発又は難治性のCCR4陽性の末梢性T細胞リンパ腫(PTCL)の場合、CCR4抗原は、フローサイトメトリ(FCM)又は免疫組織化学染色(IHC)法により検査を行い、陽性であることが確認されている患者のみに投与すること。」とされているので、CCR4陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600083	CCR4陽性を確認した検査の実施年月日(ボテリジオ点滴静注20mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600084	CCR4陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ボテリジオ点滴静注20mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
184	ミカトリオ配合錠		本製剤への切り替えに当たっては、次の事項を切り替えた月に記載すること。 (1) テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法として使用していた品名及び使用期間 (2) テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法として使用していた品名及び使用期間 (3) 併用療法において安定した血圧コントロールが得られていると判断した際に参照した血圧測定値(ミカトリオ配合錠)	830600085	テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法として使用していた品名(ミカトリオ配合錠)：*****	
				830600086	テルミサルタン80mg、アムロジピン5mg及びヒドロクロロチアジド12.5mgの併用療法として使用していた使用期間(ミカトリオ配合錠)：*****	
				830600131	併用療法において安定した血圧コントロールが得られていると判断した際に参照した血圧測定値(ミカトリオ配合錠)：*****	
				850600151	併用療法において安定した血圧コントロールが得られていると判断した際に参照した血圧測定実施年月日(ミカトリオ配合錠)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				820600322	医師要件A(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等)	
				820600323	医師要件イ(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等)	
				820600324	医師要件ウ(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等)	
				830600172	ステロイド外用薬(ストロングクラス以上)又はカルシニューリン阻害外用薬を行った治療期間(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等)：*****	

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
488 188	ミチーガ皮下注用60mgシリンジ ミチーガ皮下注用30mgバイアル	アトピー性皮膚炎に伴う痒	本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。なお、本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 成人アトピー性皮膚炎患者又は小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、5年以上の皮膚科診療の臨床研修を行っていること。 イ 成人アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に6年以上の臨床経験を有し、そのうち3年以上はアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 ウ 小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の小児科診療の臨床研修及び3年以上のアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を含む8年以上の臨床経験を有していること。 2) 本剤投与前の治療の状況 ア 6歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、本剤投与前にステロイド外用薬(ストロングクラス以上)又はカルシニューリン阻害外用薬を行った治療期間(4週間未満又は行っていない場合はその理由) イ 6歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、本剤投与前に抗ヒスタミン薬又は抗アレルギー薬による内服治療を行った治療期間(2週間未満又は行っていない場合はその理由) 3) 13歳以上のアトピー性皮膚炎患者に投与する場合、疾患活動性の状況として、次に掲げるすべての項目の値。ただし、ア及びイについては、本製剤投与開始2日前から本剤投与開始までの3日間全ての値を記載すること。 ア そう痒VAS 又はそう痒NRS イ かゆみスコア ウ EASIスコア 4) 6歳以上13歳未満のアトピー性皮膚炎患者に投与する場合、疾患活動性の状況として、次に掲げるすべての項目の値。ただし、アについては、本製剤投与開始2日前から本剤投与開始までの3日間全ての値を記載すること。 ア かゆみスコア イ EASIスコア	830600173	4週間未満又は行っていない場合はその理由(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				830600174	抗ヒスタミン薬又は抗アレルギー薬による内服治療を行った治療期間(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				830600175	2週間未満又は行っていない場合はその理由(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600030	そう痒VASの値(投与開始2日前)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600031	そう痒VASの値(投与開始1日前)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600032	そう痒VASの値(投与開始日)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600033	そう痒NRSの値(投与開始2日前)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600034	そう痒NRSの値(投与開始1日前)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600035	そう痒NRSの値(投与開始日)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600036	かゆみスコア(投与開始2日前)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600037	かゆみスコア(投与開始1日前)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600038	かゆみスコア(投与開始日)(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
				842600039	EASIスコア(ミチーガ皮下注用60mgシリンジ等);*****	
489 188	ミチーガ皮下注用30mgバイアル	既存治療で効果不十分な結節性痒疹	効能又は効果に関連する注意において、「[17臨床成績]」の項の内容を熟知し、臨床試験に組み入れられた患者の背景を十分に理解した上で、ステロイド外用剤等の抗炎症外用剤及び抗ヒスタミン剤等の抗アレルギー剤による適切な治療を一定期間施行しても、痒疹結節を主体とする病変が多発し、複数の部位に及ぶ患者に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の請求欄に記載すること。 ア 既存治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間(既存治療として薬剤を使用していない場合はその理由) イ 投与開始時の痒疹結節数 ウ 投与開始時の病変部位 エ 投与開始時の痒スコア	830600249	既存治療として使用していた薬剤の品名(ミチーガ皮下注30mgバイアル);*****	○
				830600250	既存治療として使用していた薬剤の使用期間(ミチーガ皮下注30mgバイアル);*****	○
				830600251	既存治療として薬剤を使用していない理由(ミチーガ皮下注30mgバイアル);*****	○
				842600070	投与開始時の痒疹結節数(ミチーガ皮下注30mgバイアル);*****	○
				830600252	投与開始時の病変部位(ミチーガ皮下注30mgバイアル);*****	○
				842600071	投与開始時の痒スコア(ミチーガ皮下注30mgバイアル);*****	○
488 187	ムルプレタ錠3mg		本製剤の使用上の注意において、「開腹、開胸、開心、開頭又は臓器切除を伴う観血的手術の場合は、本剤の投与を避けること。」とされていることから、このような症例には使用しないこと。また、観血的手術の名称及び実施予定年月日を記載すること。	830600087	観血的手術の名称(ムルプレタ錠3mg);*****	
				850600085	観血的手術の実施予定年月日(ムルプレタ錠3mg);(元号)yy年mm月dd日	
489 188	メキニスト錠0.5mg メキニスト錠2mg	BRAF遺伝子変異を有する悪性黒色腫 BRAF遺伝子変異を有する切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌 標準的な治療が困難なBRAF遺伝子変異を有する進行・再発の固形腫瘍(結腸・直腸癌を除く) BRAF遺伝子変異を有する再発又は難治性の有毛細胞白血病	本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600086	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(メキニスト錠0.5mg等);(元号)yy年mm月dd日	
				850600087	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(メキニスト錠0.5mg等);(元号)yy年mm月dd日	
489 188	メキニスト小児用ドライシロップ4.7mg	標準的な治療が困難なBRAF遺伝子変異を有する進行・再発の固形腫瘍(結腸・直腸癌を除く) BRAF遺伝子変異を有する再発又は難治性の有毛細胞白血病	本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600087	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(メキニスト錠0.5mg等);(元号)yy年mm月dd日	○
				850600088	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(メキニスト錠15mg);(元号)yy年mm月dd日	
489 190	メクトビ錠15mg		本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600088	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(メクトビ錠15mg);(元号)yy年mm月dd日	
				850600089	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(メクトビ錠15mg);(元号)yy年mm月dd日	
489 191	メンクアッドフィ筋注		本製剤は、エクシズマブ(遺伝子組換え)、ラブリズマブ(遺伝子組換え)、スチムリマブ(遺伝子組換え)、ベグセタコブラン、ジルコプランナトリウム、ダニコバン、クロバリマブ(遺伝子組換え)又はイブタコン(塩酸塩水和物投与患者に使用した場合に限り算定できるものである)で、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の請求欄に記入すること(同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く)。	850600202	エクシズマブ(遺伝子組換え)投与を行った年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600203	エクシズマブ(遺伝子組換え)投与を行う予定の年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600204	ラブリズマブ(遺伝子組換え)投与を行った年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600205	ラブリズマブ(遺伝子組換え)投与を行う予定の年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600206	スチムリマブ(遺伝子組換え)投与を行った年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600207	スチムリマブ(遺伝子組換え)投与を行う予定の年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600208	ベグセタコブラン投与を行った年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600209	ベグセタコブラン投与を行う予定の年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600210	ジルコプランナトリウム投与を行った年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	
				850600211	ジルコプランナトリウム投与を行う予定の年月日(メンクアッドフィ筋注);(元号)yy年mm月dd日	

項番	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
				850600306	ダニコバン投与を行った年月日(メンクアッドフィ筋注)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600307	ダニコバン投与を行う予定の年月日(メンクアッドフィ筋注)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600308	クロバリマブ(遺伝子組換え)投与を行った年月日(メンクアッドフィ筋注)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600309	クロバリマブ(遺伝子組換え)投与を行う予定の年月日(メンクアッドフィ筋注)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600310	イブタコバン(塩酸塩水和物)投与を行った年月日(メンクアッドフィ筋注)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600311	イブタコバン(塩酸塩水和物)投与を行う予定の年月日(メンクアッドフィ筋注)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
483 182	モノブアー静注500mg モノブアー静注1000mg		本製剤投与前の血中Hb値及び血中Hb値が6.0g/dL以上の場合、本製剤の投与が必要と判断した理由を記載すること。	830600195	投与前の血中Hb値(モノブアー静注500mg等)：*****	
				830600176	投与が必要と判断した理由(モノブアー静注500mg等)：*****	
484 183	ヨビバス皮下注168μgペン ヨビバス皮下注294μgペン ヨビバス皮下注420μgペン		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「活性型ビタミンD製剤やカルシウム剤による治療を受けている患者に対して、本剤の投与を検討すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、治療として使用している薬剤の品名及び使用期間を記載すること。	830600253	治療として使用している薬剤の品名(ヨビバス皮下注168μgペン等)：*****	○
				830600254	治療として使用している薬剤の使用期間(ヨビバス皮下注168μgペン等)：*****	○
485 184	ライアットMIBG-1131静注		本製剤の効能又は効果は「MIBG集積陽性の治療不能褐色細胞腫・パラグングリオーマ」及び「MBG集積陽性の神経芽腫」であり、MIBG集積陽性が確認された患者が対象であることから、MBG集積陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600094	MIBG集積陽性を確認した検査の実施年月日(ライアットMIBG-1131静注)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600095	MIBG集積陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ライアットMIBG-1131静注)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
486 185	ライブリハント点滴静注350mg	EGFR遺伝子エクソン20挿入変異陽性の切除不能進行・再発の非小細胞肺癌に用いる場合	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、EGFR遺伝子変異(エクソン20挿入変異を除く)が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR遺伝子変異(エクソン20挿入変異を除く)陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600312	EGFR遺伝子エクソン20挿入変異陽性を確認した検査の実施年月日(ライブリハント点滴静注350mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600313	EGFR遺伝子エクソン20挿入変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ライブリハント点滴静注350mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600314	EGFR遺伝子変異(エクソン20挿入変異を除く)陽性を確認した検査の実施年月日(ライブリハント点滴静注350mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600315	EGFR遺伝子変異(エクソン20挿入変異を除く)陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ライブリハント点滴静注350mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600316	EGFR遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(ラズクルーズ錠80mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600317	EGFR遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ラズクルーズ錠80mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
487 186	ラズクルーズ錠80mg ラズクルーズ錠240mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、EGFR遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600316	EGFR遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(ラズクルーズ錠80mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
				850600317	EGFR遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ラズクルーズ錠80mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	○
488 187	ラピフォートワイプ2.5%		本製剤の投与開始に当たっては、多汗症疾患重症度評価尺度(HDSS)を記載すること。	842600040	多汗症疾患重症度評価尺度(HDSS)(ラピフォートワイプ2.5%)：*****	
489 188	リツキシマン点滴静注100mg リツキシマン点滴静注500mg	CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫、CD20陽性の慢性リンパ性白血病及び免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患	CD20陽性を確認した検査の実施年月日について記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600096	CD20陽性を確認した検査の実施年月日(リツキシマン点滴静注100mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600097	CD20陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(リツキシマン点滴静注100mg等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600098	CD20陽性を確認した検査の実施年月日(リツキシマブBS点滴静注100mg/KHK等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600152	CD20陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(リツキシマブBS点滴静注100mg/KHK等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600099	CD20陽性を確認した検査の実施年月日(リツキシマブBS点滴静注100mg/ファイザー等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600100	CD20陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(リツキシマブBS点滴静注100mg/ファイザー等)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
200 189	リットーロカプセル50mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤投与開始時に、頭部全体の概ね50%以上に脱毛が認められ、過去6ヵ月程度毛髪に自然再生が認められない患者に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、頭部全体に占める脱毛部位の割合及び毛髪自然再生が認められていない期間を記載すること。	830600177	頭部全体に占める脱毛部位の割合(リットーロカプセル50mg)：*****	
				830600178	毛髪自然再生が認められていない期間(リットーロカプセル50mg)：*****	
201 200	リトゴビ錠4mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、FGFR2融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、FGFR2融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600212	FGFR2融合遺伝子を確認した検査の実施年月日(リトゴビ錠4mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
				850600213	FGFR2融合遺伝子を確認した検査の実施年月日(初回投与)(リトゴビ錠4mg)：(元号)yy"年"mm"月"dd"日	
202 201	リフヌア錠45mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「最新のガイドライン等を参考に、慢性咳嗽の原因となる病歴、職業、環境要因、臨床検査結果等を含めた包括的な診断に基づき十分な治療を行っても咳嗽が継続する場合に使用を考慮すること。」とされていることを踏まえ、投与開始に当たっては、難治性の慢性咳嗽であると判断した理由を記載すること。	830600179	難治性の慢性咳嗽であると判断した理由(リフヌア錠45mg)：	
203 202	リプタヨ点滴静注350mg	共通	次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件A」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載) ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など) イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など) エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療科1、外来腫瘍化学療法診療科2又は外来腫瘍化学療法診療科3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	820600325	施設要件A(リプタヨ点滴静注350mg)	
				820600326	施設要件イ(リプタヨ点滴静注350mg)	
				820600327	施設要件ウ(リプタヨ点滴静注350mg)	
				820600328	施設要件エ(リプタヨ点滴静注350mg)	
				820600329	施設要件オ(リプタヨ点滴静注350mg)	
		がん化学療法後に増悪した進行又は再発の子宮頸癌の治療	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、婦人科腫瘍のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。	820600330	医師要件A(リプタヨ点滴静注350mg)	
				820600331	医師要件イ(リプタヨ点滴静注350mg)	
				820600330	医師要件A(リプタヨ点滴静注350mg)	○

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
		切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌の治療	次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」又は「医師要件イ」と記載) ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床研修の研修を行っていること。 イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。 本剤を単独で投与する場合、PD-L1陽性を確認した検査の実施年月日及び検査結果(発現率) 本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与のうち、該当するもの(「併用投与A」又は「併用投与イ」と記載) ア 白金製剤(カルボプラチン又はシスプラチン)及びパクリタキセルとの併用投与 イ 白金製剤(カルボプラチン又はシスプラチン)及びビドレキセドナトリウムとの併用投与	820600331 医師要件イ(リブタヨ点滴静注350mg) 850600318 PD-L1陽性を確認した検査の実施年月日(リブタヨ点滴静注350mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日 842600085 PD-L1陽性を確認した検査の検査結果(発現率)(リブタヨ点滴静注350mg)：***** 820600596 併用投与A(リブタヨ点滴静注350mg) 820600597 併用投与イ(リブタヨ点滴静注350mg)	○ ○ ○ ○ ○	
204 205	リベルサス錠3mg リベルサス錠7mg リベルサス錠14mg		他の経口血糖降下薬を投与していない患者に本剤を投与する場合は、本剤の投与が必要と判断した理由を記載すること。	830600088	他の経口血糖降下薬を投与していない患者に投与が必要と判断した理由(リベルサス錠3mg等)：*****	
206 207	リムバーザ錠100mg リムバーザ錠150mg	ア「BRCA遺伝子変異陽性の卵巣癌」における初回化学療法後の維持療法」イ「がん化学療法後のあるBRCA遺伝子変異陽性かつHER2 陰性の手術不能又は再発乳癌」ウ「BRCA遺伝子変異陽性の遠隔転移を有する乳房抗がん剤前立腺癌」エ「BRCA遺伝子変異陽性の治療切除不能な卵巣における白金系抗悪性腫瘍剤を含む化学療法後の維持療法」又はオ「BRCA遺伝子変異陽性の治療切除不能な卵巣における白金系抗悪性腫瘍剤を含む化学療法後の維持療法」	機能又は効果に関連する使用上の注意において、ア、ウ、エ及びオの場合「承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用いた検査により、生癌細胞系列のBRCA遺伝子変異(病的変異又は病的変異疑い)を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、BRCA遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600101 850600102	BRCA遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(リムバーザ錠100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日 BRCA遺伝子変異を確認した検査の実施年月日(初回投与)(リムバーザ錠100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
		相同組織換修復欠損を有する卵巣癌におけるパリスマブ(遺伝子組換え)を含む初回化学療法後の維持療法	機能又は効果に関連する使用上の注意において、「承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用いた検査により、相同組織換修復欠損を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、相同組織換修復欠損を有することを確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600103 850600104	相同組織換修復欠損を有することを確認した検査の実施年月日(リムバーザ錠100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日 相同組織換修復欠損を有することを確認した検査の実施年月日(初回投与)(リムバーザ錠100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
		ミスマッチ修復機能正常(pMMR)の進行・再発の子宮体癌におけるフェルバリンマブ(遺伝子組換え)を含む化学療法後の維持療法	機能又は効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、pMMRが確認された患者に投与すること。」とされているのでミスマッチ修復機能正常(pMMR)を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600319 850600320	ミスマッチ修復機能正常(pMMR)を確認した検査の実施年月日(リムバーザ錠100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日 ミスマッチ修復機能正常(pMMR)を確認した検査の実施年月日(初回投与)(リムバーザ錠100mg等)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	○ ○
208 209	リンヴォック錠7.5mg リンヴォック錠15mg リンヴォック錠30mg	アトピー性皮膚炎	本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。なお、本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を記載すること。 1) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件A」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載) ア 成人アトピー性皮膚炎患者又は小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、5年以上の皮膚科診療の臨床研修を行っていること。 ウ 小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合であって、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、3年以上の臨床経験を有し、そのうち3年以上はアトピー性皮膚炎を含むアレルギー診療の臨床研修を行っていること。 2) 本剤投与前の抗炎症外用薬による治療の状況(「前治療要件A」又は「前治療要件イ」と記載) ア 12歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、アトピー性皮膚炎診療ガイドラインで重症度に応じて推奨されるステロイド外用薬(ストロククラス以上)やカルシニューリン阻害外用薬による適切な治療を直近の6か月以上行っている。 イ 12歳以上のアトピー性皮膚炎患者であって、ステロイド外用薬やカルシニューリン阻害外用薬に対する過敏症、顕著な局所性副作用若しくは全身性副作用により、これらの抗炎症外用薬のみによる治療の継続が困難。 3) 疾患活動性の状況として、次に掲げるすべての項目の数値 ア IGAスコア イ 全身又は顔面部のEASIスコア ウ 体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%) 4) 小児アトピー性皮膚炎患者に投与する場合は、体重	820600108 医師要件A(リンヴォック錠7.5mg等) 820600109 医師要件イ(リンヴォック錠7.5mg等) 820600110 医師要件ウ(リンヴォック錠7.5mg等) 820600111 前治療要件A(リンヴォック錠7.5mg等) 820600112 前治療要件イ(リンヴォック錠7.5mg等) 842600081 IGAスコア(リンヴォック錠7.5mg等)：***** 842600082 全身のEASIスコア(リンヴォック錠7.5mg等)：***** 842600083 顔面部のEASIスコア(リンヴォック錠7.5mg等)：***** 842600020 体表面積に占めるアトピー性皮膚炎病変の割合(%) (リンヴォック錠7.5mg等)：***** 842600021 体重(小児アトピー性皮膚炎患者に投与の場合)(kg) (リンヴォック錠7.5mg等)：*****		
201 206	ルクスターナ注		本製品の効能、効果又は性能に関連する使用上の注意において、「遺伝学的検査によりRPE65遺伝子の両アレル性の変異が確認された患者に投与すること。」及び「適切な検査により十分な生存網膜細胞を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、以下を記載すること。 ・RPE65遺伝子の両アレル性の変異を確認した遺伝学的検査の実施年月日 ・生存網膜細胞を確認した検査方法及び検査の実施年月日	850600214 830600180 850600215	RPE65遺伝子の両アレル性の変異を確認した遺伝学的検査の実施年月日(ルクスターナ注)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日 生存網膜細胞を確認した検査方法(ルクスターナ注)：***** 生存網膜細胞を確認した検査の実施年月日(ルクスターナ注)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
208 207	ルマケラス錠120mg	がん化学療法後に増悪したKRAS G12C変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	本製剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、KRAS G12C変異陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、KRAS G12C変異陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600216 850600217	KRAS G12C変異陽性を確認した検査の実施年月日(ルマケラス錠120mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日 KRAS G12C変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ルマケラス錠120mg)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
		がん化学療法後に増悪したKRAS G12C変異陽性の治療切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌	本製剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、「フッ化ピリミジン系抗悪性腫瘍剤、オキサリプラチン及びイリノテカン塩酸塩水和物による治療歴のない患者における本剤の有効性及び安全性は確立していない。」と記載されているので、フッ化ピリミジン系抗悪性腫瘍剤、オキサリプラチン及びイリノテカン塩酸塩水和物による治療歴を有する患者(ルマケラス錠120mg)との旨を診療報酬明細書の概要欄に記載すること。	820600598	フッ化ピリミジン系抗悪性腫瘍剤、オキサリプラチン及びイリノテカン塩酸塩水和物による治療歴を有する患者(ルマケラス錠120mg)	○
				820600332 施設要件A(レクビオ皮下注300mgシリンジ) 820600333 施設要件イ(レクビオ皮下注300mgシリンジ) 830600181 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL-Cコレステロールの検査値(レクビオ皮下注300mgシリンジ)：***** 850600218 LDL-Cコレステロール検査の実施年月日(レクビオ皮下注300mgシリンジ)：(元号)yy'年'mm'月'dd'日 820600334 食事療養を行っている(レクビオ皮下注300mgシリンジ)		

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
206 208	レクビオ皮下注300mgシリンジ		本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を記載すること。本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を記載すること。 ① 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件A」又は「施設要件イ」と記載） ア 医師免許取得後、満6年以上の臨床研修歴を有し、このうち3年以上は循環器診療に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設 イ 医師免許取得後、満6年以上の臨床研修歴を有し、このうち3年以上は動脈硬化学に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設 ② 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL－コレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日 ③ 食事療法を行っている旨及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨 ④ HMG－CoA還元酵素阻害剤で効果不十分な患者に投与する場合には、投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の成分名及び1日投与量、なお、1日投与量が最大用量でない場合は、最大用量である旨もあわせて記載すること。 ⑤ 本製剤をHMG－CoA還元酵素阻害剤による治療が適さない患者（副作用の既往等によりHMG－CoA還元酵素阻害剤の使用が困難な患者又はHMG－CoA還元酵素阻害剤の使用が禁忌とされる患者）に投与する場合には、使用可能なHMG－CoA還元酵素阻害剤がないと判断した理由 ⑥ 家族性高コレステロール血症以外の患者では、以下の心血管イベントのリスク因子のいずれかに該当するか（「リスク因子A」から「リスク因子カ」までのうち該当するものを記載）。 ア 冠動脈疾患（安定狭心症に対する冠動脈形成術を含む）の既往歴 イ アテローム血行性脳梗塞（明らかなアテロームを伴うその他の脳梗塞も含む）の既往歴 ウ 糖尿病 エ 慢性腎臓病 オ 末梢動脈疾患 カ 久山町研究スコアにて高リスク分類 ⑦ 家族性高コレステロール血症以外の患者で、⑥の「リスク因子ウ」から「リスク因子カ」までのいずれかに該当し、HMG－CoA還元酵素阻害剤で効果不十分な患者に投与する場合、投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の投与期間	820600335	運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療を行っている（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				820600336	運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する指導を行っている（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				830600182	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の成分名（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				830600183	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の成分名の1日投与量（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				820600337	最大用量である（1日投与量が最大用量でない場合）（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				830600184	使用可能なHMG－CoA還元酵素阻害剤がないと判断した理由（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				820600338	リスク因子A（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				820600339	リスク因子イ（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				820600340	リスク因子ウ（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				820600341	リスク因子エ（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				820600342	リスク因子オ（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				820600343	リスク因子カ（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				830600185	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の投与期間（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				830600186	直近のLDL－コレステロールの検査値（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
				850600218	LDL－コレステロール検査の実施年月日（レクビオ皮下注300mgシリンジ）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
				830600187	投与継続が可能と判断した理由（レクビオ皮下注300mgシリンジ）	
206 209	レクビオ点滴注200mg レクビオ点滴注500mg		（本製剤を最初に投与した場合） 次の事項を記載すること。 ① 次に掲げる患者の要件のうち、該当するもの（「患者要件A」～「患者要件ウ」までのうち該当するものを記載） ア 患者本人及び要介護者の、安全性に関する内容も踏まえ本剤による治療意思が確認されている患者 イ 以下に示す本剤の禁忌に該当しないことが確認された患者 ・ 本剤の成分に対し重篤な過敏症の既往歴がある患者 ・ 本剤投与開始前に血管原性脳浮腫、5mm以上の脳膜小出血、脳表ヘモジドリン沈着症又は1cmを超える脳出血が認められる患者 ウ MRI検査（1.5 Tesla以上）が実施可能であることが確認された患者 ② 認知機能の低下及び臨床症状の重症度範囲について、次に掲げるすべての項目のスコア及び実施年月日 ア 認知機能評価 MMSEスコア イ 臨床認知症尺度 CDR全般スコア ③ 次に掲げる検査のうち、当該患者の診断に用いた検査に該当するもの（「患者要件エ」又は「患者要件オ」と記載）、実施年月日及び検査実施施設名 エ アミロイドPET オ 脳脊髄液（CSF）検査 ④ 次に掲げる医師の要件のうち、当該患者の本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」から「医師要件エ」までのうち該当するものを記載） ア 日本神経学会の専門医 イ 日本老年医学会の専門医 ウ 日本精神神経学会の専門医 エ 日本脳神経外科学会の専門医 ⑤ 次に掲げる医師の要件のうち、当該患者の本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件オ」から「医師要件ク」までのうち該当するものを記載） オ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、10年以上の経度認知障害の診断、認知症疾患の鑑別診断等の専ら医療所見からARIAの有無を判断した上で、臨床症状の有無と併せて本剤の投与継続、中断又は中止を判断し、かつ必要な対応ができる医師であること キ 製造販売業者が提供するARIAに関するMRI読影の研修を受講していること ク 日本認知症学会又は日本老年精神医学会の実施するアルツハイマー病の病態、診断、本剤の投与対象患者及び治療に関する研修を受講していること ⑥ 次に掲げる項目のうち、該当するもの（「施設要件A」又は「施設要件イ」と記載） ア 以下のⅠからⅧをすべて満たす施設である。 イ 以下のⅠからⅧをすべて満たす施設でない。 （項目） Ⅰ MRI検査（1.5 Tesla以上）が実施可能な医療機関であり、かつ、ARIAが認められた場合に、画像所見や症状の有無から、本剤の投与継続、中断又は中止を判断し、かつ、施設内で必要な対応ができる体制が整っていること Ⅱ 認知機能のスコア評価（MMSEスコア）及び臨床認知症尺度（CDR全般スコア）が実施可能な者が配置されていること Ⅲ 同一施設内又は連携がとれる施設においてPET検査又はCSF検査が実施可能であること Ⅳ 上記の④及び⑤に該当する、常勤医師が複数名配置されていること Ⅴ CDR全般スコア評価に精通し、一定以上の評価経験を有する医療従事者がいること Ⅵ ARIAのリスク管理に必要な知識を有し、かつ、MRI読影に関する医療従事者向け研修を受講した、ARIAの鑑別を含むMRI読影が適切に行える常勤医が1名以上いること Ⅶ 認知症疾患医療センター又は認知症疾患医療センターと連携がとれる施設であること Ⅷ 製造販売業者に課せられている全例調査を確実に実施できる施設であること	820600344	患者要件A（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600345	患者要件イ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600346	患者要件ウ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600347	患者要件エ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600348	患者要件オ（レクビオ点滴注200mg等）	
				842600041	認知機能評価MMSEスコア（レクビオ点滴注200mg等）：*****	
				850600219	認知機能評価MMSEスコアの実施年月日（レクビオ点滴注200mg等）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
				842600042	臨床認知症尺度CDR全般スコア（レクビオ点滴注200mg等）：*****	
				850600220	臨床認知症尺度CDR全般スコアの実施年月日（レクビオ点滴注200mg等）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
				850600221	アミロイドPETの実施年月日（レクビオ点滴注200mg等）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
				830600188	アミロイドPET検査実施施設名（レクビオ点滴注200mg等）：*****	
				850600222	脳脊髄液（CSF）検査の実施年月日（レクビオ点滴注200mg等）：（元号）yy'年'mm'月'dd'日	
				830600189	脳脊髄液（CSF）検査検査実施施設名（レクビオ点滴注200mg等）：*****	
				820600349	医師要件A（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600350	医師要件イ（レクビオ点滴注200mg等）	
206 209	レクビオ点滴注200mg レクビオ点滴注500mg			820600351	医師要件ウ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600352	医師要件エ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600353	医師要件オ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600354	医師要件カ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600355	医師要件キ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600356	医師要件ク（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600357	施設要件A（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600358	施設要件イ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600359	施設要件ウ（レクビオ点滴注200mg等）	
				820600360	施設要件エ（レクビオ点滴注200mg等）	

項目	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年6月1日適用
			(投与開始後6か月以降の投与の場合) 次の事項を記載すること。 ① 本製剤の投与施設(「施設要件ウ」又は「施設要件エ」と記載)及び「施設要件エ」に該当する場合は、連携施設名及び所在地 ウ 初回投与施設(初回投与施設と同一の施設) エ 連携施設(初回投与施設と連携している施設) ② 次に掲げる施設要件のうち、本製剤の投与施設に該当するもの(「施設要件オ」と記載) オ 製造販売業者に課せられている全例調査を確実に実施できること ③ 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「施設要件ケ」から「施設要件シ」までのうち該当するものを記載) ケ 日本神経学会の専門医 コ 日本老年医学会の専門医 サ 日本脳神経学会の専門医 シ 日本脳神経外科学会の専門医 ④ 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「施設要件ス」～「施設要件タ」までのうち該当するものを記載) ス 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、10年以上の経度認知障害の診断、認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした臨床経験を有していること セ 画像所見からARIAの有無を判断した上で、臨床症状の有無と併せて本剤の投与継続、中断又は中止を判断し、かつ必要な対応ができる医師であること ソ 製造販売業者が提供するARIAに関するMRI読影の研修を受講していること タ 日本認知症学会又は日本老年精神医学会の実施するアルツハイマー病の病態、診断、本剤の投与対象患者及び治療に関する研修を受講していること	830600190	連携施設名(施設要件エに該当)「(レケンビ点滴静注200mg等)」;*****	
				830600191	連携施設の所在地(施設要件エに該当)「(レケンビ点滴静注200mg等)」;*****	
				820600361	施設要件オ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600362	施設要件ケ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600363	施設要件コ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600364	施設要件サ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600365	施設要件シ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600366	施設要件ス「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600367	施設要件セ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600368	施設要件ソ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600369	施設要件タ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
			(継続投与の場合) 次の事項を簡要欄に記載すること。 なお、本製剤は、初回投与後6か月までは、初回投与施設で投与すること。 ① 本製剤の初回投与から起算して、何日目の投与であるか。 ② 本製剤投与中、CDR全般スコア推移、MMSEスコア推移、患者及び家族・介護者から自他覚症状の聴取等による臨床症状の評価を実施した直近の年月日 ③ 本製剤投与中、MRI検査を受けた直近の年月日	842600043	初回投与から起算しての週数「(レケンビ点滴静注200mg等)」;*****	
				850600223	臨床症状の評価を実施した直近の年月日「(レケンビ点滴静注200mg等)」:(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600224	MRI検査を受けた直近の年月日「(レケンビ点滴静注200mg等)」:(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
			(初回投与から起算して、18か月を超える投与の場合) 次の事項を記載すること。 ① 本剤投与の継続が必要と判断した理由(CDR全般スコア推移、MMSEスコア推移、患者及び家族・介護者から自他覚症状の聴取等による臨床症状の評価を踏まえた有効性の観点、並びにARIAの有無や副作用発現状況等を踏まえた安全性の観点を含めて具体的に)記載すること。 ② 本剤の最速使用推進ガイドラインにおいて「中等度以降のアルツハイマー病による認知症と診断された場合、中等度以降に進行した患者に投与を継続したときの有効性が確立していないことから、本剤の投与を中止し、再評価を行うこと。」とされていることから、中等度以降のアルツハイマー病による認知症と診断された患者に対して本剤の投与継続を行う場合には、再評価を行った結果として(2)の①～②及び投与継続を判断した理由(上記①と同様に具体的に)記載すること	830600192	投与の継続が必要と判断した理由「(レケンビ点滴静注200mg等)」;*****	
				820600344	患者要件ア「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600345	患者要件イ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				820600346	患者要件ウ「(レケンビ点滴静注200mg等)」	
				842600041	認知機能評価MMSEスコア「(レケンビ点滴静注200mg等)」;*****	
				850600219	認知機能評価MMSEスコアの実施年月日「(レケンビ点滴静注200mg等)」:(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				842600042	臨床認知症尺度CDR全般スコア「(レケンビ点滴静注200mg等)」;*****	
				850600220	臨床認知症尺度CDR全般スコアの実施年月日「(レケンビ点滴静注200mg等)」:(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
214 210	レットヴィモカプセル40mg レットヴィモカプセル80mg レットヴィモ錠40mg レットヴィモ錠80mg	RET 融合遺伝子陽性の進行・再発の脳形腫瘍	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、RET融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、RET融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の簡要欄に記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600105	RET融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日「(レットヴィモカプセル40mg等)」:(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600106	RET融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)「(レットヴィモカプセル40mg等)」:(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
		RET 遺伝子変異陽性の根治切除不能な甲状腺癌腫	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、RET遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、RET遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の簡要欄に記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。	850600153	RET 遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日「(レットヴィモカプセル40mg等)」:(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
				850600154	RET 遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)「(レットヴィモカプセル40mg等)」:(元号)yy'年'mm'月'dd'日	
			次の事項を記載すること。本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件ア」又は「施設要件イ」と記載) ア 医師免許取得後、満6年以上の臨床研修を有し、このうち3年以上は循環器診療に関する臨床研修を有する医師が所属する施設 イ 医師免許取得後、満6年以上の臨床研修を有し、このうち3年以上は動脈硬化学に関する臨床研修を有する医師が所属する施設 2) 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL－コレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日 3) 食事療法を行っている旨、及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨 4) HMG－CoA還元酵素阻害剤で効果不十分な患者に投与する場合には、投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の成分名及び1日投与量。なお、1日投与量が最大用量でない場合は、最大耐用量である旨もあわせて記載すること。 5) 本製剤をHMG－CoA還元酵素阻害剤による治療が適さない患者(副作用の既往等によりHMG－CoA還元酵素阻害剤の使用が困難な患者又はHMG－CoA還元酵素阻害剤の使用が禁忌とされる患者)に投与する場合には、使用可能なHMG－CoA還元酵素阻害剤がないと判断した理由 6) 家族性高コレステロール血症以外の患者では、以下の心血管イベントのリスク因子のいずれかに該当するか(「リスク因子」から「リスク因子」までのうち該当するものを記載) ア 冠動脈疾患(交感神経に対する冠動脈形成術を含む)の既往歴 イ アテローム血行性脳梗塞(明らかなアテロームを伴うその他の脳梗塞も含む)の既往歴 ウ 糖尿病 エ 慢性腎臓病 オ 末梢動脈疾患 カ 心臓研究スコアにて高リスク分類 7) 家族性高コレステロール血症以外の患者で、6)の「リスク因子」から「リスク因子」までのいずれかに該当し、HMG－CoA還元酵素阻害剤で効果不十分な患者に投与する場合、投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の投与期間	820600113	施設要件ア(レバーサ皮下注140mgペン)	
				820600114	施設要件イ(レバーサ皮下注140mgペン)	
				850600155	LDL－コレステロール検査の実施年月日(レバーサ皮下注140mgペン)「:(元号)yy'年'mm'月'dd'日」	
				830600132	LDL－コレステロール検査値(レバーサ皮下注140mgペン);*****	
				820600115	食事療養を行っている(レバーサ皮下注140mgペン)	
				820600116	運動、喫煙等に関する指導を行っている(レバーサ皮下注140mgペン)	
				820600117	糖尿病、高血圧等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療を行っている(レバーサ皮下注140mgペン)	
				820600118	糖尿病、高血圧等の虚血性心疾患の危険因子に対する指導を行っている(レバーサ皮下注140mgペン)	
				830600092	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の成分名(レバーサ皮下注140mgペン);*****	
				830600093	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の1日投与量(レバーサ皮下注140mgペン);*****	
				820600119	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の最大耐用量である(レバーサ皮下注140mgペン)	
				830600094	使用可能なHMG－CoA還元酵素阻害剤がないと判断した理由(レバーサ皮下注140mgペン);*****	
				820600120	リスク因子ア(レバーサ皮下注140mgペン)	
				820600121	リスク因子イ(レバーサ皮下注140mgペン)	

項番	医薬品名称	効能・効果	記 載 事 項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和8年 6月1日 適用
213 211	レバサ皮下注140mgペン		(平成29年3月31日以前に既に本製剤の投与を受けている患者の場合) ③を記載できない場合は、従前のとおり次の事項を記載するとともに、投与中である旨(「投与中患者」と記載)及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月を記載すること。 ア 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL－コレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日 イ 食事療法を行っている旨、及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨 ウ 投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の成分名及び1日投与量。なお、1日投与量が最大用量でない場合は、最大耐用量である旨もあわせて記載すること。 エ 家族性高コレステロール血症以外の患者では、心血管イベントの発現リスクが高いと判断した理由(冠動脈疾患、非心原性脳梗塞、末梢動脈疾患、糖尿病若しくは慢性腎臓病に罹患していること若しくはそのいずれかの既往歴を有すること、又は複数の危険因子が認められること)。 (平成 29 年3 月 31 日以前に本製剤の使用実績がある医療機関の場合) ③を記載できない場合は、従前のとおり(平成29年3月31日以前に既に本製剤の投与を受けている患者の場合)に掲げる事項を記載するとともに、当該医療機関での使用実績がある旨(「使用実績有」と記載)及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月を記載すること。	820600122	リスク因子ウ(レバサ皮下注140mgペン)	
				820600123	リスク因子エ(レバサ皮下注140mgペン)	
				820600124	リスク因子オ(レバサ皮下注140mgペン)	
				820600370	リスク因子カ(レバサ皮下注140mgペン)	
				830600095	HMG－CoA還元酵素阻害剤の投与期間(レバサ皮下注140mgペン)；*****	
				850600155	LDL－コレステロール検査の実施年月日(レバサ皮下注140mgペン)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
				830600132	LDL－コレステロール検査値(レバサ皮下注140mgペン)；*****	
				820600115	食事療養を行っている(レバサ皮下注140mgペン)	
				820600116	運動、喫煙等に関する指導を行っている(レバサ皮下注140mgペン)	
				820600117	糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療を行っている(レバサ皮下注140mgペン)	
				820600118	糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する指導を行っている(レバサ皮下注140mgペン)	
				830600092	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の成分名(レバサ皮下注140mgペン)；*****	
				830600093	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の1日投与量(レバサ皮下注140mgペン)；*****	
				820600119	投与中のHMG－CoA還元酵素阻害剤の最大耐用量である(レバサ皮下注140mgペン)	
				830600096	心血管イベントの発現リスクが高いと判断した理由(レバサ皮下注140mgペン)；*****	
				820600125	投与中患者(レバサ皮下注140mgペン)	
213 212	レフィキシア静注用500 レフィキシア静注用1000 レフィキシア静注用2000		手術時における血漿凝固因子阻害剤の使用に当たっては、術前に予想される投与回数を考慮した上で適切な製剤を選択することとし、本剤を手術時に使用した場合には、その理由を記載すること。	830600101	手術時に使用した理由(レフィキシア静注用500等)；*****	
214 213	ロープレナ錠25mg ロープレナ錠100mg		本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600108	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(ロープレナ錠25mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
				850600109	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ロープレナ錠25mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
214 214	ロズリートレカプセル100mg ロズリートレカプセル200mg	NTRK 融合遺伝子陽性の進行・再発の固形癌	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設により、NTRK融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、NTRK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600110	NTRK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(ロズリートレカプセル100mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
				850600111	NTRK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ロズリートレカプセル100mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
		ROSI 融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設により、ROSI融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ROSI融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	850600112	ROSI融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(ロズリートレカプセル100mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
				850600113	ROSI融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日(初回投与)(ロズリートレカプセル100mg等)；(元号)yy'年'mm'月'dd'日'	
214 215	照射洗浄血小板－LR「日赤」 照射洗浄血小板HLA－LR「日赤」		本製剤の使用適正化については、「(血漿製剤の使用指針)の一部改正について」(平成28年6月14日付付薬生発0614第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)により通知されているところであるので、使用に当たっては十分に留意すること。なお、同通知において、「洗浄血小板製剤については、輸血による副作用を防止するという目的に鑑み当該製剤の使用が望ましい状態にある患者に対して適切に投与されるよう、その使用については改正内容を踏まえ、必要と考えられる場合に限ること」とされていることから、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるものであり、本製剤の使用が必要と判断した理由を診療報酬明細書の備考欄に記入すること。	830600102	使用が必要と判断した理由(照射洗浄血小板－LR「日赤」等)；*****	
213 216	照射洗浄血小板HLA－LRBS「日赤」 照射洗浄血小板－LRBS「日赤」		洗浄血小板製剤の使用適正化については、「(血漿製剤の使用指針)の一部改正について」(平成28年6月14日付付薬生発0614第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)により通知されているところであるので、使用に当たっては十分に留意すること。なお、同通知において、「洗浄血小板製剤については、輸血による副作用を防止するという目的に鑑み当該製剤の使用が望ましい状態にある患者に対して適切に投与されるよう、その使用については改正内容を踏まえ、必要と考えられる場合に限ること」とされていることから、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるものであり、本製剤の使用が必要と判断した理由を診療報酬明細書の備考欄に記入すること。	830600256	使用が必要と判断した理由(照射洗浄血小板HLA－LRBS「日赤」等)；*****	○

※「記載事項」欄における括弧書きは、該当する場合に記載する事項であること。

※「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

※別表Ⅲに掲げる記載事項を記載する場合であって、別表Ⅱに掲げる記載事項と重複する事項については、別表Ⅱを用いた記載は省略して差し支えないこと。

別表Ⅴ 診療行為名称等の略号一覧(医科)

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1	A000	情報通信機器を用いた初診を行った場合	情初	「初診」欄
2	A000	初診料の注2、注3に規定する紹介率等が低い保険医療機関において、他の保険医療機関等からの文書による紹介がない初診の場合	初減	「初診」欄
3	A000	初診料の注4に規定する妥結率が低い保険医療機関の場合	初妥減	「初診」欄
4	A000	初診料の注5のただし書に規定する2つ目の診療科において初診を行った場合	複初	「初診」欄
5	A000	初診料の注5のただし書に規定する2つ目の診療科において初診を行った場合(初診料の注2、注3に規定する紹介率等が低い保険医療機関の場合)	複初減	「初診」欄
6	A000	初診料の注5のただし書に規定する2つ目の診療科において初診を行った場合(初診料の注4に規定する妥結率が低い保険医療機関の場合)	複初妥減	「初診」欄
7	A000	時間外加算の特例を算定した場合	特	「初診」欄
8	A000	小児科を標榜する保険医療機関における夜間加算の特例を算定した場合	小特夜	「初診」欄
9	A000	小児科を標榜する保険医療機関における休日加算の特例を算定した場合	小特休	「初診」欄
10	A000	小児科を標榜する保険医療機関における深夜加算の特例を算定した場合	小特深	「初診」欄
11	A000	夜間・早朝等加算を算定した場合	夜早	「初診」欄
12	A000	外来感染対策向上加算を算定した場合	初感	「初診」欄
13	A000	発熱患者等対応加算を算定した場合	初熱対	「初診」欄
14	A000	連携強化加算を算定した場合	初連	「初診」欄
15	A000	サーベイランス強化加算を算定した場合	初サ	「初診」欄
16	A000	抗菌薬適正使用体制加算を算定した場合	初抗菌適	「初診」欄
17	A000	特定機能病院等紹介患者受入加算を算定した場合	特紹受	「初診」欄
18	A000	電子的診療情報連携体制整備加算1を算定した場合	電情1	「初診」欄
19	A000	電子的診療情報連携体制整備加算2を算定した場合	電情2	「初診」欄
20	A000	電子的診療情報連携体制整備加算3を算定した場合	電情3	「初診」欄
21	A001	情報通信機器を用いた再診を行った場合	情再	「再診」欄
22	A001	再診料の注2に規定する妥結率が低い保険医療機関の場合	再妥減	「再診」欄
23	A001	再診料の注3に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合	複再	「再診」欄
24	A001	再診料の注3に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合(再診料の注2に規定する妥結率が低い保険医療機関の場合)	複再妥減	「再診」欄
25	A001	夜間・早朝等加算を算定した場合	夜早	「再診」欄
26	A001	時間外対応体制加算1を算定した場合	時外1	「再診」欄
27	A001	時間外対応体制加算2を算定した場合	時外2	「再診」欄
28	A001	時間外対応体制加算3を算定した場合	時外3	「再診」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
29	A001	時間外対応体制加算4を算定した場合	時外4	「再診」欄
30	A001	明細書発行体制等加算を算定した場合	明	「再診」欄
31	A001	地域包括診療加算1(認知症を有する患者等の場合)を算定した場合	再包1認	「再診」欄
32	A001	地域包括診療加算1(その他の慢性疾患等を有する患者の場合)を算定した場合	再包1慢	「再診」欄
33	A001	地域包括診療加算2(認知症を有する患者等の場合)を算定した場合	再包2認	「再診」欄
34	A001	地域包括診療加算2(その他の慢性疾患等を有する患者の場合)を算定した場合	再包2慢	「再診」欄
35	A001	外来データ提出加算を算定した場合	再外デ	「再診」欄
36	A001	地域包括診療加算の薬剤適正使用連携加算を算定した場合	薬適連	「再診」欄
37	A001	外来感染対策向上加算を算定した場合	再感	「再診」欄
38	A001	発熱患者等対応加算を算定した場合	再熱対	「再診」欄
39	A001	連携強化加算を算定した場合	再連	「再診」欄
40	A001	サーベイランス強化加算を算定した場合	再サ	「再診」欄
41	A001	抗菌薬適正使用体制加算を算定した場合	再抗菌適	「再診」欄
42	A001 A002	時間外加算の特例を算定した場合	特	「再診」欄
43	A001 A002	小児科を標榜する保険医療機関における夜間加算の特例を算定した場合	小特夜	「再診」欄
44	A001 A002	小児科を標榜する保険医療機関における休日加算の特例を算定した場合	小特休	「再診」欄
45	A001 A002	小児科を標榜する保険医療機関における深夜加算の特例を算定した場合	小特深	「再診」欄
46	A001 A002	電子的診療情報連携体制整備加算を算定した場合	電情再	「再診」欄
47	A001 A002	看護師等遠隔診療補助加算を算定した場合	看師補	「再診」欄
48	A002	情報通信機器を用いた外来診療を行った場合	情外	「再診」欄
49	A002	外来診療料の注2又は注3に規定する紹介率等が低い保険医療機関の場合	外診減	「再診」欄
50	A002	外来診療料の注4に規定する妥結率が低い保険医療機関の場合	外診妥減	「再診」欄
51	A002	外来診療料の注5に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合	複外診	「再診」欄
52	A002	外来診療料の注5に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合(外来診療料の注2又は注3に規定する紹介率等が低い保険医療機関の場合)	複外診減	「再診」欄
53	A002	外来診療料の注5に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合(外来診療料の注4に規定する妥結率が低い保険医療機関の場合)	複外診妥減	「再診」欄
54	第2部通則5	特別の関係にある保険医療機関等に入院又は入所していたことのある患者であって、入院期間を当該保険医療機関等の初回入院日を起算日として計算する場合	特別	「入院」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
55	第2部通則6	「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法(平成18年厚生労働省告示第104号)」に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関の場合	超過	「入院」欄
56	第2部通則6	「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する医師等の員数の基準に該当する保険医療機関(離島等所在保険医療機関以外)の場合	標欠7	「入院」欄
57	第2部通則6	「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する医師等の員数の基準に該当する保険医療機関(離島等所在保険医療機関)の場合	標欠5	「入院」欄
58	第2部通則8	管理栄養士の配置について基準を満たせない場合の経過措置に該当する場合	経措	「入院」欄
59	第2部通則8	医科点数表第1章第2部通則第8号により、当該保険医療機関内に、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されている場合	栄40減	「入院」欄
60	第2部通則9	医科点数表第1章第2部通則第9号により、身体的拘束最小化に関する基準を満たせない場合	拘40減	「入院」欄
61	第2部通則11	医科点数表第1章第2部通則第11号により、継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準を満たせない場合	質減	「入院」欄
62	A100	一般病棟入院基本料(急性期病院一般入院基本料の急性期病院A一般入院料)を算定した場合	急病A	「入院」欄
63	A100	一般病棟入院基本料(急性期病院一般入院基本料の急性期病院B一般入院料)を算定した場合	急病B	「入院」欄
64	A100	一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料の急性期一般入院料1)を算定した場合	急一般1	「入院」欄
65	A100	一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料の急性期一般入院料2)を算定した場合	急一般2	「入院」欄
66	A100	一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料の急性期一般入院料3)を算定した場合	急一般3	「入院」欄
67	A100	一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料の急性期一般入院料4)を算定した場合	急一般4	「入院」欄
68	A100	一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料の急性期一般入院料5)を算定した場合	急一般5	「入院」欄
69	A100	一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料の急性期一般入院料6)を算定した場合	急一般6	「入院」欄
70	A100	一般病棟入院基本料(地域一般入院基本料の地域一般入院料1)を算定した場合	地一般1	「入院」欄
71	A100	一般病棟入院基本料(地域一般入院基本料の地域一般入院料2)を算定した場合	地一般2	「入院」欄
72	A100	一般病棟入院基本料(地域一般入院基本料の地域一般入院料3)を算定した場合	地一般3	「入院」欄
73	A100	一般病棟入院基本料の特別入院基本料等を算定した場合	一般特別	「入院」欄
74	A100	一般病棟入院基本料の夜勤時間特別入院基本料を算定した場合	一般夜特	「入院」欄
75	A100	一般病棟入院基本料について、夜間看護体制特定日減算により減算した場合	一般夜看特定減	「入院」欄
76	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料A)の例により算定する入院料を算定した場合	療1例A	「入院」欄
77	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料B)の例により算定する入院料を算定した場合	療1例B	「入院」欄
78	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料C)の例により算定する入院料を算定した場合	療1例C	「入院」欄
79	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料D)の例により算定する入院料を算定した場合	療1例D	「入院」欄
80	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料E)の例により算定する入院料を算定した場合	療1例E	「入院」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
81	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1（入院料F）の例により算定する入院料を算定した場合	療1例F	「入院」欄
82	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1（入院料G）の例により算定する入院料を算定した場合	療1例G	「入院」欄
83	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1（入院料H）の例により算定する入院料を算定した場合	療1例H	「入院」欄
84	A100 A104の1 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1（入院料I）の例により算定する入院料を算定した場合	療1例I	「入院」欄
85	A101	療養病棟入院基本料（療養病棟入院料1の入院料1～30）を算定した場合	療1入● （※●は1から30の算定する数字を記載）	「入院」欄
86	A101	療養病棟入院基本料（療養病棟入院料2の入院料1～30）を算定した場合	療2入● （※●は1から30の算定する数字を記載）	「入院」欄
87	A101	療養病棟入院基本料の特別入院基本料等を算定した場合	療特	「入院」欄
88	A102	結核病棟入院基本料（7対1入院基本料）を算定した場合	結7	「入院」欄
89	A102	結核病棟入院基本料（10対1入院基本料）を算定した場合	結10	「入院」欄
90	A102	結核病棟入院基本料（13対1入院基本料）を算定した場合	結13	「入院」欄
91	A102	結核病棟入院基本料（15対1入院基本料）を算定した場合	結15	「入院」欄
92	A102	結核病棟入院基本料（18対1入院基本料）を算定した場合	結18	「入院」欄
93	A102	結核病棟入院基本料（20対1入院基本料）を算定した場合	結20	「入院」欄
94	A102	結核病棟入院基本料の特別入院基本料等を算定した場合	結特	「入院」欄
95	A102	結核病棟入院基本料の夜勤時間特別入院基本料を算定した場合	結夜特	「入院」欄
96	A102	結核病棟入院基本料の重症患者割合特別入院基本料を算定した場合	重割特	「入院」欄
97	A102	結核病棟入院基本料について、夜間看護体制特定日減算により減算した場合	結夜看特定減	「入院」欄
98	A103	急性期病院A精神病棟入院料（10対1入院基本料）を算定した場合	精A10	「入院」欄
99	A103	急性期病院A精神病棟入院料（13対1入院基本料）を算定した場合	精A13	「入院」欄
100	A103	急性期病院A精神病棟入院料（15対1入院基本料）を算定した場合	精A15	「入院」欄
101	A103	急性期病院B精神病棟入院料（10対1入院基本料）を算定した場合	精B10	「入院」欄
102	A103	急性期病院B精神病棟入院料（13対1入院基本料）を算定した場合	精B13	「入院」欄
103	A103	急性期病院B精神病棟入院料（15対1入院基本料）を算定した場合	精B15	「入院」欄
104	A103	精神病棟入院基本料（10対1入院基本料）を算定した場合	精10	「入院」欄
105	A103	精神病棟入院基本料（13対1入院基本料）を算定した場合	精13	「入院」欄
106	A103	精神病棟入院基本料（15対1入院基本料）を算定した場合	精15	「入院」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
107	A103	精神病棟入院基本料(18対1入院基本料)を算定した場合	精18	「入院」欄
108	A103	精神病棟入院基本料(20対1入院基本料)を算定した場合	精20	「入院」欄
109	A103	精神病棟入院基本料の特別入院基本料等を算定した場合	精特	「入院」欄
110	A103	精神病棟入院基本料の夜勤時間特別入院基本料を算定した場合	精夜特	「入院」欄
111	A103	精神病棟入院基本料について、夜間看護体制特定日減算により減算した場合	精夜看特定減	「入院」欄
112	A104	特定機能病院A入院基本料の一般病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特Aー7	「入院」欄
113	A104	特定機能病院A入院基本料の一般病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特Aー10	「入院」欄
114	A104	特定機能病院A入院基本料の結核病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特A結7	「入院」欄
115	A104	特定機能病院A入院基本料の結核病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特A結10	「入院」欄
116	A104	特定機能病院A入院基本料の結核病棟(13対1入院基本料)を算定した場合	特A結13	「入院」欄
117	A104	特定機能病院A入院基本料の結核病棟(15対1入院基本料)を算定した場合	特A結15	「入院」欄
118	A104	特定機能病院A入院基本料の精神病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特A精7	「入院」欄
119	A104	特定機能病院A入院基本料の精神病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特A精10	「入院」欄
120	A104	特定機能病院A入院基本料の精神病棟(13対1入院基本料)を算定した場合	特A精13	「入院」欄
121	A104	特定機能病院A入院基本料の精神病棟(15対1入院基本料)を算定した場合	特A精15	「入院」欄
122	A104	特定機能病院B入院基本料の一般病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特Bー7	「入院」欄
123	A104	特定機能病院B入院基本料の一般病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特Bー10	「入院」欄
124	A104	特定機能病院B入院基本料の結核病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特B結7	「入院」欄
125	A104	特定機能病院B入院基本料の結核病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特B結10	「入院」欄
126	A104	特定機能病院B入院基本料の結核病棟(13対1入院基本料)を算定した場合	特B結13	「入院」欄
127	A104	特定機能病院B入院基本料の結核病棟(15対1入院基本料)を算定した場合	特B結15	「入院」欄
128	A104	特定機能病院B入院基本料の精神病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特B精7	「入院」欄
129	A104	特定機能病院B入院基本料の精神病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特B精10	「入院」欄
130	A104	特定機能病院B入院基本料の精神病棟(13対1入院基本料)を算定した場合	特B精13	「入院」欄
131	A104	特定機能病院B入院基本料の精神病棟(15対1入院基本料)を算定した場合	特B精15	「入院」欄
132	A104	特定機能病院C入院基本料の一般病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特Cー7	「入院」欄
133	A104	特定機能病院C入院基本料の一般病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特Cー10	「入院」欄
134	A104	特定機能病院C入院基本料の結核病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特C結7	「入院」欄
135	A104	特定機能病院C入院基本料の結核病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特C結10	「入院」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
136	A104	特定機能病院C入院基本料の結核病棟(13対1入院基本料)を算定した場合	特C結13	「入院」欄
137	A104	特定機能病院C入院基本料の結核病棟(15対1入院基本料)を算定した場合	特C結15	「入院」欄
138	A104	特定機能病院C入院基本料の精神病棟(7対1入院基本料)を算定した場合	特C精7	「入院」欄
139	A104	特定機能病院C入院基本料の精神病棟(10対1入院基本料)を算定した場合	特C精10	「入院」欄
140	A104	特定機能病院C入院基本料の精神病棟(13対1入院基本料)を算定した場合	特C精13	「入院」欄
141	A104	特定機能病院C入院基本料の精神病棟(15対1入院基本料)を算定した場合	特C精15	「入院」欄
142	A105	専門病院入院基本料(7対1入院基本料)を算定した場合	専7	「入院」欄
143	A105	専門病院入院基本料(10対1入院基本料)を算定した場合	専10	「入院」欄
144	A105	専門病院入院基本料(13対1入院基本料)を算定した場合	専13	「入院」欄
145	A105	専門病院入院基本料について、夜間看護体制特定日減算により減算した場合	専夜看特定減	「入院」欄
146	A106	障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料)を算定した場合	障7	「入院」欄
147	A106	障害者施設等入院基本料(10対1入院基本料)を算定した場合	障10	「入院」欄
148	A106	障害者施設等入院基本料(13対1入院基本料)を算定した場合	障13	「入院」欄
149	A106	障害者施設等入院基本料(15対1入院基本料)を算定した場合	障15	「入院」欄
150	A106	障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	2障7意	「入院」欄
151	A106	障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	1障7意	「入院」欄
152	A106	障害者施設等入院基本料(10対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	2障10意	「入院」欄
153	A106	障害者施設等入院基本料(10対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	1障10意	「入院」欄
154	A106	障害者施設等入院基本料(13対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	2障13意	「入院」欄
155	A106	障害者施設等入院基本料(13対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	1障13意	「入院」欄
156	A106	障害者施設等入院基本料(15対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	2障15意	「入院」欄
157	A106	障害者施設等入院基本料(15対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	1障15意	「入院」欄
158	A106	障害者施設等入院基本料について、夜間看護体制特定日減算により減算した場合	障夜看特定減	「入院」欄
159	A106	障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	2障7脳	「入院」欄
160	A106	障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	1障7脳	「入院」欄
161	A106	障害者施設等入院基本料(10対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	2障10脳	「入院」欄
162	A106	障害者施設等入院基本料(10対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	1障10脳	「入院」欄
163	A106	障害者施設等入院基本料(13対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	2障13脳	「入院」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
164	A106	障害者施設等入院基本料(13対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	1障13脳	「入院」欄
165	A106	障害者施設等入院基本料(15対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	2障15脳	「入院」欄
166	A106	障害者施設等入院基本料(15対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	1障15脳	「入院」欄
167	A108	有床診療所入院基本料1を算定した場合	診1	「入院」欄
168	A108	有床診療所入院基本料2を算定した場合	診2	「入院」欄
169	A108	有床診療所入院基本料3を算定した場合	診3	「入院」欄
170	A108	有床診療所入院基本料4を算定した場合	診4	「入院」欄
171	A108	有床診療所入院基本料5を算定した場合	診5	「入院」欄
172	A108	有床診療所入院基本料6を算定した場合	診6	「入院」欄
173	A109	有床診療所療養病床入院基本料Aを算定した場合	診療A	「入院」欄
174	A109	有床診療所療養病床入院基本料Bを算定した場合	診療B	「入院」欄
175	A109	有床診療所療養病床入院基本料Cを算定した場合	診療C	「入院」欄
176	A109	有床診療所療養病床入院基本料Dを算定した場合	診療D	「入院」欄
177	A109	有床診療所療養病床入院基本料Eを算定した場合	診療E	「入院」欄
178	A109	有床診療所療養病床入院基本料の特別入院基本料を算定した場合	診療特	「入院」欄
179	A100 A104 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料の一般病棟又は専門病院入院基本料を算定している患者について、退院が特定の時間帯に集中していることにより、減算された入院基本料を算定した場合	午前減	「入院」欄
180	A100 A104 A105	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料の一般病棟又は専門病院入院基本料を算定している患者について、入院日及び退院日が特定の日に集中していることにより、減算された入院基本料を算定した場合	土日減	「入院」欄
181	A100 A102 A103 A106	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は障害者施設等入院基本料について、月平均夜勤時間72時間の要件を満たさない場合	夜減	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
182	A100 A101 A106 A108 A109	一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、有床診療所入院基本料又は有床診療所療養病床入院基本料を算定している患者について、重症児(者)受入運搬加算を算定した場合	重受連	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
183	A100	一般病棟入院基本料の救急・在宅等支援病床初期加算を算定した場合	病初	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
184	A104 A105	特定機能病院入院基本料の一般病棟又は専門病院入院基本料を算定している患者について、看護必要度加算1を算定した場合	看必1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
185	A104 A105	特定機能病院入院基本料の一般病棟又は専門病院入院基本料を算定している患者について、看護必要度加算2を算定した場合	看必2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
186	A100 A104 A105	特定機能病院入院基本料の一般病棟又は専門病院入院基本料を算定している患者について、看護必要度加算3を算定した場合	看必3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
187	A101 A109	療養病棟入院基本料又は有床診療所療養病床入院基本料の褥瘡対策加算1又は2を算定した場合	褥対1、褥対2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
188	A101	療養病棟入院基本料の急性期患者支援療養病床初期加算を算定した場合	療急初	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
189	A101	療養病棟入院基本料の在宅患者支援療養病床初期加算を算定した場合	療支初	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
190	A101	療養病棟入院基本料の経腸栄養管理加算を算定した場合	療経栄	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
191	A101	療養病棟入院基本料の夜間看護加算を算定した場合	療夜看	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
192	A101	療養病棟入院基本料の看護補助体制充実加算1看護補助・患者ケア体制充実加算1を算定した場合	療看充1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
193	A101	療養病棟入院基本料の看護補助体制充実加算2看護補助・患者ケア体制充実加算2を算定した場合	療看充2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
194	A101	療養病棟入院基本料の看護補助体制充実加算3看護補助・患者ケア体制充実加算3を算定した場合	療看充3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
195	A103 A104	精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料の重度認知症加算を算定した場合	重認	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
196	A103	精神病棟入院基本料を算定している患者について、救急支援精神病棟初期加算を算定した場合	精初	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
197	A103 A312	精神療養病棟入院料及び精神病棟入院基本料を算定している患者について、精神保健福祉士配置加算を算定した場合	精福	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
198	A104	特定機能病院入院基本料の入院栄養管理体制加算を算定した場合	特栄	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
199	A105	専門病院入院基本料の13対1入院基本料を算定する病棟で、一般病棟看護必要度評価加算を算定した場合	専看評	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
200	A106	障害者施設等入院基本料の看護補助加算を算定した場合	障看補	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
201	A106	障害者施設等入院基本料の看護補助体制充実加算1看護補助・患者ケア体制充実加算1を算定した場合	障看充1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
202	A106	障害者施設等入院基本料の看護補助体制充実加算2看護補助・患者ケア体制充実加算2を算定した場合	障看充2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
203	A106	障害者施設等入院基本料の看護補助体制充実加算3看護補助・患者ケア体制充実加算3を算定した場合	障看充3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
204	A108	有床診療所入院基本料の有床診療所急性期患者支援病床初期加算を算定した場合	有急支	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
205	A108	有床診療所入院基本料の有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算を算定した場合	有在支	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
206	A108	有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算を算定した場合	有緊	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
207	A108	有床診療所入院基本料の医師配置加算1を算定した場合	有医1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
208	A108	有床診療所入院基本料の医師配置加算2を算定した場合	有医2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
209	A108	有床診療所入院基本料の看護配置加算1を算定した場合	有看1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
210	A108	有床診療所入院基本料の看護配置加算2を算定した場合	有看2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
211	A108	有床診療所入院基本料の夜間看護配置加算1を算定した場合	有夜看1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
212	A108	有床診療所入院基本料の夜間看護配置加算2を算定した場合	有夜看2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
213	A108	有床診療所入院基本料の看護補助配置加算1を算定した場合	有補1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
214	A108	有床診療所入院基本料の看護補助配置加算2を算定した場合	有補2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
215	A108 A109	有床診療所入院基本料又は有床診療所療養病床入院基本料を算定している患者について、看取り加算を算定した場合（在宅療養支援診療所以外の場合）	看取	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
216	A108 A109	有床診療所入院基本料又は有床診療所療養病床入院基本料を算定している患者について、看取り加算を算定した場合（在宅療養支援診療所の場合）	看取在支	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
217	A108	有床診療所入院基本料の介護連携加算1又は2を算定した場合	介連1、介連2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
218	A109	有床診療所療養病床入院基本料の急性期患者支援療養病床初期加算を算定した場合	有療急支	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
219	A109	有床診療所療養病床入院基本料の有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算を算定した場合	有療在支	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
220	A109	栄養管理実施加算を算定した場合	栄養管	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
221	A109	有床診療所療養病床入院基本料の慢性維持透析管理加算を算定した場合	有慢	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
222	A200	急性期総合体制加算1を算定した場合	急総1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
223	A200	急性期総合体制加算2を算定した場合	急総2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
224	A200	急性期総合体制加算3を算定した場合	急総3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
225	A200	急性期総合体制加算4を算定した場合	急総4	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
226	A200	急性期総合体制加算5を算定した場合	急総5	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
227	A204	地域医療支援病院入院診療加算を算定した場合	地入診	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
228	A204-2	臨床研修病院入院診療加算を算定した場合	臨修	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
229	A204-3	紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定した場合	紹介診	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
230	A204-4	包括期充実体制加算を算定した場合	包充実	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
231	A205	救急医療管理加算1を算定した場合	救医1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
232	A205	救急医療管理加算2を算定した場合	救医2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
233	A205	救急医療管理加算の乳幼児加算を算定した場合	乳救医	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
234	A205	救急医療管理加算の小児加算を算定した場合	小救医	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
235	A205-2	超急性期脳卒中加算を算定した場合	超急	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
236	A205-3	妊産婦緊急搬送入院加算を算定した場合	妊搬	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
237	A206	在宅患者緊急入院診療加算を算定した場合	在緊	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
238	A207	診療録管理体制加算1を算定した場合	録管1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
239	A207	診療録管理体制加算2を算定した場合	録管2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
240	A207-2	医師事務作業補助体制加算1(15対1)を算定した場合	医1の15	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
241	A207-2	医師事務作業補助体制加算1(20対1)を算定した場合	医1の20	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
242	A207-2	医師事務作業補助体制加算1(25対1)を算定した場合	医1の25	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
243	A207-2	医師事務作業補助体制加算1(30対1)を算定した場合	医1の30	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
244	A207-2	医師事務作業補助体制加算1(40対1)を算定した場合	医1の40	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
245	A207-2	医師事務作業補助体制加算1(50対1)を算定した場合	医1の50	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
246	A207-2	医師事務作業補助体制加算1(75対1)を算定した場合	医1の75	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
247	A207-2	医師事務作業補助体制加算1(100対1)を算定した場合	医1の100	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
248	A207-2	医師事務作業補助体制加算2(15対1)を算定した場合	医2の15	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
249	A207-2	医師事務作業補助体制加算2(20対1)を算定した場合	医2の20	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
250	A207-2	医師事務作業補助体制加算2(25対1)を算定した場合	医2の25	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
251	A207-2	医師事務作業補助体制加算2(30対1)を算定した場合	医2の30	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
252	A207-2	医師事務作業補助体制加算2(40対1)を算定した場合	医2の40	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
253	A207-2	医師事務作業補助体制加算2(50対1)を算定した場合	医2の50	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
254	A207-2	医師事務作業補助体制加算2(75対1)を算定した場合	医2の75	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
255	A207-2	医師事務作業補助体制加算2(100対1)を算定した場合	医2の100	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
256	A207-3	25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)を算定した場合	急25上	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
257	A207-3	25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)を算定した場合	急25	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
258	A207-3	50対1急性期看護補助体制加算を算定した場合	急50	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
259	A207-3	75対1急性期看護補助体制加算を算定した場合	急75	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
260	A207-3	夜間30対1急性期看護補助体制加算を算定した場合	夜30	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
261	A207-3	夜間50対1急性期看護補助体制加算を算定した場合	夜50	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
262	A207-3	夜間100対1急性期看護補助体制加算を算定した場合	夜100	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
263	A207-3	急性期看護補助体制加算の夜間看護体制加算を算定した場合	急夜看	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
264	A207-3	急性期看護補助体制加算の看護補助体制充実加算1を算定した場合	急看充1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
265	A207-3	急性期看護補助体制加算の看護補助体制充実加算2を算定した場合	急看充2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
266	A207-4	看護職員夜間12対1配置加算1を算定した場合	看職12夜1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
267	A207-4	看護職員夜間12対1配置加算2を算定した場合	看職12夜2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
268	A207-4	看護職員夜間16対1配置加算1を算定した場合	看職16夜1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
269	A207-4	看護職員夜間16対1配置加算2を算定した場合	看職16夜2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
270	A207-5	電子的診療情報連携体制整備加算1	入電情1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
271	A207-5	電子的診療情報連携体制整備加算2	入電情2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
272	A208	乳幼児加算を算定した場合	乳	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
273	A208	幼児加算を算定した場合	幼	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
274	A209	特定感染症入院医療管理加算を算定した場合	特感管	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
275	A210	難病患者等入院診療加算を算定した場合	難入	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
276	A210	二類感染症患者入院診療加算を算定した場合	二感入	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
277	A211	特殊疾患入院施設管理加算を算定した場合	特疾	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
278	A212	超重症児(者)入院診療加算を算定した場合	超重症	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
279	A212	準超重症児(者)入院診療加算を算定した場合	準超重症	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
280	A212	救急・在宅重症児(者)受入加算を算定した場合	救在重受	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
281	A213	看護配置加算を算定した場合	看配	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
282	A214	看護補助加算1を算定した場合	補1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
283	A214	看護補助加算2を算定した場合	補2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
284	A214	看護補助加算3を算定した場合	補3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
285	A214	夜間75対1看護補助加算を算定した場合	夜75補	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
286	A214	看護補助加算の夜間看護体制加算を算定した場合	夜看補	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
287	A214	看護補助加算の看護補助体制充実加算1を算定した場合	補看充1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
288	A214	看護補助加算の看護補助体制充実加算2を算定した場合	補看充2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
289	A215	看護・多職種協働加算1を算定した場合	看多協1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
290	A215	看護・多職種協働加算2を算定した場合	看多協2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
291	A219	療養環境加算を算定した場合	環境	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
292	A220	HIV感染者療養環境特別加算を算定した場合	感染特	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
293	A220-2	特定感染症患者療養環境特別加算の「1」個室加算を算定した場合	個室	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
294	A220-2	特定感染症患者療養環境特別加算の「2」陰圧室加算を算定した場合	陰圧	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
295	A220-3	特定薬剤治療環境特別加算を算定した場合	薬剤特	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
296	A221	重症者等療養環境特別加算を算定した場合	重境	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
297	A221-2	小児療養環境特別加算を算定した場合	小環特	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
298	A222	療養病棟療養環境加算1を算定した場合	療環1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
299	A222	療養病棟療養環境加算2を算定した場合	療環2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
300	A222-2	療養病棟療養環境改善加算1を算定した場合	療改1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
301	A222-2	療養病棟療養環境改善加算2を算定した場合	療改2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
302	A223	診療所療養病床療養環境加算を算定した場合	診環	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
303	A223-2	診療所療養病床療養環境改善加算を算定した場合	診環改	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
304	A224	無菌治療室管理加算1を算定した場合	無菌1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
305	A224	無菌治療室管理加算2を算定した場合	無菌2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
306	A225	放射線治療病室管理加算1を算定した場合	放室1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
307	A225	放射線治療病室管理加算2を算定した場合	放室2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
308	A226	重症皮膚潰瘍管理加算を算定した場合	重皮潰	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
309	A226-2	緩和ケア診療加算を算定した場合	緩和	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
310	A226-2	緩和ケア診療加算の小児加算を算定した場合	小緩和	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
311	A226-2	緩和ケア診療加算の個別栄養食事管理加算を算定した場合	栄養緩和	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
312	A226-2	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された緩和ケア診療加算を算定した場合	緩和地域	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
313	A226-3	有床診療所緩和ケア診療加算を算定した場合	診緩和	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
314	A226-4	小児緩和ケア診療加算を算定した場合	小児緩和	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
315	A226-4	小児個別栄養食事管理加算を算定した場合	小栄養	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
316	A227	精神科措置入院診療加算を算定した場合	精措	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
317	A228	精神科応急入院施設管理加算を算定した場合	精応	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
318	A229	精神科隔離室管理加算を算定した場合	精隔	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
319	A230	精神病棟入院時医学管理加算を算定した場合	精医管	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
320	A230-2	精神科地域移行実施加算を算定した場合	精移	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
321	A230-3	精神科身体合併症管理加算を算定した場合	精身	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
322	A230-4	精神科リエゾンチーム加算を算定した場合	精リエ	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
323	A230-5	精神科慢性身体合併症管理加算を算定した場合	精慢身	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
324	A231-2	強度行動障害入院医療管理加算を算定した場合	強行	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
325	A231-3	依存症入院医療管理加算を算定した場合	依存	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
326	A231-4	摂食障害入院医療管理加算を算定した場合	摂障	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
327	A232の1	がん診療連携拠点病院加算を算定した場合	がん診	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
328	A232の2	小児がん拠点病院加算を算定した場合	小児がん	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
329	A233	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を算定した場合	リ栄口	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
330	A233-2	栄養サポートチーム加算を算定した場合	栄サ	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
331	A233-2	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された栄養サポートチーム加算を算定した場合	栄サ地域	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
332	A233-2	歯科医師連携加算を算定した場合	歯連	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
333	A233-3	口腔管理連携加算を算定した場合	口腔管	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
334	A234	医療安全対策加算1を算定した場合	安全1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
335	A234	医療安全対策加算2を算定した場合	安全2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
336	A234	医療安全対策地域連携加算1を算定した場合	安全地連1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
337	A234	医療安全対策地域連携加算2を算定した場合	安全地連2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
338	A234-2	感染対策向上加算1を算定した場合	感向1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
339	A234-2	感染対策向上加算2を算定した場合	感向2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
340	A234-2	感染対策向上加算3を算定した場合	感向3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
341	A234-2	指導強化加算を算定した場合	感指	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
342	A234-2	微生物学的検査体制加算を算定した場合	感微	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
343	A234-2	連携強化加算を算定した場合	感連	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
344	A234-2	サーベイランス強化加算を算定した場合	感サ	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
345	A234-2	抗菌薬適正使用体制加算を算定した場合	抗菌適	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
346	A234-3	患者サポート体制充実加算を算定した場合	患サポ	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
347	A234-4	重症患者初期支援充実加算を算定した場合	重支	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
348	A234-5	報告書管理体制加算を算定した場合	報管	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
349	A235	身体的拘束最小化推進体制加算を算定した場合	拘束小	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
350	A236	褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定した場合	褥ハイ	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
351	A236	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定した場合	褥ハ地域	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
352	A236-2	ハイリスク妊娠管理加算を算定した場合	ハイ妊娠	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
353	A237	ハイリスク分娩管理加算を算定した場合	ハイ分娩	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
354	A237	地域連携分娩管理加算を算定した場合	地分娩	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
355	A238-6	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定した場合	精救紹	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
356	A238-7	精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定した場合	精救受	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
357	A242	呼吸ケアチーム加算を算定した場合	呼ケア	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
358	A242-2	術後疼痛管理チーム加算を算定した場合	術疼痛	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
359	A243	地域支援・医薬品供給対応体制加算1を算定した場合	地薬供1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
360	A243	地域支援・医薬品供給対応体制加算2を算定した場合	地薬供2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
361	A243	地域支援・医薬品供給対応体制加算3を算定した場合	地薬供3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
362	A243-2	バイオ後続品使用体制加算を算定した場合	バイオ体制	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
363	A244	病棟薬剤業務実施加算1を算定した場合	病薬実1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
364	A244	病棟薬剤業務実施加算2を算定した場合	病薬実2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
365	A244	薬剤業務向上加算を算定した場合	薬業向	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
366	A245	データ提出加算1を算定した場合	デ提1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
367	A245	データ提出加算2を算定した場合	デ提2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
368	A245	データ提出加算3を算定した場合	デ提3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
369	A245	データ提出加算4を算定した場合	デ提4	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
370	A245	提出データ評価加算を算定した場合	デ評	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
371	A246	入退院支援加算1を算定した場合	入退支1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
372	A246	入退院支援加算2を算定した場合	入退支2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
373	A246	入退院支援加算3を算定した場合	入退支3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
374	A246	地域連携診療計画加算を算定した場合	地連診計	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
375	A246	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された入退院支援加算2を算定した場合	入退支地域	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
376	A246	小児加算を算定した場合	入退支小	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
377	A246	入院時支援加算1を算定した場合	入退入1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
378	A246	入院時支援加算2を算定した場合	入退入2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
379	A246	入院事前調整加算を算定した場合	入前	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
380	A246-2	精神科入退院支援加算を算定した場合	精入退	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
381	A246-2	精神科措置入院退院支援加算を算定した場合	精退	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
382	A246-3	医療的ケア児(者)入院前支援加算を算定した場合	医ケア支	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
383	A246-3	情報通信機器を用いて医療的ケア児(者)入院前支援加算を算定した場合	情医ケア支	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
384	A247	認知症ケア加算1を算定した場合	認ケア1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
385	A247	認知症ケア加算2を算定した場合	認ケア2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
386	A247	認知症ケア加算3を算定した場合	認ケア3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
387	A247	認知症ケア加算1の100分の60に相当する点数を算定した場合	認ケア1減	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
388	A247	認知症ケア加算2の100分の60に相当する点数を算定した場合	認ケア2減	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
389	A247-2	せん妄ハイリスク患者ケア加算を算定した場合	せハイ	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
390	A248	精神疾患診療体制加算1を算定した場合	精疾診1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
391	A248	精神疾患診療体制加算2を算定した場合	精疾診2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
392	A249	精神科急性期医師配置加算を算定した場合	精急医配	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
393	A250	薬剤総合評価調整加算を算定した場合	薬総評加	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
394	A251	排尿自立支援加算を算定した場合	排自	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
395	A252	地域医療体制確保加算1を算定した場合	地医体1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
396	A252	地域医療体制確保加算2を算定した場合	地医体2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
397	A253	協力対象施設入所者入院加算を算定した場合	協施	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
398	A254	医療提供機能連携確保加算を算定した場合	入医提連	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
399	A255	精神科地域密着多機能体制加算1を算定した場合	精地密1	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
400	A255	精神科地域密着多機能体制加算2を算定した場合	精地密2	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
401	A255	精神科地域密着多機能体制加算3を算定した場合	精地密3	「入院」欄 「入院基本料・加算」の項
402	A300	救命救急入院料1を算定した場合	救命1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
403	A300	救命救急入院料2を算定した場合	救命2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
404	A300	精神疾患診断治療初回加算イを算定した場合	精初イ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
405	A300	精神疾患診断治療初回加算ロを算定した場合	精初ロ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
406	A300	救命救急入院料の救命救急センターの評価基準に基づく評価が充実段階A若しくはBである場合	A救	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
407	A300	救命救急入院料の救命救急センターの評価基準に基づく評価が充実段階A若しくはBである場合	B救	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
408	A300	救命救急入院料の救急体制充実加算1を算定した場合	救充1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
409	A300	救命救急入院料の救急体制充実加算2を算定した場合	救充2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
410	A300	救命救急入院料の救急体制充実加算3を算定した場合	救充3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
411	A300	救命救急入院料の高度救命救急センターである場合	高救	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
412	A300	救命救急入院料の急性薬毒物中毒1に係る加算を算定した場合	薬救1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
413	A300	救命救急入院料の急性薬毒物中毒2に係る加算を算定した場合	薬救2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
414	A300	救命救急入院料の小児加算を算定した場合	小児	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
415	A300	救命救急入院料の早期離床・リハビリテーション加算を算定した場合	救早リ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
416	A300	救命救急入院料の早期栄養介入管理加算を算定した場合	救早栄	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
417	A300	救命救急入院料の早期栄養介入管理加算(早期から経腸栄養を開始した場合)を算定した場合	救早経	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
418	A300	救命救急入院料の生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合に算定する加算を算定した場合	救精助	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
419	A300	救命救急入院料の重症患者対応体制強化加算イを算定した場合	救重イ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
420	A300	救命救急入院料の重症患者対応体制強化加算口を算定した場合	救重口	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
421	A300	救命救急入院料の重症患者対応体制強化加算ハを算定した場合	救重ハ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
422	A300	救命救急入院料の広範囲熱傷管理加算を算定した場合	救熱傷	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
423	A301	特定集中治療室管理料1を算定した場合	特集1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
424	A301	特定集中治療室管理料2を算定した場合	特集2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
425	A301	特定集中治療室管理料3を算定した場合	特集3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
426	A301	特定集中治療室管理料の小児加算を算定した場合	小児	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
427	A301	特定集中治療室管理料の早期離床・リハビリテーション加算を算定した場合	特集早リ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
428	A301	特定集中治療室管理料の早期栄養介入管理加算を算定した場合	特集早栄	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
429	A301	特定集中治療室管理料の早期栄養介入管理加算(早期から経腸栄養を開始した場合)を算定した場合	特集早経	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
430	A301	特定集中治療室管理料の重症患者対応体制強化加算イを算定した場合	特集重イ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
431	A301	特定集中治療室管理料の重症患者対応体制強化加算口を算定した場合	特集重口	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
432	A301	特定集中治療室管理料の重症患者対応体制強化加算ハを算定した場合	特集重ハ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
433	A301	特定集中治療室遠隔支援加算を算定した場合	特集遠隔	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
434	A300	特定集中治療室管理料の広範囲熱傷管理加算を算定した場合	特集熱傷	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
435	A301-2	ハイケアユニット入院医療管理料1を算定した場合	ハイ1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
436	A301-2	ハイケアユニット入院医療管理料2を算定した場合	ハイ2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
437	A301-2	ハイケアユニット入院医療管理料の早期離床・リハビリテーション加算を算定した場合	ハイ早リ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
438	A301-2	ハイケアユニット入院医療管理料の早期栄養介入管理加算を算定した場合	ハイ早栄	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
439	A301-2	ハイケアユニット入院医療管理料の早期栄養介入管理加算(早期から経腸栄養を開始した場合)を算定した場合	ハイ早経	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
440	A301-2	ハイケアユニット入院医療管理料の注5の入院料を算定した場合	ハイ注	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
441	A301-3	脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定した場合	脳ケア	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
442	A301-3	脳卒中ケアユニット入院医療管理料の早期離床・リハビリテーション加算を算定した場合	脳ケア早リ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
443	A301-3	脳卒中ケアユニット入院医療管理料の早期栄養介入管理加算を算定した場合	脳ケア早栄	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
444	A301-3	脳卒中ケアユニット入院医療管理料の早期栄養介入管理加算(早期から経腸栄養を開始した場合)を算定した場合	脳ケア早経	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
445	A301-4	小児特定集中治療室管理料を算定した場合	小特集	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
446	A301-4	小児特定集中治療室管理料の早期離床・リハビリテーション加算を算定した場合	小特集早リ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
447	A301-4	小児特定集中治療室管理料の早期栄養介入管理加算を算定した場合	小特集早栄	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
448	A301-4	小児特定集中治療室管理料の早期栄養介入管理加算(早期から経腸栄養を開始した場合)を算定した場合	小特集早経	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
449	A302	新生児特定集中治療室管理料1を算定した場合	新集1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
450	A302	新生児特定集中治療室管理料2を算定した場合	新集2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
451	A302-2	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料を算定した場合	新集重	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
452	A303	総合周産期特定集中治療室管理料「1」母体・胎児集中治療室管理料を算定した場合	産集母	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
453	A303	総合周産期特定集中治療室管理料「2」新生児集中治療室管理料を算定した場合	産集新	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
454	A303	総合周産期特定集中治療室管理料の成育連携支援加算を算定した場合	産集成	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
455	A303-2	新生児治療回復室入院医療管理料を算定した場合	新治回	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
456	A304	地域包括医療病棟入院料1を算定した場合	地包医1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
457	A304	地域包括医療病棟入院料2を算定した場合	地包医2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
458	A304	地域包括医療病棟入院料について、夜間看護体制特定日減算により減算した場合	地包医夜看特定減	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
459	A304	地域包括医療病棟入院料の25対1看護補助体制加算(看護補助者5割以上)を算定した場合	地包括医25上	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
460	A304	地域包括医療病棟入院料の25対1看護補助体制加算(看護補助者5割未満)を算定した場合	地包括医25	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
461	A304	地域包括医療病棟入院料の50対1看護補助体制加算を算定した場合	地包括医50	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
462	A304	地域包括医療病棟入院料の75対1看護補助体制加算を算定した場合	地包括医75	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
463	A304	地域包括医療病棟入院料の夜間30対1看護補助体制加算を算定した場合	地包括医夜30	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
464	A304	地域包括医療病棟入院料の夜間50対1看護補助体制加算を算定した場合	地包括医夜50	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
465	A304	地域包括医療病棟入院料の夜間100対1看護補助体制加算を算定した場合	地包括医夜100	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
466	A304	地域包括医療病棟入院料の看護補助体制充実加算1看護補助・患者ケア体制充実加算1を算定した場合	地包医看充1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
467	A304	地域包括医療病棟入院料の看護補助体制充実加算2看護補助・患者ケア体制充実加算2を算定した場合	地包医看充2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
468	A304	地域包括医療病棟入院料の看護補助体制充実加算3看護補助・患者ケア体制充実加算3を算定した場合	地包医看充3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
469	A304	地域包括医療病棟入院料の看護職員夜間配置加算を算定した場合	地包医看職夜配	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
470	A304	地域包括医療病棟入院料のリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を算定した場合	地包医リ栄口	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
471	A305	一類感染症患者入院医療管理料を算定した場合	感入管	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
472	A306	特殊疾患入院医療管理料を算定した場合	特入管	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
473	A306	特殊疾患入院医療管理料(重度の意識障害で医療区分2に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	2特入管意	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
474	A306	特殊疾患入院医療管理料(重度の意識障害で医療区分1に相当する重度の意識障害の患者)を算定した場合	1特入管意	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
475	A306 A309 A317	特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は特定一般病棟入院料の重症児(者)受入連携加算を算定した場合	重受連	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
476	A306	障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	2特入管脳	「入院」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
477	A306	障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	1特入管脳	「入院」欄
478	A307	小児入院医療管理料1を算定した場合	小入管1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
479	A307	小児入院医療管理料2を算定した場合	小入管2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
480	A307	小児入院医療管理料3を算定した場合	小入管3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
481	A307	小児入院医療管理料4を算定した場合	小入管4	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
482	A307	小児入院医療管理料5を算定した場合	小入管5	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
483	A307	小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4又は小児入院医療管理料5の重症児受入体制加算1を算定した場合	重受体1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
484	A307	小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4又は小児入院医療管理料5の重症児受入体制加算2を算定した場合	重受体2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
485	A307	小児入院医療管理料の無菌治療管理加算1を算定した場合	小無1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
486	A307	小児入院医療管理料の無菌治療管理加算2を算定した場合	小無2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
487	A307	小児入院医療管理料の退院時薬剤情報管理指導連携加算を算定した場合	小退連	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
488	A307	小児入院医療管理料の養育支援体制加算を算定した場合	小養	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
489	A307	小児入院医療管理料の時間外受入体制強化加算1を算定した場合	小時受体1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
490	A307	小児入院医療管理料の時間外受入体制強化加算2を算定した場合	小時受体2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
491	A307	小児入院医療管理料の看護補助加算を算定した場合	小看	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
492	A307	小児入院医療管理料の看護補助体制充実加算を算定した場合	小看充	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
493	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定した場合	復り入1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
494	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料2を算定した場合	復り入2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
495	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料3を算定した場合	復り入3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
496	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料4を算定した場合	復り入4	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
497	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料5を算定した場合	復り入5	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
498	A308	回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定した場合	復り入管	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
499	A308	回復期リハビリテーション病棟入院基本料の休日リハビリテーション提供体制加算を算定した場合	休り体加	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
500	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料の回復期リハビリテーション強化体制加算を算定した場合	復り強	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
501	A308-3	地域包括ケア病棟入院料1を算定した場合	地包1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
502	A308-3	地域包括ケア病棟入院料2を算定した場合	地包2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
503	A308-3	地域包括ケア病棟入院料3を算定した場合	地包3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
504	A308-3	地域包括ケア病棟入院料4を算定した場合	地包4	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
505	A308-3	地域包括ケア入院医療管理料1を算定した場合	地包管1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
506	A308-3	地域包括ケア入院医療管理料2を算定した場合	地包管2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
507	A308-3	地域包括ケア入院医療管理料3を算定した場合	地包管3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
508	A308-3	地域包括ケア入院医療管理料4を算定した場合	地包管4	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
509	A308-3	地域包括ケア病棟入院料1(当該病棟が療養病棟である場合)を算定した場合	地包療1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
510	A308-3	地域包括ケア病棟入院料2(当該病棟が療養病棟である場合)を算定した場合	地包療2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
511	A308-3	地域包括ケア病棟入院料3(当該病棟が療養病棟である場合)を算定した場合	地包療3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
512	A308-3	地域包括ケア病棟入院料4(当該病棟が療養病棟である場合)を算定した場合	地包療4	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
513	A308-3	地域包括ケア入院医療管理料1(当該病床が療養病床である場合)を算定した場合	地包管療1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
514	A308-3	地域包括ケア入院医療管理料2(当該病床が療養病床である場合)を算定した場合	地包管療2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
515	A308-3	地域包括ケア入院医療管理料3(当該病床が療養病床である場合)を算定した場合	地包管療3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
516	A308-3	地域包括ケア入院医療管理料4(当該病床が療養病床である場合)を算定した場合	地包管療4	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
517	A308-3	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された地域包括ケア病棟入院料1を算定した場合	包病1地域	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
518	A308-3	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された地域包括ケア病棟入院料2を算定した場合	包病2地域	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
519	A308-3	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された地域包括ケア病棟入院料3を算定した場合	包病3地域	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
520	A308-3	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された地域包括ケア病棟入院料4を算定した場合	包病4地域	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
521	A308-3	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された地域包括ケア入院医療管理料1を算定した場合	包入1地域	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
522	A308-3	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された地域包括ケア入院医療管理料2を算定した場合	包入2地域	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
523	A308-3	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された地域包括ケア入院医療管理料3を算定した場合	包入3地域	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
524	A308-3	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された地域包括ケア入院医療管理料4を算定した場合	包入4地域	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
525	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の看護補助者配置加算を算定した場合	包看補	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
526	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の看護補助体制充実加算1看護補助・患者ケア体制充実加算1を算定した場合	包看充1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
527	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の看護補助体制充実加算2看護補助・患者ケア体制充実加算2を算定した場合	包看充2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
528	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の看護補助体制充実加算3看護補助・患者ケア体制充実加算3を算定した場合	包看充3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
529	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の急性期患者支援病床初期加算(1)の①を算定した場合	包急支転400以①	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
530	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の急性期患者支援病床初期加算(1)の②を算定した場合	包急支転400以②	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
531	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の急性期患者支援病床初期加算(2)の①を算定した場合	包急支転400未①	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
532	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の急性期患者支援病床初期加算(2)の②を算定した場合	包急支転400未②	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
533	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の在宅患者支援病床初期加算(1)を算定した場合	包在支転介老	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
534	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の在宅患者支援病床初期加算(2)を算定した場合	包在支転自	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
535	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の看護職員夜間配置加算を算定した場合	包看職夜配	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
536	A308-3	地域包括ケア病棟入院料について、夜間看護体制特定日減算により減算した場合	包夜看特定減	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
537	A308-3	地域包括ケア病棟入院料について、注10に定める基準に適合せず100分の85相当の点数を算定した場合	包注10適	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
538	A308-3	地域包括ケア病棟入院料について、注11に定める基準に適合せず100分の90相当の点数を算定した場合	包注11適	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
539	A308-3	地域包括ケア病棟入院料について、注12に定める基準に適合せず100分の90相当の点数を算定した場合	包注12適	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
540	A308-3	地域包括ケア病棟入院料について、注13に定める基準に適合せず100分の90相当の点数を算定した場合	包注13適	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
541	A309	特殊疾患病棟入院料1を算定した場合	特疾1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
542	A309	特殊疾患病棟入院料2を算定した場合	特疾2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
543	A309	特殊疾患病棟入院料1（重度の意識障害で医療区分2に相当する重度の意識障害の患者）を算定した場合	2特疾1意	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
544	A309	特殊疾患病棟入院料1（重度の意識障害で医療区分1に相当する重度の意識障害の患者）を算定した場合	1特疾1意	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
545	A309	特殊疾患病棟入院料2（重度の意識障害で医療区分2に相当する重度の意識障害の患者）を算定した場合	2特疾2意	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
546	A309	特殊疾患病棟入院料2（重度の意識障害で医療区分1に相当する重度の意識障害の患者）を算定した場合	1特疾2意	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
547	A309	特殊疾患病棟入院料1（重度の意識障害で医療区分2に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者）を算定した場合	2特疾1脳	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
548	A309	特殊疾患病棟入院料1（重度の意識障害で医療区分1に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者）を算定した場合	1特疾1脳	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
549	A309	特殊疾患病棟入院料2（重度の意識障害で医療区分2に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者）を算定した場合	2特疾2脳	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
550	A309	特殊疾患病棟入院料2（重度の意識障害で医療区分1に相当する脳卒中又は脳卒中後遺症の患者）を算定した場合	1特疾2脳	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
551	A310	緩和ケア病棟入院料1を算定した場合	緩和1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
552	A310	緩和ケア病棟入院料2を算定した場合	緩和2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
553	A310	緩和ケア病棟入院料の緩和ケア病棟緊急入院初期加算を算定した場合	緩和緊入	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
554	A310	緩和ケア病棟入院料の緩和ケア疼痛評価加算を算定した場合	緩和疼	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
555	A311	精神科救急急性期医療入院料を算定した場合	精救	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
556	A311 A311-2 A311-3 A312 A318	精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料又は地域移行機能強化病棟入院料の統合失調症の患者に対する非定型抗精神病薬加算を算定した場合	非精	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
557	A311 A311-3	精神科救急急性期医療入院料、精神科救急・合併症入院料の看護職員夜間配置加算を算定した場合	精看職夜配	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
558	A311	精神科救急急性期医療入院料の精神科救急医療体制加算1を算定した場合	精救体1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
559	A311	精神科救急急性期医療入院料の精神科救急医療体制加算2を算定した場合	精救体2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
560	A311-2	精神科急性期治療病棟入院料1を算定した場合	精急1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
561	A311-2	精神科急性期治療病棟入院料2を算定した場合	精急2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
562	A103 A104 A311-2	精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(精神病棟の場合)、精神科急性期治療病棟入院料の精神病棟看護・多職種協働加算を算定した場合	精看多協	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
563	A311-3	精神科救急・合併症入院料を算定した場合	精合	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
564	A311-4	児童・思春期精神科入院医療管理料を算定した場合	児春	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
565	A311-4	精神科養育支援体制加算を算定した場合	精養支	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
566	A312	精神療養病棟入院料を算定した場合	精療	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
567	A312 A318	精神療養病棟入院料又は地域移行機能強化病棟入院料の重症者加算1を算定した場合	重症1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
568	A312 A318	精神療養病棟入院料又は地域移行機能強化病棟入院料の重症者加算2を算定した場合	重症2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
569	A314	認知症治療病棟入院料1を算定した場合	認知1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
570	A314	認知症治療病棟入院料2を算定した場合	認知2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
571	A314	認知症治療病棟入院料の認知症夜間対応加算を算定した場合	認夜	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
572	A317	特定一般病棟入院料1を算定した場合	特般1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
573	A317	特定一般病棟入院料2を算定した場合	特般2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
574	A317	特定一般病棟入院料を算定している患者について、地域包括ケア入院医療管理1が行われた場合	包1	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
575	A317	特定一般病棟入院料を算定している患者について、地域包括ケア入院医療管理2が行われた場合	包2	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
576	A317	特定一般病棟入院料を算定している患者について、地域包括ケア入院医療管理3が行われた場合	包3	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
577	A317	特定一般病棟入院料を算定している患者について、地域包括ケア入院医療管理4が行われた場合	包4	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
578	A317	特定一般病棟入院料を算定している患者について、療養病棟入院料1(入院料1～30)の例により算定する入院料を算定した場合	療1例● (※●は1から30の算定する数字を記載)	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
579	A317	特定一般病棟入院料の救急・在宅等支援病床初期加算を算定した場合	病初	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
580	A317	特定一般病棟入院料の一般病棟看護必要度評価加算を算定した場合	一看評	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
581	A318	地域移行機能強化病棟入院料を算定した場合	地移	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
582	A319	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	特リハ	「入院」欄 「特定入院料・その他」の項
583	－	90日を超える期間一般病棟に入院している患者であって特定患者に係る厚生労働大臣が定める状態等にあるもの(平成20年厚生労働省告示第62号別表第四に該当する患者)のうち、同別表第四の第三号(重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等)に該当する場合	重	「入院」欄
584	－	90日を超える期間一般病棟に入院している患者であって特定患者に係る厚生労働大臣が定める状態等にあるもの(平成20年厚生労働省告示第62号別表第四に該当する患者)のうち、同別表第四の第十二号に該当するものとして退院支援状況報告書の届出を行っている場合	退支	「入院」欄
585	A400の1	短期滞在手術等基本料1を算定した場合	短手1	「その他」欄
586	A400の3	短期滞在手術等基本料3を算定した場合	短手3	「入院」欄
587	A400の3	短期滞在手術等基本料3の入院手術対応加算を算定した場合	短手入	「入院」欄
588	第1部通則3	外来感染対策向上加算を算定した場合	医感	「医学管理」欄
589	第1部通則3	発熱患者等対応加算を算定した場合	医熱対	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
590	第1部通則4	連携強化加算を算定した場合	医連	「医学管理」欄
591	第1部通則5	サーベイランス強化加算を算定した場合	医サ	「医学管理」欄
592	第1部通則6	抗菌薬適正使用体制加算を算定した場合	医抗菌適	「医学管理」欄
593	第1部通則7	遠隔電子処方箋活用加算を算定した場合	遠電処	「医学管理」欄
594	第1部通則8	医療提供機能連携確保加算を算定した場合	外医提連	「医学管理」欄
595	B000	特定疾患療養管理料を算定した場合	特	「医学管理」欄
596	B000	特定疾患療養管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情特	「医学管理」欄
597	B001の1	ウイルス疾患指導料1を算定した場合	ウ1	「医学管理」欄
598	B001の1	ウイルス疾患指導料2を算定した場合	ウ2	「医学管理」欄
599	B001の1	ウイルス疾患指導料1(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情ウ1	「医学管理」欄
600	B001の1	ウイルス疾患指導料2(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情ウ2	「医学管理」欄
601	B001の2	特定薬剤治療管理料1を算定した場合	薬1	「医学管理」欄
602	B001の2	特定薬剤治療管理料2を算定した場合	薬2	「医学管理」欄
603	B001の3	悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定した場合	悪	「医学管理」欄
604	B001の4	小児特定疾患カウンセリング料を算定した場合	小児特定	「医学管理」欄
605	B001の4	小児特定疾患カウンセリング料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情小児特定	「医学管理」欄
606	B001の5	小児科療養指導料を算定した場合	小児療養	「医学管理」欄
607	B001の5	小児科療養指導料の人工呼吸器導入時相談支援加算を算定した場合	人呼支援	「医学管理」欄
608	B001の5	小児科療養指導料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情小児療	「医学管理」欄
609	B001の6	てんかん指導料を算定した場合	てんかん	「医学管理」欄
610	B001の6	てんかん指導料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情てんかん	「医学管理」欄
611	B001の7	難病外来指導管理料1を算定した場合	難病1	「医学管理」欄
612	B001の7	難病外来指導管理料2を算定した場合	難病2	「医学管理」欄
613	B001の7	難病外来指導管理料の人工呼吸器導入時相談支援加算を算定した場合	人呼支援	「医学管理」欄
614	B001の7	難病外来指導管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情難病	「医学管理」欄
615	B001の8	皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅰ)を算定した場合	皮膚(Ⅰ)	「医学管理」欄
616	B001の8	皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅱ)を算定した場合	皮膚(Ⅱ)	「医学管理」欄
617	B001の8	皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅰ)(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情皮膚(Ⅰ)	「医学管理」欄
618	B001の8	皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅱ)(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情皮膚(Ⅱ)	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
619	B001の9	外来栄養食事指導料1(初回の指導を対面で行った場合)を算定した場合	外栄初対1	「医学管理」欄
620	B001の9	外来栄養食事指導料1(初回の指導を情報通信機器等を用いて行った場合)を算定した場合	外栄初情1	「医学管理」欄
621	B001の9	外来栄養食事指導料1(2回目以降の指導を対面で行った場合)を算定した場合	外栄2対1	「医学管理」欄
622	B001の9	外来栄養食事指導料1(2回目以降の指導を情報通信機器等を用いて行った場合)を算定した場合	外栄2情1	「医学管理」欄
623	B001の9	外来栄養食事指導料2(初回の指導を対面で行った場合)を算定した場合	外栄初対2	「医学管理」欄
624	B001の9	外来栄養食事指導料2(初回の指導を情報通信機器等を用いて行った場合)を算定した場合	外栄初情2	「医学管理」欄
625	B001の9	外来栄養食事指導料2(2回目以降の指導を対面で行った場合)を算定した場合	外栄2対2	「医学管理」欄
626	B001の9	外来栄養食事指導料2(2回目以降の指導を情報通信機器等を用いて行った場合)を算定した場合	外栄2情2	「医学管理」欄
627	B001の9	外来栄養食事指導料(注3に規定する専門の管理栄養士が指導した場合)を算定した場合	外栄専	「医学管理」欄
628	B001の10	入院栄養食事指導料1を算定した場合	入栄1	「医学管理」欄
629	B001の10	入院栄養食事指導料2を算定した場合	入栄2	「医学管理」欄
630	B001の11	集団栄養食事指導料を算定した場合	集栄	「医学管理」欄
631	B001の12	心臓ペースメーカー指導管理料を算定した場合	ペ	「医学管理」欄
632	B001の12	心臓ペースメーカー指導管理料の導入期加算を算定した場合	導入期	「医学管理」欄
633	B001の13	在宅療養指導料を算定した場合	在宅指導	「医学管理」欄
634	B001の14	高度難聴指導管理料を算定した場合	高難	「医学管理」欄
635	B001の15	慢性維持透析患者外来医学管理料を算定した場合	慢透	「医学管理」欄
636	B001の15	慢性維持透析患者外来医学管理料の腎代替療法実績加算を算定した場合	腎代替	「医学管理」欄
637	B001の16	喘息治療管理料1を算定した場合	喘息1	「医学管理」欄
638	B001の16	喘息治療管理料2を算定した場合	喘息2	「医学管理」欄
639	B001の17	慢性疼痛疾患管理料を算定した場合	疼痛	「医学管理」欄
640	B001の18	小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定した場合	小児悪腫	「医学管理」欄
641	B001の18	小児悪性腫瘍患者指導管理料(情報通信機器等を用いて行った場合)を算定した場合	情小児悪腫	「医学管理」欄
642	B001の20	糖尿病合併症管理料を算定した場合	糖	「医学管理」欄
643	B001の21	耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料を算定した場合	耳鼻	「医学管理」欄
644	B001の22	がん性疼痛緩和指導管理料を算定した場合	がん	「医学管理」欄
645	B001の22	がん性疼痛緩和指導管理料を算定している患者に対して小児加算を算定した場合	小児	「医学管理」欄
646	B001の22	がん性疼痛緩和指導管理料(情報通信機器等を用いて行った場合)を算定した場合	情がん	「医学管理」欄
647	B001の23	がん患者指導管理料イを算定した場合	が指イ	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
648	B001の23	がん患者指導管理料口を算定した場合	が指口	「医学管理」欄
649	B001の23	がん患者指導管理料ハを算定した場合	が指ハ	「医学管理」欄
650	B001の23	がん患者指導管理料ニを算定した場合	が指ニ	「医学管理」欄
651	B001の23	がん患者指導管理料イ(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情が指イ	「医学管理」欄
652	B001の23	がん患者指導管理料口(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情が指口	「医学管理」欄
653	B001の23	がん患者指導管理料ハ(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情が指ハ	「医学管理」欄
654	B001の23	がん患者指導管理料ニ(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情が指ニ	「医学管理」欄
655	B001の24	外来緩和ケア管理料を算定した場合	外緩	「医学管理」欄
656	B001の24	外来緩和ケア管理料を算定している患者に対して小児加算を算定した場合	小児	「医学管理」欄
657	B001の24	外来緩和ケア管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情外緩	「医学管理」欄
658	B001の24	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された外来緩和ケア管理料を算定した場合	緩ケ地域	「医学管理」欄
659	B001の25	移植後患者指導管理料の臓器移植後の場合を算定した場合	臓移	「医学管理」欄
660	B001の25	移植後患者指導管理料の造血幹細胞移植後の場合を算定した場合	造移	「医学管理」欄
661	B001の25	移植後患者指導管理料の臓器移植後の場合(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	臓移	「医学管理」欄
662	B001の25	移植後患者指導管理料の造血幹細胞移植後の場合(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	造移	「医学管理」欄
663	B001の26	植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料を算定した場合	植ポ	「医学管理」欄
664	B001の26	植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料の導入期加算を算定した場合	導入期	「医学管理」欄
665	B001の27	糖尿病透析予防指導管理料を算定した場合	透予	「医学管理」欄
666	B001の27	糖尿病透析予防指導管理料の高度腎機能障害患者指導加算を算定した場合	腎機能	「医学管理」欄
667	B001の27	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された糖尿病透析予防指導管理料を算定した場合	透予地域	「医学管理」欄
668	B001の27	糖尿病透析予防指導管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情透予	「医学管理」欄
669	B001の27	医療を提供しているが、医療資源の少ない地域であって、施設基準の要件が緩和された糖尿病透析予防指導管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情透予地域	「医学管理」欄
670	B001の28	小児運動器疾患指導管理料を算定した場合	小運動	「医学管理」欄
671	B001の29	乳腺炎重症化予防ケア・指導料を算定した場合	乳腺ケア	「医学管理」欄
672	B001の30	婦人科特定疾患治療管理料を算定した場合	婦特	「医学管理」欄
673	B001の31	腎代替療法指導管理料を算定した場合	腎代指	「医学管理」欄
674	B001の31	腎代替療法指導管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情腎代指	「医学管理」欄
675	B001の32	一般不妊治療管理料を算定した場合	一妊	「医学管理」欄
676	B001の33	生殖補助医療管理料を算定した場合	生補	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
677	B001の34	二次性骨折予防継続管理料を算定した場合	骨継	「医学管理」欄
678	B001の35	アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料を算定した場合	アレ免	「医学管理」欄
679	B001の36	下肢創傷処置管理料を算定した場合	下創	「医学管理」欄
680	B001の37	慢性腎臓病透析予防指導管理料を算定した場合	慢腎透	「医学管理」欄
681	B001の37	情報通信機器を用いて慢性腎臓病透析予防指導管理料を算定した場合	情慢腎透	「医学管理」欄
682	B001-2	小児科外来診療料の「1」院外処方の「イ」初診を算定した場合	児外初	「医学管理」欄
683	B001-2	小児科外来診療料の「1」院外処方の「ロ」再診を算定した場合	児外再	「医学管理」欄
684	B001-2	小児科外来診療料の「2」院内処方の「イ」初診を算定した場合	児内初	「医学管理」欄
685	B001-2	小児科外来診療料の「2」院内処方の「ロ」再診を算定した場合	児内再	「医学管理」欄
686	B001-2	小児科外来診療料において初診料、再診料又は外来診療料の時間外加算を算定した場合	外	「医学管理」欄
687	B001-2	小児科外来診療料において初診料、再診料又は外来診療料の休日加算を算定した場合	休	「医学管理」欄
688	B001-2	小児科外来診療料において初診料、再診料又は外来診療料の深夜加算を算定した場合	深	「医学管理」欄
689	B001-2	小児科外来診療料において初診料、再診料又は外来診療料の時間外加算の特例を算定した場合	特	「医学管理」欄
690	B001-2	小児科外来診療料において初診料、再診料又は外来診療料の小児科を標榜する保険医療機関における夜間加算の特例を算定した場合	特夜	「医学管理」欄
691	B001-2	小児科外来診療料において初診料、再診料又は外来診療料の小児科を標榜する保険医療機関における休日加算の特例を算定した場合	特休	「医学管理」欄
692	B001-2	小児科外来診療料において初診料、再診料又は外来診療料の小児科を標榜する保険医療機関における深夜加算の特例を算定した場合	特深	「医学管理」欄
693	B001-2	小児科外来診療料の小児抗菌薬適正使用支援加算を算定した場合	小抗菌	「医学管理」欄
694	B001-2-2	地域連携小児夜間・休日診療料を算定した場合	地域小児	「医学管理」欄
695	B001-2-2	地域連携小児夜間・休日診療料の院内トリアージ実施体制加算を算定した場合	地小トリ	「医学管理」欄
696	B001-2-3	乳幼児育児栄養指導料を算定した場合	乳栄	「医学管理」欄
697	B001-2-3	乳幼児育児栄養指導料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情乳栄	「医学管理」欄
698	B001-2-4	地域連携夜間・休日診療料を算定した場合	地域夜休	「医学管理」欄
699	B001-2-4	地域連携夜間・休日診療料の院内トリアージ実施体制加算を算定した場合	地域トリ	「医学管理」欄
700	B001-2-6	救急搬送医学管理料1を算定した場合	救搬医1	「医学管理」欄
701	B001-2-6	救急搬送医学管理料2を算定した場合	救搬医2	「医学管理」欄
702	B001-2-6	救急搬送医学管理料3を算定した場合	救搬医3	「医学管理」欄
703	B001-2-6	夜間休日救急医学管理料1を算定した場合	夜救医1	「医学管理」欄
704	B001-2-6	夜間休日救急医学管理料2を算定した場合	夜救医2	「医学管理」欄
705	B001-2-6	夜間休日救急医学管理料3を算定した場合	夜救医3	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
706	B001-2-6	救急外来医学管理料の救急外来緊急検査対応加算1を算定した場合	救緊検1	「医学管理」欄
707	B001-2-6	救急外来医学管理料の救急外来緊急検査対応加算2を算定した場合	救緊検2	「医学管理」欄
708	B001-2-6	救急外来医学管理料の精神科疾患患者等受入加算を算定した場合	救精受	「医学管理」欄
709	B001-2-6	救急外来医学管理料の救急時医療情報取得加算を算定した場合	救情報	「医学管理」欄
710	B001-2-6	救急外来医学管理料の時間外救急搬送加算のイを算定した場合	救時外イ	「医学管理」欄
711	B001-2-6	救急外来医学管理料の時間外救急搬送加算のロを算定した場合	救時外ロ	「医学管理」欄
712	B001-2-6	救急外来医学管理料の時間外救急搬送加算のハを算定した場合	救時外ハ	「医学管理」欄
713	B001-2-6	救急外来医学管理料の院内トリアージ実施体制加算を算定した場合	救外トリ	「医学管理」欄
714	B001-2-7	外来リハビリテーション診療料1を算定した場合	外リ1	「医学管理」欄
715	B001-2-7	外来リハビリテーション診療料2を算定した場合	外リ2	「医学管理」欄
716	B001-2-8	外来放射線照射診療料を算定した場合	外放	「医学管理」欄
717	B001-2-8	外来放射線照射診療料の100分の50に相当する点数を算定した場合	外放減	「医学管理」欄
718	B001-2-9	地域包括診療料1(認知症を有する患者等の場合)を算定した場合	地包1認	「医学管理」欄
719	B001-2-9	地域包括診療料1(その他の慢性疾患等を有する患者の場合)を算定した場合	地包1慢	「医学管理」欄
720	B001-2-9	地域包括診療料2(認知症を有する患者等の場合)を算定した場合	地包2認	「医学管理」欄
721	B001-2-9	地域包括診療料2(その他の慢性疾患等を有する患者の場合)を算定した場合	地包2慢	「医学管理」欄
722	B001-2-9	地域包括診療料の薬剤適正使用連携加算を算定した場合	薬適連	「医学管理」欄
723	B001-2-9	地域包括診療料の外来データ提出加算を算定した場合	外デ	「医学管理」欄
724	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の「1」の院外処方初診を算定した場合	児か外初1	「医学管理」欄
725	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の「1」の院外処方再診を算定した場合	児か外再1	「医学管理」欄
726	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の「1」の院内処方初診を算定した場合	児か内初1	「医学管理」欄
727	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の「1」の院内処方再診を算定した場合	児か内再1	「医学管理」欄
728	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の「2」の院外処方初診を算定した場合	児か外初2	「医学管理」欄
729	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の「2」の院外処方再診を算定した場合	児か外再2	「医学管理」欄
730	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の「2」の院内処方初診を算定した場合	児か内初2	「医学管理」欄
731	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の「2」の院内処方再診を算定した場合	児か内再2	「医学管理」欄
732	B001-2-11	小児かかりつけ診療料の小児抗菌薬適正使用支援加算を算定した場合	小抗菌	「医学管理」欄
733	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料1(抗悪性腫瘍剤を投与した場合(静注製剤等の場合))を算定した場合	外化投静1	「医学管理」欄
734	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料1(抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合(静注製剤等の場合))を算定した場合	外化管静1	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
735	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料2(抗悪性腫瘍剤を投与した場合(静注製剤等の場合))を算定した場合	外化投静2	「医学管理」欄
736	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料2(抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合(静注製剤等の場合))を算定した場合	外化管静2	「医学管理」欄
737	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料3(抗悪性腫瘍剤を投与した場合(静注製剤等の場合))を算定した場合	外化投静3	「医学管理」欄
738	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料3(抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合(静注製剤等の場合))を算定した場合	外化管静3	「医学管理」欄
739	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料1(抗悪性腫瘍剤を投与した場合(その他の場合))を算定した場合	外化投皮1	「医学管理」欄
740	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料1(抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合(その他の場合))を算定した場合	外化管皮1	「医学管理」欄
741	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料2(抗悪性腫瘍剤を投与した場合(その他の場合))を算定した場合	外化投皮2	「医学管理」欄
742	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料2(抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合(その他の場合))を算定した場合	外化管皮2	「医学管理」欄
743	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料3(抗悪性腫瘍剤を投与した場合(その他の場合))を算定した場合	外化投皮3	「医学管理」欄
744	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料3(抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合(その他の場合))を算定した場合	外化管皮3	「医学管理」欄
745	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料の連携充実加算を算定した場合	連充	「医学管理」欄
746	B001-3	生活習慣病管理料(Ⅰ)の1を算定した場合	生1脂	「医学管理」欄
747	B001-3	生活習慣病管理料(Ⅰ)の2を算定した場合	生1高	「医学管理」欄
748	B001-3	生活習慣病管理料(Ⅰ)の3を算定した場合	生1糖	「医学管理」欄
749	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算1(脂質異常症を主病とする場合)を算定した場合	充1脂	「医学管理」欄
750	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算2(脂質異常症を主病とする場合)を算定した場合	充2脂	「医学管理」欄
751	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算2(脂質異常症を主病とする場合)を算定した場合	充3脂	「医学管理」欄
752	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算1(高血圧症を主病とする場合)を算定した場合	充1高	「医学管理」欄
753	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算2(高血圧症を主病とする場合)を算定した場合	充2高	「医学管理」欄
754	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算3(高血圧症を主病とする場合)を算定した場合	充3高	「医学管理」欄
755	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算1(糖尿病を主病とする場合)を算定した場合	充1糖	「医学管理」欄
756	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算2(糖尿病を主病とする場合)を算定した場合	充2糖	「医学管理」欄
757	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料の充実管理加算3(糖尿病を主病とする場合)を算定した場合	充3糖	「医学管理」欄
758	B001-3 B001-3-3	血糖自己測定指導加算を算定した場合	自指加	「医学管理」欄
759	B001-3 B001-3-3	眼科医療機関連携強化加算を算定した場合	眼連強	「医学管理」欄
760	B001-3 B001-3-3	歯科医療機関連携強化加算を算定した場合	歯連強	「医学管理」欄
761	B001-3-2	ニコチン依存症管理料1を算定した場合	ニコ1	「医学管理」欄
762	B001-3-2	ニコチン依存症管理料2を算定した場合	ニコ2	「医学管理」欄
763	B001-3-2	ニコチン依存症管理料の100分の70に相当する点数を算定した場合	ニコ減	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
764	B001-3-3	生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定した場合(脂質異常症を主病とする場合)	生2脂	「医学管理」欄
765	B001-3-3	生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定した場合(高血圧症を主病とする場合)	生2高	「医学管理」欄
766	B001-3-3	生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定した場合(糖尿病を主病とする場合)	生2糖	「医学管理」欄
767	B001-3-3	情報通信機器を用いて生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定した場合	情生2	「医学管理」欄
768	B001-4	手術前医学管理料を算定した場合	手前	「医学管理」欄
769	B001-5	手術後医学管理料を算定した場合	手後	「医学管理」欄
770	B001-6	肺血栓塞栓症予防管理料を算定した場合	肺予	「医学管理」欄
771	B001-7	リンパ浮腫指導管理料を算定した場合	リ	「医学管理」欄
772	B001-8	臍ヘルニア圧迫指導管理料を算定した場合	臍へ	「医学管理」欄
773	B001-9	療養・就労両立支援指導料(初回)を算定した場合	就労1	「医学管理」欄
774	B001-9	療養・就労両立支援指導料(2回目以降)を算定した場合	就労2	「医学管理」欄
775	B001-9	療養・就労両立支援指導料の相談支援加算を算定した場合	就労相談	「医学管理」欄
776	B001-9	療養・就労両立支援指導料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情就労	「医学管理」欄
777	B001-10	心不全再入院予防継続管理料1を算定した場合	心再予1	「医学管理」欄
778	B001-10	心不全再入院予防継続管理料2を算定した場合	心再予2	「医学管理」欄
779	B001-10	心不全再入院予防継続管理料3を算定した場合	心再予3	「医学管理」欄
780	B001-11	遺伝性疾患療養指導管理料1を算定した場合	遺療指1	「医学管理」欄
781	B001-11	遺伝性疾患療養指導管理料2(初回)を算定した場合	遺療指2イ	「医学管理」欄
782	B001-11	遺伝性疾患療養指導管理料2(2回目)を算定した場合	遺療指2ロ	「医学管理」欄
783	B002	開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定した場合	開Ⅰ	「医学管理」欄
784	B003	開放型病院共同指導料(Ⅱ)を算定した場合	開Ⅱ	「医学管理」欄
785	B004	退院時共同指導料1を算定した場合	退共1	「医学管理」欄
786	B004	退院時共同指導料1を算定している患者に対して特別管理指導加算を算定した場合	特管	「医学管理」欄
787	B005	退院時共同指導料2を算定した場合	退共2	「医学管理」欄
788	B005	退院時共同指導料2の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医と共同して指導を行った場合	2者共	「医学管理」欄
789	B005	退院時共同指導料2の多機関共同指導加算を算定した場合	多共	「医学管理」欄
790	B005-1-2	介護支援等連携指導料を算定した場合	介連	「医学管理」欄
791	B005-1-3	介護保険リハビリテーション移行支援料を算定した場合	介リ支	「医学管理」欄
792	B005-4	ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)を算定した場合	ハイⅠ	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
793	B005-5	ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)を算定した場合	ハイⅡ	「医学管理」欄
794	B005-6	がん治療連携計画策定料の「1」を算定した場合	がん策1	「医学管理」欄
795	B005-6	がん治療連携計画策定料の「2」を算定した場合	がん策2	「医学管理」欄
796	B005-6	がん治療連携計画策定料の「2」(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情がん策2	「医学管理」欄
797	B005-6-2	がん治療連携指導料を算定した場合	がん指	「医学管理」欄
798	B005-6-3	がん治療連携管理料の「1」を算定した場合	がん管1	「医学管理」欄
799	B005-6-3	がん治療連携管理料の「2」を算定した場合	がん管2	「医学管理」欄
800	B005-6-3	がん治療連携管理料の「3」を算定した場合	がん管3	「医学管理」欄
801	B005-6-4	外来がん患者在宅連携指導料を算定した場合	外がん連	「医学管理」欄
802	B005-6-4	外来がん患者在宅連携指導料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情外がん連	「医学管理」欄
803	B005-7	認知症専門診断管理料の「1」を算定した場合	認管1	「医学管理」欄
804	B005-7	認知症専門診断管理料の「2」を算定した場合	認管2	「医学管理」欄
805	B005-7-2	認知症療養指導料1を算定した場合	認指1	「医学管理」欄
806	B005-7-2	認知症療養指導料2を算定した場合	認指2	「医学管理」欄
807	B005-7-2	認知症療養指導料3を算定した場合	認指3	「医学管理」欄
808	B005-7-3	認知症サポート指導料を算定した場合	認サ	「医学管理」欄
809	B005-8	肝炎インターフェロン治療計画料を算定した場合	肝計	「医学管理」欄
810	B005-8	肝炎インターフェロン治療計画料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情肝計	「医学管理」欄
811	B005-9	外来排尿自立指導料を算定した場合	外排自	「医学管理」欄
812	B005-10	ハイリスク妊産婦連携指導料1を算定した場合	ハイ妊連1	「医学管理」欄
813	B005-10-2	ハイリスク妊産婦連携指導料2を算定した場合	ハイ妊連2	「医学管理」欄
814	B005-11	遠隔連携診療料(外来診療)を算定した場合	遠連診外	「医学管理」欄
815	B005-11	遠隔連携診療料(訪問診療)を算定した場合	遠連他診訪	「医学管理」欄
816	B005-11	遠隔連携診療料(入院診療)を算定した場合	遠連診入	「医学管理」欄
817	B005-12	こころの連携指導料(Ⅰ)を算定した場合	こ連Ⅰ	「医学管理」欄
818	B005-13	こころの連携指導料(Ⅱ)を算定した場合	こ連Ⅱ	「医学管理」欄
819	B005-14	プログラム医療機器指導管理料を算定した場合	プ管	「医学管理」欄
820	B005-14	プログラム医療機器指導管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	プ管	「医学管理」欄
821	B006	救急救命管理料を算定した場合	救	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
822	B006-3	退院時リハビリテーション指導料を算定した場合	退リハ	「医学管理」欄
823	B007	退院前訪問指導料を算定した場合	退前	「医学管理」欄
824	B007-2	退院後訪問指導料を算定した場合	退後	「医学管理」欄
825	B007-2	退院後訪問指導料の訪問看護同行加算を算定した場合	退訪同	「医学管理」欄
826	B008	薬剤管理指導料の「1」を算定した場合	薬管1	「医学管理」欄
827	B008	薬剤管理指導料の「2」を算定した場合	薬管2	「医学管理」欄
828	B008	薬剤管理指導料の麻薬管理指導加算を算定した場合	麻加	「医学管理」欄
829	B008-2	薬剤総合評価調整管理料を算定した場合	薬総評管	「医学管理」欄
830	B008-2	薬剤総合評価調整管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情薬総評管	「医学管理」欄
831	B009	診療情報提供料(Ⅰ)を算定した場合	情Ⅰ	「医学管理」欄
832	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の「注8」に規定する加算を算定した場合	情Ⅰ退	「医学管理」欄
833	B009	診療情報提供料(Ⅰ)のハイリスク妊婦紹介加算を算定した場合	情Ⅰ妊	「医学管理」欄
834	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の認知症専門医療機関紹介加算を算定した場合	情Ⅰ認紹	「医学管理」欄
835	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の認知症専門医療機関連携加算を算定した場合	情Ⅰ認連	「医学管理」欄
836	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の精神科医連携加算を算定した場合	情Ⅰ精	「医学管理」欄
837	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の肝炎インターフェロン治療連携加算を算定した場合	情Ⅰ肝	「医学管理」欄
838	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の歯科医療機関連携加算1を算定した場合	情Ⅰ歯1	「医学管理」欄
839	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の歯科医療機関連携加算2を算定した場合	情Ⅰ歯2	「医学管理」欄
840	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の地域連携診療計画加算を算定した場合	情地連診	「医学管理」欄
841	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の療養情報提供加算を算定した場合	情療養	「医学管理」欄
842	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算を算定した場合	情検画	「医学管理」欄
843	B009-2	電子的診療情報評価料を算定した場合	電診情評	「医学管理」欄
844	B010	診療情報提供料(Ⅱ)を算定した場合	情Ⅱ	「医学管理」欄
845	B010-2	診療情報連携共有料を算定した場合	情共	「医学管理」欄
846	B011	連携強化診療情報提供料を算定した場合	連強情	「医学管理」欄
847	B011-3	薬剤情報提供料を算定した場合	薬情	「医学管理」欄
848	B011-3	薬剤情報提供料の手帳記載加算を算定した場合	手帳	「医学管理」欄
849	B011-4	医療機器安全管理料を算定した場合	医機安	「医学管理」欄
850	B011-5	がんゲノムプロファイリング評価提供料を算定した場合	がんゲ評	「医学管理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
851	B011-6	栄養情報連携料を算定した場合	栄養	「医学管理」欄
852	B012	傷病手当金意見書交付料を算定した場合	傷	「医学管理」欄
853	B012	傷病手当金意見書交付料を遺族等に対して意見書を交付した場合	相続	「医学管理」欄
854	B013	療養費同意書交付料を算定した場合	療	「医学管理」欄
855	B014	退院時薬剤情報管理指導料を算定した場合	退薬	「医学管理」欄
856	B014	退院時薬剤情報管理指導料の退院時薬剤情報連携加算を算定した場合	退薬連	「医学管理」欄
857	B015	精神科退院時共同指導料1を算定した場合	精退共1	「医学管理」欄
858	B015	精神科退院時共同指導料2を算定した場合	精退共2	「医学管理」欄
859	第2部通則5	外来感染対策向上加算を算定した場合	在感	「在宅」欄
860	第2部通則5	発熱患者等対応加算を算定した場合	在熱対	「在宅」欄
861	第2部通則6	連携強化加算を算定した場合	在連	「在宅」欄
862	第2部通則7	サーベイランス強化加算を算定した場合	在サ	「在宅」欄
863	第2部通則8	抗菌薬適正使用体制加算を算定した場合	在抗菌適	「在宅」欄
864	C000	在宅療養支援診療所の保険医が往診を行った場合	在支援	「在宅」欄
865	C000	在宅療養支援病院の保険医が往診を行った場合	在支病	「在宅」欄
866	C000 C001	特別往診料を算定した場合 患者との直線距離が16kmを超えた場合又は海路の場合であって、特殊の事情があったときの在宅患者 訪問診療料を算定した場合	特	「在宅」欄
867	C000 C005 C005-1-2	在宅療養支援診療所と連携する保険医療機関が、在宅療養支援診療所の保険医の指示により往診を 行った場合 在宅療養支援診療所と連携する保険医療機関等が、在宅療養支援診療所の保険医の指示により訪問看 護を行った場合	支援	「在宅」欄
868	C001	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)「1」の同一建物居住者以外の場合を算定した場合	(Ⅰ)1在宅	「在宅」欄
869	C001	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)「1」の同一建物居住者の場合を算定した場合	(Ⅰ)1同一	「在宅」欄
870	C001	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)「2」の同一建物居住者以外の場合を算定した場合	(Ⅰ)2在宅	「在宅」欄
871	C001	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)「2」の同一建物居住者の場合を算定した場合	(Ⅰ)2同一	「在宅」欄
872	C001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅱ)を算定した場合	(Ⅱ)	「在宅」欄
873	C001 C001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、(Ⅱ)の厚生労働大臣が定める疾病等に罹患している患者に対して行った場 合	難病	「在宅」欄
874	C001 C001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、(Ⅱ)の乳幼児加算を算定した場合	乳	「在宅」欄
875	C001 C001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の在宅ターミナルケア加算イ又はロを算定した場合 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の在宅ターミナルケア加算を算定した場合	(Ⅰ)夕在、(Ⅰ)夕施 (Ⅱ)夕	「在宅」欄
876	C001 C001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、(Ⅱ)の酸素療法加算を算定した場合	夕酸	「在宅」欄
877	C001 C001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、(Ⅱ)の看取り加算を算定した場合	看取	「在宅」欄
878	C001 C001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、(Ⅱ)の患者の急性増悪等により一時的に週4回以上の頻回な在宅患者訪問 診療を行った場合	急性	「在宅」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
879	C001 C003	在宅医療DX情報活用加算を算定した場合	在DX	「在宅」欄
880	C002	在宅時医学総合管理料の処方箋を交付した場合	在医総管外	「在宅」欄
881	C002	在宅時医学総合管理料の処方箋を交付していない場合	在医総管内	「在宅」欄
882	C002	在宅時医学総合管理料(月1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合)を算定する患者であって処方箋を交付した場合	情在医総管外	「在宅」欄
883	C002	在宅時医学総合管理料(月1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合)を算定する患者であって処方箋を交付していない場合	情在医総管内	「在宅」欄
884	C002	在宅時医学総合管理料の処方箋を交付した場合であって、100分の80に相当する点数を算定した場合	在医総管外減	「在宅」欄
885	C002	在宅時医学総合管理料の処方箋を交付していない場合であって、100分の80に相当する点数を算定した場合	在医総管内減	「在宅」欄
886	C002	在宅時医学総合管理料の100分の60に相当する点数を算定した場合	在医総管減	「在宅」欄
887	C002-2	施設入居時等医学総合管理料の処方箋を交付した場合	施医総管外	「在宅」欄
888	C002-2	施設入居時等医学総合管理料の処方箋を交付していない場合	施医総管内	「在宅」欄
889	C002-2	施設入居時等医学総合管理料の処方箋を交付した場合であって、100分の80に相当する点数を算定した場合	施医総管外減	「在宅」欄
890	C002-2	施設入居時等医学総合管理料の処方箋を交付していない場合であって、100分の80に相当する点数を算定した場合	施医総管内減	「在宅」欄
891	C002	施設入居時等医学総合管理料の100分の60に相当する点数を算定した場合	施医総管減	「在宅」欄
892	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の頻回訪問加算を算定した場合	頻訪加算	「在宅」欄
893	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の在宅移行早期加算を算定した場合	在宅移行	「在宅」欄
894	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の在宅療養移行加算1を算定した場合	在療移1	「在宅」欄
895	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の在宅療養移行加算2を算定した場合	在療移2	「在宅」欄
896	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の在宅療養移行加算3を算定した場合	在療移3	「在宅」欄
897	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の在宅療養移行加算4を算定した場合	在療移4	「在宅」欄
898	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の包括的支援加算を算定した場合	包括支援	「在宅」欄
899	C002 C002-2 C003	在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料の在宅データ提出加算を算定した場合	在デ	「在宅」欄
900	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の在宅医療情報連携加算を算定した場合	在療連	「在宅」欄
901	C003	在宅がん医療総合診療料を算定した場合	在医総	「在宅」欄
902	C003	在宅がん医療総合診療料の小児加算を算定した場合	在総小	「在宅」欄
903	C003	在宅がん医療総合診療料の在宅医療情報連携加算を算定した場合	在総連	「在宅」欄
904	C004	救急搬送診療料を算定した場合	搬送診療	「在宅」欄
905	C004	救急搬送診療料の長時間加算を算定した場合	搬送診療長	「在宅」欄
906	C004	救急搬送診療料の重症患者搬送加算を算定した場合	搬送重	「在宅」欄
907	C004-2	救急患者連携搬送料1のイを算定した場合	搬送連1イ	「在宅」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
908	C004-2	救急患者連携搬送料1の口を算定した場合	搬送連1口	「在宅」欄
909	C004-2	救急患者連携搬送料2のイを算定した場合	搬送連2イ	「在宅」欄
910	C004-2	救急患者連携搬送料2の口を算定した場合	搬送連2口	「在宅」欄
911	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料を算定した場合	訪問看護 訪問看護(同一)	「在宅」欄
912	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の厚生労働大臣の定める疾病等に罹患している患者に対して行った場合	訪問看護難病 訪問看護難病(同一)	「在宅」欄
913	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の急性増悪等により頻回な訪問看護を必要とする患者に対して行った場合	訪問看護急性 訪問看護急性(同一)	「在宅」欄
914	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	訪問看護専門 訪問看護専門(同一)	「在宅」欄
915	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の難病等複数回訪問加算を算定した場合	複	「在宅」欄
916	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の緊急訪問看護加算を算定した場合	訪問看護緊急 訪問看護緊急(同一)	「在宅」欄
917	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の長時間訪問看護・指導加算を別に厚生労働大臣が定める者に算定した場合	訪問看護別定長時 訪問看護別定長時(同一)	「在宅」欄
918	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の長時間訪問看護・指導加算を別に厚生労働大臣が定める者以外の者に算定した場合	訪問看護長時 訪問看護長時(同一)	「在宅」欄
919	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の乳幼児加算を算定した場合	訪問看護乳 訪問看護乳(同一)	「在宅」欄
920	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の複数名訪問看護加算(保健師、助産師又は看護師)を算定した場合	複訪看看	「在宅」欄
921	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の複数名訪問看護加算(准看護師)を算定した場合	複訪看護	「在宅」欄
922	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の複数名訪問看護加算(看護補助者)を算定した場合(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)	複訪看護ハ	「在宅」欄
923	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の複数名訪問看護加算(看護補助者)を算定した場合(別に厚生労働大臣が定める場合)	複訪看護ニ	「在宅」欄
924	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料の在宅患者連携指導加算又は同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者連携指導加算	訪問看護連携 訪問看護連携(同一)	「在宅」欄
925	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料の在宅患者緊急時等カンファレンス加算又は同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合	訪問看護カン 訪問看護カン(同一)	「在宅」欄
926	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算又は同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算を算定した場合(在宅で死亡した患者)	タ在 同タ在	「在宅」欄
927	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算又は同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算を算定した場合(特別養護老人ホーム等で死亡した患者)	タ施 同タ施	「在宅」欄
928	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の在宅移行管理加算を算定した場合	移	「在宅」欄
929	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の在宅移行管理重症者加算を算定した場合	移重症	「在宅」欄
930	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の夜間・早朝訪問看護加算を算定した場合	夜早	「在宅」欄
931	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の深夜訪問看護加算を算定した場合	深	「在宅」欄
932	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の看護・介護職員連携強化加算を算定した場合	訪問看護看介 訪問看護看介(同一)	「在宅」欄
933	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の特別地域訪問看護加算のイを算定した場合	訪問看護特地イ 訪問看護特地イ(同一)	「在宅」欄
934	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の特別地域訪問看護加算の口を算定した場合	訪問看護特地口 訪問看護特地口(同一)	「在宅」欄
935	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の注16専門管理加算のイを算定した場合	訪問特研イ	「在宅」欄
936	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の注16専門管理加算の口を算定した場合	訪問特研口	「在宅」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
937	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の訪問看護医療DX情報活用加算を算定した場合	在訪DX	「在宅」欄
938	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の遠隔死亡診断補助加算を算定した場合	遠診	「在宅」欄
939	C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の訪問看護医療情報連携加算を算定した場合	訪看情連	「在宅」欄
940	C005-1-3	訪問看護遠隔診療補助料を算定した場合	訪看遠診助	「在宅」欄
941	C005-2	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定した場合	訪問点滴	「在宅」欄
942	C005-2	在宅患者訪問点滴注射管理指導料に用いる注射薬を支給した場合	訪点	「在宅」欄
943	C006	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の「1」の同一建物居住者以外である患者に対して訪問リハビリテーションを行った場合	訪問リ在宅	「在宅」欄
944	C006	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の「2」の同一建物居住者である患者に対して訪問リハビリテーションを行った場合	訪問リ同一	「在宅」欄
945	C006	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理を必要とする患者に対して行った場合	急性	「在宅」欄
946	C007	訪問看護指示料を算定した場合	訪問指示	「在宅」欄
947	C007	訪問看護指示料の特別訪問看護指示加算を算定した場合	特別指示	「在宅」欄
948	C007	訪問看護指示料の衛生材料等提供加算を算定した場合	衛材提供	「在宅」欄
949	C007	訪問看護指示料の手順書加算を算定した場合	訪看手	「在宅」欄
950	C007-2	介護職員等喀痰吸引等指示料を算定した場合	喀痰指示	「在宅」欄
951	C008	在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した場合	訪問薬剤	「在宅」欄
952	C008	在宅患者訪問薬剤管理指導料の麻薬管理指導加算を算定した場合	麻加	「在宅」欄
953	C008	在宅患者訪問薬剤管理指導料の乳幼児加算を算定した場合	乳幼	「在宅」欄
954	C009	在宅患者訪問栄養食事指導料1を算定した場合	訪問栄養1	「在宅」欄
955	C009	在宅患者訪問栄養食事指導料2を算定した場合	訪問栄養2	「在宅」欄
956	C010	在宅患者連携指導料を算定した場合	在宅連携	「在宅」欄
957	C011	在宅患者緊急時等カンファレンス料を算定した場合	在宅緊急	「在宅」欄
958	C012	在宅患者共同診療料の15歳未満の人工呼吸器装着患者、15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20キログラム未満の患者又は神経難病等の患者を対象とした場合	在共	「在宅」欄
959	C012-2	訪問診療薬剤師同時指導料を算定した場合	訪医薬同	「在宅」欄
960	C013	在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定した場合	在褥	「在宅」欄
961	C014	外来在宅共同指導料1を算定した場合	外在共1	「在宅」欄
962	C014	外来在宅共同指導料2を算定した場合	外在共2	「在宅」欄
963	C015	在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料を算定した場合	在緊連	「在宅」欄
964	C100	退院前在宅療養指導管理料を算定した場合	前	「在宅」欄
965	C100	退院前在宅療養指導管理料の乳幼児加算を算定した場合	乳幼	「在宅」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
966	C101	在宅自己注射指導管理料を算定した場合	注	「在宅」欄
967	C101	在宅自己注射指導管理料のバイオ後続品導入初期加算を算定した場合	在バイオ	「在宅」欄
968	C101	在宅自己注射指導管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情注	「在宅」欄
969	C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料を算定した場合	在小血糖	「在宅」欄
970	C101-3	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1を算定した場合	在妊糖1	「在宅」欄
971	C101-3	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2を算定した場合	在妊糖2	「在宅」欄
972	C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料1を算定した場合	灌1	「在宅」欄
973	C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料1の遠隔モニタリング加算を算定した場合	遠モニ	「在宅」欄
974	C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料2を算定した場合	灌2	「在宅」欄
975	C102-2	在宅血液透析指導管理料を算定した場合	在透	「在宅」欄
976	C103	在宅酸素療法指導管理料を算定した場合	酸	「在宅」欄
977	C103	在宅酸素療法指導管理料の遠隔モニタリング加算を算定した場合	遠モニ	「在宅」欄
978	C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定した場合	中	「在宅」欄
979	C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料を算定した場合	経	「在宅」欄
980	C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料を算定した場合	小経	「在宅」欄
981	C105-3	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料を算定した場合	半固形	「在宅」欄
982	C106	在宅自己導尿指導管理料を算定した場合	尿	「在宅」欄
983	C107	在宅人工呼吸指導管理料を算定した場合	人	「在宅」欄
984	C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料1を算定した場合	持呼1	「在宅」欄
985	C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2を算定した場合	持呼2	「在宅」欄
986	C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算を算定した場合	遠モニ	「在宅」欄
987	C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	持呼情	「在宅」欄
988	C107-3	在宅ハイフローセラピー指導管理料1を算定した場合	ハイセ1	「在宅」欄
989	C107-3	在宅ハイフローセラピー指導管理料2を算定した場合	ハイセ2	「在宅」欄
990	C108	在宅麻薬等注射指導管理料(悪性腫瘍の場合)を算定した場合	在麻注悪	「在宅」欄
991	C108	在宅麻薬等注射指導管理料(筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの場合)を算定した場合	在麻注筋	「在宅」欄
992	C108	在宅麻薬等注射指導管理料(心不全、呼吸器疾患又は腎不全の場合)を算定した場合	在麻注心呼腎	「在宅」欄
993	C108-2	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定した場合	在悪共	「在宅」欄
994	C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定した場合	寝	「在宅」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
995	C110	在宅自己疼痛管理指導管理料を算定した場合	疼	「在宅」欄
996	C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料を算定した場合	振	「在宅」欄
997	C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	振情	「在宅」欄
998	C110-2 C110-3	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料又は在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料の導入期加算を算定した場合	導入期	「在宅」欄
999	C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料を算定した場合	迷	「在宅」欄
1000	C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料を算定した場合	仙	「在宅」欄
1001	C110-5	在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料を算定した場合	舌電	「在宅」欄
1002	C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料を算定した場合	肺	「在宅」欄
1003	C112	在宅気管切開患者指導管理料を算定した場合	気	「在宅」欄
1004	C112-2	在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定した場合	喉摘	「在宅」欄
1005	C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定した場合	難皮	「在宅」欄
1006	C116	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料を算定した場合	植心非拍	「在宅」欄
1007	C117	在宅経腸投薬指導管理料を算定した場合	経腸投	「在宅」欄
1008	C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料を算定した場合	電場	「在宅」欄
1009	C119	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料を算定した場合	洗腸	「在宅」欄
1010	C120	在宅中耳加圧療法指導管理料を算定した場合	中加	「在宅」欄
1011	C121	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料を算定した場合	抗吸	「在宅」欄
1012	C150	血糖自己測定器加算を算定した場合	注糖	「在宅」欄
1013	C150	血糖自己測定器加算の血中ケトン体自己測定器加算を算定した場合	ケト	「在宅」欄
1014	C151	注入器加算を算定した場合	入	「在宅」欄
1015	C152	間歇注入シリンジポンプ加算を算定した場合	間	「在宅」欄
1016	C152-2	持続血糖測定器加算を算定した場合	持血	「在宅」欄
1017	C152-3	経腸投薬用ポンプ加算を算定した場合	経腸ポ	「在宅」欄
1018	C153	注入器用注射針加算を算定した場合	針	「在宅」欄
1019	C154	紫外線殺菌器加算を算定した場合	紫	「在宅」欄
1020	C155	自動腹膜灌流装置加算を算定した場合	自腹	「在宅」欄
1021	C156	透析液供給装置加算を算定した場合	透液	「在宅」欄
1022	C157	酸素ポンベ加算を算定した場合	ポ	「在宅」欄
1023	C157 C159	酸素ポンベ加算及び液化酸素装置加算について携帯用又は携帯型を用いた場合	携	「在宅」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1024	C158	酸素濃縮装置加算を算定した場合	濃	「在宅」欄
1025	C159	液化酸素装置加算を算定した場合	液	「在宅」欄
1026	C159-2	呼吸同調式デマンドバルブ加算を算定した場合	呼	「在宅」欄
1027	C160	在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算を算定した場合	輸	「在宅」欄
1028	C161	注入ポンプ加算を算定した場合	注ポ	「在宅」欄
1029	C161	注入ポンプ加算(在宅悪性腫瘍等患者指導管理料又は在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料)を算定した場合	悪ポ	「在宅」欄
1030	C162	在宅経管栄養法用栄養管セット加算を算定した場合	管	「在宅」欄
1031	C163	特殊カテーテル加算の「1」を算定した場合	サ	「在宅」欄
1032	C163	特殊カテーテル加算の「2」を算定した場合	カ	「在宅」欄
1033	C163	特殊カテーテル加算の「3」を算定した場合	バ	「在宅」欄
1034	C164	人工呼吸器加算のうち、陽圧式人工呼吸器を使用した場合	陽呼	「在宅」欄
1035	C164	人工呼吸器加算のうち、鼻マスク・顔マスクを介した人工呼吸器を使用した場合	鼻呼	「在宅」欄
1036	C164	人工呼吸器加算のうち、陰圧式人工呼吸器を使用した場合	陰呼	「在宅」欄
1037	C165	在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算の「1」を算定した場合	持呼加1	「在宅」欄
1038	C165	在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算の「2」を算定した場合	持呼加2	「在宅」欄
1039	C166	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算を算定した場合	携ポ	「在宅」欄
1040	C167	疼痛等管理用送信器加算を算定した場合	疼信	「在宅」欄
1041	C168	携帯型精密輸液ポンプ加算を算定した場合	肺ポ	「在宅」欄
1042	C168-2	携帯型精密ネブライザ加算を算定した場合	精ネ	「在宅」欄
1043	C169	気管切開患者用人工鼻加算を算定した場合	気鼻	「在宅」欄
1044	C170	排痰補助装置加算を算定した場合	排痰	「在宅」欄
1045	C171	在宅酸素療法材料加算を算定した場合	酸材	「在宅」欄
1046	C171-2	在宅持続陽圧呼吸療法材料加算を算定した場合	持材	「在宅」欄
1047	C171-3	在宅ハイフローセラピー材料加算を算定した場合	ハイ材	「在宅」欄
1048	C173	横隔神経電気刺激装置加算を算定した場合	横電	「在宅」欄
1049	C174	在宅ハイフローセラピー装置加算を算定した場合	ハイ装	「在宅」欄
1050	C175	在宅抗菌薬吸入療法用ネブライザ加算を算定した場合	吸ネブ	「在宅」欄
1051	D005	特殊染色加算を算定した場合	特染	「検査・病理」欄
1052	D009の8	前立腺癌の確定診断がつかず前立腺特異抗原(PSA)を2回以上算定した場合	未確	「検査・病理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1053	D014の23	関節リウマチの確定診断がつかず抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は定量を2回以上算定した場合	未確	「検査・病理」欄
1054	D018	嫌気性培養加算を算定した場合	嫌培	「検査・病理」欄
1055	D025	基本的検体検査実施料を算定した場合	基検	「検査・病理」欄
1056	D026	尿・糞便等検査判断料を算定した場合	判尿	「検査・病理」欄
1057	D026	遺伝子関連・染色体検査判断料	判遺	「検査・病理」欄
1058	D026	血液学的検査判断料を算定した場合	判血	「検査・病理」欄
1059	D026	生化学的検査(Ⅰ)判断料を算定した場合	判生Ⅰ	「検査・病理」欄
1060	D026	生化学的検査(Ⅱ)判断料を算定した場合	判生Ⅱ	「検査・病理」欄
1061	D026	免疫学的検査判断料を算定した場合	判免	「検査・病理」欄
1062	D026	微生物学的検査判断料を算定した場合	判微	「検査・病理」欄
1063	D026	検体検査管理加算(Ⅰ)を算定した場合	検管Ⅰ	「検査・病理」欄
1064	D026	検体検査管理加算(Ⅱ)を算定した場合	検管Ⅱ	「検査・病理」欄
1065	D026	検体検査管理加算(Ⅲ)を算定した場合	検管Ⅲ	「検査・病理」欄
1066	D026	検体検査管理加算(Ⅳ)を算定した場合	検管Ⅳ	「検査・病理」欄
1067	D026	国際標準検査管理加算を算定した場合	国標検	「検査・病理」欄
1068	D026	骨髄像診断加算を算定した場合	骨診	「検査・病理」欄
1069	D027	基本的検体検査判断料を算定した場合	判基	「検査・病理」欄
1070	D205	呼吸機能検査等判断料を算定した場合	判呼	「検査・病理」欄
1071	D206	血管内超音波検査加算を算定した場合	血超	「検査・病理」欄
1072	D206	血管内光断層撮影加算を算定した場合	血光断	「検査・病理」欄
1073	D206	冠動脈血流予備能測定検査加算を算定した場合	冠血予	「検査・病理」欄
1074	D206	血管内視鏡検査加算を算定した場合	血内	「検査・病理」欄
1075	D206	心腔内超音波検査加算を算定した場合	心超	「検査・病理」欄
1076	D215-2	肝硬度測定を3月に2回以上算定した場合	複肝	「検査・病理」欄
1077	D215-3	超音波エラストグラフィーを3月に2回以上算定した場合	複エ	「検査・病理」欄
1078	D217	大腿骨同時撮影加算を算定した場合	腿撮	「検査・病理」欄
1079	D238	脳波検査判断料1を算定した場合	判脳1	「検査・病理」欄
1080	D238	脳波検査判断料2を算定した場合	判脳2	「検査・病理」欄
1081	D241	神経・筋検査判断料を算定した場合	判神	「検査・病理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1082	D256	広角眼底撮影加算を算定した場合	広眼	「検査・病理」欄
1083	D294	ラジオアイソトープ検査判断料を算定した場合	判ラ	「検査・病理」欄
1084	D306 D308 D310 D312 D313	粘膜点墨法加算を算定した場合	墨	「検査・病理」欄
1085	D306 D308 D313 D317 D317-2	狭帯域光強調加算を算定した場合	狭光	「検査・病理」欄
1086	D415	経気管肺生検法のガイドシース加算を算定した場合	ガ	「検査・病理」欄
1087	D415	経気管肺生検法のCT透視下気管支鏡検査加算を算定した場合	CT気	「検査・病理」欄
1088	第1節 第1款通則1	時間外緊急院内検査加算を算定した場合	緊検	「検査・病理」欄
1089	第1節 第1款通則3	外来迅速検体検査加算を算定した場合	外迅検	「検査・病理」欄
1090	第3節内視鏡検査通則1	超音波内視鏡検査加算を算定した場合	超内	「検査・病理」欄
1091	第4部	電子画像管理加算(エックス線診断料、核医学診断料又はコンピューター断層撮影診断料)を算定した場合	電画	「画像診断」欄
1092	第4部	別の保険医療機関と共同でCT又はMRIを利用している保険医療機関が、当該機器を利用してコンピューター断層撮影を算定した場合	画診共同	「画像診断」欄
1093	第4部通則3	時間外緊急院内画像診断加算を算定した場合	緊画	「画像診断」欄
1094	第4部通則4	写真診断について、画像診断管理加算1を算定した場合	写画1	「画像診断」欄
1095	第4部通則4	基本的エックス線診断について、画像診断管理加算1を算定した場合	基画1	「画像診断」欄
1096	第4部通則4	核医学診断について、画像診断管理加算1を算定した場合	核画1	「画像診断」欄
1097	第4部通則4	コンピューター断層診断について、画像診断管理加算1を算定した場合	コ画1	「画像診断」欄
1098	第4部通則5	核医学診断について、画像診断管理加算2を算定した場合	核画2	「画像診断」欄
1099	第4部通則5	コンピューター断層診断について、画像診断管理加算2を算定した場合	コ画2	「画像診断」欄
1100	第4部通則5	核医学診断について、画像診断管理加算2(一部委託を行う場合)を算定した場合	核画2委	「画像診断」欄
1101	第4部通則5	コンピューター断層診断について、画像診断管理加算2(一部委託を行う場合)を算定した場合	コ画2委	「画像診断」欄
1102	第4部通則5	核医学診断について、画像診断管理加算3を算定した場合	核画3	「画像診断」欄
1103	第4部通則5	コンピューター断層診断について、画像診断管理加算3を算定した場合	コ画3	「画像診断」欄
1104	第4部通則5	核医学診断について、画像診断管理加算4を算定した場合	核画4	「画像診断」欄
1105	第4部通則5	コンピューター断層診断について、画像診断管理加算4を算定した場合	コ画4	「画像診断」欄
1106	E004	基本的エックス線診断料を算定した場合	基エ	「画像診断」欄
1107	F100	特定疾患処方管理加算を算定した場合	特処	「投薬」欄
1108	F100	抗悪性腫瘍剤処方管理加算を算定した場合	抗悪	「投薬」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1109	F100	外来後発医薬品使用体制加算1地域支援・外来医薬品供給対応体制加算1を算定した場合	外後使地外薬供1	「投薬」欄
1110	F100	外来後発医薬品使用体制加算2地域支援・外来医薬品供給対応体制加算2を算定した場合	外後使地外薬供2	「投薬」欄
1111	F100	外来後発医薬品使用体制加算3地域支援・外来医薬品供給対応体制加算3を算定した場合	外後使地外薬供3	「投薬」欄
1112	F100	向精神薬調整連携加算を算定した場合	向調連	「投薬」欄
1113	F200	初診料の注2、注3又は外来診療料の注2、注3を算定する保険医療機関において投与期間が30日以上 の処方し、薬剤料を所定点数の合計の100分の40に相当する点数で算定した場合 常態として、内服薬7種類以上を処方し、薬剤料を所定点数の合計の100分の90に相当する点数で算定し た場合	減	「投薬」欄
1114	F200	1回の処方において、抗不安薬を3種類以上、睡眠薬を3種類以上、抗うつ薬を3種類以上、抗精神病薬 を3種類以上又は抗不安薬及び睡眠薬を4種類以上投与した場合であって、薬剤料(抗不安薬、睡眠薬、 抗うつ薬及び抗精神病薬に係るものに限る。)を所定点数の100分の80に相当する点数で算定した場合	精減	「投薬」欄
1115	F500	院内製剤加算を算定した場合	院	「投薬」欄
1116	－	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第1条第4号又は第1条第6号に係る医薬 品を投与した場合	薬評	「投薬」欄
1117	F400	特定疾患処方管理加算を算定した場合	特処	「その他」欄
1118	F400	抗悪性腫瘍剤処方管理加算を算定した場合	抗悪	「その他」欄
1119	F400	一般名処方加算1を算定した場合	一般1	「その他」欄
1120	F400	一般名処方加算2を算定した場合	一般2	「その他」欄
1121	F400	向精神薬調整連携加算を算定した場合	向調連	「その他」欄
1122	第6部通則6	外来化学療法加算1を算定した場合	化1	「注射」欄
1123	第6部通則6	外来化学療法加算2を算定した場合	化2	「注射」欄
1124	第6部通則7	バイオ後続品導入初期加算を算定した場合	バイオ	「注射」欄
1125	第6部通則10	看護師等遠隔診療注射実施料	看遠診注	「注射」欄
1126	G004 G005	点滴注射及び中心静脈注射に係る血漿成分製剤加算を算定した場合	血漿	「注射」欄
1127	G020	無菌製剤処理料の「1」を算定した場合	菌1	「注射」欄
1128	G020	無菌製剤処理料の「2」を算定した場合	菌2	「注射」欄
1129	G020	無菌製剤処理料の「1」を算定した場合であって、閉鎖式接続器具を使用した場合	菌1器具	「注射」欄
1130	G020	無菌製剤処理料の「1」の「イ」を算定した場合であって、投与時間閉鎖式接続器具使用加算を算定した場合	菌1器投	「注射」欄
1131	G100	特別入院基本料を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が1年を超えるも のに対する同一月の投薬に係る薬剤料と注射に係る薬剤料とを合算して得た点数が上限点数を超える場 合	その他薬剤	「注射」欄
1132	－	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第1条第4号又は第1条第6号に係る医薬 品を投与した場合	薬評	「注射」欄
1133	H000 H001 H001-2 H002 H003	早期リハビリテーション加算を算定した場合	早リ加	「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1134	H000 H001 H001-2 H002 H003	初期加算を算定した場合	初期	「その他」欄
1135	H000 H001 H001-2 H002 H003	急性期リハビリテーション加算を算定した場合	急り加	「その他」欄
1136	H000 H001 H001-2 H002 H003	休日リハビリテーション加算を算定した場合	休り加	「その他」欄
1137	H000 H001 H001-2 H002 H003	100分の90に相当する点数により算定した場合	離床減	「その他」欄
1138	H001 H001-2 H002	入院中の要介護被保険者等に対して、標準算定日数を超えて、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料の100分の90に相当する点数により算定した場合	介離減	「その他」欄
1139	H003-2	リハビリテーション総合計画評価料の「1」を算定した場合	リハ総評1	「その他」欄
1140	H003-2	リハビリテーション総合計画評価料の「2」を算定した場合	リハ総評2	「その他」欄
1141	H006	短期集中リハビリテーション実施加算を算定した場合	短り加	「その他」欄
1142	H007-4	リンパ浮腫複合的治療料の「1」を算定した場合	り複治1	「その他」欄
1143	H007-4	リンパ浮腫複合的治療料の「2」を算定した場合	り複治2	「その他」欄
1144	IO01 IO02 IO11	家族等に対する入院精神療法、通院・在宅精神療法又は精神科退院指導料を算定した場合	家族	「その他」欄
1145	IO02	通院・在宅精神療法の100分の50に相当する点数を算定した場合	精多削減	「その他」欄
1146	IO02	通院・在宅精神療法の100分の60に相当する点数を算定した場合	精非指減	「その他」欄
1147	IO02 IO02-2	通院・在宅精神療法又は精神科継続外来支援・指導料の特定薬剤副作用評価加算を算定した場合	副評	「その他」欄
1148	IO02-2	精神科継続外来支援・指導料の療養生活環境を整備するための加算を算定した場合	精外療加	「その他」欄
1149	IO08-2	入院中の患者に精神科ショート・ケアを算定した場合	他精シ	「その他」欄
1150	IO08-2 IO09 IO10 IO10-2 IO15	精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケア料の早期加算を算定した場合	早	「その他」欄
1151	IO09	入院中の患者に精神科デイ・ケアを算定した場合	他精デ	「その他」欄
1152	IO09 IO10 IO10-2	精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの100分の90に相当する点数を算定した場合	精長減	「その他」欄
1153	IO10-2	精神科デイ・ナイト・ケアの疾患別等診療計画加算を算定した場合	疾計	「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1154	IO11-2	精神科退院前訪問指導料の必要があつて複数の職種が共同して指導を行った場合	複職	「その他」欄
1155	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)を算定した場合	精訪看Ⅰ	「その他」欄
1156	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)を算定した場合	精訪看Ⅲ	「その他」欄
1157	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の急性増悪により頻回な精神科訪問看護を必要とする患者に対して行った場合	精訪看Ⅰ急性	「その他」欄
1158	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の急性増悪により頻回な精神科訪問看護を必要とする患者に対して行った場合	精訪看Ⅲ急性	「その他」欄
1159	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	精訪看Ⅰ複訪看看	「その他」欄
1160	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	精訪看Ⅲ複訪看看	「その他」欄
1161	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	精訪看Ⅰ複訪看准	「その他」欄
1162	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	精訪看Ⅲ複訪看准	「その他」欄
1163	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	精訪看Ⅰ複訪看補	「その他」欄
1164	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	精訪看Ⅲ複訪看補	「その他」欄
1165	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の長時間精神科訪問看護・指導加算を算定した場合	精訪看Ⅰ長時	「その他」欄
1166	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の長時間精神科訪問看護・指導加算を算定した場合	精訪看Ⅲ長時	「その他」欄
1167	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の夜間・早朝訪問看護加算を算定した場合	精訪看Ⅰ夜早	「その他」欄
1168	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の夜間・早朝訪問看護加算を算定した場合	精訪看Ⅲ夜早	「その他」欄
1169	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の深夜訪問看護加算を算定した場合	精訪看Ⅰ深	「その他」欄
1170	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の深夜訪問看護加算を算定した場合	精訪看Ⅲ深	「その他」欄
1171	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の精神科緊急訪問看護加算を算定した場合	精訪看Ⅰ緊急	「その他」欄
1172	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の精神科緊急訪問看護加算を算定した場合	精訪看Ⅲ緊急	「その他」欄
1173	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の精神科複数回訪問加算を算定した場合	精訪看Ⅰ複	「その他」欄
1174	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の精神科複数回訪問加算を算定した場合	精訪看Ⅲ複	「その他」欄
1175	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の看護・介護職員連携強化加算を算定した場合	精訪看Ⅰ看介	「その他」欄
1176	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の看護・介護職員連携強化加算を算定した場合	精訪看Ⅲ看介	「その他」欄
1177	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の特別地域訪問看護加算のイを算定した場合	精訪看Ⅰ特地イ	「その他」欄
1178	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の特別地域訪問看護加算のロを算定した場合	精訪看Ⅰ特地ロ	「その他」欄
1179	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の特別地域訪問看護加算のイを算定した場合	精訪看Ⅲ特地イ	「その他」欄
1180	IO12	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の特別地域訪問看護加算のロを算定した場合	精訪看Ⅲ特地ロ	「その他」欄
1181	IO12	精神科訪問看護・指導料の外来感染対策向上加算を算定した場合	精外感	「その他」欄
1182	IO12	精神科訪問看護・指導料の発熱患者等対応加算を算定した場合	精熱対	「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1183	I012	精神科訪問看護・指導料のサーベイランス強化加算を算定した場合	精サ	「その他」欄
1184	I012	精神科訪問看護・指導料の抗菌薬適正使用体制加算を算定した場合	精抗菌適	「その他」欄
1185	I012	精神科訪問看護・指導料の訪問看護医療DX情報活用加算を算定した場合	精訪DX	「その他」欄
1186	I012-2	精神科訪問看護指示料を算定した場合	精訪指示	「その他」欄
1187	I012-2	精神科訪問看護指示料の衛生材料等提供加算を算定した場合	衛材提供	「その他」欄
1188	I012-2	精神科訪問看護指示料の精神科特別訪問看護指示加算を算定した場合	精特指示	「その他」欄
1189	I012-2	精神科訪問看護指示料の手順書加算を算定した場合	精訪看手	「その他」欄
1190	I013	抗精神病特定薬剤治療指導管理料の「1」持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料を算定した場合	持精	「その他」欄
1191	I013	抗精神病特定薬剤治療指導管理料の「2」治療抵抗性統合失調症治療指導管理料を算定した場合	治統	「その他」欄
1192	I015	重度認知症患者デイ・ケア料を算定した場合	認デイ	「その他」欄
1193	I015	重度認知症患者デイ・ケア料の夜間ケア加算を算定した場合	夜ケ	「その他」欄
1194	I016	精神科在宅患者支援管理料を算定した場合	精在支	「その他」欄
1195	第9部通則5 第10部通則12 第11部通則3	処置、手術又は麻酔の時間外加算を算定した場合	外	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1196	第9部通則5 第10部通則12 第11部通則3	処置、手術又は麻酔の休日加算を算定した場合	休	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1197	第9部通則5 第10部通則12 第11部通則3	処置、手術又は麻酔の深夜加算を算定した場合	深	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1198	第9部通則5 第10部通則12 第11部通則3	処置、手術又は麻酔の時間外加算の特例を算定した場合	特外	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1199	第9部通則9	看護師等遠隔診療処置実施料	看遠診処	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1200	第10部通則14	「複数手術に係る費用の特例を定める件」(平成30年厚生労働省告示第72号)に規定する複数手術を同時に行った場合	(併施)	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1201	第10部通則7	手術の1,500グラム未満の児加算を算定した場合	未満	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1202	第10部通則8 第11部通則2	手術の幼児(3歳以上6歳未満)加算を算定した場合 麻酔の幼児(1歳以上3歳未満)加算を算定した場合	幼	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1203	第11部通則2	麻酔の未熟児加算を算定した場合	未	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1204	第9部第1節 第10部通則7 第11部通則2	処置の新生児加算を算定した場合 手術の新生児(1,500グラム未満の児を除く)加算を算定した場合 麻酔の新生児加算を算定した場合	新	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1205	第9部第1節 第10部通則8	処置の乳幼児(6歳未満)加算を算定した場合 手術の乳幼児(3歳未満)加算を算定した場合	乳幼	「処置」欄又は 「手術・麻酔」欄
1206	第10部通則22	臓器移植実施体制確保加算を算定した場合	移植確	「手術・麻酔」欄
1207	第10部通則23	外科医療確保特別加算を算定した場合	外確特	「手術・麻酔」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1208	J038	人工腎臓の透析液水質確保加算を算定した場合	水	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1209	J038 J038-2	人工腎臓又は持続緩徐式血液濾過の障害者等加算を算定した場合	障	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1210	－	180日を超える期間通算対象入院料を算定している患者であって厚生労働大臣が定める状態にあるもの（「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」（平成18年厚生労働省告示第498号）第九のトに該当する患者）について胸腔穿刺又は腹腔穿刺を算定した場合 90日を超える期間一般病棟に入院している患者であって特定患者に係る厚生労働大臣が定める状態等にあるもの（平成20年厚生労働省告示第62号別表第四に該当する患者）のうち、同別表第四の第七号に該当する患者について胸腔穿刺又は腹腔穿刺を算定した場合	洗浄	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1211	－	90日を超える期間一般病棟に入院している患者であって特定患者に係る厚生労働大臣が定める状態等にあるもの（平成20年厚生労働省告示第62号別表第四に該当する患者）のうち、同別表第四の第八号に該当する患者について喀痰吸引又は干渉低周波去痰器による喀痰排出を算定した場合	頻回	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1212	K014	皮膚移植術（生体・培養）を行った場合	膚	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1213	K514-6	生体部分肺移植術を行った場合	肺	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1214	K697-5	生体部分肝移植を行った場合	肝	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1215	K780-2	生体腎移植術を行った場合	腎	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1216	K920-2	輸血管理料Ⅰを算定した場合	輸管Ⅰ	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1217	K920-2	輸血管理料Ⅱを算定した場合	輸管Ⅱ	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1218	K922	造血幹細胞移植のうち同種移植を行った場合	造	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1219	第11部通則2	麻酔の乳児加算を算定した場合	乳	「手術・麻酔」欄
1220	L009	麻酔管理料（Ⅰ）を算定した場合	麻管Ⅰ	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1221	L010	麻酔管理料（Ⅱ）を算定した場合	麻管Ⅱ	「処置」欄又は「手術・麻酔」欄
1222	第12部	放射線治療料を算定した場合	放	「その他」欄
1223	第12部通則3	小児放射線治療加算（新生児）を算定した場合	新	「その他」欄
1224	第12部通則3	小児放射線治療加算（3歳未満の乳幼児（新生児を除く））を算定した場合	乳幼	「その他」欄
1225	第12部通則3	小児放射線治療加算（3歳以上6歳未満の幼児）を算定した場合	幼児	「その他」欄
1226	第12部通則3	小児放射線治療加算（6歳以上15歳未満の小児）を算定した場合	小児	「その他」欄
1227	M000	放射線治療管理料を算定した場合	放管	「その他」欄
1228	M000-2	放射性同位元素内用療法管理料を算定した場合	放内	「その他」欄
1229	M001	体外照射の画像誘導放射線治療加算を算定した場合	画誘	「その他」欄
1230	M001	体外照射の体外照射呼吸性移動対策加算を算定した場合	体呼	「その他」欄
1231	M001-3	定位放射線治療呼吸性移動対策加算を算定した場合	定呼	「その他」欄
1232	M004	密封小線源治療に当たって、気管・気管支用アプリケータを使用した場合	気アプ	「その他」欄
1233	M004	密封小線源治療に当たって、食道アプリケータを使用した場合	食アプ	「その他」欄
1234	N002	免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合	4免	「検査・病理」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
1235	N006	病理診断料の組織診断料を算定した場合	判組診	「検査・病理」欄
1236	N006	病理診断料の細胞診断料を算定した場合	判細診	「検査・病理」欄
1237	N006	病理診断管理加算1を算定した場合	病管1	「検査・病理」欄
1238	N006	病理診断管理加算2を算定した場合	病管2	「検査・病理」欄
1239	N006	国際標準病理診断管理加算を算定した場合	国標病	「検査・病理」欄
1240	N007	病理判断料を算定した場合	判病判	「検査・病理」欄
1241	O000	看護職員処遇改善評価料1～165を算定した場合	看処遇● (※●は1から165の算定する数字を記載)	「その他」欄
1242	O001	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)初診時を算定した場合	外ベアⅠ初	「その他」欄
1243	O001	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)再診時を算定した場合	外ベアⅠ再	「その他」欄
1244	O001	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)訪問診療時のイを算定した場合	外ベアⅠ訪同	「その他」欄
1245	O001	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)訪問診療時のロを算定した場合	外ベアⅠ訪他	「その他」欄
1246	O002	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1～24の初診時又は訪問診療を算定した場合	外ベアⅡ● (※●は1から24の算定する数字を記載)	「その他」欄
1247	O002	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1～24の再診時等を算定した場合	外ベアⅡ再● (※●は1から24の算定する数字を記載)	「その他」欄
1248	O003	入院ベースアップ評価料1～500を算定した場合	入ベア● (※●は1から500の算定する数字を記載)	「その他」欄
1249	O100	外来・在宅物価対応料初診時を算定した場合	外物価初	「その他」欄
1250	O100	外来・在宅物価対応料再診時を算定した場合	外物価再	「その他」欄
1251	O100	外来・在宅物価対応料訪問診療時を算定した場合	外物価訪	「その他」欄
1252	O100	入院物価対応料イ～ヘンを算定した場合	入物価● (※●はイからヘンの算定する記号を記載)	「その他」欄
1253	第3章	施設入所者自己腹膜灌流薬剤料を算定した場合	灌薬	「在宅」欄
1254	第3章	施設入所者共同指導料を算定した場合	施設指導	「その他」欄

※ 略号については、複初 等と四角囲みをし記載することとするが、電子計算機の場合は、口に代えて()等を使用して記載することも差し支えないこと。

※ 複数の略号を組み合わせると所定点数を算出する場合は、それぞれの略号を連記すること。

別表Ⅴ 診療行為名称等の略号一覧(歯科)

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
1	A000	初診料に係る時間外加算の特例を算定した場合 ※電子計算機の場合は全体の「その他」欄に表示	特	初診 「時間外」の文字の上※
2	A000	地域歯科医療加算を算定した場合	地歯	全体「その他」欄
3	A000	電子的歯科診療情報連携体制整備加算1を算定した場合	医歯DX1	全体「その他」欄
4	A000	電子的歯科診療情報連携体制整備加算2を算定した場合	歯DX2	全体「その他」欄
5	A000	情報通信機器を用いた初診を算定した場合	情初診	全体 「その他」欄
6	A002	再診料に係る時間外加算の特例を算定した場合 ※電子計算機の場合は全体の「その他」欄に表示	特	再診 「時間外」の文字の上※
7	A002	地域歯科医療加算を算定した場合	地歯	全体「その他」欄
8	A002	電子的歯科診療情報連携体制整備加算を算定した場合	歯DX	全体「その他」欄
9	A002	情報通信機器を用いた再診を算定した場合	情再診	全体 「その他」欄
10	B000-5	周術期等口腔機能管理計画策定料1を算定した場合	周計1	管理・リハ 「その他」欄
11	B000-5	周術期等口腔機能管理計画策定料2を算定した場合	周計2	管理・リハ 「その他」欄
12	B000-6	周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)の手術前	周前(Ⅰ)	管理・リハ 「その他」欄
13	B000-6	周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)の手術後	周後(Ⅰ)	管理・リハ 「その他」欄
14	B000-7	周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)の手術前	周前(Ⅱ)	管理・リハ 「その他」欄
15	B000-7	周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)の手術後	周後(Ⅱ)	管理・リハ 「その他」欄
16	B000-8	周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)	周(Ⅲ)	管理・リハ 「その他」欄
17	B000-9	周術期等口腔機能管理料(Ⅳ)	周(Ⅳ)	管理・リハ 「その他」欄
18	B000-10	回復期等口腔機能管理計画策定料1を算定した場合	回計1	管理・リハ 「その他」欄
19	B000-10	回復期等口腔機能管理計画策定料2を算定した場合	回計2	管理・リハ 「その他」欄
20	B000-11	回復期等口腔機能管理料	回機能	管理・リハ 「その他」欄
21	B002	歯科特定疾患療養管理料を算定した場合	特疾管	全体 「その他」欄
22	B002	歯科特定疾患療養管理料に係る共同療養指導計画加算を算定した場合	共計	全体 「その他」欄
23	B002	歯科特定疾患療養管理料(情報通信機器を用いて行った場合)を算定した場合	情特疾管	管理・リハ 「その他」欄
24	B003	特定薬剤治療管理料を算定した場合	薬	全体 「その他」欄
25	B004	悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定した場合	悪	全体 「その他」欄
26	B004-1-8	外来腫瘍化学療法診療料1(抗悪性腫瘍剤を投与した場合)を算定した場合	外化投1	全体 「その他」欄
27	B004-1-8	外来腫瘍化学療法診療料1(イ以外の必要な治療管理を行った場合)を算定した場合	外化管1	全体 「その他」欄
28	B004-1-8	外来腫瘍化学療法診療料2(抗悪性腫瘍剤を投与した場合)を算定した場合	外化投2	全体 「その他」欄
29	B004-1-8	外来腫瘍化学療法診療料2(イ以外の必要な治療管理を行った場合)を算定した場合	外化管2	全体 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
30	B004-1-8	外来腫瘍化学療法診療料3(抗悪性腫瘍剤を投与した場合)を算定した場合	外化投3	全体 「その他」欄
31	B004-1-8	外来腫瘍化学療法診療料3(イ以外の必要な治療管理を行った場合)を算定した場合	外化管3	全体 「その他」欄
32	B004-1-8	外来腫瘍化学療法診療料の連携充実加算を算定した場合	連充	全体 「その他」欄
33	B004-2	手術前医学管理料を算定した場合	手前	全体 「その他」欄
34	B004-3	手術後医学管理料を算定した場合	手後	全体 「その他」欄
35	B004-6-2	歯科治療時医療管理料を算定した場合	医管	管理・リハ 「その他」欄
36	B005	開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定した場合	開Ⅰ	全体 「その他」欄
37	B006	開放型病院共同指導料(Ⅱ)を算定した場合	開Ⅱ	全体 「その他」欄
38	B006-3-4	療養・就労両立支援指導料を算定した場合	就労	全体 「その他」欄
39	B006-3-5	こころの連携指導料(Ⅰ)を算定した場合	こ連Ⅰ	全体 「その他」欄
40	B006-4	歯科遠隔連携診療料を算定した場合	歯遠隔	全体 「その他」欄
41	B007	退院前訪問指導料を算定した場合	退前	全体 「その他」欄
42	B008	薬剤管理指導料「1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合」を算定した場合	薬管1	全体 「その他」欄
43	B008	薬剤管理指導料「2 1の患者以外の患者に対して行う場合」を算定した場合	薬管2	全体 「その他」欄
44	B008	薬剤管理指導料に係る麻薬管理指導加算を算定した場合	麻加	全体 「その他」欄
45	B008-2	薬剤総合評価調整管理料を算定した場合	薬総評管	全体 「その他」欄
46	B009	診療情報提供料(Ⅰ)を算定した場合	情Ⅰ	全体 「その他」欄
47	B009	診療情報提供料(Ⅰ)に係る退院患者の紹介の加算を算定した場合	情Ⅰ加1	全体 「その他」欄
48	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の基本診療料に係る歯科診療特別対応加算1、2又は3若しくは歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算(区分B009 注6)を算定した場合	情Ⅰ加2	全体 「その他」欄
49	B009	診療情報提供料(Ⅰ)の基本診療料に係る歯科診療特別対応加算1、2又は3若しくは歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算(区分B009 注7)を算定した場合	情Ⅰ加3	全体 「その他」欄
50	B009	診療情報提供料(Ⅰ)に係る検査・画像情報提供加算の「イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合」を算定した場合	情Ⅰ加4イ	全体 「その他」欄
51	B009	診療情報提供料(Ⅰ)に係る検査・画像情報提供加算の「ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合」を算定した場合	情Ⅰ加4ロ	全体 「その他」欄
52	B009-2	電子的診療情報評価料を算定した場合	電診情評	全体 「その他」欄
53	B010	診療情報提供料(Ⅱ)を算定した場合	情Ⅱ	全体 「その他」欄
54	B011	診療情報等連携共有料1	情共1	全体 「その他」欄
55	B011	診療情報等連携共有料2	情共2	全体 「その他」欄
56	B011-2	連携強化診療情報提供料	連情	全体 「その他」欄
57	B011-5	がんゲノムプロファイリング評価提供料を算定した場合	がんゲ評	全体 「その他」欄
58	B012	傷病手当金見書交付料を算定した場合	傷	全体 「その他」欄
59	B013-3	広範囲顎骨支持型補綴物管理料1を算定した場合	特イ管1	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
60	B013-3	広範囲顎骨支持型補綴物管理料2を算定した場合	特イ管2	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
61	C000	歯科訪問診療料の歯科訪問診療1を算定した場合	歯訪1	全体 「その他」欄
62	C000	歯科訪問診療料の歯科訪問診療2を算定した場合	歯訪2	全体 「その他」欄
63	C000	歯科訪問診療料の歯科訪問診療3を算定した場合	歯訪3	全体 「その他」欄
64	C000	歯科訪問診療料の歯科訪問診療4を算定した場合	歯訪4	全体 「その他」欄
65	C000	歯科訪問診療料の歯科訪問診療5を算定した場合	歯訪5	全体 「その他」欄
66	C000	歯科訪問診療料の緊急歯科訪問診療加算を算定した場合	緊訪	全体 「その他」欄
67	C000	歯科訪問診療料の夜間歯科訪問診療加算を算定した場合	夜訪	全体 「その他」欄
68	C000	歯科訪問診療料の深夜歯科訪問診療加算を算定した場合	深訪	全体 「その他」欄
69	C000	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算(イの(1)同一建物居住者以外の場合)を算定した場合	訪補助イ(1)	全体 「その他」欄
70	C000	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算(イの(2)同一建物居住者の場合)を算定した場合	訪補助イ(2)	全体 「その他」欄
71	C000	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算(ロの(1)同一建物居住者以外の場合)を算定した場合	訪補助ロ(1)	全体 「その他」欄
72	C000	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算(ロの(2)同一建物居住者の場合)を算定した場合	訪補助ロ(2)	全体 「その他」欄
73	C000	区分番号C000の注16に規定する歯科訪問診療料「イ 初診時」を算定した場合	歯訪診(初)	全体 「その他」欄
74	C000	区分番号C000の注16に規定する歯科訪問診療料「ロ 再診時」を算定した場合	歯訪診(再)	全体 「その他」欄
75	C000	歯科訪問診療に係る歯科訪問診療移行加算を算定した場合	訪移行	全体 「その他」欄
76	C000	区分番号C000の注20に規定する歯科訪問診療料「イ 初診時」を算定した場合	特歯訪診(初)	全体 「その他」欄
77	C000	区分番号C000の注20に規定する歯科訪問診療料「ロ 再診時」を算定した場合	特歯訪診(再)	全体 「その他」欄
78	C000	歯科診療所の歯科医師が医科歯科併設の病院に入院中の患者に対して歯科訪問診療を行い、周術期等口腔機能管理及び回復期等口腔機能管理に伴う治療行為を行った場合	周術期等連携	「摘要」欄
79	C000	歯科診療所の歯科医師が医科歯科併設の病院に入院中の患者に対して歯科訪問診療を行い、回復期等口腔機能管理及び回復期等口腔機能管理に伴う治療行為を行った場合	回復期等連携	「摘要」欄
80	C000	同一の患家において2人以上の患者を診察(診療時間が20分以上の場合に限る。)し、患者の1人に対して歯科訪問診療1を算定する場合	同一世帯(1)	「摘要」欄
81	C000	歯科訪問診療に係る通信画像情報活用加算を算定した場合	ICT加算	全体 「その他」欄
82	C000	在宅医療DX情報活用加算を算定した場合	在DX	全体 「その他」欄
83	C000	医科連携訪問加算を算定した場合	医訪	全体 「その他」欄
84	C001	訪問歯科衛生指導料(1 単一建物診療患者が1人の場合)を算定した場合	訪衛指1	全体 「その他」欄
85	C001	訪問歯科衛生指導料(2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合)を算定した場合	訪衛指2	全体 「その他」欄
86	C001	訪問歯科衛生指導料(3 1及び2以外の場合)を算定した場合	訪衛指3	全体 「その他」欄
87	C001	訪問歯科衛生指導料に係る複数名訪問歯科衛生指導加算を算定した場合	複訪	全体 「その他」欄
88	C001	訪問歯科衛生指導料の注4に規定する特別の関係にある保険医療機関等において訪問歯科衛生指導料を算定した場合	特訪	全体 「その他」欄
89	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料を算定した場合	歯在管	全体 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
90	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料に係る文書提供加算を算定した場合	文	全体 「その他」欄
91	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅総合医療管理加算を算定した場合	歯総管	全体 「その他」欄
92	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅歯科医療連携加算1を算定した場合	医連1	全体 「その他」欄
93	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅歯科医療連携加算2を算定した場合	医連2	全体 「その他」欄
94	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅歯科医療情報連携加算を算定した場合	医情連	全体 「その他」欄
95	C001-4-2	在宅患者歯科治療時医療管理料を算定した場合	在歯管	全体 「その他」欄
96	C001-5	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した場合	訪問口腔リハ	全体 「その他」欄
97	C001-5 C001-6	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る口腔管理体制強化加算を算定した場合	口管強	全体 「その他」欄
98	C001-5 C001-6	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅療養支援歯科診療所加算1を算定した場合	歯援診1	全体 「その他」欄
99	C001-5 C001-6	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅療養支援歯科診療所加算2を算定した場合	歯援診2	全体 「その他」欄
100	C001-5 C001-6	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅療養支援歯科病院加算を算定した場合	歯援病	全体 「その他」欄
101	C001-3	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅歯科医療連携加算1を算定した場合	医連1	全体 「その他」欄
102	C001-3	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅歯科医療連携加算2を算定した場合	医連2	全体 「その他」欄
103	C001-3	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅歯科医療情報連携加算を算定した場合	医情連	全体 「その他」欄
104	C001-6	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した場合	小訪問口腔リハ	全体 「その他」欄
105	C001-6	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る小児在宅歯科医療連携加算1を算定した場合	小医連1	全体 「その他」欄
106	C001-6	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る小児在宅歯科医療連携加算2を算定した場合	小医連2	全体 「その他」欄
107	C001-6	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅歯科医療情報連携加算を算定した場合	医情連	全体 「その他」欄
108	C001-7	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料1を算定した場合	NST1	全体 「その他」欄
109	C001-7	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料2を算定した場合	NST2	全体 「その他」欄
110	C001-7	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料3を算定した場合	NST3	全体 「その他」欄
111	C001-7	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料4を算定した場合	NST4	全体 「その他」欄
112	C003	在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した場合	訪問薬剤	全体 「その他」欄
113	C003	在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る麻薬加算を算定した場合	麻	全体 「その他」欄
114	D002-6	口腔細菌定量検査2を算定した場合	口菌検2	X線・検査「菌検」欄
115	D010	歯冠補綴時色調採得検査を算定した場合	色調	X線・検査「色調」欄
116	D011	有床義歯咀嚼機能検査1「イ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能1イ(前)	X線・検査 「その他」欄
117	D011	有床義歯咀嚼機能検査1「ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能1ロ(前)	X線・検査 「その他」欄
118	D011	有床義歯咀嚼機能検査1「イ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能1イ(後)	X線・検査 「その他」欄
119	D011	有床義歯咀嚼機能検査1「ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能1ロ(後)	X線・検査 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
120	D011	有床義歯咀嚼機能検査2「イ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能2イ(前)	X線・検査 「その他」欄
121	D011	有床義歯咀嚼機能検査2「ロ 咬合圧測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能2ロ(前)	X線・検査 「その他」欄
122	D011	有床義歯咀嚼機能検査2「イ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能2イ(後)	X線・検査 「その他」欄
123	D011	有床義歯咀嚼機能検査2「ロ 咬合圧測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能2ロ(後)	X線・検査 「その他」欄
124	D011-2	咀嚼能力検査1を算定した場合	咀嚼1	X線・検査 「その他」欄
125	D011-2	咀嚼能力検査2を算定した場合	咀嚼2	X線・検査 「その他」欄
126	D011-3	咬合圧検査1を算定した場合	咬合圧1	X線・検査 「その他」欄
127	D011-3	咬合圧検査2を算定した場合	咬合圧2	X線・検査 「その他」欄
128	D011-4	小児口唇閉鎖力検査を算定した場合	小口唇	X線・検査 「その他」欄
129	D011-5	口腔粘膜湿度検査を算定した場合	湿润	X線・検査 「その他」欄
130	D012	舌圧検査を算定した場合	舌圧	X線・検査 「その他」欄
131	D013	精密触覚機能検査を算定した場合	精密触覚	X線・検査 「その他」欄
132	第4部通則4	画像診断において時間外緊急院内画像診断加算を算定した場合	緊画	X線・検査 「その他」欄
133	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「イ 歯科エックス線撮影」を算定した場合	電	X線・検査 「その他」欄
134	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「ロ 歯科パノラマ断層撮影」を算定した場合	パ電	X線・検査 「その他」欄
135	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「ハ 歯科用3次元エックス線断層撮影」を算定した場合	CT電	X線・検査 「その他」欄
136	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「ニ 歯科部分パノラマ断層撮影」を算定した場合	部パ電	X線・検査 「その他」欄
137	第4部通則5	画像診断において電子画像管理加算「ホ その他」を算定した場合	他電	X線・検査 「その他」欄
138	第4部通則6	区分番号E000(1のイ及び3に係るものを除く。)及びE200について歯科画像診断管理加算1を算定した場合	画診加1	X線・検査 「その他」欄
139	第4部通則7	区分番号E000(3に係るものに限る。)又は医科点数表の区分番号E203について歯科画像診断管理加算2を算定した場合	画診加2	X線・検査 「その他」欄
140	第4部通則8 第4部通則9	遠隔画像診断を行った場合	遠画診	X線・検査 「その他」欄
141	E100	歯科エックス線撮影の全顎撮影(デジタル撮影)を算定した場合	全デジ	X線・検査 「その他」欄
142	E100	歯科エックス線撮影の全顎撮影以外(デジタル撮影)を算定した場合	単デジ	X線・検査 「その他」欄
143	E100	歯科パノラマ断層撮影(デジタル撮影)を算定した場合	パデジ	X線・検査 「その他」欄
144	E100	歯科部分パノラマ断層撮影(デジタル撮影)を算定した場合	部パデジ	X線・検査 「その他」欄
145	E100	歯科用3次元エックス線断層撮影を算定した場合	歯CT	X線・検査 「その他」欄
146	E200	基本的エックス線診断料を算定した場合	基エ	X線・検査 「その他」欄
147	F100	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算1を算定した場合	外後使1	全体 「その他」欄
148	F100	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算2を算定した場合	外後使2	全体 「その他」欄
149	F100	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算3を算定した場合	外後使3	全体 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
150	F100 F400	処方料及び処方せん料に係る特定疾患処方管理加算を算定した場合であって、処方期間が28日以上の場合	特処長	全体 「その他」欄
151	F100 F400	処方料及び処方せん料に係る特定疾患処方管理加算を算定した場合であって、処方期間が28日未満の場合	特処	全体 「その他」欄
152	F200	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第1条第4号又は第1条第6号に係る医薬品を投与した場合	薬評	「摘要」欄
153	F200	常態として内服薬7種類以上を処方し、薬剤料を点数の合計の100分の90に相当する点数で算定した場合	減	「摘要」欄 薬剤名の前
154	F400	7種類以上の内服薬の投薬に係る処方せんを発行した場合	処方せん	投薬・注射 余白
155	F400	処方せん料に係る一般名処方加算1を算定した場合	一般名処方加算1	全体 「その他」欄
156	F400	処方せん料に係る一般名処方加算2を算定した場合	一般名処方加算2	全体 「その他」欄
157	F500	調剤技術基本料を算定した場合	調基	全体 「その他」欄
158	F500	調剤技術基本料に係る院内製剤加算を算定した場合	院	全体 「その他」欄
159	第6部通則6	区分番号G001からG005及びG006について外来化学療法加算1を算定した場合	化1	「摘要」欄
160	第6部通則6	区分番号G001からG005及びG006について外来化学療法加算2を算定した場合	化2	「摘要」欄
161	第6部通則7	バイオ後続品導入初期加算を算定した場合	バイオ	「摘要」欄
162	G004 G005	点滴注射及び中心静脈注射に係る血漿成分製剤加算を算定した場合	血漿	「摘要」欄
163	G020	無菌製剤処理科1を算定した場合	菌1	「摘要」欄
164	G020	無菌製剤処理科2を算定した場合	菌2	「摘要」欄
165	G020	無菌製剤処理科1の「イ 閉鎖式接続器具を使用した場合」を算定した場合	菌1器具	「摘要」欄
166	H -	「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを実施した場合	リハ選	「摘要」欄
167	H001-2	歯科口腔リハビリテーション料1「2 舌接触補助床の場合」を算定した場合	菌リハ1(2)	全体 「その他」欄
168	H001-2	歯科口腔リハビリテーション料1「3 小児保険装置の場合」を算定した場合	菌リハ1(3)	全体 「その他」欄
169	H001-2	歯科口腔リハビリテーション料1「4 その他の場合」を算定した場合	菌リハ1(4)	全体 「その他」欄
170	H001-3	歯科口腔リハビリテーション料2「1 口腔内装置を装着している場合」	菌リハ2(1)	全体 「その他」欄
171	H001-3	歯科口腔リハビリテーション料2「2 1以外の場合」	菌リハ2(2)	全体 「その他」欄
172	H001-4	歯科口腔リハビリテーション料3「1 口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者の場合」を算定した場合	菌リハ3(1)	全体 「その他」欄
173	H001-4	歯科口腔リハビリテーション料3「2 口腔機能の低下を来している患者の場合」を算定した場合	菌リハ3(2)	全体 「その他」欄
174	I005	歯髄温存療法を行った日から起算して3月以内に抜髄を行った場合	抜温	処置・手術 「その他」欄
175	I005	直接歯髄保護処置を行った日から起算して1月以内に抜髄を行った場合	抜直	処置・手術 「その他」欄
176	I006	抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的として根管拡大を行った場合	消炎拡大	処置・手術 「その他」欄
177	I007	抜歯を前提とした消炎のための根管貼薬処置を行った場合	根貼	処置・手術 「その他」欄
178	I010	糖尿病を有する患者に対して、スケーリング・ルートプレーニングと並行して歯周病処置を行う場合	P処(糖)	「摘要」欄
179	I017	口腔内装置1を算定した場合	OAp1	処置・手術 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
180	I017	口腔内装置2を算定した場合	OAp2	処置・手術 「その他」欄
181	I017	口腔内装置3を算定した場合	OAp3	処置・手術 「その他」欄
182	I017-1-2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1を算定した場合	SAS－OAp1	処置・手術 「その他」欄
183	I017-1-2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2を算定した場合	SAS－OAp2	処置・手術 「その他」欄
184	I017-1-3	舌接触補助床を製作又は旧義歯を用いた場合	PAP	処置・手術 「その他」欄
185	I017-1-4	術後即時顎補綴装置を製作した場合	術後即時顎補綴装置	処置・手術 「その他」欄
186	I017-2	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「イ 口腔内装置調整1」を算定した場合	OAp調1	処置・手術 「その他」欄
187	I017-2	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「ロ 口腔内装置調整2」を算定した場合	OAp調2	処置・手術 「その他」欄
188	I017-2	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「ハ 口腔内装置調整3」を算定した場合	OAp調3	処置・手術 「その他」欄
189	I017-2	口腔内装置調整・修理の「2 口腔内装置修理」を算定した場合	OAp修	処置・手術 「その他」欄
190	I029	周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した患者に対して術前に周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛(前)	処置・手術 「その他」欄
191	I029	周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した患者に対して術後に周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛(後)	処置・手術 「その他」欄
192	I029	周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛1(Ⅲ)	処置・手術 「その他」欄
193	I029	周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置2を行った場合	術口衛2(Ⅲ)	処置・手術 「その他」欄
194	I029	周術期等口腔機能管理料(Ⅳ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛1(Ⅳ)	処置・手術 「その他」欄
195	I029	周術期等口腔機能管理料(Ⅳ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置2を行った場合	術口衛2(Ⅳ)	処置・手術 「その他」欄
196	I029-1-2	回復期等口腔機能管理料を算定した患者に対して回復期等専門的口腔衛生処置を行った場合	回口衛	処置・手術 「その他」欄
197	I029-2	在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を算定した場合	在口衛	処置・手術 「その他」欄
198	I029-3	口腔粘膜処置を算定した場合	口処	処置・手術 「その他」欄
199	I030-2	非経口摂取患者口腔粘膜処置を算定した場合	非経口処	処置・手術 「その他」欄
200	I030-3	口腔バイオフィilm除去処置を算定した場合	バイオ除	処置・手術 「その他」欄
201	第9部通則10	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)感染症患者に対し、医科点数表の区分番号L008、L002又はL004を伴う手術を算定した場合	感	処置・手術 「その他」欄
202	J004	歯根端切除手術「2 歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合」を算定した場合	根切顕微	処置・手術 「その他」欄
203	J053 J087 J087-2	区分番号J053(2及び3)、J087及びJ087-2において内視鏡下加算を算定した場合	内	処置・手術 「その他」欄
204	J109	広範囲顎骨支持型装置埋入手術を算定した場合	特イ術	処置・手術 「その他」欄
205	J110	広範囲顎骨支持型装置搔爬術を算定した場合	特イ搔	処置・手術 「その他」欄
206	J200-4-2	レーザー機器加算	レーザー機器加算	処置・手術 「その他」欄
207	K002	吸入鎮静法を算定した場合	IS	麻酔 「その他」欄
208	K003	静脈内鎮静法を算定した場合	静鎮	麻酔 「その他」欄
209	K004	歯科麻酔管理料1を算定した場合	歯麻管1	麻酔 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
210	K004	歯科麻酔管理料2を算定した場合	歯麻管2	麻酔 「その他」欄
211	K005	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅰ)「10分未満のもの」を算定した場合	歯麻酔(Ⅰ)1	麻酔 「その他」欄
212	K005	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅰ)「10分以上20分未満のもの」を算定した場合	歯麻酔(Ⅰ)2	麻酔 「その他」欄
213	K006	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅱ)「1 麻酔に従事する歯科医師が専従で実施する場合」	歯麻酔(Ⅱ)1	麻酔 「その他」欄
214	K006	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅱ)「2 麻酔に従事する歯科医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合」	歯麻酔(Ⅱ)2	麻酔 「その他」欄
215	K006	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅱ)「3 麻酔を専従で実施する場合」	歯麻酔(Ⅱ)3	麻酔 「その他」欄
216	K006	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅱ)「4 1から3まで以外の場合」	歯麻酔(Ⅱ)4	麻酔 「その他」欄
217	M000-3	広範囲顎骨支持型補綴診断料を算定した場合	特イ診	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
218	M002	支台築造「1 間接法」「ロ ファイバーポストを用いた場合」を算定した場合	ファイバー(間)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
219	M002	支台築造「2 直接法」「イ ファイバーポストを用いた場合」を算定した場合	ファイバー(直)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
220	M003-4	光学印象を算定した場合	光imp	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
221	M005	脱離した歯冠修復物の再装着を算定した場合	再装	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
222	M005	脱離又は修理したブリッジを再装着した場合	Br再装	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
223	M010 M017	歯科鑄造用14カラット金合金を用いた金属歯冠修復を算定した場合	14K	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
224	M015	レジンインレーを算定した場合	RIn	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
225	M015-2	CAD/CAM冠の「1 2以外の場合」について、CAD/CAM冠用材料(V)を用いた場合	歯CAD(V)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
226	M015-2	CAD/CAM冠の「2 エンドクラウンの場合」について、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を用いた場合	エンクラ	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
227	M016-2	小児保険装置の「1 固定式保険装置」を算定した場合	保険(固)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
228	M016-2	小児保険装置の「2 可撤式保険装置」を算定した場合	保険(可)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
229	M018	有床義歯補強加算を算定した場合	芯補強	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
230	M018-2	3次元プリント有床義歯を算定した場合	3DFD	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
231	M020	金銀パラジウム合金を用いた鑄造鉤を算定した場合	鑄Cl(金パラ)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
232	M020	14カラット金合金を用いた鑄造鉤を算定した場合	鑄Cl(金)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
233	M021	14カラット金合金を用いた線鉤を算定した場合	線Cl(金)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
234	M021-2	金銀パラジウム合金を用いたコンビネーション鉤を算定した場合	コンビCl(金パラ)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
235	M023	金銀パラジウム合金を用いた鑄造バーを算定した場合	バー(金パラ)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
236	M025-2	広範囲顎骨支持型補綴を算定した場合	特イ補	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
237	M029 M030	有床義歯修理又は有床義歯内面適合法において歯科技工加算2を算定した場合	歯技工2	「摘要」欄
238	M030	軟質材料を用いた有床義歯内面適合法を算定した場合	床適合(軟)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
239	M041	広範囲顎骨支持型補綴物修理を算定した場合	特イ修	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄

項番	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
240	－	都道府県知事が厚生労働大臣の承認を得て別に療養担当手当を定めた場合の療養担当手当を算定した場合	療担手当	全体 「その他」欄
241	－	患者が要介護者又は要支援者の場合に、介護保険に相当するサービスのある診療を行った場合	介	「摘要」欄
242	P001	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）初診時を算定した場合	歯外ベアⅠ初	全体 「その他」欄
243	P001	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）再診時等を算定した場合	歯外ベアⅠ再	全体 「その他」欄
244	P001	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）歯科訪問診療時のイを算定した場合	歯外ベアⅠ訪イ	全体 「その他」欄
245	P001	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）歯科訪問診療時のロを算定した場合	歯外ベアⅠ訪ロ	全体 「その他」欄
246	P002	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1～24の初診又は歯科訪問診療を算定した場合	歯外ベアⅡ● （※●は1から24までの算定する数字を記載）	全体 「その他」欄
247	P002	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1～24の再診時等を算定した場合	歯外ベアⅡ再● （※●は1から24までの算定する数字を記載）	全体 「その他」欄
248	P003	入院ベースアップ評価料1～500を算定した場合	入ベア● （※●は1から500までの算定する数字を記載）	全体 「その他」欄
249	P100	歯科外来物価対応料の初診時を算定した場合	歯物価初	全体 「その他」欄
250	P100	歯科外来物価対応料の再診時等を算定した場合	歯物価再	全体 「その他」欄
251	P100	歯科入院物価対応料のイ～ヘンを算定した場合	歯物価入● （※●はイからヘンまでの算定する区分を記載）	全体 「その他」欄
252	P200	歯科技工所ベースアップ支援料を算定した場合	歯技ベア	全体 「その他」欄

別表Ⅴ 調剤行為名称等の略号一覧

項番	区分	項目	略称	記載欄
1	区分番号01	麻薬加算を算定した場合	麻	「加算料」欄
2	区分番号01	向精神薬加算を算定した場合	向	「加算料」欄
3	区分番号01	覚醒剤原料加算を算定した場合	覚原	「加算料」欄
4	区分番号01	毒薬加算を算定した場合	毒	「加算料」欄
5	区分番号01	薬剤調製料に係る時間外加算を算定した場合	薬時	「加算料」欄
6	区分番号01	薬剤調製料に係る休日加算を算定した場合	薬休	「加算料」欄
7	区分番号01	薬剤調製料に係る深夜加算を算定した場合	薬深	「加算料」欄
8	区分番号01	薬剤調製料に係る時間外加算の特例を算定した場合	薬特	「加算料」欄
9	区分番号01	調剤管理料に係る時間外加算を算定した場合	調時	「加算料」欄
10	区分番号01	調剤管理料に係る休日加算を算定した場合	調休	「加算料」欄
11	区分番号01	調剤管理料に係る深夜加算を算定した場合	調深	「加算料」欄
12	区分番号01	調剤管理料に係る時間外加算の特例を算定した場合	調特	「加算料」欄
13	区分番号01	自家製剤加算を算定した場合	自	「加算料」欄
14	区分番号01	自家製剤加算を算定した場合：錠剤を分割する場合（100分の20に該当する場合）	分自	「加算料」欄
15	区分番号01	計量混合調剤加算を算定した場合	計	「加算料」欄
16	区分番号01	予製剤加算を算定した場合	予	「加算料」欄
17	区分番号01	無菌製剤処理加算を算定した場合	菌	「加算料」欄
18	区分番号00	調剤基本料1の場合	基A	「調剤基本料」欄
19	区分番号00	調剤基本料2の場合	基B	「調剤基本料」欄
20	区分番号00	調剤基本料3のイの場合	基C	「調剤基本料」欄
21	区分番号00	調剤基本料3のロの場合	基D	「調剤基本料」欄
22	区分番号00	調剤基本料3のハの場合	基E	「調剤基本料」欄
23	区分番号00	特別調剤基本料Aの場合	特基A	「調剤基本料」欄
24	区分番号00	特別調剤基本料Bの場合	特基B	「調剤基本料」欄
25	区分番号00	調剤基本料注3（受付2回目以降）に該当する場合	同	「調剤基本料」欄
26	区分番号00	調剤基本料注4（未妥結減算等）に該当する場合	妥減	「調剤基本料」欄
27	区分番号00	地域支援・医薬品供給対応体制加算1を算定した場合	地支A	「調剤基本料」欄
28	区分番号00	地域支援・医薬品供給対応体制加算2を算定した場合	地支B	「調剤基本料」欄

項番	区分	項目	略称	記載欄
29	区分番号00	地域支援・医薬品供給対応体制加算3を算定した場合	地支C	「調剤基本料」欄
30	区分番号00	地域支援・医薬品供給対応体制加算4を算定した場合	地支D	「調剤基本料」欄
31	区分番号00	地域支援・医薬品供給対応体制加算5を算定した場合	地支E	「調剤基本料」欄
32	区分番号00	連携強化加算を算定した場合	連強	「調剤基本料」欄
33	区分番号00	バイオ後続品調剤体制加算を算定した場合	バ後体	「調剤基本料」欄
34	区分番号00	地域支援・医薬品供給対応体制加算4を算定した場合：100分の10に該当する場合	地敷D	「調剤基本料」欄
35	区分番号00	地域支援・医薬品供給対応体制加算5を算定した場合：100分の10に該当する場合	地敷E	「調剤基本料」欄
36	区分番号00	バイオ後続品調剤体制加算を算定した場合：100分の10に該当する場合	バ後体敷	「調剤基本料」欄
37	区分番号00	調剤基本料注8（後発医薬品減算）に該当する場合	後減	「調剤基本料」欄
38	区分番号00	在宅薬学総合体制加算1を算定した場合	在総A	「調剤基本料」欄
39	区分番号00	在宅薬学総合体制加算2イを算定した場合	在総Bイ	「調剤基本料」欄
40	区分番号00	在宅薬学総合体制加算2ロを算定した場合	在総Bロ	「調剤基本料」欄
41	区分番号00	在宅薬学総合体制加算1を算定した場合：100分の10に該当する場合	在敷A	「調剤基本料」欄
42	区分番号00	在宅薬学総合体制加算2イを算定した場合：100分の10に該当する場合	在敷Bイ	「調剤基本料」欄
43	区分番号00	在宅薬学総合体制加算2ロを算定した場合：100分の10に該当する場合	在敷Bロ	「調剤基本料」欄
44	区分番号00	電子的調剤情報連携体制整備加算を算定した場合	薬DX	「調剤基本料」欄
45	区分番号00	調剤基本料の加減算を行うと3点以下になり3点を算定した場合	基一定	「調剤基本料」欄
46	区分番号00	門前薬局等立地依存減算に該当する場合	門減	「調剤基本料」欄
47	区分番号00	リフィル処方箋による調剤を行う場合：総使用回数2回のうち、1回目の調剤を行う場合	リ1/2	「時間外等加算」欄
48	区分番号00	リフィル処方箋による調剤を行う場合：総使用回数2回のうち、2回目の調剤を行う場合	リ2/2	「時間外等加算」欄
49	区分番号00	リフィル処方箋による調剤を行う場合：総使用回数3回のうち、1回目の調剤を行う場合	リ1/3	「時間外等加算」欄
50	区分番号00	リフィル処方箋による調剤を行う場合：総使用回数3回のうち、2回目の調剤を行う場合	リ2/3	「時間外等加算」欄
51	区分番号00	リフィル処方箋による調剤を行う場合：総使用回数3回のうち、3回目の調剤を行う場合	リ3/3	「時間外等加算」欄
52	区分番号00	調剤基本料に係る時間外加算を算定した場合	時	「時間外等加算」欄
53	区分番号00	調剤基本料に係る休日加算を算定した場合	休	「時間外等加算」欄
54	区分番号00	調剤基本料に係る深夜加算を算定した場合	深	「時間外等加算」欄
55	区分番号00	調剤基本料に係る時間外加算の特例を算定した場合	特	「時間外等加算」欄
56	区分番号01	薬剤調製料に係る夜間・休日等加算を算定した場合	夜	「時間外等加算」欄
57	区分番号01	調剤管理料に係る時間外加算を算定した場合：在宅協力薬局が当該分析等を行い、在宅基幹薬局が当該店数を算定する場合	調時	「時間外等加算」欄

項番	区分	項目	略称	記載欄
58	区分番号01	調剤管理料に係る休日加算を算定した場合：在宅協力薬局が当該分析等を行い、在宅基幹薬局が当該店数を算定する場合	調休	「時間外等加算」欄
59	区分番号01	調剤管理料に係る深夜加算を算定した場合：在宅協力薬局が当該分析等を行い、在宅基幹薬局が当該店数を算定する場合	調深	「時間外等加算」欄
60	区分番号01	調剤管理料に係る時間外加算の特例を算定した場合：在宅協力薬局が当該分析等を行い、在宅基幹薬局が当該店数を算定する場合	調特	「時間外等加算」欄
61	区分番号10の2	調剤管理料の調剤時残薬調整加算イを算定した場合	調残A	「薬学管理料」欄
62	区分番号10の2	調剤管理料の調剤時残薬調整加算ロを算定した場合	調残B	「薬学管理料」欄
63	区分番号10の2	調剤管理料の調剤時残薬調整加算ハを算定した場合	調残C	「薬学管理料」欄
64	区分番号10の2	調剤管理料の調剤時残薬調整加算ニを算定した場合	調残D	「薬学管理料」欄
65	区分番号10の2	調剤管理料の薬学的有害事象等防止加算イを算定した場合	調有A	「薬学管理料」欄
66	区分番号10の2	調剤管理料の薬学的有害事象等防止加算ロを算定した場合	調有B	「薬学管理料」欄
67	区分番号10の2	調剤管理料の薬学的有害事象等防止加算ハを算定した場合	調有C	「薬学管理料」欄
68	区分番号10の2	調剤管理料の薬学的有害事象等防止加算ニを算定した場合	調有D	「薬学管理料」欄
69	区分番号10の2	調剤管理料を算定した場合：在宅協力薬局が当該分析等を行い、在宅基幹薬局が当該点数を算定する場合	調管	「薬学管理料」欄
70	区分番号10の2	調剤管理料1イを算定した場合：内服薬が長期処方(28日以上)されている患者であって、減数調剤を行うことにより、実際の調剤する内服薬の投与日数が1日以上かつ27日以下となり、当該点数を算定する場合かつ在宅協力薬局が当該分析等を行い、在宅基幹薬局が当該点数を算定する場合	調管減	「薬学管理料」欄
71	区分番号10の3	服薬管理指導料1イを算定した場合：3月以内に再度処方箋と手帳を持参し、かかりつけ薬剤師が行った場合	薬Aイ	「薬学管理料」欄
72	区分番号10の3	服薬管理指導料1ロを算定した場合：3月以内に再度処方箋と手帳を持参し、1イ以外の場合	薬Aロ	「薬学管理料」欄
73	区分番号10の3	服薬管理指導料2イを算定した場合：3月を超えて再度処方箋を持参し、かかりつけ薬剤師が行った場合	薬Bイ	「薬学管理料」欄
74	区分番号10の3	服薬管理指導料2イを算定した場合：3月以内に再度処方箋を持参し、かかりつけ薬剤師が行った場合(手帳なし)	薬Bイ無	「薬学管理料」欄
75	区分番号10の3	服薬管理指導料2ロを算定した場合：初めて処方箋を持参した患者等、来局した患者において、2イ以外の場合	薬Bロ	「薬学管理料」欄
76	区分番号10の3	服薬管理指導料2ロを算定した場合：3月以内に再度処方箋を持参し、2イ以外の場合(手帳なし)	薬Bロ無	「薬学管理料」欄
77	区分番号10の3	服薬管理指導料3を算定した場合	薬C	「薬学管理料」欄
78	区分番号10の3	服薬管理指導料4イを算定した場合：3月以内に再度処方箋を提出した患者(手帳あり)	薬Dイ再	「薬学管理料」欄
79	区分番号10の3	服薬管理指導料4イを算定した場合：介護老人福祉施設等の患者	薬Dイ施	「薬学管理料」欄
80	区分番号10の3	服薬管理指導料4ロを算定した場合：在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なもの	薬Dロ	「薬学管理料」欄
81	区分番号10の3	服薬管理指導料4ハを算定した場合：ロのうち、患者の急変等に伴い行った場合	薬Dハ	「薬学管理料」欄
82	区分番号10の3	服薬管理指導料4ニを算定した場合：イからハまで以外(3月以内に再度処方箋を提出した患者(手帳なし))	薬Dニ無	「薬学管理料」欄
83	区分番号10の3	服薬管理指導料4ニを算定した場合：イからハまで以外(3月を超えて又は初めて処方箋を提出した患者)	薬Dニ	「薬学管理料」欄
84	区分番号10の3	服薬管理指導料の特例(13点)を算定した場合：3月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳あり)	特1A	「薬学管理料」欄
85	区分番号10の3	服薬管理指導料の特例(13点)を算定した場合：3月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳なし)	特1B	「薬学管理料」欄
86	区分番号10の3	服薬管理指導料の特例(13点)を算定した場合：3月以内に再度処方箋を持参した患者以外	特1C	「薬学管理料」欄

項番	区分	項目	略称	記載欄
87	区分番号10の3	服薬管理指導料の特例(13点)を算定した場合:情報通信機器を用いた服薬指導(3月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳あり))	特1才A	「薬学管理料」欄
88	区分番号10の3	服薬管理指導料の特例(13点)を算定した場合:情報通信機器を用いた服薬指導(3月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳なし))	特1才B	「薬学管理料」欄
89	区分番号10の3	服薬管理指導料の特例(13点)を算定した場合:情報通信機器を用いた服薬指導(3月以内に再度処方箋を持参した患者以外)	特1才C	「薬学管理料」欄
90	区分番号10の3	服薬管理指導料の麻薬管理指導加算を算定した場合	麻	「薬学管理料」欄
91	区分番号10の3	服薬管理指導料の特定薬剤管理指導加算1のイを算定した場合	特管Aイ	「薬学管理料」欄
92	区分番号10の3	服薬管理指導料の特定薬剤管理指導加算1のロを算定した場合	特管Aロ	「薬学管理料」欄
93	区分番号10の3	服薬管理指導料の特定薬剤管理指導加算2を算定した場合	特管B	「薬学管理料」欄
94	区分番号10の3	服薬管理指導料の特定薬剤管理指導加算3のイを算定した場合	特管Cイ	「薬学管理料」欄
95	区分番号10の3	服薬管理指導料の特定薬剤管理指導加算3のロを算定した場合	特管Cロ	「薬学管理料」欄
96	区分番号10の3	服薬管理指導料の乳幼児服薬指導加算を算定した場合	乳	「薬学管理料」欄
97	区分番号10の3	服薬管理指導料の小児特定加算を算定した場合	小特	「薬学管理料」欄
98	区分番号10の3	服薬管理指導料の吸入薬指導加算を算定した場合	吸	「薬学管理料」欄
99	区分番号10の3	服薬管理指導料のかかりつけ薬剤師フォローアップ加算を算定した場合	薬FU	「薬学管理料」欄
100	区分番号10の3	服薬管理指導料のかかりつけ薬剤師訪問加算を算定した場合	薬訪	「薬学管理料」欄
101	区分番号14の2	外来服薬支援料1を算定した場合	支A	「薬学管理料」欄
102	区分番号14の2	外来服薬支援料2を算定した場合	支B	「加算料」欄
103	区分番号14の2	外来服薬支援料2を算定した場合:在宅協力薬局が当該指導等を行い、在宅基幹薬局が当該点数を算定する場合	支B	「薬学管理料」欄
104	区分番号14の2	施設連携加算を算定した場合	施連	「薬学管理料」欄
105	区分番号14の3	服用薬剤調整支援料1を算定した場合	剤調A	「薬学管理料」欄
106	区分番号14の3	服用薬剤調整支援料2を算定した場合	剤調B	「薬学管理料」欄
107	区分番号14の4	調剤後薬剤管理指導料1を算定した場合	調後A	「薬学管理料」欄
108	区分番号14の4	調剤後薬剤管理指導料2を算定した場合	調後B	「薬学管理料」欄
109	区分番号15	在宅患者訪問薬剤管理指導料1を算定した場合	訪A	「薬学管理料」欄
110	区分番号15	在宅患者訪問薬剤管理指導料2を算定した場合	訪B	「薬学管理料」欄
111	区分番号15	在宅患者訪問薬剤管理指導料3を算定した場合	訪C	「薬学管理料」欄
112	区分番号15	在宅患者訪問薬剤管理指導料の麻薬管理指導加算を算定した場合	麻	「薬学管理料」欄
113	区分番号15	在宅患者訪問薬剤管理指導料の医療用麻薬持続注射療法加算を算定した場合	医麻	「薬学管理料」欄
114	区分番号15	在宅患者訪問薬剤管理指導料の乳幼児加算を算定した場合	乳	「薬学管理料」欄
115	区分番号15	在宅患者訪問薬剤管理指導料の小児特定加算を算定した場合	小特	「薬学管理料」欄

項番	区分	項目	略称	記載欄
116	区分番号15	在宅患者訪問薬剤管理指導料の在宅中心静脈栄養法加算を算定した場合	中静	「薬学管理料」欄
117	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1を算定した場合	緊訪A	「薬学管理料」欄
118	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2を算定した場合	緊訪B	「薬学管理料」欄
119	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の麻薬管理指導加算を算定した場合	麻	「薬学管理料」欄
120	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の医療用麻薬持続注射療法加算を算定した場合	医麻	「薬学管理料」欄
121	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の乳幼児加算を算定した場合	乳	「薬学管理料」欄
122	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の小児特定加算を算定した場合	小特	「薬学管理料」欄
123	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の在宅中心静脈栄養法加算を算定した場合	中静	「薬学管理料」欄
124	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の夜間訪問加算を算定した場合	夜訪	「薬学管理料」欄
125	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の休日訪問加算を算定した場合	休訪	「薬学管理料」欄
126	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の深夜訪問加算を算定した場合	深訪	「薬学管理料」欄
127	区分番号15の2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を「注10」に基づき算定した場合	感訪	「薬学管理料」欄
128	区分番号15の3	在宅患者緊急時等共同指導料を算定した場合	緊共	「薬学管理料」欄
129	区分番号15の3	在宅患者緊急時等共同指導料の麻薬管理指導加算を算定した場合	麻	「薬学管理料」欄
130	区分番号15の3	在宅患者緊急時等共同指導料の医療用麻薬持続注射療法加算を算定した場合	医麻	「薬学管理料」欄
131	区分番号15の3	在宅患者緊急時等共同指導料の乳幼児加算を算定した場合	乳	「薬学管理料」欄
132	区分番号15の3	在宅患者緊急時等共同指導料の小児特定加算を算定した場合	小特	「薬学管理料」欄
133	区分番号15の3	在宅患者緊急時等共同指導料の在宅中心静脈栄養法加算を算定した場合	中静	「薬学管理料」欄
134	区分番号15の4	退院時共同指導料を算定した場合	退共	「薬学管理料」欄
135	区分番号15の5	服薬情報等提供料1を算定した場合	服A	「薬学管理料」欄
136	区分番号15の5	服薬情報等提供料2のイを算定した場合	服Bイ	「薬学管理料」欄
137	区分番号15の5	服薬情報等提供料2のロを算定した場合	服Bロ	「薬学管理料」欄
138	区分番号15の5	服薬情報等提供料2のハを算定した場合	服Bハ	「薬学管理料」欄
139	区分番号15の5	服薬情報等提供料3を算定した場合	服C	「薬学管理料」欄
140	区分番号15の7	経管投薬支援料を算定した場合	経	「薬学管理料」欄
141	区分番号15の8	在宅移行初期管理料を算定した場合	在初	「薬学管理料」欄
142	区分番号15の9	訪問薬剤管理医師同時指導料を算定した場合	医同	「薬学管理料」欄
143	区分番号15の10	複数名薬剤管理指導訪問料を算定した場合	調複	「薬学管理料」欄
144	区分番号40	調剤ベースアップ評価料	調べ	「薬学管理料」欄

項番	区分	項目	略称	記載欄
145	区分番号41	調剤物価対応料	調物	「薬学管理料」欄

※略称については、麻 等と四角囲みをし記載することとするが、電子計算機の場合は、口を省略しても差し支えないこと。

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医
薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について
(令和 8 年 3 月 27 日保医発 0327 第 6 号)

別添

第 3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第 2、第 2
の 2 及び第 3 並びに医薬品等告示関係）

31 近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品の支給に関する事項

(6) 患者から近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品の支給に係る費用徴収を
行った保険医療機関及び保険薬局は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担
に係る徴収額と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当
該費用徴収に係る領収書を交付するものとする。

(7) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式 23 により
地方厚生（支）局長にその都度報告すること。また、患者から特別の料金を徴収
した保険医療機関及び保険薬局については、毎年 of 定例報告の際に、その実施状
況について地方厚生（支）局長に報告すること。

(別添 7)

官報掲載事項の一部訂正

【令和 8 年 3 月 5 日（号外第 46 号）】

○ 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第 69 号）

該当箇所	誤	正
別表第一 第 4 章 経過措 置	(新設)	<u>3 第 1 章第 2 部第 1 節の規定にかかわらず、第 1 章第 2 部第 2 節に規定する要件を満たす保険医療機関の病棟（一般病棟入院基本料を算定する病棟に限る。）であって、令和 8 年 3 月 31 日において現に総合入院体制加算又は急性期充実体制加算に係る届出を行っているものについては、令和 9 年 5 月 31 日までの間に限り、急性期総合体制加算を算定できるものとする。</u>